三重県総合計画

県民しあわせプラン 戦略計画

三重県

県民
しあわせ
プラン
戦略計画



三重県総合計画

県民
しあわせ
プラン
戦略計画

三重県

目　　次

戦略計画策定の趣旨 …… 1
戦略計画の計画期間 …… 1
戦略計画の構成 …… 1
戦略計画の実施にあたって …… 1
計画期間中の財政見通し …… 3

第１編　政策・事業体系 …… 4

第１章　政策・事業体系とは …… 5

第２章　政策・事業体系の取組 …… 6

政策・事業体系一覧 …… 7
施策、基本事業の各ページの見方 …… 8

第１節　一人ひとりの思いを支える社会環境の創造と人づくり … 10

1－1　一人ひとりが尊重され、誰もが参画できる社会の実現
111　人権尊重社会の実現 …… 11
112　男女共同参画社会の実現 …… 15

1－2　豊かな個性を育む人づくりの推進
121　生涯学習の推進 …… 19
122　学校教育の充実 …… 22
123　青少年の健全育成 …… 29
124　高等教育機関の充実と連携 …… 33

1－3　文化・スポーツを通じた自己実現
131　文化が身近に感じられる環境づくり …… 35
132　スポーツの振興 …… 39

第２節　安心を支える雇用・就業環境づくりと元気な産業づくり… 42

2－1　安心を支える雇用と就業環境づくりの推進
211　地域の実情に応じた多様な雇用支援 …… 43
212　職業能力の開発と勤労者生活の支援 …… 47

2－2　安心を支える力強い農林水産業の振興
221　安全で安心な農林水産物の安定的な供給 …… 50
222　戦略的なマーケティングプロジェクトの展開 …… 54
223　農林水産業を支える生産・経営基盤の充実 …… 58
224　農林水産業を支える技術開発の推進 …… 64

2－3　地域経済を支える戦略的な産業振興
231　自律的産業集積の推進 …… 68
232　既存産業の高度化・高付加価値化の促進 …… 73
233　観光・交流産業の振興 …… 78
234　技術の高度化の促進 …… 81

第３節　安全なくらしの確保と安心できる生活環境の創造 … 86

3－1　災害に強い県土づくりの推進
311　防災対策の推進 …… 87
312　治山・治水・海岸保全対策の推進 …… 94

3－2　安全な生活の確保
321　交通安全対策の推進 …… 98
322　地域安全対策の推進 …… 101
323　安心な消費生活の確保 …… 106
324　食の安全とくらしの衛生の確保 …… 109
325　感染症対策の推進 …… 115

3－3　健やかなくらしを育むささえあい社会の構築
331　健康づくりの推進 …… 118
332　子育て環境の整備 …… 123
333　地域とともに進める福祉社会づくり …… 128
334　利用者本位の福祉サービスの確保 …… 131

3－4　安心を支える医療・福祉の推進
341　医療提供体制の整備 …… 134
342　多様化する疾病への対応 …… 139
343　生活保障の確保 …… 142
344　高齢者保健福祉の推進 …… 145

345　障害者保健福祉の推進 …… 149

第4節 持続可能な循環型社会の創造 …… 154

4－1　資源循環型社会の構築
411　資源循環の推進 …… 155
412　大気環境の保全 …… 159
413　水環境の保全 …… 164

4－2　自然との共生の確保
421　自然環境の保全・再生と活用 …… 168
422　森林・農地・海洋の持つ公益的機能の増進 …… 173

4－3　環境保全活動の推進
431　環境経営の推進 …… 176
432　環境を守り育てる活動への参加と協働の促進 …… 179

4－4　土地・水・エネルギー資源の効率的な利用の推進
441　土地の計画的な利用の促進 …… 182
442　水資源の確保と効率的な総合利用 …… 184
443　エネルギー対策の推進 …… 187

第5節 人と地域の絆づくりと魅力あふれるふるさと創造 … 190

5－1　多様な交流と連携の促進
511　在住外国人との共生社会づくりと国際交流・貢献の推進 …… 191
512　県境を越えた交流・連携の推進 …… 194
513　科学技術交流の推進 …… 197

5－2　県民参画による地域づくりと交流・連携を支える絆づくりの推進
521　多様な活動主体の参画による地域社会づくりの推進 …… 200
522　分権型社会の実現 …… 203
523　住民参画によるまちづくりの推進 …… 206
524　県情報の効果的な発信による情報共有化の推進 …… 209
525　ＩＴ（情報通信技術）の利活用によるサービスの高度化 …… 213

5－3　活力ある地域づくりの推進
531　地域振興プロジェクトの推進 …… 218
532　快適で豊かな農山漁村づくり …… 221
533　流域圏づくりの推進 …… 224
534　過疎・離島・半島地域の振興 …… 226

5－4　快適なまちづくりの推進
541　快適な都市環境の整備 …… 230
542　ゆとりある住まいづくり …… 234

5－5　交流・連携を広げ社会を支える基盤の整備
551　高速交通網の整備 …… 237
552　道路網の整備 …… 240
553　公共交通網の整備 …… 244
554　港湾の整備 …… 247
555　基盤整備を進めるための公共事業の適正な運営と円滑な推進 …… 250

第2編 行政運営の取組 …… 254

第1章　施策・基本事業を推進するために …… 255

第2章　行政運営の具体的な取組 …… 256

第1節 県民へのよりよいサービスの提供 …… 258

610　みえ行政経営体系による県政の運営 …… 259
620　戦略計画の展開と政策開発 …… 262
630　効率的で効果的な組織・体制づくり …… 265
640　人材育成の推進 …… 268
650　長期的展望に立った財政運営 …… 271

第2節 民主的かつ公正中立な行政運営（行政委員会） …… 276

第３編　重点プログラム …… 282

第１章　重点プログラムとは …… 283

第２章　重点プログラムの取組 …… 285

重点プログラム一覧 …… 286
重点プログラムの各ページの見方 …… 287

みえの元気づくり …… 290

元気１　若年者雇用支援プログラム …… 291
元気２　中高年者雇用・安定プログラム … 297
元気３　基礎・基本の学力定着プログラム …… 303
元気４　戦略的な企業誘致推進プログラム …… 307
元気５　中小企業支援プログラム …… 311
元気６　地産地消定着による地域産業活性化プログラム …… 317
元気７　競争力のある三重の農林水産物創出プログラム …… 323
元気８　自律的産業集積基盤の整備推進プログラム …… 329

みえのくらしづくり …… 336

くらし１　地震に備えみんなでつくる安全・安心プログラム（津波対策）（耐震対策）（輸送路・避難路整備） …… 337
くらし２　災害に備える情報共有プログラム …… 349
くらし３　身近な犯罪抑止プログラム …… 353
くらし４　交通事故抑止プログラム …… 359
くらし５　食の安全・安心確保プログラム …… 365
くらし６　高齢者の安心確保緊急支援プログラム …… 371
くらし７　障害者の地域生活支援プログラム …… 377
くらし８　医療体制緊急整備プログラム …… 385
くらし９　少子化対策のための子育て家庭応援プログラム …… 391
くらし10　児童虐待緊急対応プログラム …… 397
くらし11　子どもたちが安心できる学習プログラム …… 401
くらし12　ごみゼロ社会実現プログラム …… 407
くらし13　不法投棄のない安全な循環型社会実現プログラム …… 411
くらし14　海・山・川身近な自然の保全プログラム（生活排水処理緊急対策）…415
くらし15　みんなで取り組むCO_2排出削減プログラム …… 419

みえの絆づくり …… 426

絆１　観光みえの魅力増進プログラム …… 427
絆２　歴史的・文化的遺産等を活かした三重の魅力づくりプログラム … 433
絆３　熊野古道の保全と活用による地域活性化プログラム …… 439
絆４　高速道路と市町村合併を支援する道路整備プログラム …… 443
絆５　県民との協働でつくる一人ひとりが尊重され、誰もが参画できる社会づくりプログラム …… 447
絆６　国際貢献・外国人との共生社会推進プログラム …… 453
絆７　分権・自治推進プログラム …… 459

戦略計画策定の趣旨

この戦略計画は、「県民しあわせプラン」を的確に進行管理するための中期実施計画として策定しました。

戦略計画の計画期間

計画期間は、2004年度（平成16年度）から2006年度（平成18年度）までの３か年です。行政をとりまく環境が急激に変化する状況にあって、確かな目標設定が可能であり、かつ、進行管理におけるマネジメントの実効性を確保するためです。

戦略計画の構成

戦略計画第１編は、「県民しあわせプラン」に掲げる19の政策の実現手段を、数値目標を設定した施策・基本事業として体系化したものです。

また、第２編は、施策・基本事業を推進するために行う効果的な行政運営と行政委員会（教育委員会、公安委員会を除く。）の取組内容です。

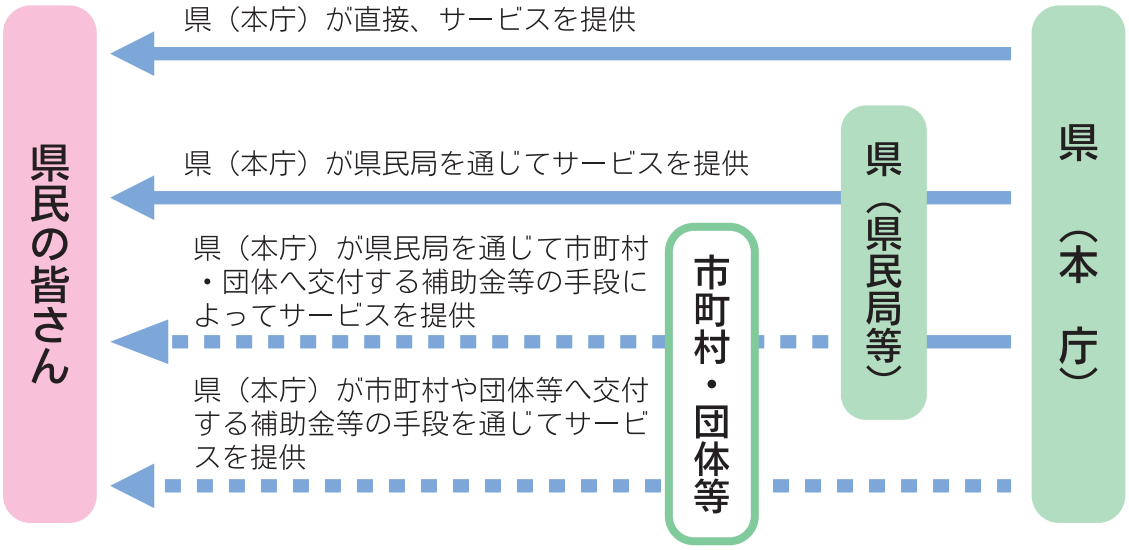
さらに、第３編は、戦略的な新しい取組である30項目の「重点プログラム」です。これは、県民の皆さんが感じている不安や不満の解消を主なねらいとし、３か年の事務事業の内容、事業費等を明記した取組です。

戦略計画の実施にあたって

この戦略計画で明らかにした施策は、毎年度のPDS（Plan：企画－Do：実施－See：評価）の進行管理を行う中で、各年度その成果を検証し、必要な事務事業の見直しを検討して翌年度の「県政運営方針」に反映します。そして、この方針に従って予算が調整され、県議会での予算審議および議決を経て、県の事務事業として実施に移されます。とりわけ、重点プログラムを構成する事務事業については、具体的な事業内容、事業費等をあらかじめ明示してありますが、事業の効果の検証や状況変化に柔軟に対応して、見直すことはもちろん、重点プログラムの項目自体も見直しの対象とするものと考えています。

この戦略計画に基づき進められる具体的な事務事業は、次に示す模式図のように最終的なサービスの受け手である県民の皆さんから見ると、サービスの提供過程で市町村や団体等を通じて行われるものがあります。また、事業の対象となっている県民の皆さんの県政に対する参画の態様や度合いも異なります。このことを政策評価の視点から見ると、県の事業展開において、新しい時代の「公」のあり方にふさわしい県民の皆さんとの「連携と協働」をいかに進めていけるかが、県の実施した事業の成果を県民の皆さんが実感できるかどうかについて、大きな影響を与えるということにほかなりません。

県が行う行政サービスの提供形態



このようなことから、県では、県民の皆さんのニーズや地域の課題が的確に施策、事業に反映され、事業箇所の決定や実施段階での工夫など、サービスの受け手である県民の皆さんに近いところで判断ができるよう、本庁から地域機関に対しての権限委譲を進めてきました。さらに、「三重県地方分権推進方針」に基づき、県から市町村への財源問題を含めた権限移譲や補助金のあり方等についての検討が市町村と共に進められています。

一方、地域に関わる取組としては、住民の皆さん、NPO、市町村および県の地域機関である県民局が協働して進めている「生活創造圏づくり」があります。

この取組手法は、地域の主体性を最大限尊重し、地域の多様な主体がその役割を果たすことで、地域独自の価値を共有し、高めていくものであり、「地域主権の社会」づくりの一つのかたちであるといえるでしょう。

この「戦略計画」では、地域ごとの政策ビジョンを示してはいませんが、現在、「三重県生活創造圏ビジョン推進条例」を基に策定されている「生活創造圏ビジョン」の推進のほか、さまざまな生活創造圏づくりに取り組んでおり、当面はこれらの取組を進めます。しかしながら、現在、県内の市町村の合併が進められている中で、「三重のくにづくり宣言」で示した生活創造圏の圏域の見直しや「三重県地方分権推進方針」に基づいた県と市町村の役割分担の明確化や適正化、また地域に応じた県機能の見直しなども検討していることから、県行政の中で各地域の特徴ある取組やそのしくみをどのように扱っていくかを、今後検討していくこととしています。

計画期間中の財政見通し

この戦略計画期間中の本県の財政規模について、一般会計の歳出額の合計は、２兆720億円程度と推計され、また、歳入額の合計は、２兆340億円程度と推計されます。これによる要調整額（財源不足額）は、380億円程度と見込まれます。

本県の財政がこのような厳しい状況にあっても、計画を着実に実行していく必要があります。そのため、予算編成の中で「重点プログラム枠」を設け、戦略的、重点的な取組を行っていきます。

また、財源を確保するとともに、役割を終えた事業や成果が出ていない事業の廃止・見直し、厳しい優先度判断による「選択と集中」を一層進めつつ、着実な財政運営を行っていきます。

なお、国の「三位一体の改革」や景気動向等により、財政見通しが変わる場合があります。

計画期間中の財政見通し（一般会計）

（単位：億円）

		2004年度	2005年度	2006年度	備　考
歳入	県税等	2,326	2,390	2,460	2004年度をもとに推計
	地方交付税	1,618	1,540	1,440	2004年度をもとに推計
	国庫支出金	1,099	1,010	890	歳出と連動
	県債	848	810	770	歳出と連動
	その他	1,113	950	1,090	基金繰入金は繰入見込み額を推計 他の収入は歳出と連動
	歳入合計	7,004	6,690	6,650	
歳出	義務的経費	3,849	3,770	3,820	人件費は職員数見込み、退職者数見込み等を反映 扶助費は過去の伸び率から推計 公債費は発行額等から推計 重点プログラムに係る事業は見込み額を計上
	うち公債費	1,028	980	980	
	消費・投資的経費	3,156	3,110	3,020	2004年度をもとに推計 重点プログラムに係る事業は見込み額を計上
	歳出合計	7,004	6,880	6,840	
歳出のうち重点プログラムに係る事業		355（12）	385	361	３か年の合計額 1,100（12）

※　2004年度の重点プログラムに係る事業について、2003年度最終補正予算で対応したものを含み、（　）内数で表しています。

要調整額（歳出－歳入）	0	190	190

※　この試算は、備考欄に示した方法により算出しています。
※　端数を四捨五入により処理しているため、合計で合わない場合があります。
　　また、2005年度、2006年度の事業費は、10億円単位で見込んでいます。

第1編



政策・事業体系

第1章　政策・事業体系とは

第2章　政策・事業体系の取組

第1章 政策・事業体系とは

政策・事業体系とは

政策・事業体系とは、三重県としてめざすべき社会を実現するために実施する県の仕事を目的と手段の関係で整理したものです。

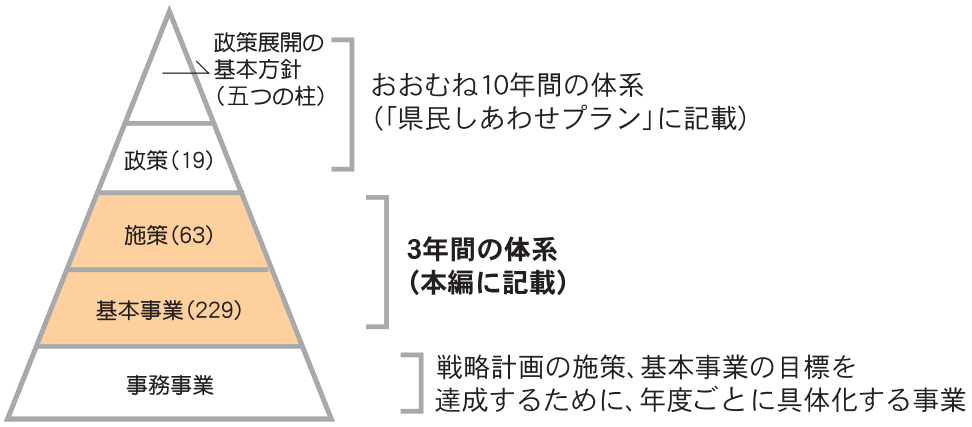
政策・事業体系の構成

政策・事業体系は、直接県民へのサービス提供を目的としない内部事務を除くあらゆる県の施策や事務を体系にしており、五つの柱のもとに、政策―施策―基本事業―事務事業で構成しています。

第１編第２章では、2004年度（平成16年度）から2006年度（平成18年度）にかけて取り組む施策と基本事業を示しています。

施策・基本事業の推進

施策と基本事業は、３年間に取り組む目標を明確にするために、県民の皆さんにとっての成果を表す指標を用いた数値目標を設定し、毎年度、事務事業を含めて成果の確認と検証を行うことで、着実に計画を推進します。



施策・基本事業・事務事業のマネジメント

施策と基本事業および事務事業の実施にあたっては、毎年その成果を確認・把握し、見直しおよび改善が行われるように、みえ政策評価システムにおけるPlan（企画）、Do（実施）、See（評価）のサイクルにおいて、的確にマネジメントします。

第2章 政策・事業体系の取組

第1節 一人ひとりの思いを支える社会環境の創造と人づくり

第2節 安心を支える雇用・就業環境づくりと元気な産業づくり

第3節 安全なくらしの確保と安心できる生活環境の創造

第4節 持続可能な循環型社会の創造

第5節 人と地域の絆づくりと魅力あふれるふるさと創造

政策・事業体系一覧

〔政策展開の基本方向（五つの柱）〕	〔政　策〕	〔施　策〕	〔主担当部局〕
Ⅰ 一人ひとりの思いを支える社会環境の創造と人づくり	1 一人ひとりが尊重され、誰もが参画できる社会の実現	1 人権尊重社会の実現	〈生　活　部〉
		2 男女共同参画社会の実現	〈生　活　部〉
	2 豊かな個性を育む人づくりの推進	1 生涯学習の推進	〈教育委員会〉
		2 学校教育の充実	〈教育委員会〉
		3 青少年の健全育成	〈生　活　部〉
		4 高等教育機関の充実と連携	〈生　活　部〉
	3 文化・スポーツを通じた自己実現	1 文化が身近に感じられる環境づくり	〈生　活　部〉
		2 スポーツの振興	〈教育委員会〉
Ⅱ 安心を支える雇用・就業環境づくりと元気な産業づくり	1 安心を支える雇用と就業環境づくりの推進	1 地域の実情に応じた多様な雇用支援	〈生　活　部〉
		2 職業能力の開発と勤労者生活の支援	〈生　活　部〉
	2 安心を支える力強い農林水産業の振興	1 安全で安心な農林水産物の安定的な供給	〈農水商工部〉
		2 戦略的なマーケティングプロジェクトの展開	〈農水商工部〉
		3 農林水産業を支える生産・経営基盤の充実	〈農水商工部〉
		4 農林水産業を支える技術開発の推進	〈総合企画局〉
	3 地域経済を支える戦略的な産業振興	1 自律的産業集積の推進	〈農水商工部〉
		2 既存産業の高度化・高付加価値化の促進	〈農水商工部〉
		3 観光・交流産業の振興	〈農水商工部〉
		4 技術の高度化の促進	〈総合企画局〉
Ⅲ 安全なくらしの確保と安心できる生活環境の創造	1 災害に強い県土づくりの推進	1 防災対策の推進	〈防災危機管理局〉
		2 治山・治水・海岸保全対策の推進	〈県土整備部〉
	2 安全な生活の確保	1 交通安全対策の推進	〈生　活　部〉
		2 地域安全対策の推進	〈警 察 本 部〉
		3 安心な消費生活の確保	〈生　活　部〉
		4 食の安全とくらしの衛生の確保	〈健康福祉部〉
		5 感染症対策の推進	〈健康福祉部〉
	3 健やかなくらしを育むささえあい社会の構築	1 健康づくりの推進	〈健康福祉部〉
		2 子育て環境の整備	〈健康福祉部〉
		3 地域とともに進める福祉社会づくり	〈健康福祉部〉
		4 利用者本位の福祉サービスの確保	〈健康福祉部〉
	4 安心を支える医療・福祉の推進	1 医療提供体制の整備	〈健康福祉部〉
		2 多様化する疾病への対応	〈健康福祉部〉
		3 生活保障の確保	〈健康福祉部〉
		4 高齢者保健福祉の推進	〈健康福祉部〉
		5 障害者保健福祉の推進	〈健康福祉部〉
Ⅳ 持続可能な循環型社会の創造	1 資源循環型社会の構築	1 資源循環の推進	〈環境森林部〉
		2 大気環境の保全	〈環境森林部〉
		3 水環境の保全	〈環境森林部〉
	2 自然との共生の確保	1 自然環境の保全・再生と活用	〈環境森林部〉
		2 森林・農地・海洋の持つ公益的機能の増進	〈環境森林部〉
	3 環境保全活動の推進	1 環境経営の推進	〈環境森林部〉
		2 環境を守り育てる活動への参加と協働の促進	〈環境森林部〉
	4 土地・水・エネルギー資源の効果的な利用の推進	1 土地の計画的な利用の促進	〈地域振興部〉
		2 水資源の確保と効率的な総合利用	〈地域振興部〉
		3 エネルギー対策の推進	〈総合企画局〉
Ⅴ 人と地域の絆づくりと魅力あふれるふるさと創造	1 多様な交流と連携の促進	1 在住外国人との共生社会づくりと国際交流・貢献の推進	〈生　活　部〉
		2 県境を越えた交流・連携の推進	〈総合企画局〉
		3 科学技術交流の推進	〈総合企画局〉
	2 県民参画による地域づくりと交流・連携を支える絆づくりの推進	1 多様な活動主体の参画による地域社会づくりの推進	〈生　活　部〉
		2 分権型社会の実現	〈地域振興部〉
		3 住民参画によるまちづくりの推進	〈県土整備部〉
		4 県情報の効果的な発信による情報共有化の推進	〈総合企画局〉
		5 ＩＴ（情報通信技術）の利活用によるサービスの高度化	〈地域振興部〉
	3 活力ある地域づくりの推進	1 地域振興プロジェクトの推進	〈地域振興部〉
		2 快適で豊かな農山漁村づくり	〈農水商工部〉
		3 流域圏づくりの推進	〈地域振興部〉
		4 過疎・離島・半島地域の振興	〈地域振興部〉
	4 快適なまちづくりの推進	1 快適な都市環境の整備	〈県土整備部〉
		2 ゆとりある住まいづくり	〈県土整備部〉
	5 交流・連携を広げ社会を支える基盤の整備	1 高速交通網の整備	〈地域振興部〉
		2 道路網の整備	〈県土整備部〉
		3 公共交通網の整備	〈地域振興部〉
		4 港湾の整備	〈県土整備部〉
		5 基盤整備を進めるための公共事業の適正な運営と円滑な推進	〈県土整備部〉

施策、基本事業の各ページの見方

←の後に記載している文は、その項目の説明や記載事項の説明です。

施策 ●●● ●●●●●

← 施策の番号と名称を記載しています。

この施策について、総括的な説明をする責任がある部局名を記載しています。 → （主担当部局：□□□□□部）

目的	対　象	← この施策で働きかけようとしている人やモノを示しています。		
	意　図	← 働きかける対象が変化して到達している状態を示しています。		
施策目標項目		← この施策の数値目標とする項目を示しています。	目標値（2006年度）	← 2006年度（平成18年度）における目標数値を示しています。
			現状値（0000年度）	← 現在（最新の実績）の数値を示しています。

〔施策目標項目の説明〕

目標項目の意味、内容、用語の説明などを記載しています。
（県民意識基礎調査）と記載のあるものは、5,000名の県民の皆さんにアンケート調査をお願いし、その回答をもとに数値を設定した項目です。

現状と課題

この施策に取り組むにあたって、ふまえなければならない現在の状況や解決しなければならない課題を記載しています。

施策の取組方向

この施策の目的（対象と意図）を実現するために取り組む事業の方向を示しています。

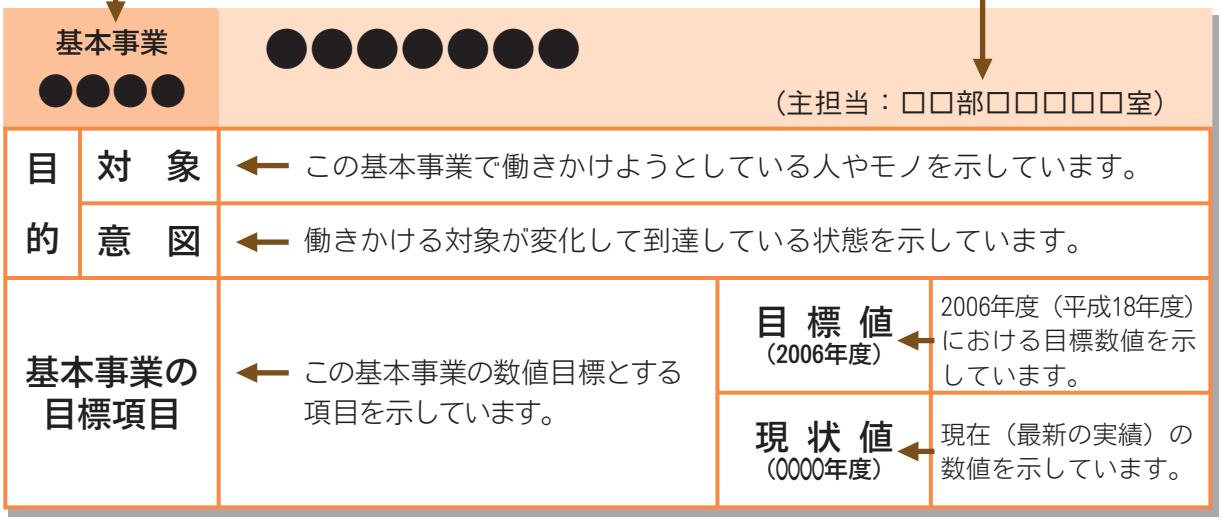
施策展開するために取り組む基本事業

△△△△△ ●●●●●●●●●● （□□□□□部）

この施策を構成する基本事業の名称とその基本事業の主担当部局（県民の皆さんにその基本事業の総括的な説明をする責任がある部局）名を示しています。

基本事業の番号と名称を記載しています。

この基本事業について、総括的な説明をする責任がある部局室名を記載しています。



〔基本事業目標項目の説明〕

目標項目の意味、内容、用語の説明などを記載しています。

主な取組内容

この基本事業の目的（対象と意図）を実現するために実施する主な取組を示しています。

また、重点プログラムにより取り組む内容を含む場合には、“※○は、重点プログラム（□□□）「□□□□□□□□□□□□」で重点的に取り組みます。”と記載しています。

第１節

一人ひとりの思いを支える社会環境の創造と人づくり

〔政　策〕	〔施　策〕	〔基本事業〕	〔ページ〕
1 一人ひとりが尊重され、誰もが参画できる社会の実現	1 人権尊重社会の実現	（11101～11105）	11
	2 男女共同参画社会の実現	（11201～11204）	15
2 豊かな個性を育む人づくりの推進	1 生涯学習の推進	（12101～12102）	19
	2 学校教育の充実	（12201～12208）	22
	3 青少年の健全育成	（12301～12303）	29
	4 高等教育機関の充実と連携	（12401～12402）	33
3 文化・スポーツを通じた自己実現	1 文化が身近に感じられる環境づくり	（13101～13104）	35
	2 スポーツの振興	（13201～13202）	39

施策　111　人権尊重社会の実現

（主担当部局：生活部）

目的	対　象	県民一人ひとりが		
	意　図	くらしの中で、人権が尊重されていると感じられる社会になっている		
施策目標項目		人権尊重社会に関する意識度	目標値（2006年度）	59　%
			現状値（2003年度）	47.1%

〔施策目標項目の説明〕
・「現在は、人権が尊重されている社会である」と感じている人の割合（県民意識基礎調査）

現状と課題

同和問題、子ども、女性、障害者、外国人など、さまざまな人権問題に対応する効果的な教育・啓発事業を推進してきたところですが、偏見等の差別意識や人権侵害はいまだに解消されず、さまざまな生活の場面で現れています。また、これら人権侵害に関わる人権相談も、人権センター等に数多く寄せられています。

このため、人権教育・啓発の一層の充実と人権相談機関の機能強化が重要となっています。

施策の取組方向

「三重県人権施策基本方針」の推進計画および「三重県人権教育基本方針」等に基づき、県民の人権意識のさらなる醸成をはかりながら、さまざまな人権に関する課題に対応する事業を総合的、計画的に進めます。この中で、人権啓発事業については、県民一人ひとりの感性に訴える啓発を基本として、一層の創意工夫を凝らした事業を推進するとともに、生活に身近な地域や職場などさまざまな場面において、県民参画により人権意識を高めることができる機会を充実します。

また、増加、多様化する人権相談に迅速かつ的確に対応するため、相談員の人権感覚および相談能力を一層高める研修を充実・強化するとともに、人権相談を実施するNPO等との連携を進めます。

なお、同和問題については人権施策の重要な柱と位置づけ、あらゆる人権問題を総合的に解決していくという視点から全庁横断的に総合行政で取り組んでいくとともに、特別対策の終了によって「同和問題は解決した」といった誤解をまねくことがないよう十分な啓発等を進めます。

施策展開するために取り組む基本事業

11101	人権尊重社会の実現に向けた総合的な取組の推進	（生　活　部）
11102	人権啓発の推進	（生　活　部）
11103	人権教育の推進	（教育委員会）
11104	同和問題の解決に向けた取組の推進	（生　活　部）
11105	同和教育の推進	（教育委員会）

基本事業 11101	人権尊重社会の実現に向けた総合的な取組の推進（主担当：生活部人権・同和室）		
目的 対象	県民、市町村、県が		
目的 意図	人権尊重社会の実現に向けて協働で取り組んでいる		
基本事業の目標項目	人権施策を推進する計画を策定した市町村の割合	目標値（2006年度）	90 %
		現状値（2002年度）	36.2%

〔基本事業目標項目の説明〕
・人権尊重社会をめざす取組を推進するための計画を策定した市町村の割合

主な取組内容

① 「三重県人権施策基本方針」の推進計画に基づき、三重県人権施策審議会における意見等も反映させながら、県のすべての部局における人権に関連する事業が効果的・計画的に実施できるよう、調整を行いつつ、総合的に推進します。（生活部）
② 人権施策を一層効果的に展開できるよう、人権問題に取り組んでいる諸機関等（法務局、人権擁護委員、市町村など）との意見交換会の開催等により、密接な連携を確保します。（生活部）
③ 市町村のトップセミナーや市町村職員を対象とした研修会、意見交換会の開催などにより市町村が人権施策を推進していくための人材育成を支援します。（生活部、地域振興部）

基本事業 11102	人権啓発の推進（主担当：生活部人権・同和室）		
目的 対象	県民一人ひとりが		
目的 意図	自ら、市町村、県などが行う多様な啓発を通じ、人権を尊重する意識を高めている		
基本事業の目標項目	人権イベント等の参加者数	目標値（2006年度）	75,000人
		現状値（2002年度）	65,875人

〔基本事業目標項目の説明〕
・あらゆる人権が尊重される社会づくりに向け、県が開催する各種の人権啓発イベント等へ参加した人の数

主な取組内容

① 三重県人権センターを中心に、県民啓発講座、ミュージカルや演劇など感性に訴える啓発、啓発冊子やポスターによる啓発、テレビ・新聞を活用した啓発、隣保館における啓発事業の支援など、さまざまな形態や手法を用いた啓発活動を展開します。（生活部）
② 人権や福祉分野のNPO等と協働して、幅広い年齢層から多数の参加を得て人権フォーラムを開催し、県民の人権尊重意識を高めます。（生活部）
③ 三重県人権センターにおいて人権相談を実施するとともに、他の人権関係相談窓口とのネットワークを強化します。（生活部）
④ 各地域において、NPO等による人権相談活動が活発化するよう、人材育成等の支援を行

うとともに、活動者と行政の相談窓口との連携を確保します。（生活部）
⑤　住民と行政の協働による事業展開を基本としながら、人権啓発活動をはじめとする人権の視点で進める各地域の主体的なまちづくり運動を支援します。（生活部）
⑥　企業・団体などに対し、さまざまな啓発活動を実施して、人権問題の正しい理解と認識の普及を促進することにより、人権尊重社会の実現に向けた、自主的・主体的な取組の推進につなげます。（生活部、農水商工部）

※　④、⑤は、重点プログラム（絆５）「県民との協働でつくる一人ひとりが尊重され、誰もが参画できる社会づくりプログラム」で重点的に取り組みます。

基本事業 11103	人権教育の推進（主担当：教育委員会人権・同和教育室）		
目的 対象	児童生徒、教職員等教育関係者、地域住民が		
目的 意図	人権に対する理解と認識を深め、いろいろな人権問題が解消している		
基本事業の目標項目	県内市町村における人権教育基本方針策定率	目標値（2006年度）	65%
		現状値（2003年度）	42%

〔基本事業目標項目の説明〕
・人権尊重の社会文化を構築するために主体的に活動できる人づくりをめざす人権教育基本方針を策定した市町村の割合

主な取組内容

①　児童生徒が人権問題を自分のこととして受けとめることができ、みんなが楽しくいきいきと過ごせる人権尊重の学校づくりを進めるため、学校において「人権教育推進計画」を作成し、地域や保護者と一体になって取組を進めます。（教育委員会）
②　人権に関するさまざまな問題について教職員の理解と認識を高めるため、研修を行います。（教育委員会）
③　すべての市町村において人権教育が取り組まれ、地域住民の自主的な活動が積極的に行われるよう支援します。（教育委員会）

※　①は、重点プログラム（絆５）「県民との協働でつくる一人ひとりが尊重され、誰もが参画できる社会づくりプログラム」で重点的に取り組みます。

基本事業 11104	同和問題の解決に向けた取組の推進（主担当：生活部人権・同和室）		
目的 対象	関係住民が		
目的 意図	生活環境の改善、健康と福祉の増進、就労の安定、産業の振興などの課題を解決した地域社会で生活をしている		
基本事業の目標項目	人権相談の中で同和問題の相談が占める割合	目標値（2006年度）	3　%
		現状値（2002年度）	6.7%

〔基本事業目標項目の説明〕
・三重県人権センターに寄せられる人権相談の中で、同和問題が関連する相談件数の割合

主な取組内容

① 人権が尊重される社会をめざす取組の中で、同和問題の解決を重要な課題とし、教育・啓発事業を積極的に展開します。（生活部）
② 国補事業等の積極的な活用や、地域コミュニティを形成する拠点施設である隣保館の機能拡充への支援など、地域の生活環境の整備に向けたさまざまな取組を進めます。（生活部）
③ 県のすべての部局が同和問題の解決に向けた取組を積極的に推進できるよう総合調整を進めます。（生活部）

基本事業 11105		同和教育の推進（主担当：教育委員会人権・同和教育室）		
目的	対象	児童生徒、教職員等教育関係者、地域住民が		
目的	意図	同和問題に対する理解を深め、差別意識が解消している		
基本事業の目標項目		同和問題に取り組んでいる児童生徒のサークル等の数	目標値（2006年度）	180
			現状値（2003年度）	120

〔基本事業目標項目の説明〕
・サークル等の数は学校および地域の児童生徒たちの取組の数

主な取組内容

① 学校において、部落問題学習を中心とした教育内容の深化と充実に努め、児童生徒に部落差別をなくそうとする意欲と態度を育成します。（教育委員会）
② 同和問題についての理解と認識を高め、差別を解消しようとする積極的な態度と実践的な指導力の向上をはかるため、教職員に対する研修を充実します。（教育委員会）
③ 同和問題の解決に向けた学習の機会の充実に努め、地域住民が自主的に部落差別をなくそうとする活動が展開できるよう支援します。（教育委員会）
④ 同和教育の深化と充実をはかるため、各種の資料収集、調査研究、情報の提供、相談活動を行います。（教育委員会）

施策　112　男女共同参画社会の実現

（主担当部局：生活部）

目的	対　象	県民一人ひとりが		
	意　図	性別にとらわれず、生き方や価値観を尊重し合いながら、社会のあらゆる分野で共に参画している		
施策目標項目		男女共同参画意識普及度	目標値（2006年度）	66　%
			現状値（2003年度）	60.0%

〔施策目標項目の説明〕
・性別による固定的な役割分担意識の一つである「男は仕事、女は家庭」という考え方に対し、「同感しない」、「どちらかといえば同感しない」と思う人の割合（県民意識基礎調査）

現状と課題

「男は仕事、女は家庭」という、性別による固定的な役割分担意識を有する人の割合は、現在においても高い傾向にあり、男女共同参画に関する意識の普及に一層力を入れる必要があります。また、女性の社会進出を促進するため、雇用における事業者の意識向上や、育児・介護等における社会全体でのサポート体制の拡充をはかる必要があります。

さらに、ドメスティック・バイオレンス（DV）[注)1]などへのきめ細かな対応が求められています。

施策の取組方向

男女共同参画の推進は、社会システムの変革であるという考え方の普及に努めながら、地域が主体となった取組への支援を一層充実させるとともに、県のすべての施策、事業が男女共同参画の視点で進められるよう、三重県男女共同参画審議会による評価を行いつつ、総合行政による取組を展開します。

家庭・職場・地域における男女共同参画の推進のため、男女がともに働き方を見直し、必要に応じて社会的支援を受けながら、協力して子育てや介護を行える環境づくりを進めます。

また、募集、採用、配置、昇進等、雇用の分野における男女間格差の解消に向けて、「男女雇用機会均等法」の普及をはじめとした取組を進めます。

DVについては、重大な人権侵害であり、許されない行為であるという理解の浸透に努め、相談機能の充実や加害者を対象とした取組を進めながら、地域における迅速な対応を確保するための支援を充実します。

施策展開するために取り組む基本事業

11201	男女共同参画社会の実現に向けた総合的な取組の推進	（生　活　部）
11202	男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進	（生　活　部）
11203	家庭・職場・地域における男女共同参画の推進	（生　活　部）
11204	性別に基づく暴力等への取組と心身の健康支援	（健康福祉部）

注)1　ドメスティック・バイオレンス（DV）：夫婦や恋人など親密な関係にある男女間の身体的・心理的暴力などをいいます。「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」では、主に配偶者等からの身体に対する不法な攻撃であって生命または身体に危害を及ぼすものを対象としています。

基本事業 11201	男女共同参画社会の実現に向けた総合的な取組の推進（主担当：生活部男女共同参画室）		
目的 対象	県民、市町村、県が		
目的 意図	男女共同参画社会の実現に向けて協働で取り組んでいる		
基本事業の目標項目	男女共同参画基本計画を策定している市町村の割合	目標値（2006年度）	50 %
		現状値（2002年度）	20.3%

〔基本事業目標項目の説明〕
・男女共同参画社会の実現に向けた施策を推進するための計画を策定した市町村の割合

主な取組内容

① 地域において男女共同参画を推進する人材の育成・確保や市町村の円滑な事業展開に向けた支援を行い、地域住民が市町村と効果的に連携しながら、男女共同参画を推進するための環境づくり、条件整備をはかります。（生活部）
② 男女共同参画の推進に関する施策の実施状況についての評価を実施し、評価の結果については県民に公表して今後の施策に反映します。（生活部）
③ 三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」については、男女共同参画を推進する基幹的な機関として、情報提供、交流、人材育成支援、調査研究、相談機能などの専門性を一層高めます。（生活部）
④ 審議会や各種団体役員などへの男女のバランスある登用を進めることなどにより、地域社会における政策・方針決定の場への女性の参画の拡大を促進します。（生活部）
⑤ 県において男女の区別なく管理職への登用や配置を行うとともに、能力開発のための研修等を積極的に行います。（総合企画局、総務局、生活部、教育委員会）
＜一部は基本事業64002①～③の一部再掲、一部は64001③の一部再掲、一部は12207①の一部再掲＞

※ ①は、重点プログラム（絆５）「県民との協働でつくる一人ひとりが尊重され、誰もが参画できる社会づくりプログラム」で重点的に取り組みます。

基本事業 11202	男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進（主担当：生活部男女共同参画室）		
目的 対象	県民一人ひとりが		
目的 意図	性別による固定的な役割分担意識を見直すなど、男女共同参画意識が普及している		
基本事業の目標項目	県の支援による男女共同参画の学習機会の提供回数	目標値（2006年度）	260回
		現状値（2002年度）	205回

〔基本事業目標項目の説明〕
・県が支援する男女共同参画を学ぶ機会の提供回数

主な取組内容

① 男女共同参画についての理解を深めるため、「男女共同参画週間」や地域でのイベントなどあらゆる機会をとらえ、意識の普及に努めます。（生活部）
② 学校等において、男女共同参画の視点に立って、児童生徒の個性や能力を伸ばす教育を充実します。（教育委員会）
③ 社会的影響力の大きいリーダー的な立場にある人を対象にしたセミナーの開催などを通じて、社会全体で男女共同参画を推進する気運を高めます。（生活部）
④ さまざまな分野における男女共同参画意識の効果的な浸透をはかるため、NPO、各種団体、企業等による連携組織を活用し、構成主体の自主的な活動を支援します。（生活部）
⑤ 各地域における男女共同参画を推進するため、住民が主体的に実施する地域特性を生かした取組への支援を行い、誰もが主役になって参画・協働できる地域社会づくりを促進します。（生活部）

※ ⑤は、重点プログラム（5）「県民との協働でつくる一人ひとりが尊重され、誰もが参画できる社会づくりプログラム」で重点的に取り組みます。

基本事業 11203	家庭・職場・地域における男女共同参画の推進（主担当：生活部男女共同参画室）		
目的 対象	県民一人ひとりが		
目的 意図	家庭、職場、地域において、性別にかかわらず、多様な生き方を選択できる生活を営んでいる		
基本事業の目標項目	地域で男女共同参画を主体的に推進する人材、団体数	目標値（2006年度）	1,000人・団体
		現状値（2002年度）	733人・団体

〔基本事業目標項目の説明〕
・県男女共同参画センターに登録している個人・団体や、農村・漁村女性アドバイザーなど、地域で主体的に男女共同参画を推進する人材等の数

主な取組内容

① 多様なニーズに対応し、延長保育、一時保育等の保育サービスを充実するとともに、地域の実情を勘案しながら、地域子育て支援センターやファミリー・サポート・センター[注)1]の設置等を一層推進します。（生活部、健康福祉部）
＜一部は基本事業21202②の再掲、一部は33201①～③の再掲、一部は33202①の再掲＞
② 地域子育て支援センター等において、子育てに関する悩みや不安に対して相談、アドバイス等を行うとともに、さまざまな情報提供を行います。（健康福祉部、教育委員会）
＜一部は基本事業33202①～②の再掲、一部は12102③の一部再掲＞
③ 高齢者が在宅および施設で安心して生活できるよう、介護予防、介護サービスの充実をはかります。（健康福祉部）＜一部は基本事業34402①の再掲、一部は34403①の再掲＞
④ 企業等における男女共同参画への取組の実態把握を行い、働く場における男女間の格差解消や女性の能力発揮に向けての企業等の積極的かつ自主的な取組を促進します。（生活部）
＜一部は基本事業21202④の再掲＞
⑤ 農山漁村での男女共同参画推進の中心的なリーダーとして、農村・漁村女性アドバイザーを認定、育成するとともに、女性の地域での方針決定の場への登用、女性起業家の育成、家族経営協定の締結などを促進する研修会や啓発活動を行います。（農水商工部）

⑥　商工団体の女性部会等への支援を通じて、リーダーの育成、経営参画、起業等を促進します。（農水商工部）

注)1　ファミリー・サポート・センター：仕事と育児の両立と地域の子育てを支援するため、育児サービスを受けたい「依頼会員」と育児サービスを提供できる「援助会員」の双方を募り、有償で助け合うシステム。保育所への子どもの送迎、保育所の開始前や終了後に子どもを預かってもらえるなどのサービスが受けられる。

基本事業 11204		性別に基づく暴力等への取組と心身の健康支援（主担当：健康福祉部こども家庭室）		
目的	対　象	配偶者等から暴力を受けている人が		
	意　図	身近なところでDV（夫や恋人等からの暴力）に対する相談や支援を受けている		
基本事業の目標項目		DV防止市町村ネットワーク設置率	目標値（2006年度）	100　%
			現状値（2003年度）	2.9%

〔基本事業目標項目の説明〕
・DV[注)1]の防止に関し、初期相談の実施や周知啓発などに市町村や関係機関が一体となって地域ぐるみで取り組む「DV防止市町村ネットワーク」の設置市町村の割合

主な取組内容

①　DV被害に対応するため、女性相談所や県民局保健福祉部へ婦人相談員や心理療法担当職員等を配置し、相談や心的ケアの実施、一時保護などを行います。（健康福祉部）
②　県民局保健福祉部へ「地域DV防止会議」を設置し、関係機関の専門的な理解を深めるための周知・認識の共有化等に取り組みます。（健康福祉部）
③　地域の取組を促進するため、DV防止リーダーの養成に向け、住民や関係機関、市町村職員等を対象としたDV防止セミナーの開催および修了者への活動支援を行います。（健康福祉部）
④　シンポジウムの開催等により、DVが人権を侵害する行為であり、許されないものであるという認識の浸透をはかるとともに、相談内容に応じて、被害者の自立支援を目的にした自己尊重・自己主張トレーニングを実施します。（生活部）
⑤　DV防止の周知・啓発、相談や一時保護の実施、調査研究などについて、関係部局が特性を生かし、適正な役割分担をしながら総合行政として一体的な取組を進めます。（生活部、健康福祉部、教育委員会、警察本部）

※　②のうち「地域DV防止会議」における事例検討会、③のうちDV防止セミナーの開催およびセミナー修了者への活動支援は、重点プログラム（絆５）「県民との協働でつくる一人ひとりが尊重され、誰もが参画できる社会づくりプログラム」で重点的に取り組みます。

注)1　DV：15ページをご覧ください。

施策　121　生涯学習の推進

（主担当部局：教育委員会）

目的	対　象	県民が		
	意　図	いつでも、どこでも、興味や必要に応じて学んでいる		
施策目標項目		週に１時間以上生涯学習に費やす県民の割合	目標値（2006年度）	58　%
			現状値（2003年度）	50.5%

〔施策目標項目の説明〕
・１週間あたり生涯学習に１時間以上費やす県民の割合（県民意識基礎調査）

現状と課題

県民の多様化・高度化した学習ニーズに的確に対応するため、だれでも、いつでも、どこでも、興味や必要に応じて学ぶことのできる環境づくりが求められています。

また、地域における子どもの居場所づくりや、社会の変化に対応した子育てなどを支援していく必要があります。

施策の取組方向

県民がいつでも、どこでも学習できるよう、行政、高等教育機関、民間教育団体等と連携したみえ生涯学習ネットワークや情報提供システムを充実し、魅力ある学習の機会や情報を提供できる環境の整備に取り組みます。

また、図書館、美術館や博物館などの県立生涯学習施設について、インターネットを活用することなどによって機能の充実をはかるとともに、一層利用者ニーズに応えられるよう整備・運用に努めます。

学校週５日制が定着する中で、家庭、地域、学校が連携をはかりながら、子どもたちがさまざまな体験活動をとおして、自ら考え、行動する「生きる力」を育むための環境づくりを支援します。

子どもの教育やしつけに関する不安や悩みを解消し、親が自信を持って家庭教育ができるよう積極的に支援します。

施策展開するために取り組む基本事業

12101　生涯学習環境の整備　（教育委員会）
12102　地域と連携した生涯学習の充実　（教育委員会）

基本事業 12101		生涯学習環境の整備（主担当：教育委員会生涯学習室）		
目的	対　象	生涯学習に取り組もうとする県民が		
	意　図	多様で充実した学習機会や情報の提供を受け、学んでいる		
基本事業の目標項目		生涯学習情報提供システムへの年間アクセス数	目標値（2006年度）	140,000人
			現状値（2002年度）	67,038人

〔基本事業目標項目の説明〕
・三重県生涯学習センターが管理運営する、インターネットを使った生涯学習情報提供システムへの年間アクセス者数

主な取組内容

① 県民がいつでも、どこでも学習できるよう、行政・高等教育機関・民間教育団体等が三重県生涯学習センターの情報提供システムを活用するネットワークをつくり、魅力ある学習内容や学習機会の情報の提供に取り組みます。（教育委員会）
② 県民の多様な学習ニーズに応えるため、公民館をはじめとした生涯学習施設の効果的運営と事業の充実を支援します。（教育委員会）
③ 社会教育関係団体等の活動を支援するため、多様な学習活動を実践する指導者の研修を行います。（教育委員会）
④ 図書館、美術館、博物館などの県立生涯学習施設において、多様化、高度化する利用者ニーズに応えられるよう整備するとともに、各施設間相互の連携を緊密にし、県民にとって利用しやすい施設運営に努めます。（教育委員会）

基本事業 12102		地域と連携した生涯学習の充実（主担当：教育委員会生涯学習室）		
目的	対　象	地域住民、家庭、学校が		
	意　図	連携を密にし、幅広い年代の人たちが交流する中で、活発に生涯学習に取り組んでいる		
基本事業の目標項目		子ども体験活動クラブへの総参加者数	目標値（2006年度）	17,000人
			現状値（2002年度）	2,200人

〔基本事業目標項目の説明〕
・子どもの体験活動の場を提供する子ども体験活動クラブ(注)1 が実施する事業への総参加者数

主な取組内容

① 子どもの体験活動の場の提供や地域の教育力の向上をめざし、地域が取り組む子ども体験活動クラブの設置を支援します。（教育委員会）
② 県立学校の人材の活用や、施設・設備を地域に開放し、地域住民に身近な生涯学習の場を提供します。（教育委員会）
③ 子育て中の親が、教育やしつけに関して抱える不安や悩みを解消し、自信をもって家庭教育ができるよう支援します。（教育委員会）

※　③は、重点プログラム（くらし９）「少子化対策のための子育て家庭応援プログラム」で重点的に取り組みます。

注)1　子ども体験活動クラブ：子どもたちが、家庭や地域でさまざまな体験を通じて、豊かな心やたくましさなどの「生きる力」を育むことができるよう、市町村において設置する体験活動推進のための組織

施策　122　学校教育の充実

（主担当部局：教育委員会）

目的	対　象	児童生徒が		
	意　図	学校教育により個性に応じて自己の能力を伸ばしている		
施策目標項目		学校生活が充実していると感じている児童生徒の割合	目標値（2006年度）	76%
			現状値（2003年度）	73%

〔施策目標項目の説明〕
・小学校５年生、中学校２年生、高等学校２年生それぞれの学校生活に対する意識（学校生活についてのアンケート）

現状と課題

学校週５日制や新学習指導要領の実施に伴い、学力低下が懸念されている中、基礎・基本の学力の定着のもと、児童生徒が自ら学び、考え、判断する「生きる力」を育む教育が求められています。

また、学校では、暴力行為やいじめ、不登校等が後を絶たない状況にあるため、学校・家庭・地域が連携し、児童生徒の心身の健全な育成に取り組む必要があります。

施策の取組方向

児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かい教育を推進するとともに、教員の実践的な指導力の向上や指導方法の工夫改善に取り組み、児童生徒の学習意欲を高め、基礎・基本の学力を確実に身につけ、「生きる力」を育成します。また、学校経営品質を実践し、継続的な改善を行い、児童生徒や保護者、地域から信頼される学校づくりに取り組みます。

暴力行為等の課題に対して、学校・家庭・地域が連携し、児童生徒が規範意識や社会性を身につけたり、心の悩みや不安を解消できる取組等を行います。

障害のある児童生徒について、障害の実態に応じてその能力や可能性を伸ばし、社会参加や自立ができるよう、障害児支援教育の充実をはかります。

私立学校に対しては、建学の精神を生かした特色ある学校づくりや効率的な学校運営への取組等の支援、保護者の経済的負担軽減のための支援などを進めます。

施策展開するために取り組む基本事業

12201	教育改革の推進	（教育委員会）
12202	児童生徒の基礎学力の向上	（教育委員会）
12203	特色ある教育の推進	（教育委員会）
12204	障害児支援教育の推進	（教育委員会）
12205	健やかな心身を育む教育の推進	（教育委員会）
12206	私学教育の振興	（生　活　部）
12207	教職員の資質の向上	（教育委員会）
12208	学校施設等教育環境の整備	（教育委員会）

基本事業 12201	教育改革の推進（主担当：教育委員会教育改革室）		
目的 対象	県・市町村教育委員会等の教育関係機関、教職員等の教育関係者が		
目的 意図	児童生徒を中心とする学習者の視点に立った教育を提供している		
基本事業の目標項目	学校経営品質に取り組んでいる学校の割合	目標値（2006年度）	60 %
		現状値（2003年度）	0.7%

〔基本事業目標項目の説明〕
・三重県型「学校経営品質」に取り組んでいる公立小中学校・県立学校の割合

主な取組内容

① 学習者の視点に立った教育を推進するため、教職員の意識改革や学校の組織風土改革を進めるとともに、市町村教育委員会と協働して教育改革に取り組みます。（教育委員会）
② 三重県型「学校経営品質」を学校に取り入れ、学校自ら継続的な改善に取り組み、児童生徒、保護者、地域住民から信頼される学校づくりを進めます。（教育委員会）
③ 各高等学校のより一層の魅力化・特色化を進めるため、適正規模、適正配置の観点もふまえ、高等学校再編活性化の取組を進めます。（教育委員会）
④ 学校・家庭・地域が連携し、学校情報の公開、学校評価、地域の教育力の活用など開かれた学校づくりに取り組みます。（教育委員会）

※ ②は、重点プログラム（元気３）「基礎・基本の学力定着プログラム」で重点的に取り組みます。

基本事業 12202	児童生徒の基礎学力の向上（主担当：教育委員会小中学校教育室）		
目的 対象	児童生徒が		
目的 意図	基礎・基本の学力を確実に身につけている		
基本事業の目標項目	児童生徒の授業の理解度	目標値（2006年度）	85%
		現状値（2003年度）	80%

〔基本事業目標項目の説明〕
・小学校５年生、中学校２年生それぞれが授業の内容を理解した割合（学校生活についてのアンケート）

主な取組内容

① 学力調査などで児童生徒の学力の定着状況を把握し、その結果をもとに指導方法の工夫改善や個に応じた指導をすることにより、児童生徒の基礎・基本の学力の定着・向上をめざします。（教育委員会）
② 児童生徒一人ひとりに応じた、きめ細かくいきとどいた30人学級等の少人数教育を進めます。（教育委員会）

③　各学校では、わかる授業をめざし、指導方法や教材の工夫改善に加え、少人数指導などの指導体制のあり方を考えるとともに、評価のあり方についても研究をはかり、今後の学習につなげます。（教育委員会）
④　児童生徒の基礎・基本の学力の定着・向上をはかり、わかる授業に積極的に取り組んでいる学校の実践をホームページなどで紹介し、県内の各学校や県民へ広めます。（教育委員会）

※　①のうち学力調査を実施する市町村への支援、②は、重点プログラム（元気３）「基礎・基本の学力定着プログラム」で重点的に取り組みます。

基本事業 12203	特色ある教育の推進（主担当：教育委員会高校教育室）		
目的	対象	生徒が	
	意図	個性と能力を伸ばし、進路希望の実現に取り組んでいる	
基本事業の目標項目	生徒のニーズにあった教育活動の改善を行う県立高等学校の数	目標値（2006年度）	32校
		現状値（2003年度）	6校

〔基本事業目標項目の説明〕
・授業や進路等に関する生徒の満足度調査を実施し、教育活動の改善をはかっている県立高等学校の数

主な取組内容

①　生徒が興味・関心に応じて、より深く学ぶことができるよう、社会人講師の招聘や大学等との連携授業の実施など、県内の高等学校における特色あるカリキュラム注)1 の実施を支援します。（教育委員会）
②　生徒が就業体験やボランティア活動等をとおして、働くことの意義や厳しさを学び、生徒の適性に応じた進路設計について考えるキャリア教育注)2 を推進します。（教育委員会）
③　学校における文化・スポーツ活動を推進し、文化・芸術に親しむ心と健やかな体の育成に取り組みます。（教育委員会）
④　情報教育に関する環境整備を行い、コンピュータや情報通信ネットワークなどを活用して、生徒の情報化社会に参画できる能力を育成します。（教育委員会）
⑤　勉学意欲がありながら経済的な理由により就学が困難な生徒や学生に対し、教育の機会均等などをはかるため、奨学金の貸与等を行います。（教育委員会）

※　②は、重点プログラム（元気１）「若年者雇用支援プログラム」で重点的に取り組みます。

注)1　カリキュラム：教育課程や履修課程のこと
注)2　キャリア教育：児童生徒一人ひとりの望ましい職業観・勤労観および職業に関する知識や技能を身につけさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育

基本事業 12204 障害児支援教育の推進

（主担当：教育委員会小中学校教育室）

目的	対　象	障害のある児童生徒が		
	意　図	障害に応じて能力や可能性を伸ばし、社会参加や自立が可能となる		
基本事業の目標項目	障害児教育を受けている生徒の進学および就労の割合		目標値（2006年度）	29.0%
			現状値（2002年度）	24.6%

〔基本事業目標項目の説明〕
・盲・聾・養護学校高等部で教育を受けている生徒の進学および就労の割合（福祉的な就労を除く）

主な取組内容

① 盲・聾・養護学校が、地域の小中学校や福祉・労働・医療関係機関との連携を強化し、指導面の専門性や施設設備を生かした教育相談・研修等を実施することで、児童生徒の自立と地域社会への参加を進めます。（教育委員会）
② 一人ひとりの障害の実態や教育的ニーズに対応するため、個別の指導計画等を作成し、地域の教育力を活用しながら、適切な学習指導や自立支援を行います。（教育委員会）
③ 障害のある乳幼児、児童生徒および保護者への早期からの一貫した教育相談等を行うため、地域における特別支援連携協議会の設置を支援します。（教育委員会）
④ 医療的ケアの必要な児童生徒の教育と健康を支え、看護師の配置、教員による手当の実施等、医療的バックアップ体制を整備します。（教育委員会）

※ ②は、重点プログラム（くらし７）「障害者の地域生活支援プログラム」で重点的に取り組みます。
※ ③は、重点プログラム（くらし９）「少子化対策のための子育て家庭応援プログラム」で重点的に取り組みます。

基本事業 12205 健やかな心身を育む教育の推進

（主担当：教育委員会生徒指導・健康教育室）

目的	対　象	児童生徒が		
	意　図	規範意識や社会性を身につけ、健やかな心や体の維持増進に取り組んでいる		
基本事業の目標項目	暴力行為発生件数		目標値（2006年度）	850件
			現状値（2003年度）	1,386件

〔基本事業目標項目の説明〕
・安心して学べる学校づくりを進める上で、重要な要素となる子どもたちの暴力行為件数

主な取組内容

① 学校を拠点に、保護者や地域住民が、子どもと一緒に取り組む地域活動を通じて、子どもたちの規範意識や社会性を高める取組を進めます。また、深刻な問題行動には、専門家や関

係機関との連携により対応します。（教育委員会）
② 子どもたちがひとりで悩みを抱えることなく、安心して学校生活が送れるよう、スクールカウンセラー[注)1]の配置や教職員の研修を進め、学校のカウンセリング機能の充実をはかります。（教育委員会）
③ 適応指導教室による学校復帰に向けた指導を充実するとともに、市町村教育委員会等と連携して、不登校児童生徒の社会的な自立を支援します。（教育委員会）
④ 子どもたちの体力低下に対応するため、体育の授業を「楽しい」ものとするとともに、外部指導者を派遣するなど運動部活動への支援を行います。（教育委員会）
⑤ 地域の食文化の体験活動や学校給食への地域食材の導入等により、子どもたちの郷土への関心や健全な食生活に対する考え方を育みます。（教育委員会）

※ ①～③、④のうち外部指導者の派遣は、重点プログラム（くらし11）「子どもたちが安心できる学習プログラム」で重点的に取り組みます。
※ ⑤は、重点プログラム（元気６）「地産地消定着による地域産業活性化プログラム」で重点的に取り組みます。

注)1 スクールカウンセラー：学校における相談機能の充実をはかるため、学校に配置している臨床心理士など、児童生徒の心の問題に関する専門家

基本事業 12206	私学教育の振興（主担当：生活部私学振興室）		
目的 対象	私立学校の児童生徒が		
目的 意図	独自の建学精神に基づく個性豊かで多様な教育を受けている		
基本事業の目標項目	特色ある教育を実施している事例数	目標値（2006年度）	200件
		現状値（2002年度）	186件

〔基本事業目標項目の説明〕
・私立学校において実施されている国際理解教育、ボランティア活動の推進、インターンシップ[注)1]の実施など特色ある教育の事例数

主な取組内容

① 公教育の一翼を担っている私立学校における、独自の建学精神に基づく多様な教育の推進を支援するとともに、生徒の修学上の経済的負担を軽減します。（生活部）
② 私立学校の管理運営、活動状況等を把握するための訪問調査を実施し、私立学校の健全な発展を支援します。（生活部）

注)1 インターンシップ：企業において、生徒・学生を対象に実施する短期間の職業体験

基本事業 12207 教職員の資質の向上

（主担当：教育委員会研修企画室）

目的	対　象	教職員が		
	意　図	教科等の実践的な指導力を身につけている		
基本事業の目標項目	教職員一人あたりの研修への参加回数		目標値（2006年度）	1.8　回
			現状値（2002年度）	1.16回

〔基本事業目標項目の説明〕
・教育委員会研修分野（総合教育センター）が主催・支援する研修への教職員一人あたりの年間平均参加回数

主な取組内容

① 教職員のライフステージに応じた体系的な研修を実施し、ＩＴ活用研修などによる研修内容・方法の改善とともに、研修成果の検証を行いながら、教職員研修の充実をはかります。（教育委員会）
② OJT（学校内研修）[注)1] を研修の基本と位置づけ、学校への協力支援に取り組みます。（教育委員会）
③ 子どもたちの心の問題解決に向けて、校内教育相談体制の中核となる教職員の育成を一層推進します。（教育委員会）

※ ①、②は、重点プログラム（元気３）「基礎・基本の学力定着プログラム」で重点的に取り組みます。
※ ③は、重点プログラム（くらし11）「子どもたちが安心できる学習プログラム」で重点的に取り組みます。

注)1 OJT（学校内研修）：日々の仕事の中で、教職員が互いに学び合いながら、計画的に能力をレベルアップする研修

基本事業 12208 学校施設等教育環境の整備

（主担当：教育委員会学校施設室）

目的	対　象	小・中・高等学校の教育環境が		
	意　図	児童生徒、教職員にとって安全・快適になっている		
基本事業の目標項目	県立学校の耐震化整備率		目標値（2006年度）	95%
			現状値（2003年度）	81%

〔基本事業目標項目の説明〕
・県立学校の「耐震工事実施済み棟の延床面積」が「耐震工事を実施すべき棟の延床面積」に占める割合

主な取組内容

① 県立学校の施設について、大震災に備えた耐震補強整備をはじめ、老朽化した建物の改築

を計画的に進めるとともに、時代のニーズにあったバリアフリー化などの改修工事を行います。（教育委員会）

② 小・中学校の施設について、大震災に備えた耐震補強整備をはじめ、老朽化した建物の改築や時代のニーズにあった改修等を市町村が実施する場合、補助制度の活用等について積極的な情報提供と助言に努めます。（教育委員会）

③ 教職員の健康管理について、人間ドックや各種健康診断およびメンタルケア[注)1]を実施することにより、活力ある職場づくりを行うとともに、心身ともに健康な教職員を育成します。（教育委員会）

④ 県立学校で教職員がインターネットやＩＴ機器を活用できるよう、環境整備に努め、教職員の効果的な教育活動を支援します。（教育委員会）

注)1 メンタルケア：心の病に対し医療的・心理的援助を含むサービス

施策　123　青少年の健全育成

（主担当部局：生活部）

目的	対　象	青少年が		
	意　図	自立性や社会性を身につけている		
施策目標項目		青少年の社会活動・地域活動体験率	目標値（2006年度）	54　%
			現状値（2003年度）	40.1%

〔施策目標項目の説明〕
・最近２年間において、社会奉仕や社会体験、交流体験などの社会活動・地域活動に年間５日（あるいは５回）以上参加した青少年の割合（県民意識基礎調査）

現状と課題

家庭や地域における子どもと大人の結びつきが希薄になり、家庭や地域の教育力の低下が進んできている中で、青少年が社会の一員として生きていくために必要な社会規範やルール、自立性、社会性を身につけるさまざまな体験機会の提供が求められています。

また、青少年をめぐる事件の凶悪化や低年齢化、いじめ、校内暴力など深刻な問題への対応が必要です。

施策の取組方向

青少年が、さまざまな体験や自主的な活動を行える機会・場の提供を、家庭、地域住民、学校、行政、さらにはNPOや関係機関など多様な主体の連携・協働により進める取組を充実します。この中で、地域が主体となって取り組む各地域の特性に応じた活動のさらなる活発化をはかるため、環境づくりや組織づくりへの支援に取り組みます。

また、青少年をめぐる犯罪の凶悪化、低年齢化や青少年が犯罪や非行に巻き込まれるといった深刻な事態を未然に防止するため、警察、学校、地域の活動団体などのネットワークを強化し、青少年の身近なところで、地域が一体となって非行防止に取り組むためのしくみづくりと活動支援を進めます。

施策展開するために取り組む基本事業

12301	青少年健全育成の総合的な取組の推進	（生　活　部）
12302	家庭・学校・地域の連携による青少年健全育成環境の整備	（生　活　部）
12303	青少年非行防止対策の推進	（生　活　部）

基本事業 12301		青少年健全育成の総合的な取組の推進（主担当：生活部青少年育成室）		
目的	対　象	青少年健全育成に関わる地域の関係機関や活動団体などが		
	意　図	相互に連携しながら健全育成の取組を推進している		
基本事業の目標項目		地域との連携により実施した青少年健全育成事業数	目標値（2006年度）	450事業
			現状値（2002年度）	281事業

〔基本事業目標項目の説明〕
・青少年育成市町村民会議、NPO等の団体と連携して実施した青少年健全育成のための事業数

主な取組内容

① 青少年の健全な育成を推進するため、知事部局、教育委員会、警察本部で構成する「三重県青少年対策推進本部」により、青少年の育成に関する総合的施策の立案・実施に必要な審議および関係機関との連携調整をはかります。（生活部）
② 県民局の所管区域ごとに設置している「地区青少年行政連絡協議会」により、市町村や関係機関相互の連携・協力体制を強化し、地域の青少年行政を円滑かつ効果的に進めます。（生活部）
③ 青少年の健全育成に携わる、行政職員も含めた関係者の資質向上のための研修会を実施します。（生活部）
④ 各地域における青少年健全育成の総合的な展開を調整するため、各県民局等に青少年指導専門員を配置します。（生活部）
⑤ 青少年の健全育成における家庭の役割について、県民の認識を高めるため、「家庭の日」[注)1]の趣旨の普及・啓発に取り組みます。（生活部）

注)1 「家庭の日」:「三重県青少年健全育成条例」において、毎月第３日曜日を「家庭の日」と定め、家族みんなが話し合い、協力して健全な家庭環境づくりに努めていただくことを呼びかけています。

基本事業 12302		家庭・学校・地域の連携による青少年健全育成環境の整備（主担当：生活部青少年育成室）		
目的	対　象	家庭、学校、地域が		
	意　図	多様な青少年育成活動を連携しながら自主的・主体的に実施している		
基本事業の目標項目		青少年の体験・交流活動のための環境づくりに取り組む住民組織数	目標値（2006年度）	215組織
			現状値（2002年度）	169組織

〔基本事業目標項目の説明〕
・各地域において、青少年が体験・交流活動を行う環境づくりに取り組んでいる、住民メンバーで構成された健全育成組織（推進委員会等）やNPOなど活動団体の数

主な取組内容

① 中学生を対象に個性を伸長し、望ましい職業観、生きる力を育むとともに、地域の人たちとのふれあいを通じて、「地域の子どもは地域で育てる」という気運の醸成をはかるため、地域ぐるみで進める職場体験事業を支援します。(生活部)
② 地域の実情に応じ、地域住民が自ら考え、自ら実行する青少年健全育成活動の活性化をはかるため、地域の関係者やNPOなどによる体制の整備や体験機会の提供など多様な活動への支援を行います。(生活部)
③ 中高生世代の青少年に対して、自主性や社会性を身につける上で効果的かつ魅力のある体験機会を提供するため、居場所を確保し、その中で青少年自らが企画した活動を自らで進めていく取組への支援を行います。(生活部)
④ 青少年育成関係機関や団体の相互のネットワーク化を一層進めるとともに、NPO等と協働・連携しながら青少年の健全育成のための取組を推進します。(生活部)
⑤ ㈳三重県青少年育成県民会議と㈶三重県児童健全育成事業団を統合し、相互のネットワーク、ノウハウ[注)1]を活用することで、情報提供、人材育成をはじめとする各種の地域支援の機能を高めます。(生活部)

注)1 ノウハウ：物事のやり方についての実際的な知識

基本事業 12303	青少年非行防止対策の推進（主担当：生活部青少年育成室）		
目的 対象	青少年の非行防止に関わる地域の関係機関や活動団体などが		
目的 意図	相互に連携しながら青少年の非行を未然に防止している		
基本事業の目標項目	非行防止に取り組む地域活動者や企業等の数	目標値（2006年度）	1,800人・団体
		現状値（2002年度）	690人・団体

〔基本事業目標項目の説明〕
・県の支援により非行防止に取り組む地域活動者、企業等の数

主な取組内容

① 青少年が犯罪・非行に走らない、犯罪に巻き込まれない地域づくりを進めるため、家庭、学校、地域が一体となって取り組む体制づくりと日常的な活動が地域で展開されるよう、非行防止の地域ネットワークのモデルを構築し、その成果を情報発信していくことにより、各地域での非行防止の取組につなげていきます。(生活部)
② 「三重県青少年健全育成条例」に基づく有害図書などの指定と関係業界の自主規制の促進、インターネットなどによる有害情報から青少年を守るための適切な対応に努めます。(生活部)
③ 「青少年の非行問題に取り組む全国強調月間」や「全国青少年健全育成強調月間」、青少年三悪非行（万引き、薬物乱用、性的不良行為）防止活動等において、関係機関・団体等と連携しながら、非行防止のためのさまざまな啓発活動や健全育成活動を推進します。(生活部、健康福祉部、警察本部)
④ 児童買春事犯を誘引する出会い系サイト等の有害環境からの被害防止をはかるほか、少年の福祉や心身に有害な影響を与える犯罪に対する取締りを推進します。(警察本部)
⑤ 「みえ少年総合相談」をはじめとした少年相談活動を推進するほか、関係機関・団体と連

携し、児童虐待等の被害少年やその保護者等に対する支援を行います。（警察本部）

⑥　街頭補導活動等の推進により薬物乱用少年を早期に発見し、補導措置等を講じるほか、薬物乱用防止教室を開催するなどして、青少年の薬物乱用防止をはかります。（警察本部）

※　①は、重点プログラム（くらし11）「子どもたちが安心できる学習プログラム」で重点的に取り組みます。

施策　124　高等教育機関の充実と連携

（主担当部局：生活部）

目的	対　象	高等教育機関が		
	意　図	知的資源を活用し、多様な人材育成や地域の発展に貢献している		
施策目標項目		県内大学・大学院で学ぶ社会人の数	目標値（2006年度）	500人
			現状値（2002年度）	373人

〔施策目標項目の説明〕
・公開講座、社会人受入れなどにより、リカレント学習注)1 などの場として、大学および大学院で学んでいる社会人の数

現状と課題

少子化の進展による入学志願者数の減少、国立大学の法人化、多世代の学習ニーズへの対応など、高等教育機関をとりまく状況が大きく変化する中で、特色ある高等教育機関の充実強化が求められるようになってきています。また、行政においても、共同研究等を通じて高等教育機関の有する知的資源を引き出し、地域のために有効に活用していくことが必要になっています。

施策の取組方向

県内において多様な教育が受けられ、多様な進路が選択できるよう高等教育機関を設置する学校法人に支援するなど、高等教育機関の充実に努めます。

さらに、高等教育機関の有する高い知的資源と学術研究を生かした共同研究を行い、県の施策等に反映できるようにするなど、その研究成果の普及と活用をはかります。

また、三重県高等教育機関連絡会議の開催、地域の人材育成や課題解決等への貢献、学びの場の提供等を目的に設立が検討されている「みえ連合大学センター（仮称）構想」への参画等により、一層の連携強化をはかります。

施策展開するために取り組む基本事業

12401　高等教育機関の充実　（生　活　部）
12402　高等教育機関との連携強化　（総合企画局）

注)1　リカレント学習：リカレントは「繰り返す」「循環する」という意味。生涯学習社会では、学校教育を終了し社会に出た後においても、自分の能力を向上させ、社会の変化に対応していくために、職業から離れて、また職業につきながら新しい高度な知識、技術の習得を目的として学習活動を断続的に行うことが重要とされています。ここでは、社会人をはじめとする学習者が、再び大学などの高等教育機関や高等学校などにおいて学習することをいいます。

基本事業 12401	高等教育機関の充実（主担当：生活部私学振興室）		
目的 対象	高等教育機関が		
目的 意図	県内で多様な高等教育を受けることができる機会を提供している		
基本事業の目標項目	進学者のうち県内大学等への入学者の割合	目標値（2006年度）	25 %
		現状値（2002年度）	23.2%

〔基本事業目標項目の説明〕
・大学等へ進学した県内高校生のうち県内大学等へ入学した人の割合

主な取組内容

① 県内において多様な教育が受けられ、多様な進路が選択できるよう高等教育機関を設置する学校法人に支援するなど、高等教育機関の充実に努めます。（生活部）

基本事業 12402	高等教育機関との連携強化（主担当：総合企画局政策開発研修センター）		
目的 対象	高等教育機関と県が		
目的 意図	共同研究等を推進するなど、その連携強化に取り組んでいる		
基本事業の目標項目	共同研究１テーマあたりの教員数	目標値（2006年度）	5 人
		現状値（2003年度）	3.6人

〔基本事業目標項目の説明〕
・共同研究１テーマあたりの教員数

主な取組内容

① 県内高等教育機関と県が中心となり、産業界などの参加を得て、幅広い行政課題について質の高い共同研究を行うとともに、その成果の普及と活用をはかります。（総合企画局）
② 三重県高等教育機関連絡会議の開催を通じ、高等教育機関と県との連携強化および高等教育機関相互の連携をはかります。（総合企画局）
③ 地域の人材育成や課題解決等への貢献を目的に設立が検討されている「みえ連合大学センター（仮称）構想」への参画等により、高等教育機関との連携強化をはかります。（総合企画局）

施策　131　文化が身近に感じられる環境づくり

（主担当部局：生活部）

目的	対　象	県民一人ひとりが		
	意　図	文化を通じた多様な活動や交流に自ら参加している		
施策目標項目		文化活動を活発に行っている人の割合	目標値（2006年度）	21　%
			現状値（2003年度）	7.5%

〔施策目標項目の説明〕
・最近１年間において、文化鑑賞や文化活動のために年10回以上出かけた人の割合（県民意識基礎調査）

現状と課題

県民が主体的に「興し」、「伸ばす」 多様な文化活動への支援や、行政が有する施設を県民が能動的に「使う」ための環境づくりが求められています。

さらに、芸術文化といった限定した範囲だけではなく、すべての県民が自らの地域に誇りをもって生活できる地域社会づくりに向け、生活風習や風土づくり、歴史的・文化的遺産を活用した風情と魅力ある地域づくりなど、生活文化全般の幅広い分野をとらえた取組の支援や推進が重要となっています。

施策の取組方向

文化の人づくり、人と人をつなぐ環境づくり、多くの人びとが文化活動に参画できる情報の提供、さまざまな歴史的・文化的遺産の掘り起こしと保全・活用などに重点を置いた事業展開をはかります。その中で、開かれた県民文化祭の開催、県総合文化センターの機能の充実、ホームページ「三重の文化」の拡充整備、多様な文化活動への支援、地域における交流・連携の場づくりなどに取り組みます。

また、県史編さんに伴って収集した資料や明治期以来の県の公文書など貴重な資料を県民が気軽に活用できる環境づくりを進めます。

さらに、全国に誇る斎宮跡の発掘調査を継続し、その成果等を斎宮歴史博物館・いつきのみや歴史体験館での公開活用をはかるとともに、「紀伊山地の霊場と参詣道」の2004年（平成16年）６月の世界遺産登録に向けた取組を進めます。

施策展開するために取り組む基本事業

13101	県民が主体的に「興し」、「伸ばす」文化活動への支援	（生　活　部）
13102	多様なニーズに応じた、県民が「使う」文化環境づくり	（生　活　部）
13103	埋蔵文化財の保護と活用	（教育委員会）
13104	文化遺産の保護継承と活用	（教育委員会）

基本事業 13101	県民が主体的に「興し」、「伸ばす」文化活動への支援（主担当：生活部文化振興室）		
目的 対象	県民が		
目的 意図	身近な文化資源の活用をとおして、活発な交流を展開している		
基本事業の目標項目	県が支援を行った文化事業への参加者数	目標値（2006年度）	840,000人
		現状値（2002年度）	808,787人

〔基本事業目標項目の説明〕
・県が支援を行った文化事業および県が後援した文化事業への参加者数

主な取組内容

① 文化芸術の分野全般において、小中学校や福祉施設などのニーズに応じて専門家をインストラクター（指導員）として派遣するための「文化人材バンク」を整備し、各地域における心豊かな人づくりを支援します。（生活部）
② 身近な公共の場等の活用により、県民の文化活動の成果を発表できる場づくりを推進します。（生活部）
③ さまざまな文化活動を行う団体相互の交流会や文化活動に関する勉強会を開催し、文化団体の継続的な活動を支援します。（生活部）
④ 文化関係情報を総合的・一元的に提供するために整備したホームページ「三重の文化」を一層充実させ、県民が気軽に文化活動を行うための支援機能を強化します。（生活部）
⑤ 各地域における文化、歴史、景観、風情などの面から価値のある資産等を活かした、個性と魅力のある、50年後の三重県のすがたを見据えたグランドデザインを描き、その実現に向けた戦略のもとに、効果的で広がりのある具体的アクションを展開していくことにより、県民の心の豊かさを高めていきます。（生活部）
⑥ 2004年（平成16年）に開催する「生誕360年　芭蕉さんがゆく　秘蔵のくに　伊賀の蔵びらき」事業について、魅力ある多彩な事業を展開するとともに、事業終了後の地域住民と行政等の協働による地域づくりにつながるしくみとして推進します。（生活部）

※ ⑤は、重点プログラム（絆２）「歴史的・文化的遺産等を活かした三重の魅力づくりプログラム」で重点的に取り組みます。

基本事業 13102	多様なニーズに応じた、県民が「使う」文化環境づくり（主担当：生活部文化振興室）		
目的 対象	県民が		
目的 意図	多様な文化にふれ親しむことができる生活をおくっている		
基本事業の目標項目	県総合文化センターと県内文化施設の連携等による活動・事業数	目標値（2006年度）	20事業
		現状値（2003年度）	5事業

〔基本事業目標項目の説明〕
・三重県総合文化センターが、県内の他の文化施設や文化団体等と連携して実施した文化事業および同センター

を中心に実施した県民の文化芸術活動を支援するアウトリーチ活動[注)1]の合計数

主な取組内容

① 県の総合的な文化の拠点施設である三重県総合文化センターの機能を生かして、県民が気軽に利用できる環境づくりを進めるとともに、県文化会館において、音楽や演劇、伝統芸能など、さまざまな分野の文化芸術を身近に感じ、ふれ親しむ機会を提供します。(生活部)
② 県の文化施設間の情報交流システムや共通の顧客情報管理システムを構築し、連携事業の新たな展開や総合的な情報提供ができる環境整備を行います。(生活部)
③ 県総合文化センターと県内の文化施設および学校や地域で文化活動を行っている県民との連携・協働を進め、事業の共同開催や県民の文化芸術活動を支援するアウトリーチ活動を積極的に進めます。(生活部)

注)1 アウトリーチ活動：さまざまな施設が、その施設の持つ独自のノウハウ[注)2]やネットワーク等を生かした施設外での活動等を通じて、より多くの人びとを対象としたサービスを提供する活動
注)2 ノウハウ：31ページをご覧ください。

基本事業 13103	埋蔵文化財の保護と活用（主担当：教育委員会文化財保護室）		
目的 対象	代表的な史跡や埋蔵文化財が		
目的 意図	地域学習や生涯学習などに活用されるよう保護されている		
基本事業の目標項目	調査研究成果の活用者数	目標値（2006年度）	157,000人
		現状値（2002年度）	145,129人

〔基本事業目標項目の説明〕
・斎宮歴史博物館、三重県埋蔵文化財センターが行う調査研究成果に基づく、展覧会、現地説明会、公開講座、体験講座等の公開事業への参加者数とホームページアクセス者数

主な取組内容

① 代表的な史跡等について、市町村と協働して発掘調査や文献等の調査研究を行い、その成果が学校教育や生涯学習に活用されるよう整備し、情報の公開・発信を推進します。(教育委員会)
② 国史跡斎宮跡が、サイトミュージアム（史跡博物館）として地域学習に活用されるよう、史跡整備や斎宮歴史博物館の展示普及・体験事業を推進します。(教育委員会)
③ 市町村と協働して、県・国・各種公団や民間等が行う各種の開発事業との調和をはかりながら発掘調査を実施し、記録保存を行うなど埋蔵文化財を保護します。(教育委員会)
④ 三重県埋蔵文化財センターにおいて、市町村職員や教員等を対象とした技術研修や文化財保護講座を開催するとともに、市町村を支援して県内の文化財保護体制の充実をはかります。(教育委員会)

基本事業 13104	文化遺産の保護継承と活用（主担当：教育委員会文化財保護室）		
目的 対象	文化遺産が		
目的 意図	魅力的な地域づくりに活用されるよう保護継承されている		
基本事業の目標項目	国・県の指定文化財件数	目標値（2006年度）	850件
		現状値（2002年度）	809件

〔基本事業目標項目の説明〕
・県内に所在している文化財のうち、国の指定（選定・選択および登録を含む）を受けた文化財ならびに県が指定・選択した文化財の総数

主な取組内容

① 県内に継承されている重要な文化財を調査研究し、国・県の指定文化財に指定することで保護継承をはかるとともに、貴重な文化財が学校教育や生涯学習に生かされるよう公開に努め、情報を発信します。（教育委員会）
② 文化財の保護状況についての巡視活動を行うとともに、市町村および管理者が行う指定文化財などの保護・管理に対して、技術的・財政的支援を行います。（教育委員会）
③ 熊野古道（熊野参詣道・伊勢路）が保存・活用されるよう、和歌山県、奈良県および関係市町村と連携して整備・管理していきます。（教育委員会）
④ 三重県に関する歴史的資料の収集・保存と県民による活用の促進をはかるとともに、「三重県史」の編さん刊行およびホームページ等により県の歴史文化についての情報発信を行います。（生活部）
⑤ 県内の歴史的・文化的遺産の保全活用のため、それらの遺産等の現状把握や専門的知識を持った人材の養成等を行いながら、地域における自主的・主体的なまちづくり活動を支援するとともに、歴史的・文化的遺産を活かした効果的な県事業等を展開していくための行政の人材育成を含めた環境づくりを推進します。（生活部）
⑥ 県内の伝統工芸品やその技法等を貴重な伝統技能としてPRするとともに、地域づくりへの活用を促進します。（農水商工部）＜基本事業23204②の一部再掲＞

※ ④のうち歴史的資料の収集・保存と県民による活用の促進、⑤は、重点プログラム（絆2）「歴史的・文化的遺産等を活かした三重の魅力づくりプログラム」で重点的に取り組みます。

施策　132　スポーツの振興

（主担当部局：教育委員会）

目的	対　象	県民が		
	意　図	それぞれの好み、年齢や体力等に応じて、いつでも、どこでも、気軽にスポーツに親しんでいる		
施策目標項目		週１回以上スポーツをする県民の割合	目標値（2006年度）	41　%
			現状値（2003年度）	30.8%

〔施策目標項目の説明〕
・１週間に１回以上スポーツをする県民の割合（県民意識基礎調査）

現状と課題

県民一人ひとりが体力や目的に応じて、多様なスポーツに取り組むことのできる環境づくりが求められています。

このため、誰もが、いつでも、スポーツに親しむことのできる総合型地域スポーツクラブ[注)1]の育成、国内外の大会等で活躍できる選手の育成、指導者の養成などのほか、利用者のニーズに応じた県営スポーツ施設の整備・運営などに取り組む必要があります。

施策の取組方向

県民の多様なスポーツニーズに対応できるよう、地域の人たちが主体となって運営する総合型地域スポーツクラブの育成を支援するとともに、クラブマネージャー[注)2]等の養成に取り組みます。

また、ジュニア期から一貫した指導を行うことにより国内外の大会等で活躍できる選手を育成するとともに、各種目の指導者を養成します。さらに、広く県民がスポーツ・レクリエーション活動に参加できる、「みえスポーツフェスティバル」の充実に努めます。

県営スポーツ施設については、県民がスポーツを楽しむ場、競技力を向上させる場として整備・運営し、利用の促進をはかります。

施策展開するために取り組む基本事業

13201　地域スポーツの推進と競技スポーツの充実　（教育委員会）
13202　スポーツ施設の整備・運営　（教育委員会）

注)1　総合型地域スポーツクラブ：地域住民が主体的に運営し、多種目、多世代、競技レベルの多様性などの特徴を持つスポーツクラブ
注)2　クラブマネージャー：事業体としての総合型地域スポーツクラブを円滑に運営するための、経営能力を有する専門的な人材

基本事業 13201		地域スポーツの推進と競技スポーツの充実（主担当：教育委員会スポーツ振興室）		
目的	対　象	スポーツに親しみたい県民が		
	意　図	それぞれの好み・年齢・体力等に応じてスポーツに取り組んでいる		
基本事業の目標項目		総合型地域スポーツクラブの会員数	目標値（2006年度）	20,000人
			現状値（2002年度）	3,950人

〔基本事業目標項目の説明〕
・総合型地域スポーツクラブで活動している人数

主な取組内容

① 県民の多様なスポーツニーズに対応できるよう、地域住民が主体的に取り組む総合型地域スポーツクラブの育成を支援するとともに、クラブマネージャー等の養成に取り組みます。（教育委員会）
② ジュニア期からの一貫した指導システムを充実し、国内外の大会等で活躍できる選手の育成と各種目の指導者の養成に取り組みます。（教育委員会）
③ 誰もが、いつでも、どこでも、主体的にスポーツに親しめるよう、県立学校の体育施設を開放し、スポーツの場を提供します。（教育委員会）
④ 県民に広くスポーツ・レクリエーション活動の場を提供し、豊かなスポーツライフの実現をはかるため、みえスポーツフェスティバルを開催します。（教育委員会）
⑤ 全国レベルの大会で活躍できるよう、国民体育大会等に県の代表として選手を派遣します。また、スポーツ団体との協働により、スポーツの振興をはかります。（教育委員会）

※ ①、②は、重点プログラム（くらし11）「子どもたちが安心できる学習プログラム」で重点的に取り組みます。

基本事業 13202		スポーツ施設の整備・運営（主担当：教育委員会スポーツ振興室）		
目的	対　象	スポーツに親しみたい県民が		
	意　図	県営スポーツ施設を利用し、多様な活動をしている		
基本事業の目標項目		県営スポーツ施設年間利用者数	目標値（2006年度）	515,000人
			現状値（2002年度）	495,244人

〔基本事業目標項目の説明〕
・県営スポーツ施設（鈴鹿スポーツガーデン、総合競技場、松阪野球場、ライフル射撃場）を１年間に利用する人数

主な取組内容

① 県営スポーツ施設を、県民がスポーツを楽しむ場、競技力を向上させる場として整備・運営し、県民の利用促進をはかります。（教育委員会）

② 県営鈴鹿スポーツガーデン、県営総合競技場は、利用料金制の導入によるメリットを生かしながら、県民サービスの向上に努めていきます。（教育委員会）
③ 県営総合競技場の陸上競技場が、第1種公認陸上競技場としての機能がはかられるよう、施設・備品等の整備を行います。（教育委員会）

第２節

安心を支える雇用・就業環境づくりと元気な産業づくり

〔政　策〕	〔施　策〕	〔基本事業〕	〔ページ〕
1 安心を支える雇用と就業環境づくりの推進	1 地域の実情に応じた多様な雇用支援	（21101～21103）	43
	2 職業能力の開発と勤労者生活の支援	（21201～21202）	47
2 安心を支える力強い農林水産業の振興	1 安全で安心な農林水産物の安定的な供給	（22101～22104）	50
	2 戦略的なマーケティングプロジェクトの展開	（22201～22203）	54
	3 農林水産業を支える生産・経営基盤の充実	（22301～22306）	58
	4 農林水産業を支える技術開発の推進	（22401～22404）	64
3 地域経済を支える戦略的な産業振興	1 自律的産業集積の推進	（23101～23104）	68
	2 既存産業の高度化・高付加価値化の促進	（23201～23205）	73
	3 観光・交流産業の振興	（23301～23303）	78
	4 技術の高度化の促進	（23401～23404）	81

施策　211　地域の実情に応じた多様な雇用支援

（主担当部局：生活部）

目的	対　象	働く意欲のある人が		
	意　図	就労している		
施策目標項目		県内失業率	目標値（2006年度）	3.9%
			現状値（2002年度）	4.4%

〔施策目標項目の説明〕
・15才以上の就業が可能な人口のうち、仕事を探している人および求職活動の結果を待っている人の割合（総務省「労働力調査（都道府県別試算値）」）

現状と課題

経済のグローバル化に伴う企業の構造改革が進展する中で、人員整理、正規雇用から派遣やパート労働への転換などの影響を受け、中高年齢者、新規学卒者をはじめとする若年者の就職難など、雇用・失業情勢は依然として厳しい状況にあります。

特に、若年者の雇用対策においては、勤労観や職業意識の醸成、キャリア形成能力の向上を家庭や地域を含めた教育の中で進めていくことが重要になっています。

施策の取組方向

中高年齢者の雇用対策については、雇用のミスマッチ注)1を解消し、再就職活動を支援する短期の職場実践訓練やキャリアカウンセリング注)2、雇用関係情報の提供などの取組を重点的に進めます。

若年者の雇用対策については、キャリア形成能力の向上を支援する取組を中心に、職業相談、雇用関係情報の提供、職業紹介等をワンストップ注)3で提供する「おしごと広場みえ」を拠点にきめ細かく対応していきます。特に高校生に対しては、計画的なキャリア教育注)4の推進により、生徒の職業選択能力を育成しながら、保護者の意識啓発、教職員の進路指導能力を高め、就職率の向上と離職率の抑制をはかります。

高齢者の就業支援対策については、順調に会員数、事業量を伸ばしているシルバー人材センターを通じた取組を進めるとともに、障害者の雇用対策については、㈳三重県障害者雇用促進協会との連携により、事業主への啓発等を実施しながら、就職に有効な職業訓練機会の提供などにより雇用の促進に努めます。

施策展開するために取り組む基本事業

21101	中高年者の雇用支援	（生　活　部）
21102	若年者の雇用支援	（生　活　部）
21103	高齢者、障害者の雇用支援	（生　活　部）

注)1　雇用のミスマッチ：労働市場で雇用者の労働ニーズと被雇用者の職業能力との間に発生した較差
注)2　キャリアカウンセリング：求職者が各自の職業上の能力や技術等を生かして円滑に就職できるよう導くために行う専門家による職業相談
注)3　ワンストップ（サービス）：ひとつの窓口ですべての用件を終わらせることができるサービス体制
注)4　キャリア教育：24ページをご覧ください。

基本事業 21101	中高年者の雇用支援（主担当：生活部雇用・能力開発室）		
目的 対象	働く意欲のある中高年者が		
目的 意図	就労している		
基本事業の目標項目	県が支援した中高年求職者の就職率	目標値（2006年度）	65 %
		現状値（2002年度）	49.3%

〔基本事業目標項目の説明〕
・県事業（短期職場実践訓練、資格取得サポート、キャリアカウンセリング注)1）により支援した中高年求職者の3か月以内の就職率

主な取組内容

① 中高年の失業者を対象に、企業等において短期の職場実践訓練を行い、当該企業等での雇用に結びつける取組を推進し、雇用促進をはかります。（生活部）
② 専門家によるセミナーやキャリアカウンセリングを実施し、求職者が自分を売り込む知識や技法を身につけ、円滑な就職活動が行えるよう支援します。（生活部）
③ 再就職に有利な資格・免許取得への助成を行い、早期の就職を支援します。（生活部）
④ 市町村、県、各種団体等との連携・協働による地域の実情に応じた雇用対策を展開するための体制を整備し、効果的な取組を進めます。（生活部）
⑤ 求職者、事業主等が、雇用関連情報を迅速かつ手軽に入手できるよう、インターネットや各種広報媒体を活用した情報提供を推進します。（生活部）＜基本事業21102⑥の再掲＞

※ ①～④は、重点プログラム（元気２）「中高年者雇用・安定プログラム」で重点的に取り組みます。

注)1 キャリアカウンセリング：43ページをご覧ください。

基本事業 21102	若年者の雇用支援（主担当：生活部雇用・能力開発室）		
目的 対象	働く意欲のある若年者が		
目的 意図	就労している		
基本事業の目標項目	県が実施する若年者の雇用対策により支援した若年者の数	目標値（2006年度）	27,500人
		現状値（2003年度）	13,150人

〔基本事業目標項目の説明〕
・若年者の雇用支援のための拠点として三重労働局と連携して開設した、「おしごと広場みえ」における職業紹介・職業相談やカウンセリングなど雇用に関するワンストップサービス注)1、インターンシップ注)2、雇用関係のセミナー等の推進により県が支援した若年者の数

主な取組内容

① 若年者の雇用支援を行う拠点として三重労働局と連携して開設した「おしごと広場みえ」における機能を拡充し、総合的なサービスをワンストップで提供できる環境づくりを進めます。（生活部）
② 県内大学、民間人材ビジネス会社、職業訓練機関、経済団体等と連携しながら、若年未就職者を対象として教育訓練から就職までを一貫して支援するシステムを整備・運営します。（生活部）
③ 若年求職者の職業観・勤労観の醸成をはかり、就職活動のノウハウ注)3を高める講座やカウンセリング等で構成するセミナーを実施し、円滑な就職に向けた支援を行います。（生活部）
④ 新規高卒者の就職率を高めるため、計画的な進路指導による職業意識・職業能力の育成を進めるとともに、教員の進路指導力の向上をはかります。（教育委員会）
＜基本事業12203②の再掲＞
⑤ 農林水産業への就業に興味を持っている若年者に対し、農林水産業の知識を身につけるセミナー、短期研修、情報提供等を行い、就業機会の拡大を進めます。（農水商工部）
＜基本事業22301②の再掲＞
⑥ 求職者、事業主等が、雇用関連情報を迅速かつ手軽に入手できるよう、インターネットや各種広報媒体を活用した情報提供を推進します。（生活部）

※ ①～⑤は、重点プログラム（元気１）「若年者雇用支援プログラム」で重点的に取り組みます。

注)1 ワンストップサービス：43ページをご覧ください。
注)2 インターンシップ：26ページをご覧ください。
注)3 ノウハウ：31ページをご覧ください。

基本事業 21103	高齢者、障害者の雇用支援（主担当：生活部雇用・能力開発室）		
目的 対象	働く意欲のある高齢者や障害者が		
目的 意図	就労している		
基本事業の目標項目	障害者の雇用率	目標値（2006年度）	1.6 %
		現状値（2003年度）	1.49%

〔基本事業目標項目の説明〕
・56人以上の従業員を常用雇用している県内企業の従業員総数に占める障害者の割合（三重労働局調べ）

主な取組内容

① 高齢者の就業機会の確保、生きがいの充実等をはかるため、シルバー人材センターの設置を促進するとともに、法人化等による体制強化の支援を進めます。（生活部）
② 65歳までの継続雇用の導入、年齢にとらわれない採用選考の一層の普及に向けて、三重労働局、㈳三重県雇用開発協会等と連携したＰＲ活動を進めます。（生活部）
③ 障害者の雇用促進に向けて、三重労働局、㈳三重県障害者雇用促進協会と連携してＰＲ活

動等を進めるとともに、多くの障害者を雇用している企業に対して県による物品等の発注を優遇する制度を整備し、その推進をはかります。（生活部）

④　障害のある生徒に職業体験の場を提供することにより、就職への不安の解消と円滑な職業選択が可能となるよう支援を行い、卒業後の雇用を促進します。（生活部）

⑤　すぐには雇用されることが困難な障害者を対象に、雇用に結びつけるための実地職業訓練を行い、雇用を促進します。（生活部）

⑥　障害者を対象にＩＴ（情報通信技術）に関する職業訓練を実施し、就業機会の確保を支援します。（生活部）＜基本事業21201③の再掲＞

施策　212　職業能力の開発と勤労者生活の支援

（主担当部局：生活部）

目的	対　象	働く意欲のある人が		
	意　図	職業能力開発に自発的に取り組み、就労環境の整備された職場でいきいきと働いている		
施策目標項目		職業能力開発機会への参加率	目標値（2006年度）	45　%
			現状値（2003年度）	37.0%

〔施策目標項目の説明〕
・勤労者や求職者のうち、過去３年間に職業に必要な能力を向上させるために、講座、実習、通信教育などを利用したことがある人の割合（県民意識基礎調査）

現状と課題

職業能力開発については、労働市場の流動化が進み、企業が即戦力となる人材を求める傾向が強いことから、専門的な知識、技能に関する訓練に加え、個人が自主的に資格等の取得や新しい技術を習得していく上での支援が必要です。

就労環境の整備に関しては、厳しい経済情勢の中で労使による雇用維持に向けた取組や少子高齢社会における働き方の多様化への支援が求められています。

施策の取組方向

県立津高等技術学校において、訓練生のキャリア形成能力を育成しながら企業ニーズに合致した教育・訓練を推進するとともに、ＩＴ（情報通信技術）をはじめとする再就職に効果のある多様な職業訓練機会を提供する委託訓練や在職者訓練を進めます。

また、技能検定制度の周知や熟練技能者の表彰等を実施するとともに、熟練技能者による技能体験講座の開催などをとおして、さまざまな技能・技術の継承、技能者の地位向上に努めます。

多様な働き方を支援するため、育児や介護を会員の相互援助で行なうファミリー・サポート・センター注)1の整備、充実を支援するとともに、企業等における男女共同参画の取組を促進します。また、経営者団体、労働団体等と連携して、働く意欲を高める就労環境づくり、中小企業労働者の福利厚生を充実する基盤整備、労働・生活相談の実施等、勤労者支援に取り組みます。

施策展開するために取り組む基本事業

21201　多様な職業能力の開発と技能の継承　（生　活　部）
21202　いきいきと働くことができる就労環境等の整備　（生　活　部）

注)1　ファミリー・サポート・センター：18ページをご覧ください。

基本事業 21201	多様な職業能力の開発と技能の継承（主担当：生活部雇用・能力開発室）		
目的 対象	働く意欲のある人が		
目的 意図	多様な職業能力開発の機会を利用している		
基本事業の目標項目	県が実施または支援する職業訓練への参加者数	目標値（2006年度）	2,100人
		現状値（2002年度）	1,326人

〔基本事業目標項目の説明〕
・県が実施している職業訓練および県が財政支援している民間の職業訓練への参加者数

主な取組内容

① 県立津高等技術学校において、即戦力となる多様な職業訓練を推進するとともに、訓練生の就職活動への支援を充実します。（生活部）
② 若年者を対象とした基礎的技能の修得のための職業訓練や、さまざまな訓練ニーズに効率的に対応できるよう民間企業、専門学校等への委託による訓練を実施します。（生活部）
③ 障害者を対象にＩＴ（情報通信技術）に関する職業訓練を実施し、就業機会の確保を支援します。（生活部）
④ 民間の職業能力開発施設に対して効果的な訓練が推進できるよう支援を行うとともに、三重県職業能力開発協会を通じて、技能検定および熟練技能者の表彰等を実施します。（生活部）
⑤ 技能の重要性について広く理解を得るとともに、技能・技術の維持、向上をはかるため、熟練技能者による技能体験講座等を開催します。（生活部）
⑥ 中高年の失業者を対象に、企業等において短期の職場実践訓練を行い、当該企業等での雇用に結びつける取組を推進し、雇用促進をはかります。（生活部）＜基本事業21101①の再掲＞
⑦ 再就職に有利な資格・免許取得への助成を行い、早期の就職を支援します。（生活部）＜基本事業21101③の再掲＞

基本事業 21202	いきいきと働くことができる就労環境等の整備（主担当：生活部勤労福祉室）		
目的 対象	中小企業で働く勤労者が		
目的 意図	心身ともに充実した生活の実現に向け、いきいきと働いている		
基本事業の目標項目	積極的に就労環境の整備に取り組んでいる事業所数	目標値（2006年度）	175事業所
		現状値（2002年度）	15事業所

〔基本事業目標項目の説明〕
・厚生労働省が開発した「労使コミュニケーション診断」の活用を県が促進することなどにより、経営者が労働者の意見を反映させながら就労環境の整備に取り組んでいる県内事業所の数

主な取組内容

① 厳しい雇用情勢の中で、就労者の立場に立った雇用環境づくりを促進するため、県の労働・生活相談窓口「ライフ・ワークサポート三重」の機能の充実をはかるとともに、事業者等を対象にした啓発・研修および企業診断（労使コミュニケーション診断）を実施します。（生活部）

② 子育て中の勤労者等の育児不安や育児負担感を軽減し、安心して仕事と家庭を両立できる環境づくりを推進するため、地域における子育て等の相互援助組織であるファミリー・サポート・センター[注)1]の設置と機能の強化を支援します。（生活部）

③ 中小企業労働者の福利厚生等の充実のため、市町村による中小企業勤労者福祉サービスセンターの設置を積極的に支援します。（生活部）

④ 雇用・就労面における男女間の格差解消や女性の能力発揮の促進に積極的に取り組んでいる企業を表彰し、職場における男女共同参画を推進する気運を高めます。（生活部）

⑤ 勤労者等が、労働環境に的確に対応できるよう、労働に関する各種法律・制度等の幅広い知識・情報を提供するセミナー等を開催します。（生活部）

※ ①は、重点プログラム（元気２）「中高年者雇用・安定プログラム」で重点的に取り組みます。

※ ②は、重点プログラム（くらし９）「少子化対策のための子育て家庭応援プログラム」で重点的に取り組みます。

注)1 ファミリー・サポート・センター：18ページをご覧ください。

施策　221　安全で安心な農林水産物の安定的な供給

（主担当部局：農水商工部）

目的	対　象	農林水産業が		
	意　図	地域の特性を生かした安全で安心な農林水産物を安定的に供給している		
施策目標項目	食料自給率		目標値（2006年度）	45　%
			現状値（2002年度）	43.8%

〔施策目標項目の説明〕
・県民が食料として消費する農林水産物のうち県内産物により供給が可能な割合（農林水産統計年報などによりカロリーベースで算出）

現状と課題

BSE[注)1]問題や食品の虚偽表示、無登録農薬の使用に関連する「食の安全」問題が顕在化し、食品に対する信頼感が低下していることから、消費者の信頼に応える生産・流通体制の構築が必要となっています。また、食生活の高度化、多様化が進む中で、基幹作物である米の消費減退、輸入農林水産物の増大等により食料自給率は減少しており、食料の安定供給に向けた取組が必要となっています。一方、国においては、食の安全・安心の確保を中心とした「食と農の再生プラン」や新たな米政策の展開に向けた「米政策改革大綱」が策定され、これに対応する取組が必要となっています。

施策の取組方向

消費者に安全で安心な農林水産物を安定的に供給するための生産・流通体制づくりを促進するために、生産から流通・販売にいたる過程での衛生管理や農薬等の適正な使用管理などの指導・監視の充実をはかるとともに、人と環境にやさしい生産技術やHACCP[注)2]システムの導入など、地域特性に応じた生産振興を進め、既存産地の充実や新たな産地の育成をはかり、食料自給率の向上に努めます。

一方、米については、消費者重視、市場重視の「米づくりの本来あるべき姿」をめざし、2003年度（平成15年度）に策定した「新たな三重の米（水田農業）戦略」を着実に進めます。

施策展開するために取り組む基本事業

22101	農林水産物の生産・流通における安全・安心の確保	（農水商工部）
22102	農畜産物の安定供給	（農水商工部）
22103	林産物の安定供給	（環境森林部）
22104	水産物の安定供給	（農水商工部）

注)1　BSE：Bovine Spongiform Encephalopathyの略。1986年に英国で初めて報告された牛の病気。BSEにかかると、脳の組織が海綿状（スポンジ状）になることから、牛海綿状脳症と名付けられた。

注)2　HACCP：ハサップと読み、危害分析重要管理点方式のこと。従来の抜き取り方式と異なり、原料が加工され製品になるまでのあらゆる過程で起こりうる危険性をリストアップし、重要管理点によって処理方法を明確にしたもので、工程ごとの安全性をチェックし、記録に残す管理方式

基本事業 22101	農林水産物の生産・流通における安全・安心の確保（主担当：農水商工部農水産物安全室）		
目的 対象	消費者が		
目的 意図	安全で安心な農林水産物を購入している		
基本事業の目標項目	農畜水産物安全基準違反件数	目標値（2006年度）	0件
		現状値（2002年度）	9件

〔基本事業目標項目の説明〕
・食肉・水産物残留抗生物質検出数、農畜産物の残留農薬検出数、農薬・肥料・薬事・飼料・食品表示各法違反件数の合計

主な取組内容

① 安全で安心な生鮮食料品等の流通が確保されるよう、適正な食品表示の指導監視、安全で衛生的な食肉等の処理加工の推進のほか、生鮮食料の安定供給の基本となる卸売市場の施設整備および再編等による経営基盤の強化をはかります。（農水商工部）
② 農薬・肥料の適正流通・使用管理の指導監視を実施するとともに、新しい防除技術の普及、病害虫発生の動向に即した的確な防除対策を推進します。
また、土壌汚染物質の実態把握や防止技術の開発実証に取り組みます。（農水商工部）
③ 人畜共通伝染病等の家畜伝染病の発生予防および蔓延防止、衛生技術指導による健康な家畜の生産、動物医薬品の適正使用、飼料の安全使用等を推進します。（農水商工部）
④ 生産者等の自主衛生管理を促進するため、HACCP[注)1]手法の考え方に基づく品質衛生管理モデル創出やマニュアルの作成・普及推進、農産物等を対象にした表示制度の定着を支援します。（農水商工部）＜一部は基本事業22203④の再掲＞

※ ①のうち食品表示の適正化、②のうち農薬等の適正使用管理、③のうち飼養衛生管理基準の遵守、健康な家畜の生産、動物医薬品の適正使用、飼料の安全使用、④のうちHACCP方式の導入は、重点プログラム（くらし5）「食の安全・安心確保プログラム」で重点的に取り組みます。

注)1 HACCP：50ページをご覧ください。

基本事業 22102	農畜産物の安定供給（主担当：農水商工部農畜産室）		
目的 対象	農畜産物生産者が		
目的 意図	消費者ニーズにあった農畜産物を安定的に供給している		
基本事業の目標項目	耕地利用率	目標値（2006年度）	96.7%
		現状値（2002年度）	89.8%

〔基本事業目標項目の説明〕
・県内の耕地面積に対する作付け（栽培）延べ面積の割合（農林水産統計年報）

主な取組内容

① 国の「米政策改革大綱」にもとづき、需要に見合った米の生産調整を推進します。また、多様な需要に対応した安全・安心な米・麦・大豆の生産振興と産地競争力の強化をはかるため、「新たな三重の米（水田農業）戦略」にもとづき、農産物種子対策、人と自然に配慮した米づくり推進、実需者ニーズに合った麦・大豆の品質向上対策に取り組みます。（農水商工部）

② 野菜の価格安定をはかるため野菜指定産地制度を実施するとともに、輸入急増野菜に対抗するための産地競争力強化に向け、低コスト化や高付加価値化等の取組に対して指導支援します。（農水商工部）

③ 果樹の長期需給見通しに立脚した低コスト高品質生産を指導するとともに、温州みかんの需給調整により果樹産地の安定化をはかります。（農水商工部）

④ 「環境にやさしい安全安心な伊勢茶作り運動」を茶関係団体と連携して推進するとともに、茶の品質向上対策等に取り組み、伊勢茶のブランド化をはかります。（農水商工部）

⑤ 花き花木の消費動向をふまえた高品質生産を生産者団体と連携して推進するとともに、花き品評会等を通じて消費拡大のための情報発信を行います。（農水商工部）

⑥ 消費者に安全・安心な牛肉を供給するためのトレーサビリティシステム注)1 を確立するため、生産履歴情報をDNA検査により検証するとともに、個体識別システムの定着化をはかり、銘柄牛の生産振興をすすめます。また、経営感覚に優れた生産性の高い経営体を育成するため、支援指導体制を整備、情報提供および経営・飼養管理改善指導を実施するとともに、家畜および鶏の改良増殖や畜産環境整備に取り組みます。（農水商工部）

※ ①のうち米、野菜等農産物の生産履歴記帳推進等農産物安全安心づくりへの支援、⑥のうち牛肉のトレーサビリティなど、畜産物安全安心確保は、重点プログラム（くらし５）「食の安全・安心確保プログラム」で重点的に取り組みます。

注)1 トレーサビリティシステム：食品等の生産や流通に関する履歴情報を追跡・遡及することができる方式。生産者や流通業者は、媒体（バーコード、IDタグ等）に食品情報を集積するなどし、それを消費者等が必要に応じて検索できるシステム。これにより、食品事故発生時の早期原因究明や生産者と消費者の「顔の見える関係」の構築が期待される。

基本事業 22103	林産物の安定供給（主担当：環境森林部林業経営室）		
目的 対象	林業・木材事業者が		
目的 意図	消費者ニーズにあった県産材を安定的に供給している		
基本事業の目標項目	県産材の自給率	目標値（2006年度）	46%
		現状値（2002年度）	46%

〔基本事業目標項目の説明〕
・県内の製材工場等で加工される木材のうち県内産木材量の割合

主な取組内容

① 木材を利用することが森林の整備につながることなどについて広く普及啓発し、県民の理解を深めながら住宅や公共施設等への県産材の利用を促進します。（環境森林部）

② 消費者のニーズに即した品質が整った木材製品を安定的に供給する体制整備を促進するため、松阪木材コンビナートなど木材産業の事業基盤の強化、加工・流通の合理化を進めます。

（環境森林部）
③　県産材を安定的に供給するため、林業の生産性向上に資する林道や高性能林業機械等の整備を促進します。（環境森林部）
④　県産材を計画的に生産するため、森林所有者等への森林施業計画制度の普及や地域活動への支援、森林組合が行う森林施業のための条件整備等への支援を行います。（環境森林部）
⑤　林産物の供給を担う森林所有者の林業経営等を支援するため、林業に関する技術や知識の普及と森林施業に関する助言等を行います。（環境森林部）

※　①のうち木材の利用促進については、重点プログラム（元気６）「地産地消定着による地域産業活性化プログラム」で重点的に取り組みます。
※　⑤のうち特用林産物の安全・安心の確保については、重点プログラム（くらし５）「食の安全・安心確保プログラム」で重点的に取り組みます。

基本事業 22104		水産物の安定供給（主担当：農水商工部水産室）		
目的	対　象	漁業者が		
	意　図	消費者ニーズにあった水産物を安定的に供給している		
基本事業の目標項目		沿岸沖合漁業および海面養殖業の生産量	目標値（2006年度）	150,000トン
			現状値（2002年度）	148,423トン

〔基本事業目標項目の説明〕
・沿岸沖合漁業および養殖業の生産量（農林水産統計年報）

主な取組内容

①　養殖履歴の保存管理や生産物の衛生管理など漁業者の自主取組を支援することにより、消費者が求める安全・安心な水産物を供給します。（農水商工部）
②　海の恵みを実感し、環境保全に不可欠な資源循環型ライフスタイル（生活行動様式）を定着させるため、「さかなの目」から見た環境診断など地域住民との協働による啓発運動を展開します。（農水商工部）
③　消費者ニーズの高いアワビ、マダイ、トラフグ、ヒラメ、ヨシエビなどの稚魚を人工種苗生産し放流することにより、積極的に漁業資源の維持増大をはかるとともに、海洋深層水注)1の利点を有効活用し、安定的な種苗生産を進めます。（農水商工部）
④　漁獲可能量制度の的確な運用、小型魚の保護や漁獲努力量の削減など漁業者の自主資源管理を支援することにより、水産物の持続的安定供給をはかります。（農水商工部）
⑤　水面の秩序ある総合的高度利用をはかるため、漁業と海洋レクリエーションとの調整、漁業に関する調整および許認可、漁業取締業務などを行います。（農水商工部）

※　①は、重点プログラム（くらし５）「食の安全・安心確保プログラム」で重点的に取り組みます。
※　②は、重点プログラム（元気６）「地産地消定着による地域産業活性化プログラム」で重点的に取り組みます。
※　③のうち海洋深層水活用は、重点プログラム（元気７）「競争力のある三重の農林水産物創出プログラム」で重点的に取り組みます。

注)1　海洋深層水：太陽光光線の届かないおおむね200m以深の海水。多くのミネラルや栄養分に富み、病原菌も少ないことから飲料水や食品材料、アトピー性皮膚炎の治療などに用いる試みが進められています。

施策　222　戦略的なマーケティングプロジェクトの展開

（主担当部局：農水商工部）

目的	対　象	農林水産物が		
	意　図	輸入品や他県産品に負けない、優れた品質などを備えた付加価値の高い産品として提供されている		
施策目標項目		「三重ブランド」として認定された農林水産品目	目標値（2006年度）	10品目
			現状値（2002年度）	5品目

〔施策目標項目の説明〕
・ブランド化された農林水産品目数（ブランド化された品目は、三重ブランド認定委員会の審議を経て知事が認定したもの）

現状と課題

農林水産物の輸入増大、国内産地間の競争激化、食の安全・安心への関心の高まり等の中で、三重県の農林水産業、食品産業の競争力強化をはかるためには、県民や消費者の満足度を高め、その支持を得ることが必須の条件となっています。

施策の取組方向

県産農林水産物、農林水産物加工品や農山漁村に由来するサービスの消費・享受を通じて、ライフスタイル（生活行動様式）や地域のあり方への新たな価値提供につながる「地産地消運動」の活性化を進めます。また、高度化、多様化する消費者ニーズに応え、高付加価値化、ブランド化を進めるとともに環境に配慮した持続可能な経営展開に積極的に取り組む事業者の取組への支援を行い、「三重ブランド」に代表される競争力の高い農林水産物等の育成・充実をはかります。

施策展開するために取り組む基本事業

22201	地産地消の推進	（農水商工部）
22202	農林水産物「三重の顔」の推進	（農水商工部）
22203	環境にやさしい生産活動の推進	（農水商工部）

注）マーケティング：買い手のニーズや欲求を把握し、それに対応して買い手に満足してもらえるように、生産（加工）・販売はもとより事業活動全般において、一貫した理念や計画の下で能動的に行う事業展開の方法

基本事業 22201		地産地消の推進（主担当：農水商工部マーケティング室）		
目的	対　象	県民が		
	意　図	県産農林水産物やその加工品を積極的に購入したり、農林水産資源を活用したサービスを享受したりしている		
基本事業の目標項目		県内産品を積極的に購入する人の割合	目標値（2006年度）	25%
			現状値（2002年度）	13%

〔基本事業目標項目の説明〕
・県が実施するアンケートにより県内産品を積極的に購入していると回答した人の割合

主な取組内容

① 主体的な地産地消運動を活性化するため、リーダー養成、活動グループの発掘や民間のプロジェクト活動支援、食品小売店等における県産農林水産物のキャンペーン支援等を行います。（健康福祉部、環境森林部、農水商工部）

② 地産地消運動を通じて、子どもたちの健やかな成長を支援するために、給食への地域食材の導入や地域住民が参画する食育等を農林水産・健康福祉・教育の各分野が連携して支援します。（健康福祉部、環境森林部、農水商工部、教育委員会）

③ 県内の農林水産資源を活用した民間による魅力的な物やサービスを県民に提供するため、異業種交流、マッチング、研究支援や研究成果の技術移転等を行います。（総合企画局、環境森林部、農水商工部）

④ 地産地消への認識を高めていくために、県産品を購入できる場所や農林漁業体験を楽しめる場所など地産地消に関する情報について、県民一人ひとりが受発信を行うことのできるＩＴ（情報通信技術）システムを整備します。（環境森林部、農水商工部）

⑤ 農林水産業の多面的機能[注)1]を評価した地域や県民一人ひとりが優れた経営を支援するしくみづくりを進めます。（環境森林部、農水商工部）

⑥ 農山漁村地域（里）の地域資源を活用した農林漁業体験・宿泊等のサービス提供のためのネットワークづくり等を推進します。（農水商工部）

※ ①～⑥は、重点プログラム（元気６）「地産地消定着による地域産業活性化プログラム」で重点的に取り組みます。

注)1 多面的機能：農林水産業が営まれることによって発揮される国土の安全機能、水源かん養機能、自然環境の保全機能、良好な景観の形成機能、文化の伝承機能、食料の安定供給機能等を指します。

基本事業 22202	農林水産物「三重の顔」の推進（主担当：農水商工部マーケティング室）		
目的 対象	競争力のある農林水産物が		
目的 意図	「三重の顔」として、広く認知されている		
基本事業の目標項目	全国ベスト５に入る農林水産品目数	目標値（2006年度）	29品目
		現状値（2002年度）	22品目

〔基本事業目標項目の説明〕
・全国に出荷している農林水産物の中で、生産量、生産額、単価が全国ベスト５に入る品目数（農林水産統計等）

主な取組内容

① 全国に通じる高い商品力のある県産品および事業者を「三重ブランド」として認定・情報発信するとともに、新たな「三重ブランド」の創出を支援します。（農水商工部）
② 既存産地としての取り組みを見直し、改めて商品力の強化や経営改善、販売戦略の構築に意欲的に取り組もうとする生産者や団体が自ら策定したプログラムの実践等を支援します。（環境森林部、農水商工部）
③ 食の安全・安心を確保するための事業が広く展開される環境を整備するため、これに取り組む事業者を積極的に支援し、消費者に対してもその情報の発信を行います。（農水商工部）
④ 伊勢茶・花き花木など県産農産物の牽引役となる戦略的作物について、高品質化、低コスト化等を強力に推進するとともに、消費拡大のための情報発信を行います。（農水商工部）
⑤ 松阪木材コンビナートが持つ生産から販売にわたる機能を強化・向上させるとともに、コンビナートを核とした木材供給ネットワークを構築し、県産材のブランド化を促進します。（環境森林部）＜基本事業22103②の再掲＞

※ ①、②は、重点プログラム（元気７）「競争力のある三重の農林水産物創出プログラム」で重点的に取り組みます。
※ ③は、重点プログラム（くらし５）「食の安全・安心確保プログラム」で重点的に取り組みます。

基本事業 22203	環境にやさしい生産活動の推進（主担当：農水商工部マーケティング室）		
目的 対象	農林水産業者、関連事業者が		
目的 意図	環境に配慮した持続的な経営展開を通じて、県民に新しい価値を提供している		
基本事業の目標項目	エコファーマー認定数	目標値（2006年度）	1,000
		現状値（2002年度）	275

〔基本事業目標項目の説明〕
・エコファーマー（環境にやさしい農業の導入計画について知事の認定を受けた農業者）の数

主な取組内容

① 土づくりの励行や化学肥料、化学合成農薬の削減など環境にやさしい農業を実践するエコファーマーを育成するとともに、有機性資源由来堆肥の農業利用を推進します。（農水商工部）

② 環境に配慮した森林（FSC認証森林[注)1]）から産出された木材が、COC認証の流通加工業者[注)2]を通じて流通する取組を支援します。（環境森林部）＜基本事業22103①の再掲＞

③ 漁業者の自主的な参画による漁場環境監視体制の強化を支援するとともに、漁民の森づくりや水域環境美化活動を推進します。（農水商工部）

④ 環境にやさしい生産活動により生産された農林水産物が、その生産情報を明らかにして消費者のもとに届けられるための表示制度を整備します。（農水商工部）

⑤ 食品関連産業や畜産経営などから発生する有機性未利用資源について、適正な処理を推進します。（農水商工部）

※ ①のうちエコファーマー育成、④は、重点プログラム（くらし５）「食の安全・安心確保プログラム」で重点的に取り組みます。

注)1 FSC認証森林：非営利の国際的な会員組織であるFSC（森林管理協議会）によって認証された環境に配慮し、適切に管理されている森林

注)2 COC認証の流通加工業者：FSC認証森林から生産された木材をFSC認証材として取り扱うことを、FSCから認証された流通加工業者

施策　223　農林水産業を支える生産・経営基盤の充実

（主担当部局：農水商工部）

目的	対　象	農林水産業の担い手が		
	意　図	自立した経営体として活発に生産活動を行っている		
施策目標項目		農林水産業の新規就業定着者数	目標値（2006年度）	905人
			現状値（2002年度）	292人

〔施策目標項目の説明〕
・40歳未満で農林水産業に新規就業した人のうち３年以上就業している人の数（目標値は2001年度（平成13年度）からの累計）

現状と課題

農林水産業は、食料等の安定供給をはじめとして、水源かん養注)1、安らぎの場の提供、災害防止などさまざまな役割を担っており、これらの役割を将来にわたり持続的に維持、増進していくことが求められています。このためには、産業としての農林水産業を支える経営力のある担い手の確保・育成、担い手の経営を支援する体制の整備、効率的で高度な生産・経営を可能とする生産基盤や情報基盤の整備が必要となっています。

施策の取組方向

農林水産業を支える担い手の育成や経営力強化をはかるため、㈶三重県農林水産支援センターと連携して、新規就業希望者等へのサービスや支援の充実、担い手の経営規模拡大に向けた支援を行います。また、担い手の経営や産地の強化・充実を支援する農林水産関係団体の事業活動の促進、生産、流通の低コスト化や高度化に対応できる農業基盤・水産基盤の整備、生産から流通、経営にわたる情報を一元的かつ双方向に提供できる農林水産情報システムの整備を進めます。

施策展開するために取り組む基本事業

22301	次代を支える元気な担い手の確保・育成	（農水商工部）
22302	農林漁業経営体の自立支援	（農水商工部）
22303	生産・経営支援機能の充実	（農水商工部）
22304	農業生産基盤の整備	（農水商工部）
22305	水産生産基盤の整備	（農水商工部）
22306	農林水産情報システム体制の整備	（農水商工部）

注)1　水源かん養：樹木および地表植生などにより、降雨や融雪水の地下への浸透が助長され、溜まった水が徐々に流出される森林の機能のこと

基本事業 22301	次代を支える元気な担い手の確保・育成（主担当：農水商工部担い手室）		
目的 対象	農林水産業へ就業を希望する人が		
目的 意図	必要な情報提供や技術支援等を十分に受けることができている		
基本事業の目標項目	農林水産支援センター利用者数	目標値（2006年度）	1,300人
		現状値（2002年度）	1,135人

〔基本事業目標項目の説明〕
・㈶三重県農林水産支援センターが行う就業希望相談、事業体・経営体へのアドバイス、異業種交流会、保有合理化事業・リース事業の利用者数の合計

主な取組内容

① ㈶三重県農林水産支援センターと連携して、農林水産業への就業希望者に対する相談活動、研修の実施、資金の貸付など総合的な対策を促進します。（環境森林部、農水商工部）
② 農林水産業への就業に興味を持っている若年者に対し、農林水産業の知識を身につけるセミナー、短期研修、情報提供等を行い、就業機会の拡大を進めます。（環境森林部、農水商工部）
③ 県民局に設置されている「農林漁業地域担い手対策協議会」を核として、新規就業希望者への受入体制の整備を促進します。（環境森林部、農水商工部）
④ 農業高校生の就農意欲の醸成や、農業大学校生に対し必要な栽培技術の習得をはかるとともに、農業大学校の施設整備を進め、優れた農業後継者の確保・育成に努めます。（農水商工部）
⑤ 林業就業者に対する基礎的研修や漁業就業希望者に対する体験研修の実施などにより、林業・漁業就業者の確保・育成に努めます。（環境森林部、農水商工部）

※ ②は、重点プログラム（元気１）「若年者雇用支援プログラム」で重点的に取り組みます。

基本事業 22302	農林漁業経営体の自立支援（主担当：農水商工部担い手室）		
目的 対象	農林漁業の経営体が		
目的 意図	効率的で安定した経営を行っている		
基本事業の目標項目	自立経営体の農用地利用集積率	目標値（2006年度）	35 %
		現状値（2002年度）	18.7%

〔基本事業目標項目の説明〕
・自立経営体の農用地利用集積面積が農用地面積に占める割合

主な取組内容

① 普及指導機関の活動や機能を充実強化し、経営の高度化や自主衛生管理の強化に取り組む

意欲ある農林漁業経営体への技術支援や情報提供等を実施し、本県農林水産業をリードする自立経営体を育成します。（環境森林部、農水商工部）

② 市町村、㈶三重県農林水産支援センター、関係団体と連携し、地域の実情に即した機械・施設等の導入や農地流動化促進、融資制度の利用促進など生産基盤の条件整備をはかるとともに、認定農業者等が地域農業の相当部分を担う農業構造モデルを確立し、周辺への波及を進めます。（農水商工部）

③ 関係機関・関係団体との協働により、自立をめざす農林漁業経営体の経営の安定化や法人化を促進します。（農水商工部）

※ ①のうち自主衛生管理の強化に対する支援は、重点プログラム（くらし５）「食の安全・安心確保プログラム」で重点的に取り組みます。

基本事業 22303	生産・経営支援機能の充実（主担当：農水商工部団体支援室）		
目的 対象	農林水産団体が		
目的 意図	地域の農林水産業の発展を支える組織として活発に活動している		
基本事業の目標項目	認定漁協数の割合	目標値（2006年度）	29.4%
		現状値（2002年度）	10.9%

〔基本事業目標項目の説明〕
・地域水産業の役割を担う漁協として国が定める認定基準（組織体制および事業実施）を上回る漁協数の割合

主な取組内容

① 農林水産団体の健全な運営と活発な活動を確保するため、業務や会計の状況について検査・監督を行うとともに、法令等に基づく適正な運営ができるよう指導・支援を行います。（環境森林部、農水商工部）

② 総合農協の経済事業改革を推進するとともに、信用事業の健全な運営を指導します。（農水商工部）

③ 漁協の信用事業を信漁連へ一元化するとともに、経営基盤を充実させるため広域合併を支援します。（農水商工部）

④ 森林組合が自ら作成した改革プランにしたがい、経営改善への取組を支援します。（環境森林部）

⑤ 農業経営の安定化と農業の持続的発展のため農業共済補償制度の円滑な運営を支援します。（農水商工部）

基本事業 22304	農業生産基盤の整備（主担当：農水商工部農業基盤室）		
目的 対象	農業の生産基盤が		
目的 意図	効率的な生産を行えるように整備されている		
基本事業の目標項目	ほ場の整備率	目標値（2006年度）	84.4%
		現状値（2002年度）	82.8%

〔基本事業目標項目の説明〕
・県内の整備を要する農地（43,000ha）のうち、整備を完了した面積の割合

主な取組内容

① 農地の汎用化や農作業の省力化をはかるため、意欲ある担い手の育成や農地の利用集積に寄与するほ場の整備や農業用用排水施設の新設・改修などの農業生産基盤の整備を進めます。（農水商工部）
② 農作業の利便性、生産物流通の効率化をはかるため、生活環境との調和を考慮しながら、地域の実情、目的に応じた効率的な農道の整備を進めます。（農水商工部）
＜基本事業53201③の再掲＞
③ 洪水被害から農地、農業用施設および県民の生命、財産を守るため、ため池やたん水防除施設等の整備を計画的に進めます。（農水商工部）
④ 高潮、津波、波浪等による被害から県民の生命と財産を守るため、海岸保全施設の整備を進めます。また、既存の施設の維持管理を適切に行い、施設の機能が低下することを防ぎます。（農水商工部）＜基本事業31204①②③の再掲＞
⑤ 農業振興地域の整備計画の適正な管理および土地改良施設の適正な維持管理等により、農用地を将来にわたり良好な状態で確保し、計画的な土地利用等による農業の健全な発展を推進します。（農水商工部）

※ ④のうち陸閘[注)1]、水門等の開閉装置の自動化は、重点プログラム（くらし１）「地震に備えみんなでつくる安全・安心プログラム」で重点的に取り組みます。

注)1 陸閘（りっこう）：道路など陸上に設置された防潮扉

基本事業 22305	水産生産基盤の整備（主担当：農水商工部水産基盤室）		
目的 対象	水産業の生産基盤が		
目的 意図	効率的な生産を行えるように整備されている		
基本事業の目標項目	安全係船岸充足率	目標値（2006年度）	49%
		現状値（2002年度）	44%

〔基本事業目標項目の説明〕
・安全係船岸充足率とは、荒天時に安全に係留・陸揚げできる岸壁の必要な延長（24,290m）に対して、安全に使用できる岸壁の延長率

主な取組内容

① 漁獲物の陸揚場としての機能に加え、つくり育てる漁業の基地としての漁港整備、漁場環境の修復・改善のための漁場整備、および漁業経営近代化や衛生管理強化のための漁業関連施設を一体的・総合的に整備し、水産資源の持続的利用と安全で効率的な供給体制を構築します。（農水商工部）

② 高潮、津波、波浪等による被害から県民の生命と財産を守るため、海岸保全施設の整備を進めます。また、既存の施設の維持管理を適切に行い、施設の機能が低下することを防ぎます。（農水商工部）＜基本事業31204①②③の再掲＞

③ 漁村地域において市町村が実施する集落排水施設の整備に対し支援を行い、生活環境の改善と公共用水域の水質保全をはかります。また、漁港施設の整備等を進めるとともに、集落環境施設の整備を総合的に行い、水産業の振興と漁村の生活環境の向上をはかります。（農水商工部）＜一部は基本事業41302①の再掲＞

※ ①のうち衛生管理型の共同利用施設等の整備は、重点プログラム（くらし５）「食の安全・安心確保プログラム」で重点的に取り組みます。

※ ②のうち陸閘[注)1]、水門等の開閉装置の自動化は、重点プログラム（くらし１）「地震に備えみんなでつくる安全・安心プログラム」で重点的に取り組みます。

注)1 陸閘（りっこう）：61ページをご覧ください。

基本事業 22306	農林水産情報システム体制の整備（主担当：農水商工部担い手室）		
目的	対象	農林水産業者が	
	意図	農林水産に関する情報を活発に受発信している	
基本事業の目標項目	農林水産情報システムへのアクセス件数	目標値（2006年度）	105,000件
		現状値（2002年度）	76,594件

〔基本事業目標項目の説明〕
・農業技術情報システム（MATeシステム）および㈶三重県農林水産支援センターのホームページへの年間訪問者数

主な取組内容

① 関係団体、関係ネットワークとの情報の共有化をはかるため、お互いに保有するデータベースを相互に活用できる体制の整備を進めます。（農水商工部）

② 生産技術や食の安全・安心等に関する情報を提供する農業技術情報システム（MATeシステム）の充実をはかり、農業者の自主的な経営判断を支援します。（農水商工部）

③ 農林水産業を職業として選択し、担い手として定着するまでの各段階において必要な情報を提供する㈶三重県農林水産支援センターのホームページの充実を促進し、農林水産業の担い手の確保・育成を進めます。（環境森林部、農水商工部）

④ 漁業無線局の通信施設や機器の整備等を推進し、漁業操業の効率性、安全性を確保します。（農水商工部）

⑤ 農林水産業に対する県民の理解と支持を高めるため、農林水産業や農林水産物、多面的機能[注)1]などの情報を県民が容易に入手できる情報システムの充実を促進します。（環境森林部、農水商工部）

※　②のうち食の安全・安心に関する情報提供は、重点プログラム（くらし５）「食の安全・安心確保プログラム」で重点的に取り組みます。

注)1　多面的機能：55ページをご覧ください。

施策　224　農林水産業を支える技術開発の推進

（主担当部局：総合企画局）

目的	対　象	農林漁業者が		
	意　図	開発された技術を有効利用して生産活動を行っている		
施策目標項目		県試験研究機関が開発した技術による農林水産物の作付面積・生産量等の伸び率	目標値（2006年度）	200
			現状値（2002年度）	100

〔施策目標項目の説明〕
・①水稲の県育成品種の県内水稲作付面積におけるシェア（%）、②県内産和牛枝肉の上物率（%）、③ヒラタケ・ハタケシメジの生産量（t）、④耐病性アコヤ貝の生産量（万個）の基準年（2002年度）を100とした場合の伸び率の平均値

現状と課題

食の安全や環境問題への消費者意識が高まっており、従来からの高品質化・省力化等に関する技術に加えて、生産活動による環境への負荷を低減するための技術や農産物の安全性を高めるための技術へのニーズが高まっています。

また、農林水産物に関する地域間競争が激しくなる中、地域の農林水産業の牽引役となる新しい農林水産物の開発や現在の「三重ブランド」の競争力を高めていくための技術が求められています。

施策の取組方向

農林水産物の生産を支えるために、生産の省力化、低コスト化等をはかる基盤的技術開発に取り組みます。また、地域や生産現場のニーズに応えるため、水稲などの新品種開発や、新しい養殖魚種として期待されているマハタの大量安定生産技術の確立などに取り組みます。さらに、ハタケシメジやオオイチョウタケなど新しいキノコの生産安定化技術開発を推進します。家畜飼料の自給率向上のため、飼料イネに関する技術開発にも引続き取り組みます。

また、「三重ブランド」の維持・発展のため、クローン技術[注)1]を活用した松阪牛の優良肥育素牛の供給技術や感染症[注)2]に強いアコヤ貝など高品質な真珠生産のための技術の確立をめざします。県産材の用途拡大のため、耐火性複合構造材などの技術開発にも取り組みます。

そのほか、環境への負荷低減や食の安全・安心の確保のため、農薬使用量の削減をめざした総合的な防除技術の開発を行うとともに、水産物の持続的生産を可能とする資源管理型漁業の推進のための調査研究やインターネットを利用した漁海況情報などの提供の充実に取り組みます。

施策展開するために取り組む基本事業

22401	農業を支える技術開発の推進	（総合企画局）
22402	畜産業を支える技術開発の推進	（総合企画局）
22403	林業を支える技術開発の推進	（総合企画局）
22404	水産業を支える技術開発の推進	（総合企画局）

注)1　クローン技術：発生工学、遺伝子工学によって１つの細胞から遺伝的に同じ細胞を作り出す技術
注)2　感染症：ウィルス、細菌、原虫などの病原体（感染や感染症を引き起こす能力を持つ微生物）が体内に侵入し発症した病気全般のこと

基本事業 22401	農業を支える技術開発の推進（主担当：総合企画局科学技術振興センター）		
目的 対象	農業を支える技術が		
目的 意図	開発され、技術移転されている		
基本事業の目標項目	農業を支える技術開発件数	目標値（2006年度）	23件
		現状値（2002年度）	22件

〔基本事業目標項目の説明〕
・科学技術振興センターが、農業を支えるために開発し、生産者等へ公表した技術の件数

主な取組内容

① 地域の特色ある農産物を健康にこだわった加工食品として開発し、技術移転や共同研究等にむすびつけることで商品化を推進します。（総合企画局）
② 活力ある農業を振興するため、地域と生産現場のニーズを把握し、安全・安心な農産物の安定生産と高付加価値化のための技術開発および農産物のマーケティング注)1 に関する研究に取り組みます。（総合企画局）
③ 農業における環境負荷軽減のため、自然循環機能を活用した持続的な環境保全型生産技術の開発に取り組むとともに、農地が持つ環境保全機能評価に関する研究に取り組みます。（総合企画局）
④ 農産物の品種表示に係る検査技術や、土壌からの重金属および病原菌毒素による農産物の汚染を防止する生産技術を開発し、農産物の安全確保を推進します。（総合企画局）
＜基本事業32406②の再掲＞
⑤ 化学合成農薬の使用を減らすトマトやお茶など主要農作物の病害虫防除技術の開発を行い、体系的な生産管理技術の構築をめざします。（総合企画局）＜基本事業32406③の一部再掲＞

※ ①は、重点プログラム（元気６）「地産地消定着による地域産業活性化プログラム」で重点的に取り組みます。
※ ④、⑤は、重点プログラム（くらし５）「食の安全・安心確保プログラム」で重点的に取り組みます。

注)1 マーケティング：54ページをご覧ください。

基本事業 22402	畜産業を支える技術開発の推進（主担当：総合企画局科学技術振興センター）		
目的 対象	畜産業を支える技術が		
目的 意図	開発され、技術移転されている		
基本事業の目標項目	畜産業を支える技術開発件数	目標値（2006年度）	9件
		現状値（2002年度）	8件

〔基本事業目標項目の説明〕
・科学技術振興センターが、畜産業を支えるために開発し、生産者等へ公表した技術の件数

主な取組内容

① ブランド牛肉のさらなる高品質化をめざし、ビタミン類の投与技術や脂肪代謝の解明に取り組むとともに、さまざまな和牛枝肉の脂肪の特性を分析し、良質な牛肉生産による肉牛の産地間競争力賦与技術を開発します。（総合企画局）
② 松阪牛などの優れた和牛肥育素牛の安定供給のために、優良和牛の体細胞を用いたクローン注)1 牛の安定生産技術を開発します。（総合企画局）
③ 県内で生産される飼料イネなどの粗飼料の高品質化と栄養価の向上をはかり、未利用資源を有効に活用した高品質牛乳生産技術の開発に取り組みます。（総合企画局）
④ 安全・安心な食肉の生産・供給のため、免疫増強効果のある物質を活用し、長期にわたり抗菌性物質を使用しない鶏肉・豚肉の生産技術の確立をはかります。（総合企画局）
＜基本事業32406③の一部再掲＞
⑤ 微生物制御による鶏舎臭気の抑制技術や豚糞の排泄量低減化技術など、環境保全技術の開発に取り組みます。（総合企画局）

※ ①のうち和牛枝肉の脂肪特性分析による肉牛の産地間競争力賦与技術の開発は、重点プログラム（元気７）「競争力のある三重の農林水産物創出プログラム」で重点的に取り組みます。
※ ④は、重点プログラム（くらし５）「食の安全・安心確保プログラム」で重点的に取り組みます。

注)1 クローン：64ページをご覧ください。

基本事業 22403		林業を支える技術開発の推進（主担当：総合企画局科学技術振興センター）		
目的	対象	林業を支える技術が		
	意図	開発され、技術移転されている		
基本事業の目標項目		林業を支える技術開発件数	目標値（2006年度）	5件
			現状値（2002年度）	5件

〔基本事業目標項目の説明〕
・科学技術振興センターが、林業を支えるために開発し、生産者等へ公表した技術の件数

主な取組内容

① 消費者に県内産の高品質なきのこが提供できるよう、きのこの系統判別技術を開発するとともに、ハタケシメジ、ヒラタケの新品種および安定生産技術の開発と、オオイチョウタケの大量発生技術を確立します。（総合企画局）
② 鋼材と木材の複合構造材について耐火性能を向上させるとともに、部材接合の方法、サビに対する耐久性等を検討し、実用化を進めます。（総合企画局）
③ サルによる農林産物への被害防除のため、サル集団の土地利用様式を調査・解析し、「サルに強い集落」づくりを広域的に展開します。（総合企画局）
④ 製材所から大量に出る樹皮の有効活用をはかるため、タンニン等の効率的な抽出技術および利用技術の開発を進めます。（総合企画局）

基本事業 22404	水産業を支える技術開発の推進（主担当：総合企画局科学技術振興センター）		
目的 対象	水産業を支える技術が		
目的 意図	開発され、技術移転されている		
基本事業の目標項目	水産業を支える技術開発件数	目標値（2006年度）	4件
		現状値（2002年度）	3件

〔基本事業目標項目の説明〕
・科学技術振興センターが、水産業を支えるために開発し、生産者等へ公表した技術の件数

主な取組内容

① 地域や生産現場のニーズに応えるため、新しい養殖魚種として期待されているマハタの大量安定生産技術を確立するとともに、アワビ類の持続的生産のための調査研究やノリ養殖振興のための技術開発に取り組みます。（総合企画局）
② イセエビの大量生産技術の開発と、感染症[注)1]に強いアコヤ貝の開発等高品質な真珠生産のための技術開発に取り組み、「三重ブランド」の維持・発展をはかります。（総合企画局）
③ 水産物の持続的な生産をはかるため、生産の省力化や低コスト化をはかる技術開発に取り組むとともに、資源管理型漁業の推進に関する調査研究やインターネットを利用した漁海況情報の提供に努めます。（総合企画局）
④ 下痢性貝毒による食中毒の発生予防のため、下痢性貝毒の発生予察技術を開発します。（総合企画局）＜基本事業32406④の再掲＞
⑤ 環境汚染が深刻化している閉鎖性海域（英虞湾）における干潟、浅場、藻場などの自然浄化機能について研究し、海域の水環境の改善をめざします。（総合企画局）
＜基本事業41305①の再掲＞

※ ①のうちマハタの大量安定生産技術に係る研究は、重点プログラム（元気７）「競争力のある三重の農林水産物創出プログラム」で重点的に取り組みます。
※ ④は、重点プログラム（くらし５）「食の安全・安心確保プログラム」で重点的に取り組みます。

注)1 感染症：64ページをご覧ください。

施策　231　自律的産業集積の推進

（主担当部局：農水商工部）

目的	対　象	時代を先導する産業分野の企業や意欲ある経営を行う事業者等が		
	意　図	地域の特色を生かした自律的な産業集積を構築し、活発に事業を展開している		
施策目標項目		製造品出荷額の全国順位	目標値（2006年度）	10位
			現状値（2002年度）	11位

〔施策目標項目の説明〕
・県内の第２次産業の活動実績を表す製造品出荷額の相対的な位置を示す全国順位（工業統計表）

現状と課題

厳しい経済環境による企業の設備投資意欲の減退、生産拠点の統合や海外移転の進行から県内の産業立地は低調なものとなっています。

このような中、地域の雇用創出をはかり、強靱な産業構造を構築するという観点から、企業が積極的に事業を展開する環境を整え、地域の特色を生かした自律的な産業集積[注)1]のメカニズムを構築することが求められています。

施策の取組方向

新技術を活用した創造的な企業活動を行うベンチャー企業に対し、㈶三重県産業支援センターを中心に技術開発、資金調達、販路開拓の支援を積極的に展開します。

企業立地については、立地支援制度や支援体制を充実させ、クリスタルやメディカルなどのバレー構想[注)2]の誘致戦略に基づいた企業誘致を推進します。

また、地域の特色を生かした産業集積として、地域の技術・人材・ノウハウの蓄積を活用し、特区を核とする四日市臨海部工業地帯の再生を進める中で、研究開発等の基盤整備を進め、燃料電池[注)3]や環境産業など新たな産業分野の集積の可能性を高めます。

施策展開するために取り組む基本事業

23101	ベンチャー的活動の支援	（農水商工部）
23102	戦略的な企業誘致	（農水商工部）
23103	研究開発機能の強化	（農水商工部）
23104	産業集積基盤の整備	（農水商工部）

注)1　自律的な産業集積：米国のシリコンバレーのように、一定の産業集積が進むとそれが自律的に運動を始め、集積自体がさらなる集積を呼び込むなど、さまざまな好循環を引き起こす成長過程に入った状態の産業集積という意味で使っています。

注)2　バレー構想：県では、県内の大学や研究機関、企業、サービス事業者などによる有機的なネットワーク（産業クラスター）を形成し、競争力のある産業構造への転換を促すとともに、新事業やベンチャー企業を連鎖的に生み出し、さらには新たな産業集積をはかることをめざしています。

注)3　燃料電池：水素と酸素を電気化学的に反応させて、その反応エネルギーを電気として取り出す発電装置

基本事業 23101		ベンチャー的活動の支援（主担当：農水商工部産業支援室）		
目的	対象	新たにベンチャー企業を起こそうとしている方々、ベンチャー企業、新規事業に取り組む既存企業が		
	意図	ベンチャー的活動を活発に行っている		
基本事業の目標項目		ベンチャー的活動活性化率	目標値（2006年度）	250
			現状値（2002年度）	100

〔基本事業目標項目の説明〕
・2002年度を基準（ベンチャー的活動成果を100とする）に、毎年度の支援サービス（11事業）ごとの成果（ベンチャー的活動）の伸び率の平均

主な取組内容

① ベンチャー支援サービスは継続性が成功の鍵であることから、ベンチャー企業等の「チャレンジャー」段階から「経営（生産・販売・流通）」段階にいたるまでの各段階において、必要に応じて支援サービスをワンストップ注)1で行う「みえプラットフォーム」を継続するとともに、公共調達制度の創設などベンチャー的活動が活発になるような事業環境の整備を行います。（農水商工部）

② こうした取組に加え、ベンチャー企業は、実績に乏しく信用力を欠く場合が多く、融資による資金調達が困難な状況にあり、この課題を克服するため投資ファンド注)2を設置しています。ファンド（基金）の運用については、株式公開等をめざすような成長性のある企業に投資するとともに、きめ細かな育成支援を行っていきます。（農水商工部）

③ 中小企業創造活動促進法に基づく認定をすることにより、創造性のある技術・商品・サービスなどに関する研究開発等を促進します。（農水商工部）

※ ①のうちベンチャー企業等を直接支援する中核的なサービスの展開や、製品等の公共調達を促進するしくみの検討は、重点プログラム（元気８）「自律的産業集積基盤の整備推進プログラム」で重点的に取り組みます。

注)1 ワンストップ：43ページをご覧ください。
注)2 投資ファンド：多数の投資家から集めた資金を主に株式へ分散投資することで安定した資金運用を行う金融仲介専門機関

基本事業 23102		戦略的な企業誘致（主担当：農水商工部企業立地室）		
目的	対象	新たな成長が見込まれる分野の国内外の企業が		
	意図	産業集積の進展につながるように県内に新規立地あるいは増設を行っている		
基本事業の目標項目		県と立地協定を締結したバレー構想関連企業数	目標値（2006年度）	17社
			現状値（2003年度）	2社

〔基本事業目標項目の説明〕
・県の企業誘致戦略であるバレー構想[注)1]に基づき県が主体となって誘致した企業数

主な取組内容

① 競争優位な企業立地支援制度を築くため、これまでの立地優遇制度を「企業立地促進補助事業」として再編し、補助事業を拡充します。（農水商工部）
② 県内の集積産業を軸にした地域産業クラスター[注)2]を形成するため、バレー構想の充実をはかり、戦略的な企業誘致を推進します。（農水商工部）
③ 首都圏における企業誘致を強化するため、東京事務所と一体となって幅広い誘致活動を展開します。（農水商工部）
④ 企業のニーズに応えられる工場立地可能用地を確保するため、工場立地に適した用地を調査します。（農水商工部）
⑤ メディカルバレー構想[注)3]を推進するため、産学官連携強化をはじめとする基盤整備に取り組むとともに、バイオ産業創出などのリーディングプロジェクトを展開します。（健康福祉部）

※ ①は、重点プログラム（元気４）「戦略的な企業誘致推進プログラム」で重点的に取り組みます。

注)1 バレー構想：68ページをご覧ください。
注)2 産業クラスター：クラスターは本来「ブドウの房」の意。産業クラスターは、特定分野の関連企業、大学等の関連機関等が地域で競争しつつ協力して相乗効果を生み出す状態をいいます。
注)3 メディカルバレー構想：三重県では、県内の大学や研究機関、企業、サービス事業者などによる医療・健康・福祉分野の有機的なネットワーク（産業クラスター）を形成し、競争力のある産業構造への転換を促すとともに、新事業やベンチャー企業を連鎖的に生み出し、さらには新たな産業集積をはかることをめざしています。

基本事業 23103	研究開発機能の強化（主担当：農水商工部産業集積室）		
目的 対象	製造業が		
目的 意図	研究開発機能の高度化を進めている		
基本事業の目標項目	燃料電池関連技術を活用した共同研究数	目標値（2006年度）	16件
		現状値（2003年度）	3件

〔基本事業目標項目の説明〕
・燃料電池[注)1]メーカーと県内企業等が、県支援の実証試験を通じて行う共同研究数（目標値は2004年度を初年度とする）

主な取組内容

① 構造改革特区制度を活用するなど他の地域に先駆けた燃料電池を設置しやすい環境を整備し、地域に燃料電池関連技術やノウハウ[注)2]を蓄積するため、燃料電池技術等を活用したメーカーが、県内企業、大学、公設研究機関等との共同で燃料電池の実証試験を行う際に必要な研究開発を支援するとともに、燃料電池自動車の普及に際して必要となるインフラの構築を支援します。（農水商工部）

② 燃料電池技術を核としたモデル地域づくりに関心を寄せる企業を呼び込むため、広く情報発信および収集を行います。（農水商工部）
③ 燃料電池の社会的効用（CO_2排出量削減効果、総合エネルギー効率向上、応用範囲の広さ等）の普及啓発を行います。（農水商工部）

※ ①～③は、重点プログラム（元気８）「自律的産業集積基盤の整備推進プログラム」で重点的に取り組みます。

注)1 燃料電池：68ページをご覧ください。
注)2 ノウハウ：31ページをご覧ください。

基本事業 23104	産業集積基盤の整備（主担当：農水商工部産業集積室）		
目的	対象	製造業が	
	意図	高付加価値分野や新たな分野へ転換している	
基本事業の目標項目	ネットワーク等を活用した産学官の連携数	目標値（2006年度）	30件
		現状値（2003年度）	0件

〔基本事業目標項目の説明〕
・県の関わる知的ネットワーク等を通じて行う大学等の研究者や企業間の連携数（目標値は2004年度を初年度とする）

主な取組内容

① 県内に立地する企業の高付加価値分野や新たな分野への進出支援のため、大学等の研究者と連携し、技術シーズ（種）について企業へ情報提供を行うとともに、コーディネート機能を持った産学官のネットワークを構築します。（農水商工部）
② 県内企業の水素関連技術の開発を促進するため、技術・ノウハウ、人材、インフラを持つコンビナート企業の豊富な副生水素注)1、LNG冷熱注)2 や、太陽エネルギー・風力等の再生可能エネルギーを利用した水素の製造・精製・貯蔵・運搬技術の開発可能性の調査・検討等を行うとともに、具体的な事業化を推進する協議会を企業と協働し設置します。（農水商工部）
③ 資源循環型社会注)3 の構築をめざしつつ環境関連産業の育成・集積をはかり、新たな産業集積の一つである環境関連産業の展開を促すため、国のエコタウン事業注)4 に取り組むとともに、普及啓発や環境関連産業の呼び込みのための情報発信を行います。（農水商工部）
④ 構造改革特区制度を活用し、産業の活性化に取り組む自治体等に対し、積極的な支援と情報発信を行います。（農水商工部）

※ ①、②は、重点プログラム（元気８）「自律的産業集積基盤の整備推進プログラム」で重点的に取り組みます。

注)1 副生水素：製造工程で副産物として発生する水素。主な発生源としては製鉄、石油精製および化学工業など
注)2 LNG冷熱：マイナス162℃の状態で輸入される液化天然ガス（LNG）を、気化、加温して利用する際に発生するエネルギー
注)3 資源循環型社会：資源採取、生産、流通、消費、廃棄などの社会経済活動の全段階を通じて、資源やエ

ネルギーの利用の面でより一層の効率化をはかり、再生可能な資源の利用の推進、廃棄物等の発生抑制や資源の循環的な利用および適正処理をはかるなど、物質循環をできる限り確保することによって、環境への負荷をできるだけ少なくし、循環を基調とする社会経済システムが実現した社会のこと

注)4　エコタウン事業：「ゼロ・エミッション[注)5]構想」を地域の環境調和型経済社会形成のための基本構想として位置づけ、併せて、地域振興の基軸として推進することにより、環境調和型の地域経済形成の観点から既存の枠にとらわれない先進的な環境調和型まちづくりを推進することを目的として、1997年度（平成９年度）に創設された制度

注)5　ゼロ・エミッション：国連大学が提唱している、廃棄物を全く出さない産業集団の形成をめざすという構想をいいます。ある産業からの廃棄物を別の産業が原材料として使用する、完全循環型の生産システムです。生産や消費活動からの排出物を限りなくゼロに近づけることにより、資源を有効活用し、環境負荷を伴わない社会をめざしていくキーワードになっています。

施策　232　既存産業の高度化・高付加価値化の促進

（主担当部局：農水商工部）

目的	対　象	中小企業が		
	意　図	地域経済の活性化や雇用創出を支える主体として、活発に企業活動を行っている		
施策目標項目		中小企業の製造品出荷額の全国順位	目標値（2006年度）	15位
			現状値（2001年度）	16位

〔施策目標項目の説明〕
・民間製造業のうち中小企業（従業員４～299人）の製造品出荷額の相対的な位置を示す全国順位（工業統計表）

現状と課題

長引く不況に加え、経済のグローバル化、大企業のコスト削減に向けた下請見直しなどに伴い、国際間・地域間・企業間の競争がますます激化しており、県内中小企業をとりまく経営環境は厳しい状況にあります。

このような中、中小企業自らが顧客の求める価値を創造し、競争力を維持発展させ、活発な企業活動が行えるよう経営革新、経営基盤の強化への取組を支援することが必要です。

商業については、環境が大きく変化する中、まち全体の魅力づくりなど地域の特色を生かした集客のしかけづくりが必要となっています。

施策の取組方向

多様な需要に機敏に対応できる機動力や創造力など中小企業の強みを生かし、新技術の開発や新分野への進出などに取り組む経営改革により活路を見出そうとする中小企業に対する支援を充実するとともに、円滑な資金調達制度の充実により経営基盤強化をはかります。特に、地域経済と密接に関わる地場産業・伝統産業などの地域産業については販路開拓や新商品開発など需要に応じた施策を展開し、振興をはかります。

また、商工会等の関係団体については、地域の指導機関としての機能向上をはかり、需要に沿った質の高い指導が行えるよう体制を整備します。

中心市街地など商店街の活性化については、地域の人びと自らが考え、実行するまちの魅力づくりや集客のしかけづくりを支援します。

施策展開するために取り組む基本事業

23201	経営改革の支援	（農水商工部）
23202	経営基盤の強化	（農水商工部）
23203	経営支援機能の充実	（農水商工部）
23204	地域産業活性化の支援	（農水商工部）
23205	中心市街地と商業の活性化	（農水商工部）

基本事業 23201	経営改革の支援（主担当：農水商工部産業支援室）		
目的 対象	中小企業者等が		
目的 意図	経営改革（経営革新・技術革新等）を活発に行っている		
基本事業の目標項目	経営改革実践企業数	目標値（2006年度）	878社
		現状値（2003年度）	280社

〔基本事業目標項目の説明〕
・県が行う経営革新計画承認企業数と、県が支援する経営改革チャレンジ支援事業実施企業数の累計（重複除く）

主な取組内容

① 中小企業の経営改革を促進するため、自ら経営改革にチャレンジする意欲のある中小企業に対し、㈶三重県産業支援センターと連携して、企業のニーズに応じた機動的な支援を行います。（農水商工部）
② 特に、「中小企業経営革新支援法」に基づき経営の改革をはかる先進的な中小企業については、関係支援団体と連携し、計画策定からフォローアップ（事後点検）、販路開拓にいたるまでワンストップサービス[注)1]による総合的な支援を行います。（農水商工部）
③ 情報化社会における中小企業の競争力強化をはかるため、電子商取引への取組やＩＴ（情報通信技術）を活用した経営改革の取組を支援します。（農水商工部）
④ 海外取引の拡大等県内企業の国際化については、日本貿易振興機構（ジェトロ）など専門機関のネットワークやノウハウ[注)2]を最大限活用しながら、個々の企業ニーズに応じて、海外の市場動向・制度に関する情報の収集・提供や販路開拓などの支援を行います。（農水商工部）
⑤ 公共投資の減少、入札制度の見直し等建設業をとりまく経営環境の変化に対応して、建設業者の経営革新の促進に努めます。（県土整備部）＜基本事業55502③の再掲＞

※ ①のうち事業戦略策定等コンサルティング支援、新商品・新技術開発等支援、②のうち経営革新のための販路開拓支援は、重点プログラム（元気５）「中小企業支援プログラム」で重点的に取り組みます。

注)1 ワンストップサービス：43ページをご覧ください。
注)2 ノウハウ：31ページをご覧ください。

基本事業 23202	経営基盤の強化（主担当：農水商工部金融室）		
目的 対象	中小企業が		
目的 意図	事業展開に必要な経営基盤を確立している		
基本事業の目標項目	製造業に係る中小企業の付加価値額の全国対比	目標値（2006年度）	105.5
		現状値（2003年度）	105

〔基本事業目標項目の説明〕
・民間製造業のうち中小企業（従業者４～299人）における従業者一人あたり付加価値額の全国平均を100とした場合の三重県の数値（工業統計表）

主な取組内容

① 中小企業等の需要に応じた設備投資、運転資金等の融資を行い、経営基盤の確立強化を促進します。（農水商工部）
② 事業協同組合等への高度化資金の貸付を行い、経営の体質改善、環境の変化への対応を促進します。（農水商工部）
③ (財)三重県産業支援センターを通じ、設備資金の貸付および設備貸与を行い、小規模企業者等の創業、経営基盤強化に必要な設備機器類の導入促進をはかります。（農水商工部）
④ 県内企業・団体の経営品質賞への取組を支援し、事業環境や市場の変化に即応した経営能力の向上をはかります。（農水商工部）
⑤ (財)三重県産業支援センターに設置した「三重県中小企業再生支援協議会」を通じ、弁護士や税理士等の協力を得ながら、経営環境の悪化に苦しむ中小企業の経営再生に向けた取組を支援します。（農水商工部）

※ ①は、重点プログラム（元気５）「中小企業支援プログラム」で重点的に取り組みます。

基本事業 23203	経営支援機能の充実（主担当：農水商工部産業支援室）		
目的 対象	商工会等が		
目的 意図	小規模事業者等のニーズに適応した経営支援を行っている		
基本事業の目標項目	専門資格（中小企業診断士）を持った職員が関与した指導件数比率	目標値（2006年度）	4.2%
		現状値（2002年度）	1.3%

〔基本事業目標項目の説明〕
・商工３団体（商工会・同連合会、商工会議所、中小企業団体中央会）職員が行うすべての窓口相談・巡回相談件数のうち、中小企業診断士資格を有する職員が関与した相談件数の割合
【参考】平成14年度実績：資格者指導件数／指導総件数＝1,354／106,195＝1.3%

主な取組内容

① 商工団体の職員を対象に、中小企業診断士等の専門資格の取得を進め、中小企業や事業協同組合等に対する専門的な指導能力の向上をはかります。（農水商工部）
② 前向きで意欲のある中小企業に対して、意識改革のための集中的な働きかけ、企業の業績の分析を行って、経営改革、企業再生の方向性を見いだすなど、個別訪問による経営相談・指導活動を充実させます。（農水商工部）
③ 事業協同組合等に対して、総点検を行い、指導・監査体制の強化をはかるなど、時代のニーズに沿った質の高い助言、指導を行えるよう支援します。（農水商工部）
④ 商工会、商工会議所、商工会連合会が取り組む小規模事業者等に対する経営指導員による個別指導、各種研修会、若手後継者の育成等を通じて、小規模事業者等の経営の改善発達を支援します。（農水商工部）
⑤ 中小企業団体中央会に対する指導、中小企業の組織化の推進、事業協同組合等の設立認可

等を行います。また、同中央会が取り組む中小企業の組織化および中小企業団体への窓口相談・巡回指導、専門家による指導等を支援します。（農水商工部）

※　③は、重点プログラム（元気５）「中小企業支援プログラム」で重点的に取り組みます。

基本事業 23204　地域産業活性化の支援

（主担当：農水商工部産業支援室）

目的	対　象	地域産業（地場産業等）の中小企業者が		
	意　図	地域の経営資源を生かした経営改革（経営革新・技術革新等）を活発に行っている		
基本事業の目標項目		地域産業における経営改革実践企業数	目標値（2006年度）	66社
			現状値（2003年度）	17社

〔基本事業目標項目の説明〕
・地域産業に区分される中小企業について、県が行う経営革新計画承認企業数と、県が支援する経営改革チャレンジ支援事業実施企業数の累計（重複除く）

主な取組内容

①　地域産業（地場産業、伝統産業等）の経営改革を促進するため、業種や地域を超えた連携、経営資源を生かした新たな需用創造の取組など、改革意欲の高い取組に対して重点的に支援を行います。（農水商工部）
②　メッセウイングみえ〔㈶三重県産業支援センター〕やじばさん三重〔㈶三重北勢地域地場産業振興センター〕の展示・集客機能を活用し、地域産業を中心とした産品のPRを行います。（農水商工部）
③　地域産業の担い手は特に零細な企業が多いことから、協同化の推進をはじめ経営改革のための指導や支援を商工会議所・商工会等の商工団体と連携しながら行います。（農水商工部）

※　①は、重点プログラム（元気５）「中小企業支援プログラム」で重点的に取り組みます。

基本事業 23205　中心市街地と商業の活性化

（主担当：農水商工部観光・交流室）

目的	対　象	中心市街地が		
	意　図	商業をはじめ、くらしや交流、文化などまちが本来持つ多様な機能を発揮し、にぎわっている		
基本事業の目標項目		商業集積地区における年間販売額の全国順位	目標値（2006年度）	22位
			現状値（2002年度）	23位

〔基本事業目標項目の説明〕
・商業集積地区（小売店・飲食店等が近接して30店舗以上集積している地区）における小売業の年間販売額の全国順位（商業統計表）

主な取組内容

① 地域が主体となる中心市街地活性化の取組を支援するため、地域がまちづくりを考えるための体制づくり、まちづくりの主役である人づくりなどを行います。（農水商工部）
② TMO、商工会議所、商工会、商店街などによるまちの活性化に向けた取組、商業者の経営革新の取組を支援します。（農水商工部）
③ ホームページなどを活用し、商業者や関係機関、地域住民などを対象に、まちづくりや商業活性化に関する情報を提供し、まちの活性化を促進します。（農水商工部）
④ 大規模小売店舗立地法にもとづき、大規模店舗周辺の生活環境を保持することによって、小売業の健全な発展をはかります。（農水商工部）
⑤ 住民満足度の高い社会資本整備を実現していくため、県民の参画と協働を基本理念とした「まちづくり基本条例（仮称）」の制定や、住民参画を担える行政職員を養成するとともに、社会資本整備の構想・計画づくりを実施することにより、住民参画システムを構築し、住民参画の基盤づくりを行います。（県土整備部）＜基本事業52301①の再掲＞

施策　233　観光・交流産業の振興

（主担当部局：農水商工部）

目的	対　象	観光・交流産業が		
	意　図	地域の特性を生かした観光地づくりに支えられ、活発に展開している		
施策目標項目		観光レクリエーション入込客数	目標値（2006年）	4,600万人
			現状値（2002年）	4,285万人

〔施策目標項目の説明〕
・１年間に観光レクリエーション等の目的で、県内の観光地を訪れた人数の推計値（観光レクリエーション入込客数推計書）

現状と課題

本県を訪れる観光レクリエーション入込客数は、長引く不況と顧客ニーズの変化を背景に減少傾向にあり、特に、県内有数の観光地である伊勢志摩地域の入込客は、大きく減少しています。しかしながら、熊野古道の世界遺産登録や中部国際空港の開港など本県への観光客誘致の起爆剤となりえる背景も整いつつあります。

このことから、本県への観光レクリエーション入込客数を増加させるため、地域の魅力を生かした観光商品づくりの推進、各地域で意欲的に取り組まれている観光地づくりやネットワーク化の推進、さらにはきめ細かでタイムリーな魅力ある観光情報の発信等に取り組む必要があります。

施策の取組方向

多くの観光客が本県を訪れるようにするため、市町村・関係団体等と連携をはかりながら地域の観光資源を活用した多様な観光商品づくりからその販売までを行う一貫したシステムの構築に取り組みます。

さらに、2005年の中部国際空港開港や愛・地球博開催を活用するとともに、国が策定した「グローバル観光戦略」に呼応し、本県への外国人観光客の誘致を促進します。

また、市町村や地域住民とともに、観光地の景観や街並みを整備するなど観光客が訪れたくなるまち、住民が誇れるまちづくりに取り組みます。

情報発信機能の充実強化のため、㈳三重県観光連盟の機能強化をはかるとともに、引き続き、ホームページの充実、マスメディアを活用した情報発信および観光客が現地において快適な旅行環境を確保するための観光・防災などの情報提供のしくみづくりを行います。

施策展開するために取り組む基本事業

23301　観光商品づくりとサービス向上の推進　（農水商工部）
23302　観光交流空間快適化の推進　（農水商工部）
23303　観光情報の発信と誘客活動の推進　（農水商工部）

基本事業 23301	観光商品づくりとサービス向上の推進（主担当：農水商工部観光・交流室）		
目的 対象	観光・交流産業に関わる事業者や地域などが		
目的 意図	観光商品の拡大化やサービスの向上に取り組んでいる		
基本事業の目標項目	観光商品の提供数	目標値（2006年度）	50件
		現状値（2002年度）	0件

〔基本事業目標項目の説明〕
・観光資源を活用した観光商品の提供数（2004年度を初年度とする）

主な取組内容

① 「観光プロデューサー」を配置して、地域の文化、伝統、自然、さらには認定された「三重ブランド」などの観光資源を活用した多様な観光商品づくりを行うとともに、観光商品を販売するためのシステムづくりに取り組みます。（農水商工部）
＜一部は基本事業22202①の再掲＞
② 芭蕉生誕360年イベント、熊野古道の世界遺産登録、愛・地球博の開催などを旬の行事ととらえ、本県への誘客キャンペーンを行います。（農水商工部）
③ 観光地の競争力の強化をめざして、観光地のバリアフリー[注)1]化、観光地景観形成のシステムづくりおよび観光施設の品質向上等のもてなし支援に取り組みます。（農水商工部）
④ 地域資源を活用した体験交流活動の推進、「ふるさと三重の語り部」の育成などを行い、地域の魅力向上を行います。（農水商工部）

※ ①、②は、重点プログラム（絆１）「観光みえの魅力増進プログラム」で重点的に取り組みます。

注)1 バリアフリー：意識や習慣による差別、物理的な障害、必要以上の規制など、人と人を隔てたり、人の自由な行動を妨げたりする障害を取り除くこと

基本事業 23302	観光交流空間快適化の推進（主担当：農水商工部観光・交流室）		
目的 対象	観光地が		
目的 意図	快適性を持った交流空間を有している		
基本事業の目標項目	観光街並み空間づくり地区数	目標値（2006年度）	8地区
		現状値（2002年度）	5地区

〔基本事業目標項目の説明〕
・観光地の快適性を高める、景観や街並み等の「交流空間」整備地区数

主な取組内容

① 観光客にわかりやすいサイン（標識）整備に取り組みます。（農水商工部）
② 伊勢志摩地域において空間快適性を高めるため、2001年度（平成13年度）に策定した「伊勢志摩空間快適性向上整備計画」をもとに、まちづくり、景観づくりを2005年（平成17年）を短期目標として地域住民、市町村との協働により進め、観光客が訪れたくなるまちづくり、住民が誇れるまちづくりを推進します。（県土整備部）＜基本事業52302②の再掲＞
③ 歴史と文化を生かしたまちづくりをめざしている松阪市や熊野古道の世界遺産登録が予定されている東紀州地域において地域住民と行政の協働により、それぞれの地域資源を利活用した景観や街並みを創造することで、個性豊かで魅力あるまちづくりを推進し、地域振興や観光振興につなげて行きます。（県土整備部）＜基本事業52302③の再掲＞

※ ②、③は、重点プログラム（絆１）「観光みえの魅力増進プログラム」で重点的に取り組みます。

基本事業 23303	観光情報の発信と誘客活動の推進（主担当：農水商工部観光・交流室）		
目的 対象	魅力ある観光情報が		
目的 意図	全国に発信されている		
基本事業の目標項目	観光ホームページへのアクセス件数	目標値（2006年度）	1,200,000件
		現状値（2002年度）	854,396件

〔基本事業目標項目の説明〕
・「観光三重ホームページ」への年間訪問者数

主な取組内容

① 観光商品づくりとその販売システム等とも連携して、情報発信機能の拡充強化のため、㈳三重県観光連盟の機能強化をはかるとともに、ホームページの充実やマスコミを通じた情報発信を行い、観光客の求める情報を的確に提供していきます。（農水商工部）
② 国が策定した「グローバル観光戦略」に呼応し、本県への外客誘致を促進します。また、関係団体と連携し、広域観光を推進します。（農水商工部）
③ 県営サンアリーナの適切な維持管理を行うとともに、サービスの向上や効率的な運営に努め、利用人数や収入の増をはかることにより、ビジターズ・インダストリー（集客交流産業）を推進するための多目的な施設として効率的な管理運営をめざします。（農水商工部）

※ ②は、重点プログラム（絆１）「観光みえの魅力増進プログラム」で重点的に取り組みます。

施策　234　技術の高度化の促進

（主担当部局：総合企画局）

目的	対　象	企業等と公設試験研究機関が		
	意　図	地域の産業を牽引する新技術の開発や基盤的技術の高度化を進めている		
施策目標項目		共同研究による特許等出願件数	目標値（2006年度）	48件
			現状値（2003年度）	41件

〔施策目標項目の説明〕
・県内の企業・大学等と公設試験研究機関が、共同で発明した特許、実用新案、意匠の出願件数（累計）

現状と課題

構造的な不況や国際競争が激化する中で、本県製造業が産業競争力を高めていくためには、企業の新分野への展開や新産業の創出を促進していく必要があります。このことから、産学官の連携をより一層推進して、企業の技術開発を促進し、地域の技術力の向上をはかっていくことが重要となっています。また、基盤的技術の高度化のため、人材育成など企業ニーズに応じた技術支援が求められています。

施策の取組方向

クリスタルバレー構想注)1 に基づき、次世代のリーディング産業注)2 と見込まれるディスプレイ関連産業の振興のため、先端的な電子材料に関する研究開発を実施するとともに、燃料電池注)3 などの新分野への展開をめざした研究開発に取り組みます。そのほか、メディカルバレー構想注)4 による薬事関連産業の振興のための研究開発や技術支援など、県内企業の新しい産業集積のための技術的な基盤づくりを推進します。

また、国際競争の激化など厳しい状況にある鋳物や陶磁器など地域産業の振興のため、商品開発に向けた共同研究や品質向上のための技術開発、技術支援の強化を推進するとともに、実践的な技術研修など、技術人材の育成をはかります。中小企業の知的財産権の活用・導入を支援するため、アドバイザーによる指導・相談や講演会等も開催します。

優れた研究開発を生むためのシステムとして、研究課題については、外部による研究評価システムを的確に運用し、県民ニーズに沿った研究課題を選定します。また、大学等への長期派遣など人材育成プログラムを推進し、科学技術振興センターの研究員の資質向上をはかります。

施策展開するために取り組む基本事業

23401	新分野への展開をはかる研究開発の推進	（総合企画局）
23402	地域産業の高度化のための技術開発の推進	（総合企画局）
23403	技術人材の育成・確保	（総合企画局）
23404	公設試験研究機関の充実	（総合企画局）

注)1　クリスタルバレー構想：本県では、産学官民が協働し、21世紀の成長産業である液晶産業をはじめとするフラットパネルディスプレイ（FPD）産業の世界的集積地構築をめざしています。
注)2　リーディング産業：国または同一地域内で、経済を支える中心的な産業
注)3　燃料電池：68ページをご覧ください。
注)4　メディカルバレー構想：70ページをご覧ください。

基本事業 23401	新分野への展開をはかる研究開発の推進（主担当：総合企画局科学技術振興センター）		
目的 対象	企業や公設試験研究機関が		
目的 意図	新しい分野への展開につながる新製品・新技術などの技術開発を活発に行っている		
基本事業の目標項目	新分野への展開をはかるための技術開発件数	目標値（2006年度）	9件
		現状値（2002年度）	9件

〔基本事業目標項目の説明〕
・科学技術振興センターが、県内企業の新分野への展開のために開発し、公表した技術の件数

主な取組内容

① クリーンで環境負荷の小さい燃料電池[注)1]と自然エネルギーを活用する太陽電池の普及をめざした、低コスト部材の製造技術を開発します。（総合企画局）
② 液晶をはじめとするディスプレイ（表示装置）や光通信等の電子デバイス[注)2]に活用できる新たな電子材料を開発し、県内産業界の新分野への展開をはかります。（総合企画局）
③ 天然資源を活用した医薬品等原料の開発や薬の新剤型の開発および開放試験室を活用した製剤技術の技術指導を行います。（総合企画局）
④ 脊椎損傷者の障害程度を把握するため、脊椎の複合的な運動特性を評価できる６軸強度試験機を開発し、医療機器分野における新技術を創出します。（総合企画局）
⑤ 植物に含まれる未利用資源リグニンを利用した新しい機能性材料として、住宅用壁板、分解性フィルム、重金属吸着剤を開発し、実用化に取り組みます。（総合企画局）

※ ①は、重点プログラム（元気８）「自律的産業集積基盤の整備推進プログラム」で重点的に取り組みます。

注)1 燃料電池：68ページをご覧ください。
注)2 電子デバイス：パソコンなどに接続しているディスプレイ、外部記憶装置などの周辺装置全般

基本事業 23402	地域産業の高度化のための技術開発の推進（主担当：総合企画局科学技術振興センター）		
目的 対象	企業や公設試験研究機関が		
目的 意図	地域産業の技術の高度化につながる技術開発を活発に行っている		
基本事業の目標項目	地域産業の高度化のための技術開発件数	目標値（2006年度）	6件
		現状値（2002年度）	5件

〔基本事業目標項目の説明〕
・科学技術振興センターが、地域産業の高度化のために開発し、公表した技術の件数

主な取組内容

① 企業ニーズに応じた研究開発を推進するため、県内中小企業に出向いて直接企業ニーズを発掘し共同研究を実施します。（総合企画局）
② 陶磁器の有害物質の使用を抑制した釉薬[注)1]や省エネルギー製造技術の開発を行うとともに、電磁調理器用土鍋の普及のため、その安全性評価法を確立します。（総合企画局）
③ シックハウス[注)2]に対応した木材の加工・利用技術等を開発して、県産材の競争力を高め、木材生産者や加工業者等を支援します。（総合企画局）
④ 陶磁器や鋳物の新商品開発のため、企業、商社、デザイナー等とのプロジェクトにより、製品開発から流通販売までの取組を共同で実施します。（総合企画局）

注)1 釉薬（ゆうやく）：陶磁器の表面に塗る無機系のうわぐすり
注)2 シックハウス：住宅の新築や購入の後、住宅建材から出る化学物質が原因で心身の不調を訴え、目やのどの痛み、頭痛などの症状を発すること

基本事業 23403	技術人材の育成・確保（主担当：総合企画局科学技術振興センター）		
目的 対象	技術のレベルアップをはかろうとする技術者が		
目的 意図	必要な知識を習得するなど、技術力を向上させている		
基本事業の目標項目	県試験研究機関における技術講座受講者数	目標値（2006年度）	300人
		現状値（2002年度）	285人

〔基本事業目標項目の説明〕
・科学技術振興センターが実施する外部技術者を対象にした、技術力向上のための講座の受講者数

主な取組内容

① 中小企業の経営・技術基盤を強化し、技術開発、新製品開発を促進するため、専門アドバイザーによる知的財産権の閲覧・検索指導、発明相談、特許移転相談等各種支援事業に取り組みます。（総合企画局）
② 鋳造業界や陶磁器関連の技術者を対象に、高度な鋳造技術や陶磁器生産技術、デザイン開発について研修を実施し、技術者の育成をはかります。（総合企画局）
③ ベンチャー企業や新しい事業分野の開拓をめざす中小企業など、研究開発型企業の研究者を科学技術振興センターへ受け入れ、企業の研究開発を支援します。（総合企画局）
④ 県内企業のデザイン開発を推進するため、デザイン情報の収集提供、普及啓発を行うとともに、デザイン開発力向上のためのセミナーを実施します。（総合企画局）

※ ①は、重点プログラム（元気５）「中小企業支援プログラム」で重点的に取り組みます。

基本事業 23404	公設試験研究機関の充実（主担当：総合企画局科学技術振興センター）		
目的 対象	公設試験研究機関の技術支援機能や研究機能が		
目的 意図	向上し、充実している		
基本事業の目標項目	県試験研究機関が保有している知的財産権の実施許諾件数	目標値（2006年度）	10件
		現状値（2003年度）	7件

〔基本事業目標項目の説明〕
・科学技術振興センターが保有している特許、実用新案、意匠、品種登録を企業等に実施許諾した件数（累計）

主な取組内容

① 県民ニーズに応じた研究課題の設定とその管理を行うため、外部評価委員会による研究評価システムの的確な運用を行います。（総合企画局）
② 研究成果に係る特許等の取得を積極的に推進し、研究成果の技術移転を促進します。（総合企画局）
③ 研究員を大学、研究機関等へ派遣し、研究業務に必要となる高度な専門的知識の修得および研究開発能力の向上を推進します。（総合企画局）
④ 研究員が独創的かつ自由な発想に基づいて行う自主的な研究開発を奨励することにより、高度で独創的な研究開発能力の養成をはかります。（総合企画局）
⑤ 研究環境を改善し、効果的な研究活動を推進するため、老朽化、狭あい化の進んだ研究施設の整備、充実をはかります。（総合企画局）

第３節

安全なくらしの確保と安心できる生活環境の創造

〔政　策〕	〔施　策〕	〔基本事業〕	〔ページ〕
1 災害に強い県土づくりの推進	1 防災対策の推進	（31101～31108）	87
	2 治山・治水・海岸保全対策の推進	（31201～31204）	94
2 安全な生活の確保	1 交通安全対策の推進	（32101～32103）	98
	2 地域安全対策の推進	（32201～32205）	101
	3 安心な消費生活の確保	（32301～32302）	106
	4 食の安全とくらしの衛生の確保	（32401～32406）	109
	5 感染症対策の推進	（32501～32503）	115
3 健やかなくらしを育むささえあい社会の構築	1 健康づくりの推進	（33101～33106）	118
	2 子育て環境の整備	（33201～33205）	123
	3 地域とともに進める福祉社会づくり	（33301～33303）	128
	4 利用者本位の福祉サービスの確保	（33401～33403）	131
4 安心を支える医療・福祉の推進	1 医療提供体制の整備	（34101～34105）	134
	2 多様化する疾病への対応	（34201～34203）	139
	3 生活保障の確保	（34301～34303）	142
	4 高齢者保健福祉の推進	（34401～34404）	145
	5 障害者保健福祉の推進	（34501～34505）	149

施策　311　防災対策の推進

（主担当部局：防災危機管理局）

目的	対　象	県民が		
	意　図	防災面で安全なくらしを確保されている		
施策目標項目		三重県の防災対策に満足できる状態	目標値（2006年度）	56　%
			現状値（2003年度）	24.7%

〔施策目標項目の説明〕
・20歳以上の県民のうち、三重県の防災対策に満足している人の割合（県民意識基礎調査）

現状と課題

東海、東南海、南海地震などの大規模地震の発生が切迫しているため、総合的な地震対策として「三重地震対策アクションプログラム」の着実な実行が必要です。地震等による大規模災害に対応するため、実践的訓練による防災力の向上、広域防災拠点[注)1]の整備、県民の防災意識の高揚および自主防災組織[注)2]の活性化に努め、県民防災力の向上に取り組む必要があります。産学官民による新たな防災体制の整備をするとともに、防災行政無線の再整備や防災情報の提供などを通じ、県民、市町村、防災関係機関との防災情報の共有化に努める必要があります。

施策の取組方向

「三重地震対策アクションプログラム」の計画的な実行および重点プログラムの着手により、総合的な地震防災力の向上に取り組んでいきます。地震等の大規模災害に対応するため、実践的な防災訓練等による防災力の向上および市町村、防災関係機関との連携強化に努めるとともに、東紀州広域防災拠点の整備に着手します。県民の防災意識の高揚、自主防災組織の活性化など、「自助」「共助」を推進するため、防災教育・防災啓発活動の強化に努め県民防災力の向上に取り組みます。産学官民による新たな防災体制の整備に努めていきます。防災行政無線の再整備や防災情報提供などを通じ、県民等との防災情報の共有化に努めます。災害時の医療体制については、医師等の専門家の養成、災害拠点病院、医薬品等の備蓄体制の充実等に取り組みます。土砂災害対策については、事業箇所の重点化をはかり、整備を推進するとともに、土砂災害関連情報の提供・共有を進め被害の軽減に努めます。震災後の救援活動等の基盤となる輸送道路を確保するため、引き続き緊急輸送道路の整備を進めます。

施策展開するために取り組む基本事業

31101	防災体制の整備	（防災危機管理局）
31102	県民防災力の活性化	（防災危機管理局）
31103	防災情報の共有化	（防災危機管理局）
31104	災害に強い建築物の確保	（県土整備部）
31105	緊急輸送ルートの整備	（県土整備部）
31106	災害医療体制の整備・被災者対策の推進	（健康福祉部）
31107	消防力向上の支援	（防災危機管理局）
31108	危険物、高圧ガス等の安全性向上	（防災危機管理局）

注)1　防災拠点：災害発生後の応急、復旧対策活動を効果的に行うための核となる施設
注)2　自主防災組織：地域住民が「自分たちの地域は、自分たちで守ろう」という連帯感に基づき自主的に結成する組織。平常時には知識の普及、防災訓練の実施、防災用資機材の整備を行い、災害時には情報の収集伝達、初期消火、負傷者の救出救護、避難誘導などの活動を行います。

基本事業 31101	防災体制の整備（主担当：防災危機管理局防災対策室）		
目的 対象	県民、防災関係機関が		
目的 意図	防災計画に基づき防災力を強化している		
基本事業の目標項目	防災訓練参加率	目標値（2006年度）	8.1%
		現状値（2002年度）	6.5%

〔基本事業目標項目の説明〕
・県、市町村、防災関係機関が行う防災訓練への参加率。県内人口に対する参加者数の割合（県実績および市町村調べ）
・防災対策を進める中で、より多くの県民や防災関係機関等が防災訓練に参加し、「自らの身の安全は自ら守る」という防災の基本を実行し、防災力をつけることが防災体制の整備において最も重要です。

主な取組内容

① 「三重地震対策アクションプログラム」に基づき総合的な地震対策を実施します。（防災危機管理局）
② 県総合防災訓練において県民、市町村、防災関係機関相互の連携を強化しつつ、より実践的な訓練を実施することとし、防災活動に関する技術の向上と県民の防災意識の高揚、災害に対する対応力等を養う取組などを実施します。（防災危機管理局）
③ 災害発生時に迅速かつ的確に業務を遂行できる人材を育成し、県の防災体制の強化をはかります。（防災危機管理局）
④ 県内に広域的な大災害が発生した際に県が市町村支援、総合調整を果たすための広域防災拠点[注)1]を整備し、災害応急対策活動の円滑化をはかります。（防災危機管理局）
⑤ 災害時に円滑な医療が行われるように、医療従事者・医療施設等の質・量両面からのさらなる向上をはかるとともに、災害時の医療薬品等の供給が速やかに行われるような体制整備をはかることにより、大規模災害時の被害を最小限に食い止められるようにします。（健康福祉部）
⑥ 災害警備活動が迅速、的確に実施できるよう、実践的な訓練に取り組み、車両、装備資機材を整備するほか、災害時に防災拠点となる警察署など警察施設の耐震化をはかります。（警察本部）

※ ①のうち津波避難対策、避難所耐震対策、避難路整備については、重点プログラム（くらし１）「地震に備えみんなでつくる安全・安心プログラム（津波対策、耐震対策、輸送路・避難路整備）」で重点的に取り組みます。

基本事業 31102	県民防災力の活性化（主担当：防災危機管理局防災対策室）		
目的 対象	自主防災組織等が		
目的 意図	防災に関する充分な知識・技能を持ち、災害発生時に的確な行動を行える		
基本事業の目標項目	自主防災組織訓練等実施率	目標値（2006年度）	80.0%
		現状値（2002年度）	67.7%

〔基本事業目標項目の説明〕
・自主防災組織[注)1]数に対する１年間に防災訓練等を実施した組織数の割合（市町村調べ）
・自主防災組織の組織率向上の取組とともに、組織活動を活性化するために自主防災組織訓練等実施率を目標項目としました。

主な取組内容

① 地域の自主防災組織の重要性を積極的に啓発し、組織結成の促進と既成組織の活性化をはかることで地域住民自らの適切な初期対応力の向上を支援し、災害時における被害の防止や軽減をはかります。（防災危機管理局）
② 平常時から県民一人ひとりの防災に関する知識の習得や意識の高揚を促進することにより、災害に強い人づくりを推進します。（防災危機管理局）
③ 大規模災害発生時の二次災害を防止するため、被災宅地危険度判定士や被災建築物応急危険度判定士を養成するとともに、市町村職員を中心に応急危険度判定士コーディネーターを養成します。（県土整備部）

注)1 自主防災組織：88ページをご覧ください。

基本事業 31103	防災情報の共有化（主担当：防災危機管理局防災対策室）		
目的 対象	防災情報を必要とする県民、防災関係機関が		
目的 意図	防災情報を迅速・的確に入手できるようになっている		
基本事業の目標項目	三重県ホームページ防災情報への年間アクセス件数	目標値（2006年度）	150,000件
		現状値（2002年度）	40,000件

〔基本事業目標項目の説明〕
・三重県ホームページの防災情報への年間訪問者数
・防災情報の共有化にはインターネットが非常に有効であることから、三重県ホームページ防災情報へのアクセス件数を目標項目としました。

主な取組内容

① 災害時において、県民が自主的な行動を起こすための判断材料として、各種メディア（携帯電話、インターネット、ケーブルテレビ[注)1]、ラジオ、テレビ等）への気象情報や災害情報等の提供を行います。（防災危機管理局）

② 市町村等との防災情報の伝達手段である県防災行政無線の再整備および高機能化をはかり、防災情報の迅速かつ確実な収集・伝達を行います。（防災危機管理局）
③ 自然災害から県民の生命を守るため、降雨量、河川水位等の情報をインターネット等によって県民に提供するとともに、災害時のみならず平常時においても、県民と行政機関が、土砂災害関連情報を共有できるシステムの整備に取り組みます。（県土整備部）
④ アメダスのデータ、注意報・警報情報に加え、ピンポイント予報を加えた、より詳細な気象情報の提供を行い、市町村の防災業務を支援します。また、関係機関の連携により災害関連情報の共有に努めます。（防災危機管理局、警察本部）
⑤ ヘリコプター２機の効率的な運用に努め、災害の発生状況等をリアルタイムに収集することによって、災害情報の正確な把握と、その救出・救助活動の充実をはかります。（警察本部）

注)1 ケーブルテレビ：有線（テレビジョン）放送の一つ。テレビの難視聴対策として普及してきましたが、最近では多チャンネル放送やインターネットも利用できる都市型CATV網の整備も進み、独自の放送を行うなど新しい利用が進んでいます。

基本事業 31104	災害に強い建築物の確保（主担当：県土整備部建築開発室）		
目的 対象	建築物が		
目的 意図	常に適法・安全な維持管理状態になっている		
基本事業の目標項目	特殊建築物維持管理の適合率	目標値（2006年度）	71%
		現状値（2002年度）	67%

〔基本事業目標項目の説明〕
・不特定多数の人が利用するホテル・病院・店舗などの特殊建築物で、一定規模以上の建築物の状態に関する定期報告における適法な建築物の割合

主な取組内容

① 新築建築物等の完了検査の徹底および対外的責務を有する既存特殊建築物定期報告事務の適正な執行を行うため、違反建築物の追跡および建築主等への情報提供を行い、適法な建築物の確保に努めます。（県土整備部）
② 木造住宅の無料耐震診断・改修費用の一部補助および防災に資する建築物について耐震診断費用の一部補助を行う「待ったなし！耐震化プロジェクト」事業により、既存建築物の耐震性向上をはかり、近い将来に発生の予想される大地震に備えます。（県土整備部）
＜基本事業54201①の一部再掲＞
③ 2003年度（平成15年度）までに整備した、多数の人が利用し対外的責務を有する既存特殊建築物のデータベースにより、これらの所有者等への耐震診断・改修および適正な維持管理に関する情報提供を行います。（県土整備部）

※ ②の木造住宅の無料耐震診断および防災に資する建築物の耐震診断・改修費用の一部補助については、重点プログラム（くらし１）「地震に備えみんなでつくる安全・安心プログラム（津波対策、耐震対策、輸送路・避難路整備）」で重点的に取り組みます。

基本事業 31105	緊急輸送ルートの整備（主担当：県土整備部道路整備室）		
目的 対象	道路輸送ルートが		
目的 意図	災害発生時に確保できている		
基本事業の目標項目	緊急輸送道路ネットワークの整備率	目標値（2006年度）	77.8%
		現状値（2003年度）	75.5%

〔基本事業目標項目の説明〕
・災害時に人員や物資等の輸送を確保するための緊急輸送道路（90路線）の整備状況

主な取組内容

① 災害が発生した場合に物資などの輸送を円滑に行うため、緊急輸送道路について重点的に改良整備を進めます。（県土整備部）
② 県管理の緊急輸送道路に係る橋りょうについて震災対策を重点的に進めます。（県土整備部）
③ 道路防災総点検結果に基づき、危険箇所対策および施設の補修を行うとともに、定期点検を行い、道路の安全性を向上させます。（県土整備部）
④ 災害発生時における緊急輸送路を確保するため、交通情報板等の整備、信号機の系統化など交通管制機能の高度化を推進します。（警察本部）

※ ①、③のうち特に重要な緊急輸送道路の整備は、重点プログラム（くらし１）「地震に備えみんなでつくる安全・安心プログラム（津波対策、耐震対策、輸送路・避難路整備）」で重点的に取り組みます。

基本事業 31106	災害医療体制の整備・被災者対策の推進（主担当：健康福祉部健康福祉総務室）		
目的 対象	被災者が		
目的 意図	必要な援護や医療を受けている		
基本事業の目標項目	災害医療研修受講済み医療従事者数	目標値（2006年度）	280人
		現状値（2002年度）	200人

〔基本事業目標項目の説明〕
・県内外で実施される災害医療の研修を受講した医師、看護師、薬剤師、医療機関に勤務する事務職員等医療従事者数

主な取組内容

① 災害医療に対応できる医療従事者を増やすため、県内で「災害医療セミナー」を開催します。（健康福祉部）
② 災害時に機能できる医療機関を確保するため、医療機関の耐震化について支援します。

（健康福祉部）
③　災害直後からの災害用医薬品等の供給が速やかに行われるよう、災害用医薬品等の備蓄・供給体制を整備します。（健康福祉部）
④　大規模な災害により被害が発生した場合は、「災害救助法」に基づき、災害弔慰金等の補助や災害援護資金等の貸付けを行います。（健康福祉部）
⑤　市町村の担当者に対して「災害救助法」の概要説明や研修を行います。（健康福祉部）
⑥　災害医療対策協議会を開催し、今後の災害時等における医療の対応方針等を検討していきます。（健康福祉部）

※　②の医療機関の耐震化は、重点プログラム（くらし１）「地震に備えみんなでつくる安全・安心プログラム（津波対策、耐震対策、輸送路・避難路整備）」で重点的に取り組みます。

基本事業 31107	消防力向上の支援（主担当：防災危機管理局消防・保安室）		
目的 対象	消防機関、消防関係団体が		
目的 意図	相互に連携しつつ、消防職員・消防団員によって迅速かつ的確な消防活動を行っている		
基本事業の目標項目	消防力の充足率	目標値（2006年度）	86.6%
		現状値（2002年度）	83.6%

〔基本事業目標項目の説明〕
・消防庁の基準に基づいて県内市町村が算定した消防設備および消防水利の整備目標数に対する現有数の割合（消防施設整備計画実態調査）

主な取組内容

①　市町村の消防体制の充実をはかるため、消防施設、消防車両、消防機材等の整備を支援します。（防災危機管理局）
②　消防団員の資質の向上、士気の高揚をはかるため、表彰、消防訓練、研修などを実施します。（防災危機管理局）
③　県内消防機関の大災害時における連携を強化するため、緊急消防援助隊訓練を支援します。（防災危機管理局）
④　消防本部の広域再編とともに消防業務の広域化を支援します。（防災危機管理局）

基本事業 31108	危険物、高圧ガス等の安全性向上（主担当：防災危機管理局消防・保安室）		
目的 対象	危険物取扱者が		
目的 意図	事故発生を未然に防いでいる		
基本事業の目標項目	事業所事故発生数	目標値（2006年度）	8件
		現状値（2002年度）	20件

〔基本事業目標項目の説明〕
・高圧ガス・火薬類・危険物等の取扱事業所での事故発生数（経済産業省および消防庁報告値）

主な取組内容

① 高圧ガス・火薬類等の危険物質を取り扱う事業所に対し保安検査・立入検査を実施し、安全確認とともに各事業者の自主保安の推進を支援します。（防災危機管理局）
② 危険物、高圧ガスおよび火薬類等の危険物質による危険性を低減するため、事故防止に関する「事業所ハザード低減対策講習会」を実施します。（防災危機管理局）
③ 事業者の自主保安の体制確保を支援するため、危険物取扱者保安講習会、高圧ガス関係の保安係員講習会などを実施します。（防災危機管理局）

施策　312　治山・治水・海岸保全対策の推進

（主担当部局：県土整備部）

目的	対　象	県民の生命・財産が		
	意　図	洪水や高潮、土砂災害などによる被害から守られている		
施策目標項目	災害による過去20年間の平均被害総額		目標値（2006年度）	134億円
			現状値（2002年度）	143億円

〔施策目標項目の説明〕
・洪水、高潮、土砂災害などの自然災害により生じた資産等の被害総額（直近20年間の平均被害総額）

現状と課題

公共事業の予算削減など、公共事業をとりまく環境は厳しくなってきています。このため、多大な費用を要する施設整備（土砂災害対策施設、橋りょう・井堰等の河川横断構造物、海岸施設）などのハード対策においては、一段と効率的で効果的な整備が求められます。また、ハード対策は着実に進めていますが、東海豪雨（2000年９月）などの自然災害は頻発しており、こうした中において、県民の安全安心を高めるには、迅速に避難ができる情報の提供・共有等のソフト対策の充実も必要です。

施策の取組方向

治山・治水・海岸保全のハード対策は、災害に対する危険度、保全すべき人口・資産の集積度や緊急性等を勘案し、事業箇所の一層の重点化をはかるとともに、工法の選定等は既存施設の有効活用も含めた徹底したコスト縮減を行うなど、厳しい財政状況の中で、効率的な施設整備により、災害に対する安全度の向上に努めます。

また、総合防災の一環として、洪水・土砂災害に関するハザードマップ[注)1]の作成支援や基礎資料提供、災害関連情報の提供など効果的なソフト対策に取り組むとともに、森林の適切な管理・整備を行い、洪水緩和機能や土砂流出防止機能を高めることにより住民の安全確保に努めます。

特に、地震津波対策については、陸閘[注)2]の閉鎖自動化や避難路整備等ソフト対策に連携した施設整備に重点を置いた対策を進めます。

このような、ハードとソフトの適切な連携をはかりながら、県民の安全･安心の向上に努めます。

施策展開するために取り組む基本事業

31201	土砂災害対策の推進	（県土整備部）
31202	治山対策の推進	（環境森林部）
31203	洪水防止対策の推進	（県土整備部）
31204	海岸保全対策の推進	（県土整備部）

注)1　ハザードマップ：地震や風水害時に土砂災害などの発生が予想される危険区域を示した地図
注)2　陸閘（りっこう）：61ページをご覧ください。

基本事業 31201	土砂災害対策の推進（主担当：県土整備部砂防室）		
目的 対象	土砂災害危険区域内に住む県民の生命・財産が		
目的 意図	土石流、がけ崩れ、地すべり等の土砂災害から守られている		
基本事業の目標項目	土砂災害保全率	目標値（2006年度）	24.4%
		現状値（2002年度）	22.0%

〔基本事業目標項目の説明〕
・土砂災害危険区域内において、施設整備により土砂災害から守られている人家戸数の割合

主な取組内容

① 県民の生命と財産を守るため、砂防堰堤や擁壁工等の整備により土石流、地すべり、がけ崩れなどの土砂災害を未然に防止します。（県土整備部）
② 土砂災害のおそれがある区域を明らかにし新規住宅等の立地を抑制するなど、土砂災害の未然防止をはかります。（県土整備部）
③ 土砂災害危険箇所図など土砂災害に関する情報を積極的に提供するとともに、県民と行政による情報の交換を推進し、土砂災害から人命を守ります。（県土整備部）

※ ①のうち急傾斜地崩壊対策事業（津波対策）は、重点プログラム（くらし１）「地震に備えみんなでつくる安全・安心プログラム（津波対策、耐震対策、輸送路・避難路整備）」で重点的に取り組みます。
※ ③のうち土砂災害情報相互通報システム整備事業は、重点プログラム（くらし２）「災害に備える情報共有プログラム」で重点的に取り組みます。

基本事業 31202	治山対策の推進（主担当：環境森林部森林保全室）		
目的 対象	山地災害が予想される区域内に住む県民の生命・財産が		
目的 意図	山崩れや土石流などの山地災害から守られている		
基本事業の目標項目	災害防止につながる保安林の指定面積	目標値（2006年度）	90,000ha
		現状値（2002年度）	87,700ha

〔基本事業目標項目の説明〕
・森林の持つ多くの機能の中で、特に「災害を防ぐ機能を高度に発揮させる必要がある森林」として指定する保安林の面積

主な取組内容

① 治山事業により、集落に近接する荒廃山地の復旧・整備を行い、山崩れや土石流などの山地災害から生命・財産を保全し、安全で安心な生活を確保します。（環境森林部）
② 森林の管理が十分に行われないこと等により機能の低下した保安林を「特定保安林」に指

定し、その保安林の持っている公益的機能の回復をはかります。（環境森林部）

※　①のうち熊野灘沿岸部の地震（津波）対策は、重点プログラム（くらし１）「地震に備えみんなでつくる安全・安心プログラム（津波対策、耐震対策、輸送路・避難路整備）」で重点的に取り組みます。

基本事業 31203	洪水防止対策の推進（主担当：県土整備部河川室）		
目的	対　象	洪水被害が予想される区域内に住む県民の生命・財産が	
	意　図	洪水による被害が最小限に抑えられている	
基本事業の目標項目	河川整備率	目標値（2006年度）	37.2%
		現状値（2002年度）	36.7%

〔基本事業目標項目の説明〕
・県管理河川の中で、河川整備の必要延長に対する整備済み延長の割合

主な取組内容

①　おおむね５年～10年に１回起こりうる降雨により発生する洪水を安全に流下させ、流域住民の安全安心を守るために、緊急性、事業効果を勘案の上、公共事業の重点化を行い、河川堤防や護岸の整備、河床の掘下げ、河川横断構造物の改築、排水機場の設置などの河川整備を推進します。（県土整備部）
②　洪水をダムで貯留し下流域の洪水被害の軽減をはかるとともに、河川環境維持のため常に水が流れているように十分な流量を確保するダム建設を推進します。（県土整備部）
③　洪水時に流域住民が安全かつ迅速に避難できるよう、雨量・水位等の災害関連情報を住民に提供するとともに、浸水想定区域図を作成・提供し、市町村が早期に洪水ハザードマップ[注)1]を作成し住民に配布できるよう支援します。（県土整備部）
④　洪水に不安のない安全で安心できる県土を保全するため、河川管理施設の維持管理を的確に進めるとともに、老朽化している施設の補修や改築、河床に堆積した土砂の除去など適切な管理を進めます。（県土整備部）

※　③は、重点プログラム（くらし２）「災害に備える情報共有プログラム」で重点的に取り組みます。

注)1　洪水ハザードマップ：大雨で避難命令が出た時等の避難経路や避難所、浸水想定区域などを示した地図

基本事業 31204	海岸保全対策の推進（主担当：県土整備部港湾・海岸室）		
目的 対象	高潮、波浪等の海水による災害が予想される海岸域に住む県民の生命・財産が		
目的 意図	高潮、波浪等による災害から守られている		
基本事業の目標項目	海岸整備率	目標値（2006年度）	62.5%
		現状値（2002年度）	60.5%

〔基本事業目標項目の説明〕
・海岸保全施設整備の必要延長に対する整備済み延長の比率

主な取組内容

① 海岸担当部署が連携して、海岸保全施設を整備し、海岸整備率の向上に努めます。
（農水商工部、県土整備部）
② 事業を実施する箇所の一層の重点化をはかり、早期の完了に努めます。
（農水商工部、県土整備部）
③ 既存の施設の維持管理を適切に行い、施設の機能が低下することを防ぎます。
（農水商工部、県土整備部）

※ ①のうち大型陸閘[注)1]等開口部の操作の自動化、遠隔操作化は、重点プログラム（くらし1）「地震に備えみんなでつくる安全・安心プログラム（津波対策、耐震対策、輸送路・避難路整備）」で重点的に取り組みます。

注)1 陸閘（りっこう）：61ページをご覧ください。

施策　321　交通安全対策の推進

（主担当部局：生活部）

目的	対　象	県民一人ひとりが		
	意　図	高い交通安全意識をもち、安全で安心な交通環境の中で活動している		
施策目標項目		交通事故死者数	目標値（2006年）	170人以下
			現状値（2003年）	174人

〔施策目標項目の説明〕
・交通事故により事故発生から24時間以内に死亡した人の数（警察本部交通企画課「三重の交通統計」）

現状と課題

現在、交通事故死者数は減少傾向にあるものの、毎年、多くの尊い命が失われ、さらに交通事故件数も増加している厳しい情勢にあることから、交通事故死者の抑止に向けたハード・ソフト両面の対策を重点的に推進することが重要です。

特に、高齢者が当事者となる事故が増加傾向にあることから高齢者への対策が重要になっています。

施策の取組方向

交通事故死者を抑止するため、飲酒運転の追放およびシートベルトとチャイルドシートの着用の徹底に重点を絞った取締りや啓発を推進します。さらに、高齢者や児童生徒などの交通弱者を対象とした交通安全教育・啓発活動についても、一層充実していきます。特に、高齢者の交通安全対策については、地域における人材育成、活動体制の整備を進めながら、地域特性に応じた多様な活動が活発に展開されるよう支援します。

また、交通事故等に関して高度な分析を行い、人的・地理的要因等を明確にしながら有効な対策を進めるとともに、分析結果を県民に情報提供して地域の主体的な取組へとつなげます。

交通安全施設については、信号機の新設・改良、道路標識整備、歩道等の整備、交差点改良などを計画的に推進するとともに、「あんしん歩行エリア注)1」の確保および「交通事故危険箇所注)2」の解消をはかるための重点的な整備に努めながら、安全な交通環境づくりを推進します。

施策展開するために取り組む基本事業

32101	交通安全意識の高揚に向けた啓発・教育の推進	（生　活　部）
32102	安全で快適な交通環境の整備	（警 察 本 部）
32103	交通秩序の確立	（警 察 本 部）

注)1　あんしん歩行エリア：交通事故死者に占める歩行者、自転車の割合は約４割と高いことから、特に歩行者、自転車にとって安心な交通環境を確保することを目的として国が指定した地区で、三重県では津駅周辺など11地区が指定されています。

注)2　交通事故危険箇所：10年に一度以上の確率で死亡事故が発生する可能性の高い箇所、幹線道路における平均事故率の５倍以上の事故率で事故が発生する箇所等で、三重県では65か所が指定されています。

基本事業 32101	交通安全意識の高揚に向けた啓発・教育の推進（主担当：生活部交通安全室）		
目的 対象	県民一人ひとりが		
目的 意図	安全で安心な交通環境の確保に向け、交通安全意識を高めている		
基本事業の目標項目	無事故・無違反をめざす県事業に参加した県民の目標達成率	目標値（2006年度）	90 %
		現状値（2003年度）	85.3%

〔基本事業目標項目の説明〕
・一定期間の無事故・無違反を県民が編成したチーム単位で競い合うことにより交通安全意識の高揚をはかる「無事故・無違反チャレンジ事業」において、当該期間に無事故・無違反を達成した県民（チーム）の割合

主な取組内容

① 三重県交通安全計画に基づき、市町村、業界団体、関係機関との緊密な連携のもとに、県民参加型の交通安全運動の展開など、総合的かつ計画的な交通安全対策を推進します。（生活部）
② 高齢社会の一層の進展に対応するため、高齢者を交通事故から守る気運の醸成をはかるとともに、高齢者が自らの問題として積極的に交通安全活動に取り組めるよう、市町村や関係機関と連携しながら体制づくり、環境づくりを推進します。（生活部）
③ 各地域において交通安全対策を進める組織や団体の活動を支援するとともに、交通安全講習会の開催等による人材育成や交通安全意識の一層の普及に努め、地域の交通安全運動の活性化をはかります。（生活部）
④ 三重県交通安全研修センターにおいて、幼児から高齢者まですべての住民を対象とした参加、体験、実践型の交通安全教育を推進します。（生活部）
⑤ 幼児から高齢者まで、すべての道路利用者を対象に、「交通安全教育指針」に基づく、参加・体験・実践型の交通安全教育を段階的かつ体系的に推進します。（警察本部）

※ ②、⑤のうち交通弱者等に対する交通安全教育・啓発は、重点プログラム（くらし４）「交通事故抑止プログラム」で重点的に取り組みます。

基本事業 32102	安全で快適な交通環境の整備（主担当：警察本部）		
目的 対象	信号機などの交通安全施設が		
目的 意図	歩行者や運転者にとって、安全で快適に通行できるように整備されている		
基本事業の目標項目	特定経路におけるバリアフリー対応型信号機の整備率	目標値（2006年度）	70 %
		現状値（2002年度）	41.7%

〔基本事業目標項目の説明〕
・特定経路（歩行者等の安全通行を確保するため指定した経路）に設置した信号機について、バリアフリー[注)1]化をはかった割合

主な取組内容

① 交通事故を防止し、安全で快適に通行できる道路交通環境を確保するため、信号機やLED（発光ダイオード式）灯器、道路標識等の交通安全施設の整備を推進します。（警察本部）
② 安全・快適で環境にやさしい交通社会の実現をめざし、交通情報提供システム（AMIS）をはじめとする新交通管理システム（UTMS）の整備をはかるなどＩＴ化、高度化を推進します。（警察本部）
③ 交通の安全と円滑をはかるため、車をスムーズに走行させる系統制御化や、あらかじめプログラムされた曜日別、時間帯別の交通量に応じた制御パターンにより信号制御を行うプログラムの多段化など、信号機の高度化改良を推進します。（警察本部）
④ 安全・快適な道路空間づくりをめざし、自転車歩行者道の設置、交差点改良事業等を進めます。（県土整備部）

※ ①のうち「あんしん歩行エリア注)2」の整備・充実と「交通事故危険箇所注)3」の解消、④のうち「交通事故危険箇所」に対する交通安全施設の整備は、重点プログラム（くらし４）「交通事故抑止プログラム」で重点的に取り組みます。

注)1 バリアフリー：79ページをご覧ください。
注)2 あんしん歩行エリア：98ページをご覧ください。
注)3 交通事故危険箇所：98ページをご覧ください。

基本事業 32103	交通秩序の確立（主担当：警察本部）		
目的 対象	歩行者、運転者が		
目的 意図	安全で快適に道路等を通行できるように交通マナーを守っている		
基本事業の目標項目	シートベルトの着用率	目標値（2006年）	95 %
		現状値（2003年）	89.0%

〔基本事業目標項目の説明〕
・県内の道路を通行する自動車の運転者がシートベルトを着用している割合

主な取組内容

① 飲酒・無免許運転、信号無視等の重大事故に直結する悪質・危険違反の取締りに重点を指向するほか、シートベルト着用など交通マナー向上のための取締りを推進します。（警察本部）
② 県民の脅威となる暴走族等による危険、迷惑行為等に対する取締りを推進します。（警察本部）
③ ひき逃げ事件等の悪質な交通事故事件の早期検挙、解決をめざした捜査活動を推進します。（警察本部）
④ 効果的な交通指導取締りを推進するため、各種装備資器材の整備・充実をはかります。（警察本部）

施策　322　地域安全対策の推進

（主担当部局：警察本部）

目的	対　象	県民が		
	意　図	犯罪や事故に対する不安を感じることなく、安心して暮らしている		
施策目標項目		治安が良いと感じる県民の割合	目標値（2006年度）	56　%
			現状値（2003年度）	27.9%

〔施策目標項目の説明〕
・地域の治安に関し、県民が安全であると感じている割合（県民意識基礎調査）

現状と課題

三重県における刑法犯の発生は、増加傾向に一定の歯止めがかかったものの、依然、高水準で推移しており、深刻な状況が続いています。特に、街頭犯罪や侵入犯罪の多発、犯罪の凶悪化・広域化、来日外国人や暴力団等による組織的犯罪の深刻化などが、県民の不安感を増大させています。また、県民から警察に寄せられる相談等が急増しており、県民のニーズも多様化しているため、きめ細かな対応が一層求められています。

施策の取組方向

犯罪が多発する地区を重点として、治安拠点の整備をはかり、パトロール活動等を強化するほか、住民、関係機関・団体等と連携し、地域と一体となったさまざまな犯罪抑止対策を推進するなどして、街頭犯罪や侵入犯罪をはじめとした身近な犯罪の発生抑止をはかります。また、危険水域にある治安情勢に対応するため、組織・人員の体制強化と効率的な運用に配意するとともに、警察業務のＩＴ化や装備資機材の充実、警察力の現場へのシフトをはかるなどして、組織的犯罪への対応を視野に入れつつ、悪質・凶悪な事件等の検挙向上に努めます。

被害者対策・相談業務にあたっては、関係機関・団体との間で構築しているネットワークなどの体制を充実させるとともに、相談者等の視点に立った、きめ細かな対応をはかり、相談者等の高い満足度を維持します。

施策展開するために取り組む基本事業

32201	「安全・安心まちづくり」のための総合対策の推進	（警察本部）
32202	変化する犯罪情勢への対応	（警察本部）
32203	組織犯罪対策の推進	（警察本部）
32204	被害者対策および相談業務の充実	（警察本部）
32205	県民の安全を守る活動基盤の整備	（警察本部）

基本事業 32201	「安全・安心まちづくり」のための総合対策の推進（主担当：警察本部）		
目的	対　象	地域住民や関係団体が	
	意　図	警察など関係機関と連携した活動によって犯罪の発生を抑止し、安全で安心して暮らせる社会環境をつくっている	
基本事業の目標項目	街頭犯罪および侵入窃盗の発生件数	目標値（2006年）	10,000件
		現状値（2003年）	11,343件

〔基本事業目標項目の説明〕
・街頭犯罪（路上強盗、強制わいせつ、ひったくり、車上狙い）と侵入窃盗（忍び込み、空き巣狙い）について、１年間に発生した件数

主な取組内容

① 安全な公共空間を確保するため、「スーパー防犯灯」等の防犯システムを整備するほか、関係機関・団体等と連携し、防犯灯、街路灯等の設置を促進するセーフティライトアップ運動を進めます。（警察本部）
② 犯罪防止に配慮した環境設計に基づく公共施設の普及を促進するなど、犯罪被害に遭いにくいまちづくりに努めます。（警察本部）
③ 関係機関・団体、警備業者等と連携し、パトロールや声掛け等のさまざまな活動の促進をはかり、地域における自主防犯活動の輪を広げます。（警察本部）
④ 防犯情報の発信や、自治体・企業・地区防犯協会等と連携した防犯懇話会等を開催するなどして、県民の自主防犯意識の高揚をはかります。（警察本部）
⑤ 交番相談員の適正配置など空き交番対策を推進し、相談・届出等の受理体制を確立するとともに、地域警察官によるパトロールを強化します。（警察本部）
⑥ 犯罪のない安全で安心なまちづくりに向けて、地域住民等が主体的に取り組む気運の醸成をはかりながら、住民による先駆的な防犯活動への支援や犯罪が多発している地域における官民一体となった防犯活動をはじめとする総合的な取組を推進します。（生活部）

※ ①のうち「スーパー防犯灯」等の防犯システムの整備、③のうちガードマンによる街頭パトロールの実施、⑤のうち不在転送システムの整備、⑥のうち住民の先駆的な防犯活動への支援や犯罪が多発している地域における官民一体となった防犯活動は、重点プログラム（くらし３）「身近な犯罪抑止プログラム」で重点的に取り組みます。

基本事業 32202	変化する犯罪情勢への対応（主担当：警察本部）		
目的	対　象	悪質・広域化する犯罪が	
	意　図	検挙対策等の強化によって解決される	
基本事業の目標項目	重要窃盗犯の検挙率	目標値（2006年）	30　%
		現状値（2003年）	23.4%

〔基本事業目標項目の説明〕
・重要窃盗犯（侵入盗、自動車盗、すり、ひったくり）の１年間に発生した件数に占める検挙件数の割合

主な取組内容

① 重要窃盗犯等を検挙するための各種捜査支援システムや装備資機材の整備・充実、捜査のＩＴ化による業務の合理化をはかるとともに、犯罪情勢に応じて捜査力をシフトするなど、効果的かつ効率的な捜査活動を推進します。（警察本部）
② サイバー犯罪[注)1]、ストーカー[注)2]・配偶者暴力事案などの新しい犯罪情勢に対する的確な捜査活動や被害防止対策を推進します。（警察本部）
③ 「新通信指令システム」の運用により、効率的な110番通報の受理、迅速な緊急配備等を行い、犯罪の発生現場により近い場所で犯人を検挙するため、的確な初動警察活動を推進します。（警察本部）

注)1 サイバー犯罪：コンピュータ技術やそのネットワークを利用して行われる犯罪
注)2 ストーカー：一般的に恋愛感情などを満たす目的で、「つきまとい」、「待ち伏せ」、「面会の強要」などの行為を反復して行う者

基本事業 32203		組織犯罪対策の推進（主担当：警察本部）		
目的	対象	暴力団犯罪、来日外国人犯罪、銃器・薬物犯罪など、主に組織を背景にして敢行される犯罪が		
	意図	検挙対策の強化や関係機関・団体等と連携した活動の推進によって減少している		
基本事業の目標項目	暴力団検挙率		目標値（2006年）	25 %
			現状値（2003年）	23.1%

〔基本事業目標項目の説明〕
・暴力団勢力（暴力団構成員およびその周辺者の数）に占める１年間の検挙人員の割合
・2003年の現状値は過去５年間の平均

主な取組内容

① 暴力団犯罪の徹底検挙に努めるほか、暴力団対策法の効果的な運用、暴力団犯罪被害者に対する保護対策等を推進するなど、総合的な暴力団犯罪対策に取り組みます。（警察本部）
② 凶悪・巧妙化、組織化する来日外国人犯罪に対応するため、国際捜査力を充実するとともに、関係機関・団体等と連携し、来日外国人犯罪の防止に努めます。（警察本部）
③ 関係機関との共同捜査等を推進し、銃器・薬物の密輸・密売ルートの解明を進め、銃器・薬物事犯の検挙向上に努めます。（警察本部）
④ 水際で銃器・薬物の流入を阻止するため、関連企業、漁業関係者等との連携に努めるなど、水際対策を推進します。（警察本部）
⑤ 銃器・薬物の危険性や反社会性についての県民意識と暴力団排除気運を高めるため、関係機関・団体等と連携し、銃器・薬物、暴力団の排除に向けた広報啓発活動を推進します。（警察本部）

基本事業 32204	被害者対策および相談業務の充実（主担当：警察本部）		
目的	対　象	犯罪被害者や悩みを抱える地域住民が	
	意　図	警察安全相談などによって、さまざまな問題が解決し、安心感を持って生活している	
基本事業の目標項目	相談の満足度	目標値（2006年）	90　%
		現状値（2003年）	87.0%

〔基本事業目標項目の説明〕
・警察安全相談の相談者に対する満足が得られた人の割合
・2003年の現状値は過去２年間の平均

主な取組内容

① 相談受理体制の充実や安心して相談を受けることができる相談室の整備など、県民が気軽に相談できる環境をつくります。（警察本部）
② 県民からの多様な相談やニーズに的確に対応するため、法律の専門家等による職員研修を行うなど、担当者の対応能力等を向上させます。（警察本部）
③ 犯罪被害者等が必要とする情報や警察が行う被害者対策の周知をはかるため、刑事手続の概要、各種相談窓口の案内などをパンフレット等にして広く提供します。（警察本部）
④ 被害者支援体制の整備に努めるほか、関係機関等と連携したカウンセリングを実施するなど、きめ細かな被害者支援対策を推進します。（警察本部）
⑤ 被害者の心情に配意した相談対応、事情聴取を行うなど、捜査過程における被害者の負担を軽減します。（警察本部）

基本事業 32205	県民の安全を守る活動基盤の整備（主担当：警察本部）		
目的	対　象	警察署、交番・駐在所等の治安拠点や装備資機材等が	
	意　図	変化する犯罪情勢に対応できるように整備されている	
基本事業の目標項目	交番・駐在所施設の充実度	目標値（2006年度）	28　%
		現状値（2003年度）	19.0%

〔基本事業目標項目の説明〕
・県内の交番・駐在所に占める、相談室の整備、バリアフリー[注)1]化をはかった施設の割合

主な取組内容

① 警察署、交番・駐在所等が地域の治安拠点として十分に機能し、住民の安全・安心のよりどころとなる施設にするため、相談室の設置や施設のバリアフリー化等に配慮しつつ、建て替え・改修を進めます。（警察本部）
② 広域化、凶悪化、組織化する犯罪などに対応するため、警察活動の強化に必要な各種装備資機材等の整備を進めます。（警察本部）

③　イントラネット基盤の整備・充実など警察業務の効率化をはかるとともに、現場活動で活用する端末機器の導入・整備など警察活動のIT化を推進します。（警察本部）
④　インターネットシステムなどを充実させ、県民が必要とする情報を提供するなど、県民サービスの向上に努めます。（警察本部）

※　①のうち交番等の緊急建て替え整備は、重点プログラム（くらし３）「身近な犯罪抑止プログラム」で重点的に取り組みます。

注)1　バリアフリー：79ページをご覧ください。

施策　323　安心な消費生活の確保

（主担当部局：生活部）

目的	対　象	消費者が		
	意　図	消費者制度に基づき合理的な消費活動を行っている		
施策目標項目		消費生活相談における被害を受ける前段階での相談の割合	目標値（2006年度）	16　%
			現状値（2002年度）	14.7%

〔施策目標項目の説明〕
・県民生活センターに寄せられる消費生活に関する相談等のうち、契約等に際しての事前相談や悪徳商法等に関する情報収集等が占める割合

現状と課題

商取引や商品の多様化・複雑化により、消費者と事業者の間で、情報の偏在と交渉力の格差が広がるとともに、「消費者契約法」の施行により、消費者に一層の自己責任が求められていることから、消費者の判断能力、交渉能力を高めるための支援が重要となっています。また、消費者トラブルに対しては、被害を未然に防止するための適切な情報提供や消費生活相談の充実が求められています。

施策の取組方向

自主的で合理的な消費生活を支援するため、効果的な教育・啓発活動および迅速な情報収集とタイムリーな情報提供を市町村や関係団体等と連携して行います。

特に、在宅高齢者世帯への啓発や児童生徒を対象とした消費者教育を推進するとともに、消費活動を主体的に考え、行動するNPO等への活動支援とネットワーク化の促進に取り組みます。

また、食の安全・安心の確保のため、消費者啓発・情報提供の充実、消費者と生産者・流通加工業者等の情報交換ができる場づくり等に取り組みます。

県民生活センターにおける消費生活相談については、相談機能の強化をはかるとともに、地域の実情に応じた対応を確保するため、市町村に対して情報提供等の支援を積極的に進めます。

事業者に対しては、調査指導、立入検査等を実施し、商品の適正表示や安全で適正な消費者取引の確保に努めます。

施策展開するために取り組む基本事業

32301　安心な消費生活を営むことができる環境づくり　（生　活　部）
32302　相談・苦情対応の充実　（生　活　部）

基本事業 32301	安心な消費生活を営むことができる環境づくり（主担当：生活部消費生活室）		
目的	対　象	消費者が	
	意　図	正しい知識と自己責任に基づいた消費活動を行っている	
基本事業の目標項目	消費生活事業利用者数	目標値（2006年度）	22,000人
		現状値（2002年度）	19,887人

〔基本事業目標項目の説明〕
・消費生活に係る相談窓口および講座、研修会、資料の提供等をはじめとした啓発事業・情報提供事業の年間利用者数

主な取組内容

① 合理的で豊かな消費活動ができるよう、出前型や講座形式の研修会などを中心とした消費者の学習機会を充実します。（生活部）
② 消費者トラブルの未然防止と拡大防止をはかるため、ホームページ、情報誌、パンフレット、各種のマスメディアを活用しながら迅速な情報提供や一層充実した啓発活動に取り組みます。（生活部）
③ 食の安全・安心に関する消費者啓発・情報提供を行うとともに、消費者と生産者・流通加工業者等の情報交換ができる場づくりに取り組みます。（生活部）
④ 食の安全・安心確保のため、消費者・事業者・行政が主体的に取り組むしくみづくりなど、県民運動として発展する環境整備を進めます。（農水商工部）〈基本事業32401⑤の再掲〉

※ ②のうち情報提供や啓発活動の一層の充実は、重点プログラム（くらし３）「身近な犯罪抑止プログラム」で重点的に取り組みます。

基本事業 32302	相談・苦情対応の充実（主担当：生活部消費生活室）		
目的	対　象	消費者、事業者のトラブルが	
	意　図	解決され、適正な消費活動が行われている	
基本事業の目標項目	相談・苦情対応の充実度	目標値（2006年度）	98　%
		現状値（2002年度）	97.4%

〔基本事業目標項目の説明〕
・県民生活センターに寄せられる消費生活に関する相談等における、助言、あっせん、情報提供により、クーリング・オフ制度[注)1]の適用、交渉による合意解約など、県民が満足できる結果につながった件数の割合

主な取組内容

① 消費者の利益と権利を守り、適正な消費者取引を確保するため、商品や食品の適切な表示、安全性等について、事業者に対する指導を行います。（生活部）

② 多様化、複雑化する消費者取引と急増する消費者トラブルに対応するため、県民生活センターの相談機能を充実し、適切な助言、あっせん、情報提供を行います。（生活部）
③ 住民に身近で地域の実情に応じた消費者トラブル等への対応を確保するため、情報提供や人材育成を通じて、市町村による取組の支援を進めます。（生活部）
④ 取引または証明に使用される計量器に対して、「計量法」に基づく検定・検査を実施することによって、その正確さを確保し、計量における適正な商取引が行われるようにします。（農水商工部）
⑤ 「宅地建物取引業法」に基づき、適正な業務運営と取引の公正の確保を推進し、不動産取引に対する紛争相談に対して関連部門と連携して取り組むとともに、「建築士法」に基づく指導監督を充実します。（県土整備部）

※ ②のうち県民生活センターの相談機能の充実は、重点プログラム（くらし３）「身近な犯罪抑止プログラム」で重点的に取り組みます。

注)1 クーリング・オフ制度：訪問販売などの特定の取引について、いったん契約した場合でも、契約書面を受け取った日から一定期間、消費者に考え直す機会を与え、理由なしで契約を解除することを認める制度

施策　324　食の安全とくらしの衛生の確保

（主担当部局：健康福祉部）

目的	対　象	県民一人ひとりが		
	意　図	安全・安心な食生活や衛生的な生活を営んでいる		
施策目標項目		食品の検査件数に対する不適合食品の割合	目標値（2006年度）	5.5%
			現状値（2003年度）	7.6%

〔施策目標項目の説明〕
・「食品衛生法」に規定されている食品の製造販売のための規格基準および県の食品の指導基準不適合率

現状と課題

BSE（牛海綿状脳症）[注)1] の発生や食品偽装表示などにより、消費者の食の安全に対する不安や不信感が増大しています。このため、2003年（平成15年）１月に公表した「食の安全・安心確保基本方針」に基づき、生産から食卓にいたる情報提供の充実・強化、消費者の視点での一貫した検査・監視体制の強化および消費者・生産者・事業者・行政の協働体制の確立をはかるとともに、事業者の自主管理の促進と監視、指導の充実をはかっています。

医薬品等については、医薬品等の安全確保および薬事産業振興の面から、引き続き審査・監視体制の強化が必要です。

施策の取組方向

食品の安全確保について、事故発生の未然防止に向けた効率的な監視体制を構築するため、食品衛生管理の重点を監視から自主衛生管理の促進へとシフトし、製造・流通から消費にいたる食の安全・安心を総合的にカバーします。併せて、食品や医薬品などの安全性確保のための研究に取り組みます。

医薬品等製造業者に対する監視指導および県民に対する医薬品の正しい知識の普及啓発も引き続き行っていきます。

また、動物の適正飼育など、動物愛護思想の普及啓発を行っていくとともに、人と動物の共生できる社会をめざして、動物介在活動を行うNPO等との協働を進めていきます。

施策展開するために取り組む基本事業

32401	食の安全・安心の確保	（健康福祉部）
32402	生活衛生営業の衛生水準の確保	（健康福祉部）
32403	医薬品等の安全確保	（健康福祉部）
32404	薬物乱用防止対策の充実	（健康福祉部）
32405	人と動物との共生環境づくりの推進	（健康福祉部）
32406	食の安全とくらしの衛生を確保する研究の推進	（総合企画局）

注)1　BSE（牛海綿状脳症）：50ページをご覧ください。

基本事業 32401	食の安全・安心の確保（主担当：健康福祉部薬務食品室）		
目的	対　象	食品製造業者や流通業者が	
	意　図	安全・安心な食品を提供している	
基本事業の目標項目	自主衛生管理（HACCP手法）着手事業所数	目標値（2006年度）	90件
		現状値（2003年度）	0件

〔基本事業目標項目の説明〕
・食品衛生の自主衛生管理システム（三重県版HACCP[注)1]）を導入した食品製造・加工事業所数

主な取組内容

① 食品の製造、流通および販売にいたる各段階での監視、指導および検査を実施することにより、県民一人ひとりの食生活の安全確保に努めます。（健康福祉部）
② 食品製造・加工施設に対し、HACCPの考え方に基づいた自主衛生管理システムの導入を促進します。（健康福祉部）
③ 安全な食肉を供給するため、BSE[注)2]検査等のと畜検査の実施と生産から流通にいたる一貫した衛生的な取扱いの指導に努めます。（健康福祉部）
④ 消費者の食品衛生への理解を進めるため、食の安全・安心アドバイザーの養成や事業者への食品衛生講習など、消費者や事業者へのリスクコミュニケーション[注)3]を充実します。（健康福祉部）
⑤ 食の安全・安心確保のため、消費者・事業者・行政が主体的に取り組むしくみづくりなど、県民運動として発展する環境整備を進めます。（農水商工部）
⑥ 食の安全・安心に関する消費者啓発・情報提供を行うとともに、消費者と生産者・流通加工業者等の情報交換ができる場づくりに取り組みます。（生活部）
＜基本事業32301③の再掲＞

※ ①～⑤は、重点プログラム（くらし５）「食の安全・安心確保プログラム」で重点的に取り組みます。

注)1 HACCP：50ページをご覧ください。なお、三重県版HACCPは、国が定めたHACCP実施品目以外の品目についてこの考え方を適用したもの
注)2 BSE：50ページをご覧ください。
注)3 リスクコミュニケーション：送り手の都合の良い情報だけでなく、マイナス情報などを含め、事故等の発生する可能性について正確に伝えること。ここでは、食品の安全性に関する情報を公開し、消費者や事業者等の関係者が意見を表明する機会を確保することにより、消費者や事業者等と“双方向の”対話をはかること

基本事業 32402	生活衛生営業の衛生水準の確保（主担当：健康福祉部薬務食品室）		
目的 対象	生活衛生営業者が		
目的 意図	安全・安心な生活衛生サービスを提供している		
基本事業の目標項目	生活衛生営業特別相談員数	目標値（2006年度）	92人
		現状値（2003年度）	90人

〔基本事業目標項目の説明〕
・衛生水準の確保およびそれらを利用する県民の生活環境を保全するため、業種ごとの同業組合と９地域に設置される相談窓口の生活衛生営業特別相談員数

主な取組内容

① 生活衛生営業の衛生水準の向上と自主管理体制の整備をはかるため、生活衛生営業指導センターによる経営相談等を行います。（健康福祉部）
② 生活衛生営業特別相談員の研修会を開催します。（健康福祉部）
③ 生活衛生営業者に対する指導監視を実施します。（健康福祉部）

基本事業 32403	医薬品等の安全確保（主担当：健康福祉部薬務食品室）		
目的 対象	医薬品の製造業者や販売業者が		
目的 意図	安全・安心な医薬品を提供している		
基本事業の目標項目	医薬品等違反率	目標値（2006年度）	0%
		現状値（2002年度）	0%

〔基本事業目標項目の説明〕
・医薬品等の検査件数に対する不適合医薬品等の割合

主な取組内容

① 医薬品製造施設のGMP（製造管理および品質管理規則（バリデーション[注)1]を含む））等に基づく監視指導を充実するとともに、地域に相談・申請のための窓口を設け、適正・迅速な医薬品等の承認および許可事務に努めます。（健康福祉部）
② 県民一人ひとりが安心して医薬品等を使用できるように、薬局等の監視指導を充実するとともに、自主管理を指導します。（健康福祉部）
③ 医薬品等の適正使用を推進するため、県民一人ひとりに医薬品等の正しい知識を啓発するとともに、三重県薬事情報センター（くすりの相談テレフォン）で医薬品の副作用等の相談に応じます。（健康福祉部）
④ 医療関係者に医薬分業[注)2]への理解を求めるとともに、県民に医薬分業制度を正しく理解していただくための普及啓発を行います。（健康福祉部）
⑤ 医薬品および家庭用品の安全性を確保するため、県承認医薬品収去検査および家庭用品試

買検査を実施します。（健康福祉部）

⑥　県内で必要な血液を確保するため、「愛の血液助け合い運動」をはじめとするキャンペーンに取り組むとともに、献血思想の普及啓発等を実施することにより献血を推進します。（健康福祉部）

⑦　毒物劇物製造施設等の監視指導等を実施し、毒物劇物の安全な取扱いの普及および事故の発生防止に努めます。（健康福祉部）

注)1　バリデーション：製造設備、製造方法、試験方法の科学的検証のためのシステム
注)2　医薬分業：医師から院外処方せんをもらって地域の薬局で薬を調剤してもらい、医師と薬剤師がそれぞれの専門分野で業務を分担し、医療の質的な向上をはかろうとするもの

基本事業 32404	薬物乱用防止対策の充実（主担当：健康福祉部薬務食品室）		
目的 対象	県民一人ひとりが		
目的 意図	薬物などの乱用を行っていない		
基本事業の目標項目	薬物乱用防止啓発事業参加者数	目標値（2006年度）	1,300人
		現状値（2002年度）	898人

〔基本事業目標項目の説明〕
・薬物乱用防止の幅広い広がりを促すための啓発活動の参加者数

主な取組内容

①　薬物の乱用を防止するため、「ダメ。ゼッタイ。」普及運動および麻薬・覚せい剤禍撲滅運動期間に街頭啓発活動を実施するほか、民間団体や地域機関と連携して研修会等を開催します。（健康福祉部、警察本部）

②　不正けし等を発見・除去し、撲滅に取り組みます。（健康福祉部、警察本部）

③　麻薬および向精神薬営業者等の施設の立入検査を実施し、「麻薬及び向精神薬取締法」等に基づく適正な取扱いを指導します。（健康福祉部）

④　薬物相談に応じるとともに、家族教室を開催し、薬物依存者の社会復帰を支援します。また、薬物相談に応じる職員の研修会や関係機関との連携を強化し、薬物相談ネットワークの充実をはかります。（健康福祉部）

⑤　街頭補導活動等により、薬物乱用少年を早期に発見し、必要な措置を講じます。（生活部、警察本部）

基本事業 32405	人と動物との共生環境づくりの推進（主担当：健康福祉部薬務食品室）		
目的 対象	動物を飼育する人が		
目的 意図	適正に管理を行っている		
基本事業の目標項目	犬の引き取り・捕獲頭数	目標値（2006年度）	2,400頭
		現状値（2002年度）	3,025頭

〔基本事業目標項目の説明〕
・保健所で引き取った犬の頭数および野犬の捕獲頭数の合計

主な取組内容

① 狂犬病の発生防止と犬による危害発生防止のため、野犬等の捕獲を行います。（健康福祉部）
② 動物愛護を普及するため、動物愛護に関する研修会、小中学生の動物愛護の絵・ポスター展、広報による正しい飼い方の啓発等を行います。（健康福祉部）
③ 動物愛護関係団体（NPOなど）と協働で人と動物との共生について県民に理解を得るための活動を行います。（健康福祉部）

基本事業 32406	食の安全とくらしの衛生を確保する研究の推進（主担当：総合企画局科学技術振興センター）		
目的 対象	食の安全とくらしの衛生に関する研究課題が		
目的 意図	解決され、その情報が的確に提供されている		
基本事業の目標項目	食の安全とくらしの衛生を確保するための技術開発件数および実態調査件数	目標値（2006年度）	6件
		現状値（2002年度）	3件

〔基本事業目標項目の説明〕
・科学技術振興センターが、食の安全とくらしの衛生を確保するために技術開発または実態調査を行い、公表した件数

主な取組内容

① 多種類の残留農薬を一斉かつより迅速に検査する方法を開発し、県内に流通する食品の監視指導の強化に貢献します。（総合企画局）
② 農産物の品種表示に係る検査技術や、土壌からの重金属および病原菌毒素による農産物の汚染を防止する生産技術を開発し、農産物の安全確保を推進します。（総合企画局）
③ 安全・安心な農畜産物の生産のため、化学合成農薬の使用を減らすトマトやお茶など主要農作物の病害虫防除技術を開発するとともに、抗菌性物質を使用しない鶏肉、豚肉の生産技術の確立をはかります。（総合企画局）
④ 下痢性貝毒による食中毒の発生予防のため、下痢性貝毒の発生予察技術を開発します。（総合企画局）

⑤　食にまつわるさまざまな問題への理解を深めるために消費者向けの講演会を開催するとともに、特定のテーマについて参加者が意見を交換するフォーラムを開催します。（総合企画局）

⑥　食品中に含まれると健康被害を生じるおそれのある医薬品成分の分析法の開発や、くらしに関連の深い化学物質の発ガン性に関する研究を行います。（総合企画局）

※　①～⑤は、重点プログラム（くらし５）「食の安全・安心確保プログラム」で重点的に取り組みます。

施策　325　感染症対策の推進

（主担当部局：健康福祉部）

目的	対　象	県民一人ひとりが		
	意　図	感染症の被害から守られている		
施策目標項目		一、二、三類感染症の集団発生事例数	目標値（2006年度）	0件
			現状値（2002年度）	0件

〔施策目標項目の説明〕
・県内における一、二、三類感染症[注)1]の集団発生事例の数

現状と課題

これまで「三重県感染症予防計画」に基づき、防疫活動や相談、検査、医療費の公費負担、感染症指定医療機関の整備等を実施してきたところですが、感染症に対する抵抗力の弱い高齢者の増加、海外渡航者の増加による新たな輸入感染症などに対応するため、感染症対策の充実が求められています。また、他方で、感染症は「うつる」病気としての意識が強いため、患者の人権を尊重した対応が必要となっています。

施策の取組方向

感染症指定医療機関の整備を進めるとともに、医療従事者の知識・技術の向上をはかります。

また、感染症の発生予防、まん延防止のための啓発や調査研究等を行うとともに、発生時においては迅速、的確な情報の収集、提供を行います。

施策展開するために取り組む基本事業

32501　感染症危機管理体制の確保　（健康福祉部）
32502　感染症予防および治療体制の充実　（健康福祉部）
32503　感染症対策の研究の推進　（総合企画局）

注)1　感染症：64ページをご覧ください。

基本事業 32501	感染症危機管理体制の確保（主担当：健康福祉部健康危機管理室）		
目的 対象	県内の医療機関が		
目的 意図	充実した感染症治療を提供できる設備を整えている		
基本事業の目標項目	第二種感染症指定病床整備率	目標値（2006年度）	100 %
		現状値（2002年度）	91.0%

〔基本事業目標項目の説明〕
・赤痢やコレラ等の患者を収容治療する第二種感染症指定病床の整備率（整備目標22床）

主な取組内容

① 結核患者の治療に対して公費負担を行います。（健康福祉部）
② 感染症[注)1]の発生やまん延を防止するため、感染症指定医療機関の施設・設備の整備や運営に対して補助を行います。（健康福祉部）

注)1 感染症：64ページをご覧ください。

基本事業 32502	感染症予防および治療体制の充実（主担当：健康福祉部健康危機管理室）		
目的 対象	県民一人ひとりが		
目的 意図	感染症を予防しながら生活を営んでいる		
基本事業の目標項目	県内結核新患者数	目標値（2006年度）	415人
		現状値（2002年度）	473人

〔基本事業目標項目の説明〕
・当該年に県内で新たに結核と診断された患者数

主な取組内容

① 結核を予防するため、各地域の実情に応じた効果的な対策を総合的に実施します。（健康福祉部）
② 結核患者の早期発見・早期治療をはかるため、私立学校や社会福祉施設が行う結核定期健康診断に要する経費を補助します。（健康福祉部）
③ エイズのまん延を防止するため、相談・検査体制の充実をはかります。（健康福祉部）
④ 三重県予防接種センターの効果的な運営を行います。（健康福祉部）

基本事業 32503	感染症対策の研究の推進（主担当：総合企画局科学技術振興センター）		
目的 対象	感染症対策に関する研究課題が		
目的 意図	解決され、その情報が的確に提供されている		
基本事業の目標項目	感染症対策のための技術開発件数および実態調査件数	目標値（2006年度）	3件
		現状値（2002年度）	3件

〔基本事業目標項目の説明〕
・科学技術振興センターが、感染症対策のために技術開発または実態調査を行い、公表した件数

主な取組内容

① ヒトと動物に共通した感染症[注)1]の発生予防とまん延防止のため、動物由来病原性微生物の動態や病原因子等の特性を解明する研究を行います。（総合企画局）
② 基礎疾患を有する患者を対象として、インフルエンザワクチンの効果と安全性の統計学的な研究を行います。（総合企画局）
③ 食中毒の発生予防と拡大防止のため、主要な原因微生物である腸炎ビブリオなどの動態や病原因子等の特性を解明する研究を行います。（総合企画局）
④ 県内で発生する麻疹の制圧に向け予防接種を推進するため、麻疹ワクチン接種率の数値目標等に関する研究を行います。（総合企画局）

注)1 感染症：64ページをご覧ください。

施策　331　健康づくりの推進

（主担当部局：健康福祉部）

目的	対　象	県民が		
	意　図	健康づくりに取り組んでいる		
施策目標項目		健康と感じている人の割合	目標値（2006年度）	76　%
			現状値（2003年度）	71.4%

〔施策目標項目の説明〕
・日常において、健康な状態であると感じている人の割合（県民意識基礎調査）

現状と課題

我が国においては、人口の高齢化とともにがん、心臓病、脳卒中などの生活習慣病が増加しており、子どもから高齢者まで、それぞれの段階に応じた疾病予防、健康増進、歯科保健など、生涯を通じた健康づくりへの取組が求められています。このため、県民一人ひとりが健康づくりに取り組めるような社会環境の整備や取組の成果を次につなげるための評価システムの構築とあわせ、市町村等と協働して健康づくりを推進することが必要となっています。

施策の取組方向

「三重県健康づくり推進条例」や「ヘルシーピープルみえ・21」に基づき、健康づくり施策を一層推進するため、市町村、企業、学校、NPO、関係団体等との協働体制を強化し、栄養、運動、たばこなどの身近な課題、食環境の整備、歯と口の健康づくり、こころの健康づくりなどに継続して取り組みます。また、脳卒中などによる障害の回復・軽減を進めるために地域のリハビリテーション体制を整備します。

さらに、こうした取組の成果として、健康づくりに有益な情報を収集、提供できる体制を整え、市町村等の取組を支援します。

施策展開するために取り組む基本事業

33101	健康づくり活動の推進	（健康福祉部）
33102	食環境の整備	（健康福祉部）
33103	こころの健康づくりの推進	（健康福祉部）
33104	歯と口の健康づくりの支援	（健康福祉部）
33105	健診・相談等サービス体制の整備	（健康福祉部）
33106	紀南健康長寿モデル地区づくりの推進	（健康福祉部）

基本事業 33101	健康づくり活動の推進（主担当：健康福祉部健康づくり室）		
目的 対象	住民、事業者、市町村、学校等が		
目的 意図	協働して健康づくり活動を推進している		
基本事業の目標項目	健康の保持、増進に心がけている人の割合	目標値（2006年度）	90.0%
		現状値（2002年度）	83.6%

〔基本事業目標項目の説明〕
・協働による健康づくり活動により、個人の取組にまで浸透したと考えられる割合

主な取組内容

① 市町村、事業所、学校、NPO、医師会等の関係機関に対し、健康づくり活動の協働体制を確立するための働きかけを積極的に行います。（健康福祉部、教育委員会）
② 「ヘルシーピープルみえ・21」の中間評価を行う2005年度（平成17年度）に向けて、県民健康意識調査、事業所等への浸透度調査等を行います。（健康福祉部）
③ 健康指標に関する情報システムを確立し、関係機関に提供します。（健康福祉部）
④ 地域保健活動推進のため、専門職種の人材確保および育成を行います。（健康福祉部）
⑤ より効果的な健康づくり活動を進めるため、健康づくり活動の実践評価を行います。（健康福祉部）

基本事業 33102	食環境の整備（主担当：健康福祉部健康づくり室）		
目的 対象	県民が		
目的 意図	栄養バランスのとれた食生活を営んでいる		
基本事業の目標項目	「健康づくりの店」協力店舗数	目標値（2006年度）	335店
		現状値（2002年度）	151店

〔基本事業目標項目の説明〕
・食環境の整備に協働して取り組んでいる「健康づくりの店」（栄養成分表示等を行う飲食店）数

主な取組内容

① 県民一人ひとりの健康的な食生活習慣の形成をはかるため、関係者が協働して、若年期からの食育の推進および「みえの食生活指針」の普及啓発を行います。（健康福祉部、農水商工部）
② 健康的な食の選択を可能にするため、特定給食施設等に対する指導の充実をはかるとともに、関係団体等と協働して健康に配慮した食の提供など、食環境の整備を進めます。（健康福祉部、農水商工部）
③ 市町村栄養士の育成を行うとともに、食に関するボランティアの育成とネットワークづくりを行い、地域に根差した栄養改善活動などを進めます。（健康福祉部、農水商工部）

④　食生活習慣と生活習慣病等に関する調査を実施し、健康づくり活動に生かします。（健康福祉部）

※　①～③のうち地産地消に係る普及啓発、食環境の整備は、重点プログラム（元気６）「地産地消定着による地域産業活性化プログラム」で重点的に取り組みます。

基本事業 33103	こころの健康づくりの推進（主担当：健康福祉部健康づくり室）		
目的 対象	県民が		
目的 意図	こころの健康づくりに取り組んでいる		
基本事業の目標項目	リスナー（こころの健康づくりをサポートできる人）養成数	目標値（2006年度）	280人
		現状値（2002年度）	25人

〔基本事業目標項目の説明〕
・こころの健康づくり支援体制の中で最も重要であるリスナーの養成数

主な取組内容

①　県民がこころの健康づくりの重要性を認識し、自ら実践することができるようにするため、こころの健康に関する啓発を行います。（健康福祉部）
②　身近なところでこころの健康づくりを支援できるよう、職域、学校、地域機関等と協働して、支援体制を整備するとともに、支援者であるリスナーの養成を積極的に行います。（健康福祉部）
③　地域の精神保健福祉活動を進めるため、市町村に対して専門的な技術指導、支援を行います。（健康福祉部）
④　災害時等に発生するこころの健康障害に対応するため、こころの危機管理マニュアルを作成し、専門職員による危機管理体制の整備を行います。（健康福祉部）

基本事業 33104	歯と口の健康づくりの支援（主担当：健康福祉部健康づくり室）		
目的 対象	県民一人ひとりが		
目的 意図	歯と口の健康維持を行っている		
基本事業の目標項目	３歳児う蝕（むし歯）有病率	目標値（2006年度）	25.0%
		現状値（2002年度）	35.9%

〔基本事業目標項目の説明〕
・生涯を通じた歯科保健の重要な時期である乳幼児期（３歳児）におけるう蝕（むし歯）有病率（三重県３歳児歯科健康診査結果報告）

主な取組内容

① 一生自分の歯で食べることをめざし、県民の口腔衛生意識の高揚と歯科疾患予防の取組を進めるため、積極的な啓発活動を行います。（健康福祉部）
② 成人期における歯科保健指導体制の整備を行います。（健康福祉部）
③ 学校における歯科保健教育の実践について、歯科医師会、学校等との協働によりモデル事業を行い、あり方を検討します。（健康福祉部）
④ 障害児（者）のう蝕予防のための健診、啓発を行うとともに、治療体制の整備に向けた検討を行います。（健康福祉部）
⑤ 障害児（者）、要介護者に対する口腔保健、医療を充実するため、歯科専門職種に対する実習および疾患、障害等に関する研修を行い、資質の向上をはかります。（健康福祉部）

基本事業 33105	健診・相談等サービス体制の整備（主担当：健康福祉部健康づくり室）		
目的 対象	県民一人ひとりが		
目的 意図	適切な健診・相談を受けている		
基本事業の目標項目	基本健康診査受診率	目標値（2006年度）	50.0%
		現状値（2002年度）	44.0%

〔基本事業目標項目の説明〕
・市町村が実施する「老人保健法」に基づく基本健康診査を受診した人の割合

主な取組内容

① 壮年期からの健康づくりと生活習慣病予防、早期発見のため、市町村が実施する保健事業の運営に対する支援を行います。（健康福祉部）
② 健診精度の向上をはかるため、公衆衛生審議会健診精度管理部会による健診内容の検討、健診従事者への研修による資質の向上、健診データの集約および精度管理を行います。（健康福祉部）
③ 疾病、事故後の障害に対するリハビリテーションを継続的、効果的に受けられるよう、医療機関と地域関係機関との連携を強化するとともに、人材の育成をはかります。（健康福祉部）

※ ②のうち乳がんに対する予防、検診体制整備、患者支援事業は、重点プログラム（くらし8）「医療体制緊急整備プログラム」で重点的に取り組みます。
※ ③のうちモデル地域における実態把握調査は、重点プログラム（くらし6）「高齢者の安心確保緊急支援プログラム」で重点的に取り組みます。

基本事業 33106	紀南健康長寿モデル地区づくりの推進（主担当：健康福祉部地域福祉室）		
目的 対象	紀南地域の住民が		
目的 意図	健康でいきいきした生活を営んでいる		
基本事業の目標項目	紀南地域における住民の自主的な健康・生きがいづくりグループの組織数	目標値（2006年度）	60組織
		現状値（2002年度）	27組織

〔基本事業目標項目の説明〕
・子どもからお年寄りまで参加できる紀南地域の健康・生きがいづくりグループ「げんき夢クラブ」の組織数

主な取組内容

① 「健康長寿日本一」の地域づくりをめざし、「げんき夢システム」として、地域を支える人づくり・場所づくり、地域住民、市町村、県の協働による社会システムづくり、総合サービスを提供するための基盤整備を進めます。（健康福祉部）
② 地域住民と行政の協働システムとして、「げんき夢推進会議」を開催し、地域住民の意見を生かして活動を推進します。（健康福祉部）
③ 健康維持や疾病予防に役立つ活動を楽しみながら行い、子どもから高齢者までが交流できる場となる「げんき夢クラブ」の組織化と活動を支援します。（健康福祉部）
④ 地域を支える人づくりや園芸療法などの調査研究を行う「げんき夢健康大学」を開催します。（健康福祉部）
⑤ 地域リーダーを支援するため、健康づくりの助言やリーダーの個別相談を行う「げんき夢クリニック」を開催します。（健康福祉部）

施策　332　子育て環境の整備

（主担当部局：健康福祉部）

目的	対　象	県民一人ひとりが		
	意　図	子育てに対する不安を感じることなく、安心して子どもを生み育てている		
施策目標項目		子育て環境の充実度	目標値（2006年度）	59　%
			現状値（2003年度）	42.8%

〔施策目標項目の説明〕
・地域において安心して子どもを生み育てられるための保育サービスや母子保健サービスが充実していると感じている人の割合（県民意識基礎調査）

現状と課題

少子化の進行、核家族や共働き家庭の増加などにより、子どもや子育て家庭をとりまく環境は大きく変化しており、子育てを地域全体で支えるための環境整備が重要な課題となっています。中でも、深刻な社会問題となっている児童虐待については、そうした危険のあるケースを早期に発見し、適切な援助を行うことが求められており、児童相談機能の一層の充実や関係機関との連携が必要となっています。

施策の取組方向

多様な保育ニーズに対応し、子育て不安の解消や子育てと仕事の両立に向けた支援を行うため、地域のニーズにあった特別保育体制の整備を促進するとともに、子育て支援に関する人材育成や情報収集・発信等の充実をはかります。

また、児童の権利を守るため、児童相談所の機能や関係機関との連携を強化するとともに、従来の早期発見・早期対応を重点とした児童虐待防止策に加え、児童虐待の発生予防や被虐待児の自立に向けた取組を積極的に行います。

さらに、「健やか親子いきいきプランみえ」による母子保健対策を推進し、親と子の総合的な健康づくりに取り組むとともに、不妊に関する情報提供や相談支援を進めます。

施策展開するために取り組む基本事業

33201	保育サービス等の充実	（健康福祉部）
33202	地域における子育て支援	（健康福祉部）
33203	母子保健対策の推進	（健康福祉部）
33204	児童と一人親家庭の自立支援	（健康福祉部）
33205	児童虐待防止対策の推進	（健康福祉部）

基本事業 33201	保育サービス等の充実（主担当：健康福祉部こども家庭室）		
目的	対　象	子育て家庭が	
	意　図	必要な保育サービス等を受けている	
基本事業の目標項目	放課後児童クラブ数	目標値（2006年度）	166か所
		現状値（2003年度）	130か所

〔基本事業目標項目の説明〕
・昼間保護者のいない小学校低学年児童の適切な遊びや生活の場として設置する「放課後児童クラブ」の設置数（運営費補助の対象となるもの）

主な取組内容

① 放課後児童クラブの設置を促進するなど、地域のニーズにあった放課後児童対策を推進します。（健康福祉部）
② 子育てと仕事の両立を支援するため、延長保育、低年齢児保育、休日保育、一時保育、障害児保育などの多様な保育ニーズへの対応を促進します。（健康福祉部）
③ 保育所が地域における子育ての専門機関としての機能を発揮し、多様なニーズに対応できるよう、多機能保育所[注)1]の整備を促進します。（健康福祉部）
④ 待機児童の解消をはかり、地域の実情にあった保育体制の円滑な運営を進めるため、施設の整備や運営に対する支援を行います。（健康福祉部）

※ ①の子育て支援拠点施設整備、放課後児童対策、③の保育所整備は、重点プログラム（くらし９）「少子化対策のための子育て家庭応援プログラム」で重点的に取り組みます。

注)1 多機能保育所：乳児保育、延長保育、一時保育、休日保育、地域子育て相談を実施する保育所

基本事業 33202	地域における子育て支援（主担当：健康福祉部こども家庭室）		
目的	対　象	子育て家庭が	
	意　図	地域において相談等の必要な支援を受けている	
基本事業の目標項目	地域子育て支援センター設置市町村割合	目標値（2006年度）	100　%
		現状値（2003年度）	60.6%

〔基本事業目標項目の説明〕
・地域における子育て支援の拠点として指定された「地域子育て支援センター」の設置市町村の割合

主な取組内容

① 子育てを地域で支える環境づくりを進めるため、子育て家庭の育児支援を行う地域子育て支援センターの設置を促進します。（健康福祉部）

② 地域子育て支援センターの活動等市町村の子育て施策を総合的に支援するため、子育て情報交流センターを充実し、不安や悩みを抱えた子どもや保護者が気軽に相談できる電話相談との一体化をはかるなど、子育て支援関係機関との連携を促進します。（健康福祉部）
③ 親が自信を持って子育てしていくための学習プログラムを作成するとともに、地域子育て支援センター等での活用を促進します。（教育委員会）＜基本事業12102③の再掲＞
④ 障害のある乳幼児・児童・生徒および保護者への早期からの一貫した支援を行えるよう地域の関係機関、関係者によるネットワークづくりを推進します。（教育委員会）
＜基本事業12204③の再掲＞
⑤ 子育て中の勤労者等の育児の不安や育児負担感を軽減し、安心して仕事と子育てを両立できる環境づくりを推進するため、地域における子育て等の相互援助組織であるファミリー・サポート・センター[注)1]の設置と機能の強化を支援します。（生活部）
＜基本事業21202②の再掲＞

※ ①～⑤は、重点プログラム（くらし９）「少子化対策のための子育て家庭応援プログラム」で重点的に取り組みます。

注)1 ファミリー・サポート・センター：18ページをご覧ください。

基本事業 33203	母子保健対策の推進（主担当：健康福祉部こども家庭室）		
目的 対象	子育て家庭や子どもを持とうとする人が		
目的 意図	質の高い母子保健サービスを受けている		
基本事業の目標項目	３歳児健康診査における心理相談員の配置率	目標値（2006年度）	83.3%
		現状値（2002年度）	36.2%

〔基本事業目標項目の説明〕
・発達障害児の早期発見と児童虐待の早期発見、予防のため、市町村が３歳児健康診査を実施する際に、心理相談員を配置している割合

主な取組内容

① 「健やか親子いきいきプランみえ」の県民運動を展開し、親と子の総合的な健康づくりに取り組みます。（健康福祉部）
② 市町村が実施する健康診査等において心理相談を充実し、育児不安の軽減をはかります。（健康福祉部）
③ 妊娠から出産、乳幼児にいたるまで継続的な支援ができるよう、周産期医療ネットワークの構築による周産期医療体制の整備を進めます。（健康福祉部）
④ 新生児を対象とした種々のマス・スクリーニング検査、乳幼児、未熟児、思春期を対象とした専門的なサービスの提供、養育医療等を必要とする児童に対し、経費の負担等を行います。（健康福祉部）
⑤ 不妊に関する悩み等に対応するため、不妊専門相談センターにおいて不妊に関する相談や情報提供を行うとともに、特定不妊治療費の一部を助成します。（健康福祉部）

基本事業 33204	児童と一人親家庭の自立支援（主担当：健康福祉部こども家庭室）		
目的 対象	児童やひとり親家庭が		
目的 意図	自立できるよう必要な支援を受けている		
基本事業の目標項目	児童養護施設入所児童の自立支援計画に基づく自立割合	目標値（2006年度）	100%
		現状値（2003年度）	—

〔基本事業目標項目の説明〕
・児童養護施設入所児童の家庭復帰、就職などによる自立について児童相談所と施設が協議して設定した自立目標児童数のうち、自立を達成した割合

主な取組内容

① 児童養護施設入所児童に対し、児童相談所と施設が協議しながら自立支援の視点に立った指導の充実をはかります。（健康福祉部）
② 児童施設、母子支援施設等に心理療法職員を配置し、入所児童等の心のケアを行います。（健康福祉部）
③ 母子家庭および寡婦が安定した生活を営むことができるように、必要な資金の貸付や相談等による支援を行うとともに、就労支援対策を実施し、自立の促進をはかります。また、ひとり親家庭に対して介護人の派遣等を行います。（健康福祉部）

基本事業 33205	児童虐待防止対策の推進（主担当：健康福祉部こども家庭室）		
目的 対象	児童が		
目的 意図	虐待を受けていない		
基本事業の目標項目	市町村における児童虐待防止ネットワーク設置率	目標値（2006年度）	100 %
		現状値（2003年度）	34.8%

〔基本事業目標項目の説明〕
・市町村域で設置される児童虐待防止ネットワーク設置市町村の割合

主な取組内容

① 児童虐待を防止するため、保護者や子育て家庭への身近な支援の実施や児童虐待防止ネットワークの設立などの市町村の取組を支援します。（健康福祉部）
② 相談通告が寄せられた児童虐待に対し、一時保護等も活用しながら適切な対応を行うとともに、専門家の活用も含め、児童相談所の専門性の確保・向上に努め、相談体制の強化をはかります。（健康福祉部）
③ 虐待により保護された児童の家庭復帰や自立を支援するため、医師等専門技術者による援助体制の整備や児童虐待防止拠点の整備、機能強化を行うとともに、専門里親[注)1]への養育委託などの取組を行います。（健康福祉部）

※　①のうち市町村における児童虐待発生予防対策構築への支援、③のうち施設入所した被虐待児の自立支援、その保護者を含めた家族支援、専門里親の養成、地域における児童虐待防止拠点の整備・機能強化は、重点プログラム（くらし10）「児童虐待緊急対応プログラム」で重点的に取り組みます。

注)1　専門里親：児童虐待等の行為により、心身に有害な影響を受けた児童を養育する里親として児童福祉論等専門的研修を修了し、認定された者

施策　333　地域とともに進める福祉社会づくり

（主担当部局：健康福祉部）

目的	対　象	県民が		
	意　図	地域で助け合い、高齢者や障害者等の生活を支えている		
施策目標項目		身近な相談、援助体制が充実していると感じる人の割合	目標値（2006年度）	53　%
			現状値（2003年度）	33.1%

〔施策目標項目の説明〕
・必要な相談、援助を身近なところで安心して受けられると感じる人の割合（県民意識基礎調査）

現状と課題

「社会福祉法」に規定する「都道府県地域福祉支援計画」として、県の地域福祉[注)1]推進に関する基本的な指針を明確にした「県地域福祉推進計画」に基づき、市町村や関係団体、住民等との役割分担を明確にしながら、より一層の推進および連携をはかる必要があります。

また、ユニバーサルデザイン[注)2]の理念に基づき、誰もが安心して快適に暮らすことができる環境づくりへの取組がこれまで以上に求められています。

施策の取組方向

地域福祉の推進に向け、県としてのビジョンを明確にし、総合的、計画的に取り組んでいくとともに、住民に身近な市町村の地域性・独自性を発揮できる「地域福祉計画」の策定を支援します。

また、地域福祉を推進していく上での基盤となる、県民の福祉活動への参加、社会福祉協議会[注)3]機能強化、ボランティア活動等を引き続き支援します。

さらに、県民へのユニバーサルデザインの理念の普及と活動の地域展開をはかるため、市町村との連携強化、養成したユニバーサルデザインアドバイザーによるNPO団体等の自立支援、学校における取組等を進めます。

施策展開するために取り組む基本事業

33301　地域福祉活動の推進　（健康福祉部）
33302　地域福祉を支える民間団体等との協働　（健康福祉部）
33303　ユニバーサルデザインのまちづくりに向けた総合啓発　（健康福祉部）

注)1　地域福祉：地域社会で地域住民の持つ問題を解決することやその発生を予防するための社会福祉施策とそれに基づく実践のこと
注)2　ユニバーサルデザイン：障害の有無や年齢などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるように建物や製品などをデザインすること
注)3　社会福祉協議会：「社会福祉法」に基づく社会福祉法人の一つ。地域福祉の推進をはかることを目的とする団体で、全国、都道府県、市町村の各段階で組織されています。

基本事業 33301	地域福祉活動の推進（主担当：健康福祉部地域福祉室）		
目的 対象	地域住民が		
目的 意図	主体的に地域福祉活動に参加している		
基本事業の目標項目	地域福祉計画策定に取り組む市町村の割合	目標値（2006年度）	66.7%
		現状値（2003年度）	13.6%

〔基本事業目標項目の説明〕
・市町村地域福祉計画の策定に向けて具体的に取り組む市町村の割合

主な取組内容

① 地域福祉の総合的、計画的な推進をはかるため、2003年度（平成15年度）に策定した「県地域福祉推進計画」に基づき、市町村の「地域福祉計画」策定を支援します。（健康福祉部）
② 福祉に関する県民の理解を深めるため、福祉制度に関する冊子の作成、配布等を行います。（健康福祉部）

基本事業 33302	地域福祉を支える民間団体等との協働（主担当：健康福祉部地域福祉室）		
目的 対象	社会福祉協議会、ボランティア、民生委員、各種団体等が		
目的 意図	協働して地域福祉を推進している		
基本事業の目標項目	ボランティア登録人数	目標値（2006年度）	60,000人
		現状値（2002年度）	52,548人

〔基本事業目標項目の説明〕
・県および市町村のボランティアセンターにおいてボランティア登録をしている人の数

主な取組内容

① 地域福祉の総合的な推進をはかるため、住民が互いに支えあう社会づくりをめざした県および市町村の社会福祉協議会[注)1]の事業を支援します。（健康福祉部）
② 誰もが、いつでも、どこでも、ボランティア活動に参加できる体制を整備するため、県および市町村の社会福祉協議会のボランティアセンターの機能の強化を進めます。（健康福祉部）
③ 住民の身近なところでの相談・支援体制を整備するため、民生委員[注)2]の適正な配置と活動を確保するとともに、民生委員の資質向上のための研修や民生委員協議会活動の促進をはかります。（健康福祉部）

注)1 社会福祉協議会：128ページをご覧ください。
注)2 民生委員：「民生委員法」に基づき、各市町村に置かれている民間奉仕者で、都道府県知事の推薦により厚生労働大臣が委嘱する。保護を要する人を適切に保護指導したり、福祉事務所その他の関係行政機関

の業務に協力するなどを職務としており、「児童福祉法」による児童委員を兼務

基本事業 33303	ユニバーサルデザインのまちづくりに向けた総合啓発（主担当：健康福祉部地域福祉室）		
目的 対象	県民が		
目的 意図	ユニバーサルデザインのまちづくり活動を地域で自主的に展開している		
基本事業の目標項目	ユニバーサルデザイン活動団体所属会員数	目標値（2006年度）	680人
		現状値（2002年度）	269人

〔基本事業目標項目の説明〕
・ユニバーサルデザイン注)1 アドバイザーが中心となって設立した団体のうち、ユニバーサルデザインのまちづくり活動を地域で展開している団体の所属会員数

主な取組内容

① ユニバーサルデザインのまちづくりについての理解を広めるため、啓発キャンペーンの実施、リーフレットの作成、ホームページによる情報提供、地域推進セミナーの開催などさまざまな広報媒体を使い、県民に広く普及啓発していきます。（健康福祉部）
② ユニバーサルデザインのまちづくりを進めるため、市町村での普及啓発に関する取組に対する支援を行うとともに、小中学生や教員等を対象とした講座を開催し、学校での普及啓発活動を行います。（健康福祉部）
③ ユニバーサルデザインのまちづくりの地域への展開を進めるため、ユニバーサルデザインアドバイザーが中心となって設立した市民団体が事業や協働のノウハウ注)2 を蓄積し、継続して活動できるよう支援を行います。（健康福祉部）

※ ③は、重点プログラム（絆５）「県民との協働でつくる一人ひとりが尊重され、誰もが参画できる社会づくりプログラム」で重点的に取り組みます。

注)1 ユニバーサルデザイン：128ページをご覧ください。
注)2 ノウハウ：31ページをご覧ください。

施策　334　利用者本位の福祉サービスの確保

（主担当部局：健康福祉部）

目的	対　象	福祉サービスを必要とする人が		
	意　図	必要とするサービスを受けている		
施策目標項目		福祉サービスに対する県民満足度	目標値（2006年度）	76　%
			現状値（2003年度）	69.4%

〔施策目標項目の説明〕
・過去１年間に福祉サービスを受けたことがある人についてのサービスに対する満足度（県民意識基礎調査）

現状と課題

少子高齢化の進展や介護保険、障害者支援費制度の導入などにより福祉サービスに対する需要が高まる中、事業者における適切なサービスの提供が重要な課題になっています。このため、社会福祉施設等の適正な運営の確保、サービス水準の向上、専門職種を中心にした人材の確保と資質の向上に向けた取組を行うことが必要です。

また、福祉サービスを利用者自身が選択する制度に移行したことから、痴呆性高齢者や知的障害者など自己決定能力の低下した人への支援や苦情解決制度の充実が不可欠となっています。

施策の取組方向

社会福祉法人および社会福祉施設等に対して効果的な指導監査を実施するとともに、福祉サービスに対する評価制度の導入を進めます。

また、福祉サービス利用者の権利を擁護し、必要とするサービスを確実に利用できるようにするため、利用者への支援や迅速な苦情解決の体制整備を進めます。

さらに、福祉分野の人材確保と従事者の資質の向上、処遇の改善をはかるため、各種研修の実施などを行います。

施策展開するために取り組む基本事業

33401　福祉施設サービスの適正な確保　（健康福祉部）
33402　福祉サービス利用援助の充実　（健康福祉部）
33403　福祉分野の人材確保・養成　（健康福祉部）

基本事業 33401	福祉施設サービスの適正な確保（主担当：健康福祉部監査室）		
目的	対　象	社会福祉法人が	
	意　図	優良なサービスを提供している	
基本事業の目標項目	優良な社会福祉法人の割合	目標値（2006年度）	75.0%
		現状値（2002年度）	70.4%

〔基本事業目標項目の説明〕
・社会福祉法人に対して原則として年１回実施する指導監査において問題があるとされた法人を除いた法人の割合

主な取組内容

① 問題のある社会福祉法人等に対して、重点的に監査・指導を行います。（健康福祉部）
② 社会福祉法人が自己点検し、評価できるよう監査資料の見直しを行います。（健康福祉部）
③ 指導監査管理台帳を整備し、効率的な監査の実施を行います。（健康福祉部）
④ 監査職員の資質向上をはかるため、専門家による研修を実施します。（健康福祉部）
⑤ 福祉サービスおよび介護サービスの向上をはかるため、「第三者評価」のしくみづくり、評価機関の育成などを行います。（健康福祉部）

※ ⑤は、重点プログラム（くらし６）「高齢者の安心確保緊急支援プログラム」で重点的に取り組みます。

基本事業 33402	福祉サービス利用援助の充実（主担当：健康福祉部地域福祉室）		
目的	対　象	福祉サービス利用者が	
	意　図	適正なサービスを利用している	
基本事業の目標項目	福祉サービスの苦情解決率	目標値（2006年度）	100%
		現状値（2002年度）	100%

〔基本事業目標項目の説明〕
・三重県社会福祉協議会[注)1]に寄せられた福祉サービス苦情相談のうち、運営適正化委員会において解決された件数の割合

主な取組内容

① 判断能力の十分でない高齢者や障害者への福祉サービスの権利を擁護し、地域で自立した生活ができるように地域福祉支援体制づくりを推進します。（健康福祉部）
② 福祉サービスの適正な利用をはかるため、利用者の福祉サービスに関する苦情を適切に解決する体制の整備を進めます。（健康福祉部）

注)1 社会福祉協議会：128ページをご覧ください。

基本事業 33403	福祉分野の人材確保・養成（主担当：健康福祉部地域福祉室）		
目的 対象	福祉サービスを提供するものが		
目的 意図	必要な人材を確保し、その能力を活用している		
基本事業の目標項目	社会福祉法人職員研修参加率	目標値（2006年度）	90.0%
		現状値（2002年度）	48.0%

〔基本事業目標項目の説明〕
・三重県社会福祉協議会[注)1]が開催する職員研修への社会福祉法人の参加率

主な取組内容

① 地域での福祉サービスの充実のため、人材の登録、あっせんを通じて福祉サービス人材を確保します。（健康福祉部）
② 専門的知識を要求される社会福祉施設職員の資質向上をはかるため、研修を充実します。（健康福祉部）
③ 社会福祉施設に対する相談・指導・情報提供および経営者等の研修等を充実します。（健康福祉部）

注)1 社会福祉協議会：128ページをご覧ください。

施策　341　医療提供体制の整備

（主担当部局：健康福祉部）

目的	対　象	県民一人ひとりが		
	意　図	必要とする適切な医療を受けている		
施策目標項目		医療に対する県民満足度	目標値（2006年度）	85　%
			現状値（2003年度）	81.5%

〔施策目標項目の説明〕
・最近１年間に医師から受けた診察・診療の内容に対する満足度（県民意識基礎調査）

現状と課題

良質で効率的な医療提供体制の整備が強く求められており、特に救急医療、へき地医療体制の整備とそのための人材の確保、資質向上が急務となっています。また、保険料の収納率が年々低下している国民健康保険については、適正な運営を確保するため、保険者等に対する助言、指導を行っていく必要があります。

県立病院においては、2002年度（平成14年度）に収支均衡を達成したところであり、今後、さらなる経営改善に取り組む必要があります。また、先進的医療の取組や災害・感染症[注)1]対策等県立病院としての役割を果たすことが求められています。

施策の取組方向

救急医療体制の充実のため、システムの確立と施設・設備の整備を行うとともに、県民が救急医療情報を的確に入手できる情報提供システムを充実します。

へき地における深刻な医師不足の解消に向け、へき地医療支援機構[注)2]の継続的な運営と拡充を行うとともに、人材の確保に向けた取組を引き続き行います。

国民健康保険制度の適正な運用に向け、保険者等に対して収納率の向上、レセプト点検の充実等に係る必要な助言を行い、保険者等の指導を行います。

県立病院のさらなる経営改善に取り組むとともに、高度医療や救急医療、専門医療等の提供を通じて県民、医療機関から選ばれる県立病院をめざします。

施策展開するために取り組む基本事業

34101	患者本位の医療の推進	（健康福祉部）
34102	県立病院の医療サービス提供	（病院事業庁）
34103	救急・へき地医療体制の整備	（健康福祉部）
34104	医療分野の人材確保・養成	（健康福祉部）
34105	適正な医療保険制度の確保	（健康福祉部）

注)1　感染症：64ページをご覧ください。
注)2　へき地医療支援機構：へき地診療所等への代診支援（診療所医師が不在の場合に代わりの医師を派遣）の調整など、へき地における医療対策の支援を行うしくみ

基本事業 34101	患者本位の医療の推進（主担当：健康福祉部医療政策室）		
目的 対象	医療関係者や医療従事者が		
目的 意図	患者の立場に立った医療提供を行っている		
基本事業の目標項目	医療機関数（人口10万人あたり）	目標値（2006年度）	132機関
		現状値（2003年度）	128機関

〔基本事業目標項目の説明〕
・人口10万人あたりの医療機関数

主な取組内容

① かかりつけ医の推進をはかります。（健康福祉部）
② 医療環境の整備をはかるため、医療監視を行うとともに、医療機関が行う施設整備に補助を行います。（健康福祉部）
③ 県民に正しい医療に関する知識を啓発するため、公衆衛生および歯科衛生の普及をはかるとともに、病院従事者の資質向上をはかります。（健康福祉部）
④ 障害者（児）歯科医療等の医療提供体制を整備します。（健康福祉部）
⑤ 医療安全を推進するため、研修会の開催等を行うとともに、医療に関する苦情や相談等に対応するための体制を整備します。（健康福祉部）
⑥ 県民一人ひとりが自ら医療機関を選択できるよう、県民に対する情報提供を進めます。（健康福祉部）

※ ⑥のうち医療情報提供システムの整備は、重点プログラム（くらし８）「医療体制緊急整備プログラム」で重点的に取り組みます。

基本事業 34102	県立病院の医療サービス提供（主担当：病院事業庁県立病院経営室）		
目的 対象	医療を必要とする人が		
目的 意図	県立病院の役割に沿った良質で満足度の高い医療の提供を受けている		
基本事業の目標項目	患者の満足度（推薦比率）	目標値（2006年度）	80.0%
		現状値（2002年度）	76.0%

〔基本事業目標項目の説明〕
・アンケート「自分の親しい友人や家族が病気になったとき、この病院を推薦しますか」に「推薦する」または「どちらかといえば推薦する」と答える患者の比率
・現状値は県立４病院の中で推薦比率が最も低かった病院の比率

主な取組内容

県民から信頼され、支持される病院づくりをめざして策定した「病院事業中期経営計画」

2004年度（平成16年度）～2006年度（平成18年度）を着実に実施し、医療の質をさらに向上させ、県立病院としての役割を果たしていきます。（病院事業庁）

【各県立病院の主な取組内容】

① 総合医療センター

高度医療体制の整備、高次救命救急センター機能や地域医療支援機能の充実、基幹災害医療センター機能発揮など、医療行政施策の推進拠点として県の医療政策をリードしていきます。

② こころの医療センター

精神科救急医療の拠点病院として整備充実するとともに、患者や地域関係機関等からのニーズに対応するため精神科救急医療を充実し、患者とともにバリアフリー[注)1]社会をめざすべく県全体のこころの医療をリードしていきます。

③ 一志病院

高齢化社会における医療提供モデルを構築するため、地域の診療所、病院、施設、市町村等との連携を進めるとともに、終末期医療の充実、緩和医療への取組を進めます。

④ 志摩病院

地域における中核病院として急性期機能を充実するとともに、災害医療、へき地医療、救急医療に係る広域的な支援機能の整備を進めます。また、県の地域医療提供体制再編モデルの中核病院として、地域の医療機関との機能分担、連携強化を進めます。

注）1　バリアフリー：79ページをご覧ください。

基本事業 34103	救急・へき地医療体制の整備（主担当：健康福祉部医療政策室）		
目的 対象	救急・へき地医療を必要としている人が		
目的 意図	適切な医療提供を受けている		
基本事業の目標項目	病院群輪番制実施地区における二次救急患者受入体制整備率	目標値（2006年度）	100 %
		現状値（2002年度）	85.0%

〔基本事業目標項目の説明〕

・病院群輪番制実施地区（県内全域を11地区に区分）で、休日、夜間における二次救急患者（入院治療を必要とする重症救急患者）の受入体制が整っている日数割合

主な取組内容

① 地域住民の救急医療を確保するため、初期救急、二次救急および三次救急医療体制[注)1]の整備を行うとともに、小児救急医療体制を充実します。（健康福祉部）

② 救急時において県民が必要とする情報を提供するため、救急医療情報の提供体制を充実します。（健康福祉部）

③ へき地の医療を確保するため、引き続きへき地医療支援機構[注)2]による代診医の派遣、研修会の実施等、へき地に勤務する医師の支援を行います。（健康福祉部）

④ 消防本部が国家資格を持った救急救命士[注)3]を養成することを支援するとともに、消防学校における救急教育体制を充実、強化します。（防災危機管理局）

⑤ 消防本部が高規格救急車を導入できるよう支援するとともに、消防本部と医療機関との連携を密にする体制を拡充します。（防災危機管理局）

※　①のうち救急医療の機能分担の促進、こどもの救急医療の整備・充実は、重点プログラム（くらし８）「医療体制緊急整備プログラム」で重点的に取り組みます。

注)1　初期救急、二次救急および三次救急医療体制：在宅当番医制度などによる初期救急医療体制、病院群輪番制病院などによる入院治療を必要とする重症救急患者を対象とする二次救急医療体制、救命救急センターなどによる生命の危機に直面している重篤救急患者を対象とする三次救急医療体制
注)2　へき地医療支援機構：134ページをご覧ください。
注)3　救急救命士：傷病者の搬送途上において、医師の指示のもとに、直接生命に関わる不整脈の除去、輸血、気道確保などの高度な救急救命処置を行うことができる国家資格者

基本事業 34104　医療分野の人材確保・養成

（主担当：健康福祉部医療政策室）

目的	対　象	医療サービスを提供するものが		
	意　図	必要な人材を確保し、その能力を活用している		
基本事業の目標項目	看護職員充足率		目標値（2006年度）	89.0%
			現状値（2002年度）	80.4%

〔基本事業目標項目の説明〕
・「看護職員需給見通し」（2010年（平成22年）の目標従事者数20,000人）を充足する割合

主な取組内容

①　県内で不足するへき地勤務医、小児科医、産婦人科医の確保を進めます。（健康福祉部）
②　医療サービスの充実のため、看護職員の確保を行うとともに、質の高い看護職員の養成を進めます。（健康福祉部）
③　医療機関等の看護職員の不足解消をはかるため、再就業の促進や離職防止に有効な院内保育に対する支援を行います。（健康福祉部）
④　県内の看護師等養成所に在学し、卒業後、県内の医療機関等に就業しようとする学生に修学資金を貸与します。（健康福祉部）

※　①は、重点プログラム（くらし８）「医療体制緊急整備プログラム」で重点的に取り組みます。

基本事業 34105　適正な医療保険制度の確保

（主担当：健康福祉部生活保障室）

目的	対　象	国民健康保険の被保険者（加入者）および老人医療受給対象者が		
	意　図	必要な保険給付を受けている		
基本事業の目標項目	財政安定保険者率		目標値（2006年度）	71.0%
			現状値（2002年度）	63.8%

〔基本事業目標項目の説明〕
・市町村国民健康保険のうち、一般会計から赤字補填のない保険者（市町村）の割合

主な取組内容

① 国民健康保険事業の運営が健全に行われるように、保険者（市町村および組合）等に対して、必要な指導、助言を行います。（健康福祉部）
② 老人保健（医療等）事業が健全かつ円滑に実施されるように、市町村等に対して、必要な指導、助言を行います。（健康福祉部）
③ 保険診療が適正に行われるように、保険医療機関に対して、必要な指導等を行います。（健康福祉部）
④ 保険者等の負担を軽減し国民健康保険の財政基盤を強化するため、高額医療費や低所得者に対する保険料の軽減分等の一部を負担します。（健康福祉部）
⑤ 老人保健（医療等）事業の拠出金負担の軽減をはかるため、老人保健医療費県負担金を交付します。（健康福祉部）

施策　342　多様化する疾病への対応

（主担当部局：健康福祉部）

目的	対　象	県民一人ひとりが		
	意　図	多様化する疾病を予防し、必要な治療を受けている		
施策目標項目		県内におけるがん死亡率（人口10万人あたり）	目標値（2006年度）	121.0
			現状値（2002年度）	133.0

〔施策目標項目の説明〕
・三重県における人口10万人あたりのがん死亡者数（年齢調整死亡率）

現状と課題

日本人の死因の第１位となっているがんについては、高齢化の進展に伴い、罹患率、死亡率ともに上昇することが予測されることから、総合的ながん対策の推進が必要となっています。また、原因不明で治療法が確立しておらず、生活面で支障がある難病[注)1]については、患者や家族が安心して生活できるよう引き続き支援が必要となっています。

さらに、少子高齢化により骨髄バンク登録可能人口の減少が進んでおり、登録者の増加に向けて一層の啓発が必要となっています。

施策の取組方向

質の高いがん医療を提供するために、「地域がん診療拠点病院」と地域の医療機関との連携により、がん治療に関する医療体制の整備等を行います。

難病患者等が安心して生活できるよう、必要なときに入院できる体制の確保や、日常生活の支援を行います。また、ハンセン病回復者に対しては、差別や偏見の解消をはかるための啓発事業や社会復帰の相談等の支援を引き続き行います。

さらに、骨髄バンクの普及啓発やドナー登録の促進および臓器移植に対する理解と協力を求めるため、積極的な啓発事業を行います。

施策展開するために取り組む基本事業

34201　がん対策の推進　（健康福祉部）
34202　難病患者等の支援　（健康福祉部）
34203　臓器移植・骨髄バンク等の推進　（健康福祉部）

注)1　難病：原因不明、治療方法が未確立で、後遺症のおそれが少なくない疾病。経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず、介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また、精神的にも負担の大きい疾病

基本事業 34201	がん対策の推進 （主担当：健康福祉部医療政策室）		
目的 対象	県民一人ひとりが		
目的 意図	がんの早期発見を含めた総合的な治療を受けられるようになっている		
基本事業の目標項目	地域がん診療拠点病院指定数	目標値（2006年度）	6機関
		現状値（2003年度）	3機関

〔基本事業目標項目の説明〕
・国の定める条件に該当する「地域がん診療拠点病院」の指定数

主な取組内容

① 三重県における「がん」対策に関する戦略プランを策定します。（健康福祉部）
② がん診療および緩和ケア[注)1]に携わる医師等の人材育成を推進します。（健康福祉部）
③ 臓器別がん対策のモデルとして、乳がんについて、予防・治療・術後ケアまでの一貫した体制を構築します。（健康福祉部）

※ ①～③は、重点プログラム（くらし８）「医療体制緊急整備プログラム」で重点的に取り組みます。

注)1 緩和ケア：がんなどの末期患者などに対して、痛みや精神的不安をやわらげ、人としての尊厳を保ちながら療養することに重点をおいた医療、介護のこと

基本事業 34202	難病患者等の支援 （主担当：健康福祉部健康づくり室）		
目的 対象	難病患者等が		
目的 意図	必要な生活支援、療養支援を受けている		
基本事業の目標項目	難病患者受入拠点・協力病院数	目標値（2006年度）	20機関
		現状値（2002年度）	14機関

〔基本事業目標項目の説明〕
・重症難病患者を受け入れる拠点病院および協力病院の数

主な取組内容

① 難病[注)1]患者、原爆被爆者への医療費助成や福祉サービスの支援を行います。（健康福祉部）
② 難病患者およびその家族のQOL（生活の質）の向上をはかります。（健康福祉部）
③ ハンセン病回復者に対する支援を行います。（健康福祉部）

注)1 難病：139ページをご覧ください。

基本事業 34203	臓器移植・骨髄バンク等の推進（主担当：健康福祉部医療政策室）		
目的 対象	県民一人ひとりが		
目的 意図	ドナー登録・臓器移植について理解、協力している		
基本事業の目標項目	県内ドナー登録者数	目標値（2006年度）	3,400人
		現状値（2003年度）	2,640人

〔基本事業目標項目の説明〕
・県内における骨髄移植ドナー登録者数

主な取組内容

① 骨髄バンクの普及啓発およびドナー登録の推進をはかります。（健康福祉部）
② 県民の臓器移植に対する理解と協力を求めるため、啓発事業を行うとともに、三重県角膜・腎臓バンク協会の活動を支援します。（健康福祉部）

施策　343　生活保障の確保

（主担当部局：健康福祉部）

目的	対　象	生活保障を必要とする人が		
	意　図	扶助や支援を受け、自立に向けて安心して暮らしている		
施策目標項目		保護廃止世帯における自立率	目標値（2006年度）	66.0%
			現状値（2002年度）	64.2%

〔施策目標項目の説明〕
・保護廃止世帯となった世帯のうち、自立と認められる理由（死亡、失踪、施設入所以外）により保護廃止となった世帯の割合（ただし、収入認定額が増加しても廃止にいたらない場合は反映されません。）

現状と課題

景気低迷の長期化により、増加する要保護者への適切な対応が求められており、必要なときに必要な援助が受けられるよう生活保護の適正な運営をはかることが必要です。

また、障害者、一人親家庭、乳幼児等が所得にかかわらず、安心して必要な医療を受けられるような福祉医療費助成制度が望まれますが、国における医療制度改革により国民健康保険制度や老人医療制度の変革が予想されるところです。

さらに、戦傷病者の援護については、対象者の高齢化に配慮し、よりきめ細やかな支援を行うことが必要となっています。

施策の取組方向

被保護者の早期自立をめざし、生活保護の適正な運用と実情に応じた処遇、助言等を行います。また、福祉医療費助成制度については、国の動きを注視し、状況の変化に対応した制度となるよう見直しながら引き続き実施していきます。

戦傷病者への援護については、対象者が高齢化していることに配慮し、親切で丁寧な支援を行います。

施策展開するために取り組む基本事業

34301　公的扶助の適正な運用　（健康福祉部）
34302　戦傷病者等の支援　（健康福祉部）
34303　適正な福祉医療費の確保　（健康福祉部）

基本事業 34301	公的扶助の適正な運用（主担当：健康福祉部生活保障室）		
目的 対象	保護を必要とする世帯が		
目的 意図	適切な生活保護を受給している		
基本事業の目標項目	自立助長推進対象世帯の目標達成率	目標値（2006年度）	42.0%
		現状値（2002年度）	40.1%

〔基本事業目標項目の説明〕
・自立助長推進対象世帯のうち、自然廃止や死亡等を除いて、自立を達成した世帯の割合

主な取組内容

① 生活困窮者に対し、「生活保護法」に基づく最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長するため、実情に応じた支援等を行います。（健康福祉部）
② 生活保護が適正に実施されるように、福祉事務所（県および市）に対して、監査および必要な指導、助言を行います。（健康福祉部）

基本事業 34302	戦傷病者等の支援（主担当：健康福祉部生活保障室）		
目的 対象	戦傷病者、戦没者遺族が		
目的 意図	安定した生活を営めるよう必要な支援を受けている		
基本事業の目標項目	支援事業への参加率	目標値（2006年度）	90.0%
		現状値（2002年度）	85.6%

〔基本事業目標項目の説明〕
・戦傷病者や戦没者遺族のための各種支援事業の目標参加者数に対する参加実績割合

主な取組内容

① 戦傷病者および戦没者遺族に対して、国家補償の精神に基づいて実施される援護制度をはじめとしたさまざまな支援や相談を行います。（健康福祉部）
② 戦傷病者の社会参加を促進するため、戦傷病者保養訓練事業への助成や三重県戦傷病者援護大会の開催等、各種支援事業を実施します。（健康福祉部）
③ 戦争犠牲者の冥福を祈り、平和を祈念するため、三重県戦没者追悼式を開催するとともに、戦没者遺族の全国戦没者追悼式や各種慰霊等の事業への参加を支援します。（健康福祉部）

基本事業 34303	適正な福祉医療費の確保（主担当：健康福祉部生活保障室）		
目的 対象	心身障害者、一人親家庭、乳幼児が		
目的 意図	必要な医療費の助成を受けている		
基本事業の目標項目	県民医療費伸び率の近似度	目標値（2006年度）	1.000
		現状値（2002年度）	0.991

〔基本事業目標項目の説明〕
・県民１人あたり医療費（国民健康保険および老人保健）の伸び率に対する助成対象者１人あたり医療費の伸び率

主な取組内容

① 所得に比べて医療費の負担が大きい心身障害者、一人親家庭の父母およびその児童ならびに乳幼児の健康の保持・増進をはかるため、市町村が実施するこれら対象者に対する医療費助成事業に助成します。（健康福祉部）
② 医療費助成事業が円滑に行われるよう、市町村に対して調査および必要な指導、助言を行います。（健康福祉部）

施策　344　高齢者保健福祉の推進

（主担当部局：健康福祉部）

目的	対　象	高齢者が		
	意　図	必要な介護・福祉サービスを身近な地域で利用している		
施策目標項目	在宅介護サービス利用率	目標値（2006年度）	59.0%	
		現状値（2002年度）	56.6%	

〔施策目標項目の説明〕
・介護を必要とされている高齢者等のうち、在宅介護サービスを利用して在宅での生活をおくっている高齢者等の割合（介護保険事業状況報告）

現状と課題

介護保険制度については、サービス提供の適正化、介護の人材確保と資質向上への支援を行ってきましたが、今後は高齢者の尊厳に配慮したケアの確立が求められています。そのため、介護予防を広い概念としてとらえ、社会参加、社会貢献、就労、生きがいづくり、健康づくりなどの活動を社会全体の取組として進めていくことが必要です。

また、住み慣れた地域で生涯を過ごしたいと願う高齢者が在宅で安心してサービスを受けられる体制づくりを進めるとともに、要介護高齢者が増加する中、特別養護老人ホーム注)1などへの入所希望者が急増していることから、施設整備も緊急の課題となっています。

施策の取組方向

介護保険制度による介護サービス提供の円滑化、適正化に向け、中心的な役割を担う人材の確保や資質向上をはかります。

また、元気なときから介護が必要になったときまで幅広く対応できる多機能の地域拠点施設の整備や介護保険事業支援計画等に基づく介護基盤の整備を進めます。

高齢者が健康で生きがいを持って生活できるよう、一人ひとりのニーズに対応した介護予防・地域支え合い事業を実施するとともに、誰もが社会活動に参加できる環境づくりを進めます。

施策展開するために取り組む基本事業

34401	介護保険制度の円滑な推進	（健康福祉部）
34402	介護基盤の整備促進	（健康福祉部）
34403	高齢者の在宅生活支援体制の確保	（健康福祉部）
34404	高齢者の社会参加環境づくり	（健康福祉部）

注)1　特別養護老人ホーム：入所者に対し、施設のサービス計画に基づいて、介護等の日常生活の世話、機能訓練、健康管理および療養上の世話を行うことを目的とする施設

基本事業 34401	介護保険制度の円滑な推進（主担当：健康福祉部長寿社会室）		
目的	対　象	要介護高齢者等が	
	意　図	介護保険による必要なサービスを利用している	
基本事業の目標項目	重度要介護認定者率	目標値（2006年度）	39.2%
		現状値（2002年度）	39.7%

〔基本事業目標項目の説明〕
・要介護認定者における重度要介護認定者の割合（介護保険事業状況報告）
・現在の推計では2006年度（平成18年度）の重度要介護認定者の出現割合は41.2%の見込みとなっており、介護保険制度の円滑な運営により、これを目標値まで抑えるというもの

主な取組内容

① 介護保険制度改正および市町村合併の動向をふまえた介護保険制度の円滑な運営を支援します。（健康福祉部）
② 介護保険制度の根幹となる人材の養成および資質向上をめざし、介護支援専門員（ケアマネジャー）[注)1]の研修を実施します。（健康福祉部）
③ 介護保険サービス事業者に対する指定および指導を行います。（健康福祉部）
④ 介護保険サービスの質の向上をはかるため、訪問介護員[注)2]等の研修、身体拘束廃止の推進等を行います。（健康福祉部）
⑤ 介護相談員の派遣等、市町村の介護サービスの適正な実施を支援します。（健康福祉部）
⑥ 市町村および関係機関と協働して低所得者対策および介護サービスに対する苦情への対応を適切に行います。（健康福祉部）
⑦ 「三重県高齢者保健福祉計画」および「三重県介護保険事業支援計画」を見直し、市町村等の意見を反映した2006年度（平成18年度）からの新しい計画を策定します。（健康福祉部）

注)1 介護支援専門員（ケアマネジャー）：要介護者等からの相談に応じて、要介護者等がその心身の状況に応じて適切な居宅サービスまたは施設サービスを利用できるよう介護サービス計画（ケアプラン）を作成し、市町村・事業者・施設などとの連絡調整を行う者
注)2 訪問介護員：ホームヘルパー。介護や日常生活の支援が必要な人の家庭を訪問して、入浴・排泄・食事などの介護、洗濯・買い物などの家事援助、生活・介護などの相談・助言など、日常生活に関わる種々のサービスを提供する者

基本事業 34402	介護基盤の整備促進（主担当：健康福祉部長寿社会室）		
目的	対　象	介護基盤が	
	意　図	要介護高齢者に必要なサービスを提供できるよう整備されている	
基本事業の目標項目	特別養護老人ホーム整備率	目標値（2006年度）	100　%
		現状値（2002年度）	85.0%

〔基本事業目標項目の説明〕
・第２期三重県介護保険事業支援計画による特別養護老人ホーム注)1 の2006年度（平成18年度）整備目標達成率（整備目標6,191床）

主な取組内容

① 「三重県高齢者保健福祉計画」・「第２期三重県介護保険事業支援計画」に基づき、年度別に地域の実情を勘案して、高齢者福祉施設の施設整備を進めます。（健康福祉部）
② 利用者視点に立った質の高い高齢者福祉サービス（例：ユニットケア注)2 など）を提供できる人材の確保と環境整備を進めます。（健康福祉部）
③ 高齢者が元気なときから介護が必要になったときでも、自宅に近い所で24時間・365日暮らせる「小規模・多機能型の施設」の整備を進めます。（健康福祉部）

※ ①のうち、特別養護老人ホーム（個室・ユニットケア型）の施設整備、③の小規模多機能施設注)3 のモデル的な整備は、重点プログラム（くらし６）「高齢者の安心確保緊急支援プログラム」で重点的に取り組みます。

注)1 特別養護老人ホーム：145ページをご覧ください。
注)2 ユニットケア：施設の居室をいくつかのグループに分けて、それを一つの生活単位（ユニット）として少人数の家庭的な雰囲気の中でケアを行うこと
注)3 小規模多機能施設：住み慣れた地域にあって、「家庭的な雰囲気に満ちて、元気なときでも、介護が必要となったときでも利用できる」普通の民家等を改修した施設

基本事業 34403	高齢者の在宅生活支援体制の確保（主担当：健康福祉部長寿社会室）		
目的 対象	支援を必要とする在宅高齢者が		
目的 意図	在宅で安心して生活できるようになっている		
基本事業の目標項目	要介護・要支援認定者出現率	目標値（2006年度）	17.8%
		現状値（2003年度）	14.8%

〔基本事業目標項目の説明〕
・65歳以上の高齢者における要介護・要支援認定者の出現割合（介護保険事業状況報告）
・現在の推計では2006年度（平成18年度）の要介護・要支援認定者の出現割合は18.7%の見込みとなっており、介護予防等に取り組むことで、これを目標値まで抑えるというもの

主な取組内容

① 要介護認定者急増の対策として、市町村が実施する「介護予防・地域支え合い事業」等の高齢者福祉サービスを支援します。（健康福祉部）
② 介護保険制度の対象外の高齢者対策を進めるため、地域の総合的な相談窓口である在宅介護支援センター等への支援を行います。（健康福祉部）
③ 県、市町村および地域の福祉施設等によるネットワークを作り、保健・福祉・医療の効果的なサービスの検討や事業の立案等を行います。（健康福祉部）
④ 家庭環境等の理由により自宅で生活が困難な高齢者のための軽費老人ホーム（ケアハウス注)1）、養護老人ホーム等の運営を支援します。（健康福祉部）
⑤ 高齢者ができる限り在宅で暮らせるよう、福祉機器の給付、住宅改造等の支援を行います。

（健康福祉部）

※　①、③は、重点プログラム（くらし６）「高齢者の安心確保緊急支援プログラム」で重点的に取り組みます。

注)1　ケアハウス：身体機能の低下等が認められまたは高齢等のため、独立して生活するには不安が認められる者で、家族による援助を受けることが困難な者が低額な料金で生活相談や入浴等のサービスを利用できる施設

基本事業 34404	高齢者の社会参加環境づくり（主担当：健康福祉部地域福祉室）		
目的 対象	高齢者が		
目的 意図	意欲や能力に応じて社会参加をしている		
基本事業の目標項目	長寿社会推進協力員数	目標値（2006年度）	2,961人
		現状値（2003年度）	2,245人

〔基本事業目標項目の説明〕
・「みえ長寿社会大学」を受講し、地域づくりのリーダーとなって活動する長寿社会推進協力員数

主な取組内容

①　高齢者の生きがいと健康づくりを推進するため、「明るい長寿社会推進機構」によりみえ高齢者健康文化祭やみえ長寿社会大学の開催、ねんりんピックへの参加等の事業を行います。（健康福祉部）

②　高齢者が健康で生きがいを持った生活をおくることができるよう、それぞれのニーズに対応した老人クラブ活動への支援を行うとともに、誰もが活動に参加できる環境づくりを進めます。（健康福祉部）

施策　345　障害者保健福祉の推進

（主担当部局：健康福祉部）

目的	対　象	障害のある人が		
	意　図	自立に向けた支援やサービスを身近な地域で受けている		
施策目標項目		グループホーム等において、地域生活をしている障害者の人数	目標値（2006年度）	780人
			現状値（2002年度）	390人

〔施策目標項目の説明〕
・県内における障害者のグループホーム・生活ホーム[注)1]・福祉ホーム[注)2]の利用定員数

現状と課題

障害者福祉においては、支援費制度の導入や知的障害者福祉の業務が町村へ権限移譲されるといった制度改正に伴い、支援費制度の円滑な運用に向けた市町村への支援が今後とも必要となっています。また、住み慣れた地域で暮らしたいと考えている障害者に対しては、新たな生活の場の確保や在宅福祉サービスの充実、就労支援、社会参加の環境づくり等の支援を行っていく必要があります。

一方、精神障害者の社会的入院の解消や近年社会問題化している人格障害やひきこもりなどの対応困難事例に対する支援についても取り組む必要があります。

施策の取組方向

支援費制度の円滑で適正な運用を進めるため、人材養成や市町村への技術支援を引き続き行います。

また、障害者の地域生活の場となるグループホームの設置を促進するとともに、社会福祉施設等整備方針に基づき、計画的な障害者施設の整備を進めます。

さらに、福祉的就労の場である授産施設[注)3]から一般就労へと移行できるよう、引き続き支援を行います。

精神障害者の社会的入院の解消に向け、受け皿となる在宅福祉サービスや社会復帰施設、精神科救急医療体制の整備を進めます。

施策展開するために取り組む基本事業

34501	支援費制度の円滑な推進	（健康福祉部）
34502	障害者福祉サービス提供基盤の整備促進	（健康福祉部）
34503	障害者の相談支援体制の整備	（健康福祉部）
34504	精神障害者の社会復帰の促進	（健康福祉部）
34505	障害者の社会参加環境づくり	（健康福祉部）

注)1　グループホーム・生活ホーム：障害者が世話人による食事の提供など日常生活の援助を受けながら、地域社会の中で共同生活を営む場所
注)2　福祉ホーム：住居を求めている障害者が低額な料金で入居でき、日常生活に必要なサービスを受けることができる施設
注)3　授産施設：就業が困難であったり、生活に困っていたりする障害者を対象とし、入所または通所の方法により、必要な訓練を行い、就業による自活を目的とした施設

基本事業 34501	支援費制度の円滑な推進（主担当：健康福祉部障害福祉室）		
目的 対象	障害のある人が		
目的 意図	支援費制度による必要なサービスを利用している		
基本事業の目標項目	障害者ホームヘルパー養成研修修了者数	目標値（2006年度）	400人
		現状値（2003年度）	100人

〔基本事業目標項目の説明〕
・ニーズの高い障害者ホームヘルプサービスに従事するホームヘルパー養成者数

主な取組内容

① ホームヘルパー等、支援費制度を支える人材の育成を行います。（健康福祉部）
② 市町村に対し、障害程度区分の決定等、専門的技術についての支援を行います。（健康福祉部）
③ 障害者が安心して必要なサービスを受けられるよう、セーフティーネット機能の充実をはかります。（健康福祉部）
④ 支援費制度について、引き続きホームページ等により周知を行います。（健康福祉部）

基本事業 34502	障害者福祉サービス提供基盤の整備促進（主担当：健康福祉部障害福祉室）		
目的 対象	障害者福祉サービスの提供基盤が		
目的 意図	障害のある人に必要なサービスを提供できるよう整備されている		
基本事業の目標項目	通所授産施設利用定員数	目標値（2006年度）	1,300人
		現状値（2002年度）	1,085人

〔基本事業目標項目の説明〕
・障害者の日中活動の場となる通所授産施設利用定員数

主な取組内容

① 障害者に働く場、活動・訓練の場を提供するため、障害者プランに基づき通所授産施設[注)1]等の計画的な整備を促進します。（健康福祉部）
② 地域での多様なくらしの場を提供するため、多機能型グループホーム[注)2]の整備促進と運営支援を行います。（健康福祉部）

※ ②は、重点プログラム（くらし7）「障害者の地域生活支援プログラム」で重点的に取り組みます。

注)1 授産施設：149ページをご覧ください。
注)2 グループホーム：149ページをご覧ください。

基本事業 34503	障害者の相談支援体制の整備（主担当：健康福祉部障害福祉室）		
目的 対象	障害のある人が		
目的 意図	必要とする相談支援を受けている		
基本事業の目標項目	障害者ケアマネジメント従事者養成研修修了者数	目標値（2006年度）	1,400人
		現状値（2003年度）	952人

〔基本事業目標項目の説明〕
・障害者へのサービスの利用援助を担うケアマネジメント従事者の養成者数

主な取組内容

① サービス利用にあたっての契約等、自己決定に支援を必要とする障害者に対し、適切なケアマネジメントを行うケアマネジメント従事者を計画的に養成します。（健康福祉部）
② 地域での障害者に対する就業や生活相談支援の拠点となる生活支援センターの運営支援を行います。（健康福祉部）
③ 高次脳機能障害[注)1]や自閉症[注)2]・発達障害など障害特性から特別な支援が必要な障害者に対するリハビリテーションや地域生活を支援するための相談支援事業を実施します。（健康福祉部）

※ ②、③ は、重点プログラム（くらし7）「障害者の地域生活支援プログラム」で重点的に取り組みます。

注)1 高次脳機能障害：交通事故等による外傷性脳損傷などにより、言語、記憶、判断・遂行、認知などに障害が残った状態
注)2 自閉症：脳の機能障害によって起こる発達障害の一つと考えられており、主な症状としては、「人と情緒的に接する、感情を交流させる、ということがうまくできない」、「言葉の意味が理解できず、共感的なコミュニケーションがとれない」などがある。

基本事業 34504	精神障害者の社会復帰の促進（主担当：健康福祉部障害福祉室）		
目的 対象	精神障害のある人が		
目的 意図	安心して身近な地域で生活を営んでいる		
基本事業の目標項目	精神障害者地域生活支援センター設置箇所数	目標値（2006年度）	10か所
		現状値（2002年度）	5か所

〔基本事業目標項目の説明〕
・精神障害者の地域における生活を支援するためのセンター設置箇所数

主な取組内容

① 精神障害者地域生活支援センターなどの社会復帰施設の整備や運営支援を行います。（健康福祉部）
② 社会的入院の解消に向けて退院促進を支援するための事業を実施します。（健康福祉部）
③ いつでも必要なときに医療相談や精神科医療が受けられるよう、精神科救急医療システムを整備充実します。（健康福祉部）
④ 処遇困難事例など新たな精神保健福祉ニーズに対応するための相談支援体制を整備します。（健康福祉部）

※ ①～④は、重点プログラム（くらし７）「障害者の地域生活支援プログラム」で重点的に取り組みます。

基本事業 34505	障害者の社会参加環境づくり（主担当：健康福祉部地域福祉室）		
目的	対象	障害のある人が	
	意図	意欲や能力に応じて社会参加をしている	
基本事業の目標項目	ガイドヘルパー養成人数（利用対象者100人あたり）	目標値（2006年度）	35.0人
		現状値（2002年度）	14.5人

〔基本事業目標項目の説明〕
・外出の付き添いを必要とする全身性障害者等ガイドヘルパー[注)1]利用対象者（１・２級の視覚障害者数＋１級の肢体不自由者数）100人に対するガイドヘルパー養成人数

主な取組内容

① 障害者の自立と社会参加が可能となるように、障害者のニーズに応じて手話通訳者や点訳奉仕員の養成、スポーツ活動支援、啓発広報や障害別支援などの各種事業を総合的に行います。（健康福祉部）
② 障害者の自立と社会参加を促進するため、市町村が行う障害者社会参加促進事業に対し、助成を行います。（健康福祉部）

注)1 ガイドヘルパー：視覚障害者や全身性障害者の外出時における付き添い介助のために派遣される者

第４節
持続可能な循環型社会の創造

〔政　策〕	〔施　策〕	〔基本事業〕	〔ページ〕
1 資源循環型社会の構築	1 資源循環の推進	(41101～41104)	155
	2 大気環境の保全	(41201～41205)	159
	3 水環境の保全	(41301～41305)	164
2 自然との共生の確保	1 自然環境の保全・再生と活用	(42101～42106)	168
	2 森林・農地・海洋の持つ公益的機能の増進	(42201～42203)	173
3 環境保全活動の推進	1 環境経営の推進	(43101～43102)	176
	2 環境を守り育てる活動への参加と協働の促進	(43201～43203)	179
4 土地・水・エネルギー資源の効率的な利用の推進	1 土地の計画的な利用の促進	(44101～44102)	182
	2 水資源の確保と効率的な総合利用	(44201～44202)	184
	3 エネルギー対策の推進	(44301～44302)	187

施策　411　資源循環の推進

（主担当部局：環境森林部）

目的	対　象	住民や事業者が		
	意　図	廃棄物の減量化や再生利用を推進している		
施策目標項目		廃棄物の最終処分量	目標値（2006年度）	340千トン
			現状値（2001年度）	454千トン

〔施策目標項目の説明〕
・最終処分された一般廃棄物と産業廃棄物の総量

現状と課題

「大量生産、大量消費、大量廃棄」型の社会経済活動が深刻な環境問題を引き起こしています。環境の世紀、21世紀においては、「最適生産、最適消費、廃棄ゼロ」の資源循環型社会を早期に実現することが求められており、住民、事業者、行政がそれぞれの役割に応じた廃棄物の発生・排出抑制やリサイクル等に向けた取組をさらに促進していく必要があります。

施策の取組方向

資源循環型社会の構築に向けて、廃棄物の発生・排出抑制やリサイクル等の取組を促進します。

一般廃棄物については、その発生から処分されるまで、再資源化も含めて、実態と問題点を把握する中で、住民、事業者、市町村等との協働のもとに、ごみの減量化に向けた具体的な将来像と道筋を明らかにし、ごみゼロ社会実現のための取組を進めます。また、廃棄物の循環ネットワークの創出や環境ビジネスの創出等に向けた可能性の調査を行います。

産業廃棄物については、自主情報公開制度を充実・拡大するとともに、事業者における減量化・リサイクルの促進や、製品の生産段階から廃棄物の発生・排出抑制に配慮した取組を促進するほか、資源循環技術の研究に取り組みます。

また、安全で安心な生活を確保するため、引き続き公共関与による広域的な処理に取り組むとともに、隣接府県と連携した産業廃棄物の広域的監視や県内監視体制を強化することにより、不法投棄等の不適正処理の未然防止に取り組みます。さらに、21世紀に残された不適正処理事案の支障等の除去やポリ塩化ビフェニル（PCB）[注)1]廃棄物の適正な処理を進めます。

施策展開するために取り組む基本事業

41101	発生抑制と再使用・再生利用の推進	（環境森林部）
41102	廃棄物の適正な処理の推進	（環境森林部）
41103	不法投棄等の不適正処理の未然防止・是正	（環境森林部）
41104	資源循環技術の研究の推進	（総合企画局）

注)1　PCB：有機塩素化合物。耐熱性、耐薬品性、絶縁性に優れており、コンデンサーなどの絶縁体、印刷インキなどに使われていましたが、1970年頃から魚介類への蓄積が問題となり、1972年に生産が中止されました。既に出回っているトランス、コンデンサーなどは、メーカーや事業所が保管することになっています。

基本事業 41101		発生抑制と再使用・再生利用の推進（主担当：環境森林部資源循環室）		
目的	対　象	住民、事業者、行政が		
	意　図	ごみの発生抑制に努めるとともに、資源として活用できる廃棄物の循環的な利用を推進している		
基本事業の目標項目		一人一日あたりのごみ排出量	目標値（2006年度）	1,100ｇ
			現状値（2001年度）	1,157ｇ

〔基本事業目標項目の説明〕
・一般廃棄物（ごみ）の一人一日あたりの排出量
一人一日あたりのごみ排出量＝県内の一般廃棄物総排出量／（県内計画処理区域内人口×365）
※　三重県は県内すべてが計画処理区域[注)1]になっているので、県内計画処理区域内人口＝県総人口

主な取組内容

①　ごみゼロ社会の実現に向け、住民、事業者、市町村等との協働のもとに、具体的な将来像と道筋を示すプランを策定するとともに、ごみ減量化のための新たなシステムや制度の導入に資する実験的、先駆的な取組を推進します。（環境森林部）
②　容器包装、廃家電製品、廃自動車などのリサイクルを促進し、リサイクル製品の認定や製品の利用に取り組むとともに、製品の生産段階から廃棄物の発生抑制に配慮した取組を促進します。（環境森林部）
③　廃棄物の循環的利用を進めるため、市町村等が事業者、住民、NPOなどと協働で行う廃棄物の回収や再生利用システムの構築、ごみ排出抑制への普及啓発などの取組を支援します。（環境森林部）
④　県内の産業廃棄物排出事業者が行う産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルのための研究開発や設備機器の導入を支援します。（農水商工部）
⑤　建設リサイクル法および「三重県における建設リサイクル推進計画2002」に基づき、コンクリート殻、アスファルト殻、建設発生土等、建設副産物の発生の抑制、再利用および適正な処理を推進します。（環境森林部、県土整備部）

※　①のうち住民、事業者、市町村等との協働のもとでのごみの減量化に向けた取組は、重点プログラム（くらし12）「ごみゼロ社会実現プログラム」で重点的に取り組みます。

注)1　計画処理区域：「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、市町村が定める一般廃棄物処理計画において、市町村等が廃棄物の収集・処分を行うこととしている区域

基本事業 41102	廃棄物の適正な処理の推進（主担当：環境森林部廃棄物対策室）		
目的	対　象	廃棄物排出事業者、廃棄物処理業者、市町村等が	
	意　図	廃棄物の排出抑制・適正処理を行っている	
基本事業の目標項目	適正管理計画策定率	目標値（2006年度）	100%
		現状値（2002年度）	91%

〔基本事業目標項目の説明〕
・産業廃棄物排出量500ｔ／年以上の排出事業者等または産業廃棄物処理残さ排出量1,000ｔ／年以上の産業廃棄物処理業者を対象とした適正管理計画注)1の策定率

主な取組内容

① 産業廃棄物排出事業者および産業廃棄物処理業者に対し、産業廃棄物適正管理計画の策定を指導し、自主的な情報公開を促進します。（環境森林部）
② 国や東海三県等と連携を密にはかりながら、ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の処理対策を進めます。（環境森林部）
③ 市町村等が行う一般廃棄物処理施設の整備・維持管理についての助言等や、廃棄物処理施設、産業廃棄物処理業の許可の厳正な審査により、廃棄物の適正処理を促進します。（環境森林部）
④ 市町村等および事業者と協働して廃棄物処理センター事業、石原地先埋立事業（管理型埋立処分場）を促進します。（環境森林部）
⑤ RDF注)2の保管等に起因する事故の再発防止とRDF関連施設の安全操業の確保対策を進めるとともに、運営状況についてのチェック体制を強化します。（環境森林部）

注)1 適正管理計画：「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」と三重県の「産業廃棄物適正管理推進マニュアル」に基づき、事業者等自らが産業廃棄物の排出抑制や適正処理などの取組について明らかにする計画
注)2 RDF（Refuse Derived Fuel）：生ごみ、紙、プラスチックなどの一般廃棄物を破砕し、石灰を混合して固形化した燃料

基本事業 41103	不法投棄等の不適正処理の未然防止・是正（主担当：環境森林部廃棄物監視・指導室）		
目的	対　象	廃棄物の不適正処理が	
	意　図	未然に防止され、過去の不適正処理事案が是正されている	
基本事業の目標項目	不法投棄件数	目標値（2006年度）	60件
		現状値（2002年度）	72件

〔基本事業目標項目の説明〕
・各年度に新たに確認された産業廃棄物の不法投棄件数

主な取組内容

① 過去の不適正処理事案の安全性確認調査を行い、生命・健康被害など生活環境保全上の支障等の除去を進めます。（環境森林部）
② 産業廃棄物処理施設等への立入検査、広域監視、スカイパトロール[注)1]、警察の車両監視システムを活用した監視を行うとともに、市町村等との連携を強化し、不法投棄等の早期発見に取り組みます。（環境森林部）
③ 住民団体などと県、市町村が連携して、不法投棄の撤去や防止に向けて取り組みます。（環境森林部）
④ 河川、道路などの公有地に放置された廃自動車を迅速に撤去するとともに、住民や市町村と連携して放置させない監視体制や環境づくりに取り組みます。（環境森林部）

※ ①および②のうち不法投棄等の未然防止に関する市町村等との連携の強化は、重点プログラム（くらし13）「不法投棄のない安全な循環型社会実現プログラム」で重点的に取り組みます。

注)1 スカイパトロール：ヘリコプター等により、不法投棄場所などを発見・調査すること

基本事業 41104	資源循環技術の研究の推進（主担当：総合企画局科学技術振興センター）		
目的 対象	資源循環技術に関する研究課題が		
目的 意図	解決され、その情報が的確に提供されている		
基本事業の目標項目	資源循環のための技術開発件数	目標値（2006年度）	10件
		現状値（2002年度）	7件

〔基本事業目標項目の説明〕
・科学技術振興センターが、資源循環のために開発し、公表した技術の件数

主な取組内容

① 産業廃棄物の抑制、資源リサイクルに取り組む県内企業と共同研究を行うことで、企業における産業廃棄物の削減に努めます。（総合企画局）
② 建築物の解体時に発生するコンクリート廃材について、有効な資源リサイクル技術を開発し、資源化率の向上をはかります。（総合企画局）
③ ホテルや食品工場の廃棄物を家畜や養殖魚の飼料として活用する技術を開発し、食品系廃棄物の有効活用をはかります。（総合企画局）
④ 有機性廃棄物のバイオマスエネルギー[注)1]への変換技術や、街路樹等の剪定枝を生ゴミ資材や園芸培地として活用する技術について開発し、生物系廃棄物の有効活用をはかります。（総合企画局）
⑤ 植物に含まれる未利用資源リグニンを利用した新しい機能性材料として、住宅用壁板、分解性フィルム、重金属吸着剤を開発し、実用化に取り組みます。（総合企画局）
＜基本事業23401⑤の再掲＞

注)1 バイオマスエネルギー：森林、穀物、草、動物糞尿、海洋植物といった農林・畜産・水産資源などの廃棄物を燃焼などの化学反応によって得るメタンやアルコール等、生物体を源泉とするエネルギーのこと

施策　412　大気環境の保全

（主担当部局：環境森林部）

目的	対　象	身の回りの大気環境が		
	意　図	環境基準を達成している		
施策目標項目		環境基準達成局率	目標値（2006年度）	97%
			現状値（2002年度）	66%

〔施策目標項目の説明〕
・県内の大気環境測定局（2002年度末現在30局）のうち、二酸化硫黄[注)1]、二酸化窒素[注)2]、浮遊粒子状物質[注)3]についての環境基準を達成した大気環境測定局の割合

現状と課題

北勢地域の多くの大気環境測定局では、主に自動車交通に起因する浮遊粒子状物質などが環境基準を上回っていることから、引き続き自動車環境対策に取り組んでいく必要があります。一方、民生、運輸部門を中心に、二酸化炭素等温室効果ガス[注)4]の排出量が著しく増加していることから、地球温暖化[注)5]を防止するため、県民一人ひとりの主体的な取組を進めていく必要があります。

また、人の健康や生態系に対する影響を未然に防止する観点から、化学物質の移動量・排出量を的確に把握することを通じ、化学物質に起因する環境リスク[注)6]の低減に取り組んでいく必要があります。

施策の取組方向

安全で安心な生活を確保するため、大気環境や発生源の常時監視を引き続き実施し、自動車環境対策、地球温暖化防止対策、化学物質対策を進めるとともに、大気環境保全のための調査研究等に取り組みます。

特に、北勢地域の大気環境の改善については、「三重県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」に基づき自動車環境対策を重点的に実施します。

また、地球温暖化防止対策については、住民、事業者、市町村等と連携した推進体制を整備し、県民一人ひとりの主体的な取組をとおして、「チャレンジ６－三重県地球温暖化対策推進計画－」[注)7]の削減対策を進めます。

化学物質に起因する環境リスクを低減するため、事業者の自主的な化学物質の適正な管理や情報公開等の取組を進めるとともに、大気環境中の有害化学物質などの調査や研究を実施します。

施策展開するために取り組む基本事業

41201	安全・安心な大気環境の確保	（環境森林部）
41202	地球温暖化防止の推進	（環境森林部）
41203	自動車環境対策の推進	（環境森林部）
41204	化学物質に起因する環境リスクの低減の推進	（環境森林部）
41205	大気環境保全の研究の推進	（総合企画局）

注)1　二酸化硫黄：石油、石炭などの硫黄を含んだ燃料の燃焼に伴って発生します。高濃度では人の呼吸器や植物等に悪影響をおよぼすほか、酸性雨の原因にもなります。
注)2　二酸化窒素：石油、ガス、石炭等燃料の燃焼に伴って発生します。酸性雨や光化学スモッグの原因となり、高濃度で人の呼吸器に悪影響をおよぼします。
注)3　浮遊粒子状物質（SPM：Suspended Particulate Matter）：大気中に浮遊する粉じんのうち粒径が10ミクロン（１mmの100分の１）以下のもの。大気中に長時間滞留し、肺や気管等に沈着して呼吸器に影響をおよぼします。
注)4　温室効果ガス：太陽光線によって暖められた地表面から放射される赤外線を吸収して大気を暖め、一部の熱を再放射して地表面の温度を高める効果を持つ気体のこと。京都議定書では、二酸化炭素（CO_2）、メタン（CH_4）、一酸化二窒素（N_2O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）、パーフルオロカーボン類（PFCs）、六ふっ化硫黄（SF_6）の６種類とされています。
注)5　地球温暖化：大気中に含まれる微量の温室効果ガスの濃度が高くなることにより、気温が上昇する現象のこと
注)6　環境リスク：人間活動によって、環境に加えられる環境への負荷が、健康や生態系等に影響をおよぼす危険性
注)7　チャレンジ６―三重県地球温暖化対策推進計画―：三重県における地球温暖化対策を進めるための基本となる計画。県内の温室効果ガス排出量を、2010年までに1990年比６％削減することを目標として2000年３月に策定し、住民、事業者、行政の取組手法を提案しています。

基本事業 41201	安全・安心な大気環境の確保（主担当：環境森林部地球温暖化対策室）		
目的	対　象	工場・事業場が	
	意　図	排出規制値を遵守している	
基本事業の目標項目	工場・事業場の排ガス検査適合率	目標値（2006年度）	100%
		現状値（2002年度）	100%

〔基本事業目標項目の説明〕
・工場・事業場への立入検査において、大気中へ排出されるばい煙が大気汚染防止法の排出基準に適合している施設（2002年度の排ガス検査実施施設数：76施設）の割合

主な取組内容

①　大気環境の状況を継続して監視測定するとともに、工場等から排出される大気汚染物質を削減するため、引き続き監視・指導します。（環境森林部）
②　工場等に対して、騒音、振動、悪臭の防止についての指導・啓発を行います。（環境森林部）
③　大気中の有害化学物質の濃度を引き続き調査するとともに、有害化学物質の使用事業者に対し自主的な排出抑制を促します。（環境森林部）
④　工場等に対し、光化学スモッグ[注)1]等の緊急時の措置を徹底し、被害の未然防止を行います。（環境森林部）
⑤　公害健康被害者に対し補償給付を行うとともに、転地療養事業などの保健福祉事業を実施し、療養生活を支援します。（環境森林部）

注)1　光化学スモッグ：自動車や工場などから排出される窒素酸化物や炭化水素は、太陽の紫外線を受け光化学反応を起こし、オゾン、アルデヒドなどのオキシダント（酸化力の強い物質の総称）を二次的に生成します。これらの物質からできたスモッグを光化学スモッグといいます。

基本事業 41202	地球温暖化防止の推進（主担当：環境森林部地球温暖化対策室）		
目的	対　象	住民や事業者などすべての活動主体が	
	意　図	温室効果ガスの排出抑制について理解し、取り組んでいる	
基本事業の目標項目	二酸化炭素排出量	目標値（2006年度）	7,470千t-c
		現状値（2000年度）	7,505千t-c

〔基本事業目標項目の説明〕
・三重県内における二酸化炭素（CO_2）の排出量（炭素換算）
・2006年度の目標値は、2007年度春に把握できる最新のデータである2004年度の実績数値により測ることとします。

主な取組内容

① 地球温暖化対策の活動拠点として三重県地球温暖化防止活動推進センターを指定し、「チャレンジ６―三重県地球温暖化対策推進計画―」に基づく削減対策を推進します。（環境森林部）
② 地球温暖化防止活動推進員の委嘱や地球温暖化対策地域協議会の設立を促進し、地域の実情に応じた効果的な二酸化炭素排出削減の取組を推進します。（環境森林部）
③ 住民や事業者等との協働のもとで、条例化も視野に入れ、実効性のある対策の制度化に取り組みます。（環境森林部）
④ 県施設に太陽光発電システムを率先導入するとともに、一般家庭や学校施設等への太陽光発電システム等の導入を促進します。（総合企画局）
⑤ 市町村および事業者の地球温暖化対策計画の策定促進、二酸化炭素の森林吸収源対策や県施設での率先実行に取り組むとともに、地球温暖化の原因物質の一つであるフロン類の回収・破壊を促進します。（環境森林部）＜基本事業42201①、42202①の一部再掲＞

※ ①～④は、重点プログラム（くらし15）「みんなで取り組むCO_2排出削減プログラム」で重点的に取り組みます。

基本事業 41203	自動車環境対策の推進（主担当：環境森林部地球温暖化対策室）		
目的	対　象	住民、事業者、行政が	
	意　図	自動車環境対策に取り組んでいる	
基本事業の目標項目	NO_2・SPM環境基準達成局率	目標値（2006年度）	83%
		現状値（2002年度）	33%

〔基本事業目標項目の説明〕
・自動車排出ガス測定局[注)1]（2002年度６局）のうち、二酸化窒素（NO_2）および浮遊粒子状物質（SPM）がともに環境基準を達成した測定局数の割合

主な取組内容

① 北勢地域の自動車排出ガスによる大気汚染を改善するため、「三重県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」に基づき、自動車環境対策を進めます。（環境森林部）

② 沿道の大気環境の状況について常時監視するとともに、自動車環境対策の進捗状況を把握するため、自動車走行量調査等を実施します。（環境森林部）

③ 「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」に基づき、事業者に対し自動車使用管理計画の策定を指導するとともに、同計画の進捗状況を把握します。（環境森林部）

④ 自動車排出ガスを削減するため、低公害車[注)2]の普及、排出ガス低減装置の導入支援、アイドリングストップ[注)3]を促進します。（環境森林部）

注)1 自動車排出ガス測定局：自動車から出る排ガスによる大気の汚染状況を常時観測する測定局
注)2 低公害車：従来のガソリン車やディーゼル車に比べて、窒素酸化物、二酸化炭素といった大気汚染物質や温室効果ガスの排出や騒音の発生が少ない、または全く排出しない自動車
注)3 アイドリングストップ：自動車の停止時にエンジンの空吹かしをやめ、大気汚染物質の排出を抑制すること

基本事業 41204 化学物質に起因する環境リスクの低減の推進

（主担当：環境森林部地球温暖化対策室）

目的	対象	化学物質が		
	意図	適正に管理または処理されている		
基本事業の目標項目		有害化学物質に係る環境基準達成地点率	目標値（2006年度）	98%
			現状値（2002年度）	98%

〔基本事業目標項目の説明〕
・県内の大気および水質の有害化学物質調査地点のうち、有害化学物質に係るすべての項目が環境基準を達成した地点割合の平均値

$$\text{環境基準達成地点率}(\%) = \left(0.5\times\frac{\text{大気環境基準達成地点数}}{\text{大気有害化学物質調査地点数}} + 0.5\times\frac{\text{水質環境基準達成地点数}}{\text{水質有害化学物質調査地点数}}\right)\times 100$$

※2002年度の調査地点数：大気調査32地点、河川調査98地点

主な取組内容

① 大気環境や公共用水域中のダイオキシン類[注)1]の汚染実態を把握するとともに、廃棄物焼却施設等の発生源に対し適正な管理を指導します。（環境森林部）

② 「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR法）」に基づき、対象となる化学物質の移動量、排出量を把握するとともに、事業者の自主情報公開を進め環境リスクの低減を進めます。（環境森林部）

③ 内分泌かく乱作用を有すると疑われている物質（環境ホルモン）[注)2]の公共用水域中の汚染実態を把握するとともに、わかりやすい形で情報を提供します。（環境森林部）

④ 大気環境や公共用水域、地下水中の有害化学物質の濃度を引続き調査するとともに、有害化学物質を使用する事業者に対し、その排出抑制を促します。（環境森林部）
＜基本事業41201③、41301①の一部再掲＞

注)1 ダイオキシン類：一般に、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）およびコプラナ-ポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）の総称

注)2　環境ホルモン：外因性内分泌かく乱化学物質。環境中に放出された化学物質の中で、体内に入って体内のホルモンと同じような作用を持つもの、あるいはホルモンの働きを阻害する作用を持つもの

基本事業 41205	大気環境保全の研究の推進（主担当：総合企画局科学技術振興センター）		
目的 対象	大気環境の保全に関する研究課題が		
目的 意図	解決され、その情報が的確に提供されている		
基本事業の目標項目	大気環境保全のための技術開発件数および実態調査件数	目標値（2006年度）	2件
		現状値（2002年度）	1件

〔基本事業目標項目の説明〕
・科学技術振興センターが、大気環境の保全のために技術開発または実態調査を行い、公表した件数

主な取組内容

① 環境大気中の微小な粒子に含まれる有害物質等について、汚染の実態把握や原因解明に関する研究を行います。（総合企画局）
② 地球環境問題の一つである酸性雨について、モニタリング調査を継続して実施し、現状の把握と動向に関する調査研究を行います。（総合企画局）

施策　413　水環境の保全

（主担当部局：環境森林部）

目的	対　象	河川の水質が		
	意　図	水浴びや水遊びができる程度にきれいに維持または浄化されている		
施策目標項目		水浴びや水遊びができる水質（BOD２mg／L以下）の河川の割合	目標値（2006年度）	85%
			現状値（2002年度）	72%

〔施策目標項目の説明〕
・県内の河川水域（2002年度末現在60水域）のうち、河川の水質が水浴びや水遊びができる程度にきれいに維持または浄化されている（生物化学的酸素要求量（BOD）注)1 ２mg／Ｌ以下）水域の割合

現状と課題

河川の水質については、生活排水処理施設注)2 の整備が遅れている地域では、施策の目標（BOD２mg／Ｌ以下）や環境基準を達成していない河川があり、海域の水質については、多くの海域で環境基準を達成せず、富栄養化に起因する赤潮等も頻発しています。このため、河川、海域の水質改善に向けた生活排水対策や調査研究などの総合的な水質保全対策の実施が喫緊の課題となっています。

施策の取組方向

河川、海域、地下水の水質等の監視を実施するとともに、その結果に基づき、必要な対策を実施します。また、河川、海域の水質については、水質保全対策の効果等の評価検証を行い、効率的かつ効果的な水質保全対策を実施するとともに、生活排水対策については、三重県生活排水処理施設整備計画に基づき、それぞれの地域の実情にあった生活排水処理施設の整備を進めます。なかでも、生活排水処理施設の整備率が低く、集合処理施設での整備が効率的でない地域においては、合併処理浄化槽の整備を重点的に進めます。さらに、住民、事業者、行政等が連携して日常生活等における水質汚濁物質の削減に取り組みます。一方、伊勢湾の再生に向け、伊勢湾水質総量規制注)3 に基づく化学的酸素要求量（COD）注)4、窒素、りんの総量削減対策など水質の保全・改善に向けた取組や普及啓発活動等を実施します。

施策展開するために取り組む基本事業

41301	安全・安心な水環境の確保	（環境森林部）
41302	生活排水対策の推進	（環境森林部）
41303	生物を活用した水環境保全対策の推進	（環境森林部）
41304	伊勢湾の再生	（環境森林部）
41305	水環境保全の研究の推進	（総合企画局）

注)1　生物化学的酸素要求量（BOD）：河川水質の汚濁状況を表す指標の一つで、水中の有機物が微生物により分解されるときに消費される酸素の量で測定します。
注)2　生活排水処理施設：台所、風呂、洗濯などで排出される汚れた水やトイレからのし尿を含めた生活排水により河川、海域等の水質が汚濁されるのを防止するための施設。下水道、農・漁業集落排水処理施設、コミュニティプラント（地域し尿処理施設）、合併処理浄化槽などがあります。

注)3　伊勢湾水質総量規制：外洋との海水交換が悪く、汚濁物質が蓄積しやすい閉鎖性水域である伊勢湾の水質を改善するため、伊勢湾に流入する汚濁物質の総量を規制する制度のこと
注)4　化学的酸素要求量（COD）：水中の有機性物質などを酸化剤（過マンガン酸カリウム）で酸化し、その際に消費される酸素量（湖沼や海域の指標）

基本事業 41301　安全・安心な水環境の確保

（主担当：環境森林部水質改善室）

目的	対　象	河川等の水質が		
	意　図	環境基準を達成している		
基本事業の目標項目		河川における環境基準（BOD）達成率	目標値（2006年度）	77%
			現状値（2002年度）	67%

〔基本事業目標項目の説明〕
・県内の河川水域（2002年度60水域）のうち、生物化学的酸素要求量（BOD）の環境基準[注)1]を達成した水域の割合

主な取組内容

① 公共用水域や地下水の水質を継続的に監視することで、水質の経年変化を把握・分析し、工場・事業場からの汚濁負荷量の削減を進めます。（環境森林部）
② 流域の的確な水質保全対策を進めるため、河川の水質の実態調査を実施するとともに評価検証を行います。（環境森林部）
③ 有害物質による土壌汚染の実態を把握し、浄化対策を進めます。（環境森林部）
④ 北勢地域の地盤沈下を防止するため、今後も継続して水準測量や地下水位の観測を行うとともに、地下水の揚水量の規制等を行います。（環境森林部）
⑤ 伊勢湾水質総量規制の削減計画に基づき汚濁負荷の軽減や環境にやさしい農漁業等の取組を進めます。（環境森林部、農水商工部）＜基本事業22203①③の一部再掲＞

注)1　生物化学的酸素要求量（BOD）の環境基準：環境基準は、維持されることが望ましい基準として環境基本法に基づき定められたもので、このうち、生物化学的酸素要求量（BOD）は河川における代表的な水質汚濁の指標であり、水域ごとの利用目的に応じAA類型（BOD１mg/Ｌ以下）からＥ類型（BOD10mg/Ｌ以下）までの６類型の区分があります。

基本事業 41302　生活排水対策の推進

（主担当：環境森林部水質改善室）

目的	対　象	生活排水が		
	意　図	適正に処理されている		
基本事業の目標項目		生活排水処理施設の整備率	目標値（2006年度）	72　%
			現状値（2002年度）	60.5%

〔基本事業目標項目の説明〕
・下水道、農・漁業集落排水処理施設、合併処理浄化槽等の生活排水処理施設により生活排水の処理が可能な人口の割合
　整備率（%）＝生活排水処理施設による処理が可能な地域の居住人口／住民基本台帳人口（全県）×100

主な取組内容

①　三重県生活排水処理施設整備計画に基づき、地域特性に応じた下水道、農・漁業集落排水処理施設、合併処理浄化槽等の生活排水処理施設の効率的かつ計画的な整備を進めます。（環境森林部、農水商工部、県土整備部）＜基本事業54103①～③の一部再掲＞
②　住民、事業者、市町村等との協働・連携のもとで、日常生活における生活排水対策を進めます。（環境森林部）
③　浄化槽の適正な維持管理に関する指導・啓発を実施するとともに、既設の単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換を進めます。（環境森林部）

※　①のうち水質改善が特に必要な地域であり、かつ生活排水処理施設の整備が遅れている地域での合併処理浄化槽と農業集落排水処理施設の重点整備は、重点プログラム（くらし14）「海・山・川身近な自然の保全プログラム（生活排水処理緊急対策）」で重点的に取り組みます。

基本事業 41303	生物を活用した水環境保全対策の推進（主担当：環境森林部水質改善室）		
目的	対　象	住民、事業者、行政が	
	意　図	生物を活用した水環境の保全対策に積極的に取り組んでいる	
基本事業の目標項目	生物を活用した水質浄化実証実験取組件数	目標値（2006年度）	5件
		現状値（2002年度）	1件

〔基本事業目標項目の説明〕
・生物を活用した水質浄化実証実験に取り組んだ件数（累計）

主な取組内容

①　河川や海域の水質や底質の改善をはかるため、有用微生物群[注)1]等の生物を活用した水質浄化実証実験等に取り組みます。（環境森林部、農水商工部）
＜基本事業22305①の一部再掲＞
②　生ごみやし尿処理施設等から発生する汚泥の減量化をはかるため、有用微生物群等の生物を活用した実証実験に取り組みます。（環境森林部）
③　住民が身近に河川の観察ができるよう、生物指標を用いた水質判定の普及、啓発に取り組みます。（環境森林部）

注)1　有用微生物群：乳酸菌、酵母菌など、人間にとって有用に働く微生物を組み合わせたもので、有機物の分解を促進する効果があることから、土壌改良や生ごみの処理などに用いられます。

基本事業 41304	伊勢湾の再生（主担当：環境森林部水質改善室）		
目的 対象	伊勢湾が		
目的 意図	誰もが身近な存在として愛着を持てるように、水質の保全・改善などの取組が進められている		
基本事業の目標項目	伊勢湾の環境基準（COD）達成率	目標値（2006年度）	56%
		現状値（2002年度）	44%

〔基本事業目標項目の説明〕
- 伊勢湾における水質の環境基準のうち、有機汚濁の代表的な指標である化学的酸素要求量（COD）の環境基準達成率
- 2006年度の目標値は、2007年春に把握できる最新のデータである2005年度の実績数値により測ることとします。

主な取組内容

① 伊勢湾再生の推進体制として懇談会を設置し、伊勢湾再生に向けた調査研究、情報発信、NPOとの連携等を展開します。（環境森林部）
② 伊勢湾再生を計画的、総合的に展開するために、「伊勢湾再生ビジョン策定調査報告書」に基づく戦略プログラムを、関係部局と連携をはかりながら推進していくとともに、伊勢湾再生に係る普及、啓発を行います。（環境森林部）

基本事業 41305	水環境保全の研究の推進（主担当：総合企画局科学技術振興センター）		
目的 対象	水環境の保全に関する研究課題が		
目的 意図	解決され、その情報が的確に提供されている		
基本事業の目標項目	水環境保全のための技術開発件数および実態調査件数	目標値（2006年度）	8件
		現状値（2002年度）	6件

〔基本事業目標項目の説明〕
- 科学技術振興センターが、水環境の保全のために技術開発または実態調査を行い、公表した件数

主な取組内容

① 環境汚染が深刻化している閉鎖性海域（英虞湾）における干潟、浅場、藻場などの自然浄化機能について研究し、海域の水環境の改善をめざします。（総合企画局）
② 水環境中の有害化学物質の分析、モニタリング技術の開発および実態把握に関する研究を行います。（総合企画局）
③ 農業における環境負荷軽減のため、自然循環機能を活用した持続的な環境保全型生産技術の開発に取り組みます。（総合企画局）＜基本事業22401③の一部再掲＞

施策　421　自然環境の保全・再生と活用

（主担当部局：環境森林部）

目的	対　象	自然環境が		
	意　図	地域の自然的社会的条件に応じて保全・再生・活用されている		
施策目標項目		多様な自然環境の保全面積	目標値（2006年度）	52,350ha
			現状値（2002年度）	50,013ha

〔施策目標項目の説明〕
・「自然公園特別地域[注)1]の面積」、「自然環境保全地域特別地区[注)2]の面積」、「里地里山保全活動計画[注)3]の認定面積」の合計面積

現状と課題

県民の自然環境に対する認識の高まりに伴い、原生的な自然の保護だけでなく、里地里山[注)4]など身近な自然の大切さが見直されていることから、地域の人びとが主体となった保全活動がより重要になっています。開発などに伴う環境への負荷の増加により、野生動植物の生息環境が悪化しているなど、野生動植物の保護が喫緊の課題となっていることから、自然環境保全のための調査や情報の整理、自然環境に配慮した公共施設整備を早急に進めていく必要があります。

施策の取組方向

三重県自然環境保全条例に基づき、県自然環境保全地域などの保全を行い、里地里山など身近な自然を守る県民の活動を支援するとともに、県内の野生動植物に関する調査を進め、三重県版レッドデータブック[注)5]の作成に取り組みます。特に保護が必要な希少野生動植物を県指定希少野生動植物種として指定し、その保護を進めます。また、一定規模以上の開発事業者に対し、希少野生動植物の保護についての配慮を求める届出制の的確な運用を進めます。

自然公園など良好な自然環境とのふれあいを促進するため、公園計画の策定や誰にでも容易に利用できる施設の整備を進めます。また、潤いのある水辺空間や河川環境の保全をはかるとともに、自然豊かな海浜の維持・再生を進めます。さらに、森林環境保全のため、里山や酸性雨に関する調査研究などを進めます。

施策展開するために取り組む基本事業

42101	多様な自然環境の保全	（環境森林部）
42102	生物の多様性の確保	（環境森林部）
42103	自然とのふれあいの確保	（環境森林部）
42104	河川・湖沼等の保全・再生	（県土整備部）
42105	海浜の維持・保全と再生	（県土整備部）
42106	自然環境保全の研究の推進	（総合企画局）

注)1　自然公園特別地域：自然公園の風致を守るための自然公園法に基づく地域指定で、特別保護地区、第一種特別地域、第二種特別地域および第三種特別地域の４つに区分され、それぞれの特性に応じて開発行為等が規制されています。
注)2　自然環境保全地域特別地区：三重県自然環境保全条例に基づき、自然公園区域以外で自然環境を保全することが特に必要な地域を指定しています。
注)3　里地里山保全活動計画：三重県自然環境保全条例に基づく里地里山における自然環境の保全活動に関する計画。計画は知事が認定します。
注)4　里地里山：居住地域の近くに広がり、薪炭用材や落葉の採取、農業などさまざまな人間の働きかけを通じて自然環境が維持・形成されてきた地域のことをいいます。樹林地、農地、湿地等で構成されており、多様な野生動植物の生息・生育場所になっています。
注)5　レッドデータブック：絶滅のおそれのある野生動植物の種をリストアップし、現状をまとめた報告書

基本事業 42101	多様な自然環境の保全（主担当：環境森林部自然環境室）		
目的	対　象	多様な自然環境が	
	意　図	保全されている	
基本事業の目標項目	里地里山保全活動計画認定団体およびみんなで自然を守る活動認証団体数	目標値（2006年度）	30団体
		現状値（2002年度）	－

〔基本事業目標項目の説明〕
・多様な自然環境を保全するために、里地里山などの保全を目的とした「里地里山保全活動計画」および「みんなで自然を守る活動」[注)1]の認定・認証団体数

主な取組内容

①　県内の希少な野生動植物や保全すべき自然に関するさまざまな情報を、ホームページ「三重の環境」に掲載し、県民との情報共有を進めます。（環境森林部）
②　三重県自然環境保全条例に基づく里地里山保全活動計画認定制度やみんなで自然を守る活動認証制度を適正に運用し、県民の自発的な自然環境保全活動を支援します。（環境森林部）
③　一定規模以上の開発行為の届出制度を適正に運用することにより、開発行為における自然環境への配慮を確保します。（環境森林部）
④　緑化推進に取り組む団体等と連携して、県民参加の緑化活動を促進するとともに、地域特性に配慮した緑化に関する知識の普及・啓発を進めます。（環境森林部）

注)1　みんなで自然を守る活動：「みんなで自然を守る活動」認証事業要綱に基づく、身近な自然を保全する活動を知事が認証する制度

基本事業 42102	生物の多様性の確保（主担当：環境森林部自然環境室）		
目的	対　象	生物の多様性が	
	意　図	確保されている	
基本事業の目標項目	県指定希少野生動植物種保全率	目標値（2006年度）	100%
		現状値（2002年度）	－

〔基本事業目標項目の説明〕
・三重県自然環境保全条例に基づき指定した希少野生動植物種の保全率
県指定希少野生動植物種保全率＝（指定種数－野生絶滅種数）／指定種数×100
※県指定希少野生動植物種については今後指定していきます。

主な取組内容

① 県内の野生動植物に関する調査を進め、希少な野生動植物の生息・生育状況に関する三重県版レッドデータブックを作成します。（環境森林部、教育委員会）
② 特に保護の必要がある野生動植物種については、三重県自然環境保全条例に基づく県指定希少野生動植物種として指定し、保護します。（環境森林部）
③ 学術上価値の高い動植物やその生息・生育地を、国あるいは県の天然記念物として指定し、保護します。（教育委員会）
④ 地域の生態系に著しく支障をおよぼすおそれのある移入種の放逐等の禁止について、県民に対する啓発活動などを行い、その増殖の防止などを進めます。（環境森林部）
⑤ 鳥獣の生息環境を保全するため、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき、鳥獣保護区等の設定や狩猟の適正化を促進します。（環境森林部）

基本事業 42103	自然とのふれあいの確保（主担当：環境森林部自然環境室）		
目的	対　象	自然とふれあう場や機会が	
	意　図	確保されている	
基本事業の目標項目	自然とのふれあいの場の満足度	目標値（2006年度）	64点
		現状値（2002年度）	60点

〔基本事業目標項目の説明〕
・自然公園内の園地など人と自然のふれあいの場の整備状況に関する利用者の満足度
・県内の国立・国定公園を利用した県民を対象にアンケート調査を行い、大変よい（80点）、よい（60点）、わるい（40点）、大変わるい（20点）の回答区分をもとに加重平均値として算出

主な取組内容

① すぐれた自然の風景地を県民の資産として継承するため、自然公園の適正な保護、管理および利用を促進します。（環境森林部）

② 豊かな自然に親しみ、ふれあう機会を増大するため、公園利用施設や自然遊歩道等の適切な維持管理や整備を進めます。（環境森林部）
③ 自然とのふれあい活動の拠点施設である三重県民の森および上野森林公園の適正な管理と利用を促進します。（環境森林部）
④ 温泉法に基づき、温泉の保護と利用の適正化をはかります。（環境森林部）

基本事業 42104		河川、湖沼等の保全・再生（主担当：県土整備部河川室）		
目的	対象	河川、ダム湖周辺が		
	意図	自然豊かな水辺空間として整備されている		
基本事業の目標項目		多自然型護岸延長	目標値（2006年度）	38km
			現状値（2002年度）	28km

〔基本事業目標項目の説明〕
・多自然に配慮した河川整備済み護岸の延長

主な取組内容

① 河川が本来持っている豊かな自然環境を保全、整備することにより、生物の多様性や生育空間を確保するとともに、潤いのある水辺空間を創出します。（県土整備部）
② ダム湖からの冷濁水対策として、選択取水設備を設置し、河川環境の保全をはかります。（県土整備部）
③ 流域住民やNPO等の参画による除草、清掃活動等に対して支援するなど、県民との協働による河川管理、川づくりを推進します。（県土整備部）

基本事業 42105		海浜の維持・保全と再生（主担当：県土整備部港湾・海岸室）		
目的	対象	海浜が		
	意図	県民にとって水と親しむことができる自然豊かな水辺空間となるよう整備されている		
基本事業の目標項目		海浜復元海岸線延長	目標値（2006年度）	4,000m
			現状値（2002年度）	3,220m

〔基本事業目標項目の説明〕
・海浜が復元された海岸線の延長

主な取組内容

① 自然の消波機能と生態系が存在する場である海浜を保全、復元することにより、水と親しむことができる自然豊かな水辺空間を創出していきます。（県土整備部）
② 海水浴等の利用もはかれる海浜を整備していきます。（県土整備部）

③　海岸への漂着ゴミを清掃することにより、自然豊かな海浜を維持していきます。（県土整備部）

基本事業 42106	自然環境保全の研究の推進（主担当：総合企画局科学技術振興センター）		
目的 対象	自然環境の保全に関する研究課題が		
目的 意図	解決され、その情報が的確に提供されている		
基本事業の目標項目	自然環境の保全のための技術開発件数	目標値（2006年度）	1件
		現状値（2002年度）	1件

〔基本事業目標項目の説明〕
・科学技術振興センターが、自然環境の保全のために開発し、公表した技術の件数

主な取組内容

①　伐採跡地等機能が低下している森林について、特にシダ生育地における森林再生技術の開発を進めるとともに、里山再生のための管理技術を開発し、多様な森林の育成をはかります。（総合企画局）
②　人工林、天然林など森林環境の違いが生態系にどのような影響をおよぼすかを調査・解析し、生物の多様性を確保するための技術を開発します。（総合企画局）
③　雨による森林の影響を明らかにしていくため、森林の衰退状況等についてモニタリング調査を行うとともに、森林の炭素吸収量算定のための調査研究に取り組みます。（総合企画局）

施策　422　森林・農地・海洋の持つ公益的機能の増進

（主担当部局：環境森林部）

目的	対　象	森林・農地・海洋が		
	意　図	公益的機能を高度に発揮している		
施策目標項目		公益的機能発揮のための森林・農地・海洋の整備面積	目標値（2006年度）	60,870ha
			現状値（2002年度）	12,900ha

〔施策目標項目の説明〕
・2006年度における「地球温暖化森林吸収源10カ年対策に基づく民有林における森林整備目標面積（2012年度目標値の中間年度値）」、「中山間地域創造アクションプランに基づき三重県型デカップリング[注)1]事業等により適正管理を行う農地等目標面積（2006年度目標値）」、「漁港漁場整備長期計画に基づく藻場の造成目標面積（2006年度目標値）」の合計面積

現状と課題

中山間地域等での過疎化・高齢化の進行や採算性の悪化などにより、適正に管理・保全されない森林や農地が増加し、それらが有する公益的な機能が低下しています。

一方、豊かな自然環境の保全や地球温暖化による環境への影響に対する県民の関心が高まっています。このため、森林、農地、海洋が良好に維持され、それらが持つ公益的機能をより一層増進していくことが重要になっています。

施策の取組方向

県土の65％を占める森林を生産林[注)2]と環境林[注)3]に区分し、効果的、効率的な森林整備を実施します。具体的には、生産林については、造林事業・林道事業の積極的な実施により、森林資源の循環を基礎とした力強い森林づくりを進めます。環境林については、水源かん養や山地災害防止など森林の持つ公益的機能の高度発揮を目的とする森林環境創造事業を軸とした環境林対策を進めます。これにより、森林による二酸化炭素の吸収や水源のかん養、災害防止などの公益的機能を総合的に高めます。

また、中山間地域等の農林地が果たしている公益的機能を維持増進するため、地域住民等が農林地を継続的に適正管理することを引き続き支援するとともに、沿岸域での藻場の保全と造成などを進め、森林、農地、海洋の持つ公益的機能の増進に取り組みます。

施策展開するために取り組む基本事業

42201	環境を守る森林づくりの推進	（環境森林部）
42202	持続可能な森林管理の推進	（環境森林部）
42203	森林・農地・海洋の公益的機能発揮のための保全活動の推進	（地域振興部）

注)1　デカップリング：1987年アメリカにおいて提唱された、生産に直接結びつかない直接所得補償制度。ヨーロッパでは条件不利地域での農業を維持し、環境や景観の保全を目的に実施されています。「三重県型」とは、直接所得補償ではなく、実情に沿った新たな手法による公益的機能への貢献策としています。

注)2　生産林：森林ゾーニング[注)4]により区分された、循環利用が可能な木材を持続的に生産する森林
注)3　環境林：森林ゾーニングにより区分された、木材生産機能よりも公益的機能を重視する森林
注)4　森林ゾーニング：森林の持つ多様な機能が効果的に発揮できるような森林管理を行うため、重視する機能や利用の実態等により森林を区分すること

基本事業 42201　環境を守る森林づくりの推進

（主担当：環境森林部森林振興室）

目的	対　象	環境林として区分された森林が		
	意　図	環境公益を高度に発揮している		
基本事業の目標項目	環境林整備着手率		目標値（2006年度）	25　%
			現状値（2002年度）	5.7%

〔基本事業目標項目の説明〕
・環境林を整備する森林環境創造事業等により、環境公益性の高度発揮をめざす森林づくりの2021年度までの目標（45,000ha）に対して着手した面積率

主な取組内容

①　森林の利用実態に応じて区分した環境林において、二酸化炭素の吸収や水源かん養などの公益的機能の高度発揮を主な目的とする森林環境創造事業や森林再生CO_2吸収量確保対策事業などの環境林整備を実施し、多様で環境公益を高度に発揮する森林づくりを進めます。（環境森林部）
②　森林・林業施策の方向や地域的な特性に応じた森林整備の目標等を明らかにするため、森林GIS[注)1]を活用して森林計画を策定します。（環境森林部）

注)1　森林GIS：森林の管理のため、地図情報や属性情報など森林に関する多様な情報がおさめられているGIS（地理情報システム）[注)2]のことをいいます。
注)2　GIS（地理情報システム）：位置の座標を共通の手がかりにして、地図情報などの位置に関連したデータと属性情報を統合的に管理するシステム。各種地図の重ね合わせや情報の検索・表示などができます。

基本事業 42202　持続可能な森林管理の推進

（主担当：環境森林部森林保全室）

目的	対　象	生産林等が		
	意　図	水源かん養機能等の公益的機能を高度に発揮している		
基本事業の目標項目	間伐実施面積		目標値（2006年度）	22,500ha
			現状値（2002年度）	7,742ha

〔基本事業目標項目の説明〕
・生産林等の整備を促進し、水源かん養等の公益的機能を高度に発揮させるための間伐の実施面積（累計）

主な取組内容

① 造林・間伐事業、林道事業による木材の循環利用の促進を通じて、二酸化炭素の吸収や水源のかん養など、森林の持つ公益的機能を増進します。（環境森林部）
② 機能の低下した保安林において、間伐・植栽等の森林整備や、治山ダム等による山崩れの防止対策などの治山事業を推進します。（環境森林部）＜基本事業31202①の再掲＞
③ 県産材の安定的な供給と利用の拡大、林業の担い手の確保や育成、林業関係団体等の基盤の強化などを通じて、森林の適正管理を進めます。（環境森林部）
＜基本事業22103①～⑤、22201①～⑤、22202②、22301①②③⑤、22302①、22303①④、22306③⑤の再掲＞

基本事業 42203	森林・農地・海洋の公益的機能発揮のための保全活動の推進（主担当：地域振興部東紀州活性化・地域特定プロジェクト）		
目的 対象	中山間地域の公益的機能が		
目的 意図	森林・農地・海洋に携わる県民の保全活動により維持増進されている		
基本事業の目標項目	農林地等保全活動数	目標値（2006年度）	403
		現状値（2002年度）	320

〔基本事業目標項目の説明〕
・地域の事業体や住民、地域を支える県民による公益的機能の維持増進に向けた活動数（市町村からの事業実績報告書より）（活動数＝デカップリング注)1 支援活動数＋直接支払い集落協定取組数）

主な取組内容

① 中山間地域において三重県型デカップリングにより多様な保全活動を促進し、森林、農地、海洋の持つ公益的機能の増進をはかります。（地域振興部）
② 中山間地域の条件不利農地について、耕作放棄の未然防止を行い、多面的機能注)2 を持続的、効果的に発揮させます。（農水商工部）
③ 中山間地域における農地や農業用施設の適切な保全や利活用を促進し、多面的機能を発揮させるとともに、地域住民による保全活動を活性化します。（農水商工部）
④ 生物の多様性を確保し、多様な生息域が質、量ともに維持される望ましい海への回復をはかります。（農水商工部）＜基本事業22305①の再掲＞

注)1 デカップリング：173ページをご覧ください。
注)2 多面的機能：55ページをご覧ください。

施策　431　環境経営の推進

（主担当部局：環境森林部）

目的	対　象	事業者が		
	意　図	環境経営を経営方針に位置づけ、環境と経済が両立する持続可能な資源循環型社会づくりを進めている		
施策目標項目		環境経営実践事業所数	目標値（2006年度）	1,130事業所
			現状値（2002年度）	754事業所

〔施策目標項目の説明〕
・「ISO14001[注)1]または小規模事業所向けEMS[注)2]を認証取得した事業所数」、「企業環境ネットワーク・みえ[注)3]会員数」および「みえ・グリーン購入倶楽部[注)4]会員数」の合計数

現状と課題

身近な環境問題から地球規模の環境問題にいたる広範な環境問題に対応するためには、社会経済活動のあらゆる局面で環境への負荷を減らす必要があります。

こうした状況の中、県内では事業者のISO14001認証取得など自主的な環境保全活動が進んできましたが、持続可能な循環型社会を構築するためには、規模や業種を問わずすべての事業者に環境経営の考え方を普及し、事業者自らが環境への負荷の少ない事業活動を促進していく必要があります。

施策の取組方向

環境と経済を同軸でとらえた環境経営の理念の普及をはかり、事業者自らの環境負荷の少ない事業活動を促進します。このため、ISO14001の導入の促進や、小規模事業者など幅広い県内事業者が取り組みやすく、費用負担の少ない環境マネジメントシステム[注)5]の普及をはかるとともに、事業活動におけるライフサイクルアセスメント[注)6]の導入の検討を行います。

また、「企業環境ネットワーク・みえ」等との連携による廃棄物の再資源化に向けた取組を促進するとともに、「みえ・グリーン購入倶楽部」との協働や、東海三県一市など他府県との連携によりグリーン購入を普及します。

さらに、環境を軸にした市町村との情報交換などネットワーク化を進め、行政における環境経営の取組を推進します。

施策展開するために取り組む基本事業

43101　自主的な環境保全活動の促進　（環境森林部）
43102　多様な連携による環境経営の促進　（環境森林部）

注)1　ISO14001：環境マネジメントシステムの代表的なものとして、国際標準化機構（International Organization for Standardization）が定めた国際規格
注)2　小規模事業所向けEMS：従業員規模の少ない事業所などが自主的な環境負荷低減の活動に取り組みやすく費用負担も少ない環境マネジメントシステム
注)3　企業環境ネットワーク・みえ：三重県内のISO14001認証取得企業や環境問題に熱心に取り組む企業を中心としたネットワーク組織（2000年（平成12年）11月設立）

注)4　みえ・グリーン購入倶楽部：環境への負荷の少ない商品やサービスの優先的購入を進めるための県内の事業者、行政などでつくる地域ネットワーク組織（2003年（平成15年）１月設立）
注)5　環境マネジメントシステム：環境に関する経営方針・計画を立て、実施、点検、是正するというサイクルを体系的、継続的に実行していくことにより、企業等の組織が環境に与える影響を改善するための仕組
注)6　ライフサイクルアセスメント：製品やサービスについて、原料から生産、使用、廃棄までの間の環境への負荷を定量的に調査、分析、評価する手法

基本事業 43101	自主的な環境保全活動の促進（主担当：環境森林部環境経営室）		
目的	対　象	事業者が	
	意　図	自主的かつ継続的に環境負荷の削減に取り組んでいる	
基本事業の目標項目	10,000事業所あたりの環境マネジメントシステム導入率	目標値（2006年度）	79
		現状値（2002年度）	53

〔基本事業目標項目の説明〕
・県内全事業所（2002年度：92,909事業所）の10,000事業所あたりのISO14001または小規模事業所向けEMSの認証取得率
　マネジメントシステム導入率＝認証取得事業所数／（県内事業所数／10,000）

主な取組内容

①　事業者の自主的な環境負荷削減活動を促進するため、ISO14001または小規模事業所向けＥＭＳの認証取得や、ライフサイクルアセスメントを考慮した事業活動を促進します。（環境森林部）
②　市町村との協働・連携により環境保全活動の取組を促進するため、既にISO14001の認証を取得した市町村等と情報交換などを進めます。（環境森林部）
③　県の率先実行として、ISO14001による継続的な環境負荷削減に取り組むとともに、「みえ・グリーン購入基本方針」に基づいたグリーン購入[注)1]を進めます。（環境森林部）
④　三重県環境影響評価条例や三重県環境調整システムの運用等により、大規模開発事業等における環境配慮を確保します。（環境森林部）
⑤　環境保全施策推進の意志決定とその過程の透明性を向上させるために、環境会計システムの構築に取り組みます。（環境森林部）

※　①のうち小規模事業所向けＥＭＳの導入支援は、重点プログラム（元気５）「中小企業支援プログラム」で重点的に取り組みます。

注)1　グリーン購入：製品やサービスを購入する際、必要性を十分に考慮し、価格や品質、利便性、デザインだけでなく、環境への配慮から、環境への負荷の少ないものを優先して購入することをいいます。

基本事業 43102	多様な連携による環境経営の促進（主担当：環境森林部環境経営室）		
目的 対象	事業者が		
目的 意図	環境を軸にした多様な連携による資源循環型社会の構築に取り組んでいる		
基本事業の目標項目	事業所連携指数	目標値（2006年度）	1.5
		現状値（2002年度）	1

〔基本事業目標項目の説明〕
・事業所における環境を軸にした事業者の連携動向を示すための、「企業環境ネットワーク・みえ」、「みえ・グリーン購入倶楽部」に加入する会員数の増減についての傾向値（2002年度の会員数263を基準とします。）

主な取組内容

① 「企業環境ネットワーク・みえ」等との協働により、廃棄物の再資源化に向けた情報交換や、事業所におけるゼロ・エミッション[注)1]の取組などを促進します。（環境森林部）
② 「みえ・グリーン購入倶楽部」等との協働や、東海三県一市など他府県との連携により、グリーン購入を普及します。（環境森林部）
③ 環境経営に熱心に取り組む事業所等を表彰するとともに、優れた取組事例を県内の事業者に提供することにより、事業者の環境経営の取組を促進します。（環境森林部）

注)1 ゼロ・エミッション：国連大学が提唱している、廃棄物を全く出さない産業集団の形成をめざすという構想をいいます。ある産業からの廃棄物を別の産業が原材料として使用する、完全循環型の生産システムです。生産や消費活動からの排出物を限りなくゼロに近づけることにより、資源を有効活用し、環境負荷を伴わない社会をめざしていくキーワードになっています。

施策　432　環境を守り育てる活動への参加と協働の促進

（主担当部局：環境森林部）

目的	対　象	住民や事業者などすべての活動主体が		
	意　図	環境を守り育てる活動に参加している		
施策目標項目		環境保全活動参加者数	目標値（2006年度）	250,000人
			現状値（2002年度）	84,856人

〔施策目標項目の説明〕
・「県民総参加によるエコポイント推進事業」注)1、「こどもエコクラブ」注)2 および「身近な自然を体験する県民デー」注)3 のそれぞれの参加者の合計人数

現状と課題

これまで、住民やNPO、地域の団体、事業者、行政などさまざまな主体により環境保全活動が実施されてきましたが、今後はこれまで以上に、住民の環境を守り育てる活動への参加を促進する必要があります。また、環境学習や環境情報については、引き続きその充実と提供に努めるとともに、地球規模の環境保全に対して自治体レベルにおける国際協力に取り組む必要があります。

施策の取組方向

環境への負荷の少ない安全、安心な社会づくりを進めるための環境保全活動を推進します。このために、地球温暖化防止を目的とした県民総参加によるエコポイント推進事業や夏のエコスタイル注)4 キャンペーンを住民、事業者、行政などの協働・連携により実施するとともに、多くの住民が身近な自然にふれながら自然を大切にする心を育みます。また、次代を担う子どもたちが環境を学習する機会の充実をはかります。

一方、県民の自主的な環境保全活動を促進するため、環境学習情報センターにおける環境学習を推進するとともに、引き続きホームページ「三重の環境」を通じた環境情報の提供と、環境保全に関する県民ニーズの把握に努めます。

さらに、地球環境の保全に向けて、三重県に蓄積された環境保全技術を中国河南省をはじめアジア地域等へ技術移転するなど、国際的な環境保全への協力と貢献を推進します。

施策展開するために取り組む基本事業

43201	協働・連携で進める環境活動の促進	（環境森林部）
43202	環境学習および環境情報提供の推進	（環境森林部）
43203	国際的な環境保全への協力・貢献の推進	（環境森林部）

注)1　県民総参加によるエコポイント推進事業：家庭における電気使用量等の削減などの二酸化炭素排出削減の活動を支援する事業
注)2　こどもエコクラブ：小・中学生の子どもたちが数人～20人程度のグループを作り、仲間と一緒に地域環境、地球環境に関する学習や具体的な取組・活動を展開していくための組織
注)3　身近な自然を体験する県民デー：県内の環境保全団体が中心になって、多くの県民が身近な自然とふれあい、さまざまな自然を体験しながら、県内の豊かな森林や水について考える環境県民運動の催し

注)4　夏のエコスタイル：地球温暖化防止を目的として、オフィス等の適正冷房（28℃）の徹底により省エネルギーの取組を促進するとともに、従来の慣行を変え、夏季のさまざまな事業活動での軽装を広く呼びかける運動

基本事業 43201　協働・連携で進める環境活動の促進

（主担当：環境森林部環境活動室）

目的	対　象	住民や事業者などすべての活動主体が		
	意　図	多様な連携による環境創造活動に取り組んでいる		
基本事業の目標項目		民間環境保全活動団体数	目標値（2006年度）	120
			現状値（2002年度）	83

〔基本事業目標項目の説明〕
- 地球規模の環境問題から、地域の自然環境や身近な生活環境までさまざまな環境保全活動に取り組んでいる民間環境保全活動団体の数
- 民間環境保全活動団体：「環境NGO総覧（環境事業団編集）」に収録（収録予定を含む）されている県内の団体

主な取組内容

①　二酸化炭素の排出の伸びが著しい民生部門で、県民一人ひとりが率先して排出削減に取り組む体制を構築し、市町村や業界団体との協働のもとで、家庭での自主的な二酸化炭素排出削減活動を支援します。（環境森林部）

②　地球温暖化を防止するため、県内事業所等に広く呼びかけ、夏季のオフィスでの適正冷房28℃と軽装勤務を促進します。（環境森林部）

③　NPO等の団体、事業者等と連携し、子どもたちが環境問題にふれ、考える機会を提供する参加・体験型イベントを開催します。（環境森林部）

④　住民、NPO等の団体、事業者、行政が協力・連携して環境保全に取り組む体制（環境創造リーグ）を構築するとともに、多様な主体の協働による環境保全活動を促進します。（環境森林部）

※　①のうち県民総参加によるエコポイント推進事業は、重点プログラム（くらし15）「みんなで取り組むCO_2排出削減プログラム」で重点的に取り組みます。

基本事業 43202　環境学習および環境情報提供の推進

（主担当：環境森林部環境活動室）

目的	対　象	住民や事業者などすべての活動主体が		
	意　図	環境に関する知識やノウハウを習得できている		
基本事業の目標項目		環境学習参加者数	目標値（2006年度）	920,000人
			現状値（2002年度）	639,028人

〔基本事業目標項目の説明〕
- 環境学習の拠点施設である三重県環境学習情報センターの利用者数およびホームページ「三重の環境」の利用者数の合計人数

主な取組内容

① 環境学習への参加機会を拡充していくため、三重県環境学習情報センターを拠点に、参加・体験型環境講座や環境学習指導者養成講座、こどもエコクラブ交流会などを実施します。（環境森林部）

② ホームページ「三重の環境」をとおして、環境白書、環境学習、環境測定データ、条例、要綱などの三重県における最新の環境情報を提供します。（環境森林部）

基本事業 43203	国際的な環境保全への協力・貢献の推進（主担当：環境森林部環境活動室）		
目的 対象	開発途上国の環境が		
目的 意図	三重県からの環境技術の移転などにより改善している		
基本事業の目標項目	研修満足度	目標値（2006年度）	80点
		現状値（2002年度）	57点

〔基本事業目標項目の説明〕

・三重県が㈶国際環境技術移転研究センターに委託して実施している環境保全技術移転の研修生を対象に、研修内容の満足度についてアンケート調査を行い、回答点数（100点満点）をもとに加重平均値として算出

主な取組内容

① ㈶国際環境技術移転研究センターを活用して、三重県の友好提携先である河南省やアジアの自治体の職員を対象とした産業公害防止技術や規制手法など環境保全技術の研修を行い、環境技術の移転を進めます。（環境森林部、地域振興部）

施策　441　土地の計画的な利用の促進

（主担当部局：地域振興部）

目的	対　象	県土が		
	意　図	環境面で配慮され、かつ県民の安全性が確保されたうえで、質的に向上した利用が行われている		
施策目標項目		県土に占める自然的土地利用面積の割合	目標値（2006年度）	79.5%
			現状値（2002年度）	79.6%

〔施策目標項目の説明〕
・県土に占める自然的土地利用（農用地、森林、原野、水面等）面積の割合。自然環境の保全度を表し、開発と保全の調和がとれた土地利用の状態を象徴的に示すものです。

現状と課題

景気が低迷し経済が停滞していることに伴って、利用されていない土地が多く存在してきています。このような中、未利用地の有効な利用を促進するため、「三重県国土利用計画」および「三重県土地利用基本計画」を基本に土地利用関連諸施策が適切に行われる必要があります。また、土地の基本情報である地籍については、本県の地籍調査の進捗が全国と比較して大きく遅れていることから、地籍調査の未着手市町村に対して着手に向けた積極的な働きかけを行うなど着手率を向上させ、土地利用が円滑に行える基盤づくりをする必要があります。

施策の取組方向

望ましい県土の利用とその実現のために、「三重県国土利用計画」等を基本に土地利用関連諸施策が適切に行われるよう取り組むとともに、土地利用に関する情報を広く公開し、県民、企業、行政等の間で共有化できるよう努めます。

また、地籍については、土地に関する諸施策が円滑に行えるよう着手率を向上させるため、地籍調査の未着手市町村に対して着手に向けた積極的な働きかけを行います。

さらに、利用されていない土地における有効活用の促進を進めるとともに、適正な県土の利用が実現できるよう取り組みます。

施策展開するために取り組む基本事業

44101　土地の有効利用　（地域振興部）
44102　土地の基礎調査の推進　（地域振興部）

基本事業 44101	土地の有効利用（主担当：地域振興部資源活用室）		
目的 対象	県土が		
目的 意図	適正かつ総合的、計画的に利用されている		
基本事業の目標項目	土地利用基本計画の変更案件の調整達成度	目標値（2006年度）	100%
		現状値（2002年度）	100%

〔基本事業目標項目の説明〕
・「国土利用計画法」に基づく土地利用基本計画の変更案件のうち、国土利用計画審議会で了承された件数の割合

主な取組内容

① 「都市計画法」、「農業振興地域の整備に関する法律」等、各個別法に基づく諸計画の上位計画である「三重県土地利用基本計画」の適切な管理、運営を行うことにより、諸計画間の総合調整を行い、計画的な土地利用を促進します。（地域振興部）
② 投機的な土地取引の防止や県土の有効利用を促進するため、「国土利用計画法」に基づく土地取引の監視、届出・勧告制度などの適切な運用をはかります。（地域振興部）
③ 里道、水路等の法定外公共用財産の適正な管理と市町村への譲与事務を行うとともに、廃道、廃川敷等の県有普通財産の適正な管理と有効活用を行います。（県土整備部）

基本事業 44102	土地の基礎調査の推進（主担当：地域振興部資源活用室）		
目的 対象	市町村が		
目的 意図	地籍調査に着手し計画的な土地利用に役立てている		
基本事業の目標項目	地籍調査に着手している市町村の割合	目標値（2006年度）	75.0%
		現状値（2003年度）	50.7%

〔基本事業目標項目の説明〕
・県内全市町村に対する、地籍調査に着手している市町村の割合

主な取組内容

① 地籍調査の未着手市町村を対象に、地籍調査の必要性とメリットについて説明を行うとともに、県もあらゆる支援を推進し、市町村着手率を向上させます。（地域振興部）
② 地籍調査の必要性について、広報誌、インターネットホームページ等を活用し、県民に対しPRを行います。（地域振興部）
③ 地域の特性を生かした土地の開発、利用保全の計画に活用できるよう土地分類基本調査の成果物の幅広い利用をはかります。（地域振興部）
④ 県内の地域別に土地の適切な利用の促進、高度化、秩序ある開発保全をはかるために、一般の土地取引の目安となる地価調査を実施し、その結果を新聞、テレビやインターネットホームページ等により広く県民に周知します。（地域振興部）

施策　442　水資源の確保と効率的な総合利用

（主担当部局：地域振興部）

目的	対　象	水資源が		
	意　図	安全で安心できる水として安定的に供給できている		
施策目標項目		安心して飲める水の安定供給に対する満足度	目標値（2006年度）	64　%
			現状値（2003年度）	58.0%

〔施策目標項目の説明〕
・日常生活に欠かせない飲料水を安全で安定的に利用できると満足している県民の割合（県民意識基礎調査）

現状と課題

水道用水の安全性や水質について、有害物質、環境ホルモン等の対応への注目と、社会経済活動が水源の上流域に及ぶことによる水源汚染の懸念から、水質基準の強化等に向けた取組が求められています。また、2001年（平成13年）の「水道法」の改正により、水道事業者から第三者への業務委託、大口の自家用水道への法の適用等が規定され、効率的で安全安心な水を供給するための環境整備が求められています。一方で、社会構造の変化、長引く景気低迷を背景とした水需要の低迷はしばらく続くものと考えられます。

施策の取組方向

安全安心な水道用水を安定的に供給するため、広域化対策、震災対策等の施設整備を促進するとともに、水質を含めた危機管理体制を確立し、飲用水の水源のあり方等、より安全で安心できる飲み水の供給体制を整備します。また、各水道事業体の実情に応じた広域化による経営基盤の強化等、さらなる水の適正かつ合理的な使用に取り組みます。さらに、長良川河口堰等の未利用水源の新規需要開拓、用途間転用、利水安全度[注)1]等多方面から検討し、「水資源開発基本計画」[注)2]の改訂も考慮に入れて、有効利用方策を策定するとともに、現在建設中の川上ダムについては、早期完成に向け関係機関と調整していきます。

施策展開するために取り組む基本事業

44201　水資源の確保と有効活用　（地域振興部）
44202　水の安全・安定供給　（企　業　庁）

注)1　利水安全度：水需要に対して必要な水量を安定的に供給できる確実性のこと
注)2　水資源開発基本計画（フルプラン）：「水資源開発促進法」に基づき、産業の発展や都市人口の増加に伴い広域的な用水対策を実施する必要のある７つの水系（利根川、荒川、豊川、木曽川、淀川、吉野川、筑後川）を水資源開発水系に指定し、総合的な水資源の開発と利用の合理化を定めた計画

基本事業 44201	水資源の確保と有効活用（主担当：地域振興部資源活用室）		
目的 対象	水資源が		
目的 意図	必要なだけ確保され、効率的に利用されている		
基本事業の目標項目	施設能力水量に対する実給水率	目標値（2006年度）	54.6%
		現状値（2002年度）	51.6%

〔基本事業目標項目の説明〕
・水道用水、工業用水の施設能力に対する各年度の実給水量の割合（施設利用率）

主な取組内容

① 水資源の確保と安定供給の拡充のため、開発した水源の有効利用をはかるとともに、未利用水対策について関係機関と協議、調整、情報交換を行い、環境用水[注)1]や利水安全度[注)2]の観点からも検討します。（地域振興部、環境森林部、農水商工部、企業庁）
② 水源のかん養と環境保全のため、水源上流域の森林の育成管理に努めるとともに、水源地域の環境整備をはかるため、川上ダム水源地域整備計画関連事業等の地域整備事業を行います。（地域振興部）
③ 水道用水を安定的に供給するため、引き続き広域化対策、震災対策等の施設整備を促進します。（環境森林部）
④ 水資源の有限性、水の貴重さおよび水資源開発の重要性について、県民の関心を高めるため、啓発活動を実施します。（地域振興部）
⑤ 営農形態の変化等に伴う用水需要に対応するため、地域の実情に合わせた水源を安定的に確保するとともに、合理的な水の配分をはかります。（農水商工部）

注)1 環境用水：河川維持用水をはじめ、河川環境を良好な状態に維持、保全するための用水
注)2 利水安全度：184ページをご覧ください。

基本事業 44202	水の安全・安定供給（主担当：企業庁都市用水室）		
目的 対象	水供給体制が		
目的 意図	安全で安定的に供給されるよう整備されている		
基本事業の目標項目	安全・安定給水の障害発生件数	目標値（2006年度）	0件
		現状値（2003年度）	0件

〔基本事業目標項目の説明〕
・企業庁の管理に起因してユーザーへの給水に支障が生じた水質事故や漏水等の件数

主な取組内容

① 水道用水、工業用水の安定給水および効率的な事業運営をはかるため、既存施設の更新や

改良工事を進めるとともに、耐震化工事などを計画的に実施します。（企業庁）
② 市町村の水需給計画に基づき、水道用水供給事業の建設を的確かつ効率的に推進し、水道水の安定供給をはかります。（企業庁）
③ 水道用水の安全確保対策として、「三重県水道水質管理計画」を環境森林部と連携して推進するとともに、水質検査体制を充実強化することにより、新たな厚生労働省令による水質基準の全項目検査を行い、安全な水道水の供給をはかります。（企業庁）
④ 県民ニーズに応え、信頼を高めるため、ISO9000シリーズ（品質マネジメントシステム）を維持し、PDCA（Plan（企画）Do（実施）Check（評価）Action（改善））サイクルを有効に運用することで、品質管理の徹底と業務の継続的改善を行い、「安全・安心・良質な水の安定供給」をはかります。（企業庁）
⑤ 企業誘致に対応し、経済性を検討しつつ、迅速かつ的確に進めます。（企業庁）

施策　443　エネルギー対策の推進

（主担当部局：総合企画局）

目的	対　象	住民、事業者、市町村、県が		
	意　図	エネルギーの安定供給や快適な県民生活を維持するため、さまざまなエネルギーを適切に組み合わせている		
施策目標項目		新エネルギーの導入量（原油換算）	目標値（2006年度）	179,000kl
			現状値（2002年度）	153,631kl

〔施策目標項目の説明〕
・県内における新エネルギー導入による従来型一次エネルギー（石油・石炭等）の原油換算削減量（三重県新エネルギービジョン）
・目標値は、「三重県新エネルギービジョン」における2010年度（平成22年度）目標値の中間年次値

現状と課題

太陽光発電などの新エネルギーは、地球温暖化対策として期待されており、計画的な導入が求められていますが、経済性が低いことなどから、県施設に新エネルギーを率先導入することや普及啓発活動により、新エネルギーに対する住民、事業者、市町村の理解を深める必要があります。

また、エネルギーの安定供給や資源の有効利用などの観点から、既存水力発電の効率的な運営をはかるとともに、ごみの持つ未利用エネルギーを有効利用していく必要があります。

施策の取組方向

県自ら新エネルギーを率先導入するとともに、住民、事業者、市町村が新エネルギーに対する理解を深めその導入を促進するため、さまざまな支援策や普及啓発を行います。

また、水力発電による電力を安定的に供給するため、施設の適切な管理運営と計画的な改良改築工事の実施および危機管理体制の強化を行い、自然環境型エネルギーの確保に努めるとともに、施設の安全性の確保を前提として、ごみの持つ未利用エネルギーの有効活用に努めます。

施策展開するために取り組む基本事業

44301　地球にやさしいエネルギー対策の推進　（総合企画局）
44302　電力・エネルギーの安定供給　（総合企画局）

基本事業 44301	地球にやさしいエネルギー対策の推進（主担当：総合企画局特定政策室）		
目的 対象	住民、事業者、市町村、県が		
目的 意図	新エネルギーの導入の促進に協働で取り組んでいる		
基本事業の目標項目	県全体の太陽光発電能力	目標値（2006年度）	29,000kW
		現状値（2002年度）	7,521kW

〔基本事業目標項目の説明〕
・県、市町村、民間等の太陽光発電システム最大出力合計値

主な取組内容

① 住宅太陽光発電システムの普及を促進するため、住民への補助事業を実施する市町村に対して住宅用太陽光発電システム普及支援事業を実施します。（総合企画局）
② 学校施設への太陽光発電システムの導入を進めるため、市町村や学校法人に対してエコスクール[注)1]支援事業を実施します。（総合企画局）
③ 住民への新エネルギー普及啓発のため、県施設への新エネルギー率先導入事業を実施します。（総合企画局）
④ 新エネルギーに対する住民や市町村等の理解を深めるため、新エネルギーの普及啓発事業を実施します。（総合企画局）

※ ①～③は、重点プログラム（くらし15）「みんなで取り組むCO₂排出削減プログラム」で重点的に取り組みます。

注)1 エコスクール：環境を考慮した学校施設のことで、太陽や風力の活用、雨水・中水の利用など省資源化に取り組んでいます。

基本事業 44302	電力・エネルギーの安定供給（主担当：総合企画局特定政策室）		
目的 対象	電力・エネルギーを供給している公営企業が		
目的 意図	資源エネルギーの有効活用による循環型社会システムの構築に寄与するために、多様なエネルギー源を生かし、電力の安定供給を行っている		
基本事業の目標項目	発電施設能力（企業庁）	目標値（2006年度）	110,070kW
		現状値（2003年度）	97,800kW

〔基本事業目標項目の説明〕
・企業庁所轄発電所の最大出力の合計値

主な取組内容

① 電力・エネルギーの安定供給に対する理解を深めるため、発電施設周辺地域や石油貯蔵施設周辺地域の公共施設を整備するための交付金を交付します。（総合企画局）

② 自然エネルギーである水力発電による電力を安定的に供給するため、施設の適切な管理運営と計画的な改良改築工事の実施および危機管理体制の強化を行い、自然環境型エネルギーの確保に努めます。（企業庁）

③ 三重ごみ固形燃料（RDF）発電事業については、施設の安全性の確保を前提として、ごみの持つ未利用エネルギーの有効活用に努めます。（企業庁）

第５節

人と地域の絆づくりと魅力あふれるふるさと創造

〔政　策〕		〔施　策〕	〔基本事業〕	〔ページ〕
1	多様な交流と連携の促進	1 在住外国人との共生社会づくりと国際交流・貢献の推進	(51101～51103)	191
		2 県境を越えた交流・連携の推進	(51201～51202)	194
		3 科学技術交流の推進	(51301～51303)	197
2	県民参画による地域づくりと交流・連携を支える絆づくりの推進	1 多様な活動主体の参画による地域社会づくりの推進	(52101～52102)	200
		2 分権型社会の実現	(52201～52203)	203
		3 住民参画によるまちづくりの推進	(52301～52302)	206
		4 県情報の効果的な発信による情報共有化の推進	(52401～52404)	209
		5 ＩＴ（情報通信技術）の利活用によるサービスの高度化	(52501～52505)	213
3	活力ある地域づくりの推進	1 地域振興プロジェクトの推進	(53101～53104)	218
		2 快適で豊かな農山漁村づくり	(53201～53202)	221
		3 流域圏づくりの推進	(53301～53302)	224
		4 過疎・離島・半島地域の振興	(53401～53403)	226
4	快適なまちづくりの推進	1 快適な都市環境の整備	(54101～54105)	230
		2 ゆとりある住まいづくり	(54201～54203)	234
5	交流・連携を広げ社会を支える基盤の整備	1 高速交通網の整備	(55101～55102)	237
		2 道路網の整備	(55201～55204)	240
		3 公共交通網の整備	(55301～55303)	244
		4 港湾の整備	(55401～55403)	247
		5 基盤整備を進めるための公共事業の適正な運営と円滑な推進	(55501～55504)	250

施策　511　在住外国人との共生社会づくりと国際交流・貢献の推進

（主担当部局：生活部）

目的	対　象	在住外国人を含む県民が		
	意　図	お互いを尊重し合い、国際社会の一員として世界の中で絆を深めている		
施策目標項目		国際交流等を行うボランティア団体数	目標値（2006年度）	162団体
			現状値（2002年度）	125団体

〔施策目標項目の説明〕
・在住外国人との共生社会づくり、国際交流・貢献などを活動内容とするボランティア団体数（財三重県国際交流財団調べ）

現状と課題

本県では、在住外国人が年々増加しており、2003年（平成15年）末で約４万人と県人口の約2.1%を占めるようになっています。こうしたことから、地域社会においては、生活面でのさまざまな課題が生じてきており、その解決をはかるとともに、地域社会を担う一員として在住外国人を位置づけ、共生社会づくりを進める必要があります。

また、地球時代にふさわしい国際社会の一員として、県内に蓄積された技術、文化、人的資源等を活用して、開発途上国の発展などに貢献していく必要があります。

施策の取組方向

在住外国人の日常生活におけるさまざまな課題の解決に向けた取組や共生社会の実現に向けた地域づくりの取組を、地域住民、NPO、在住外国人、市町村等と連携・協働して進めます。

また、国際交流については、姉妹・友好提携を軸に、住民相互の交流を中心とした事業展開をはかるとともに、地域における草の根の交流が一層活発化するよう、民間団体、ボランティアなどさまざまな活動主体への支援や活動しやすい環境づくりを進めます。

国際貢献については、その重要な担い手である県民各層の参加意識の醸成をはかるとともに、県民、NPO等の国際貢献活動への支援、行政による貢献活動を推進します。

施策展開するために取り組む基本事業

51101	在住外国人との共生社会づくり	（生　活　部）
51102	県民主体の多様な国際交流活動への支援	（生　活　部）
51103	多様な資源を活用した国際貢献の推進	（生　活　部）

基本事業 51101	在住外国人との共生社会づくり（主担当：生活部国際室）		
目的 対象	在住外国人を含む県民が		
目的 意図	お互いを尊重し合う共生社会の中で生活している		
基本事業の目標項目	共生社会づくりに向けた地域の協働事業数	目標値（2006年度）	25事業
		現状値（2002年度）	4事業

〔基本事業目標項目の説明〕
・県の参画・支援のもとに、在住外国人との共生社会づくりに向け、地域が主体となって取り組んだ事業の数

主な取組内容

① 県民として地域社会で暮らしていくために必要となる基礎的な生活情報やルールを、在住外国人に伝えるしくみづくりを進めるとともに、外国人向けの相談窓口の設置や、地域社会における外国人支援の担い手の育成に努めます。（生活部）
② 言葉の問題や災害に関する知識の不足のため、災害弱者の立場にある在住外国人が、地震などの災害発生に備えて安心して暮らせるように、在住外国人を支援する防災ボランティアの育成や在住外国人の防災意識の普及啓発を進めます。（生活部）
③ 外国人が安心して医療機関で受診できる環境を整備するため、医療通訳者の派遣体制の整備など、医療現場における言葉の壁の問題を解決する取組を推進します。（生活部）
④ 不就学・不登校の外国人の子どもたちへの就学の働きかけ等を地域住民、NPO、学校、行政等が連携・協働して取り組んでいくしくみづくりを進めるとともに、外国人の子どもたちの学習・教育環境の改善に努めます。（生活部、教育委員会）
⑤ 在住外国人が抱える生活上の課題解決に取り組む手法や担い手の幅を広げるため、コミュニティビジネス[注)1]の手法を生かした取組を推進します。（生活部）
⑥ 外国人の就労状況等を詳細に把握しながら外国人労働者を巡る課題の明確化と必要な施策の検討を行います。（生活部）

※ ①～⑤は、重点プログラム（絆６）「国際貢献・外国人との共生社会推進プログラム」で重点的に取り組みます。

注)1 コミュニティビジネス：地域等のコミュニティを基盤として、その構成員が地域等の課題を解決するためにコミュニティの資源を活用して、採算性を維持しつつ、継続的に事業活動を行うしくみ

基本事業 51102	県民主体の多様な国際交流活動への支援（主担当：生活部国際室）		
目的 対象	国際交流に理解、意欲のある県民が		
目的 意図	多彩な国際交流を展開している		
基本事業の目標項目	派遣・受入団体の数	目標値（2006年度）	150団体
		現状値（2003年度）	125団体

〔基本事業目標項目の説明〕
・行政、学校、団体等において国際交流を目的に派遣した団体および受け入れた団体の合計数

主な取組内容

① ブラジル・サンパウロ州、中国河南省、スペイン・バレンシア州およびパラオ共和国の４つの姉妹・友好提携先との友好交流事業を民間主体で進めます。（生活部）
② 県および市町村に外国人指導助手や国際交流員を招致することにより、学校での語学指導や国際理解教育、地域による生涯教育や国際交流事業を促進します。（生活部）
③ 国際化社会に対応できる職員を育成し、県民が行う多様な国際交流活動を支援する能力の向上をはかるため、外務省および㈶自治体国際化協会海外事務所へ職員を派遣します。（生活部）

基本事業 51103	多様な資源を活用した国際貢献の推進（主担当：生活部国際室）		
目的 対象	蓄積された資源を有する機関や個人が		
目的 意図	それらを活用して国際貢献活動を推進している		
基本事業の目標項目	国際貢献活動に携わった県民の数	目標値（2006年度）	80団体・人
		現状値（2002年度）	27団体・人

〔基本事業目標項目の説明〕
・県が参画・支援した取組を通じて、国際貢献活動に携わった県民（団体・個人）の数

主な取組内容

① 小・中・高校の授業等において国際貢献に関する学習が推進できるよう、教員を対象とした研修等を行うとともに、大学等において、国際貢献の機会や方法を紹介する機会づくりを進めます。（生活部）
② 海外での貢献活動を学び、体験できる機会づくりを進め、国際貢献の気運醸成と新たな活動家の掘り起こしを行います。（生活部）
③ 国際貢献フェスタの開催等を通じ、県民に対してNPO等による国際貢献活動を紹介するとともに、国際貢献活動への県民参加を呼びかけることにより、NPO等の活動を支援します。（生活部）
④ シニア世代の有する教育、農林水産業、環境などの知識・技術を生かした、海外における貢献活動の機会づくりを進めます。（生活部）
⑤ 県内企業等に外国人技術研修員を受け入れる機会を提供し、企業等による国際貢献活動を促進します。（生活部）

※ ①～⑤は、重点プログラム（絆６）「国際貢献・外国人との共生社会推進プログラム」で重点的に取り組みます。

施策　512　県境を越えた交流・連携の推進

（主担当部局：総合企画局）

目的	対　象	三重県と近隣府県等が		
	意　図	県境や圏域を越えた交流・連携を行っている		
施策目標項目		近隣府県等との広域連携に関する認知度	目標値（2006年度）	25　%
			現状値（2003年度）	11.3%

〔施策目標項目の説明〕
・県境を超えた広域連携事業に対する県民の認識、理解の割合

現状と課題

交通手段や情報通信技術の進歩により、行政の境を越えた交流が活発化する中で、広域的な観点から地域整備をはかるとともに、地域の自立性を高めていくことが今後ますます重要と考えられます。

その中で、知事会や協議会等における広域連携については、既存の交流・連携事業の進行管理に努め、広域的な政策課題の把握や課題解決に向けた効果的な取組ができるかが課題です。

施策の取組方向

「近畿・中部圏」、「環伊勢湾広域交流圏」、「紀伊半島広域交流圏」の三つの広域交流圏を中心に、県境を越えた交流・連携を推進するため、知事会や協議会等の活性化に取り組み、積極的な情報交換を行うことにより、新たな広域的政策課題の把握や広域連携事業の適切な進行管理に努め、多様な分野にわたる広域連携事業の推進をはかります。

また、2005年日本国際博覧会の開催に向け、広域的な支援協力と参画を行います。

首都機能移転については、関係３府県をはじめ、近畿圏・中部圏の行政・経済界のみならず他候補地とも連携して、国等に対する要望活動や広報活動等を実施し、移転が決議されるとともに、三重・畿央地域が移転先地と選定されるよう取り組みます。

施策展開するために取り組む基本事業

51201　近畿・中部圏との交流ネットワークの形成　（総合企画局）
51202　広域交流圏の形成　（総合企画局）

基本事業 51201	近畿・中部圏との交流ネットワークの形成（主担当：総合企画局首都機能移転・広域交流推進室）		
目的 対象	三重県と近畿・中部圏の各府県等が		
目的 意図	交流・連携に取り組んでいる		
基本事業の目標項目	近畿・中部圏における広域連携事業数	目標値（2006年度）	6事業
		現状値（2003年度）	3事業

〔基本事業目標項目の説明〕
・近畿・中部圏における県境を越えた人の交流や地域が連携した取組など、広域連携事業の数

主な取組内容

① 近畿圏と中部圏の一体化が強化された交流ネットワークの形成に向けて、両圏域の知事会や開発協議会等に参画し、広域連携事業や国への政策提言活動などを行います。（総合企画局）

② 関西の行政と経済界が一体となって関西の総合力の向上をめざす関西広域連携協議会において、文化・観光振興、環境などの政策課題について、調査研究や企画立案を行います。（総合企画局）

③ 近畿・中部圏の行政・経済界等と連携して、首都機能移転の意義・必要性、三重・畿央地域の優位性をアピールして移転の国民的議論を喚起し、国会の移転決定に寄与します。（総合企画局）

基本事業 51202	広域交流圏の形成（主担当：総合企画局首都機能移転・広域交流推進室）		
目的 対象	三重県と共通の政策課題を持つ府県等が		
目的 意図	多様な交流・連携に取り組んでいる		
基本事業の目標項目	広域交流圏における広域連携事業数	目標値（2006年度）	16事業
		現状値（2003年度）	13事業

〔基本事業目標項目の説明〕
・環伊勢湾、紀伊半島広域交流圏等における県境を越えた人の交流や地域が連携した取組など、広域連携事業の数

主な取組内容

① 東海三県一市が、地域共同体として、環境対策、震災対策やＩＴ（情報通信技術）施策の推進などについて、検討組織を設置して、共同の取組を行います。（総合企画局）

② 伊勢湾総合対策協議会において、伊勢湾地域の持続的な発展をはかるため、「伊勢湾の総合的な利用と保全に係る指針」に基づく取組を行います。（総合企画局）

③ 紀伊半島広域交流圏において、紀伊半島の持つ豊かな自然や歴史、文化資源を生かし、熊野古道の世界遺産登録や広域的な観光振興などの取組を行います。（総合企画局）

④ 日本まんなか共和国（三重、福井、岐阜、滋賀の４県連携）において、日本まんなか文化

首都事業など多様な分野での交流・連携事業を行います。（総合企画局）

⑤　圏域の枠を越えて共通の政策課題を持った府県等との研究会に参画し、地方から主体的に政策提言や情報発信を行います。（総合企画局）

施策　513　科学技術交流の推進

（主担当部局：総合企画局）

目的	対　象	県民と研究機関が		
	意　図	科学技術に関する交流を深めている		
施策目標項目		県試験研究機関の産学官共同研究件数	目標値（2006年度）	38件
			現状値（2003年度）	35件

〔施策目標項目の説明〕
・科学技術振興センターが実施する産業界、大学等高等教育機関との共同研究の件数

現状と課題

本県の科学技術の振興をはかるためには、科学技術を育む風土の形成が必要であり、そのためには、県民、行政を交えた科学技術の交流や、産学官共同研究を推進することが重要です。また、科学技術の振興には県民の理解と支持が不可欠であり、公開講座の開催やインターネットを通じた情報の受発信等により、県民と研究者の双方向コミュニケーションの充実をはかり、社会とともに歩む研究機関をめざすことが求められています。

施策の取組方向

産業界や社会のニーズに対応した研究開発を行うため、産学官の研究交流、産学官共同研究などを積極的に推進します。また、他府県との連携や各種学会への参加促進など、さまざまな機会において研究者間の交流を推進し、研究者のネットワークを構築します。

社会に開かれた研究機関を推進するため、「みえサイエンス・アカデミー」の運営を充実し、インターネットサイエンスサポーターを積極的に活用することにより、県民の意見を科学技術振興に反映させていきます。また、インターネットを通じた研究成果情報の公開やメールマガジンの発行など、科学技術に関する情報発信を積極的に行います。

さらに、県民の科学技術に対する興味・関心を育てるため、施設の一般公開や一般公開講座を開催するとともに、青少年の理科離れ防止と優れた科学技術人材の育成に寄与するため、子ども科学体験教室や出前科学体験教室等を開催します。

施策展開するために取り組む基本事業

51301	研究交流の推進	（総合企画局）
51302	交流による科学技術の振興	（総合企画局）
51303	開かれた公設試験研究機関の推進	（総合企画局）

基本事業 51301	研究交流の推進（主担当：総合企画局科学技術振興センター）		
目的 対象	企業、高等教育機関、公設試験研究機関が		
目的 意図	共同研究等を活発に行い、研究者間の交流が進んでいる		
基本事業の目標項目	産学官研究会数	目標値（2006年度）	5件
		現状値（2002年度）	4件

〔基本事業目標項目の説明〕
・科学技術振興センターが主催する産業界、大学等高等教育機関との研究会の数

主な取組内容

① 情報技術・環境などの重点研究分野や地域の先導的な分野において、プロジェクト研究課題の発掘を目的に、研究会を組織して情報の収集や研究内容についての検討を行います。（総合企画局）
② 研究員の学会等への積極的な参加を支援し、研究成果の発表等を通じて、各界研究者との広範な交流を推進し、研究開発能力の向上をはかります。（総合企画局）
③ 福井、滋賀、岐阜県との四県連携を強化し、清酒等に関する共同研究を実施するなど、近隣府県の試験研究機関との技術交流を進めます。（総合企画局）
④ 本県と姉妹、友好提携関係にある中国河南省などへの技術協力を行うため、科学技術振興センターへ研究員を受け入れます。（総合企画局）
⑤ 科学技術振興センター顧問を配置し、研究活動に対する指導、助言を得るとともに、研究者のネットワークづくりの強化をはかります。（総合企画局）

基本事業 51302	交流による科学技術の振興（主担当：総合企画局科学技術振興センター）		
目的 対象	科学技術に関心のある県民が		
目的 意図	科学技術への関心を高め、交流を深めている		
基本事業の目標項目	一般公開講座等の参加者数	目標値（2006年度）	10,000人
		現状値（2002年度）	4,162人

〔基本事業目標項目の説明〕
・科学技術振興センターが実施する一般公開講座、施設公開、子ども科学体験教室、出前科学体験教室等への参加者数

主な取組内容

① 「みえサイエンス・アカデミー」を運営し、科学技術に関する県民ニーズや地域課題の情報収集・把握に努めます。（総合企画局）
② 子ども達を対象にした科学体験教室の開催や、子ども向けの科学技術に関するホームペー

ジの公開により、青少年が科学技術に親しめる機会を増やしていきます。（総合企画局）
③　試験研究機関の一般公開やセミナーを行い、業務内容や研究成果をわかりやすく紹介することにより、県民との交流をはかります。（総合企画局）

基本事業 51303	開かれた公設試験研究機関の推進（主担当：総合企画局科学技術振興センター）		
目的 対象	科学技術に関心のある県民が		
目的 意図	公設試験研究機関の研究成果や科学技術情報、試験機器などの資源を活用している		
基本事業の目標項目	県試験研究機関ホームページアクセス件数	目標値（2006年度）	1,111,000件
		現状値（2002年度）	841,033件

〔基本事業目標項目の説明〕
・科学技術振興センターのホームページへの年間訪問者数

主な取組内容

①　研究機関を接続する独自のネットワークを利用して、講座の動画配信や研究成果のデータベース検索などホームページの充実をはかり、インターネットを活用した積極的な情報提供を行います。（総合企画局）
②　ベンチャー企業や研究開発型企業の行う技術開発、新製品開発を支援するため、試験評価機器や加工機器などを企業に開放し、その利用を促進します。（総合企画局）
③　県民ニーズに応じた研究課題の設定とその管理を行うため、外部評価委員会による研究評価システムの的確な運用を行います。（総合企画局）＜基本事業23404①の再掲＞
④　「みえサイエンス・アカデミー」を運営し、科学技術に関する県民ニーズや地域課題の情報収集・把握に努めます。（総合企画局）＜基本事業51302①の再掲＞

施策　521　多様な活動主体の参画による地域社会づくりの推進

（主担当部局：生活部）

目的	対　象	地域における多様な活動主体が		
	意　図	ネットワークを形成し協働しながら、あらゆる分野の社会活動に参画している		
施策目標項目		行政（市町村・県）から市民への移行事業数	目標値（2006年度）	60事業
			現状値（2002年度）	19事業

〔施策目標項目の説明〕
・行政（市町村・県）が実施してきた事業のうち、NPOやボランティア団体など市民自らが行うこととなった事業数の累計

現状と課題

市民活動やボランティア活動などの社会的認知が高まるにつれ、行政が施策を推進していく上でNPO等との協働がますます重要となってきていますが、協働が一層進んでいくためには、協働のルール、協働事業を評価するしくみの定着が不可欠です。

さらに、住民による自主的・自発的な社会活動がより活発化していくこれからの地域社会においては、これまでのように行政があらゆる公共的分野に関与するのではなく、地域住民やNPO等と行政が、それぞれの個性や能力に応じて役割を分担し、共に地域社会で求められる「公」を担っていくことが必要です。

施策の取組方向

NPO等と行政が協働の質を高めながら、新たな役割分担を構築していくため、双方向で協働事業の評価を行う、協働事業評価システムの一層の充実とその浸透・定着をはかります。

また、NPO等からの協働事業の提案を行政が受け止め、その実現に向け双方が協働で協議・調整を行う協働事業提案制度を運用するとともに、行政とNPO等が対話や意見交換を行うための場づくりを進めます。

さらに、みえ市民活動ボランティアセンターの機能の充実や市民活動に関する情報誌・ホームページ「NAVIS」の充実等により県民の主体的な社会参画活動の活発化、多種・多様化を支援・促進します。

施策展開するために取り組む基本事業

52101　多様な活動主体による協働の推進　（生　活　部）
52102　県民の社会参画活動への支援　（生　活　部）

基本事業 52101	多様な活動主体による協働の推進（主担当：生活部ＮＰＯ室）		
目的 対象	県民が		
目的 意図	豊かな市民社会の実現をめざして、社会的役割を担っている		
基本事業の目標項目	行政（市町村、県）と市民活動団体等との協働事業数	目標値（2006年度）	220事業
		現状値（2003年度）	183事業

〔基本事業目標項目の説明〕
・行政（市町村、県）と市民活動団体やボランティア団体などが協働で実施した事業の数

主な取組内容

① NPO等と行政の協働の質を高め、民間と行政の役割分担を明確にしていくため、「NPOと行政の協働事業評価システム」の運用を進めます。（生活部）
② 協働事業評価システムが一層効果的に機能するよう、評価に関わる官民の協働コーディネーターの養成と資質向上をはかるとともに、協働事業に参画した活動主体が、連携・協力して今後の事業展開に有効な改善を進めていける場づくりを充実します。（生活部）
③ 2003年度（平成15年度）に創設した「NPO等からの行政との協働事業提案募集制度」を引き続き実施し、NPO等の柔軟な発想力と行動力を生かした事業展開をはかります。（生活部）
④ 市町村における協働事業が一層拡充するよう、各種の情報やノウハウ注)1 の提供などの支援を進めます。（生活部）

注)1 ノウハウ：31ページをご覧ください。

基本事業 52102	県民の社会参画活動への支援（主担当：生活部ＮＰＯ室）		
目的 対象	県民が		
目的 意図	市民活動やボランティア活動など、多様な地域貢献活動を活発に行っている		
基本事業の目標項目	市民活動を支援する施設が情報発信している活動団体数	目標値（2006年度）	1,000団体
		現状値（2003年度）	675団体

〔基本事業目標項目の説明〕
・みえ市民活動ボランティアセンター、各市町村の市民活動センター、民間のサポートセンターにおいて、活動等の情報発信が行われている活動団体の数

主な取組内容

① みえ市民活動ボランティアセンターにおける、活動場所の提供、情報の受発信、交流機会の提供などの支援機能や協働事業の実践の場としての機能を一層充実させるとともに、各地域に設置されている民間の中間支援組織（サポートセンター）が地域の活動の拠点となっていくよう支援を進めます。（生活部）

② 市民活動やボランティア活動の一層の発展を支援するため、情報誌やホームページ等による情報提供の充実をはかります。（生活部）

③ 各地域における社会貢献活動等が一層活発化するよう、県内のサポートセンター等と連携しながら、市民活動団体等と地域のボランティアグループ、地縁組織、さらには、参画意識のある個人などがネットワークを形成し、多様な活動展開をはかっていくための環境づくりに取り組みます。（生活部）

施策　522　分権型社会の実現

（主担当部局：地域振興部）

目的	対　象	県民・市町村・県が		
	意　図	自主性、自立性を高め、県民の自発的なまちづくり活動や行政への参画が活発になるように各々の役割を担い、行動している		
施策目標項目		行政（県・市町村）の取組についての県民参加度	目標値（2006年度）	46　%
			現状値（2003年度）	33.0%

〔施策目標項目の説明〕
・県や市町村の行政における企画（Plan）―実施（Do）―評価（See）の各段階で県民参加の機会がどの程度設けられているのかを示す指標（県民意識基礎調査）

現状と課題

県は、2003年（平成15年）３月に策定した「三重県地方分権推進方針」の具体化に取り組むとともに、2005年（平成17年）３月の合併特例法期限内での合併に向けて、市町村の主体的な取組に対する支援を行っているところです。このような中、県民、市町村、県などさまざまな主体が、対等・協力の関係のもとに、それぞれの役割分担にもとづき地域の課題に取り組む社会の実現をはかるとともに、市町村の自治能力を高めるため、行財政基盤を強化することが課題となっています。

施策の取組方向

これまで行政が主体で取り組んできた公共的な課題の中で、身近なまちづくりなどについては、行政に頼らず、住民やコミュニティ組織、NPOその他民間セクターが協働して、自ら取り組むことのできるしくみづくりを促進します。

市町村が可能な限り住民等に身近な行政事務を処理することができる自立性の高い行政主体となるよう、市町村の規模や能力のさらなる充実強化をはかるとともに、必要とされる行政運営、財政運営の支援に取り組みます。

県は、「基礎自治体優先の原則」をこれまで以上に実現していくため、市町村に対する補完機能を縮減するとともに、広域自治体としての機能強化をはかります。

市町村合併に関しては、住民等に対する情報提供に努め、また法定合併協議会の主体的な取組を積極的に支援するとともに、合併市町村の一体的・自立的なまちづくりをハード、ソフト両面から支援します。

施策展開するために取り組む基本事業

52201	地方分権の推進	（地域振興部）
52202	市町村合併の推進	（地域振興部）
52203	市町村行財政運営の支援	（地域振興部）

基本事業 52201	地方分権の推進（主担当：地域振興部地方分権室）		
目的	対　象	市町村、県が	
	意　図	新たな地方分権改革に取り組み、自主性・自立性の高い地方公共団体になっている	
基本事業の目標項目	市町村への権限移譲度	目標値（2006年度）	1,970
		現状値（2002年度）	1,770

〔基本事業目標項目の説明〕
・市町村への権限移譲度＝権限移譲項目数×移譲対象市町村数
・2006年度（平成18年度）末の目標値は、合併した市町村には少なくとも２つの事務権限を、その他の市町村には少なくとも１つの事務権限を新たに移譲することを目標として設定しています。

主な取組内容

① 地域内分権システム研究会での研究を通じ、地域内分権を推進できる人材を育成するとともに、地域内分権実現に向けた各地域の取組を支援します。（地域振興部）
② 県と市町村が真の対等、協力の関係を築くため、市町村と協議しながら、県事業の市町村における一体的実施、包括的権限移譲の推進、県単独市町村補助金・市町村負担金の抜本的見直しに取り組みます。（地域振興部）
③ 県と国の役割分担や広域連携のあり方など、市町村合併進展後の県のあり方について他府県や経済団体等との協議に取り組みます。（地域振興部）

※ ①～③は、重点プログラム（絆７）「分権・自治推進プログラム」で重点的に取り組みます。

基本事業 52202	市町村合併の推進（主担当：地域振興部市町村合併室）		
目的	対　象	市町村が	
	意　図	合併により自治能力を高め、自らの責任と判断で住民ニーズを反映した行政運営を行っている	
基本事業の目標項目	新市町村まちづくり進捗度	目標値（2006年度）	25%
		現状値（2003年度）	0%

〔基本事業目標項目の説明〕
・新市町ごとの市町村建設計画における財政計画の10か年合計額（義務的経費を除く）に対する新市町の予算額の累計額（義務的経費を除く）の割合の加重平均値

主な取組内容

① 市町村合併への理解とともに合併議論が深められるよう、住民や民間団体など多様な主体への市町村合併に関する各種の情報提供等を行います。（地域振興部）
② 地域の主体的な取組に基づく具体的な合併協議が円滑に進められるよう、合併協議会における自主的な取組を人的・財政的に支援します。（地域振興部）

③　合併市町村がハード・ソフト両面から一体的・自立的なまちづくりが進められるよう、合併支援交付金制度に基づく財政支援を行います。（地域振興部）

※　①～③は、重点プログラム（絆７）「分権・自治推進プログラム」で重点的に取り組みます。

基本事業 52203	市町村行財政運営の支援（主担当：地域振興部市町村行政室）		
目的 対象	市町村が		
目的 意図	自己決定と自己責任のもと、行政事務を的確に処理するとともに、安定的に財政運営を行っている		
基本事業の目標項目	県内市町村の経常収支比率	目標値（2006年度）	83.2%以下
		現状値（2002年度）	83.8%

〔基本事業目標項目の説明〕
・経常経費に充当された経常一般財源の比率。財政構造の弾力性を判断する指標で、この数値が低いほど弾力性がある。厳しい財政状況の中で、県内市町村の経常収支比率は上昇しているため、市町村の行政改革や的確な財政運営を支援することにより、経常収支比率の上昇を抑制する。目標値は2001年度（平成13年度）の全国平均値で、現状値は2002年度（平成14年度）の県内市町村の平均値

主な取組内容

①　市町村が分権型社会にふさわしい行政運営を行い、真に県民に必要な行政サービスを自主的・効果的・効率的に提供できるよう、必要な情報提供や支援を行います。（地域振興部）
②　市町村合併に伴う地方交付税の算定の特例や合併特例債などの制度を的確に運用するとともに、厳しい財政状況の下で、各市町村が自主的な財政運営を行えるよう、必要な情報提供や支援を行います。（地域振興部）
③　総合行政ネットワークサービス（LGWAN）[注)1]、住民基本台帳ネットワークシステム、公的個人認証サービスなど電子自治体の基盤を活用し、市町村の業務改革と地域経済活性化を促進できるよう、必要な情報提供と支援を行います。（地域振興部）
④　広域的な行政課題に対しては、県民局と連携、調整し取り組みます。（地域振興部）

注)1　総合行政ネットワークサービス（LGWAN）(Local Government Wide Area Network)：地方自治体のコンピュータネットワークを相互接続した行政専用の広域ネットワーク。都道府県、市区町村相互のコミュニケーションの円滑化、情報の共有による情報の高度利用を目的とし、中央省庁の相互接続ネットワークである霞ヶ関WANにも接続されています。

施策　523　住民参画によるまちづくりの推進

（主担当部局：県土整備部）

目的	対　象	地域住民、市町村が		
	意　図	地域の個性を生かし、魅力ある美しい生活空間を備えたまちづくりを参画と協働で進めている		
施策目標項目		住民参画でまちづくりに取り組んでいる団体数	目標値（2006年度）	650団体
			現状値（2002年度）	564団体

〔施策目標項目の説明〕
・地区の社会資本整備や景観づくりに住民参画、協働により、積極的に取り組んでいる団体数（住民参画で社会資本整備の計画づくりに取り組んでいる団体数＋住民による道路・河川・海岸・県営公園維持管理団体数＋住民参画で景観づくりに取り組んでいる地区部会数）

現状と課題

本格的な成熟社会を迎え、人びとの価値観や社会構造が変化し、多様性と個性を重視する新たな社会システムへの転換が求められている今日、行政においても住民の視点から住民ニーズに的確に対応し、かつできる限り住民の近いところで施策の決定・遂行ができるシステムの構築が不可欠となってきており、住民満足度の高い個性豊かなまちづくりの推進が求められています。

施策の取組方向

住民満足度の高い個性豊かなまちづくりを推進していくためには、これまでの行政主導のまちづくりではなく、その過程において住民の創意を反映していくことが必要であり、これまで「住民参画のまちづくり協働事業」等により、普及啓発を実施してきました。

その結果、住民や市町村のまちづくりへの関心を促すことができ、徐々にまちづくり団体も組織され、「住民参加の維持管理」など住民参画のまちづくりが実践されつつあります。

このような状況をさらに発展させ、住民満足度の高いまちづくりにつなげていくため、まちづくりにおける県の役割の一つである道路、河川、公園などの社会資本整備において、県民の参画と協働を基本理念とした「まちづくり基本条例(仮称)」の制定等住民参画の基盤づくりを行います。

また、観光振興に寄与する景観づくりという視点から、具体的な住民参画型事業を実践していくことで、住民参画のまちづくりを相乗的に推進し、個性豊かで魅力あるまちづくりへつなげていきます。

施策展開するために取り組む基本事業

52301　住民参画のまちづくり　（県土整備部）
52302　美しい景観づくり　（県土整備部）

基本事業 52301	住民参画のまちづくり（主担当：県土整備部住民参画室）		
目的 対象	地域住民、市町村が		
目的 意図	自らのまちを自らが考えていこうとする意識を持って参画と協働で社会資本整備を進めている		
基本事業の目標項目	住民参画で社会資本整備に取り組んでいる団体数	目標値（2006年度）	641団体
		現状値（2002年度）	559団体

〔基本事業目標項目の説明〕
・企画・計画の段階から維持管理までの社会資本整備に積極的に参加している団体数（住民参画で社会資本整備の計画づくりに取り組んでいる団体数＋住民による道路・河川・海岸・県営公園維持管理団体数）

主な取組内容

① 住民満足度の高い社会資本整備を実現していくため、県民の参画と協働を基本理念とした「まちづくり基本条例（仮称）」の制定や住民参画を担える行政職員を養成するとともに、社会資本整備の構想・計画づくりを実施することにより、住民参画システムを構築し、住民参画の基盤づくりを行います。（県土整備部）

② 地域住民との対話や意見交換の場づくりを積極的に行い、社会資本整備における住民参画の環境づくりを進めていくとともに、計画づくりや維持管理におけるパートナーとしてのひとづくり、組織づくりにつなげていきます。（県土整備部）

③ 県が実施する社会資本整備をモデル事業として、地域住民、市町村および県が一体となって事業を進めることで社会資本整備へのノウハウ[注)1]を修得し、住民満足度の高い社会資本整備を実現します。（県土整備部）

④ 地域住民により構成された団体等が自主的に行う道路、河川、海岸等の草刈り、清掃活動などの作業に必要な物品を助成することや道路・河川・海岸・県営公園等の草刈りを自治会等に委託するなど、県と地域住民が対等なパートナーシップを組んで社会資本整備への住民参画を進めます。（県土整備部）＜一部は基本事業42104③の再掲、一部は55204④の再掲＞

※ ③のうち、まちづくりプロジェクト事業は、重点プログラム（絆１）「観光みえの魅力増進プログラム」で重点的に取り組みます。

注)1 ノウハウ：31ページをご覧ください。

基本事業 52302	美しい景観づくり（主担当：県土整備部住民参画室）		
目的 対象	地域住民、市町村が		
目的 意図	地域の個性を生かしたまちづくり、美しい景観づくりを積極的に進めている		
基本事業の目標項目	景観制度策定数	目標値（2006年度）	14本
		現状値（2002年度）	10本

〔基本事業目標項目の説明〕
・地域・地区ごとの具体的な景観形成目標および方策を示す基本となる計画ならびにそれらを担保するための景観条例数

主な取組内容

① 地域住民、市町村の美しい景観づくりに対する意識の高揚をはかるための普及啓発として、国土交通省の「まちづくり月間（６月）」「都市景観の日（10月４日）」の事業に積極的に参加します。（県土整備部）

② 伊勢志摩地域において空間快適性を高めるため、2001年度（平成13年度）に策定した「伊勢志摩空間快適性向上整備計画」をもとに、まちづくり、景観づくりを2005年（平成17年）を短期目標として地域住民、市町村との協働により進め、観光客が訪れたくなるまちづくり、住民が誇れるまちづくりを推進します。（県土整備部）

③ 歴史と文化を生かしたまちづくりをめざしている松阪市や熊野古道の世界遺産登録が予定されている東紀州地域において地域住民と行政の協働により、それぞれの地域資源を利活用した景観や街並みを創造することで、個性豊かで魅力あるまちづくりを推進し、地域振興や観光振興につなげていきます。（県土整備部）

④ 屋外広告物に対し、周囲の美観風致の維持や公衆に対する危害を防止するために「三重県屋外広告物条例」に基づく必要な規制および指導を行います。（県土整備部）

※ ②、③は、重点プログラム（絆１）「観光みえの魅力増進プログラム」で重点的に取り組みます。

施策　524　県情報の効果的な発信による情報共有化の推進

（主担当部局：総合企画局）

目的	対　象	県民が		
	意　図	県の広聴・広報活動などを通じ、県政情報を迅速に得たり容易に県に意見を言えたりするなど、県民と県とのよりよい関係が築かれている		
施策目標項目		県の広聴・広報の姿勢を評価している人の割合	目標値（2006年度）	80　%
			現状値（2003年度）	78.6%

〔施策目標項目の説明〕
・県の広聴・広報の取組姿勢を評価している県民の割合（県民意識基礎調査）

現状と課題

「県民が主役の県政」の実現には、県民生活のさまざまな領域において、県民が自らの意思で主体的に、各種の活動に参画することのできる多様なしくみづくりが求められます。県政運営における県民と県との十分な情報共有は、参画のための基礎要件として欠かせません。

このため、県全体の広聴広報機能の充実強化をはじめ県が保有する情報の的確な提供や情報公開など、情報共有に向けた取組がこれまでにも増して必要となっています。

施策の取組方向

2003年度（平成15年度）に開始した「知事と語ろう本音でトーク」を引き続き実施するとともに、「県政だより」や県のホームページなど既にある広聴広報ツールをより一層効果的に運用するほか、新聞・ラジオ・テレビの活用やインターネットの特性をふまえた新たな情報共有手法の開拓など、多様な手法で広聴広報活動を展開します。

また、県政運営に係る情報や各種統計データを積極的に提供するとともに、情報公開制度や意見反映制度の適正な運営などをとおして、県民と県との双方向の情報共有を推進します。

施策展開するために取り組む基本事業

52401	効果的な広聴広報の推進	（総合企画局）
52402	統計情報データの効果的な発信と活用の促進	（総合企画局）
52403	積極的な行政情報の公開と個人情報の適正な保護	（生　活　部）
52404	インターネットを利用した行政情報の提供	（地域振興部）

基本事業 52401	効果的な広聴広報の推進（主担当：総合企画局広聴広報室）		
目的 対象	県民の声が		
目的 意図	県の広聴・広報活動を通じて、県民へのサービス向上や県の施策などに活用されている		
基本事業の目標項目	広聴広報活動における県民の意見等の総数	目標値（2006年度）	14,000件
		現状値（2002年度）	9,585件

〔基本事業目標項目の説明〕
・「県民の声相談室」、「みえ出前トーク」、「知事と語ろう本音でトーク」、「県政だより」、「e－デモ会議室」、各種アンケート等による県民からの意見等の総数

主な取組内容

① 各室長を「広聴広報責任者」と位置づけた体制づくりを推進するとともに、広聴広報マネジメント研修を実施することにより、広聴広報に対する職員の意識を醸成します。
　また、「広聴・広報会議」を効果的に運営し、県の重点的な情報発信項目等を総合的に調整するなど、広聴広報機能を充実します。（総合企画局）
② 問題提起型、県民参加型の広報紙「県政だより」を発行し、県民とのコミュニケーションの機会を充実するとともに、テレビ・ラジオ、新聞各紙、ホームページ等を活用し、県民生活の利便性を高めるお知らせ情報、県政の課題に対する意見広告、県民との双方向のある情報などを広報媒体の特性を生かしながら提供します。（総合企画局）
③ 県民の声データベースシステムにより、県職員が県民からの意見の情報を共有するとともに、県民の意識を的確に把握し、施策に反映させるしくみづくりを促進します。
　また、「みえ出前トーク」や「知事と語ろう本音でトーク」等、県民と県とのコミュニケーションの機会の確保に努め、広聴体制を充実します。（総合企画局）
④ インターネットの双方向性等を利用し、県政の施策展開の方向や県民の身近なテーマ、地域が抱える課題等について、県民が自由に意見を述べ、議論に参加できる「三重県民e－デモクラシー」（e－デモ会議室）を展開し、住民参加を推進します。（総合企画局）
⑤ 首都圏や関西圏における情報受発信をより効果的なものとするため、行政機関・関係団体・経済界・マスコミ等との人的ネットワークの拡大充実をはかります。
（総合企画局、農水商工部）

基本事業 52402	統計情報データの効果的な発信と活用の促進（主担当：総合企画局統計分析情報室）		
目的 対象	住民、企業、教育・研究機関、行政等が		
目的 意図	統計情報を生活設計、企業経営、教育・研究や政策立案・評価に効果的に活用している		
基本事業の目標項目	統計情報利用件数（アクセス件数）	目標値（2006年度）	228,000件
		現状値（2002年度）	145,272件

〔基本事業目標項目の説明〕
・県の統計情報のネット上総合窓口である「みえＤａｔａＢｏｘ」内への年間訪問者数

主な取組内容

① 提供する統計情報の鮮度を維持し、内容の追加、充実に取り組みます。（総合企画局）
② 統計情報を、いつでもどこでも誰もが、参照したり、自由に加工することができ、活用しやすいように提供するよう取り組みます。（総合企画局）
③ 統計情報、分析、統計調査に関するアドバイザーとしての役割に取り組みます。（総合企画局）
④ 統計調査の実施にあたり、迅速かつ正確なデータ収集、精査により、精度の高い結果が得られるよう取り組みます。（総合企画局）

基本事業 52403	積極的な行政情報の公開と個人情報の適正な保護（主担当：生活部情報公開室）		
目的 対象	県民が		
目的 意図	個人の権利利益が保護されたうえで、知りたい情報を入手できる		
基本事業の目標項目	行政情報の開示・非開示判断の適正度	目標値（2006年度）	93%
		現状値（2002年度）	92%

〔基本事業目標項目の説明〕
・行政情報の開示決定等に対する開示請求者（県民）からの異議申立てのうち、行政機関の決定が適正であると三重県情報公開審査会が判断した割合

主な取組内容

① 「三重県情報公開条例」を適正に運用し、県の保有する行政情報を可能な限り公開するとともに、積極的な情報提供施策を進めます。（生活部）
② 「三重県個人情報保護条例」を適正に運用することにより、県政の適正かつ円滑な運営をはかりつつ、個人の権利と利益を保護します。（生活部）
③ 県民からの不服申立てについては、三重県情報公開審査会および三重県個人情報保護審査会の答申をふまえて的確に対応します。（生活部）
④ インターネットを活用して行政情報が請求できる手続きの運用などをはじめとした、県民が手軽で迅速に情報を入手できる体制を充実します。（生活部）

基本事業 52404	インターネットを利用した行政情報の提供（主担当：地域振興部情報企画室）		
目的 対象	情報通信ネットワーク（インターネット）を活用する県民が		
目的 意図	さまざまな行政情報をインターネットで入手でき、行政情報を共有できるようになっている		
基本事業の目標項目	県ポータルサイトへのアクセス数	目標値（2006年度）	120万件／月
		現状値（2002年度）	38万件／月

〔基本事業目標項目の説明〕
・県の開設しているホームページへの月間平均訪問者数

主な取組内容

① インターネットを利用した県のホームページでは、「危機管理、安全・安心」「県民が主役の県政」「ニーズに応じた迅速な情報提供」などを特徴的な切り口として、県政や身近な情報をわかりやすく掲載するとともに、トップページの新着情報を毎日更新します。（総合企画局、地域振興部）

② 県民の生活に密着した分野別の表示や利用しやすいポータルサイト（ホームページの入口）となるよう、くらしの情報、三重のまちづくり、県政の運営という観点から、県の情報を分類して提供します。（地域振興部）

③ 県で策定した「ユニバーサルデザイン注)1 ホームページ作成ガイドライン」に沿って、ユニバーサルデザインに配慮したホームページづくりを行います。（地域振興部）

注)1 ユニバーサルデザイン：128ページをご覧ください。

施策　525　ＩＴ（情報通信技術）の利活用によるサービスの高度化

（主担当部局：地域振興部）

目的	対　象	情報通信サービスを活用する県民が		
	意　図	インターネットを通じて、いつでも、どこからでも情報の受発信ができるなど、便利な生活を営んでいる		
施策目標項目		インターネット人口普及率	目標値（2006年度）	60.0%
			現状値（2003年度）	45.3%

〔施策目標項目の説明〕
・毎年発行される総務省の情報通信に関する現状報告から、インターネットを利用する県人口の割合（現状値、目標値は、各々その年度に発表される最新値を、その年度の値とすることとします）

現状と課題

全国に先駆けて県内全市町村にケーブルテレビ[注)1]網（高速大容量のネットワーク）が整備され（世帯カバー率99.6%）、市町村、県、国を接続する広域的でセキュリティの高い「総合行政ネットワーク[注)2]」が接続されつつあります。また、高速大容量のインターネット（ブロードバンド[注)3]）や携帯電話の普及とともにコンテンツ[注)4]作成技術の進歩により、情報の受発信を行えるＩＴ（情報通信技術）の利用可能環境が整いつつあり、インターネットを利用する県民は増えつつあります。

このような基盤や技術を利活用して県民がＩＴの利便性を実感できるようにすることが重要であり、国の「ｅ－Japan戦略Ⅱ」でも、21世紀にふさわしい社会を実現するため、ＩＴ利活用の先導的取組を進めています。

施策の取組方向

ＩＴの双方向性や時間や場所の制約を受けにくいという特性を積極的に利活用して、住民生活の利便性を向上させるため、ＩＴを道具とした業務プロセスの見直しを行い、行政手続の電子化やGIS（地理情報システム）[注)5]等電子自治体の推進をはかるとともに、地域や民間でのＩＴの利活用を促進し、県民が日々のくらしの中で安心してＩＴの利便性を実感できるようにします。

また、公共事業の透明性向上や計画立案への県民参画を促進するため、入札情報にとどまらず計画から維持管理にいたる情報まで、インターネットによりわかりやすい情報提供を進めます。

施策展開するために取り組む基本事業

52501	ＩＴ（情報通信技術）を活用したサービスの提供	（地域振興部）
52502	ブロードバンドネットワーク（高速大容量の情報通信網）の活用推進	（地域振興部）
52503	適切な公共事業情報の提供	（県土整備部）
52504	情報化を支える人づくり	（地域振興部）
52505	情報通信環境づくり	（地域振興部）

注)1　ケーブルテレビ：90ページをご覧ください。
注)2　総合行政ネットワーク：205ページをご覧ください。

注)3　ブロードバンド：直訳すると『ブロード（Broad）＝広い、バンド（Band）＝帯域』。今までのインターネット接続方法（ダイヤルアップ接続）と比較して、帯域が広いということで、いいかえると、『これまでよりずっと速い速度で、大容量のデータをやりとりできる』ということ

注)4　コンテンツ：コンピュータやネットワークで扱われる情報の内容。情報を作成する際に必要な静止画や動画、音といった素材を指しているが、ネットワーク型システムが広がってきたためサービスの総称としても使われる。

注)5　GIS（地理情報システム）：174ページをご覧ください。

基本事業 52501　ＩＴ（情報通信技術）を活用したサービスの提供

（主担当：地域振興部電子業務推進室）

目的	対　象	各種行政サービスを受ける県民が		
	意　図	インターネットを通じて、いつでも、どこから（自宅や職場）でも県への申請・届出等ができるなど、便利で充実した電子行政サービスを利用できるようになっている		
基本事業の目標項目		県に対するワンストップ・ノンストップサービスが可能な申請・届出等の手続き数の割合	目標値（2006年度）	85.0%
			現状値（2002年度）	0　%

〔基本事業目標項目の説明〕

・県民が県に提出する各種申請・届出等（「行政手続及び文書管理の電子化推進アクション・プラン」における対象数1,359件）において、インターネットを通じて、24時間いつでも（ノンストップサービス）、ひとつの窓口で（ワンストップサービス[注)1]）、手続きを行うことができる事務の件数の割合

主な取組内容

①　県民の利便性向上のため、県に対する申請・届出等のオンライン化を進めており、個人認証に対応した電子申請・届出システムを2003、2004年度（平成15、16年度）に開発します。（地域振興部）

②　総合文書管理システムの公文書検索・閲覧機能の的確な運用に努めるとともに、個別システムとの連携や操作性の向上に向けた取組を行います。（地域振興部）

③　GIS（地理情報システム）[注)2]の普及・活用を促進して、業務の効率化、迅速化、高度化をはかるとともに、地図を利用したわかりやすく付加価値の高い行政情報の提供を行います。（地域振興部）

注)1　ワンストップ（サービス）：43ページをご覧ください。

注)2　GIS（地理情報システム）：174ページをご覧ください。

基本事業 52502　ブロードバンド・ネットワーク（高速大容量の情報通信網）の活用推進

（主担当：地域振興部志摩サイバーベースプロジェクト）

目的	対　象	ＩＴ関連企業やＩＴベンチャーをはじめとしたさまざまな企業や自治体が		
	意　図	ブロードバンド・ネットワークを活用したビジネスやサービスを活発に実施するようになっている		
基本事業の目標項目		三重Ｍ－ＩＸ（ビジネスネットワーク）を活用している企業・団体の数	目標値（2006年度）	50団体
			現状値（2003年度）	25団体

〔基本事業目標項目の説明〕
・三重Ｍ－IX[注)1]を活用してネットワークサービスの提供等を行うため、三重Ｍ－IXに直接接続している民間企業・団体数の累計

主な取組内容

① 県内ケーブルテレビ[注)2]網を基盤とする情報通信ネットワーク（呼称：三重Ｍ－IX）を民間企業をはじめ広く一般に無料で開放します。（地域振興部）
② 三重Ｍ－IXを活用してインターネットによるビジネスやサービスを行おうとする企業や団体を対象に、事業助成等の支援を行います。（地域振興部）
③ 第三セクター㈱サイバーウェイブジャパン（略称：CWJ）とも連携しながら、電子自治体の実現など地域の情報化に取り組みます。（地域振興部）

注)1 三重Ｍ－IX：県が民間企業等に無料開放する高速大容量の情報通信網
注)2 ケーブルテレビ：90ページをご覧ください。

基本事業 52503	適切な公共事業情報の提供（主担当：県土整備部公共事業情報化プロジェクト）		
目的 対象	県民、企業が		
目的 意図	県の実施する公共事業の電子情報を迅速・的確に入手している		
基本事業の目標項目	県実施公共事業の電子情報検索可能率	目標値（2006年度）	66%
		現状値（2002年度）	15%

〔基本事業目標項目の説明〕
・公共事業に関する主要な項目（契約、事業）の電子情報提供可能割合
［＝各年度の（入札情報サービス提供率＋事業情報電子提供可能率）×１／２］

主な取組内容

① 「三重県版CALS／EC[注)1]整備基本構想」および「三重県CALS／ECアクションプログラム」に基づき公共事業におけるＩＴ化の推進に取り組みます。
（総務局、環境森林部、農水商工部、県土整備部、企業庁、警察本部）
② 公共事業における電子調達（入札情報サービス・電子入札）システムは、2003年（平成15年）10月から一部運用を開始しており、2005年（平成17年）秋には全面運用を行います。
（総務局、環境森林部、農水商工部、県土整備部、企業庁、警察本部）
③ 公共事業における情報の電子化（電子納品）を進めることで、公共事業情報を電子的に保管・管理し、県民や企業による情報検索を可能とする「公共事業情報統合データベース」の構築を進めます。（総務局、環境森林部、農水商工部、県土整備部、企業庁）
④ 公共事業のＩＴによる革新（CALS／EC）の普及・啓発をはかるため、電子調達・電子納品等研修会の開催および電子調達の試行運用や実証フィールド実験（建設工事のデジタル写真管理や電子納品）を行います。（総務局、環境森林部、農水商工部、県土整備部、企業庁）

注)1 CALS／EC：公共事業の調査・計画、入札、施工および維持管理の各事業段階で発生する各種情報を電子化し、インターネット等のネットワークを利用して、発注者や受注者等の関係者間あるいは各事業段階において効率的に情報の交換・共有・連携をするシステム

基本事業 52504	情報化を支える人づくり（主担当：地域振興部情報企画室）		
目的 対象	ＩＴを利活用したい県民や行政職員が		
目的 意図	ＩＴを利活用して情報の受発信などができる情報活用能力を高める、より多様な機会を得ている		
基本事業の目標項目	県民ＩＴサポートセンター相談件数	目標値（2006年度）	22,500件
		現状値（2002年度）	11,939件

〔基本事業目標項目の説明〕
・地域のＩＴリーダーが常駐し、地域住民がＩＴ（情報通信技術）に関する相談等を受けるために設置されている県民ＩＴサポートセンターにおける年間の相談延べ件数

主な取組内容

① 県民がＩＴ社会のもたらす利便性を享受する機会を確保し、情報技術に関する活用能力の差であるデジタルデバイド[注)1]を解消するため、地域に密着したNPOと協働して県民ＩＴサポートセンターを設置し、身近なＩＴ相談体制を充実します。（地域振興部）
② 一般のＩＴ講習では対応できない場合が多いチャレンジド（障害者）を対象に、各種の障害に対応したＩＴ講習を社会教育施設等を利用して実施し、チャレンジドの自立を支援します。（地域振興部）
③ 県民やNPO、企業、行政からなる、障害者の自立支援組織「eふぉーらむ」の運営を支援するとともに、ＩＴの活用により障害者の訓練や就労を促進します。（地域振興部）
④ 県職員や市町村職員に対して、情報活用の理念や情報技術のスキルの向上をはかるため、各種研修会やワーキングとともに講演会や情報提供を行い、ＩＴの利活用で業務を見直し業務の効率化や県民サービスの向上がはかれる電子自治体をめざします。（地域振興部）

注)1 デジタルデバイド：パソコンやインターネット等のＩＴ（情報通信技術）を利用する能力、およびアクセスする機会を持つ者と持たざる者との間に、情報格差が生じるとされる問題。所得、年齢、都市と地方、先進国と途上国、人種や教育の違いなどで格差が発生するといわれています。

基本事業 52505	情報通信環境づくり（主担当：地域振興部情報基盤室）		
目的 対象	情報通信基盤を利用する県民が		
目的 意図	高速大容量の情報通信網を地域格差なく、安心して活用している		
基本事業の目標項目	ブロードバンド普及率	目標値（2006年度）	50.0%
		現状値（2002年度）	23.7%

〔基本事業目標項目の説明〕
・県内で実際にブロードバンド[注)1]サービスを受けている世帯／全世帯（毎年発行される総務省の情報通信に関する現状報告より）

主な取組内容

① 電子申請・届出手続や各種情報サービスの提供をいつでもどこでも利用できるよう、高速大容量のケーブルテレビ[注)2]インターネット網の整備と利用を促進します。（地域振興部）
② 県の行政ネットワークの安定的運用と維持管理コストの削減を進め、利用業務の拡大と高度化・効率化を実現します。（地域振興部）
③ 市町村、県、国を結ぶ総合行政ネットワーク[注)3]の整備を行い、迅速な文書交換や行政情報の共有化を実現します。（地域振興部）
④ 県が扱う電子情報の保護のため、「三重県電子情報安全対策基準」に基づき、各システムのセキュリティ対策を講じるとともに、全職員にセキュリティ意識の徹底をはかります。（地域振興部）

注)1 ブロードバンド：214ページをご覧ください。
注)2 ケーブルテレビ：90ページをご覧ください。
注)3 総合行政ネットワーク：205ページをご覧ください。

施策　531　地域振興プロジェクトの推進

（主担当部局：地域振興部）

目的	対　象	地域住民と行政が		
	意　図	地域づくり活動（事業）を活発に行っている		
施策目標項目		地域住民と行政による地域づくりの活動が行われていると感じている県民の割合	目標値（2006年度）	60　%
			現状値（2003年度）	53.0%

〔施策目標項目の説明〕
・地域住民と行政（県・市町村）がそれぞれ、あるいは協働で地域づくり活動（事業）を活発に行っていると感じている人の割合（県民意識基礎調査）

現状と課題

都市化、情報化の進展や交通網の整備などにより、地域住民の価値観や生活様式が多様化し、その活動範囲が広がる中、生活創造圏ビジョンの推進をはじめとして、地域住民、市町村、県などが共通の目標達成に向けて、協働で地域づくりに取り組める地域社会システムの構築を進めるとともに、地域特性を生かした地域振興プロジェクトを展開し、活力と魅力ある自立した生活圏域を形成する必要があります。

施策の取組方向

生活創造圏ビジョンを推進する事業や地域住民の自主的、主体的な活動を一層促進する民間支援事業などを実施することにより、多様な地域づくり活動を促進します。また、市町村合併や県民局のあり方の見直しをふまえつつ、関係部局等と連携し、生活創造圏づくりについても検討します。

「三重ハイテクプラネット21構想」については、引き続き中核的施設の実現や企業誘致の促進に向け、関係市町や関係機関と連携をはかり取り組みます。

地方拠点都市については、中勢北部サイエンスシティや上野新都市へ工場、研究所、オフィスなど各産業用地にふさわしい企業の誘致を促進します。

沿岸域の利用については、当面の土地利用計画に沿った木曽岬干拓地の利用を進めるとともに、干拓地の将来の活用策についても検討を行います。

施策展開するために取り組む基本事業

53101	生活創造圏づくりの推進	（地域振興部）
53102	三重ハイテクプラネット21構想の推進	（地域振興部）
53103	地方拠点都市構想を生かした地域振興	（地域振興部）
53104	沿岸域の利用	（総合企画局）

基本事業 53101	生活創造圏づくりの推進（主担当：地域振興部東紀州活性化・地域特定プロジェクト）		
目的 対象	9つの生活創造圏が		
目的 意図	個性ある自主的・自立的な生活圏域になっている		
基本事業の目標項目	生活創造圏ビジョン推進の参画者数	目標値（2006年度）	1,550人
		現状値（2002年度）	1,474人

〔基本事業目標項目の説明〕
・生活創造圏ビジョンを推進する取組へ参画している人の数（ビジョン推進組織への参画者数）

主な取組内容

① 多様な地域づくり活動を促進するため、地域住民、NPO、地域の団体、企業、市町村等との協働により、生活創造圏ビジョンを推進する事業を展開します。（地域振興部）
② 地域住民や地域住民の組織が行う生活創造圏ビジョンを推進する自主的・主体的な取組への支援を行い、ビジョン推進の取組の輪を広げます。（地域振興部）
③ 生活創造圏の活性化の観点から実施される市町村等が実施する事業への支援を行います。（地域振興部）

基本事業 53102	三重ハイテクプラネット21構想の推進（主担当：地域振興部東紀州活性化・地域特定プロジェクト）		
目的 対象	北勢地域の重点整備地区が		
目的 意図	研究開発機能や交流・研修などの研究開発支援機能を充実させている		
基本事業の目標項目	三重ハイテクプラネット21構想の研究開発施設等用地の分譲率	目標値（2006年度）	69 %
		現状値（2002年度）	46.2%

〔基本事業目標項目の説明〕
・「三重ハイテクプラネット21構想」により整備された研究開発施設等用地（鈴鹿山麓リサーチパークおよび桑名ビジネスリサーチパーク）面積（32.3ha）のうち、企業等へ分譲した面積の割合

主な取組内容

① 関係市町や関係機関と連携し、鈴鹿山麓リサーチパークおよび桑名ビジネスリサーチパークへの研究所等の誘致を促進します。（地域振興部）
② 中核的施設の整備にあたっては、地元市町と緊密に連携をはかりながら、地元主体の取組に対し支援していくとともに、そのあり方について、検討します。（地域振興部）

基本事業 53103	地方拠点都市構想を生かした地域振興（主担当：地域振興部東紀州活性化・地域特定プロジェクト）		
目的 対象	津・松阪地方拠点都市地域と伊賀地方拠点都市地域が		
目的 意図	都市機能と居住環境を充実させている		
基本事業の目標項目	拠点地区内の産業用地等の分譲率	目標値（2006年度）	57 %
		現状値（2002年度）	37.0%

〔基本事業目標項目の説明〕
・拠点地区内で整備された産業用地等（中勢北部サイエンスシティおよび上野新都市）面積（202.5ha）のうち、企業等に分譲した面積の割合

主な取組内容

① 津オフィス・アルカディア（中勢北部サイエンスシティ）および上野新都市への研究所、オフィス、企業等の誘致ならびに立地する企業等の業務支援を促進します。（地域振興部）

基本事業 53104	沿岸域の利用（主担当：総合企画局特定政策室）		
目的 対象	木曽岬干拓地が		
目的 意図	長期的な視点からそのあり方の検討が行われ、検討結果に沿った沿岸域の利用をされている		
基本事業の目標項目	木曽岬干拓地の施設整備率	目標値（2006年度）	26%
		現状値（2003年度）	0%

〔基本事業目標項目の説明〕
・当面の土地利用で計画している施設整備面積（322ha）のうち、整備した面積の割合

主な取組内容

① 木曽岬干拓地の当面の土地利用については、環境影響評価の諸手続きに引き続き、順次施設整備を進めます。（総合企画局）
② 木曽岬干拓地の将来の土地利用については、社会経済状況の変化、高速交通網の整備の進捗などをふまえ、各方面から広く意見を聞きながら、多角的に検討を進めます。（総合企画局）

施策　532　快適で豊かな農山漁村づくり

（主担当部局：農水商工部）

目的	対　象	農山漁村が		
	意　図	多様な地域資源を活かした魅力ある地域になっている		
施策目標項目	農山漁村での交流人口	目標値（2006年度）	82,000人
		現状値（2002年度）	77,899人

〔施策目標項目の説明〕
・農山漁村地域における１日あたりの交流人口（観光レクリエーション入込客数推計書より算定）

現状と課題

社会経済情勢の変化に伴い、農山漁村地域では過疎化、高齢化が進むとともに、地域の基幹産業である農林水産業の低迷により、活力の低下、担い手不足が深刻化しています。

特に中山間地域では過疎化、高齢化の進展が著しく、集落機能の低下、耕作放棄地や荒廃森林の増大が進むとともに、地域が有する多様な公益的機能の維持も困難になりつつあります。

一方、心の豊かさへの志向などを反映して、美しい景観や伝統文化に恵まれた農山漁村に「ゆとり」や「やすらぎ」、さらには農林水産業や農山漁村が持っている多面的な機能[注)1]への期待が高まっています。

施策の取組方向

農山漁村地域の快適性・利便性・生産性の向上に向け、農林水産業の生産基盤や地域の生活環境の整備を総合的に取り組み、生産と生活の調和あるむらづくりを進めます。

また、自然、文化、生産物等の豊かな地域資源を活かした多様な都市と農山漁村の交流を促進し、地域住民や訪れた人びとが満足できる地域づくりや新しい産業の創造、持続的な地域産業の展開などにつながる環境づくりを進めます。

施策展開するために取り組む基本事業

53201　生産と生活の調和のあるむらづくり　（農水商工部）
53202　多様な交流によるむらの活力づくり　（農水商工部）

注)1　多面的機能：55ページをご覧ください。

基本事業 53201	生産と生活の調和のあるむらづくり（主担当：農水商工部農山漁村室）		
目的	対　象	農山漁村地域の住民が	
	意　図	快適で便利になったくらしを実感しながら、生産活動を行っている	
基本事業の目標項目	集落排水整備率	目標値（2006年度）	42.0%
		現状値（2002年度）	34.1%

〔基本事業目標項目の説明〕
・農業集落排水と漁業集落排水を合わせた集落排水整備率
・「三重県生活排水処理施設整備計画（三重県生活排水処理アクションプラン）」に沿って整備を進めます。

主な取組内容

① 農山漁村地域において市町村の行う集落排水処理施設の整備に対し、計画的に支援を行い、農村・漁村地域の生活環境の改善と水質の改善をはかります。（農水商工部）
＜基本事業41302①の再掲＞
② 農山漁村地域において、用排水路、農道、農村公園等の生産・生活環境基盤の整備を進め、地域の生産性、快適性の向上をはかります。（農水商工部）
③ 広域農道など道路網の整備を進め、地域の生産性、利便性の向上をはかります。（農水商工部）
④ 恵まれた自然環境を活用した農村地域の整備やため池などの農業水利施設を活用した魅力ある農村景観の保全、改良を行い、快適で魅力ある農村づくりを進めます。（農水商工部）

※ ①のうち特に水質改善が必要な地域の農業集落排水施設の整備は、重点プログラム（くらし14）「海・山・川身近な自然の保全プログラム（生活排水処理緊急対策）」で重点的に取り組みます。
※ ②のうち津波被害想定区域内の農村地域内の集落道の整備、③うちの緊急輸送路に関連する農道の整備は、重点プログラム（くらし１）「地震に備えみんなでつくる安全・安心プログラム（津波対策、耐震対策、輸送路・避難路整備）」で重点的に取り組みます。

基本事業 53202	多様な交流によるむらの活力づくり（主担当：農水商工部農山漁村室）		
目的	対　象	中山間地域の住民が	
	意　図	多様で特色ある生産活動や地域活動・都市との交流を積極的に行っている	
基本事業の目標項目	中山間地域の交流人口	目標値（2006年度）	60,700人
		現状値（2002年度）	58,439人

〔基本事業目標項目の説明〕
・農林水産統計で区分される中山間地域の１日あたりの交流人口（観光レクリエーション入込客数推計書より算定）

主な取組内容

① 特色ある農林水産業の活動や地域資源を生かした都市との交流により、就業機会の拡大などを促進し、新たな産業を起こし、中山間地域の活性化をはかります。（農水商工部）
② 農山漁村地域（「里」）に存在する農林水産業の営みや豊かな自然などを活用したサービスを県民に提供していくためのネットワーク作りなどを地産地消運動の一環として進めます。（農水商工部）
③ 中山間地域の条件不利農地について、耕作放棄の未然防止を行い、多面的機能[注)1]を持続的、効果的に発揮させます。（農水商工部）＜基本事業42203②の再掲＞
④ 中山間地域において、三重県型デカップリングにより多様な保全活動を促進し、森林、農地、海洋の持つ公益的機能の増進をはかります。（地域振興部）＜基本事業42203①の再掲＞
⑤ 中山間地域の農地や農業用施設の適切な保全や利活用を促進し、多面的機能を発揮させるとともに、地域住民による保全活動を活性化させます。（農水商工部）
＜基本事業42203③の再掲＞

※ ②は、重点プログラム（元気６）「地産地消定着による地域産業活性化プログラム」で重点的に取り組みます。

注)1 多面的機能：55ページをご覧ください。

施策　533　流域圏づくりの推進

（主担当部局：地域振興部）

目的	対　象	一級河川７流域をはじめとする県内の流域が		
	意　図	流域全体で地域の環境を大切にして、活性化している		
施策目標項目		きれいな水質を保持している一級河川の割合	目標値（2006年度）	87.6%
			現状値（2002年度）	84.1%

〔施策目標項目の説明〕
- 県内の一級河川水系のうち、水質調査を定期的に行う調査地点の中で、BOD（生物化学的酸素要求量）[注)1] 値が、環境基準（２mg／L以下）に定めるAAランクまたはＡランク相当値を達成している地点の割合（10か年平均）
- 2006年度（平成18年度）の目標値は、2007年度（平成19年度）春に把握できる最新のデータである2005年度（平成17年度）（1996－2005）の実績数値により測ることとします。

現状と課題

流域圏づくりのモデル事業である宮川流域ルネッサンス事業においては、「第二次実施計画「動きだす清流」」の策定を受けて、地域の自立的な取組の活性化が求められており、ルネッサンス協議会に設置した円卓会議への地域住民の積極的な参画が課題になっています。また、宮川以外の流域圏についても、情報交換を促進し、宮川流域ルネッサンス事業のノウハウ[注)2] を生かして、各流域の課題解決に取り組む必要があります。

施策の取組方向

宮川流域ルネッサンス事業では、「第二次実施計画「動きだす清流」」を推進し、地域住民、市町村との協働をより一層進め、宮川流域ルネッサンス円卓会議で流域の課題として取り上げられた内容について、関係市町村と協議連携して、その実現に向けて支援します。

そして、日本一の宮川の環境をみんなで守るため、地域住民が直接参画して進める取組を推進するとともに、宮川流域の自然や歴史資源を保全し、活用する宮川流域エコミュージアム事業については、流域の住民、市町村を核とした具体的な取組を、推進計画に基づいて進めます。さらに、地域住民主導のエコミュージアムづくりの核となる、地域の熱い想いを伝える流域案内人の養成を進めるとともに、市町村と連携して、基盤の整備をはかります。

また、宮川以外の流域圏についても、情報交換会や情報提供を行うとともに、流域圏づくりのホームページを活用した連携を促進します。

施策展開するために取り組む基本事業

53301　地域の個性を生かした流域圏づくり　（地域振興部）
53302　宮川流域ルネッサンス事業の推進　（地域振興部）

注)1　BOD：164ページをご覧ください。
注)2　ノウハウ：31ページをご覧ください。

基本事業 53301	地域の個性を生かした流域圏づくり（主担当：地域振興部資源活用室）		
目的 対象	一級河川７流域をはじめとする県内の流域が		
目的 意図	環境保全や地域振興の取組を始めている		
基本事業の目標項目	地域づくり関係団体数	目標値（2006年度）	164団体
		現状値（2002年度）	152団体

〔基本事業目標項目の説明〕
・流域圏づくりに寄与している活動団体として、把握している関係団体数（県のホームページ「みえのうみ」掲載団体数）

主な取組内容

① 流域圏関係者情報交換会を開催し、流域圏づくりに対する情報交換を行います。（地域振興部）
② 流域圏づくり活動団体に対して、情報提供を行うとともに、ホームページを活用した連携の促進をはかります。（地域振興部）
③ 伊賀県民局が取り組んでいる木津川流域水環境啓発事業を支援します。（地域振興部）

基本事業 53302	宮川流域ルネッサンス事業の推進（主担当：地域振興部資源活用室）		
目的 対象	宮川流域が		
目的 意図	流域全体で地域の環境を大切にし、地域がいきいきしている		
基本事業の目標項目	宮川の水質ランキング	目標値（2006年度）	1位
		現状値（2002年度）	1位

〔基本事業目標項目の説明〕
・国土交通省が全国の一級河川で実施している水質調査での水質全国ランキング。一級河川のうち、調査地点が２地点以上の河川について、BOD[注)1]の年間平均値地点平均により、ベスト５を公表しています。

主な取組内容

① 「第二次実施計画「動きだす清流」」に基づき、地域住民との協働を進め、地域主導の体制確立にむけて、宮川流域ルネッサンス協議会を支援します。（地域振興部）
② 宮川流域ルネッサンス円卓会議で、流域の課題として取り上げられた内容について、関係市町村と協議連携して、その実現に向けて支援します。（地域振興部）
③ 宮川流域エコミュージアム推進計画に基づき、流域の自然や歴史資源を保全して活用する地域住民主導のエコミュージアムづくりを進めます。（地域振興部）

注)1 BOD：164ページをご覧ください。

施策　534　過疎・離島・半島地域の振興

（主担当部局：地域振興部）

目的	対　象	過疎・離島・半島地域が		
	意　図	自立して活力と魅力に富み、人と自然が共生している		
施策目標項目		過疎地域人口の減少率全国比	目標値（2006年度）	1.08
			現状値（2002年度）	1.14

〔施策目標項目の説明〕
・過疎地域として指定されている県内市町村における人口の減少率と、全国の過疎地域市町村における人口の減少率とを比較した指標

現状と課題

過疎地域においては、「三重県過疎地域自立促進方針」および「県計画」を2000年度（平成12年度）に策定し、その振興に取り組んでいますが、この方針および計画の期間が2004年度（平成16年度）に終了するため新たな計画策定の必要があります。

離島地域[注)1]においては、2003年度（平成15年度）に「三重県離島振興計画（2003年度（平成15年度）～2012年度（平成24年度））」を策定しましたが、これを着実に推進していく必要があります。

半島地域[注)2]においては、世界遺産を契機として熊野古道を保全・活用する事業を展開し、地域の個性を生かした取組を実施していく必要があります。また、熊野古道センター（仮称）の整備を進めるとともに、「紀南地域の振興策」（紀南地域活性化検討委員会策定）に基づき、振興策の着実な実施をする必要があります。

施策の取組方向

過疎地域については、これまでの評価を行うとともに、2005年度（平成17年度）以降の取組方針および計画を策定し、それを着実に推進するための体制を市町村合併の進展との整合に留意しながら構築します。

離島地域については、生活環境を保全する施設の整備や地域資源を活用した交流の促進などに関係市町や関係部局と連携して取り組みます。

半島地域については、世界遺産登録に併せて、世界遺産登録記念事業を展開するとともに、熊野古道の保全・活用についてまとめた「熊野古道アクションプログラム」に基づき、地域住民、事業者、行政が協働して、活性化事業を実施します。また、熊野古道センター（仮称）の整備を進めるとともに、「紀南地域の振興策」ならびに「紀南地域振興策の推進に向けての基本方針」（2004年（平成16年）３月県策定）に基づき、振興策の着実な実施を促進します。

施策展開するために取り組む基本事業

53401	過疎・準過疎地域の自立促進	（地域振興部）
53402	離島地域活性化の総合的推進	（地域振興部）
53403	紀伊半島地域の活性化	（地域振興部）

注)1　離島地域：「離島振興法」により、離島振興対策実施地域として指定されている地域
注)2　半島地域：産業基盤および生活環境等の整備について、他の地域に比較して低位にある地域で、「半島振興法」により、半島振興対策実施地域に指定されている地域

基本事業 53401	過疎・準過疎地域の自立促進（主担当：地域振興部市町村行政室）		
目的 対象	過疎・準過疎地域が		
目的 意図	著しい人口減少から脱却し活力ある地域社会を形成している		
基本事業の目標項目	過疎地域・準過疎地域人口の増減率	目標値（2006年度）	△16.00%
		現状値（2002年度）	△16.29%

〔基本事業目標項目の説明〕
・過疎・準過疎地域[注)1]における1985年（昭和60年）国勢調査時の人口に対する人口増減率。現状値は、2003年（平成15年）９月末の住民基本台帳人口により算出

主な取組内容

①　「過疎地域自立促進計画（2005年度（平成17年度）～2009年度（平成21年度））」を策定し、計画の着実な推進をはかります。（地域振興部）
②　過疎地域の市町村が市町村自立促進計画に基づいて行う事業に係る財源として、過疎債など有利な資金の確保に努めます。（地域振興部）
③　日常生活に必要なバス路線の維持確保を支援するため、県による補助制度の活用をはかります。（地域振興部）＜基本事業55303①の一部再掲＞
④　産業の振興と生活の利便性を確保するため、幹線道路である一般国道や主要地方道などの整備を推進するとともに、幹線市町村道の代行整備を進めます。また、高速交通体系の整備などを促進します。（県土整備部）
⑤　過疎地域下水道建設代行事業により下水道の整備を行います。（県土整備部）
＜基本事業54103③の一部再掲＞

注)1　過疎・準過疎地域：人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能や生活環境の整備などが他の地域に比較して低位な地域

基本事業 53402	離島地域活性化の総合的推進（主担当：地域振興部市町村行政室）		
目的 対象	離島地域が		
目的 意図	離島の地理的、自然的特性を生かし、他の地域との交流を活発に行っている		
基本事業の目標項目	離島地域の観光レクリエーション入込客数	目標値（2006年度）	41.0万人
		現状値（2002年度）	38.0万人

〔基本事業目標項目の説明〕
・離島地域[注)1]の他地域との交流度合を示す指標（市町村調べ）

主な取組内容

① 「第６次三重県離島振興計画（2003年度（平成15年度）～2012年度（平成24年度））」を着実に推進するため、関係市町と関係各部局との連絡会議を設置します。（地域振興部）
② 離島地域の移動手段を確保するため、離島と本土を結ぶ唯一の交通機関である離島航路のサービスや利便性の向上と経営の合理化を促進し、離島航路の維持改善をはかります。（地域振興部）
③ 埋もれた地域資源の掘り起こしによる地域ビジネス創出など自立に向けた地域づくりを進めます。（地域振興部）
④ 漁業生産基地であると同時に、地域の交通ターミナルや島を訪れた都市住民との交流とふれあいの場所として、島の活性化を促す拠点としての観点に立った漁港整備を進めます。（農水商工部）＜基本事業22305①②の一部再掲＞
⑤ 離島振興および住民の日常生活の安全を確保するため、港湾施設や海岸保全施設の整備を進めます。（県土整備部）

注)1 離島地域：227ページをご覧ください。

基本事業 53403	紀伊半島地域の活性化（主担当：地域振興部東紀州活性化・地域特定プロジェクト）		
目的 対象	紀伊半島地域が		
目的 意図	地域資源、地域特性、情報通信基盤を生かして活性化している		
基本事業の目標項目	東紀州地域年間宿泊者数	目標値（2006年度）	29万人
		現状値（2002年度）	24万人

〔基本事業目標項目の説明〕
・東紀州地域（８市町村）における年間宿泊者の総数（市町村調べ）

主な取組内容

① 熊野古道の世界遺産登録を契機として東紀州地域の活性化に取り組んでいきます。このため、熊野古道の保全と活用のために策定した「熊野古道アクションプログラム」に基づき、地域住民、事業者、行政が協働してさまざまな取組を行います。（地域振興部）
② 世界遺産登録に併せて、世界遺産登録記念事業を三県協働で実施するとともに、市町村のイベント開催支援等を行います。また、トイレ・サインなど来訪者増に対応する受入体制を整備するとともに、ＪＲや道の駅などを活用してさまざまな情報提供を行います。（地域振興部）
③ 熊野古道への来訪者等への情報提供や展示機能等を有する東紀州地域全体の集客交流施設として、熊野古道センター（仮称）の整備を進めるとともに、海洋深層水[注)1]の取水施設整備への支援等を行います。（地域振興部）
④ 「紀南地域の振興策」（紀南地域活性化検討委員会策定）ならびに「紀南地域振興策の推進に向けての基本方針」（2004年（平成16年）３月県策定）に基づき、中核的交流機能の整備など集客交流の取組を進めます。（地域振興部）
⑤ 東紀州地域活性化事業推進協議会において、みえ熊野学の取組等新たな魅力の発掘に努め、熊野古道を中心とした情報発信をすることにより集客交流を進めます。（地域振興部）
⑥ 東紀州地域の特性を生かした農林水産業を展開するため、地域農林水産物の付加価値を高

めるとともに、他産業・他分野との連携、都市住民との交流などを通じ、消費者が魅力を感じる農林水産物の育成を進めます。（農水商工部）

※　①、②、③のうち熊野古道センター（仮称）整備、④は、重点プログラム（絆３）「熊野古道の保全と活用による地域活性化プログラム」で重点的に取り組みます。
※　③のうち海洋深層水取水施設整備への支援は、重点プログラム（元気７）「競争力のある三重の農林水産物創出プログラム」で重点的に取り組みます。

注)1　海洋深層水：53ページをご覧ください。

施策　541　快適な都市環境の整備

（主担当部局：県土整備部）

目的	対　象	県民が		
	意　図	快適で、自然環境と調和した魅力あるまちで、安心して暮らしている		
施策目標項目		快適な都市空間の面積	目標値（2006年度）	52,275千㎡
			現状値（2002年度）	42,785千㎡

〔施策目標項目の説明〕
・都市部において、幅の広い歩道（国道・県道・市町村道）、都市公園（国営・県営・市町村営）、バリアフリー注)1化された公共的施設などが整備された空間、下水道供用区域内の住宅床面積の合計

現状と課題

厳しい財政状況下、街路整備、下水道整備、都市公園整備などの公共事業への投資余力が減少する中で、年間整備量が減少する傾向にあります。

また、高齢化の進展とノーマライゼーション注)2の理念の浸透に伴い、「バリアフリーのまちづくり」の推進が急務となっています。

そのために、県民、事業者、行政が一体となって、快適で安心して暮らすことができるまちづくりを進めることが必要です。

施策の取組方向

厳しい財政状況の中で、街路整備、下水道整備、都市公園整備などの公共事業については、緊急に整備する必要のある箇所への重点投資を行うとともに、工法の選定等にあたっては徹底したコスト縮減を行うことによって、事業効果の早期発現に努めます。

一方、「バリアフリーのまちづくり」については「誰もが暮らしやすいまち」をつくるため、引き続き条例に基づく整備基準等について周知をはかるとともに、駅舎や商業施設等の公共的施設の整備と連携をはかり、バリアフリーの連続性を高めます。

これらの施策を行うことによって、快適な都市空間の創出に努めます。

施策展開するために取り組む基本事業

54101	計画的なまちづくりの推進	（県土整備部）
54102	安全で快適なまちづくり	（県土整備部）
54103	清潔で快適な都市環境づくり	（県土整備部）
54104	潤いある都市空間の整備	（県土整備部）
54105	ユニバーサルデザインのまちづくりへの整備	（健康福祉部）

注)1　バリアフリー：79ページをご覧ください。
注)2　ノーマライゼーション：障害者や高齢者に関わらずあらゆる人が、社会の中で他の人びとと同じように生活し、活動することが社会の本来あるべきすがたであるという考え方

基本事業 54101	計画的なまちづくりの推進（主担当：県土整備部都市基盤室）		
目的	対　象	一体の都市として整備、開発および保全する必要のある区域が	
	意　図	都市計画区域に指定され、計画的かつ合理的に土地利用されている	
基本事業の目標項目	都市計画区域の見直し数	目標値（2006年度）	6区域
		現状値（2003年度）	0区域

〔基本事業目標項目の説明〕
・都市の健全な発展のために必要な都市計画区域の見直し数

主な取組内容

① 都市計画の基本方針となる都市計画区域のマスタープラン注)1（三重県都市マスタープラン）を策定するとともに、都市計画区域の見直しなどの検討を行います。（県土整備部）
② 人口や建築物の状況、開発動向等の都市計画に関する情報を調査・分析し、都市計画の見直しに必要なデータを整理します。（県土整備部）
③ 中南勢および伊賀都市圏の都市交通の実態を総合的に把握し、将来の交通計画を策定するため、都市圏内の交通実態を調査します。（県土整備部）＜基本事業55202②の再掲＞
④ 建築基準法に適合した建築物のストック形成をめざし、完了検査申請書が未提出な建築主に対して追跡調査等を行います。また、開発許可制度、建築確認制度を的確に運用し、都市計画により定められた計画的な土地利用の実現をめざします。（県土整備部）

注)1 マスタープラン：全体の基本となる計画または設計

基本事業 54102	安全で快適なまちづくり（主担当：県土整備部都市基盤室）		
目的	対　象	市街地が	
	意　図	災害に強く利便性が高くなるよう整備されている	
基本事業の目標項目	市街地の都市計画道路改良率	目標値（2006年度）	57.6%
		現状値（2002年度）	55.6%

〔基本事業目標項目の説明〕
・市街地における都市計画道路の改良率

主な取組内容

① 街路事業により、都市計画道路の改良率を高め、市街地内の利便性、快適性、安全性を高めます。（県土整備部）
② 土地区画整理事業により、道路、公園等公共施設と宅地の一体的な整備を行い、災害に強く利便性の高い市街地の形成を促進します。（県土整備部）
③ 電線類の地中化等による歩行空間の整備を行い、快適で魅力ある道づくりを推進します。

（県土整備部）＜基本事業55203②の一部再掲＞

④　駅周辺の道路施設について、バリアフリー[注)1]の観点から必要な施設や改良すべき点を調査し、道路のバリアフリー化を計画的に進めます。（県土整備部）

⑤　市街地再開発事業により、高度利用と都市機能の更新をはかる必要がある高度利用地区内において、共同建て替えによる高度利用や不燃化を促進するとともに、広場、街路等の公共施設の整備を促進し、市街地の利便性、快適性、安全性を高め、魅力ある都市づくりを推進します。（県土整備部）

⑥　密集市街地の居住環境の改善や災害に強いまちづくりの実現のため、老朽建築物の除去や建て替え、面的整備などが効果的に進められるよう支援します。（県土整備部）

※　①のうち緊急輸送道路の整備と⑥のうち重点密集市街地の整備検討については、重点プログラム（くらし１）「地震に備えみんなでつくる安全・安心プログラム（津波対策、耐震対策、輸送路・避難路整備）」で重点的に取り組みます。

注)1　バリアフリー：79ページをご覧ください。

基本事業 54103	清潔で快適な都市環境づくり（主担当：県土整備部下水道室）		
目的 対象	住民が		
目的 意図	下水道の整備により清潔で快適な生活環境で暮らしている		
基本事業の目標項目	下水道普及率	目標値（2006年度）	38　%
		現状値（2002年度）	30.9%

〔基本事業目標項目の説明〕
・県内の下水道を利用できる住民の割合（供用区域内人口／県行政人口）

主な取組内容

①　北勢沿岸、中勢沿岸、宮川流域下水道事業について、関係市町村との連携をはかりながら効率的・効果的な幹線管渠、処理場の整備を推進します。（県土整備部）

②　市町村が行う公共下水道事業に対し下水道普及率新ジャンプアップ事業補助金等の支援を行うことにより、事業を促進し下水道普及率の向上をはかります。（県土整備部）

③　供用開始済みの市町村と協働して水洗化率の向上をはかるよう啓発を行います。また、他の生活排水処理施設の整備との連携をはかりながら、効率的・効果的に下水道の整備を進めていきます。（県土整備部）

基本事業 54104	潤いある都市空間の整備（主担当：県土整備部都市基盤室）		
目的 対象	公園や水辺空間が		
目的 意図	潤いある都市空間として整備されている		
基本事業の目標項目	都市計画区域内人口一人あたりの都市公園面積	目標値（2006年度）	8.48㎡／人
		現状値（2003年度）	7.74㎡／人

〔基本事業目標項目の説明〕
・都市計画区域内の人口一人あたりの国営・県営・市町村営の都市公園（都市公園法に基づくもの）の面積

主な取組内容

① 住民の憩いの場となるとともに、災害時においては避難場所あるいは防災拠点ともなる都市公園の充実をはかるため、県営公園等の整備促進に努めます。（県土整備部）
② 開園している県営公園について、公園来訪者が安全で快適に利用できるよう、適正な維持管理を行います。（県土整備部）
③ 地域住民、公園利用者等のニーズ把握を行い、積極的な参画を促すことにより、公園利用の活性化、利用者増進をめざします。（県土整備部）

基本事業 54105	ユニバーサルデザイン注)1 のまちづくりへの整備（主担当：健康福祉部地域福祉室）		
目的 対象	県民が		
目的 意図	商業施設・公共施設などを安全かつ快適に利用している		
基本事業の目標項目	商業施設等でバリアフリー化された施設数	目標値（2006年度）	1,132施設
		現状値（2002年度）	488施設

〔基本事業目標項目の説明〕
・「ハートビル法」により計画認定された施設数および「三重県バリアフリーのまちづくり推進条例」に基づく整備基準に適合した施設数

主な取組内容

① 「三重県バリアフリーのまちづくり推進条例」および「ハートビル法」に基づき、商業施設など不特定多数の人が利用する公共的施設について、誰もが安全で快適に利用できるよう、事業者や設計者への研修会等による整備基準等の周知・徹底をはかります。（健康福祉部）
② 鉄道駅舎における移動の円滑化を進めるため、鉄道事業者が行うエレベーター等の設置に対し支援します。（健康福祉部）
③ エレベーターや多機能トイレの設置等、既存公共施設のバリアフリー注)2 化を実施する市町村に対し支援します。（健康福祉部）

注)1 ユニバーサルデザイン：128ページをご覧ください。
注)2 バリアフリー：79ページをご覧ください。

施策　542　ゆとりある住まいづくり

（主担当部局：県土整備部）

目的	対　象	県民が		
	意　図	それぞれの地域で、一人ひとりの立場にあった住まいを選択し、ゆとりと豊かさが実感できる住宅の安定的な供給を受けられる		
施策目標項目		住宅に関する満足度	目標値（2006年度）	71　%
			現状値（2003年度）	65.5%

〔施策目標項目の説明〕
・住宅に関する満足度は、現在住んでいる住まいについて、住宅や住宅の周りの環境の総合的な評価として、「満足している」「どちらかといえば満足している」と回答する県民の割合を表します。（県民意識基礎調査）

現状と課題

ゆとりある住まいづくりについては、三重県住宅マスタープランに基づき「ストック（既存・既設のもの）重視」「市場重視」を基本として取り組んでいますが、住宅市場は民間が主体であり、行政が関与できる範囲は限られています。その中でどのように市場を整備、補完、誘導していくかが課題です。

住まいの安全・安心の確保、バリアフリー[注)1]化、環境共生の分野では、継続的取組が必要であり、耐震化の取組については、広く展開していく必要があります。

公的住宅の中心である公営住宅は市町村が第一義で、県はそれを支援していく方向ですが、県営住宅ストック活用では、改修、建替え等、市町村とともに具体的方策に取り組んでいく必要があります。

施策の取組方向

住宅市場が適切に機能して誰もが必要な住まいを確保し、住み続けられるよう取り組みます。

特に住まいにおける安全・安心の確保を施策の最優先課題として進めます。

住宅の耐震化、バリアフリー化を促進するために、ホームページ、広報、チラシ等を活用して普及を進め、さらに、住宅耐震化促進のため耐震診断の支援拡大、耐震補強支援等を進めます。

また、公的賃貸住宅供給の促進と既設県営住宅の改善、耐震化および管理面での効率的な維持管理を進めます。

地域の住まいづくりについての多様な課題を地域で解決する取組について、情報提供と活動の面から支援を進めます。

施策展開するために取り組む基本事業

54201　安全・安心でユニバーサルな住まいづくり　（県土整備部）
54202　公的な住まいづくり　（県土整備部）
54203　多様な住まいづくり　（県土整備部）

注)1　バリアフリー：79ページをご覧ください。

基本事業 54201	安全・安心でユニバーサルな住まいづくり（主担当：県土整備部住宅室）		
目的 対象	県民が		
目的 意図	それぞれ必要な住まいを確保し、安心して住み続けられる住宅市場になっている		
基本事業の目標項目	公的バリアフリー融資を受けた住宅の割合	目標値（2006年度）	75%
		現状値（2002年度）	15%

〔基本事業目標項目の説明〕
・毎年の新設着工住宅において、住宅金融公庫融資個人住宅のうちバリアフリー割増融資を受けた住宅の割合

主な取組内容

① ゆとりある住まいの基本である住まいの安全・安心確保のための住宅の耐震化についての情報提供、耐震診断、耐震改修を促進します。（県土整備部）
② 安心して住み続けられるようにするための住宅のバリアフリー化については、改修のアドバイザーを養成し人材バンクに登載することや情報提供を中心に促進します。（県土整備部）
③ 住宅における省エネルギー対策、自然との共生、長寿命化（耐用年数の延伸）、建設資材廃棄物の発生抑制といった地球環境に配慮した住宅の普及をはかります。（県土整備部）

※ ①のうち情報提供、耐震診断、耐震改修の促進は、重点プログラム（くらし１）「地震に備えみんなでつくる安全・安心プログラム（津波対策、耐震対策、輸送路・避難路整備）」で重点的に取り組みます。

基本事業 54202	公的な住まいづくり（主担当：県土整備部住宅室）		
目的 対象	公的住宅が		
目的 意図	県民の居住水準の向上や地域の需要に対応できるように安定的に供給されている		
基本事業の目標項目	既設公営住宅改善戸数	目標値（2006年度）	480戸
		現状値（2002年度）	132戸

〔基本事業目標項目の説明〕
・既設公営住宅を有効に活用するための改善戸数（2001年度（平成13年度）以降の累計戸数）

主な取組内容

① 三重県公営住宅ストック総合活用計画に基づき、高齢者向けや維持管理費軽減のための仕様の導入をした県営住宅の建替を進めるとともに、既設県営住宅のバリアフリー化を行います。また、用途廃止、事業主体変更についても検討し進めます。（県土整備部）
② 市町村営住宅、特定公共賃貸住宅については、技術的支援および県費補助により建設を促進します。（県土整備部）
③ 市場では供給されにくい高齢者向け、子育て世帯向けの優良な賃貸住宅について、民間事

業者に対して建設費等の支援を行う等、居住水準の向上をめざした公的住宅の供給を促進します。（県土整備部）

基本事業 54203	多様な住まいづくり（主担当：県土整備部住宅室）		
目的 対象	住まいを取り巻く環境が		
目的 意図	地域性や一人ひとりのライフスタイル、多様なニーズに対応できるように整備されている		
基本事業の目標項目	住宅に関する関心度（ホームページアクセス数）	目標値（2006年度）	250,000件
		現状値（2002年度）	115,114件

〔基本事業目標項目の説明〕
・住宅室のオリジナルホームページ「ｅ－すまい三重」への年間訪問者数

主な取組内容

① 市場が適切に機能するために必要な住まいに関する情報提供と、県民からの相談に対応するためのネットワーク化等多様な情報提供方法の整備を進めます。（県土整備部）
② 県の持つ情報の提供、技術の支援や情報交換の場づくりにより、市町村が各地域に応じた住宅施策を促進できるよう地域の住宅政策形成の支援を進めます。（県土整備部）
③ 省エネルギー対策、自然との共生、長寿命化、建設資材廃棄物の発生抑制といった地球環境に配慮した住宅に関する情報提供、住宅の品質確保の促進をします。（県土整備部）
④ 県や市町村の住宅政策立案のための基礎となる調査・分析を行います。（県土整備部）

施策　551　高速交通網の整備

（主担当部局：地域振興部）

目的	対　象	県民が		
	意　図	空港、新幹線、高速道路などさまざまな高速交通ネットワークを利用して、全国、県内と活発な交流・連携ができるようになっている		
施策目標項目		高速交通機関アクセス30分程度の市町村割合	目標値（2006年度）	80%
			現状値（2003年度）	77%

〔施策目標項目の説明〕
・県内の各市町村役場から最寄りのインターチェンジ等高速交通機関へ30分程度で到達できる市町村の割合。高速交通体系の利用可能性を示します。

現状と課題

中部国際空港の海上アクセス[注)1]については、2005年（平成17年）２月の開港に向け、その整備を促進するとともに安全かつ安定したルートを確保する必要があります。

高規格道路ネットワークの形成については、昨今の高速道路の整備のあり方に係る国全体の議論の内容を考えると、大変厳しい状況にあります。

リニア中央新幹線については、実用化のための基本的な技術は着実に進捗しているものの、信頼性・長期耐久性や建設コストの低減が課題となっています。

施策の取組方向

中部国際空港については、2005年（平成17年）２月の開港に向け、その整備を促進するため、計画的に事業実施に協力します。また、海上アクセスについては、空港の利便性向上に寄与するほか、観光振興、集客交流、まちづくり等にとっても重要なポテンシャルを持つことから、安全かつ安定したルートの確保に向けて取り組みます。

太平洋高規格道路ネットワークの形成については、東海地震や東南海地震等の大規模地震の発生が懸念される中、単に経済性や効率性の観点だけでなく、防災対策の面からも高規格道路の果たす役割は大きいことから、国に対して整備の促進等を引き続き要望します。

リニア中央新幹線については、引き続き関係府県と協力して、国、ＪＲ東海等に対し早期実現を働きかけていくとともに、県民への広報、啓発に努めます。

施策展開するために取り組む基本事業

55101　高速交通ネットワークの形成　（地域振興部）
55102　高規格道路ネットワークの形成　（県土整備部）

注)1　（中部国際空港の）海上アクセス：中部国際空港と県内の港を結ぶ航路

基本事業 55101	高速交通ネットワークの形成（主担当：地域振興部交通室）		
目的 対象	中部国際空港・関西国際空港・リニア中央新幹線の事業主体が		
目的 意図	県民にとって利便性の高い高速交通ネットワークを整備している		
基本事業の目標項目	県庁から名古屋空港（中部国際空港）へのアクセス時間	目標値（2006年度）	50分
		現状値（2002年度）	100分

〔基本事業目標項目の説明〕
・県庁から名古屋空港（中部国際空港）へのアクセス時間。県民にとって利便性の高い高速交通ネットワークの整備を示します。

主な取組内容

① 中部国際空港については、2005年（平成17年）２月の開港に向け、その関連事業等における予算を確保するとともに、本県から中部国際空港へのアクセスの利便性向上をはかるため、県の支援を行います。（地域振興部）
② 関西国際空港については、第２期整備事業を推進するため、引き続き事業主体を支援します。（地域振興部）
③ リニア中央新幹線・太平洋新国土軸（伊勢湾口道路・東海南海連絡道）については、引き続き関係都府県と連携して、早期実現に向けて国等に強く働きかけていくとともに、建設気運の醸成に向けて、広報、啓発活動に努めます。（地域振興部）

基本事業 55102	高規格道路ネットワークの形成（主担当：県土整備部高速道・道路企画室）		
目的 対象	道路利用者が		
目的 意図	県内の市町村役場から最寄りの高速道路のインターチェンジまで30分程度で到達できるようになっている		
基本事業の目標項目	高規格幹線道路の整備率	目標値（2006年度）	54.7%
		現状値（2003年度）	49.5%

〔基本事業目標項目の説明〕
・高規格幹線道路（近畿自動車道名古屋大阪線・名古屋神戸線・紀勢線・伊勢線、一般国道475号東海環状自動車道）の整備率
現状　163km／329km
目標値　近畿自動車道名古屋大阪線直結線４km、近畿自動車道紀勢線（大宮大台～勢和多気）13kmを計上

主な取組内容

① 高規格道路等の整備に必要な用地の関係者に対して、日本道路公団および国土交通省と連携し、用地の提供について理解と協力が得られるよう交渉します。（県土整備部）
② 高速道路整備の進捗に合わせ、関連して必要となる河川および砂防施設等を整備します。（県土整備部）

③　高速道路沿線市町村が行う高速道路に関連する公共施設整備に対して、財政的支援を行います。（県土整備部）
④　高速道路や地域高規格道路などの広域幹線道路と一体となった道路ネットワークの整備に努めます。（県土整備部）
⑤　太平洋新国土軸を構成する伊勢湾口道路と東海南海連絡道について、事業の具体化に向けた提言活動やＰＲ活動を展開します。（地域振興部）

※　①～④は、重点プログラム（絆４）「高速道路と市町村合併を支援する道路整備プログラム」で重点的に取り組みます。

施策　552　道路網の整備

（主担当部局：県土整備部）

目的	対　象	道路利用者が		
	意　図	快適かつ安全に道路を利用している		
施策目標項目		幹線道路における移動時間数（平均移動距離40kmあたり）	目標値（2006年度）	56.1分
			現状値（2003年度）	56.5分

〔施策目標項目の説明〕
- 通勤や買い物、商用など自動車を利用する場合の１日の平均移動距離（40km）あたりの所要時間を、一般国道を対象に算出しています。
- 2006年度の目標値を達成することで、県民１人あたり年間約２時間の節約に相当します。

現状と課題

市町村合併、広域連携など新たな地域創造の支援を進めるために、厳しい財政状況のなか、コスト縮減に努め、道路を整備していく必要があります。

また、大規模な震災に対応するための緊急輸送路の確保が必要です。

一方、安全かつ円滑な交通の確保、道路利用者の利便性の向上をはかるため、ＩＴＳ（高度道路交通システム）[注)1] 等のソフト面での対策も検討しています。

施策の取組方向

2003年度（平成15年度）には新たな地域ニーズや社会経済情勢に対応できるように、「道路整備10箇年戦略」を見直し、地域の新たな絆づくりをめざした「新道路整備戦略」を策定したところであり、今後はこの計画に基づき重点的、効率的な整備を進め、高規格道路や直轄国道などの広域幹線道路と一体となった道路ネットワークの整備に努めます。

特に、地域の活性化を促し連携を支援するため、市町村合併を支援する道路整備を重点的に進めていくとともに、県内に大きな被害を及ぼすことが予想される東海・東南海・南海地震などの大規模災害に対応するため、緊急輸送道路の確保に努めます。

また、これらのハード整備と合わせ、ＩＴＳ（高度道路交通システム）などのソフト対策を進め、適切な情報を道路利用者に提供することにより、交通渋滞の緩和などさまざまな交通問題の解決をはかります。

施策展開するために取り組む基本事業

55201	道路ネットワークの形成	（県土整備部）
55202	渋滞対策・総合交通対策の推進	（県土整備部）
55203	安全・快適で情報化に対応したみちづくり	（県土整備部）
55204	適切な道路資本の維持管理	（県土整備部）

注)1　ＩＴＳ（高度道路交通システム）：最先端の情報通信技術を利用し、安全性・輸送効率などの最適化をめざす新しい道路交通システムの総称

基本事業 55201	道路ネットワークの形成（主担当：県土整備部道路整備室）		
目的 対象	道路が		
目的 意図	利用者にとって都市間の移動時間を短縮するなど、利便性を向上するよう整備されている		
基本事業の目標項目	県管理道路改良率	目標値（2006年度）	69.9%
		現状値（2003年度）	69.0%

〔基本事業目標項目の説明〕
・県管理の国道、県道の延長のうち自動車が安全に通行できる幅員をもつ道路延長の割合

主な取組内容

① 「新道路整備戦略」に基づき重点的、効率的投資を行い、広域的な道路ネットワークの形成をめざします。（県土整備部）
② 道路防災総点検結果に基づき、危険箇所対策および施設の補修を行うとともに、定期点検を行い道路の安全性を向上させます。（県土整備部）

※ ①のうち合併支援道路は、重点プログラム（絆４）「高速道路と市町村合併を支援する道路整備プログラム」で重点的に取り組みます。

基本事業 55202	渋滞対策・総合交通対策の推進（主担当：県土整備部高速道・道路企画室）		
目的 対象	道路が		
目的 意図	交通渋滞を緩和できるよう整備されている		
基本事業の目標項目	県管理道路整備率	目標値（2006年度）	48.7%
		現状値（2002年度）	47.8%

〔基本事業目標項目の説明〕
・県管理の国道、県道の延長のうち自動車が安全かつ円滑に通行できる幅員をもつ道路延長の割合（道路統計年報）

主な取組内容

① 都市部における渋滞の緩和のため、バイパス整備など新道路整備戦略に基づく重点的な整備を推進するとともに、ＩＴＳ（高度道路交通システム）[注)1] 等の活用のソフト面での対策も検討します。（県土整備部）
② 中南勢および伊賀都市圏の都市交通の実態を総合的に把握し、将来の交通計画を策定するため、都市圏内の交通実態を調査します。（県土整備部）

注)1 ＩＴＳ（高度道路交通システム）：240ページをご覧ください。

基本事業 55203	安全・快適で情報化に対応したみちづくり（主担当：県土整備部保全・災害室）		
目的	対　象	道路利用者が	
	意　図	必要な交通情報を得て安全に通行している	
基本事業の目標項目	道路情報提供装置設置台数	目標値（2006年度）	241基
		現状値（2002年度）	219基

〔基本事業目標項目の説明〕
・県内の主要一般道路に設置されている渋滞情報、規制情報を表示する電光表示板、旅行時間表示板の数
・目標数は国、公安委員会、県の将来整備計画数を積み上げたものです。

主な取組内容

① 県管理道路において、異常気象時に通行規制を行う区間で、道路情報提供装置が設置されていない箇所の整備を行います。（県土整備部）
② 電線類の地中化等による歩道空間の整備を行い、快適で魅力的な道づくりを推進します。（県土整備部）

基本事業 55204	適切な道路資本の維持管理（主担当：県土整備部保全・災害室）		
目的	対　象	道路が	
	意　図	利用者にとって安全で安心して通行できるように適切に維持管理されている	
基本事業の目標項目	舗装の維持管理指数	目標値（2006年度）	5.0以上
		現状値（2002年度）	5.3

〔基本事業目標項目の説明〕
・舗装の維持管理指数とは、舗装面の調査により得られた、ひび割れ率、わだち掘れ量、平坦性から算出する管理指数であり、10点満点で評価され、交通の影響を受けて時間とともに低下します。
・目標値の設定は、主な幹線道路とします。
・望ましい管理指数である平均値５を保持します。

主な取組内容

① 舗装面の調査に基づき路面の損傷箇所を補修し、道路の安全性および走行性を確保します。（県土整備部）
② 道路パトロール等により発見された道路構造物の損傷箇所を補修し、道路の安全性を確保します。また、歩行パトロール・夜間パトロールを実施するなど道路パトロールの充実をはかります。（県土整備部）
③ 各種構造物の定期点検を実施することにより、損傷・危険箇所の早期発見に努め、道路の安全性を確保します。（県土整備部）
④ 地域住民により構成された団体等が自主的に行う道路の草刈り、清掃活動等に対し作業に

必要な物品を助成していきます。また、県と地域住民が対等なパートナーシップを組んで積極的に推進するため草刈りを自治会等に委託します。（県土整備部）

施策　553　公共交通網の整備

（主担当部局：地域振興部）

目的	対　象	公共交通機関が		
	意　図	県民の日常生活を支え、交通渋滞の緩和や環境負荷の軽減に寄与している		
施策目標項目		交通手段のうち公共交通機関を利用した人の割合	目標値（2006年度）	14.2%
			現状値（2002年度）	12.3%

〔施策目標項目の説明〕
・移動する際、利用する輸送機関（自家用車、鉄道など）の総輸送人員のうち、公共交通機関で移動した人員の割合（国土交通省「数字で見る中部の運輸」）

現状と課題

近年、モータリゼーション注)1の進展に伴い、三重県においても公共交通機関の輸送分担率は年々低下しています。また、規制緩和が進む中で、路線の廃止や運行本数の削減が行われ、生活交通の確保が困難な状況が生じています。一方、公共交通は、地域住民とりわけ自らの交通手段を持たない高齢者や学生にとって無くてはならない交通手段であるとともに、環境保全への配慮といった観点からもその役割が重要となってきています。

施策の取組方向

バス路線の確保については、最後の公共交通手段として地域の生活交通の確保に取り組む市町村の支援に努めます。

鉄道の整備と利便性の向上については、経営基盤の脆弱な中小私鉄に対し、安全性の向上およびサービス改善がはかられるよう国および関係市町村とともに取り組みます。

さらに、公共交通の利便性向上と利用促進をはかるためには、公共交通を単に交通手段としてとらえるだけでなく、地域社会を維持していく上で必要不可欠な資源としてとらえ、地域経営という観点から総合的に考えていく必要があることから、地域住民、事業者、行政が地域づくりの一環として協働して取り組みます。

施策展開するために取り組む基本事業

55301	公共交通の利便性向上と利用促進	（地域振興部）
55302	鉄道の整備と利便性向上	（地域振興部）
55303	バス交通の確保	（地域振興部）

注)1　モータリゼーション：交通手段が自動車中心になってきたということで、自動車が人びとの生活の中で広く利用されるようになること

基本事業 55301	公共交通の利便性向上と利用促進（主担当：地域振興部交通室）		
目的 対象	公共交通（バス、電車など）が		
目的 意図	安全・快適で誰でもが利用しやすい交通手段となっている		
基本事業の目標項目	公共交通活用に向けた取組数	目標値（2006年度）	15
		現状値（2003年度）	10

〔基本事業目標項目の説明〕
・地域交通の維持・確保および利便性向上など新たな地域交通サービスの導入に取り組んだ数（市町村ヒアリング調査）

主な取組内容

① 「生活交通確保のための地域検討会」などを活用し、運行事業者、市町村、県が協働して地域交通の維持・確保および利便性向上などに取り組みます。（地域振興部）
② 地域の多様な交通需要に対応するために、地域の特性に応じた新たな取組に対して支援します。（地域振興部）

基本事業 55302	鉄道の整備と利便性向上（主担当：地域振興部交通室）		
目的 対象	鉄道が		
目的 意図	地域住民の日常生活の支えとなるよう利便性を向上させている		
基本事業の目標項目	県内の鉄道路線営業キロ数	目標値（2006年度）	639.8km
		現状値（2002年度）	639.8km

〔基本事業目標項目の説明〕
・県内の鉄道路線営業キロ数を維持することから、鉄道の利便性を確保し住民の日常生活を支えていく指標

主な取組内容

① 経営基盤の脆弱な中小私鉄に対し、安全性の向上およびサービス改善がはかられるよう鉄道施設整備に対して、国および関係市町村とともに引き続き支援します。（地域振興部）

基本事業 55303	バス交通の確保 （主担当：地域振興部交通室）		
目的 対象	バス路線が		
目的 意図	生活交通として維持・確保されている		
基本事業の目標項目	県民に対するバス利用可能人口割合	目標値（2006年度）	67.8%
		現状値（2002年度）	67.8%

〔基本事業目標項目の説明〕
・バス路線の停留所が所在する大字等基本単位内の住民登録者数を「バス利用可能人口」とし、その合計値が県人口に占める割合

主な取組内容

① 生活交通であるバス路線を維持・確保するため、引き続き補助するとともに、現行の補助制度について、実態を把握するとともに、市町村等からの意見をふまえ、補助制度のあり方について検討します。（地域振興部）

施策　554　港湾の整備

（主担当部局：県土整備部）

目的	対　象	港湾利用者が		
	意　図	物流・人流拠点や親水空間として利用しやすい港湾になっている		
施策目標項目		入港船舶総トン数（5トン以上の船舶）	目標値（2006年度）	8,200万t
			現状値（2002年度）	8,000万t

〔施策目標項目の説明〕
・県内20港湾における入港した船舶の総トン数
・港湾整備の大きな目的は、船舶による人流・物流機能を充実させることにあるため、港湾における船舶の利用状況を示す指標として、入港船舶総トン数を選定しています。

現状と課題

新たな港湾施設整備のために、より一層の投資の重点化が求められています。

既存の施設においては、老朽化により利用に支障となる施設が増加していることから、機能の維持をはかるため、より計画的な維持管理に努めていく必要があります。

さらに、親水空間としての港湾の魅力アップが求められています。

また、改正SOLAS条約（海上人命安全条約）注)1 に基づく国際的な動きに対応した港湾の保安対策の実施が必要となっています。

施策の取組方向

津松阪港贄崎地区において、2005年（平成17年）の中部国際空港の開港に間に合わせるため、コスト縮減をはかり短期間の重点投資により集客交流基盤の整備を進めます。

また、貨物量の増大、船舶の大型化に対応するため、四日市港で国際海上コンテナターミナルの整備を進めるほか、津松阪港大口地区において物流機能の充実・強化のための重点的な整備に努めます。

伊勢志摩地域の海の玄関口である鳥羽港においては、船だまりの整備とともに、快適な水辺空間整備として港湾緑地の整備を進めます。

既存の施設については、機能を良好な水準に保ち、安全で快適な利用ができるよう、適切な維持管理を行い、港湾利用者へのサービスが向上するよう努めます。

一方、改正SOLAS条約に対応するため、四日市港、津松阪港等において保安対策施設整備を行います。

施策展開するために取り組む基本事業

55401	人の交流を支える港湾ネットワークの形成	（県土整備部）
55402	物流機能の充実・強化	（県土整備部）
55403	快適な水辺空間の整備	（県土整備部）

注)1　SOLAS条約：海上人命安全条約（The International Convention for the Safety of Life at Sea）航海の安全、特に人命の安全を確保するために船舶の構造、設備等の基準を定める国際条約。2001年９月の米国同時多発テロ事件を受け、海事分野の保安強化を追加して2002年12月に改正され、2004年７月１日に発効する予定です。

基本事業 55401	人の交流を支える港湾ネットワークの形成（主担当：県土整備部港湾・海岸室）		
目的	対　象	港湾が	
	意　図	海の玄関口にふさわしく、活発に人びとが交流できるよう整備されている	
基本事業の目標項目	接岸可能旅客船舶トン数	目標値（2006年度）	2,336 t
		現状値（2002年度）	1,936 t

〔基本事業目標項目の説明〕
・旅客船舶の接岸を目的とする公共岸壁において、同時に接岸が可能な船舶のトン数の和

主な取組内容

① 鳥羽港佐田浜地区において港湾機能の再生を進めるため、小型船だまりの整備を進め、離島航路や観光船の再配置を行い、集客交流基盤の整備をはかります。（県土整備部）
② 津松阪港贄崎地区において、2005年（平成17年）の中部国際空港の開港までに小型船だまりの整備を行い、早期に事業効果が出せるよう効率的な整備を進めます。（県土整備部）
③ 既存の港湾においては、施設の改善と適切な維持管理を行い、利用しやすい施設整備を進めます。（総合企画局、県土整備部）

基本事業 55402	物流機能の充実・強化（主担当：県土整備部港湾・海岸室）		
目的	対　象	港湾が	
	意　図	安定的かつ効率的な物流を行うことができるよう整備されている	
基本事業の目標項目	接岸可能貨物船舶トン数	目標値（2006年度）	571,200 t
		現状値（2002年度）	521,200 t

〔基本事業目標項目の説明〕
・貨物船舶の接岸を目的とする公共岸壁等において、同時に接岸が可能な船舶のトン数の和

主な取組内容

① 四日市港において、増大する貨物量や船舶の大型化に対応するため、霞ヶ浦北ふ頭国際海上コンテナターミナル（－14m）、霞ヶ浦南ふ頭75号岸壁（－7.5m）の整備を進め、物流機能の充実・強化をはかります。（総合企画局）
② 津松阪港大口地区において、増大する貨物量や船舶の大型化に対応するため、既存岸壁の増深改良を行い、物流機能の充実・強化をはかります。（県土整備部）
③ 長島港などにおいて、効率的な業務が可能となるよう施設の改良を行い、水産業など地場産業の振興をはかります。（県土整備部）
④ 既存の港湾においては、既存ストックを十分活用できるよう、浚渫など適切な維持管理を行い、港湾機能の維持に努めます。（総合企画局、県土整備部）
⑤ 改正SOLAS条約[注)1]に対応するため、四日市港、津松阪港などにおいて保安対策施設の整

備を行います。（総合企画局、県土整備部）

注）1　SOLAS条約：247ページをご覧ください。

基本事業 55403	快適な水辺空間の整備（主担当：県土整備部港湾・海岸室）		
目的 対象	港湾緑地が		
目的 意図	人々が集い、楽しみ、交流できる空間になるよう整備されている		
基本事業の目標項目	港湾緑地の整備面積	目標値（2006年度）	31.4ha
		現状値（2002年度）	21.1ha

〔基本事業目標項目の説明〕
・港湾緑地の整備面積の和

主な取組内容

① 四日市港において、地域住民や港湾利用者が憩い、くつろげる快適な水辺空間の整備をはかるため、富双地区の緑地整備を進めます。（総合企画局）
② 鳥羽港において、地域住民と観光客が憩い、楽しみ、集う魅力ある空間の形成をはかるため、港湾施設の整備と合わせ、港湾緑地整備を進め、集客交流基盤の整備を行います。（県土整備部）
③ 港湾を訪れる人に快適な空間を提供するため、港湾緑地の適切な維持管理に努めます。（県土整備部）

施策　555　基盤整備を進めるための公共事業の適正な運営と円滑な推進

（主担当部局：県土整備部）

目的	対　象	県民が		
	意　図	公共事業への信頼感を向上させている		
施策目標項目		公共事業の透明化率	目標値（2006年度）	81%
			現状値（2002年度）	62%

〔施策目標項目の説明〕
・各年度における「事業評価」の実施率と「競争性・透明性の高い入札方式」の実施率の平均値
［＝（事業評価実施率＋競争性・透明性の高い入札方式実施率）×１／２］

現状と課題

県民の価値観が多様化するなか、社会資本整備を担う公共事業は、限られた予算を適正かつ有効に執行していくことが必要です。

また、公共事業に対する県民の信頼性を向上させるため、客観性、競争性、透明性のより高い執行プロセスを確立するとともに、事業の執行過程の効率化を行うことも重要な課題です。

施策の取組方向

事前評価、事中（再）評価および事後評価による公共事業評価サイクルの確立と適切な運用により客観性、透明性を確保し、県民の信頼性の向上をはかるとともに、より円滑な事業執行のためにプロセスマネジメントシステムの構築を行います。

県民の信頼の確保をめざし、引き続き入札契約制度の改善に取り組み、競争性・透明性の向上をはかるとともに、「建設業法」の適切な執行による不良不適格業者の排除をはかります。また、公共投資の減少等に対応して建設業の経営革新の促進をはかります。

さらに、公共事業のＩＴ化を推進（CALS／EC）[注)1]し、すべてのプロセスにおいて、情報の共有・連携による有効活用が可能な環境を構築します。

そして、公共事業の円滑な実施に不可欠な事業用地の確保については、用地提供者の理解と協力を得るとともに、「土地収用法」の適用も視野に入れ事業計画に応じた適正な用地取得を行います。

施策展開するために取り組む基本事業

55501	公共事業の適正な執行・管理の支援	（県土整備部）
55502	競争性・透明性の高い公共事業の発注プロセスの確立	（県土整備部）
55503	公共事業の執行プロセスにおける情報化の推進	（県土整備部）
55504	計画に基づく公共事業用地の適正な確保	（県土整備部）

注)1　CALS／EC：215ページをご覧ください。

基本事業 55501	公共事業の適正な執行・管理の支援（主担当：県土整備部公共事業運営室）		
目的 対象	公共事業が		
目的 意図	県民からみた実施プロセスの客観性・透明性を向上させるよう執行されている		
基本事業の目標項目	公共事業評価実施率	目標値（2006年度）	86%
		現状値（2003年度）	62%

〔基本事業目標項目の説明〕
・公共事業評価システムは、1998年度（平成10年度）に導入した事中（再）評価、2002年度（平成14年度）より導入の事前評価と2003年度（平成15年度）より導入する事後評価の３つのシステムより構成しています。各システムの構築率と評価実施件数より、進捗度を「公共事業評価実施率」として示しています。
［＝Σ（システム構築率×評価実施件数率）×１／３］

主な取組内容

① 三重県が実施する公共事業の必要性と効果について、客観性、透明性を確保した事前評価、事中（再）評価および事後評価による公共事業評価サイクルの適切な運用をはかり、公共事業の実施が県民にとって理解されるよう取り組みます。なお、評価手法について、環境面の評価機能をより充実させる等の見直しを行います。（県土整備部）
② 効率的および効果的な社会資本整備の実現をめざし、公共事業に関する企画・計画段階から維持管理にいたる各過程の執行の円滑化をはかるために、プロセスマネジメントシステムを構築します。（県土整備部）
③ 工事予定価格算出の基礎となる積算を行う上で、適正な設計単価を担当者に提供するため、設計単価等調査を引き続き行います。（県土整備部）

基本事業 55502	競争性・透明性の高い公共事業の発注プロセスの確立（主担当：県土整備部建設業室）		
目的 対象	公共工事の発注プロセスが		
目的 意図	高い競争性、透明性を確保している		
基本事業の目標項目	競争性・透明性の高い入札方式の実施率	目標値（2006年度）	75%
		現状値（2002年度）	66%

〔基本事業目標項目の説明〕
・公共工事発注に占める競争性・透明性の高い一般競争入札、公募型・地域公募型指名競争入札方式による発注件数の比率

主な取組内容

① 県民の信頼の確保をめざし、「入札契約制度改善の指針」に基づく制度の見直しを推進し、入札契約制度の競争性、透明性の一層の向上を進めるとともに、その定着と安定的な運用をはかります。（県土整備部）

② 「建設業法」等に基づき、不良不適格業者の排除等、建設業者への指導の充実強化等をはかるほか、建設工事の請負契約に関する紛争処理等を通じた請負契約の当事者の保護に努めます。（県土整備部）

③ 公共投資の減少、入札制度の見直し等建設業をとりまく経営環境の変化に対応して、建設業者の経営革新の促進に努めます。（県土整備部）

基本事業 55503	公共事業の執行プロセスにおける情報化の推進（主担当：県土整備部公共事業情報化プロジェクト）		
目的 対象	公共事業情報が		
目的 意図	調査・計画、設計、施工、管理にいたるすべてのプロセスにおいて電子化され、有効活用されている		
基本事業の目標項目	県実施公共事業の情報電子化率	目標値（2006年度）	66%
		現状値（2002年度）	0%

〔基本事業目標項目の説明〕
・公共事業の執行プロセスにおける主要な項目（契約＆事業）の電子情報連携割合
［＝各年度の（電子入札実施率＋事業情報電子化率）×１／２］

主な取組内容

① 「三重県版CALS／EC[注)1]整備基本構想」および「三重県CALS／ECアクションプログラム」に基づき公共事業におけるＩＴ化の推進に取り組みます。
（総務局、環境森林部、農水商工部、県土整備部、企業庁、警察本部）
＜基本事業52503①の再掲＞

② 公共事業の調査・計画、設計、施工、管理にいたるすべてのプロセスにおける情報を電子化し、公共事業の適正な推進と管理を行うために、関係所属で情報を共有・連携化する情報基盤として「公共事業情報化統合データベース」の構築を進めます。
（総務局、環境森林部、農水商工部、県土整備部、企業庁）

③ 公共事業における電子調達（入札情報サービス・電子入札）システムは、2003年（平成15年）10月から一部運用を開始しており、2005年（平成17年）秋頃には全面運用を行います。
（総務局、環境森林部、農水商工部、県土整備部、企業庁、警察本部）
＜基本事業52503②の再掲＞

④ 公共事業の工事執行事務（予算、契約、施工、検査等）の省力化・迅速化をはかるために「公共工事進行管理システム」を電子調達、電子決裁、財務会計等と連携したシステムとして再構築を行います。（環境森林部、農水商工部、県土整備部、企業庁）

⑤ 公共事業の工事費積算事務の省力化・迅速化をはかるために「公共工事設計積算システム」の運用管理を行います。（環境森林部、農水商工部、県土整備部、企業庁）

注)1 CALS／EC：215ページをご覧ください。

基本事業 55504	計画に基づく公共事業用地の適正な確保（主担当：県土整備部公共用地室）		
目的 対象	道路等の公共事業用地が		
目的 意図	用地提供者の公共事業に対する理解と協力を得て計画に基づき確保されている		
基本事業の目標項目	計画的公共事業用地取得達成度	目標値（2006年度）	1.50年
		現状値（2002年度）	1.32年

〔基本事業目標項目の説明〕
・当該年度に新規着工する公共事業に必要な面積に対し、年度当初に県が保有する着工可能な面積の保有割合（用地ストック）

主な取組内容

① 公共事業用地に対する県民の理解と協力を得るとともに、用地取得に係る情報提供に努め、用地の適正な確保に努めます。（県土整備部）
② 「土地収用法」の積極的な活用をはかり、計画的な取得に努めます。（県土整備部）
③ 過年度未登記対策については、体制の強化をはかり、処理を推進していきます。（県土整備部）

第2編

行政運営の取組

第1章　施策・基本事業を推進するために

第2章　行政運営の具体的な取組

第1章 施策・基本事業を推進するために

施策・基本事業を推進するために行う効果的な行政運営と行政委員会（教育委員会、公安委員会を除く。）の取組内容を記述しました。

県の政策・事業体系を推進するために行う効果的な行政手法や簡素で効率的な組織運営手法など内部マネジメントを中心とし、直接県民へのサービス提供を目的としない間接事務の体系（600番台体系）と公正中立な行政運営や権利調整等準司法的権限に関する行政委員会の行う事務事業の体系（700番台体系）で構成しています。

政策・事業体系と同様に、施策－基本事業－事務事業のレベルで事業を目的と手段の関係で整理し、３年間に取り組む数値目標を設定して、毎年度、事務事業を含めて成果の確認と検証を行い、必要な改善手段を講じることで、よりよい行政運営が行われるようにします。

第2章 行政運営の具体的な取組

第1節 県民へのよりよいサービスの提供

第2節 民主的かつ公正中立な行政運営（行政委員会）

第１節
県民へのよりよいサービスの提供

〔施　策〕		〔基本事業〕	〔ページ〕
610	みえ行政経営体系による県政の運営	(61001～61003)	259
620	戦略計画の展開と政策開発	(62001～62004)	262
630	効率的で効果的な組織・体制づくり	(63001～63003)	265
640	人材育成の推進	(64001～64003)	268
650	長期的展望に立った財政運営	(65001～65004)	271

施策　610　みえ行政経営体系による県政の運営

（主担当部局：総務局）

目的				
	対　象	県行政が		
	意　図	みえ行政経営体系により、全体最適な状態で運営されている		
施策目標項目		マネジメントシステムの改善項目数	目標値（2006年度）	30
			現状値（2003年度）	—

〔施策目標項目の説明〕
・2003年度（平成15年度）のトータルマネジメントシステム検討結果に基づく改善項目（30項目程度）を３か年で改善します。

現状と課題

これまで、業務管理型から目的達成型の行政経営への転換をめざし、政策推進システムをはじめさまざまな行政運営のしくみを構築してきました。職員意識の変化や県政の主要なしくみの改革という成果は見られましたが、県民が成果を実感するにはいたらず、また、改革のいろいろなツールが職員の間にも理念と実務の両面で十分浸透し、活用されているとは言えない実態があります。全体最適の観点等から、県政運営の主要なしくみとその関連について見直し、機能するようにしていく必要があります。

施策の取組方向

トータルマネジメントシステムは、「県民しあわせプラン」を実現するため、さまざまな県政運営のしくみがより体系的、効果的に機能するよう、「全体最適」の考えに沿ったしくみをめざします。

このため、これまでに導入・展開してきた政策推進システムをはじめとする主要なマネジメントシステムを「みえ行政経営体系」の５つの大きな枠組みに沿って体系的に再構築し、しくみの目的や関連を明確にします。

そこでは、経営品質向上活動、危機管理[注)1]等をマネジメント全般に係る考え方の基本とするとともに、「県民しあわせプラン」と単年度の県政運営方針を戦略の中心に位置づけ、率先実行取組を基軸に戦略を展開し、政策評価システムを中心に評価を行うこと等により、PDS（Plan：戦略策定―Do：戦略展開―See：評価）サイクルを的確にマネジメントし、県民から見て、より価値の高い行政サービスの提供をめざします。

施策展開するために取り組む基本事業

61001　体系的・戦略的な行政経営の推進　（総　務　局）
61002　危機管理の推進　（防災危機管理局）
61003　行政経営品質向上活動の推進　（総　務　局）

注)1　危機管理：危機の発生（リスク[注)2]の顕在化）を未然に防止する手だてを講じておくなどの事前対策から、危機発生時の対応や復旧対策までを含めた幅広い局面に対応していく取組
注)2　リスク：損失や事故の発生する可能性のこと

基本事業 61001	体系的・戦略的な行政経営の推進（主担当：総務局組織経営室）		
目的 対象	県の主要なマネジメントのしくみが		
目的 意図	職員の間に浸透・定着し、みえ行政経営体系の枠組みに沿って、円滑に機能している		
基本事業の目標項目	みえ行政経営体系の主要なシステムに対する職員の理解度	目標値（2006年度）	80%
		現状値（2003年度）	62%

〔基本事業目標項目の説明〕
・職員アンケートにおいて、主要なシステムについて「他人に説明することができる」、「一応理解している」と答えた職員の割合の平均値

主な取組内容

① みえ行政経営体系の枠組みに沿って、各種の県政運営のしくみを改善するため、全庁的なワーキングを設置し、それぞれのシステムを担当する所属等と連携して、システムの制度設計、運用改善を進めるなど全体的な進行管理を行います。（総務局）
② 単年度の戦略を示す県政運営方針の策定プロセスを充実します。（総合企画局）
③ 戦略計画の重点プログラムについて、構成する事業の評価に基づくマネジメントを主担当部局が的確に行えるよう支援します。（総合企画局）＜基本事業62001①の再掲＞
④ 県政運営方針や予算・組織等に係る方針など県政の基本方針および重要施策の審議を行うため、県政戦略会議を開催します。（総合企画局）

基本事業 61002	危機管理の推進（主担当：防災危機管理局危機管理総務室）		
目的 対象	県行政が		
目的 意図	県民の信頼を損なうことなく円滑に運営されている		
基本事業の目標項目	県職員の危機管理意識度	目標値（2006年度）	100 %
		現状値（2003年度）	86.8%

〔基本事業目標項目の説明〕
・職員アンケートにおいて「危機管理意識をもって仕事をしている」と回答した職員の割合

主な取組内容

① 県民が安全・安心を実感できる県政を推進するためには、危機管理体制の充実が重要であることから、研修や実践的な訓練などにより、職員の危機管理意識の徹底をはかるとともに、危機に強い人材育成に取り組みます。（防災危機管理局）
② 県政をとりまくさまざまなリスク注)1 に対応するため、危機発生の未然防止対策や危機発生時の迅速・的確な体制整備に取り組みます。（防災危機管理局）
③ 国民保護法制に基づき、県民の生命、身体および財産を守るために必要な県民の保護に関する計画の策定に取り組みます。（防災危機管理局）

注)1 リスク：259ページをご覧ください。

基本事業 61003	行政経営品質向上活動の推進（主担当：総務局組織経営室）		
目的 対象	県組織が		
目的 意図	顧客（住民）から見てより質の高い県民サービスを効率的に提供できるよう行政経営品質を向上させている		
基本事業の目標項目	日本経営品質賞評点総括レベル	目標値（2006年度）	A－（マイナス）
		現状値（2003年度）	B＋（プラス）

〔基本事業目標項目の説明〕
・評点総括レベルは、組織の経営能力を、組織の成熟度ととらえD、C、B、A、AA、AAA（C～AAには、それぞれマイナス、プラスの２段階）の10段階で表しています。日本経営品質賞の受賞には、A＋（プラス）レベル以上の組織の成熟度が必要です。

主な取組内容

① 行政経営品質に係る専門研修を受講したアセッサー（各部局、県民局２名配置）と総括室長による全庁を網羅するアセッサー会議を中心に部局・県民局間の相互評価を実施し、全庁、各部局の情報共有、改善活動を進めます。（総務局）
② 行政経営品質の知識普及・浸透による日常業務での改善・改革をはかるため、部局長、総括室長、室長、一般職員への各種研修とともに、行政経営品質の日常実践を率先実行取組として進めます。（総務局）
③ 行政経営品質に係る専門研修を受講したアセッサーを継続的に養成します。（総務局）
④ 各部局、県民局の改善活動がさらに広がりをもつように、ベスト・プラクティス[注)1]を導入するためのベンチマーキング[注)2]活動への取組のための全庁的な人的支援体制の確保とともに、成功事例や情報の共有、活用の場を設定します。（総務局）
⑤ 県民満足度の向上を目的とした品質マネジメントシステムISO9000[注)3]シリーズについて、導入組織での定着化を進めます。（総務局）

注)1 ベスト・プラクティス：優れた（ベストな）業務方法のこと。もしくは優れた業務方法に学び、取り入れる改革手法のこと
注)2 ベンチマーキング：企業革新のため、最高水準の業績を上げている企業を選び、ベスト・プラクティス（最良の手法）を目標にすることです。優れた業績を上げている他社の業務プロセスを分析し、自社のやり方との相違点を明確にした上で、ベスト・プラクティスの実現策を作ります。
注)3 ISO9000：ISOは日本語では「国際標準化機構」と呼ばれ、世界共通の規格・基準を制定している民間の組織のことです。ISO9000は、「品質マネジメントシステムの国際規格」で、 特徴は、「物」の規格ではなく「しくみ」の規格であります。最大の特徴は、顧客の満足を得ることを第一のねらいとしていることです。ISO9000の基本は、1. マネジメントの目標、ゴールから必要な仕事を明らかにする、2. 仕事を文書化（マニュアル化）する、3. その文書（マニュアル、手順書）に基づいて仕事をする、4. その結果を記録することです。

施策　620　戦略計画の展開と政策開発

（主担当部局：総合企画局）

目的	対　象	県行政が		
	意　図	政策形成機能を高め、事業の戦略的な実施と評価を通じて、「県民しあわせプラン」を具体化している		
施策目標項目		県行政への不満意識	目標値（2006年度）	20　%未満
			現状値（2003年度）	26.5%

〔施策目標項目の説明〕
・「一万人アンケート」において、「不満」、「どちらかといえば不満」と答えた県民の割合

現状と課題

地方分権が進展する中で、地域の自主的な判断に基づく政策展開がより一層求められています。県はこれまで行政経営をめぐるさまざまな改革に取り組んできましたが、県民が実感できるような政策を数多く結実するにはいたっていません。実施している施策、事業の成果を的確に評価し、次の企画立案に生かしていく上で、時代環境、県民の要求・期待や客観的なデータ分析をふまえた、課題の抽出能力、具体的な政策提案・実現能力など、「県民が主役の県政」を実現していく政策開発機能の強化が県に求められています。

施策の取組方向

「県民しあわせプラン」を着実に実現するために、戦略計画に基づいて県政を推進します。重点プログラムとともに、戦略計画に示したすべての施策、事業について、部局長をはじめ職員自らが的確に評価を行い、県民への説明責任を果たします。また、政策評価の支援・実施と中長期的な戦略課題の調査研究を通じて、政策開発機能を強化するとともに、地方分権時代にふさわしい職員として、引き続き政策開発力の向上をはかります。

施策展開するために取り組む基本事業

62001　県民しあわせプラン戦略計画の推進　（総合企画局）
62002　政策評価の推進　（総合企画局）
62003　政策開発機能の強化　（総合企画局）
62004　政策開発力の向上　（総合企画局）

基本事業 62001	県民しあわせプラン戦略計画の推進（主担当：総合企画局政策推進室）		
目的 対象	県行政が		
目的 意図	「県民しあわせプラン戦略計画」に基づき的確に推進されている		
基本事業の目標項目	施策の数値目標達成割合	目標値（2006年度）	100 %
		現状値（2002年度）	（55.2%）

〔基本事業目標項目の説明〕
・（500番台までの）63の施策について、戦略計画で定める目標値を達成した割合。現状値の（ ）内は「三重のくにづくり宣言」第二次実施計画の67施策についての2002年度（平成14年度）実績です。政策・事業体系および目標項目が変更されていますので、参考値として示します。

主な取組内容

① 戦略計画の重点プログラムについて、構成する事業の評価に基づくマネジメントを主担当部局が的確に行えるよう支援します。（総合企画局）
② 戦略計画の政策・事業体系に位置づけられた施策、基本事業および基本事業を構成する事務事業について、政策評価システムに基づく進行管理を行います。（総合企画局）
＜基本事業62002①の再掲＞
③ 評価結果をふまえた資源配分や県民からの意見をふまえた事業展開など、県民に開かれたPDS（Plan―Do―See）のマネジメントサイクルが機能するように、成果の確認と検証や一万人アンケートを実施します。（総合企画局）

基本事業 62002	政策評価の推進（主担当：総合企画局政策推進室）		
目的 対象	政策評価システムが		
目的 意図	職員のマネジメントツールとして機能している		
基本事業の目標項目	評価結果が活用できたと思っている職員の割合	目標値（2006年度）	80%
		現状値（2002年度）	35%

〔基本事業目標項目の説明〕
・評価表を作成した職員のうち、評価結果が活用できたと思っている職員の割合

主な取組内容

① 戦略計画の政策・事業体系に位置づけられた施策、基本事業および基本事業を構成する事務事業について、政策評価システムに基づく進行管理を行います。（総合企画局）
② 政策評価システムが、職員にとって使いやすいシステムとして活用されるよう、改善をはかります。（総合企画局）
③ 県民と県政についての情報共有をはかり、県民参画を進めるため、評価結果を「年次県政報告書」としてわかりやすく提供し、説明責任を果たします。（総合企画局）

基本事業 62003	政策開発機能の強化（主担当：総合企画局企画開発室）		
目的 対象	県行政が		
目的 意図	意欲的な政策課題に取り組んでいる		
基本事業の目標項目	調査実施課題の政策採用件数	目標値（2006年度）	3件
		現状値（2003年度）	0件

〔基本事業目標項目の説明〕
・総合企画局が取り組んだ調査課題のうち、担当部局が政策展開に着手したものの数（累計）

主な取組内容

① 新しい時代の「公」のもと、生活創造圏づくりの展開をふまえ、市町村合併が進んだ分権型社会での地域計画について、そのあり方を含めて検討します。（総合企画局）
② 全国的に見て取組が遅れている施策、事業や、進捗が思わしくない重点プログラムなどについて、担当部局と一体となって改善策の調査検討を行います。（総合企画局）

基本事業 62004	政策開発力の向上（主担当：総合企画局政策開発研修センター）		
目的 対象	県の各部局が		
目的 意図	県民のニーズを的確に捉えた政策を形成・立案している		
基本事業の目標項目	部局政策立案支援数	目標値（2006年度）	7件
		現状値（2003年度）	5件

〔基本事業目標項目の説明〕
・各部局への政策形成支援の数（政策立案支援のために行ったコーディネートの件数、政策研究ワークショップなどの数）

主な取組内容

① 地方分権がますます進展し、県としての政策形成能力がこれまで以上に必要とされる中で、総合企画局および各部局が行う政策研究・立案を支援するため、その求めに応じ、最適な専門家、有識者を紹介、仲介し、政策形成をコーディネートします。（総合企画局）
② 政策研究ワークショップを中心に、部局を越えた職員が政策形成する際に必要な外部研究者等との仲介を行うとともに、ワークショップの研究を支援します。（総合企画局）
③ 政策研究・立案を支援するため、政策情報誌「地域政策－あすの三重」を発行します。（総合企画局）

施策　630　効率的で効果的な組織・体制づくり

（主担当部局：総務局）

目的	対　象	県組織が		
	意　図	行政課題に対し、弾力的かつ創造的に適合している		
施策目標項目		職員が仕事する上での満足度	目標値（2006年度）	62　%
			現状値（2003年度）	57.9%

〔施策目標項目の説明〕
・「三重県職員満足度アンケート」（問３，６，18，19）
県の組織やしくみが職務を遂行する上で、どのような状態なのか、職員アンケートで測定した数値とします。

現状と課題

地方分権や情報化のさらなる進展のなか、厳しい行財政状況等を背景に効果的かつ効率的な行政運営について県民の関心がますます高まるとともに、地域の実情に応じた条例制定、法制度の運用等が一層求められてきています。

また、市町村等と協働して地域特性を生かした特色のある地域づくりを行うため、地域における総合行政の推進が求められます。

施策の取組方向

県の組織が、行政課題に対し、弾力的かつ創造的なものとなるよう、簡素・効率性の視点をふまえて、常に見直します。

地域の総合課題に的確に対応するため、市町村合併の主旨をふまえた県民局のあり方について検討し方向性を見いだすとともに、本庁と県民局の役割分担等を検討し県組織の見直しを進めます。

また、地域機関の情報を共有し地域戦略・地域政策を議論する場として設置した「地域戦略会議」を充実します。

さらに、課題解決のために職員自らが法的に思考する土壌づくりを進めていきます。

施策展開するために取り組む基本事業

63001　簡素で効率的な組織運営　（総　務　局）
63002　事務の効率化と行政コストの削減　（総　務　局）
63003　適正な法務事務の推進　（総　務　局）

基本事業 63001	簡素で効率的な組織運営（主担当：総務局組織経営室）		
目的 対象	県組織が		
目的 意図	「県民しあわせプラン」の政策・事業体系に沿った簡素で効率的な編成となる		
基本事業の目標項目	職員一人あたり県民数	目標値（2006年度）	396人
		現状値（2003年度）	386人

〔基本事業目標項目の説明〕
・県人口を平成14年３月31日の実績値と平成22年度推計値の差を均等に配分した数値を、職員数を定員適正化、年１％減と仮定した数値を基に、職員一人あたり県民数を算出しています。

主な取組内容

① 政策・事業体系に合わせたフラット[注)1]で柔軟な組織機構のさらなる定着を進めます。（総務局）
② 市町村合併の動向等をふまえた県民局のあり方、本庁と県民局の役割分担等を検討し、県組織の見直しを進めます。（総務局）
③ 県と市町村が真の対等、協力の関係を築くため、市町村と協議しながら、県事業の市町村における一体的実施、包括的権限移譲の推進、県単独市町村補助金・市町村負担金の抜本的見直しに取り組みます。（地域振興部）＜基本事業52201②の再掲＞
④ 県と国の役割分担や広域連携のあり方など、市町村合併進展後の県のあり方について他府県や経済団体等との協議に取り組みます。（地域振興部）＜基本事業52201③の再掲＞

注)1 フラット：意思形成過程における階層を少なくすること。説明、報告、協議、決裁等の段階を短縮することにより、事務処理の迅速化がはかられます。

基本事業 63002	事務の効率化と行政コストの削減（主担当：総務局組織経営室）		
目的 対象	県行政が		
目的 意図	効率的・効果的に運営され説明責任を果たしている		
基本事業の目標項目	包括外部監査指摘事項に対する改善率	目標値（2006年度）	100%
		現状値（2003年度）	100%

〔基本事業目標項目の説明〕
・包括外部監査[注)1]で指摘された事項について、改善に取り組んだ事項の割合を、改善率としています。

主な取組内容

① 包括外部監査人が監査を行う際の執行部の受検が、円滑、的確に行われるよう総合的な調整、説明、立会い等を進めます。（総務局）
② 「外郭団体改革方針」に掲げた事項の具体化を進めるとともに、県出資法人条例に基づく

団体経営評価を実施・公表します。（総務局）
③　公の施設への指定管理者制度の導入について、全庁的に検討を進めます。（総務局）
④　地方独立行政法人化について、検討を進めます。（総務局）

注)1　包括外部監査：地方公共団体の組織に属さない外部の専門的な知識を有する者（公認会計士、弁護士等）と契約を締結して行う外部監査

基本事業 63003	適正な法務事務の推進（主担当：総務局法務・文書室）		
目的	対　象	県職員が	
	意　図	法務能力を向上させ、自ら考え、さまざまな政策課題に適正に取り組んでいる	
基本事業の目標項目	業務の遂行の適正度	目標値（2006年度）	0　%
		現状値（2002年度）	4.8%

〔基本事業目標項目の説明〕
・県における各事務の遂行を法的に問題のない適正なものとする観点から、住民からの訴訟および行政不服申立てにおいて三重県の処分等が違法または不適切と認定される割合が0（ゼロ）になることを、目標としています。

主な取組内容

①　法務研修会の開催、法律相談への対応、法務関係の情報提供等を通じて、職員の法務能力の向上を支援します。（総務局）
②　条例、規則等の制定、改正等について、法制執務上の支援をするとともに、政策的な条例の制定について、企画段階から参画して、条例の円滑な制定を支援します。（総務局）
③　訟務事務について各部局を支援します。特に、特定課題の訟務事務については、関係部局とノウハウ[注)1]の蓄積をはかります。（総務局）
④　公益法人等審議会、公益法人白書の発行等を通じて、公益法人の運営等が的確になされるよう各部局を支援します。（総務局）
⑤　条例等の効力発生、周知に不可欠な県公報を発行します。（総務局）
⑥　文書の収受、配布および発送を行うとともに、ＩＴ（情報通信技術）化の進展等に伴い、文書規程、文書整理保存規程等の見直しを行います。（総務局）

注)1　ノウハウ：31ページをご覧ください。

施策　640　人材育成の推進

（主担当部局：総務局）

目的	対　象	県職員が		
	意　図	人材育成に関して満足している		
施策目標項目		人材育成に関する職員満足度	目標値（2006年度）	65　%
			現状値（2003年度）	58.0%

〔施策目標項目の説明〕
・「三重県職員満足度アンケート」（問20全項目）

現状と課題

地方分権が進展していく中で、厳しい行財政運営を効果的・効率的に展開していくためには職員の育成が必要不可欠になっています。

国において、検討されている「公務員制度改革」の動向も視野にいれて、なお一層職員の育成、多様な人材確保、能力開発に重点をおいた取組を行います。

施策の取組方向

「管理型」から「目的達成型」に組織運営を転換していくためには、職員の人材育成と能力開発が必要であることから、職員の強みや弱みを把握し、それを基に人材育成・能力開発を行うしくみを整備していく必要があります。

こうしたしくみを整備し、職員の人材育成・能力開発を通じてより公正で適性を生かした人事を行い、「県民が主役」の行政を推進していくとともに、職員満足度の向上をめざします。

また、このしくみを核として、キャリアデザイン注)1 制度や公募制の充実、昇任資格制度の創設など他の人事システムと有機的に連携し、より自己実現がはかれる環境を創設します。

さらに、職員自らが「こころと体」の健康を保持増進できるよう、健康相談・健康教育・情報提供の拡充をとおして支援します。

施策展開するために取り組む基本事業

64001	能力開発型の人材育成	（総　務　局）
64002	自律（立）型人材の育成	（総合企画局）
64003	職員の福利厚生の充実	（総　務　局）

注)1　キャリアデザイン：自己の適性や能力を見つめ直して、自分の能力開発やキャリア形成についての計画を作ることです。自分自身が、仕事生活において何を大切にし、どんな能力をもとに、本当のところ何をしたいのか、将来の活躍のすがたをあきらかにしていくことです。

基本事業 64001	能力開発型の人材育成（主担当：総務局人材政策室）		
目的 対象	県職員が		
目的 意図	職務を通して持てる能力を発揮している		
基本事業の目標項目	仕事に関する職員満足度	目標値（2006年度）	60 %
		現状値（2003年度）	56.5%

〔基本事業目標項目の説明〕
・「三重県職員満足度アンケート」（問１～10）

主な取組内容

「新しい人事システムをめざして」で提案した事項について、順次導入できるように取り組みます。

① 職員が、意欲と情熱を持って最適の行政サービスを提供できるよう、キャリアデザイン[注)1]を十分考慮した人事異動を行います。（キャリアデザイン研修・複線型人事[注)2]・自己申告制度の充実）（総合企画局、総務局）

② 管理職員の勤務評定制度を能力開発面で一層活用するとともに、一般職員についても、目標設定・進捗管理を通じて個々の強み弱みを把握し、人材育成・能力開発に資するプログラムを構築し導入していきます。（総務局）

③ 男女共同参画の視点から女性職員を積極的に登用するとともに、人材育成をはかるため、国・他府県・市町村との人事交流を推進します。（総務局）

④ 公務員制度改革を視野に入れながら、職務や職員の能力・業績をより適切に反映できる人事給与制度の研究を進めます。（総務局、人事委員会）

注)1 キャリアデザイン：268ページをご覧ください。
注)2 複線型人事：マネジメントを中心にした職と、専門的な知識や経験が活用できる職を、職員がその意志と適性などに基づいてコース選択ができること

基本事業 64002	自律（立）型人材の育成（主担当：総合企画局政策開発研修センター）		
目的 対象	県職員が		
目的 意図	自らが望む、また職務上必要な研修を受け、住民ニーズへの対応力を向上させている		
基本事業の目標項目	研修目的達成率	目標値（2006年度）	65%
		現状値（2003年度）	62%

〔基本事業目標項目の説明〕
・研修計画職員のうち、実際に研修に参加し、その研修内容を業務に活用した職員の割合（研修受講者アンケート）

主な取組内容

① 2002年度（平成14年度）から５か年間の第２次職員研修推進計画に基づき、「経営型」行政運営に対応する人材の育成、能力開発を基本方向として進めます。特に、行政経営品質活動の推進に必要な能力強化のための研修に重点を置きます。（総合企画局）
② 自律（立）型人材の開発のため、キャリアデザイン注)1 研修を核とした「人材育成プログラム」を推進します。このため、組織のニーズと職員のニーズが合致していけるような人事システムとの関連や各部局との連携を密にしていきます。（総合企画局）
③ 「キャリアステージ研修注)2 」、「マネジメント研修」を実施するとともに、「専門研修」の位置づけを職員としての必要な基礎的、専門的な知識、能力、姿勢を習得する機会としていきます。（総合企画局）
④ 全庁的な人材育成に関する総合調整のために人材育成推進会議を開催し、全庁職員向け研修の円滑な推進などをはかります。（総合企画局）

注)1 キャリアデザイン：268ページをご覧ください。
注)2 キャリアステージ研修：職員個人個人がプロ人材をめざしてキャリアを積み重ねる中で、節目節目に受講する研修であり、新規採用職員とキャリアデザイン研修（26歳、31歳、36歳、41歳）等があります。

基本事業 64003	職員の福利厚生の充実（主担当：総務局福利厚生室）		
目的 対象	県職員が		
目的 意図	健康で安心して前向きに働いている		
基本事業の目標項目	健康度	目標値（2006年度）	76 %
		現状値（2002年度）	74.6%

〔基本事業目標項目の説明〕
・職員が心身ともに安心して職務に専念できるための指標として、全職員のうち勤務に制限（軽減）を加えることなく勤務できる職員の割合とします（健康指示区分A1～D2以外の職員）

主な取組内容

① 職員の健康管理については、年度の早い時期に職員全員に就労上の措置や保健指導を行えるよう検診体制を整備し、職員自らが積極的なこころと体の健康づくりに取り組めるよう支援します。（総務局）
② 職員の健康管理は予防効果を高めることが基本であることから、健康診断の受診啓発、精密検査受診率の向上をはかり、特にメンタルヘルス対策を推進するにあたり、「職員のメンタルヘルスケアシステム」を効率よく機能させます。（総務局）
③ 職員の福利厚生事業については、ニーズの多様化に対応できる制度とします。（総務局）

施策　650　長期的展望に立った財政運営

（主担当部局：総務局）

目的	対　象	県財政の運営が		
	意　図	「県民しあわせプラン」を実現し、県民が満足する県行政サービスを持続的に提供できるよう、健全な財政運営をしている		
施策目標項目		財政弾力度	目標値（2006年度）	△0.131
			現状値（2003年度）	△0.116

〔施策目標項目の説明〕
・経常収支比率（財政構造の弾力性を判断する指標）を一般的に警戒ラインとされる数値で除した数値を用い、健全な財政運営がなされているか判断できる目標値としています。マイナスが大きくなるほど財政運営が硬直化するといえます。（参考）財政弾力度（１－経常収支比率／0.8）

現状と課題

きびしい財政状況の中でも、「県民しあわせプラン戦略計画」を着実に進めるとともに、県民が満足する行政サービスを将来にわたって持続的に提供していくための財政運営・財政健全化が求められています。

公平・適正な賦課徴収、滞納整理とともに市町村との協働、連携を一層進めることにより、行政サービスの基幹的な財源である県税収入を確保することが急務となっています。

県民、職員の安心安全を確保する庁舎等県有施設の耐震化、バリアフリー[注)1]化への早急な対応、県有資産の売却を含む有効活用策等について検討する必要があります。

変動の激しい金融環境、ペイオフ[注)2]などに対応した的確な公金の管理運用、ＩＴ（情報通信技術）化の進展に伴う会計事務の合理化、迅速化が求められています。

施策の取組方向

「県民しあわせプラン戦略計画」を着実に推進するため、財政問題検討会の報告をふまえながら、事業の選択と集中、県単独補助金の見直し、県債発行額の総額抑制など財政運営の健全化を進めます。

徹底した課税調査、滞納整理の実施により滞納額を縮減するとともに、税に対する理解を促進し、自主申告、自主納税される社会をめざします。また、市町村と協働、連携し、広域滞納整理のための一部事務組合（県内全市町村で構成）を設立します。

地域機関総合庁舎、その他の県有施設の耐震化、バリアフリー[注)1]化を検討し、順次実施します。また、県有資産の有効活用のため、資産調査・評価に取り組みます。

適切な会計事務の執行を確保するとともに、歳計現金、基金について安全で的確な運用管理を行います。また、顧客のニーズを取り入れた会計事務のＩＴ（情報通信技術）化に取り組みます。

施策展開するために取り組む基本事業

65001	計画的な財政運営	（総　務　局）
65002	税収の確保	（総　務　局）
65003	公正で正確・適正な会計事務の確保	（出　納　局）
65004	最適な資産管理と職場環境づくり	（総　務　局）

注)1　バリアフリー：79ページをご覧ください。
注)2　ペイオフ：破たん金融機関の預金払戻保証額を元本1,000万円と利息に限る措置

基本事業 65001	計画的な財政運営（主担当：総務局予算調整室）		
目的 対象	県の財政が		
目的 意図	一般財源の規模に見合う適正な歳出規模を中長期的に検討し、過度に県債に依存しない適正な運営がなされている		
基本事業の目標項目	県債依存度（一般会計）	目標値（2006年度）	11.5%
		現状値（2003年度）	13.5%

〔基本事業目標項目の説明〕
・歳入に占める県債発行の割合

主な取組内容

①　「県民しあわせプラン戦略計画」を着実に推進するため、財政健全化の取組が必要であり、県単独補助金の見直しや県債発行額の総額抑制の検討などを進めます。（総務局）
②　前年度に実施した事業の成果の確認と検証を行い、廃止または見直しが必要な事業は当年度事業の改善や翌年度予算への反映を進めます。（総務局）
③　「県民しあわせプラン」の政策・事業体系に基づき包括的な財源配分を行うとともに、県民ニーズや地域ニーズをふまえつつ、予算編成を進めます。（総務局）
④　県の財政状況を多角的に分析し、県財政の健全な運営に活用するとともに、ホームページを充実するなど、県民にわかりやすい財政状況等に関する情報提供を進めます。（総務局）

基本事業 65002	税収の確保（主担当：総務局税務政策室）		
目的 対象	納税者および特別徴収義務者が		
目的 意図	自主的に申告し、自主的に納税している		
基本事業の目標項目	収入率	目標値（2006年度）	97　%
		現状値（2003年度）	96.1%

〔基本事業目標項目の説明〕
・収入額を調定税額から不能欠損額を控除した額で除した率

主な取組内容

①　納税義務の事由発生にあたり、課税内容ならびに申告時期を正しく認識できるよう、広報、案内を行きわたらせ、申告しやすい受付体制を整えます。（総務局）
②　税の公平性を保ち、納税秩序を確立するために、適正な申告が行われていない者を徹底調査し、申告漏れのあった税を確実に課税するとともに、以後適正に自主申告を行い得るよう

支援します。（総務局）

③　納税にあたり、課税額ならびに納税時期を正しく認識できるよう、広報、案内を行きわたらせ、納税しやすい受付体制を整えます。（総務局）

④　税の公平性を保ち、納税秩序を確立するために、適正な納税が行われていない者を徹底調査し、滞納している税を確実に徴収するとともに、以後適正に自主納税を行い得るよう支援します。（総務局）

⑤　国、市町村と協力して、税務の公正適正な執行に努め、とりわけ自主財源の確保をはかるため市町村との関係を強化します。（総務局）

基本事業 65003	公正で正確・適正な会計事務の確保（主担当：出納局出納総務室）		
目的 対象	各部局の行う会計事務が		
目的 意図	公正で正確、適正に執行されている		
基本事業の目標項目	会計実地検査指導項目改善率	目標値（2006年度）	100 %
		現状値（2002年度）	89.6%

〔基本事業目標項目の説明〕
・改善項目／会計実地検査において指導した項目

主な取組内容

①　出納員および会計事務担当者に対する支援体制の強化をはかります。（出納局）

②　会計事務研修、会計事務マニュアル等を充実し、出納員および会計事務担当者の処理能力向上をはかります。（出納局）

③　会計事務の公正性および効率化をはかるため、財務会計関連業務の電子化を推進します。（出納局）

基本事業 65004	最適な資産管理と職場環境づくり（主担当：総務局管財室）		
目的 対象	県の庁舎を利用するすべての人が		
目的 意図	最適な環境で県の施設を利用できる		
基本事業の目標項目	庁舎の耐震化	目標値（2006年度）	83%
		現状値（2003年度）	67%

〔基本事業目標項目の説明〕
・本庁舎を含む12庁舎のうち、耐震基準（昭和56年）に適合した６庁舎および耐震済みの本庁舎・桑名庁舎を除く庁舎については、順次耐震化に取り組みます。

主な取組内容

① 想定地震（気象庁震度階６強程度）に遭遇した場合でも、崩壊または倒壊に耐えうるよう庁舎の耐震化に取り組みます。（総務局）
② 各地域庁舎について、耐震補強計画と合わせてバリアフリー[注)1]対策を実施します。（総務局）
③ その他の県有施設についても、既存県有施設バリアフリー対策指針に基づき指導します。（総務局）
④ ファシリティー・マネジメント[注)2]の理念に基づき「資産調査・評価」を行い、経営的・計画的な県有資産の利活用・処分を行います。（総務局）
⑤ 本庁舎に引き続き、各地域庁舎において、利用するすべての人が利用しやすいオフィス改善を実施します。（総務局）
⑥ 県庁舎の適正な維持管理に努め環境負荷を押さえた省エネルギー化をはかるとともに運用コストの縮減に努めます。（総務局）

注)1 バリアフリー：79ページをご覧ください。
注)2 ファシリティー・マネジメント：企業・団体などが使用する全施設（土地・建物・設備）、およびそれらの施設を利用する人の環境（執務空間、居住空間）を最適な状態にするための経営管理手法

第２節

民主的かつ公正中立な行政運営（行政委員会）

	〔基本事業〕	〔ページ〕
行政委員会の事務	（70001～70007）	277

基本事業 70001	適正な選挙の執行（主担当：選挙管理委員会事務局）		
目的 対象	選挙が		
目的 意図	公明かつ適正に行われている		
基本事業の目標項目	全県を対象とした選挙の投票率	目標値（2006年度）	62 %
		現状値（2003年度）	61.60%

〔基本事業目標項目の説明〕
・全県を対象とする選挙（衆議院議員総選挙、参議院議員選挙、知事選挙、県議会議員一般選挙）の投票率
・投票率は選挙の情勢などによって大きく変動し、投票率のみによって選挙の公明性や適正性を評価することはできませんが、最も重要な指標の一つです。このため、全県を対象とする選挙（衆議院議員総選挙、参議院議員選挙、知事選挙、県議会議員一般選挙）の投票率を目標項目とし、投票率の長期的な低落傾向の中で、現状値以上を維持することを目標とします。

主な取組内容

① 県選挙管理委員会が管理する選挙を適正に執行するとともに、市町村選挙管理委員会が管理する選挙の執行について、適切な助言を行います。
② 明るくきれいな選挙の実現と投票率の向上のために、三重県明るい選挙推進連合会や関係機関と協働して、常時啓発や選挙時啓発を実施します。
③ 政治活動の公明公正を確保し、民主政治の健全な発展に寄与するため、政治団体の届出および収支報告の公表を行います。
④ 政党の政治活動の公明公正を確保し、民主政治の健全な発展に寄与するため、支部政党交付金の使途報告書等の公表を行います。

基本事業 70002	職員の採用と勤務条件の確保（主担当：人事委員会事務局）		
目的 対象	県職員が		
目的 意図	勤務条件に満足している		
基本事業の目標項目	勤務条件に関する職員満足度	目標値（2006年度）	64%
		現状値（2003年度）	58%

〔基本事業目標項目の説明〕
・「三重県職員満足度アンケート」（問４，５，８，10，11，12，14，17）

主な取組内容

① 県行政をとりまく環境が大きく変化する中で、柔軟で多様な採用試験制度を構築し、複雑化、多様化、高度化する職務に対応できる多様で有為な人材の確保に取り組みます。
② 社会一般の情勢を反映した、給与、勤務時間その他の勤務条件制度の整備を進めるとともに、人事・給与制度について常に検討を行い、職員の適正な処遇の確保に取り組みます。
③ 職員からの措置要求および不服申立てについて、公平・中立な第三者機関として審査を行

い、職員が安心して職務に専念できるようにします。

基本事業 70003	監査評価の充実（主担当：監査委員事務局）		
目的 対象	県の行財政が		
目的 意図	適正に運営されている		
基本事業の目標項目	監査結果に対する改善項目の割合	目標値（2006年度）	80%
		現状値（2002年度）	72%

〔基本事業目標項目の説明〕
・監査結果を受けて執行部局が１年後に講じた措置のうち、「対応済み」または「改善に着手済み」と認められるものの割合

主な取組内容

① 執行部局の行財政執行などについて、３Ｅ（経済性・効率性・有効性）、VFM（金額に見合う価値）などを重視した監査を行います。
② 執行部局が政策評価システムに基づき自己評価した「県民しあわせプラン」の施策の業績、業務内容などについて、行政監査（評価）を行います。
③ 監査（評価）の結果に対応して執行部局が行財政運営の改善のために講じた措置を把握し、検証して、行政サービスの向上につなげます。
④ 監査（評価）の結果および執行部局が講じた措置について、県民に、すべて、わかりやすく公表します。

基本事業 70004	労働関係の調整（主担当：地方労働委員会事務局）		
目的 対象	労働組合や労働者と使用者が		
目的 意図	健全な労使関係を確立している		
基本事業の目標項目	不当労働行為審査の迅速化	目標値（2006年度）	70%
		現状値（2003年度）	61%

〔基本事業目標項目の説明〕
・不当労働行為審査事件の調査・審問等の１か月１回の実施率

主な取組内容

① 労働組合や労働者への不当労働行為を排除するほか、労使間の争議（労働者個人と事業主との紛争を含む。）を円満に解決するとともに、労働組合の民主性および自主性の確保等に努め、使用者と労働者が対等の立場で安心して働くことができる労働環境づくりを支援します。

基本事業 70005	適正な公共事業用地の収用と私有財産との調整（主担当：収用委員会）		
目的 対象	公共事業のために土地を収用される県民が		
目的 意図	適正な補償を定めた裁決を迅速に受けられる		
基本事業の目標項目	6か月以内終結率	目標値（2006年度）	100%
		現状値（2002年度）	67%

〔基本事業目標項目の説明〕
・係属中の事件のうち、審理を開始してから６か月以内に裁決を行った事件の割合

主な取組内容

① 当事者が納得できる十分な審理を行うとともに、効率的かつ効果的に委員会の運営を行います。
② 研究会等への積極的な参加を通じて、委員および事務局職員の能力向上に努めます。

基本事業 70006	漁場利用の調整（主担当：海区漁業調整委員会事務局）		
目的 対象	漁業者が		
目的 意図	漁場利用に係る紛争もなく、漁場を円滑に利用している		
基本事業の目標項目	委員会指示および操業協定締結件数	目標値（2006年度）	7件
		現状値（2003年度）	7件

〔基本事業目標項目の説明〕
・漁場において漁業操業時の紛争を防止するため委員会が発した命令の件数および委員会が県内漁業者の他県での漁業操業を担保するために、他県と締結した漁業操業に際しての協定の件数

主な取組内容

① 知事から諮問される海面漁業に係る漁場計画について、漁業紛争の未然防止、海面の漁業生産力の向上といった観点から検討し、助言・答申を行います。
② 県内の漁業者間における漁場利用上の紛争の仲介、県内の漁業者が操業を行う静岡・愛知・和歌山等の他県の漁場利用にあたっての操業協定の締結等、県内漁業者の漁業権益の確保に取り組みます。

基本事業 70007	内水面漁場における水産動植物の増殖措置の調整（主担当：内水面漁場管理委員会事務局）		
目的 対象	内水面漁業者が		
目的 意図	増殖目標の達成に取り組んでいる		
基本事業の目標項目	増殖目標数量の達成率	目標値（2006年度）	100%
		現状値（2003年度）	77%

〔基本事業目標項目の説明〕
・河川ごとに設定している種苗放流目標数量の達成率

主な取組内容

① 知事から諮問される第５種共同漁業権（内水面）に係る漁場計画について、水産動植物の増殖対策の推進、河川の漁場環境の維持保全対策の観点から検討し、助言・答申を行います。
② 免許された漁業権に係る種苗放流の目標数量を設定することと併せその遵守について指導を行うとともに、達成状況の把握に努めます。

第3編

重点プログラム

第1章　重点プログラムとは

第2章　重点プログラムの取組

第1章 重点プログラムとは

重点プログラムとは

県の政策・事業体系に体系づけられた事業は、「県民しあわせプラン」の基本理念「みえけん愛を育む“しあわせ創造県”」の実現に向けて、計画的に推進していきます。

その一方で、現在、県民一人ひとりのくらしの周りにさまざまな社会問題が発生し、県民の皆さんの不安や不満が高まっている状況があります。このように、くらしの土台がゆらいでいては、将来に向けた夢の実現への努力やよりよい社会づくりに向けた積極的な取組も難しくなると言えます。

重点プログラムは、県民の皆さんが不安や不満を持つ行政課題を解決するため、効果的な事業を選定しています。これは、“しあわせ創造県”の実現に向けて、県民の皆さんと共に取り組むための「てこ」にしていくねらいがあります。

重点プログラムは、2004年度（平成16年度）から2006年度（平成18年度）の３か年で戦略的に取り組む、県民の皆さんへの約束です。

重点プログラムの戦略性

① 重点プログラムは、県民の皆さんが不安・不満に感じている事象の中でも、特に、緊急に対処するべき課題を整理・分析した上、プログラムのねらいに貢献できる効果的で必要性の高い事務事業を政策・事業体系から選択したものです。

② 2004年度（平成16年度）から2006年度（平成18年度）までの３か年に、県民の皆さんが成果をわかりやすく実感できるように、目標を掲げて取り組みます。

③ 目標達成のための取組を、３か年の事業内容、事業費として示しますが、戦略的な視点を取り入れて機動的に取り組むこととし、毎年度、重点プログラムの評価を行い、その結果を翌年度の取組に生かすようにします。

④ 県の歳出（一般会計）の中で、予算枠を確保し、重点プログラムの構成事業に優先的な財源配分や職員定数の重点配置を行います。

⑤ 食の安全や地震対策など特定の緊急課題については、既に全庁的なプロジェクトとして実施していますが、プロジェクトの中でも、根本的な課題解決に役立つ事業や初期段階に集中的に実施することが効果的な事業など、特に優先すべき事業を重点プログラムとして位置づけ実施します。

重点プログラムのマネジメント

重点プログラムは、県の最優先課題として、各プログラムの主担当部局長がマネジメントし、説明責任を負うことになります。重点プログラムに選択された事業は、政策・事業体系の中でも事務事業として位置づけられていますが、この３か年に特に重点的に取り組むことになります。

重点プログラムの主担当部局長は、プログラムを構成する事業を担当する総括室長、室長を通じ、プログラムのマネジメントという観点から事務事業の執行状況の全体を把握します。

①　重点プログラムの評価

重点プログラムの評価は、プログラムを構成する事業の実績評価に基づき、主担当部局長が実施します。構成する事業の実績評価は、みえ政策評価システムにおける事務事業目的評価表により事業担当室が実施します。

②　年次県政報告書による公表

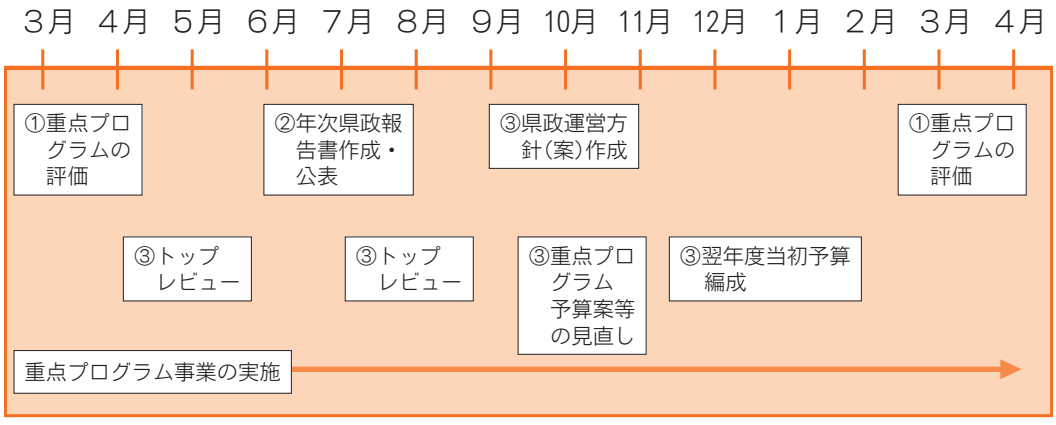
重点プログラムの評価結果は、政策・事業体系における全施策の取組状況と併わせて報告書としてとりまとめ、県民の皆さんに公表し、ご意見を募集します。

③　重点プログラムの進行管理

県民の皆さんのご意見や社会情勢の変化、事業の実績評価をふまえ、重点プログラムの成果について、知事と部局長とのトップレビューを行い、県政運営の基本方針を定める「県政運営方針」において、重点プログラムの年度ごとの展開方向を示します。

また、これをもとに翌年度の事業内容、事業量、事業費の見直しを行うことにより、年々の進行管理を行います。

重点プログラムマネジメントの年間スケジュール



第2章 重点プログラムの取組

重点プログラムの取組

重点プログラムは、三重県の元気と活力を取り戻すため、人と産業の元気づくりを行う「みえの元気づくり」、県民の皆さんのくらしをとりまく不安や不満を解消するため、緊急的に取り組む「みえのくらしづくり」、人と人との交流や地域づくりを行い、“絆”を育む「みえの絆づくり」の三つのテーマで構成しています。

各テーマにおいて、プログラム毎に、現状とプログラムのねらい、プログラムの目標、プログラムの取組および３か年の事業費を示し、具体的な取組内容を明らかにしています。

それぞれのプログラムは、新しい時代の「公」を担う地域における多様な主体と協働で進めていくという考え方やＩＴ（情報通信技術）を利活用し県民の利便性を高めていくという考え方などもふまえて展開しています。

プログラムの構成事業の事業内容、事業量等は、2004年度（平成16年度）の当初予算額、戦略計画策定時点における2005年度（平成17年度）および2006年度（平成18年度）の見込み額をもとに表しています。

ただし、2005年度（平成17年度）、2006年度（平成18年度）については、毎年度、プログラムの成果を検証し、事業内容や事業量、事業費の見直しを行うこととしており、また、今後の経済動向において県の財政状況が変化すること、国における三位一体の改革の動向や県と市町村の新しい関係づくりにおける権限移譲および補助金・負担金の見直し等により、事業のしくみが変わること等が予想されることから、重点プログラム事業費の見込み額についても変動することがあります。

重点プログラム一覧

みえの元気づくり

元気 1	若年者雇用支援プログラム	（生　活　部）	291
元気 2	中高年者雇用・安定プログラム	（生　活　部）	297
元気 3	基礎・基本の学力定着プログラム	（教育委員会）	303
元気 4	戦略的な企業誘致推進プログラム	（農水商工部）	307
元気 5	中小企業支援プログラム	（農水商工部）	311
元気 6	地産地消定着による地域産業活性化プログラム	（農水商工部）	317
元気 7	競争力のある三重の農林水産物創出プログラム	（農水商工部）	323
元気 8	自律的産業集積基盤の整備推進プログラム	（農水商工部）	329

みえのくらしづくり

くらし1	地震に備えみんなでつくる安全・安心プログラム （津波対策）（耐震対策）（輸送路・避難路整備）	（防災危機管理局）	337
くらし2	災害に備える情報共有プログラム	（県土整備部）	349
くらし3	身近な犯罪抑止プログラム	（警 察 本 部）	353
くらし4	交通事故抑止プログラム	（生　活　部）	359
くらし5	食の安全・安心確保プログラム	（農水商工部）	365
くらし6	高齢者の安心確保緊急支援プログラム	（健康福祉部）	371
くらし7	障害者の地域生活支援プログラム	（健康福祉部）	377
くらし8	医療体制緊急整備プログラム	（健康福祉部）	385
くらし9	少子化対策のための子育て家庭応援プログラム	（健康福祉部）	391
くらし10	児童虐待緊急対応プログラム	（健康福祉部）	397
くらし11	子どもたちが安心できる学習プログラム	（教育委員会）	401
くらし12	ごみゼロ社会実現プログラム	（環境森林部）	407
くらし13	不法投棄のない安全な循環型社会実現プログラム	（環境森林部）	411
くらし14	海・山・川身近な自然の保全プログラム （生活排水処理緊急対策）	（環境森林部）	415
くらし15	みんなで取り組むCO_2排出削減プログラム	（環境森林部）	419

みえの絆づくり

絆 1	観光みえの魅力増進プログラム	（農水商工部）	427
絆 2	歴史的・文化的遺産等を活かした 三重の魅力づくりプログラム	（生　活　部）	433
絆 3	熊野古道の保全と活用による地域活性化プログラム	（地域振興部）	439
絆 4	高速道路と市町村合併を支援する道路整備プログラム	（県土整備部）	443
絆 5	県民との協働でつくる一人ひとりが尊重され、 誰もが参画できる社会づくりプログラム	（生　活　部）	447
絆 6	国際貢献・外国人との共生社会推進プログラム	（生　活　部）	453
絆 7	分権・自治推進プログラム	（地域振興部）	459

重点プログラムの各ページの見方

←の後に記載している文は、その項目の説明や記載事項の説明です。

テーマ 番号 ○○○　プログラム ← テーマと番号、プログラムの名称を記載しています。

主担当部局：□□□□□部

↑ プログラムをマネジメントする部局名を記載しています。

現状とプログラムのねらい

各プログラムにおいて、現在、県民のくらしの周りで不安や不満が高まっているさまざまな社会問題を示しています。

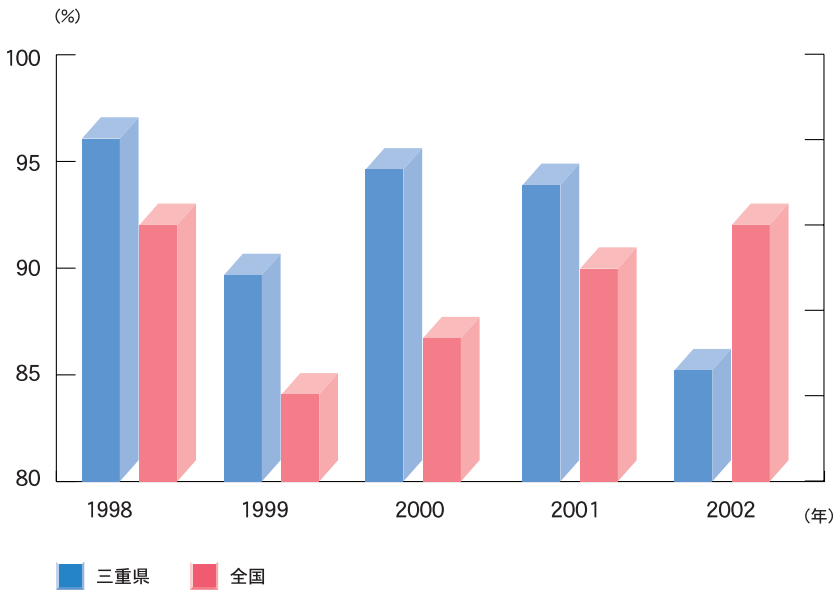
そして、県民の皆さんが直面する不安、不満の中で、県として対処すべき緊急性のある行政課題を整理・分析し、プログラムのねらいを示しています。

現状、またはプログラムのねらいを表す参考データ、図を入れています。

（例）

↓

データの名称



（資料）三重県○○○部

プログラムの目標

県民の皆さんが、プログラムのねらいをわかりやすく実感できるような視点で、目標を示しています。

プログラムの取組

プログラムを構成する事業を取組方向別に一覧として示しています。

（例）

●**◇◇◇◇機能の拡充**

（１）〇〇充実事業

●**◇◇◇◇の推進**

（２）〇〇育成事業

（３）〇〇支援事業

プログラムの事業費

（千円）

3　か　年	2004（H16）年度	2005（H17）年度	2006（H18）年度
〇〇,〇〇〇　程度	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇

３か年の事業費は、プログラムの事業費欄に記載している 2004年度、2005年度、2006 年度の事業費の合計を概算として示しています。

プログラム構成事業の３か年の概算の合計とは異なる場合があります。

2004年の事業費は、プログラム構成事業の当初予算事業費を合計したものです。

2005年度、2006年度の事業費は、戦略計画策定時点におけるプログラム構成事業の所要見込み額を、それぞれ合計したものです。

具体的な取組内容

取組方向　目標を達成するために展開する取組の方向を示します

（1）事業名　○○○○事業（基本事業△△△△△）　＜□□□□部＞

政策・事業体系上での位置づけを、基本事業番号で表しています。

事業を担当する部局を示しています。

○○○○○○○○○○○ ← 事業の目的を示しています。

①　△△△△△△△△△△
②　□□□□□□□□□□ ← ①，②は、目標に貢献する事業のそれぞれの取組内容を具体的に示しています。

（例）

年　度				2003（現状）	2004（H16）	2005（H17）	2006（H18）
事業目標	**△△利用件数**		**（累計）**	***○○○件***	**○○○件**	**○○○件**	**○○○件**
事業内容（項目）	①△△の実施		（実施件数）	－	○件	○件	○件
	②●●の育成		（人数）	○人	○人	○人	○人
事業費（千円）	３か年の概算		○○,○○○	○,○○○	○,○○○	○,○○○	○,○○○
内訳	県費		○○,○○○	○,○○○	○,○○○	○,○○○	○,○○○
	国費		○○,○○○	○,○○○	○,○○○	○,○○○	○,○○○
	県債		○○,○○○	○,○○○	○,○○○	○,○○○	○,○○○
	その他		○○,○○○	○,○○○	○,○○○	○,○○○	○,○○○

※2003（現状）は、参考値として示しています。

事業目標
- ３か年の事業の達成状況を指標と目標値により示しています。
- 目標値が累計を表す指標は、（累計）と記載しています。記載のないものは、年度ごとの目標値です。
- 2003（現状）の参考数値は、データの把握方法が事業により異なるため、事業を担当する部局において把握できる範囲のものを記載しています。

事業内容
- 枠内の①、②は事業のそれぞれの取組内容を３か年の事業量とともに示しています。
- なお、取組内容と事業量等をあらかじめ明示しましたが、目標達成のための事業の効果や状況変化に対応して、見直していきます。
- 事業目標、事業内容の中で、市町村数を目標としている事業がありますが、2004．4．1現在の市町村数（66市町村）を基準にしています。

事 業 費
- 事業費は、財源とともに示しています。その他には、分担金および負担金、使用料および手数料、諸収入、基金繰入金等が含まれています。
- 事業費（３か年の概算）は、2004（H16）年度当初予算額、戦略計画策定時点における2005（H17）年度および2006（H18）年度の所要見込み額を合計して、100万円未満を四捨五入しています。
- なお、2003（現状）に記載の事業費は、原則として当初予算額を示しています。

みえの元気づくり

国の構造改革や不良債権処理が遅々として進まない中、企業倒産や失業率は、これまでにない高水準で推移しています。県内の産業や雇用をとりまく環境は、県民の皆さんにとって大きな不安であり、県全体が元気を失っている状況です。

三重県の元気や活力を取り戻すためには、県内の産業が力強く発展していることが必要です。そのために、農林水産業においては、地域間競争に打ち勝つ農林水産物を育てることや、地産地消の取組を一層進めていくことなどが求められています。

また、商工業においては、中小企業やベンチャー企業の支援を行うとともに、産業集積の推進や企業誘致を積極的に進めていく必要があります。

さらに、それぞれが持つ個性や能力を最大限に発揮し、県民一人ひとりが元気になるために、教育の充実や職業能力の向上などの雇用支援に力を入れていくことが求められています。

これら「人」と「産業」の元気づくりは、“しあわせ創造県”を築いていくための重要な土台となるものです。

県全体の「元気」の源である、「人」と「産業」の元気づくりを行います。

- **元気1** 若年者雇用支援プログラム
- **元気2** 中高年者雇用・安定プログラム
- **元気3** 基礎・基本の学力定着プログラム
- **元気4** 戦略的な企業誘致推進プログラム
- **元気5** 中小企業支援プログラム
- **元気6** 地産地消定着による地域産業活性化プログラム
- **元気7** 競争力のある三重の農林水産物創出プログラム
- **元気8** 自律的産業集積基盤の整備推進プログラム

元気1 若年者雇用支援プログラム

主担当部局：生活部

現状とプログラムのねらい

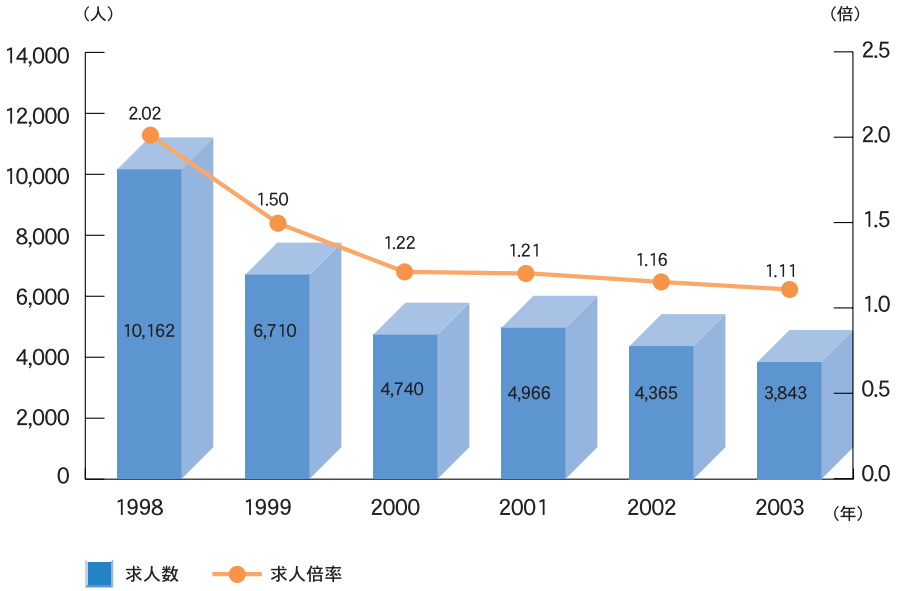
高い失業率、「無業者」や「フリーター」の増加など、若年者の雇用失業情勢は、非常に厳しい状況にあります。

このような状況は、産業面での生産性の低下、晩婚化や少子化の加速、年金や税収への影響など、深刻な社会問題へと発展しつつあります。

若者の雇用問題の背景には、景気の低迷に伴い新規学卒の求人が減少していることや求職と求人のミスマッチ注)1、企業の採用方針の変化など、雇用側に関連する要因がある一方で、働く側の要因として、働くことに対する意識・意欲の低下などが大きく影響しているものと考えられています。

このため、生徒・学生、さらには既卒者も対象に、キャリア教育注)2 やインターンシップ注)3 の推進等をはかりながら職業観・勤労観を醸成するとともに、雇用関係情報の提供や職業紹介、職業相談等も含めた総合的な支援をワンストップサービス注)4 で提供できる環境を充実させることなどにより、若年者の雇用支援策を強化します。

県内高卒者（３月卒）の求人数・求人倍率の推移



（出典）　厚生労働省「平成14年度版　労働市場年報」をもとに作成

注)1　（雇用の）ミスマッチ：43ページをご覧ください。
注)2　キャリア教育：24ページをご覧ください。
注)3　インターンシップ：26ページをご覧ください。
注)4　ワンストップサービス：43ページをご覧ください。

プログラムの目標

高等学校、大学等の新卒者や既卒者など、若年者の円滑な就職を支援します。

プログラムの取組

●**ワンストップサービス機能の拡充**

（1）「おしごと広場みえ」充実事業

●**職業観・勤労観の醸成および職業能力開発、インターンシップの推進**

（2）産業人材育成事業
（3）若年者早期就職支援事業
（4）大学生等職業意識啓発事業
（5）インターンシップ総合サポート事業
（6）キャリア教育総合推進事業
（7）農林水産業版ハロープロジェクト事業

プログラムの事業費

（千円）

3　か　年	2004（H16）年度	2005（H17）年度	2006（H18）年度
633,000　程度	218,101	211,000	204,000

具体的な取組内容

取組方向　ワンストップサービス機能の拡充

（1）「おしごと広場みえ」充実事業（基本事業　21102）　＜生活部＞

国の機関と県の機関で一体的に運営している「おしごと広場みえ」における若年者の雇用支援機能を拡充し、総合的なサービスをワンストップで提供できる環境づくりを進めます。

① ハローワークの窓口を併設し、職業紹介を行います。
② キャリア開発に実績のある産業カウンセラーを配置し、キャリアカウンセリング注)5 を行います。
③ コーチング注)6 を導入した就職アドバイスを行い、若年者の自発的な行動を促進して就職活動に結びつけます。
④ 就職面接会、産業分野や職種ごとの研究セミナーなどを行います。

年　度			*2003（現状）*	2004（H16）	2005（H17）	2006（H18）
事業目標	**「おしごと広場みえ」利用件数**		***5,000件***	**12,000件**	**14,000件**	**16,000件**
事業内容（項目）	①職業紹介の実施（紹介件数）		－	500件	700件	1,000件
	②産業カウンセラーによるキャリアカウンセリングの実施（配置人数）		－	3人	3人	3人
	③コーチングを導入した就職アドバイスの実施（専門家配置人数）		－	2人	2人	2人
	④就職面接会、産業分野や職種ごとの研究セミナーの開催（開催回数）		*3回*	20回	25回	30回
事業費（千円）	3か年の概算	102,000	*15,214*	38,010	32,000	32,000
内訳	県費	102,000	*15,148*	37,966	32,000	32,000
	その他	0	*66*	44	0	0

取組方向　職業観・勤労観の醸成および職業能力開発、インターンシップの推進

（2）産業人材育成事業（基本事業　21102）　＜生活部＞

県内大学、民間人材ビジネス会社、職業訓練機関、経済団体等と連携しながら、若年未就職者を対象として、教育訓練から就職までを一貫して支援するシステムを整備・運営します。

① 訓練から就職までを支援するための教材・カリキュラム注)7 を整備します。
② 教育訓練生の受け入れを行います。

注)5　キャリアカウンセリング：43ページをご覧ください。
注)6　コーチング：目標を達成するために必要となる潜在的な能力や行動力を、対話や議論など人とのコミュニケーションによって引き出す能力開発の手法の一つ。
注)7　カリキュラム：24ページをご覧ください。

年　度			2003(現状)	2004(H16)	2005(H17)	2006(H18)
事業目標	**教育訓練生の就職率**		**－**	**－**	**100%**	**100%**
事業内容（項目）	①教材・カリキュラムの整備		－	教材・カリキュラムの開発	－	－
	②教育訓練の実施（訓練者数）		－	100人	400人	400人
事業費(千円)	3か年の概算	307,000	－	107,872	105,000	94,000
内訳 県費		307,000	－	107,872	105,000	94,000

（3）若年者早期就職支援事業（基本事業　21102）　＜生活部＞

若年求職者のキャリア形成をはかるための就職支援セミナーを実施し、円滑な就職に向けた支援を行います。

①　就職活動のノウハウ注)8を高める講座とカウンセリングを一体にした就職支援セミナーを県内各地域で開催します。

年　度			2003(現状)	2004(H16)	2005(H17)	2006(H18)
事業目標	**就職支援セミナーの参加者数**		***220人***	**250人**	**300人**	**350人**
事業内容（項目）	①就職支援セミナーの開催（開催地域数・開催回数）		*6地域 11回*	6地域 13回以上	6地域 15回以上	6地域 18回以上
事業費(千円)	3か年の概算	30,000	*12,742*	10,000	10,000	10,000
内訳 県費		30,000	*12,742*	10,000	10,000	10,000

（4）大学生等職業意識啓発事業（基本事業　21102）　＜生活部＞

大学等との連携により、インターンシップを中心とした大学生等の職業意識啓発に有効な取組を推進し、適切な職業選択や円滑な就職活動を支援します。

①　県内の大学においてインターンシップを普及・推進します。
②　大学等の就職部と連携した取組（出前職業相談、企業と大学等との意見交換会の実施など）を進めます。

年　度			2003(現状)	2004(H16)	2005(H17)	2006(H18)
事業目標	**インターンシップ参加大学生等の数**		***100人***	**150人**	**200人**	**250人**
事業内容（項目）	①県内大学等におけるインターンシップの実施（実施校数）		*4校*	6校	6校	6校
	②大学等の就職部と連携した取組の推進（事業数）		*1事業*	1事業	1事業	1事業
事業費(千円)	3か年の概算	6,000	*1,892*	1,892	2,000	2,000
内訳 県費		6,000	*1,892*	1,892	2,000	2,000

注)8　ノウハウ：31ページをご覧ください。

（5）インターンシップ総合サポート事業 （基本事業　21102）　＜生活部＞

高校生を対象としたインターンシップを推進し、職業観・勤労観を醸成するとともに、適切な職業選択ができるよう支援します。

①　県内の高等学校におけるインターンシップを普及・推進します。

年　度			*2003（現状）*	2004（H16）	2005（H17）	2006（H18）
事業目標	**インターンシップ参加高校生数**		***4,000人***	**4,500人**	**4,500人**	**5,000人**
事業内容（項目）	①高等学校におけるインターンシップの実施（実施校数）		*25校*	30校	30校	35校
事業費（千円）	3か年の概算	21,000	*5,995*	6,500	7,000	7,000
内訳	県費	21,000	*5,995*	6,500	7,000	7,000

（6）キャリア教育総合推進事業（基本事業　12203，21102）　＜教育委員会＞

高校生の厳しい就職状況に対応するため、生徒が社会人としての心構えや企業が求める実践的な職業能力等を身につけられるキャリア教育を進めるとともに、進路指導担当教員の指導力の向上をはかります。

①　生徒に、職業観・勤労観や企業が求める実践的な職業能力・職業資格を身につけさせるとともに、進路を選択する能力を育成するためのセミナーを開催するなど計画的なキャリア教育を進めます。
②　教員が積極的に企業訪問を行い求人開拓を行うとともに、企業の最近の動向を把握するための研修を行うなど教員の進路指導力の向上をはかります。
③　卒業後の就職生徒の早期離職を防止するため、企業訪問等によるサポートを行います。

年　度			*2003（現状）*	2004（H16）	2005（H17）	2006（H18）
事業目標	**高校生の新規卒業者の就職率**		***92.1%***	**92.8%**	**93.6%**	**94.5%**
事業内容（項目）	①高校生の職業意識・職業能力を育成するためのセミナーの開催（実施回数）		*22回*	40回	40回	40回
	②教員の進路指導力の向上（講習会参加人数）		*90人*	90人	90人	90人
	③新規高卒就職者の離職防止のための企業訪問（件数）		*1,000社*	1,700社	1,700社	1,700社
事業費（千円）	3か年の概算	150,000	*25,000*	47,531	49,000	53,000
内訳	県費	150,000	*25,000*	47,531	49,000	53,000

（７）農林水産業版ハロープロジェクト事業（基本事業　22301，21102）　＜農水商工部＞

就業先を考えている若年者に対し、農林水産業を選択肢の一つとして提供できる体制を整備します。

①　農林水産業への就業について、正確な知識を身につけてもらうセミナーを開催します。
②　農林水産事業体への就職を希望する者に対して、事業体と直接面談の機会をつくります。
③　農林水産事業体のニーズに応じた人材を確保するため、実践的な知識と技術の習得を中心とする体験教室や短期実践研修を行います。
④　就業に際しての不安や問題に対応するため、新規就業者により近い立場でのアドバイザーを設置します。
⑤　新規就業者の受入れに必要な情報整備を行うため、地域担い手対策協議会を開催します。

年　度		*2003（現状）*	2004（H16）	2005（H17）	2006（H18）
事業目標	**新規就業相談者数** **（支援センター）** **（地域農改普及センター）**	**－** ***（H14）*** ***724人*** ***85人***	**1,000人**	**1,000人**	**1,000人**
事業内容（項目）	①農林漁業就業セミナーの開催（回数）	－	1回	1回	1回
	②事業体との直接面談会の開催（回数）	*2回*	1回	1回	1回
	③現地体験教室および短期実践研修の実施　（回数）	*6回*	28回	28回	28回
	④新規就業アドバイザーの設置（人数）	－	17人	17人	17人
	⑤地域担い手対策協議会の開催（か所）	*8か所*	8か所	8か所	8か所
事業費（千円）	3か年の概算　18,000	*6,370*	6,296	6,000	6,000
内訳　県費	18,000	*6,370*	6,296	6,000	6,000

元気2 中高年者雇用・安定プログラム

主担当部局：生活部

現状とプログラムのねらい

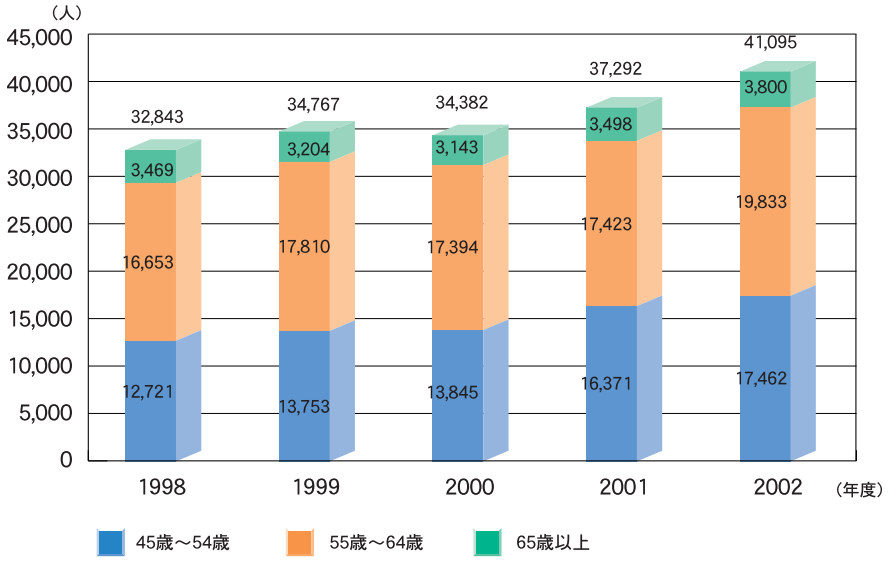
全国の完全失業率が、依然として高い水準で推移するなど、景気の低迷を背景にした企業の事業縮小などの影響を受け、中高年者の厳しい雇用失業情勢が続いています。

また、失業者のみならず就労者の中でも、リストラなどの不安を抱えている中高年者が多くなっています。

このような状況は、県民が豊かな社会生活を営んでいく上で最も大きな問題であり、県の発展において最重要の課題の一つでもあります。

このため、産業振興政策の推進に合わせて、職業能力開発の推進や地域の実情に応じた雇用対策の推進、さらには、労働・生活相談機能の充実や事業者による就労者の立場に立った雇用環境づくりの促進などを通じて、中高年者の雇用支援策を強化します。

県内の新規求職者数（ハローワークへの新規登録者数）



（出典）　厚生労働省「平成14年度版　労働市場年報」をもとに作成

プログラムの目標

中高年者の円滑な再就職を支援するとともに、就労者の雇用に係る不安の解消をはかります。

プログラムの取組

●**職業能力開発と就職ノウハウの向上への支援**

（1）短期職場実践訓練事業
（2）キャリアカウンセリング事業
（3）求職者資格取得サポート事業

●**各地域の実情に応じた雇用対策を推進する環境づくり**

（4）地域雇用対策推進サポート事業

●**相談機能の充実と県内事業者による就労者の立場に立った雇用環境づくりの促進**

（5）ライフ・ワークサポート三重推進事業

プログラムの事業費

（千円）

3　か　年	2004（H16）年度	2005（H17）年度	2006（H18）年度
635,000　程度	216,846	209,000	209,000

具体的な取組内容

取組方向　職業能力開発と就職ノウハウの向上への支援

（1）短期職場実践訓練事業（基本事業　21101，21201）　＜生活部＞

失業者（雇用保険失業給付を受給中の者は除く）が、従業員を募集中の県内企業等で短期間に実際の仕事の訓練を受けることにより、双方合意の上で就職できるよう支援します。

①　県内企業等において、短期の職場実践訓練を行います。
②　短期職場実践訓練の受入れ企業等の新規開拓を行います。

年　度			*2003（現状）*	2004（H16）	2005（H17）	2006（H18）
事業目標	**訓練受講者数の就職率**		***72%***	**75%**	**78%**	**80%**
事業内容（項目）	①短期職場実践訓練の実施（受講者数）		*600人*	650人	700人	700人
	②短期職場実践訓練の受入れ企業等の新規開拓（新規開拓企業等の数）		*累計 1,255社*	245社	300社	200社
事業費（千円）	3か年の概算	331,000	*99,166*	104,688	113,000	113,000
内訳　県費		331,000	*99,166*	104,688	113,000	113,000

（2）キャリアカウンセリング事業（基本事業　21101）　＜生活部＞

専門家による就職支援セミナーやキャリアカウンセリング[注)1]を実施し、おおむね30歳以上の求職者が自分を売り込む知識や技法を身につけ、円滑な就職活動に結びつけるための支援を行います。

①　県内各地域において、就職支援セミナーとキャリアカウンセリングを実施します。

年　度			*2003（現状）*	2004（H16）	2005（H17）	2006（H18）
事業目標	**受講者の就職率**		***33%***	**40%**	**45%**	**50%**
事業内容（項目）	①就職支援セミナー・キャリアカウンセリングの実施（実施回数）		*23回（9地域）*	31回（9地域）	31回（9地域）	31回（9地域）
事業費（千円）	3か年の概算	57,000	*20,378*	18,640	19,000	19,000
内訳　県費		57,000	*20,378*	18,640	19,000	19,000

注)1　キャリアカウンセリング：43ページをご覧ください。

（３）求職者資格取得サポート事業（基本事業　21101，21201）　＜生活部＞

失業者が県の指定する資格・免許を取得した場合、受講経費の一部を助成し、早期の就職を支援します。

①　資格・免許の取得に要する経費の一部を助成します。

年　度			*2003（現状）*	2004（H16）	2005（H17）	2006（H18）
事業目標	**資格取得者の就職率**		***50%***	**60%**	**70%**	**75%**
事業内容（項目）	①資格・免許取得に要する経費の一部助成（助成対象資格・免許数）		*4 種類*	6 種類	6 種類	6 種類
事業費（千円）	3 か年の概算	130,000	*36,726*	49,918	40,000	40,000
内訳	県費	130,000	*36,726*	49,918	40,000	40,000

取組方向　各地域の実情に応じた雇用対策を推進する環境づくり

（４）地域雇用対策推進サポート事業（基本事業　21101）　＜生活部＞

県を北部、中部、南部に分け、各地域において、市町村、県、各種団体等の連携・協働による地域の実情に応じた雇用対策を展開するための体制を整備し、効果的な取組を構築・推進します。

①　市町村、県、各種団体等で構成する地域独自の雇用対策の推進体制を整備し、地域ごとに行う実態調査の結果をふまえた効果的な取組を地域内での協働により進めます。
②　商工会議所を活用した人材受入れ情報の収集･提供を行います。

年　度			*2003（現状）*	2004（H16）	2005（H17）	2006（H18）
事業目標	**各地域単位で実施する事業数（累計）**		**－**	**10事業**	**12事業**	**15事業**
事業内容（項目）	①地域独自の雇用対策の実施		－	体制整備 調査実施	具体的事業の推進	→
	②商工会議所を活用した人材受入れ情報の提供（実施商工会議所数）		*6 団体*	7 団体	7 団体	7 団体
事業費（千円）	3 か年の概算	55,000	*15,931*	23,104	16,000	16,000
内訳	県費	55,000	*15,931*	23,104	16,000	16,000

（5）ライフ・ワークサポート三重推進事業（基本事業　21202）　＜生活部＞

就労者の立場に立った労働環境づくりを促進し、失業者のほか、雇用に不安を持つ就労者の安心な生活の確保に向けた支援を進めます。

① 県の労働・生活相談窓口「ライフ・ワークサポート三重」を機能の充実をはかりながら運営します。
② 労働団体・経済団体等との連携のもと、県内事業者等を対象に、労働に関する法令等の遵守や労使コミュニケーションを促進するための啓発・研修、企業診断を行います。

年　度			*2003（現 状）*	2004（H16）	2005（H17）	2006（H18）
事業目標		**啓発・研修への参加事業所数**	**－**	**1,000事業所**	**1,000事業所**	**1,000事業所**
事業内容（項目）		①労働・生活相談窓口の運営（相談員数）	*6人*	6人	6人	6人
		②県内事業者等を対象とした啓発・研修および企業診断の実施（研修会等開催回数）（企業診断実施数）	*企業診断10社*	研修会等開催25回 企業診断30社	研修会等開催25回 企業診断50社	研修会等開催25回 企業診断50社
事業費（千円）		3か年の概算　62,000	*21,422*	20,496	21,000	21,000
内訳	県費	56,000	*18,936*	17,952	19,000	19,000
	国費	6,000	*2,486*	2,488	2,000	2,000
	その他	0	－	56	0	0

元気3 基礎・基本の学力定着プログラム

主担当部局：教育委員会

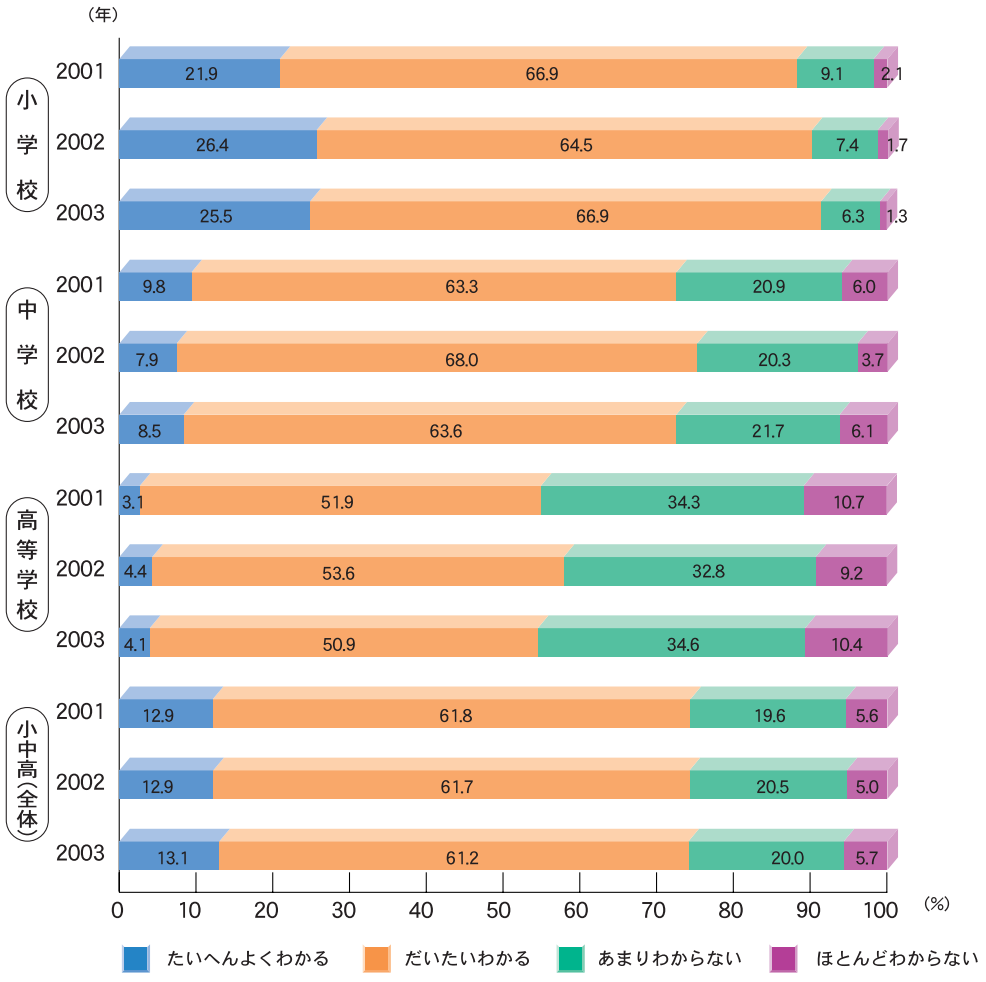
現状とプログラムのねらい

学校週５日制や新学習指導要領の実施に伴い、児童生徒の学力低下が懸念されています。

また、国際的な調査においては、学力については依然として高位にあるものの、児童生徒の学習意欲、特に理科や数学に関して低下が認められています。

このため、児童生徒一人ひとりに応じた少人数教育の推進や、教職員の実践的な指導力を向上させることにより、児童生徒の学習意欲を高め、基礎・基本の学力の定着をはかります。

学校の授業内容の理解度（三重県）



小学校５年生、中学校2年生、高等学校2年生それぞれが授業の内容を理解した割合（学校生活についてのアンケート）

（資料）三重県教育委員会

プログラムの目標

児童生徒にとって、わかりやすい授業が実施されることにより、学習意欲が高まり、基礎・基本の学力の定着につなげます。

プログラムの取組

●一人ひとりに応じた少人数教育に向けて
（１）30人学級等少人数教育推進事業

●信頼される教職員の育成に向けて
（２）信頼される教職員人材育成事業

●信頼される学校づくりに向けて
（３）自ら創る学校支援事業

プログラムの事業費

（千円）

3　か　年	2004（H16）年度	2005（H17）年度	2006（H18）年度
3,199,000　程度	1,037,106	1,089,000	1,073,000

具体的な取組内容

取組方向　一人ひとりに応じた少人数教育に向けて

（1）30人学級等少人数教育推進事業（基本事業　12202）　＜教育委員会＞

児童生徒が基礎・基本の学力を確実に身につけ、その能力や個性を最大限に伸ばし、自ら学び、判断するなどの「生きる力」を育成します。このため、児童生徒一人ひとりに応じた、きめ細かくいきとどいた30人学級等の少人数教育を推進します。

①　小学校において30人を基準とした学級編制（下限25人）等少人数教育を推進します。
②　わかりやすい授業を行うため、児童生徒の学習状況を調査し、その結果を分析することにより、指導方法の工夫改善に取り組む市町村を支援します。

年　度			*2003（現状）*	2004（H16）	2005（H17）	2006（H18）
事業目標	**児童生徒の授業の理解度**		***80%***	**82%**	**83%**	**85%**
事業内容（項目）	①30人学級の推進		*小1で実施*	小1・小2で実施	→	→
	少人数教育を支援する非常勤講師の配置　（人数）		*177人*	220人	→	→
	②学力調査等を活用した「わかりやすい授業」への工夫改善の取組への支援（市町村数）		*8市町村*	12市町村	16市町村	20市町村
事業費（千円）	3か年の概算	2,859,000	*793,145*	931,117	971,000	957,000
内訳	県費	2,235,000	*708,320*	729,643	756,000	749,000
	国費	624,000	*84,825*	201,474	215,000	208,000

取組方向　信頼される教職員の育成に向けて

（2）信頼される教職員人材育成事業（基本事業　12207，12208）　＜教育委員会＞

児童生徒の学習意欲を高め学力を定着させるため、教職員の専門的な力や教師としての使命感を高め、児童生徒に対する深い理解と教育的愛情を備えた人材の育成に取り組みます。

①　教職員がOJT（学校内研修）[注1]をとおして、日々の仕事の中で互いに学び合いながら計画的に能力の向上に取り組みます。
②　教職員が主体的・継続的に自己の能力を向上させるための研修に取り組みます。
③　指導力に課題のある教職員に対し、指導力の向上を支援する研修を行います。
④　教職員が必要に応じて、いつでも、どこでも、何度でも研修ができるブロードバンド[注2]ネットワークを活用した効率的・効果的な研修に取り組み、各教科等の指導力の向上をめざします。

注）1　OJT（学校内研修）：27ページをご覧ください。
注）2　ブロードバンド：214ページをご覧ください。

年　度			2003(現状)	2004(H16)	2005(H17)	2006(H18)
事業目標		**学校で能力向上に取り組む教職員の割合**	**－**	**60%**	**65%**	**70%**
事業内容（項目）		①OJT支援研修　（回数）	－	250回	250回	250回
		②教職員の自己能力開発研修（受講人数）	－	80人	360人	360人
		③指導力に課題のある教職員の指導力向上支援研修	研修の実施	→	→	→
		④ＩＴ活用した教職員研修（ネットDE研修）コンテンツ作成　（作成本数）	20本	20本	20本	20本
事業費(千円)		3か年の概算　254,000	45,000	76,395	89,000	89,000
内訳	県費	253,000	45,000	75,495	89,000	89,000
	国費	1,000	－	900	－	－

取組方向　信頼される学校づくりに向けて

（3）自ら創る学校支援事業（基本事業　12201）　＜教育委員会＞

公立学校の小・中・高等学校等が、児童生徒や保護者、地域から信頼される、活力ある学校づくりを進めるため、三重県独自の学校経営品質を導入し、学校自ら継続的な改善に取り組みます。

①　三重県型「学校経営品質」の具体的な手法についての研修を行います。

年　度			2003(現状)	2004(H16)	2005(H17)	2006(H18)
事業目標		**学校経営品質導入学校数（累計）**	**5校**	**100校**	**240校**	**400校**
事業内容（項目）		①学校経営品質研修（受講人数）	246人	540人	860人	880人
事業費(千円)		3か年の概算　86,000	13,577	29,594	29,000	27,000
内訳	県費	86,000	13,577	29,594	29,000	27,000

元気4 戦略的な企業誘致推進プログラム

主担当部局：農水商工部

現状とプログラムのねらい

厳しい雇用情勢が続く中、就業の場の確保は地域における最重要課題の一つであり、その対策として企業誘致は最も効果的な手段です。

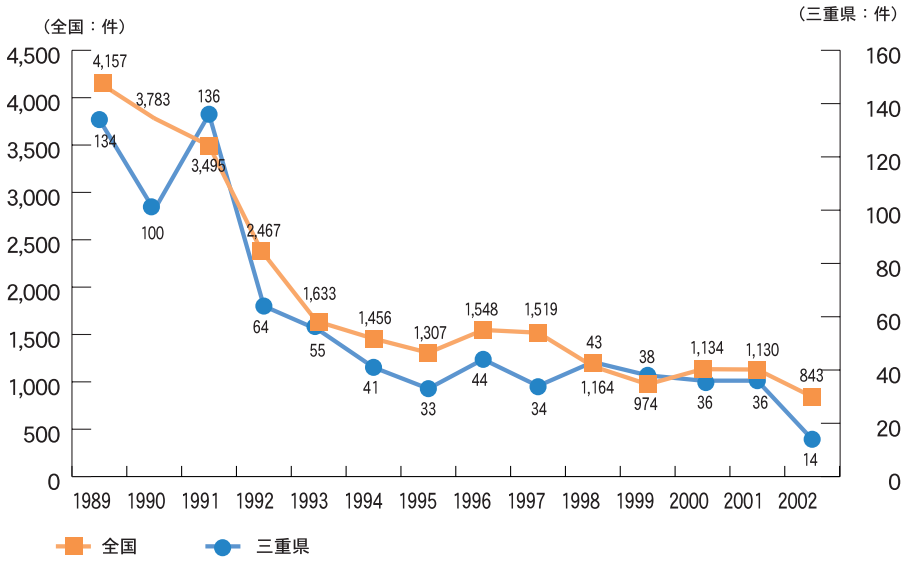
しかし現状としては、企業の生産拠点の海外移転、それに伴う国内工場の統廃合など、企業立地をとりまく環境は極めて厳しい状況にあり、国内の工場立地件数は減少の一途をたどっています。

2002年（平成14年）の全国の立地件数は843件と調査が開始された1967年（昭和42年）以来、最低の水準となり、本県においても14件と過去最低の立地件数でした。

このような状況の中、企業誘致をめぐる地域間競争は年々激しさを増してきており、各自治体とも積極的な誘致施策を打ち出して誘致活動を展開しています。

本プログラムは、本県がバレー構想[注)1]を核とした戦略的な誘致施策を推進することで、“他府県との誘致競争に打ち勝って短期間により多くの企業立地を果たし、県民に新たな雇用の場を提供すること”、“企業の県外転出等を未然に防止し、県民の雇用を守ること”を目的としています。

全国・三重県の工場立地件数の推移



（出典）経済産業省「工業立地動向調査結果集計表」をもとに作成

注)1　バレー構想：68ページをご覧ください。

プログラムの目標

戦略的な誘致および誘置活動を進めて短期間により多くの企業立地を誘導します。

プログラムの取組

●雇用の創出に向けて

（1）企業立地促進補助事業

プログラムの事業費

（千円）

3　か　年	2004（H16）年度	2005（H17）年度	2006（H18）年度
111,000　程度	74,366	37,000	－

具体的な取組内容

取組方向　雇用の創出に向けて

（１）企業立地促進補助事業（基本事業　23102）　＜農水商工部＞

短期間により多くの企業立地を誘導し、雇用の創出（確保）、地域の活性化につなげるため、バレー構想を基軸に、他府県等と誘致競争を展開するために必要な支援制度を構築して、戦略を絞り込んだ誘致（誘置）活動を展開することとし、現在の立地補助事業を拡充します。

①　補助対象に医療健康福祉関連産業（メディカルバレー構想関連産業）等を加え、本県の誘致戦略の核をなす、バレー構想関連産業の補助対象業種を拡充するとともに、補助限度額を近隣府県では最高額に並ぶ10億円に引き上げます。さらに、これまで主に公的工業団地への新設に限っていた補助要件を拡充し、工場適地、工業専用地域、工業地域、市町村が工場立地を誘導したい地域等への新増設を補助対象に加えます。

年　度			*2003（現状）*	2004（H16）	2005（H17）	2006（H18）
事業目標	**立地企業新規雇用見込者数（累計）**		**－**	**700人**	**1,225人**	**1,750人**
事業内容（項目）	①企業立地の促進に対しての補助　（立地計画認定数）		*1社*	4社	3社	3社
事業費（千円）	3か年の概算	111,000	*46,963*	74,366	37,000	－
内訳	県費	111,000	*46,963*	74,366	37,000	－

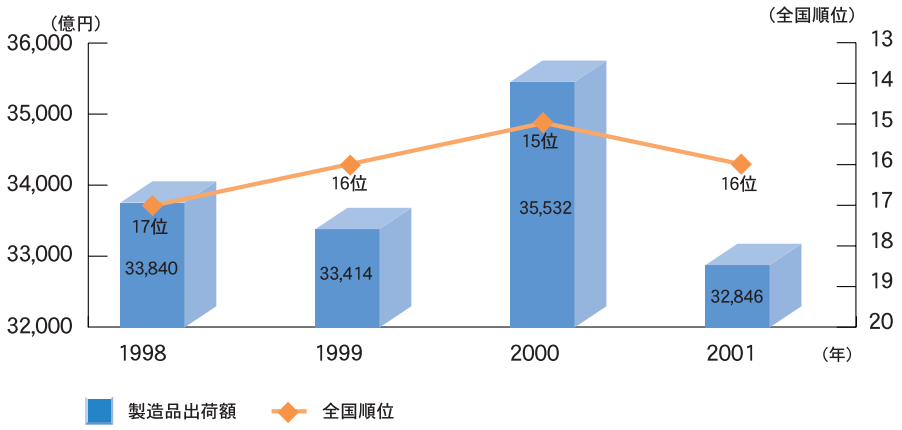
元気5 中小企業支援プログラム

主担当部局：農水商工部

現状とプログラムのねらい

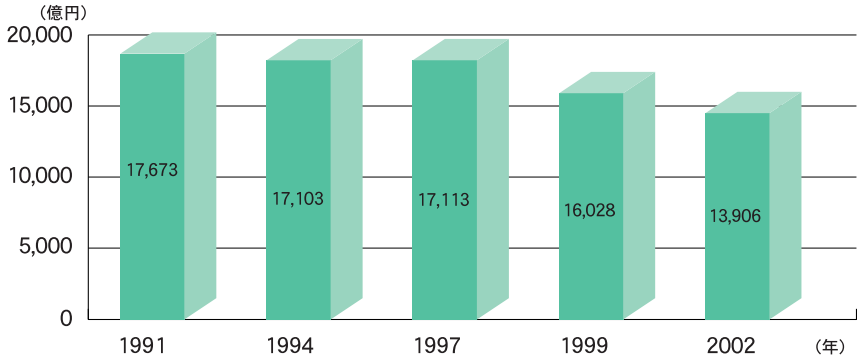
県内産業を支える中小企業は、長引く不況や国内外の地域間競争、産業の構造転換を前にして、今、大変厳しい状況にあります。県内の事業所数の99%を占める中小企業を元気にしなければ、県全体の活力も生まれません。県は、意欲ある事業者に対して、経営革新や経営基盤の強化など、経営において特に課題になっている分野に重点を置いて支援するとともに、商工団体を活発化することにより、中小企業を元気にします。

中小企業（従業員４人～299人）
製造品出荷額等の全国順位



（資料）　三重県総合企画局

県内中小小売業年間販売額の推移



（資料）　三重県総合企画局

プログラムの目標

意欲ある中小企業者の経営革新や経営基盤の強化を進めます。

プログラムの取組

●**中小企業金融支援の充実に向けて**
（１）中小企業金融対策事業

●**経営支援機能の充実に向けて**
（２）商工団体強化支援事業

●**中小企業の経営向上と競争力強化に向けて**
（３）中小企業経営改革チャレンジ支援事業
（４）経営革新販路開拓支援事業

●**小規模事業者の環境経営の促進に向けて**
（５）小規模事業者向けEMS導入支援事業

●**知的財産の活用に向けて**
（６）知的財産権活用支援事業

プログラムの事業費

（千円）

3　か　年	2004（H16）年度	2005（H17）年度	2006（H18）年度
1,561,000　程度	459,366	529,000	573,000

具体的な取組内容

取組方向 中小企業金融支援の充実に向けて

（1）中小企業金融対策事業（基本事業　23202）　＜農水商工部＞

県単融資制度をより活用しやすいものにし、一層の制度普及をはかります。

①　優先度の高い政策目的型資金を用意することで低利融資制度を充実します。
②　貸し渋りなどを防ぎ、資金供給が円滑に行われるよう、三重県信用保証協会の信用補完機能を強化します。
③　金融に関する的確なアドバイスが受けられるよう経験豊富な専門家による相談を行います。

年　度			2003（現状）	2004（H16）	2005（H17）	2006（H18）
事業目標		**三重県信用保証協会の保証債務残高に占める県単融資制度の割合**	***15%***	**18%**	**20%**	**22%**
事業内容（項目）		①低利融資制度の充実	－	実施	→	→
		②信用保証協会の信用補完機能の強化（対象資金数・累計）	*2種*	3種	3種	3種
		③金融嘱託員の設置（人数）	－	2名	－	－
事業費（千円）		3か年の概算　991,000	*26,817,702*	261,873	320,000	409,000
内訳	県費	－	－	－	－	－
	その他	991,000	*26,817,702*	261,873	320,000	409,000

取組方向 経営支援機能の充実に向けて

（2）商工団体強化支援事業（基本事業　23203）　＜農水商工部＞

中小企業事業者等が、専門的で、充実した経営指導を受けられるようにするために、商工団体の経営支援機能を強化します。

①　事業協同組合等に対して、指導・監査の強化をはかるなど、時代のニーズに沿った質の高い助言、指導を受けられるよう支援します。

年　度			2003（現状）	2004（H16）	2005（H17）	2006（H18）
事業目標		**監査・支援指導による改善度**	**－**	**0％**	**25%**	**50%**
事業内容（項目）		①総点検および監査・支援指導の実施　（組合数）	－	700組合	40組合	70組合
事業費（千円）		3か年の概算　15,000	－	5,879	4,000	5,000
内訳	県費	15,000	－	5,879	4,000	5,000

（３）中小企業経営改革チャレンジ支援事業（基本事業　23201，23204）　＜農水商工部＞

経営の向上をはかるため、新商品、新技術等の開発やその提供、新たな事業活動等を行って自ら経営改革にチャレンジする中小企業等を重点的に支援します。

① 中小企業等が行う経営改革を実現させるための事業戦略の策定等に対して支援します。
② 経営改革に寄与する新商品・新技術開発に対して支援します。
③ 経営改革に取り組む中小企業と科学技術振興センターとの共同技術開発および技術支援等を行います。
④ 地場産業や伝統産業等の地域産業の中小企業者が連携して行う経営改革の取組（新商品開発や販路開拓）に対して支援します。

年　度			*2003（現状）*	2004（H16）	2005（H17）	2006（H18）
事業目標		**経営改革実践企業数（累計）**	***280社***	**486社**	**692社**	**878社**
事業内容（項目）		①事業戦略策定等に対する支援（企業数）	－	100社	100社	100社
		②新商品・新技術開発に対する支援（企業数）	－	48社	48社	28社
		③共同技術開発および技術指導等の実施（企業数）	－	共同技術開発 5 件	共同技術開発 5 件	共同技術開発 5 件
		④地域産業の経営改革に対する支援（企業数）	－	8 件	8 件	8 件
事業費（千円）		3 か年の概算　495,000	－	171,463	185,000	139,000
内訳	県費	468,000	－	162,315	176,000	130,000
	国費	24,000	－	8,248	8,000	8,000
	その他	3,000	－	900	1,000	1,000

（４）経営革新販路開拓支援事業（基本事業　23201）　＜農水商工部＞

中小企業のボトルネック[注)1]となっている販路拡大に対して支援します。

①　経営革新承認企業等を対象に、ビジネスチャンスコーディネーター（BCC）[注)2]による大都市圏（首都圏・関西圏等）における新たな販路開拓の足がかりとなる企業・製品・技術や需要動向などの情報を収集・提供し、さらに多くのビジネスマッチングのきっかけを創出します。

年　度			2003(現状)	2004(H16)	2005(H17)	2006(H18)
事業目標		**あっせん件数**	***45件***	**113件**	**113件**	**113件**
事業内容（項目）		①企業訪問　（延べ件数）	*41件*	490件	490件	490件
事業費(千円)		3か年の概算　36,000	*7,220*	11,518	12,000	12,000
内訳	県費	36,000	－	11,518	12,000	12,000
	その他	－	*7,220*	－	－	－

取組方向　小規模事業所の環境経営の促進に向けて

（５）小規模事業所向けＥＭＳ導入事業（基本事業　43101）　＜環境森林部＞

幅広く県内事業者の環境経営の取組を促進するため、小規模事業所へのEMS（環境マネジメントシステム）導入を支援します。

①　小規模事業所の環境経営の取組を促進するため、環境経営推進指導員を設置します。
②　制度の普及に向け、EMS導入の取組に対する説明会・相談会等を開催します。
③　制度の審査体制を充実させるため、EMS審査員の研修会を開催します。

年　度			2003(現状)	2004(H16)	2005(H17)	2006(H18)
事業目標		**環境経営ツール導入事業所数（累計）**	**－**	**60事業所**	**110事業所**	**160事業所**
事業内容（項目）		①環境経営推進指導員の設置（人数）	－	1人	1人	1人
		②EMS導入取組の説明会・相談会の開催　（か所数）	*2か所*	9か所	9か所	9か所
		③EMS審査員研修会の開催（回数）	*2回*	2回	2回	2回
事業費(千円)		3か年の概算　15,000	*3,079*	5,250	5,000	5,000
内訳	県費	15,000	*3,079*	5,250	5,000	5,000

注)1　ボトルネック：企業の生産や成長の過程において生じる障害や困難のこと。
注)2　ビジネスチャンスコーディネーター（BCC）：大都市圏に在住する大企業等のOBやコンサルタント等の外部人材

（６）知的財産権活用支援事業（基本事業　23403）　＜総合企画局科学技術振興センター＞

県内の中小企業、ベンチャー企業等を対象に、知的財産権等の閲覧指導、検索指導、発明相談、特許技術移転相談等により、知的財産権サポート体制を強化します。

① 弁理士による無料相談会を開催します。
② 特許流通アドバイザー、特許情報活用支援アドバイザーらによる特許巡回指導（出前特許相談）を行います。
③ 特許の有効活用を促進するため、特許有効活用講演会を開催します。
④ インターネットで特許情報を取得できる特許電子図書館の利用法に関する講習会を開催します。

年　度			*2003（現状）*	2004（H16）	2005（H17）	2006（H18）
事業目標		**特許技術移転件数**	***5件***	**7件**	**8件**	**9件**
事業内容（項目）		①弁理士無料相談会の開催（回数）	－	12回	12回	12回
		②出前特許相談の実施（延べ企業訪問件数）	*200件*	300件	300件	300件
		③特許有効活用講演会の開催（回数）	*2回*	2回	2回	2回
		④特許電子図書館利用講習会の開催（回数）	*30回*	40回	40回	40回
事業費（千円）		3か年の概算　9,000	*3,567*	3,383	3,000	3,000
内訳	県費	9,000	*935*	3,383	3,000	3,000
	国費	－	*2,632*	－	－	－

元気6 地産地消定着による地域産業活性化プログラム

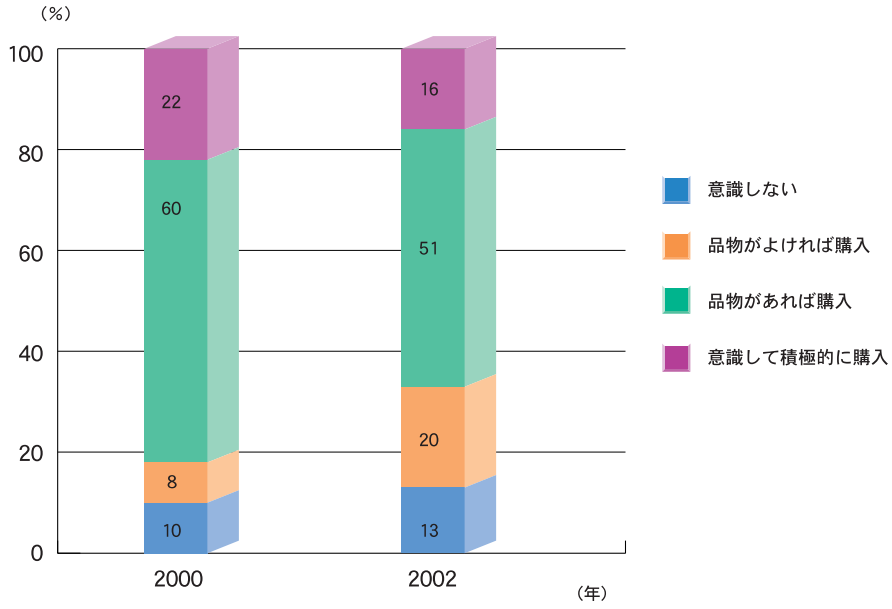
主担当部：農水商工部

現状とプログラムのねらい

農林水産業や食品業などの地域産業が、県民（消費者）のニーズに対応しきれていません。また、生産者は、環境保全ややすらぎ空間の提供などといった農林水産業が持つ多面的機能[注)1]を事業展開にあたっての有効な資源として十分に活用していません。

このため、県内産の農林水産物やその加工品、多面的機能を県民が容易に入手・享受できるよう供給側の取組を活性化すると同時に、地産地消に対する県民の認識を一層高めます。

県産品の購入に関する県民意識の変化



（資料）三重県農水商工部

注)1　多面的機能：55ページをご覧ください。

プログラムの目標

県内農林水産業の持つ魅力を十分生かした農林水産物などを県民に届けるための供給側の取組が活性化されるとともに、県民の地産地消運動に対する理解が深まります。

プログラムの取組

●物やサービスの供給の活性化に向けて

（1）６次産業化・アグリビジネス支援事業
（2）地域が支持する農林水産経営育成事業
（3）心豊かな里づくり支援事業

●県民の認識の高まりに向けて

（4）地産地消情報基盤整備事業
（5）地産地消暮らしの魅力発見事業
（6）地産地消子どもの元気づくり事業

プログラムの事業費

（千円）

3　か　年	2004（H16）年度	2005（H17）年度	2006（H18）年度
341,000　程度	131,974	108,000	101,000

具体的な取組内容

取組方向 物やサービスの供給の活性化に向けて

（1）６次産業化・アグリビジネス[注)2]支援事業（基本事業　22201，22401）

＜農水商工部・総合企画局科学技術振興センター＞

農林水産業者、加工業者、流通販売業者、サービス提供者等を対象に、新商品創出のための異業種交流、マッチング、研究支援や研究成果の技術移転による新商品の開発研究等を行い、地産地消に対する県民の認識の高まりに対応できるよう、地産地消の考えをふまえた物・サービスが提供される機会を拡大します。

①　意欲的な農林水産業者、加工業者等による県内の既存資源を利活用した物・サービスなど新商品の提供に向けたワークショップの開催等による異業種交流・マッチング支援を実施します。
②　研究機関による、ワークショップ参加事業者からの提案に基づく共同研究や、研究成果の技術移転等を実施します。
③　事業者が結びついて行う具体的な商品開発に対するアドバイザーの派遣や、新商品の試作調査等を実施します。

年　度		*2003（現状）*	2004（H16）	2005（H17）	2006（H18）
事業目標	**ワークショップから生まれる、農林水産業を起点とした新たな物・サービスの提供（件数）**	**－**	**10件**	**20件**	**30件**
事業内容（項目）	①ワークショップの開催（開催回数）	－	20回	20回	20回
	②共同研究・技術支援相談の実施（相談件数）	－	20件	20件	20件
	③アドバイザー派遣の実施（派遣回数）	－	90回	90回	90回
事業費（千円）	３か年の概算　55,000	－	18,928	18,000	18,000
内訳　県費	55,000	－	18,928	18,000	18,000

（2）地域が支持する農林水産経営育成事業（基本事業　22104，22201）

＜農水商工部＞

農林水産業が、多面的機能の発揮により地域・県民と深く結びついていることを明らかにし、これを評価した地域・県民が優れた経営を支援することを通じて、地産地消による農林水産業の活性化を進めます。

①　農林水産業が地域社会に貢献している具体的な行動内容を、調査研究やモデル組織での実験を通じて県民に明らかにします。
②　新たな産消連携研究会を開催し、県民参画による評価手法を確立します。
③　評価手法を理解し、生産者側・消費者側双方が農林水産業の地域社会への貢献を明確に意識しあう活動をコーディネートできるアドバイザーを育成します。

注）2　６次産業化・アグリビジネス：６次産業化とは１次産業（農林水産業）が２次産業・３次産業と連携・異業種交流して経営の複合化・多角化を進めること。アグリビジネスとは農林水産業が生産分野だけでなく加工・流通・情報・交流分野に積極的に進出して企業化することです。

年　度		2003(現状)	2004(H16)	2005(H17)	2006(H18)
事業目標	**新たな産消連携実践育成組織数　（累計）**	**－**	**－**	**13組織**	**25組織**
事業内容（項目）	①新たな産消連携モデル調査研究（評価等実験組織数）	－	10か所	－	－
	②新たな産消連携研究会の開催（研究会会員数）	－	－	70人	100人
	③新たな産消連携アドバイザーの育成（アドバイザー数）	－	－	13人	25人
事業費(千円)	3か年の概算　33,000	－	13,149	11,000	9,000
内訳　県費	33,000	－	13,149	11,000	9,000

（3）心豊かな里づくり支援事業（基本事業　22201，53202）　＜農水商工部＞

地産地消運動推進の主要な柱であるグリーンツーリズムについて、県民が農山漁村地域（里）の多面的機能を生かした「心の豊かさ」などを実感することのできるサービスを円滑に享受できるシステムを構築します。

① 地域住民、市町村・県などの協働により、望ましい里づくりを進めるための研究会や現場研修等を開催します。
② 里づくりを進めるデータとして活用するためのニーズ調査を実施します。
③ 里づくりの実践例として県民のニーズをふまえたモデル的な里づくりに対する支援を行います。
④ モデル地域において県民との交流会を開催します。
⑤ 地域、県民向けに里づくりや里交流の指針を作成・配布します。

年　度		2003(現状)	2004(H16)	2005(H17)	2006(H18)
事業目標	**県民と地域が協働した交流活動の取組地区数　（累計）**	**－**	**3地区**	**8地区**	**15地区**
事業内容（項目）	①研究会、現場研修等の開催（回数）	－	7回	9回	5回
	②ニーズ調査の実施（回数）	－	1回	1回	－
	③心豊かな里づくりに取り組む地域への補助（地域数）	－	3地域	2地域	－
	④モデル地域県民交流会の開催（地域数）	－	－	3地域	2地域
	⑤地域向け指針、県民向け指針の作成　（部数）	－	－	－	4,000部
事業費(千円)	3か年の概算　16,000	－	7,000	6,000	3,000
内訳　県費	16,000	－	7,000	6,000	3,000

（４）地産地消情報基盤整備事業（基本事業　22201）　＜農水商工部＞

県内産の農林水産物やその加工品、農林漁業体験、農山漁村での宿泊等のサービスの提供に関する情報について、県民が容易に入手できる環境を整備することで、地産地消に対する県民の認識をより一層高めます。

①　県地産地消に関するさまざまな情報が一元的に管理されるデータベースを構築します。
②　県民がアクセスできるホームページの登録情報を公開します。
③　地産地消に関する情報の調査やデータベースシステムの運用にあたって、県民の視点で、かつ、最新情報の受発信がされるための地産地消ネットワークみえの活動に参画してこれらを担う「民間組織」の育成を推進します。

年　度		2003（現状）	2004（H16）	2005（H17）	2006（H18）
事業目標	**データベースシステムへの年間アクセス数　（件数）**	**－**	**－**	**5 万件**	**10万件**
事業内容（項目）	①情報発信基盤整備	－	データベース構築	試験運用	本格稼働
	②情報登録公開　（件数）	－	300件	400件	400件
	③システム運営組織育成（組織数）	－	－	1 組織	1 組織
事業費（千円）	3 か年の概算　36,000	－	27,000	5,000	4,000
内訳　県費	36,000	－	27,000	5,000	4,000

（５）地産地消暮らしの魅力発見事業（基本事業　22201，22103，33102）　＜農水商工部・健康福祉部・環境森林部＞

地域住民が主体的に地産地消運動を企画し、これに参画できるよう、人びとの暮らしの中に地産地消が取り入れられる環境づくりを進めます。

①　リーダー養成や表彰事業の実施による人材育成を行います。
②　これらの地域リーダー等の活動を拡大・活性化するため、地産地消に関するプロジェクト活動支援を行います。
③　セミナー・フォーラム等を開催するとともに、ニュースレターの発行等により地産地消に関する情報を発信します。
④　「みえ地物一番の日」を設けて食品小売業等で県産品をクローズアップすることで、県民が県産品を購入しやすい機会を提供します。

年　度			2003(現状)	2004(H16)	2005(H17)	2006(H18)
事業目標		**地産地消ネットワークみえ会員数（累計）**	***9,182人***	**12,000人**	**15,000人**	**20,000人**
事業内容（項目）		①食生活指針普及ボランティアの養成（人数）	*参考：食生活指針の普及*	500人	500人	500人
		②プロジェクト活動の実施（件数）	―	37件	37件	37件
		③ニュースレターの発行（回数）	―	4回	4回	4回
		④「みえ地物一番の日」協力店の拡大（店数）	*270店*	50店	50店	50店
事業費(千円)		3か年の概算　154,000	*4,824*	51,721	52,000	50,000
内訳	県費	88,000	*2,412*	29,895	30,000	28,000
	国費	66,000	*2,412*	21,826	22,000	22,000

（6）地産地消子どもの元気づくり事業（基本事業　22201，33102，12205）

＜農水商工部・健康福祉部・教育委員会＞

食習慣や人格の形成期にある子どもたちを対象に、地産地消の観点から給食への地域食材の導入、これを活用した食農教育の実践、健全な食生活への理解の促進を、農林水産・保健福祉・教育各分野が連携して取り組むシステムづくりを進めます。

① 子どもたちの健全な食生活への理解促進のための指導体制整備と、就学年齢前の保育園・幼稚園児へのアプローチを実施します。
② 小中学校を対象にした指導体制の整備と、地域の食材を学校給食等へ導入するためのしくみづくりを実施します。
③ 地域の農林水産業者や食品製造業者等が子どもたちと交流するしくみづくりを実施します。

年　度			2003(現状)	2004(H16)	2005(H17)	2006(H18)
事業目標		**地域食材を積極的に学習や体験に活用している小学校・保育園等の数（累計）**	***66か所***	**165か所**	**230か所**	**300か所**
事業内容（項目）		①モデル保育園・モデル幼稚園の設置（新規実施園数）	*11*	9	9	9
		②重点地域の設置（地域数）	*1*	6	10	15
		③取組市町村の拡大（市町村数）	―	15	17	19
事業費(千円)		3か年の概算　47,000	*8,880*	14,176	16,000	17,000
内訳	県費	41,000	*5,840*	11,722	14,000	15,000
	国費	6,000	*3,040*	2,454	2,000	2,000

元気7 競争力のある三重の農林水産物創出プログラム

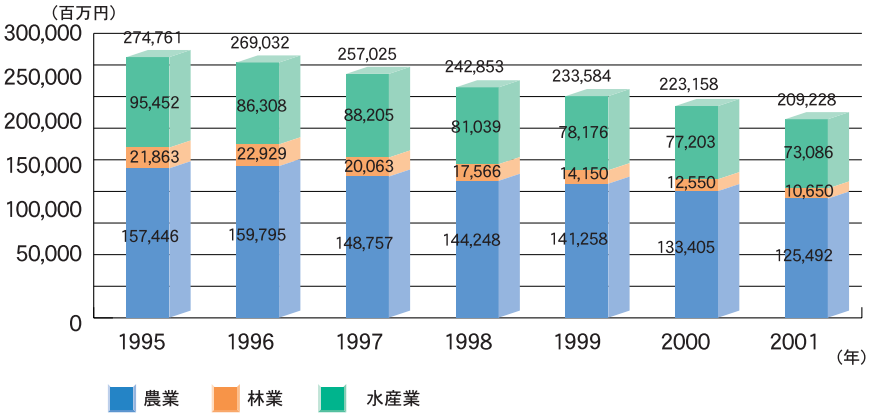
主担当部局：農水商工部

現状とプログラムのねらい

農林水産物の産地間競争が激しくなる中、競争に打ち勝つ戦略的な振興策が求められています。

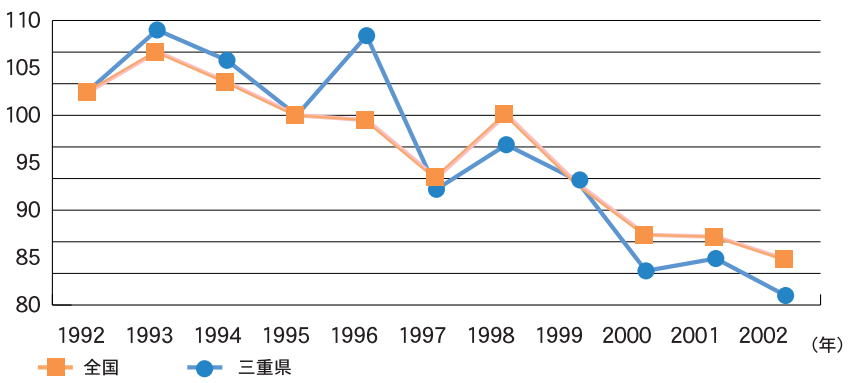
このため、全国に通じる高い商品力を持った農林水産物や加工品を生産しようとする意欲的な生産者や団体に対して支援するとともに、新品種の開発や高品質化への技術的なサポート、さらに海洋深層水の利活用を進めることなどによって、産地間競争に負けない競争力のある農林水産物を育てます。

農林水産業産出額（粗生産額）の推移



（出典）　農林水産省「農林水産統計年報」をもとに作成

農産物価格指数の推移（1995年＝100）



（出典）　農林水産省「農林水産統計年報」をもとに作成

プログラムの目標

産地間競争に負けない競争力のある農林水産物を育てます。

プログラムの取組

●**競争力強化に向けて**
（１）新「三重ブランド」推進事業
（２）「三重の顔」商品力強化支援事業

●**新品種の開発、県産品の高付加価値化に向けて**
（３）「三重のマハタ」高品質・早期安定種苗生産技術開発事業
（４）肉牛の産地間競争力の賦与技術の開発事業

●**海洋深層水の利活用に向けて**
（５）海洋深層水施設整備支援事業
（６）栽培漁業センター海洋深層水利用施設整備事業

プログラムの事業費

（千円）

3　か　年	2004（H16）年度	2005（H17）年度	2006（H18）年度
826,000　程度	357,445	392,000	77,000

三重ブランド

三重県の気候風土や伝統とつながった「自然を生かす技術」をコンセプトに、全国に通じる高い商品力をもち、三重県のイメージアップにつながる県産品とその生産または製造に携わる事業者の方々を「三重ブランド」に認定し情報発信しています。

三重ブランドは

■「本物づくり」を行う事業者の方を応援します。

■マーケットニーズに対応した県を代表する産品の創出を促進します。

■三重県のイメージアップをはかり、観光誘客につなげます。

三重ブランド

■認定審査
年１回の認定審査を経て、今後も増えていきます。

■現在の認定品目と事業者
真珠、松阪牛、伊勢えび、的矢かき、あわびとこれに携わる48事業者が認定されています。

具体的な取組内容

取組方向 競争力強化に向けて

（1）新「三重ブランド」推進事業（基本事業　22202）　＜農水商工部＞

三重県のイメージアップ、三重県物産全体の評価向上に貢献する「三重ブランド」を充実させます。

①　「自然を生かす技術」をコンセプトに、全国に通じる高い商品力を持った県産品および事業者を「三重ブランド」として認定します。
②　認定された「三重ブランド」を全国に情報発信します。
③　新たな「三重ブランド」を創出するためのビジネスプランコンペを開催するほか、マーケティング[注)1]の専門家によるアドバイスを行います。

年　度			*2003(現状)*	2004(H16)	2005(H17)	2006(H18)
事業目標		**「三重ブランド」ホームページアクセス数　（件／月）**	***8,000***	**9,000**	**10,000**	**12,000**
事業内容（項目）		①「三重ブランド」認定委員会の開催　（開催回数）	*3回*	3回	3回	3回
		②「三重ブランド」の情報発信　（品目数）	*5品目*	7品目	8品目	10品目
		③ビジネスプランコンペの開催　（採択する品目数）	*6品目*	6品目	6品目	6品目
事業費(千円)		3か年の概算　111,000	*37,000*	37,000	37,000	37,000
内訳	県費	111,000	*7,254*	37,000	37,000	37,000
	その他	－	*29,746*	－	－	－

（2）「三重の顔」商品力強化支援事業（基本事業　22202）　＜農水商工部＞

生産量・生産額・単価で全国ベスト５に入る農林水産物「三重の顔」や「三重の顔」の候補産品が、他県産品との競争に打ち勝てるよう、これらを生産している生産者や団体が行う産地化戦略、販売戦略、コミュニケーション戦略の推進に対して支援します。

①　「三重の顔」ならびにその候補産品の生産者や団体が、自ら策定した「構造改革プログラム」の実践に必要な産地化戦略、販売戦略、コミュニケーション戦略の推進に対して支援します。

年　度			*2003(現状)*	2004(H16)	2005(H17)	2006(H18)
事業目標		**採択農林水産物の認知度の増加率**	**－**	**0％**	**5％**	**15%**
事業内容（項目）		①「構造改革プログラム」の実践に対する支援（産地数）	－	5産地	5産地	5産地
事業費(千円)		3か年の概算　77,000	－	26,900	25,000	25,000
内訳	県費	77,000	－	26,900	25,000	25,000

注)1　マーケティング：54ページをご覧ください。

（３）「三重のマハタ」高品質・早期安定種苗生産技術開発事業（基本事業　22404）

＜総合企画局科学技術振興センター＞

新しい養殖魚種「マハタ」の高品質種苗の大量安定生産技術を確立するため、生残率の向上、形態異常魚対策、ウイルス病対策の課題解決に取り組みます。

①　稚魚の生残率向上技術を開発します。

年　度			2003（現状）	2004（H16）	2005（H17）	2006（H18）
事業目標	**高品質種苗安定生産率**		**1.0%**	**2.3%**	**4.2%**	**6.7%**
事業内容（項目）	①高品質種苗の安定生産に係る技術開発　（課題数）		3 課題	3 課題	3 課題	3 課題
事業費（千円）	3 か年の概算	36,000	8,225	11,769	12,000	12,000
内訳	県費	36,000	8,225	11,769	12,000	12,000

（４）肉牛の産地間競争力の賦与技術の開発事業（基本事業　22402）

＜総合企画局科学技術振興センター＞

県内肉牛生産者に、三重県産牛肉としてふさわしい条件を提示することにより、市場評価をさらに向上させます。

①　県内産和牛の肉質について、脂肪質（脂肪酸組成、脂肪融点）の観点から分析を実施します。
②　血統や飼養管理による脂肪質の差異を明らかにし、肉牛生産者に改善点を指導します。

年　度			2003（現状）	2004（H16）	2005（H17）	2006（H18）
事業目標	**脂肪質を低下させる条件の提示数　（累計）**		**－**	**1 件**	**2 件**	**5 件**
事業内容（項目）	①和牛枝肉の脂肪質の把握（脂肪質調査頭数）		－	350頭	350頭	350頭
	②脂肪質の改善方法の検討、指導　（指導項目数）		－	－	2 項目	5 項目
事業費（千円）	3 か年の概算	11,000	－	4,680	3,000	3,000
内訳	県費	11,000	－	4,680	3,000	3,000

（５）海洋深層水施設整備支援事業（基本事業　53403）　＜地域振興部＞

新たな素材として注目を浴びている「海洋深層水」[注)2]を利用した地場産品のブランド化に貢献するため、尾鷲市が建設する海洋深層水取水施設に係る事業について支援します。

（６）栽培漁業センター海洋深層水利用施設整備事業（基本事業　22104）　＜農水商工部＞

大型サイズの放流用アワビの早期生産や養殖用マハタ種苗等の安定生産を実現するために、県尾鷲栽培漁業センターにおける海洋深層水利用施設を整備します。

年　度		*2003（現状）*	2004（H16）	2005（H17）	2006（H18）
事業目標	**海洋深層水利用水量**	***90*** **トン**	**120** **トン**	**120** **トン**	**2,885** **トン**
事業内容（項目）	（５）の事業 海洋深層水施設整備への補助	*0か所（給水支援のみ1か所）*	1か所着手	1か所完成	－
	（６）の事業 栽培漁業センター海洋深層水利用施設の整備（か所数）	－	－	1か所	－
事業費（千円）	3か年の概算　592,000	*26,627*	277,096	315,000	－
内訳　県費	592,000	*26,627*	277,096	315,000	－

注)2　海洋深層水：53ページをご覧ください。

元気8 自律的産業集積基盤の整備推進プログラム

主担当部局　農水商工部

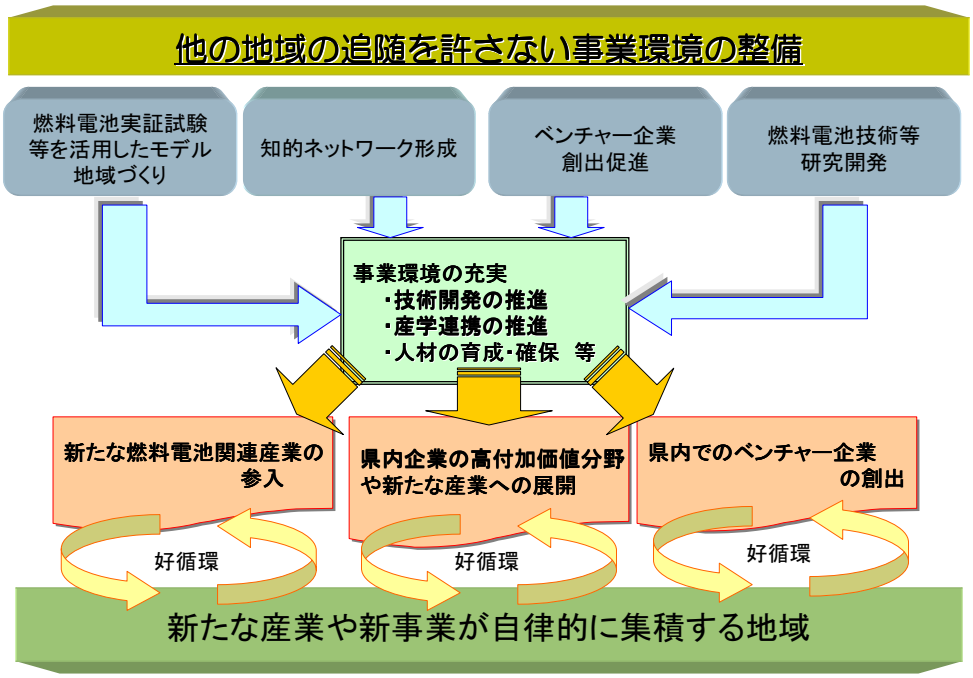
現状とプログラムのねらい

国内外の競争の激化により、県内産業は非常に厳しい状況にあります。

このようななか、県内企業が競争に勝ち残るためには、技術開発の推進、人材の育成・確保、産学連携などを円滑にコーディネートするしくみの構築、研究開発プロジェクトの誘致、企業のベンチャー的活動の活性化といった多様な支援を行うことにより、燃料電池[注)1]関連産業などの新たな産業の展開や新事業の創出に向けた事業環境の充実をはかることが必要です。

また、雇用の面などからも、製造業を中心とした県内産業を元気にすることが必要となっています。

自律的産業集積基盤の整備推進プログラムのスキーム



三重県農水商工部作成

注)1　燃料電池：68ページをご覧ください。

プログラムの目標

新たな産業や新事業が自律的に集積する地域をつくるため、他の地域の追随を許さない事業環境を整備します。

プログラムの取組

●**燃料電池技術等を活用したモデル地域づくりに向けて**
（１）燃料電池実証試験等を活用したモデル地域づくり事業

●**燃料電池等次世代産業の新たな展開に向けて**
（２）知的ネットワーク形成事業

●**ベンチャー的活動の活性化に向けて**
（３）ベンチャー企業創出促進事業

●**燃料電池研究開発の拠点化に向けて**
（４）積層組立の容易な固体高分子型燃料電池用セパレータの開発事業

●**水素ガス発生技術の研究開発に向けて**
（５）低コスト太陽電池開発促進事業

プログラムの事業費

（千円）

3　か　年	2004（H16）年度	2005（H17）年度	2006（H18）年度
1,366,000　程度	527,124	505,000	334,000

具体的な取組内容

取組方向 **燃料電池技術等を活用したモデル地域づくりに向けて**

（１）燃料電池実証試験等を活用したモデル地域づくり事業（基本事業　23103）

＜農水商工部＞

裾野が広く、県内の産業構造の特質を生かすことが可能である燃料電池関連産業等において、四日市臨海部工業地帯のポテンシャルである化学・素材等の技術・ノウハウ[注)2]、人材、インフラや、水素に関する製造、精製、貯蔵、運搬技術と、県内における自動車産業、電気機械産業等によって培われてきた電気、機械、制御等のさまざまな技術を融合させることにより、燃料電池関連産業等を呼び込み、集積に結びつけます。

このため、燃料電池技術を核としたモデル地域の構築に向けて、実証試験への支援、情報発信、情報収集や普及啓発を行います。

① 構造改革特区制度を活用するなど他の地域に先駆けた環境を整備し、地域に燃料電池関連技術やノウハウを蓄積するため、燃料電池技術等を活用したメーカーが、県内企業、大学、公設研究機関等との共同で燃料電池の実証試験を行う際に必要な研究開発を支援するとともに、燃料電池自動車の普及に際して必要となるインフラの構築を支援します。

② 燃料電池技術を核としたモデル地域づくりに関心を寄せる企業を呼び込むため、広く情報発信および収集を行います。

③ 燃料電池の社会的効用（CO_2排出量削減効果、総合エネルギー効率向上、応用範囲の広さ等）の普及啓発を行います。

年　度			*2003(現状)*	2004(H16)	2005(H17)	2006(H18)
事業目標	**燃料電池関連技術を活用した共同研究数**		***3件***	**8件**	**15件（累計）**	**16件（累計）**
事業内容（項目）	①燃料電池の実証試験に対する支援（台数）		*1台*	8台	7台	1台
	②情報発信および収集「世界水素エネルギー会議」（2年に1回開催）への参加およびセミナー開催（回数）		―	会議：横浜 セミナー：2回	セミナー：3回	会議：仏リヨン セミナー：2回
	③普及啓発シンポジウムの開催（回数）		―	2回（県内）	2回（県内）	2回（県内）
事業費(千円)	3か年の概算	574,000	*104,000*	246,072	244,000	84,000
内訳	県費	574,000	*104,000*	246,072	244,000	84,000

注)2　ノウハウ：31ページをご覧ください。

取組方向 燃料電池等次世代産業の新たな展開に向けて

（２）知的ネットワーク形成事業（基本事業　23104）　＜農水商工部＞

電気、機械、化学などさまざまな技術をはじめ、ナノテクノロジー等の最新技術を必要とする燃料電池関連等の研究開発基盤の強化をはかるため、産学官が連携する知的ネットワークを構築します。

また、今後、燃料電池普及の鍵を握る水素関連技術の開発を促進するため、水素製造技術等の開発可能性の調査・検討を行う等、県内企業の燃料電池をはじめとする高付加価値分野や新たな分野への展開を促進します。

① 県内に立地する企業の高付加価値分野や新たな分野への進出支援のため、大学等の研究者と連携し、技術シーズについて企業へ情報提供を行うとともに、コーディネート機能をもった産学官のネットワークを構築します。
② 県内企業の水素関連技術の開発を促進するため、技術・ノウハウ、人材、インフラをもつコンビナート企業の豊富な副生水素注)3、LNG冷熱注)4 や、太陽エネルギー・風力等の再生可能エネルギーを利用した水素の製造・精製・貯蔵・運搬技術の開発可能性の調査・検討等を行うとともに、具体的な事業化を推進する協議会を企業と協働し設置します。

年　度		2003(現状)	2004(H16)	2005(H17)	2006(H18)
事業目標	**ネットワーク等を活用した産学官の連携数**	**－**	**10件**	**20件（累計）**	**30件（累計）**
事業内容（項目）	①大学等の研究者とのネットワークの推進　（人数）	－	30人	40人（累計）	50人（累計）
	②水素製造等技術開発の調査・検討・推進	－	・検討会設置 ・調査実施	・推進協議会 ・設置・運営	・推進協議会 ・運営
事業費(千円)	3か年の概算　50,000	－	27,776	11,000	11,000
内訳　県費	50,000	－	27,776	11,000	11,000

取組方向 ベンチャー的活動の活性化に向けて

（３）ベンチャー企業創出促進事業（基本事業　23101）　＜農水商工部＞

地域経済の成長率とベンチャー的活動（ベンチャー企業や第二創業企業の輩出）との間には、正の相関関係が存在します。企業のベンチャー的活動が活発に行われるよう、企業の成長段階に応じた支援を継続的に行っていくとともに、ベンチャー企業が実績・信用力に欠けるために販路を拡大できないなどのボトルネック注)5 を克服するための取組を行います。

① 大学等の研究者と企業が活発な交流を行い、付加価値の高いテーマで研究開発を行う自発的な取組である「サポート研究会」の活動を積極的に支援します。
② ベンチャー支援の人材ネットワークの核として、現に成功している企業家等による「ベンチャー達人委員会」を運営します。
③ ベンチャー創出の気運を高め、象徴的なサクセスストーリー（成功事例）を作り出すた

注)3　副生水素：71ページをご覧ください。
注)4　LNG冷熱：71ページをご覧ください。
注)5　ボトルネック：315ページをご覧ください。

め、三重県内で新たな事業に挑戦する事業家に、研究開発から生産・販売までを総合的に支援します。

④　ベンチャー気運の高揚をはかり、起業家と優れたビジネスプランを発掘するため、新規性・成長性のある未発表のビジネスプランを顕彰します。

⑤　優れたビジネスプランを有する起業家等を対象に、不足する経営資源を総合的に補うことにより起業または成長を加速させるためのインキュベーションマネージャーを設置し、当該企業の活動拠点としてのインキュベーター[注)6]への賃料補助を行います。

⑥　県内ベンチャー企業が開発した製品・サービス等の県内外での販路拡大を支援するため、公共調達の制度化へ向けた検討を行います。

⑦　本県のベンチャー支援施策の優位性を広く全国にＰＲして、三重県で起業をめざすチャレンジャーを募るとともに、県内ベンチャー企業への支援策の周知を行います。

年　度			*2003(現状)*	2004(H16)	2005(H17)	2006(H18)
事業目標	**ベンチャー的活動活性化率※ [2002（H14）年度を100とする]**		***120%***	**140%**	**180%**	**230%**
事業内容（項目）	①みえ新産業創造・交流会の開催（技術サポート研究会数）		*18研究会*	22研究会	26研究会	30研究会
	②ベンチャー達人委員会の運営（達人委員数）		*10人*	10人	10人	10人
	③ベンチャー総合補助（補助およびサポート企業数）		*12企業*	15企業	18企業	21企業
	④ビジネスプランコンペの開催（顕彰後のサポート企業数）		*19企業*	21企業	24企業	27企業
	⑤インキュベーションマネージャー設置（サポート企業数）		*18企業*	18企業	18企業	18企業
	⑥公共調達促進事業の実施		―	庁内推進体制の構築	調達制度試行	調達制度本格実施
	⑦まるごしでチャレンジ三重広報事業の実施		*全国へのＰＲ 県内へのＰＲ メディアミックス*	継続実施 さらに、企業訪問による通年のPRと前年度の評価に基づく戦略的PRを実施	→	→
事業費(千円)	3か年の概算	714,000	*234,206*	235,638	239,000	239,000
内訳	県費	663,000	―	212,376	223,000	228,000
	国費	50,000	*32,718*	23,262	16,000	11,000
	その他	50,000	*201,488*	―	―	―

※　ベンチャー的活動活性化率：2002（平成14）年度を基準（ベンチャー的活動活性化率100とする）に、毎年度の支援サービスごとの成果（ベンチャー的活動）を基準年度の成果と比較し伸び率を積算し、その伸び率を平均した値。

注)6　インキュベーター：新たに独立起業する企業のための支援機関。インキュベーションマネージャーは新たに独立起業する企業に技術面、経営面のアドバイスを行う人。

取組方向 **燃料電池研究開発の拠点化に向けて**

（４）積層組立の容易な固体高分子型燃料電池用セパレータの開発事業

（基本事業　23401）　　＜総合企画局科学技術振興センター＞

燃料電池の部材である燃料電池用セパレータ[注)7]について、大学、県内外素材メーカーと共同研究を行うことにより、低価格で高性能なセパレータ材料を開発し、商品化につなげます。

①　燃料電池用セパレータの性能評価試験の検討結果に基づき、材料設計の最適化、流路設計の最適化および長期安定性等の研究を行い、商品化へ向けた取組を進めます。

年　度			*2003（現状）*	2004（H16）	2005（H17）	2006（H18）
事業目標		**燃料電池用セパレータの技術開発件数**	**－**	**1件**	**2件**	**－**
事業内容（項目）		①燃料電池用セパレータの開発（研究課題数）	－	12課題	12課題	－
事業費（千円）		3か年の概算　24,000	－	14,663	9,000	－
内訳	県費	16,000	－	7,136	9,000	－
	国費	8,000	－	7,527	－	－

取組方向 **水素ガス発生技術の研究開発に向けて**

（５）低コスト太陽電池開発促進事業（基本事業　23401）

＜総合企画局科学技術振興センター＞

今後、水素エネルギーシステムが普及していくと、水素の需要も増大します。その需要を満たす量の水素製造方法およびコストが大きな課題となるため、低コスト太陽電池を用いた水素ガス発生技術の研究開発を行います。

①　太陽エネルギーを活用した水素製造（太陽光を利用した水電解）について、低コストで環境負荷の少ない高性能色素増感太陽電池の技術開発に取り組みます。

年　度			*2003（現状）*	2004（H16）	2005（H17）	2006（H18）
事業目標		**低コスト太陽電池の技術開発件数**	***3件***	**2件**	**2件**	**－**
事業内容（項目）		①色素増感技術の開発（研究課題数）	*6課題*	7課題	8課題	－
事業費（千円）		3か年の概算　5,000	*3,021*	2,975	2,000	－
内訳	県費	－	－	－	－	－
	その他	5,000	*3,021*	2,975	2,000	－

注)7　燃料電池用セパレータ：燃料電池に用いる主要な部材の一つ。現在、高価格なセパレータをいかに低価格でつくるかが、燃料電池普及のカギであると言われています。

みえのくらしづくり

現代は、ゆとりや自然との共生といった「こころの豊かさ」が重視される時代と言われています。しかしながら、現在、大規模地震などの災害に対する不安、犯罪や交通事故の増加、消費者の食に対する不安や不信感の増大、高齢者や障害者のくらしに対する不安、子育てや子どもたちの教育に対する問題、自然環境の悪化など日常生活における不安が増大しつつあり、県民の皆さんがこころの豊かさやそれぞれの"しあわせ"を実感できるものとはなっていません。

このように、くらしの土台がゆらいでいては、将来に向け夢を実現していくことやよりよい社会づくりに向けて取り組むことが難しくなると言えます。そのために、まず、県民の皆さんのくらしの基盤の条件整備を行い、県民の皆さんが感じているくらしをとりまく不安や不満を安全・安心に変えるよう取り組むことが必要です。さらに、ゴミをなくし、豊かな自然環境を守っていくことが、"しあわせ創造県"を築くための土台となっていきます。

県民の皆さんが「安全・安心」を実感できるくらしづくりを行います。

- **くらし1** 地震に備えみんなでつくる安全・安心プログラム（津波対策）（耐震対策）（輸送路・避難路整備）
- **くらし2** 災害に備える情報共有プログラム
- **くらし3** 身近な犯罪抑止プログラム
- **くらし4** 交通事故抑止プログラム
- **くらし5** 食の安全・安心確保プログラム
- **くらし6** 高齢者の安心確保緊急支援プログラム
- **くらし7** 障害者の地域生活支援プログラム
- **くらし8** 医療体制緊急整備プログラム
- **くらし9** 少子化対策のための子育て家庭応援プログラム
- **くらし10** 児童虐待緊急対応プログラム
- **くらし11** 子どもたちが安心できる学習プログラム
- **くらし12** ごみゼロ社会実現プログラム
- **くらし13** 不法投棄のない安全な循環型社会実現プログラム
- **くらし14** 海・山・川身近な自然の保全プログラム（生活排水処理緊急対策）
- **くらし15** みんなで取り組むCO_2排出削減プログラム

くらし 1 地震に備えみんなでつくる安全・安心プログラム （津波対策）（耐震対策）（輸送路・避難路整備）

主担当部局：防災危機管理局

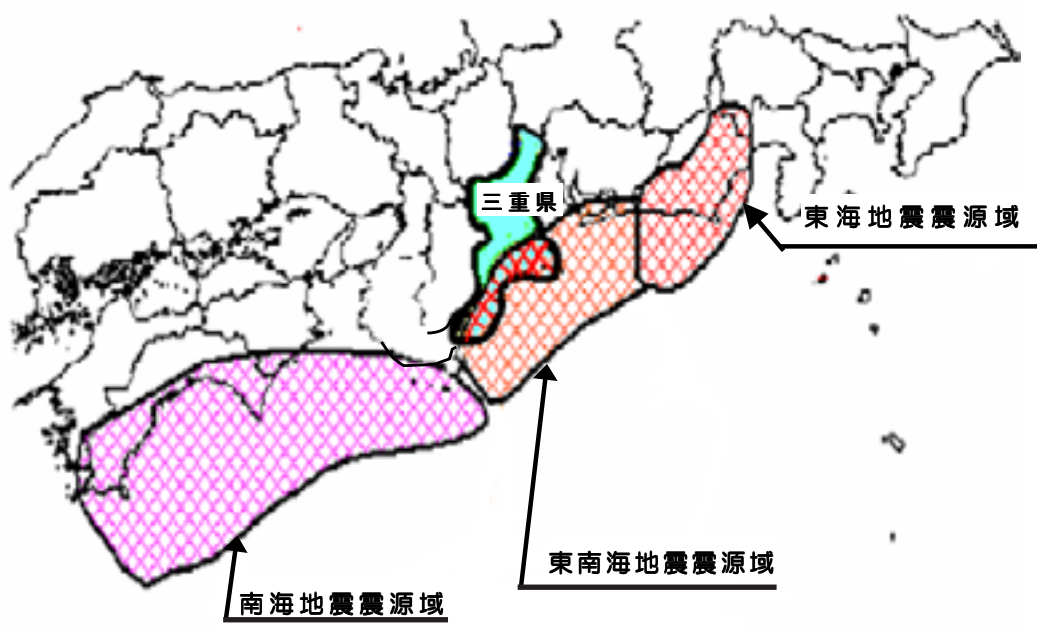
現状とプログラムのねらい

2002年度(平成14年度)に県内の４市13町１村が、東海地震の地震防災対策強化地域に指定されるとともに、2003年度(平成15年度)には県内全市町村が、東南海・南海地震に係る地震防災対策推進地域に指定されるなど、大規模地震に対する県民の不安は増大しています。特に、本県は長い海岸線を有しており、過去の大地震においても津波により大きな被害を受けています。

また、震災時には、家屋の倒壊等による被害や道路の被災による地域の孤立を防ぐ必要があります。

このため、県民一人ひとりが自ら、そして、共に助け合うという自助・共助の考え方に基づき、命を守るということに重点を置いて、津波等に対して誰もが安全なところに避難できるよう避難路等を整備するなど避難体制を確立するとともに、避難所をはじめ民間の建築物や病院など公共施設等の耐震化を進めます。また、震災後の救援活動や復興活動の基盤となる緊急輸送道路などの整備を進めます。

東海・東南海・南海地震の想定震源域



（資料）三重県防災危機管理局

プログラムの目標

「三重地震対策アクションプログラム」に基づき、地震から命を守ることに重点を置いて県民の皆さんや市町村と共に津波に対する避難対策、建物の耐震化対策、緊急輸送路・避難路の整備を進めます。

プログラムの取組

●**自ら、そして助け合いによる地震対策を進めるために**
（1）緊急地震津波啓発事業

●**命を守るための地域防災力向上に向けて**
（2）緊急地域総合防災推進事業

●**自助（逃げるための対策）を支援するために**
（3）緊急津波ステーション整備事業
（4）県営漁港海岸保全事業
（5）県単耕地施設管理事業（緊急津波対策水門改修）
（6）緊急津波対策海岸保全事業
（7）緊急避難路整備事業
（8）県営中山間地域総合整備事業
（9）団体営農村総合整備事業
（10）災害時要援護者避難体制整備事業
（11）沿岸地域林地崩壊防止等緊急対策事業
（12）急傾斜地崩壊対策事業

●**公共的な避難所の耐震化を進めるために**
（13）緊急避難所（公共的施設）耐震化促進整備事業

●**医療体制の確保と安全な避難所の確保に向けて**
（14）医療施設・避難所耐震化整備促進事業

●**住まいの耐震化を進め地震に強いまちづくりを進めるために**
（15）住まいの耐震化等推進事業
（16）待ったなし！耐震化プロジェクト事業
（17）密集市街地整備モデル事業

●**地域の孤立を防ぎ、救援・復興を支える道路網の確立のために**
（18）街路事業（緊急輸送道路）
（19）緊急輸送道路整備事業
（20）災害防除施設事業（緊急輸送道路）
（21）揮発油税財源身替農道整備事業（緊急輸送路関連道路）
（22）広域農道整備事業（緊急輸送路関連道路）

プログラムの事業費

（千円）

3　か　年	2004（H16）年度	2005（H17）年度	2006（H18）年度
27,761,000　程度	8,760,373	9,524,000	9,477,000

具体的な取組内容

取組方向　自ら、そして助け合いによる地震対策を進めるために

（１）緊急地震津波啓発事業（基本事業　31101）　〈防災危機管理局〉

宮城県沖地震等においても、地震に対して事前の対策や正しい知識に基づく行動により、被災を免れた事例が多数報告されていますが、防災意識調査によると個人で地震対策を講じている県民の割合は４割にも満たない状況です。

このため、県民一人ひとりが自ら地震に対する備えを行い、地震の被害を少なくするため、地震に対する事前の対策などの正しい知識の普及啓発を進めます。

①　地震防災意識を向上し、地震対策を進めるため、マスメディアの協力も得て、報道特集や啓発パンフレット等により、地震に対する事前対策や正しい防災知識の普及啓発を集中的に行います。

年　度			*2003（現状）*	2004（H16）	2005（H17）	2006（H18）
事業目標	**個人で地震対策を講じている県民の割合**		***40%***	**50%**	**60%**	**70%**
事業内容（項目）	①パンフレットの全戸配布や報道特集等による意識啓発		―	パンフレットの全戸配布 メディアを活用した普及啓発	→	→
事業費（千円）	3か年の概算	210,000	―	70,287	70,000	70,000
内訳　県費		210,000	―	70,287	70,000	70,000

取組方向　命を守るための地域防災力向上に向けて

（２）緊急地域総合防災推進事業（基本事業　31101）　〈防災危機管理局〉

地震による被害を軽減するためには、それぞれの地域において地域の実情にあった効果的な地震対策を推進することが必要です。

このため、「三重地震対策アクションプログラム」に基づき、避難所の耐震診断および避難誘導標識等の設置を含め市町村が行う地域の実情にあった地震対策を支援します。

①　地域の特性に合わせて、市町村が取り組む命を守るための地震防災対策事業を支援します。
②　市町村が実施する耐震診断事業を支援します。
③　市町村が実施する避難誘導標識設置事業を支援します。

年　度			2003(現状)	2004(H16)	2005(H17)	2006(H18)
事業目標	**地域の実情にあった独自の地震防災取組事業数　(累計)**		**－**	**50件**	**100件**	**150件**
事業内容(項目)	①地域の実情にあった地震対策を実施する市町村への補助(件数)		－	50件	50件	50件
	②避難所の耐震診断を実施する市町村への補助(件数)		－	140件	140件	－
	③避難誘導標識等を設置する市町村への補助　(件数)		－	400件	400件	400件
事業費(千円)	3か年の概算	900,000	－	300,000	300,000	300,000
内訳	県費	900,000	－	300,000	300,000	300,000

取組方向　**自助(逃げるための対策)を支援するために**

(3) 緊急津波ステーション整備事業 (基本事業　31101)　〈防災危機管理局〉

津波危険区域内において高台等津波から避難できる場所が確保できない地域を解消するため、モデル事業として市町村が行う津波避難用の津波ステーションの建設を支援します。

①　高台など津波に対する避難地がない地域において、津波ステーションを設置しようとする市町村を支援します。

年　度			2003(現状)	2004(H16)	2005(H17)	2006(H18)
事業目標	**津波ステーション設置数(累計)**		**－**	**5か所**	**10か所**	**15か所**
事業内容(項目)	①津波ステーションを設置する市町村への補助(か所数)		－	5か所	5か所	5か所
事業費(千円)	3か年の概算	147,000	－	49,000	49,000	49,000
内訳	県費	147,000	－	49,000	49,000	49,000

(4) 県営漁港海岸保全事業 (基本事業　22305，31204)　〈農水商工部〉

津波による浸水時間を遅らせ、避難時間を確保できるよう、津波想定地域において7か所(3か年で5か所)の陸閘(りっこう)注)1・水門について開閉操作の自動化を行います。

(5) 県単耕地施設管理事業(緊急津波対策水門改修)

(基本事業　22304，31204)　〈農水商工部〉

津波による浸水時間を遅らせ、避難時間を確保できるよう、津波想定地域において3か所(3か年で2か所)の水門について開閉操作の自動化を行います。

(6) 緊急津波対策海岸保全事業 (基本事業　31204)　〈県土整備部〉

津波による浸水時間を遅らせ、避難時間を確保できるよう、津波想定地域において80か所(3か年で75か所)の大型陸閘・水門について開閉操作の自動化を行います。

注)1　陸閘(りっこう)：61ページをご覧ください。

年　度			2003(現状)	2004(H16)	2005(H17)	2006(H18)
事業目標		**陸閘・水門自動化整備数（累計）**	***8か所***	**28か所**	**61か所**	**90か所**
事業内容（項目）		（４）の事業 陸閘・水門の開閉操作の自動化（か所数）	*2か所*	3か所	1か所	1か所
		（５）の事業 水門の開閉操作の自動化（か所数）	*1か所*	1か所	1か所	―
		（６）の事業 大型陸閘・水門の開閉操作の自動化（か所数）	*5か所*	18か所	29か所	28か所
事業費(千円)		3か年の概算　2,058,000	*606,100*	666,800	715,000	676,000
内訳	県費	652,000	*79,400*	177,800	263,000	211,000
	国費	518,000	*283,700*	199,000	169,000	150,000
	県債	888,000	*243,000*	290,000	283,000	315,000

（７）緊急避難路整備事業（基本事業　31101）　〈防災危機管理局〉

津波から命を守るためには、まず逃げる対策を徹底することが重要であり、迅速な避難行動を支援する対策として、安全な避難路・避難地の確保等を進めます。

①　市町村が実施する安全な避難路・避難地の整備や確保するための事業を支援します。

年　度			2003(現状)	2004(H16)	2005(H17)	2006(H18)
事業目標		**安全な避難路整備数（累計）**	**―**	**20か所**	**40か所**	**60か所**
事業内容（項目）		①避難路の危険箇所の解消等を行う市町村への補助（か所数）	―	20か所	20か所	20か所
事業費(千円)		3か年の概算　300,000	―	100,000	100,000	100,000
内訳	県費	300,000	―	100,000	100,000	100,000

（８）県営中山間地域総合整備事業（基本事業　53201）　〈農水商工部〉

県営中山間地域総合整備事業により、東海地震の地震防災対策強化地域に指定された市町村の農村集落において、避難路として住民の最も身近な集落道路のうち、狭小で通行に支障のある集落道路を他の避難路と関連して拡幅（新設）整備します。

（９）団体営農村総合整備事業（基本事業　53201）　〈農水商工部〉

団体営農村総合整備事業により、東海地震の地震防災対策強化地域に指定された市町村の農村集落において、避難路として住民の最も身近な集落道路のうち、狭小で通行に支障のある集落道路を他の避難路と関連して拡幅（新設）整備する市町村を支援します。

年　度			2003(現状)	2004(H16)	2005(H17)	2006(H18)
事業目標		**対象地区内の集落道整備率**	***23%***	**42%**	**60%**	**79%**
事業内容（項目）		（８）の事業 狭小な集落道路の整備 （整備地区数）	*1地区*	1地区	1地区	1地区
		（９）の事業 狭小な集落道路を整備する市町村への補助 （整備地区数）	*1地区*	1地区	1地区	1地区
事業費(千円)		３か年の概算　582,000	*27,384*	193,900	194,000	194,000
内訳	県費	156,000	*6,542*	52,125	52,000	52,000
	国費	381,000	*20,842*	126,500	127,000	127,000
	その他	45,000	－	15,275	15,000	15,000

（10）災害時要援護者避難体制整備事業（基本事業　31101）　〈健康福祉部〉

地震発生時における障害者の安全を確保するため、ＩＴツール等を活用して障害者が防災情報を共有できるようにするとともに、避難地に避難できる体制の整備を支援します。

①　聴覚障害者が防災情報を共有するためのガイドラインを作成し、配付します。
②　視覚障害者が避難地および避難経路の情報を得るための移動介護訓練を、ガイドヘルパー[注)2]を活用して実施する市町村を支援します。

年　度			2003(現状)	2004(H16)	2005(H17)	2006(H18)
事業目標		**視覚障害者避難地等移動介護サービス実施市町村の割合**	**－**	**30%**	**50%**	**80%**
事業内容（項目）		①聴覚障害者防災ガイドラインの作成・配布	－	作成・配布	－	－
		②視覚障害者避難地等移動介護サービスの実施（人数）	－	1,000人	1,500人	2,000人
事業費(千円)		３か年の概算　10,000	－	3,216	3,000	4,000
内訳	県費	10,000	－	3,216	3,000	4,000

（11）沿岸地域林地崩壊防止等緊急対策事業（基本事業　31202）　〈環境森林部〉

津波の被害が想定される地域において、津波発生時において避難路の安全な通行を確保するために効果的ながけ地対策の事業を実施するとともに、工事に付随して避難路を整備します。

①　県の地域防災計画に記載された山地災害危険地のうち、津波により大きな被害が予想される熊野灘沿岸地域に重点を置いて、人家、学校等の公共施設を保全対象とした危険地対策を実施します。
　津波の到達時間内に避難することが困難な地区においては、工事用資材の搬入路や資材置き場を避難路・避難地として有効に活用します。
②　津波想定地域における避難路や避難地の安全確保に効果のある箇所において、後背山林の崩落や落石の防止対策を重点的に進めます。

注)2　ガイドヘルパー：152ページをご覧ください。

年　度			2003(現状)	2004(H16)	2005(H17)	2006(H18)
事業目標		**津波被害想定地域内の山地災害危険地区の着手率**	***54%***	**62%**	**70%**	**78%**
事業内容（項目）		①山地災害危険地区対策工事の実施（うち避難路整備）（か所数）	―（―）	24か所（15か所）	24か所（15か所）	25か所（15か所）
		②避難路・避難地対策工事の実施（か所数）	―	40か所	40か所	39か所
事業費(千円)		3か年の概算　1,285,000	―	443,000	423,000	419,000
内訳	県費	1,002,000	―	350,000	330,000	322,000
	県債	283,000	―	93,000	93,000	97,000

（12）急傾斜地崩壊対策事業（基本事業　31201）　〈県土整備部〉

津波の被害が想定される地域において、津波発生時において避難地や避難路の通行の安全を確保するため、効果的な急傾斜地崩壊対策事業を実施します。

①　海岸部に近接し、津波の被害が予想される地域において、高台に設置されている避難施設が、地震時の被害によって利用不能となることや、避難施設に通じる避難路ががけ崩れで通行不能となることなどがないよう、急傾斜地崩壊危険箇所において、緊急的にこれらの施設をがけ崩れから保全する急傾斜地崩壊対策事業を実施します。

年　度			2003(現状)	2004(H16)	2005(H17)	2006(H18)
事業目標		**急傾斜地崩壊対策事業で避難施設および避難地が保全されている割合**	***47%***	**47%**	**57%**	**70%**
事業内容（項目）		①急傾斜地崩壊対策事業による避難地等の対策工事の推進（うち完了）（か所数）	―	2か所（0か所）	5か所（2か所）	3か所（3か所）
事業費(千円)		3か年の概算　130,000	―	30,000	50,000	50,000
内訳	県費	11,000	―	3,000	4,000	4,000
	国費	18,000	―	―	9,000	9,000
	県債	79,000	―	21,000	29,000	29,000
	その他	22,000	―	6,000	8,000	8,000

取組方向　公共的な避難所の耐震化を進めるために

（13）緊急避難所（公共的施設）耐震化促進整備事業（基本事業　31101）　〈防災危機管理局〉

大規模地震による家屋の倒壊などにより住むところを失った住民にとって、被災後の生活の拠点となる避難所の耐震化を促進します。

①　東海地震の地震防災対策強化地域および東南海・南海地震の地震防災対策推進地域において、地域の避難所に指定されている集会所など公共的な施設で、既存の耐震補強補助制度の対象とならない施設の耐震化を促進するため、これらの施設を整備する市町村を支援します。

年　度			2003(現状)	2004(H16)	2005(H17)	2006(H18)
事業目標		**避難所（公共的施設）の耐震化数　（累計）**	**－**	**20件**	**40件**	**60件**
事業内容（項目）		①集会所等避難所の耐震化を実施する市町村への補助　（件数）	－	20件	20件	20件
事業費(千円)		3か年の概算　300,000	－	100,000	100,000	100,000
内訳	県費	300,000	－	100,000	100,000	100,000

取組方向 **医療体制の確保と安全な避難所の確保に向けて**

(14) 医療施設・避難所耐震化整備促進事業（基本事業　31106）　〈健康福祉部〉

地震に伴う負傷者等への適切な対応により人的な被害を抑制し、地域における被災後の生活拠点を確保するため、地域の拠点となる医療施設の耐震化や自家発電設備の整備を促進するとともに避難所に指定されている社会福祉施設の耐震化を促進します。

① 地域の拠点病院など医療施設の耐震診断を支援します。
② 地域の拠点病院など医療施設の耐震補強を支援します。
③ 医療施設の自家発電装置の整備・更新を支援します。
④ 避難所に指定されている社会福祉施設の建替、耐震補強を支援します。

年　度			2003(現状)	2004(H16)	2005(H17)	2006(H18)
事業目標		**災害時に地域の拠点となる医療施設で耐震構造を有する施設または耐震診断を行った施設の割合**	***44%***	**54%**	**100%**	**100%**
事業内容（項目）		①耐震診断を実施する医療施設への補助　（施設数）	－	5施設	23施設	－
		②耐震補強を実施する医療施設への補助　（施設数）	－	－	3施設	12施設
		③自家発電装置の整備・更新を実施する医療施設への補助　（施設数）	－	5施設	5施設	5施設
		④耐震化のため建替・補強を実施する避難所に指定された社会福祉施設への補助　（施設数）	－	1施設	6施設	6施設
事業費(千円)		3か年の概算　629,000	－	44,109 ※(2,779)	182,000	403,000
内訳	県費	549,000	－	44,109 ※(2,779)	182,000	323,000
	国費	80,000	－	－	－	80,000

※（　）内は、2003（H15）年度最終補正対応分を内数で表示しています。

（15）住まいの耐震化等推進事業（基本事業　54201）　〈県土整備部〉

多くの県民が、建物の耐震性に対する不安や、耐震化について誰に（どこに）相談すればいいかわからないという不安を抱えています。

このため、住宅の耐震化の意識を高め、耐震診断や耐震補強など地震対策の取組が進められるよう、広く県民に対して情報提供や普及啓発活動を行います。

① 個人住宅の耐震化を進めるため、住民に対して積極的に情報提供を行います。
② 住宅耐震化の普及啓発を進めるため、建築分野などの専門家との協働によりアドバイザーを養成します。

年　度			*2003（現状）*	2004（H16）	2005（H17）	2006（H18）
事業目標	**耐震診断補助事業に取り組む市町村の割合**		***60%***	**75%**	**85%**	**100%**
事業内容（項目）	①ＩＴやパンフレットを活用した住民への情報提供		*ＩＴやパンフレットを活用した住民への情報提供、マニュアルの作成*	手引き書の作成	→	→
	②専門家との協働による講習会の開催、アドバイザーの養成		*相談会の開催・語り部・ｱﾄﾞﾊﾞｲｻﾞｰの養成、支援*	講習会の開催、アドバイザーの養成	→	→
事業費（千円）	3か年の概算	15,000	*41,255*	7,160	4,000	4,000
内訳	県費	8,000	*27,827*	3,831	2,000	2,000
	国費	7,000	*13,428*	3,329	2,000	2,000

（16）待ったなし！耐震化プロジェクト事業（基本事業　31104，54201）　〈県土整備部〉

地震に対する住まいやまちの安全性を高めるため、民間の住宅や建物の耐震診断を促進するとともに、耐震補強を促進します。

① 木造住宅についての耐震診断補助制度を全県域に拡大します。
② 防災上、耐震化が必要であると考えられる非木造民間建築物の耐震診断を支援します。
③ 木造住宅に対する耐震補強工事を支援します。

年　度			2003(現状)	2004(H16)	2005(H17)	2006(H18)
事業目標		**耐震対策が必要な木造住宅における耐震診断実施件数（累計）**	***5,000戸***	**13,000戸**	**21,000戸**	**29,000戸**
事業内容（項目）		①木造住宅の耐震診断を実施する市町村への補助（戸数）	*5,000戸*	8,000戸	8,000戸	8,000戸
		②木造住宅以外の建築物の耐震診断を実施する市町村への補助（件数）	*25件*	150件	150件	175件
		③木造住宅の耐震補強を実施する市町村への補助（件数）	*25件*	100件	125件	150件
事業費(千円)		3か年の概算　392,000	*97,800*	121,000	129,000	142,000
内訳	県費	392,000	*97,800*	121,000	129,000	142,000

（17）密集市街地整備モデル事業（基本事業　54102）　〈県土整備部〉

地震発生時に建物の倒壊や火災の発生により、特に大きな被害が予想される密集市街地について、住民の皆さんや市町村と一体となって、地域の整備基本方針を策定し、対策を講じることで地震に強いまちづくりを進めます。

① 県内の重点密集市街地５市町６地区において、整備基本方針策定の基礎となる地区の現状把握と問題点の抽出を行います。
② 重点密集市街地６地区において、住民と市町が連携して行う地区の改善計画の策定を支援します。
③ 地域の特性にあった密集市街地整備に関する基本方針を策定します。

年　度			2003(現状)	2004(H16)	2005(H17)	2006(H18)
事業目標		**重点密集市街地においてまちの改善に取り組む住民組織数（累計）**	**－**	**1組織**	**3組織**	**5組織**
事業内容（項目）		①地区の現状把握と問題点の抽出を実施する市町村への補助（地区数）	－	－	4地区	－
		②住民と市町が連携してつくる改善計画策定への補助（地区数）	－	－	2地区	4地区
		③密集市街地整備に関する基本方針の策定	－	基本方針策　定	→	－
事業費(千円)		3か年の概算　41,000	－	20,900	9,000	11,000
内訳	県費	30,000	－	10,450	9,000	11,000
	国費	10,000	－	10,450	0	－

（18）街路事業（緊急輸送道路）（基本事業　54102）　〈県土整備部〉

人口の集中する都市部において、震災後の救援活動や生活復興の基盤となる「命の道」としての緊急輸送道路を早急に整備します。

① 都市部において被災後の救援活動や復興活動の基盤となる緊急輸送道路に指定されている県道８か所を街路事業で整備します。

年　度			2003（現状）	2004（H16）	2005（H17）	2006（H18）
事業目標		**緊急輸送道路整備箇所の整備割合**	**0％（0／8）**	**25％（2／8）**	**38％（3／8）**	**50％（4／8）**
事業内容（項目）		①街路事業による緊急輸送道路の整備（年度内完了箇所）（か所数）	－	8 か所（2 か所）	6 か所（1 か所）	5 か所（1 か所）
事業費（千円）		3 か年の概算　7,859,000	－	2,775,000	2,633,000	2,451,000
内訳	県費	706,000	－	96,172	298,000	312,000
	国費	3,694,000	－	1,306,000	1,224,000	1,164,000
	県債	1,764,000	－	577,000	639,000	548,000
	その他	1,695,000	－	795,828	472,000	427,000

（19）緊急輸送道路整備事業（基本事業　31105）　〈県土整備部〉

震災時における地域の孤立を防ぎ、震災後の救援活動や生活復興の基盤となる「命の道」としての緊急輸送道路を早急に整備します。

① 道路の輸送ルートが、震災後の救援活動や復興活動時に支障なく通行できるよう、緊急輸送道路に指定されている県管理道路12か所の整備を進めます。

年　度			2003（現状）	2004（H16）	2005（H17）	2006（H18）
事業目標		**緊急輸送道路整備箇所の整備割合**	**0％（0／12）**	**33％（4／12）**	**58％（7／12）**	**75％（9／12）**
事業内容（項目）		①緊急輸送道路の整備推進（年度内完了箇所）（か所数）	－	12か所（4 か所）	8 か所（3 か所）	5 か所（2 か所）
事業費（千円）		3 か年の概算　5,619,000	－	1,667,001	2,131,000	1,821,000
内訳	県費	1,714,000	－	550,751	641,000	522,000
	国費	2,719,000	－	631,750	1,099,000	988,000
	県債	1,135,000	－	455,000	374,000	306,000
	その他	52,000	－	29,500	17,000	5,000

（20）災害防除施設事業（緊急輸送道路）（基本事業　31105）　〈県土整備部〉

震災時における地域の孤立を防ぎ、震災後の救援活動や生活復興の基盤となる緊急輸送路を確保するため、道路防災総点検に基づき、緊急輸送道路に指定されている県管理道路の危険箇所を解消します。

①　緊急輸送道路に指定されている県管理道路で、「三重地震対策アクションプログラム」（H14～H18）に掲げた落石危険箇所のうち未整備の29か所について、法面対策などの災害防除事業を実施します。

年　度			*2003（現状）*	2004（H16）	2005（H17）	2006（H18）
事業目標		**緊急輸送道路において対策が必要な落石危険箇所（整備対象箇所）の整備割合**	***42% (21/50)***	**62% (31/50)**	**82% (41/50)**	**100% (50/50)**
事業内容（項目）		①道路防災総点検に基づく道路危険箇所対策の実施（か所数）	－	10か所	10か所	9 か所
事業費（千円）		3 か年の概算　1,909,000	－	490,000	626,000	793,000
内訳	県費	644,000	－	233,500	163,000	247,000
	国費	705,000	－	118,500	218,000	368,000
	県債	561,000	－	138,000	245,000	178,000

（21）揮発油税財源身替農道整備事業（緊急輸送路関連道路）（基本事業　53201）　〈農水商工部〉

国道、県道を有機的に結び、地震時の避難路、緊急輸送路を確保するため、地震防災緊急事業５箇年計画に位置づけられている農免農道 １か所の整備を進めます。

（22）広域農道整備事業（緊急輸送路関連道路）（基本事業　53201）　〈農水商工部〉

国道、県道を有機的に結び、地震時の避難路、緊急輸送路を確保するため、地震防災緊急事業５箇年計画に位置づけられている広域農道３か所の整備を進めます。

年　度			*2003（現状）*	2004（H16）	2005（H17）	2006（H18）
事業目標		**農道供用率（整備対象路線）**	***64%***	**76%**	**88%**	**100%**
事業内容（項目）		（21）の事業 農免農道の整備推進（整備地区数）	*1 地区*	1 地区	1 地区	－
		（22）の事業 広域農道の整備推進（整備地区数）	*3 地区*	3 地区	3 地区	3 地区
事業費（千円）		3 か年の概算　5,375,000	*1,595,250*	1,679,000	1,806,000	1,890,000
内訳	県費	185,000	*55,100*	57,100	63,000	65,000
	国費	2,678,000	*790,125*	829,500	903,000	945,000
	県債	1,646,000	*484,000*	509,000	554,000	583,000
	その他	866,000	*266,025*	283,400	286,000	297,000

くらし 2 災害に備える情報共有プログラム

主担当部局：県土整備部

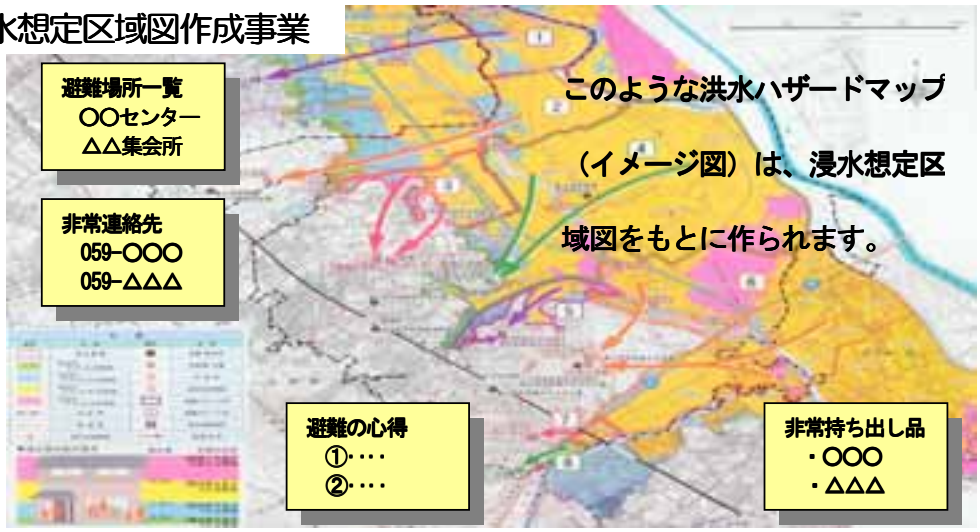
現状とプログラムのねらい

従来から洪水や土砂災害を防止するため、河川の堤防や砂防ダムなどの施設整備を進めてきましたが、2003年（平成15年）８月８日から９日の台風10号や、2000年（平成12年）９月の東海豪雨のように大雨や集中豪雨による自然災害は頻発しており、依然として人的な被害も発生しています。

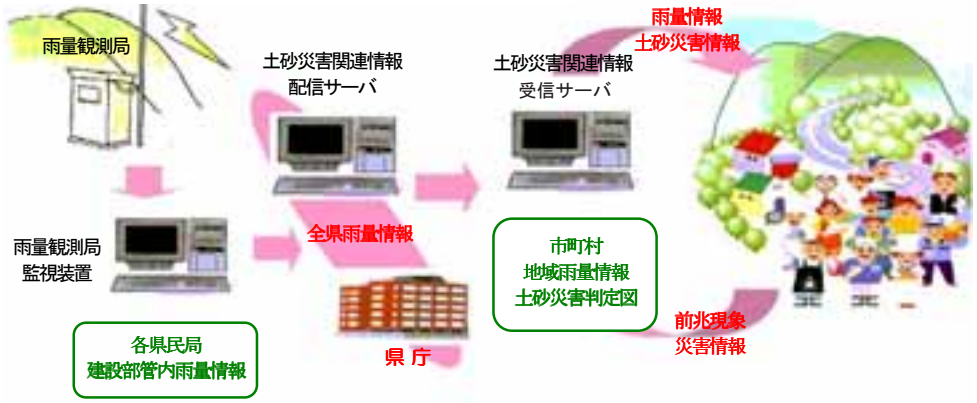
厳しい財政状況の中、ハード整備には多額の費用と長い期間を要することから、県民一人ひとりの生命を守るためには、ハード対策とともにソフト面での防災体制を充実することが重要な課題となっています。

このため、自然災害による被害を軽減し、住民の安全、安心を高めるため、防災意識の啓発に加え、適切な情報提供を推進します。

浸水想定区域図作成事業



土砂災害情報相互通報システム整備事業



災害時のみならず平常時においても、県から伝達された情報を加工し住民に提供するなどのシステムを整備し、住民と行政機関が土砂災害関連情報を共有できるようにします。

三重県県土整備部作成

プログラムの目標

洪水や土砂災害に対して流域の住民が避難など適切な対応ができるよう、洪水や土砂災害に関する情報を県民の皆さんに提供するとともに共有できるシステムを整備します。

プログラムの取組

●災害関連情報の共有による安全安心の確保に向けて

（１）浸水想定区域図作成事業

（２）土砂災害情報相互通報システム整備事業

プログラムの事業費

（千円）

3　か　年	2004(H16)年度	2005(H17)年度	2006(H18)年度
890,000　程度	300,000	300,000	290,000

具体的な取組内容

取組方向　災害関連情報の共有による安全安心の確保に向けて

（１）浸水想定区域図作成事業（基本事業　31203）　〈県土整備部〉

洪水ハザードマップ[注)1]を作成するために必要な浸水想定区域図を作成し、市町村に提供します。

①　低地部の人口集中地区（DID）に影響をおよぼす可能性のある県管理の全26河川のうち、浸水想定区域図が作成されていない10河川について、浸水想定区域図を作成し、市町村に提供します。

　また、防災担当部局や地域機関と連携をはかりながら、浸水想定区域図を基に市町村が早期に洪水ハザードマップを作成し、住民に配布できるよう支援します。

年　度			*2003（現状）*	2004（H16）	2005（H17）	2006（H18）
事業目標		**低地部の人口集中地区（DID）に関する河川の浸水想定区域図作成率　[全体26河川]**	***62%（16／26）***	**77%（20／26）**	**88%（23／26）**	**100%（26／26）**
事業内容（項目）		①浸水想定区域図の作成（作成河川数）	―	4 河川	3 河川	3 河川
事業費（千円）		3 か年の概算　90,000	―	30,000	30,000	30,000
内訳	県費	90,000	―	30,000	30,000	30,000

注)1　洪水ハザードマップ：96ページをご覧ください。

（２）土砂災害情報相互通報システム整備事業（基本事業　31201）　〈県土整備部〉

災害時において市町村が的確な避難体制をとれるよう、県内の土砂災害危険箇所における土砂災害関連情報を住民と行政が共有できるシステムを整備します。

①　災害時のみならず平常時においても、県から伝達された情報を加工し住民に提供するなどのシステムを整備し、2006年度（平成18年度）までに住民に被害がおよぶ可能性のある土砂災害危険箇所11,574か所のうち約70％の箇所で、住民と行政機関が土砂災害関連情報を共有できるようにします。

年　度			*2003（現状）*	2004（H16）	2005（H17）	2006（H18）
事業目標		**三重県内の土砂災害危険箇所において土砂災害関連情報を共有できる割合**	***6％***	**19%**	**41%**	**70%**
事業内容（項目）		①土砂災害関連情報システムの整備 上段：単年度 下段：〔　〕内　累計 （情報共有が可能となる土砂災害危険箇所数）	*804か所* *〔804〕*	1,499か所 〔2,303〕	2,510か所 〔4,813〕	3,384か所 〔8,107〕
事業費（千円）		3か年の概算　800,000	*215,600*	270,000	270,000	260,000
内訳	県費	400,000	*107,800*	135,000	135,000	130,000
	国費	400,000	*107,800*	135,000	135,000	130,000

くらし 3 身近な犯罪抑止プログラム

主担当部局：警察本部

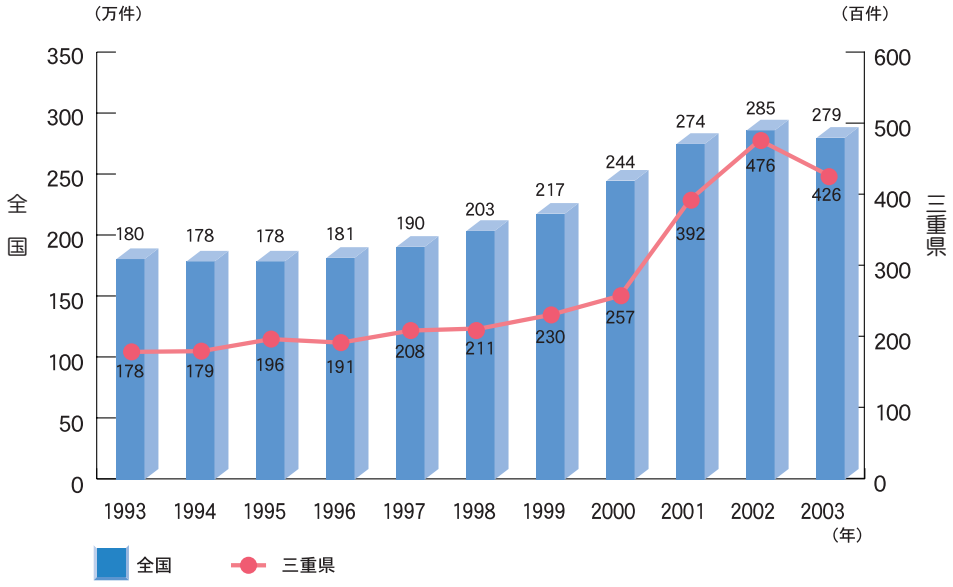
現状とプログラムのねらい

三重県における刑法犯の発生件数は、2002年（平成14年）には47,600件と戦後最高を記録し、2003年（平成15年）には42,587件と増加傾向に一定の歯止めがかかったものの、依然として高水準で推移しています。

特に、地域の連帯感が薄れ、これまで地域社会が持っていた防犯機能がゆらいでいる中、県民の皆さんに身近な犯罪が多発し、不安感が高まっています。

このため、身近な犯罪を抑止し、県民の皆さんが安全で安心して暮らせる地域社会を実現するため、パトロール活動等の強化や地域と一体となった防犯対策等を推進します。

刑法犯認知件数の推移



	1993年	1994年	1995年	1996年	1997年	1998年
全　国（件）	1,801,150	1,784,432	1,782,944	1,812,119	1,899,564	2,033,546
三重県（件）	17,763	17,900	19,557	19,052	20,758	21,065
	1999年	2000年	2001年	2002年	2003年	
全　国（件）	2,165,626	2,443,470	2,735,612	2,853,739	2,790,136	
三重県（件）	23,049	25,662	39,246	47,600	42,587	

（資料）三重県警察本部

プログラムの目標

身近な犯罪の発生件数を減少させます。

プログラムの取組

●**安全な公共空間の確保に向けて**

（1）県民が安心して歩ける防犯まちづくり事業

●**県民との連携による「安全・安心まちづくり」に向けて**

（2）県民が安心して暮らせる防犯サポート事業

（3）犯罪のないまちづくり活動支援事業

（4）消費生活パワーアップ地域支援事業

●**治安拠点の整備とパトロール活動等の強化に向けて**

（5）犯罪多発地区における治安拠点整備・パトロール等強化事業

プログラムの事業費

（千円）

3　か　年	2004（H16）年度	2005（H17）年度	2006（H18）年度
1,367,000　程度	636,054	357,000	374,000

具体的な取組内容

取組方向　安全な公共空間の確保に向けて

（１）県民が安心して歩ける防犯まちづくり事業（基本事業　32201）　〈警察本部〉

県民が安全で安心して通行できる公共空間を確保するため、犯罪が発生しにくい環境の整備に取り組みます。

①　犯罪等が多発する地区に、緊急通報装置や防犯カメラ等を備えた「スーパー防犯灯」を整備します。
②　犯罪等が多発する地区に、簡易型のスーパー防犯灯（ミニスーパー防犯灯）を整備します。

年　度			*2003（現状）*	2004（H16）	2005（H17）	2006（H18）
事業目標		**スーパー防犯灯等の設置による安全確保地区数　（累計）**	**－**	**4 地区**	**6 地区**	**8 地区**
事業内容（項目）		①スーパー防犯灯の設置（地区数・台数）	－	1 地区（19台）	－	－
		②ミニスーパー防犯灯の設置（地区数・台数）	－	3 地区（24台）	2 地区（16台）	2 地区（16台）
事業費（千円）		3 か年の概算　273,000	－	182,756	45,000	45,000
内訳	県費	221,000	－	130,781	45,000	45,000
	国費	52,000	－	51,975	－	－

取組方向　県民との連携による「安全・安心まちづくり」に向けて

（２）県民が安心して暮らせる防犯サポート事業（基本事業　32201）　〈警察本部〉

県民が安全で安心して暮らせる環境づくりのため、民間の活力を活用し、街頭における防犯活動などに取り組みます。

①　街頭犯罪が多発する地区において、民間のガードマンによる街頭パトロールを実施するとともに、犯罪抑止に向けた声掛けや啓発、危険箇所の実態把握などの活動を行い、地域における自主防犯活動の輪を広げます。

年　度			*2003（現状）*	2004（H16）	2005（H17）	2006（H18）
事業目標		**街頭パトロールの実施による安全確保地区数**	***6 地区***	**6 地区**	**3 地区**	**3 地区**
事業内容（項目）		①街頭犯罪が多発する地区における街頭パトロール等の民間への事業委託（地区数）	*6 地区*	6 地区	3 地区	3 地区
事業費（千円）		3 か年の概算　432,000	*42,137*	218,020	107,000	107,000
内訳	県費	214,000	－	－	107,000	107,000
	その他	218,000	*42,137*	218,020	－	－

（３）犯罪のないまちづくり活動支援事業（基本事業　32201）　〈生活部〉

犯罪のない安全で安心なまちづくりのために、地域住民が主体となった取組の活発化に向け、さまざまな支援を行います。

① 他の地域のモデルとなる住民による先駆的な防犯活動を支援します。
② 他の地域のモデルとなる住民による先駆的な防犯活動の成果発表会（意見交換も実施）を開催し、県内各地域における活動の展開に生かしていきます。
③ 地域の住民や学校、市町村などと連携、協力して、犯罪が多発している地域における、公共空間の安全度チェック調査の実施および地域安全マップの作成を進めながら、行政が担うべき対策を講じていくとともに、調査結果等を地域住民が主体となった一層効果的な活動の展開に生かしていきます。
④ 上記②および③の取組などで得られた犯罪情報や効果的な防犯対策等の情報を住民と共有できる総合的な情報ネットワークを整備します。

年　度		*2003（現状）*	2004（H16）	2005（H17）	2006（H18）
事業目標	**地域住民の先駆的な防犯活動に係る成果発表会への参加者数**	**－**	**200人**	**250人**	**300人**
事業内容（項目）	①先駆的な住民活動への経費補助　（補助団体数）	*20団体*	40団体	20団体	－
	②先駆的な住民活動に係る成果発表会の開催（開催数）	－	2回	2回	2回
	③県内の主要な公共空間における安全度チェック調査の実施および地域安全マップの作成　（作成箇所数）	－	10か所	10か所	－
	④情報ネットワークの整備	－	－	－	情報ネットワーク整備
事業費（千円）	3か年の概算　38,000	*2,136*	15,155	13,000	10,000
内訳　県費	38,000	*2,136*	15,155	13,000	10,000

（４）消費生活パワーアップ地域支援事業（基本事業　32301，32302）　〈生活部〉

消費者団体等による「賢い消費者」を育成するための啓発など、地域の自主的な活動への支援を実施するとともに、地域啓発イベントを消費者団体との協働で行います。

また、24時間体制による機動的な消費生活に関する情報提供等を行い、被害の未然防止、拡大防止をはかります。

① 消費生活に関する正しい知識や情報の普及などにより、被害の未然防止、拡大防止をはかるため、消費者団体との協働で地域啓発イベントを開催します。
② 啓発や相談等の自主的な活動を行う消費者団体などを対象に、研修会や情報交換会、事業者との交流会を開催するとともに、自主的な活動に活用できる啓発マニュアルやパンフレットを作成・配布し、地域において効果的な活動が推進されるよう支援します。
③ 音声自動応答電話サービスを導入し、消費生活のトラブル解決に役立つ情報を24時間提供します。

年　度		*2003（現状）*	2004（H16）	2005（H17）	2006（H18）
事業目標	**地域で啓発等を行う人を対象とした研修会・情報交換会への参加者数**	**－**	**150人**	**200人**	**300人**
事業内容（項目）	①地域啓発イベントの開催（開催回数）	－	1回	2回	2回
	②自主的な活動者を対象とした研修会、情報交換会、事業者との交流会の開催（開催回数）	－	4回	4回	4回
	自主的な活動に活用できる啓発パンフレット等の作成・配布（配布部数）	－	75,000部	100,000部	100,000部
	③消費生活情報の提供における音声自動応答電話サービス等の導入	－	委託実施	→	→
事業費（千円）	3か年の概算　32,000	－	11,793	10,000	10,000
内訳　県費	32,000	－	11,793	10,000	10,000

（５）犯罪多発地区における治安拠点整備・パトロール等強化事業

（基本事業　32201，32205）　〈警察本部〉

「生活安全センター」としての役割を一層果たすため、交番・駐在所等の治安拠点を整備し、その機能充実をはかるとともに、地域警察官のパトロール活動等を強化します。

① 犯罪等が多発する地区において、住民の安全・安心のよりどころとなり、地域警察官の活動拠点となる交番等を緊急に整備し、犯罪の抑止、住民サービスの向上をはかります。
② 駐在所等に電話不在転送システムを導入するなどして、相談や各種届出へ迅速な対応ができる態勢を確保することにより、地域警察官のパトロール活動等を強化します。

年　度			*2003（現状）*	2004（H16）	2005（H17）	2006（H18）
事業目標		**治安拠点の重要整備地区数（累計）**	***0／12地区***	**4／12地区**	**8／12地区**	**12／12地区**
事業内容（項目）		①交番・駐在所の緊急整備（か所数）	－	4 か所	4 か所	4 か所
		②電話不在転送システムの導入などによる駐在所等の機能充実（か所数）	－	18か所	18か所	18か所
事業費（千円）		3 か年の概算　592,000	－	208,330	182,000	202,000
内訳	県費	137,000	－	19,919	55,000	62,000
	県債	412,000	－	145,000	127,000	140,000
	その他	43,000	－	43,411	－	－

くらし 4 交通事故抑止プログラム

主担当部局：生活部

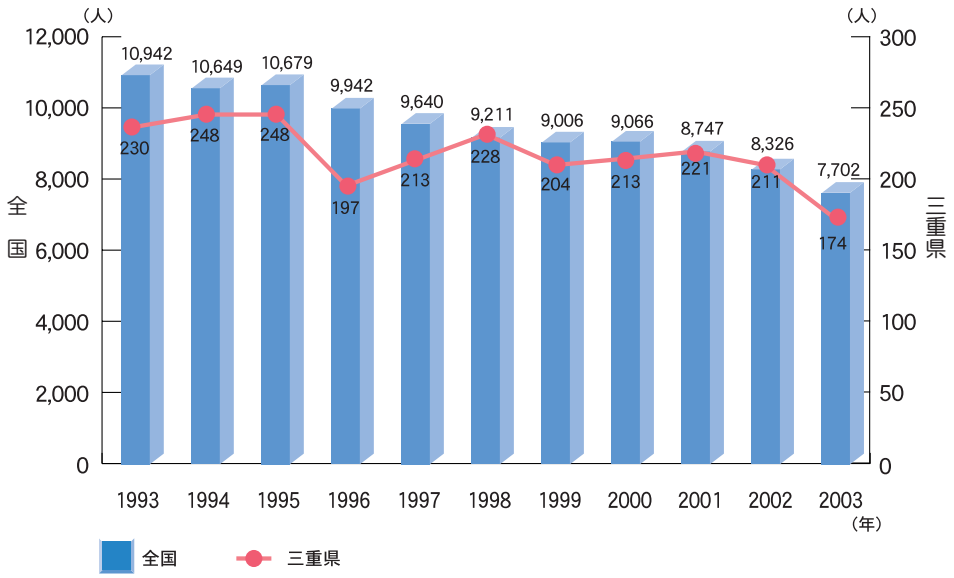
現状とプログラムのねらい

三重県の交通事故死者数は、2002年（平成14年）まで６年連続して年間200人を超え、2003年（平成15年）には174人と200人を下回ったものの、人口10万人あたりの死者数で、2000年（平成12年）から2002年（平成14年）は３年連続で全国ワースト２位、2003年（平成15年）もワースト８位となるなど、全都道府県のワースト上位に定着しており、厳しい状況が続いています。

このような状況から、交通事故死者を抑止することが、県民の安全で安心な社会生活を確保する上で緊急の課題となっています。

このため、特に高齢者や子どもなど交通弱者を交通事故から守るための対策の推進や、安全な交通環境づくり等に重点を置き、地域住民や市町村などと一体となった取組を展開することによって、人口10万人あたりの交通事故死者数ワースト上位からの脱却をはかります。

交通事故死者数の推移



	1999年	2000年	2001年	2002年	2003年
県内の交通事故死者数（人）	204	213	221	211	174
人口10万人あたりの死者数の三重県（全国）順位	ワースト7位	ワースト2位	ワースト2位	ワースト2位	ワースト8位

（資料）三重県警察本部

プログラムの目標

人口10万人あたりの交通事故死者数ワースト上位から脱却します。

プログラムの取組

●**交通事故分析等の充実と分析結果の情報提供**
（１）交通事故分析等の高度化推進事業

●**交通弱者を対象とした啓発・教育の充実**
（２）高齢者の交通安全活動総合サポート事業
（３）交通弱者に対する交通安全教育推進事業

●**あんしん歩行エリアの整備と交通事故危険箇所の解消**
（４）安全・安心交通環境整備事業
（５）交通安全施設等整備事業

プログラムの事業費

（千円）

3　か　年	2004（H16）年度	2005（H17）年度	2006（H18）年度
1,421,000　程度	600,913	535,000	285,000

具体的な取組内容

取組方向　交通事故分析等の充実と分析結果の情報提供

（１）交通事故分析等の高度化推進事業（基本事業　32103）　〈警察本部〉

徹底した交通事故分析を行い、各種の交通安全対策に活用するとともに、県民に情報を提供します。

①　県内で発生する交通事故（年間約12,000件）の人的、地域的要因などについて、詳細かつ高度な分析を行うシステムを開発し、分析結果を各種の交通安全対策に活用するとともに、交通安全意識の向上のため、県民に情報提供します。

年　度			*2003（現状）*	2004（H16）	2005（H17）	2006（H18）
事業目標	**交通事故情報提供率〔情報提供箇所数／情報提供必要箇所数（34,000か所）〕（%）**		***7％〔ヒヤリマップによる情報提供〕***	**7％〔ヒヤリマップによる情報提供〕**	**7％〔ヒヤリマップによる情報提供〕**	**100％〔総合交通情報による情報提供〕**
事業内容（項目）	①交通情報総合管理システムの開発・整備		—	システムの開発作業	システムの開発作業	システムの構築、運用情報の配信
事業費（千円）	3か年の概算	197,000	—	69,314	107,000	21,000
内訳	県費	197,000	—	69,314	107,000	21,000

取組方向　交通弱者を対象とした啓発・教育の充実

（２）高齢者の交通安全活動総合サポート事業（基本事業　32101）　〈生活部〉

高齢者が自らの問題として積極的に交通安全活動に取り組めるよう、関係機関等と連携し、高齢者の人材育成、活動体制づくり、地域特性に応じた多様な活動への支援などを進めます。

①　高齢社会の進展と調和した高齢者にやさしい交通環境のあり方などを明らかにし、地域特性に応じた交通安全対策を推進するため、全国の交通事故総合データベースの活用による高齢者の事故分析を行います。
②　地域において積極的に交通安全活動を行う「交通安全活動指導員」を育成するため、セイフティアドバイザーや老人クラブ等のリーダーに対して交通安全活動研修を行います。
③　地域における交通安全活動が、効果的かつ円滑に実施できるよう、交通安全活動指導員に対して知識や情報等を提供し、指導員相互が連携・情報交換を行いながら交通安全活動を展開する場として、各地域単位に「交通安全活動指導員連絡協議会」を設置します。
④　「交通安全活動指導員連絡協議会」を中心とした地域の特性に応じた交通安全活動が活発に推進されるよう、ノウハウ[注)1]や情報の提供等の支援を進めます。

注)1　ノウハウ：31ページをご覧ください。

年　度		2003(現状)	2004(H16)	2005(H17)	2006(H18)
事業目標	**交通安全活動実施高齢者（交通安全活動指導員）数　（累計）**	**－**	**1,600人**	**3,200人**	**4,800人**
事業内容（項目）	①高齢者事故の分析・調査	－	分析・調査実施	－	－
	②高齢者の人材育成のための研修会の開催（開催回数）	－	37回	37回	37回
	③地域の活動体制の整備	－	検討会議	9地域で整備	－
	④各地域の特性に応じた活動および全県統一的な取組に対する支援	－	－	地域内の協働による交通安全活動の実施、危険箇所総点検活動の実施	地域内の協働による交通安全活動の実施、ヒヤリ・ハット地図の作成
	（全県統一的な活動） 高齢者交通安全大会の開催（開催箇所数）	－	9か所	9か所	9か所
	交通安全ポイントコンクールの実施（実施期間）	－	100日間	100日間	100日間
	シルバー交通安全宣言（期間）	－	120日間	120日間	120日間
	交通事故の増加が著しい地域での集中的な啓発・広報活動の実施（実施地域数）	－	4地域	4地域	4地域
	各地域の活動成果報告・情報共有会の開催	－	－	検討会議	9協議会参加
事業費(千円)	3か年の概算　66,000	－	26,193	20,000	20,000
内訳　県費	66,000	－	26,193	20,000	20,000

（3）交通弱者に対する交通安全教育推進事業（基本事業　32101）　〈警察本部〉

高齢者、児童・幼児をはじめとする交通弱者に重点を置いて、交通安全教育・啓発活動を推進し、その充実をはかります。

①　民間委託により、高齢者、児童・幼児をはじめとする交通弱者等に対しての交通安全教育・啓発活動を重点的に進めます。さらに、2005年度（平成17年度）以降は、交通事故の分析結果に基づいて、より効果的な交通安全教育等を進めます。

年　度			2003(現状)	2004(H16)	2005(H17)	2006(H18)
事業目標	**重点対象に対する交通安全教育実施地区数**		***6地区***	**6地区**	**3地区**	**3地区**
事業内容（項目）	①民間委託による交通安全教育・啓発事業の実施		*6市において75歳以上の高齢者全員に対する交通安全教育の実施等*	6市において65歳以上の高齢者全員に対する交通安全教育の実施等	交通事故分析結果に基づき選定した教育対象者に対する集中的、効果的な交通安全教育の推進	交通事故分析結果に基づき選定した教育対象者に対する集中的、効果的な交通安全教育の推進
事業費(千円)	3か年の概算	308,000	*256,695*	249,908	29,000	29,000
内訳 県費		58,000	―	―	29,000	29,000
内訳 その他		250,000	*256,695*	249,908	―	―

取組方向 **あんしん歩行エリアの整備と交通事故危険箇所の解消**

（4）安全・安心交通環境整備事業（基本事業　32102）　〈警察本部〉

安全で快適な交通環境を確保するため、「あんしん歩行エリア」[注)2] の整備・充実と「交通事故危険箇所」[注)3] の解消に取り組みます。

①　「あんしん歩行エリア」に指定された地区（11地区）において、ＬＥＤ式歩行者用信号灯器[注)4] や雨天対応レーン等の交通安全施設を集中的に整備します。
②　「交通事故危険箇所」に指定された県内65か所の交差点などにおいて、自発光式道路鋲や高輝度道路標識等の交通安全施設を集中的に整備します。

年　度			2003(現状)	2004(H16)	2005(H17)	2006(H18)
事業目標	**「あんしん歩行エリア」整備率（対策済箇所数/全体箇所数）**		***27%***	**45%**	**73%**	**100%**
事業内容（項目）	①「あんしん歩行エリア」における交通安全施設の整備（か所数）		―	2か所	3か所	3か所
	②「交通事故危険箇所」における交通安全施設の整備（か所数）		―	22か所	22か所	21か所
事業費(千円)	3か年の概算	191,000	―	65,498	73,000	53,000
内訳 県費		191,000	―	65,498	73,000	53,000

注)2　あんしん歩行エリア：98ページをご覧ください。
注)3　交通事故危険箇所：98ページをご覧ください。
注)4　LED式歩行者用信号灯器：発光ダイオード式灯器を使った信号機で、目視しやすく安全性の向上による事故防止効果が大きいとされています。

（５）交通安全施設等整備事業（基本事業　32102）　〈県土整備部〉

交通事故を防止するため、「交通事故危険箇所」に指定された65か所のうち、県管理道路に係る34か所について、交通安全施設を重点的に整備します。

①　交差点24か所について、右折車線の設置、照明灯設置等の対策を実施します。
②　単路部10か所について、歩道の整備、減速帯の設置等の対策を実施します。
③　対策実施後の人身事故発生数を調査し、その後の対策に生かします。

年　度			*2003（現状）*	2004（H16）	2005（H17）	2006（H18）
事業目標		**「交通事故危険箇所」整備率（対策済箇所数／全体箇所数）**	**－**	**59%**	**82%**	**100%**
事業内容（項目）		①交差点における事故対策の実施　（か所数）	－	15か所	7 か所	2 か所
		②単路部における事故対策の実施　（か所数）	－	5 か所	1 か所	4 か所
		③対策実施後の人身事故件数の調査　（か所数）	－	－	20か所	28か所
事業費（千円）		3 か年の概算　658,000	－	190,000	306,000	162,000
内訳	県費	359,000	－	120,000	190,000	49,000
	国費	85,000	－	20,000	33,000	32,000
	県債	214,000	－	50,000	83,000	81,000

くらし 5 食の安全・安心確保プログラム

主担当部局：農水商工部

現状とプログラムのねらい

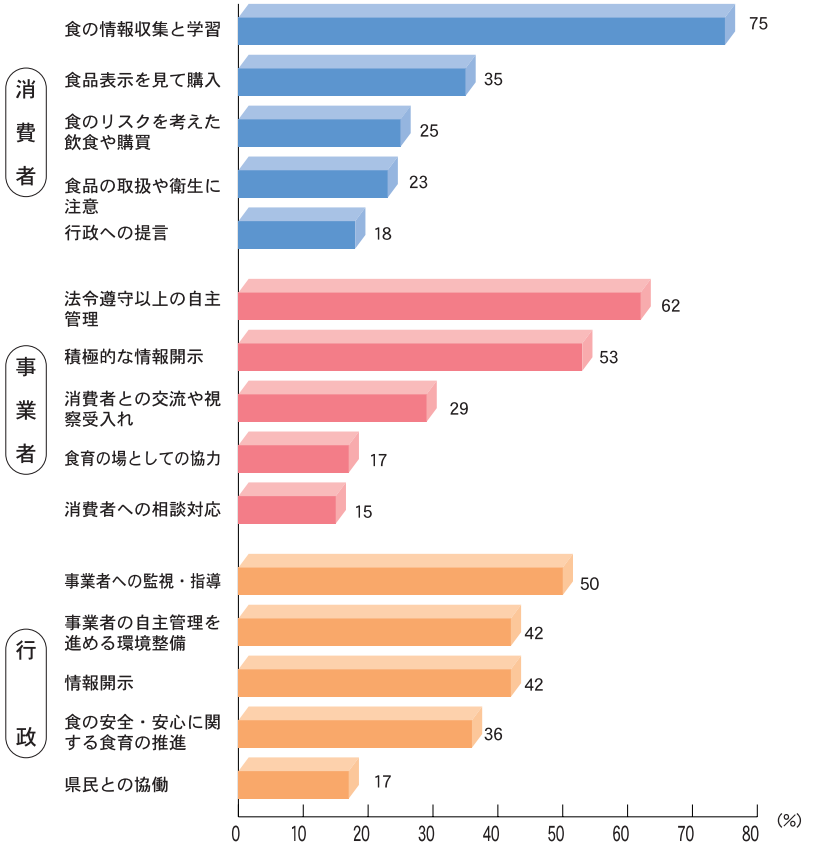
BSE[注)1] 問題や食品虚偽表示問題が発端となり、食品に対する消費者の不安や不信感が増大し、食の安全への信頼が大きく揺らいできています。

食の安全・安心確保は、大きくは危機管理であり、その未然防止には、事業者が安全な食品を消費者に提供するという自主管理の取組を進めていただくことが不可欠です。

このため、以下の４つの事業により、『監視・指導』と『自主管理の促進』を相互に連動させることで、短期に自主管理のしくみを定着させることをねらいとします。

① 食品の製造から流通、消費にいたるリスク[注)2] 管理を総合的に行う「食品衛生監視・指導推進事業」
② 農林水産業者の生産から流通、販売にいたる自主管理体制を支援する「安全な食品を生産する農畜水産物生産資材等監視事業」
③ 生産者、食品関係事業者の自主衛生管理を進める「自主衛生管理強化促進事業」
④ 法令遵守の監視や自主管理の科学的裏付けを支援する「農畜水産物の安全安心確保に関する研究開発事業」

「消費者・事業者・行政のやるべきことは？」
食の安全・安心フォーラム（2003年度実施）のアンケート



（資料）三重県農水商工部

注)1　ＢＳＥ：50ページをご覧ください。
注)2　リスク：259ページをご覧ください。

プログラムの目標

事業者の自主管理の促進と監視・指導の充実をはかり、消費者の食の安全に対する安心感を高めます。

プログラムの取組

●**食品の安全・安心確保に向けて**
（1）食品衛生監視・指導推進事業

●**農畜水産物の安全・安心確保に向けて**
（2）安全な食品を生産する農畜水産物生産資材等監視事業

●**事業者による自主衛生管理の強化に向けて**
（3）自主衛生管理強化促進事業

●**監視・指導等を支える技術研究開発に向けて**
（4）農畜水産物の安全安心確保に関する研究開発事業

プログラムの事業費

（千円）

3　か　年	2004（H16）年度	2005（H17）年度	2006（H18）年度
1,852,000　程度	553,322	664,000	635,000

具体的な取組内容

取組方向　食品の安全・安心確保に向けて

（１）食品衛生監視・指導推進事業（基本事業　32401）　〈健康福祉部〉

食品の危害発生の未然防止、効率的な監視体制を構築するため、従来の行政による食品衛生監視に加え事業者による自主衛生管理を推進することで、より効果的な食品の安全・安心確保体制を構築していきます。

と畜検査、食鳥検査、食品の収去検査・モニタリング検査、食品関係営業施設の監視、市場監視などの実施と併せて自主衛生管理促進策を進め、主に製造・流通から消費にいたる食品の安全・安心を総合的に確立します。

①　消費者や事業者とのリスクコミュニケーション注)3 を進めることで監視・指導への協力関係を構築していくとともに、食品関係営業施設の自主衛生管理システムの導入を進めます。
②　安全な食肉供給に向け、解体処理工程等における食肉処理業者の自主衛生管理を進めます。
③　自主衛生管理を進める食品衛生監視に呼応した的確な食品収去検査を行います。

年　度			*2003（現状）*	2004（H16）	2005（H17）	2006（H18）
事業目標		**自主衛生管理（HACCP注)4 手法）着手事業所数（か所数）**	**－**	**30か所**	**60か所**	**90か所**
事業内容（項目）		①食の安全・安心アドバイザー養成　（人数）	*500人*	500人	500人	500人
		②と畜場における牛・豚枝肉の微生物検査実施（頭数）	*300頭*	300頭	300頭	300頭
		③食品収去検査実施（件数）	*2,500件*	2,500件	2,500件	2,500件
事業費（千円）		3か年の概算　732,000	*274,047*	255,297	239,000	238,000
内訳	県費	189,000	*53,911*	81,103	53,000	55,000
	国費	150,000	*64,701*	50,232	50,000	50,000
	その他	393,000	*155,435*	123,962	136,000	133,000

取組方向　農畜水産物の安全・安心確保に向けて

（２）安全な食品を生産する農畜水産物生産資材等監視事業（基本事業　22101）　〈農水商工部〉

農畜水産物の危害発生の未然防止、効率的な監視体制を構築するため、生産資材等の適正使用など生産者責任を明確にした法令改正に対応し、法令を遵守する意識の醸成やそれらを実践する自主管理のしくみを早急に構築することで、「生産者による自主衛生管理」を基本とした農畜水産物の安全・安心を確保していきます。

健康福祉部で実施する食品衛生監視と連携し、主に生産段階から流通段階にいたる生産者の自主管理体制づくりを進めます。

①　農薬・肥料の立入検査や、農薬防除の指導指針の作成・普及などの生産段階の指導を充

注)3　リスクコミュニケーション：110ページをご覧ください。
注)4　HACCP（ハサップ）：50ページをご覧ください。

実し、農薬・肥料の適正な流通と使用を確保するとともに、重金属等の農産物に含まれる有害物質の低減技術を確立します。

② 飼料・動物用医薬品への立入検査や、適正使用指導を充実し、飼料・動物用医薬品の適正な流通と使用を確保するとともに、家畜飼養衛生管理基準の遵守徹底など生産段階の指導を充実します。

③ JAS法に基づく食品販売業者への立入検査や、県民による表示のチェックの導入などにより食品表示の適正化を進めます。

年　度			*2003(現状)*	2004(H16)	2005(H17)	2006(H18)
事業目標		**農畜水産物安全基準違反件数**	***12件***	**8件**	**4件**	**0件**
事業内容（項目）		①農薬・肥料の立入検査実施（件数）	*400件*	800件	800件	800件
		②飼料・医薬品の販売業者等への立入検査実施（件数）	*131件*	213件	305件	397件
		③食品表示ウォッチャーの委嘱（人数）	*125人*	80人	80人	80人
事業費(千円)		3か年の概算　178,000	*44,148*	81,428	49,000	48,000
内訳	県費	101,000	*26,205*	45,824	28,000	27,000
	国費	77,000	*17,731*	35,287	21,000	21,000
	その他	0	*212*	317	0	0

取組方向 **事業者による自主衛生管理の強化に向けて**

（3）自主衛生管理強化促進事業（基本事業　22101，22102，22103，22104，22201，22202，22203，22302，22305，22306）〈農水商工部、環境森林部〉

農畜林水産物の生産者、食品関係事業者の自主衛生管理を進めるため、HACCP手法の考え方に基づく生産プロセス管理方式の導入を進めます。また、こうした事業者の取組に関する情報を消費者へ提供する表示制度の充実などにより、事業者の自主管理の導入に対する意欲を高めます。

① HACCP手法等の考え方に基づく農産物品質衛生管理マニュアルを作成し、意欲的な経営体や産地へ普及します。

② 三重県農業技術情報システム（MATeシステム）ホームページにおいて、生産者による自主衛生管理強化のための安全対策情報を広く提供します。

③ 農産物の生産段階において生産者組織が主体的に行う生産履歴記帳等の自主管理の取組や消費者への情報提供などを支援します。

④ 県内産牛肉のDNA検査の実施や牛個体識別制度の周知徹底により「三重の牛肉生産情報提供システム」の定着を進めるとともに、畜種別の飼養管理、品質管理基準マニュアルを作成し、普及します。

⑤ 乳牛、肉牛、豚、採卵鶏等の畜産農家に対して、モデル農家での実証を通じてHACCP方式による衛生管理手法の導入を進めます。

⑥ 「安全・安心なきのこ栽培マニュアル」を作成し、生産者へ普及するとともに、安全・安心な栽培システムで生産された県内産きのこ類の消費者への情報提供を支援します。

⑦ 天然魚、養殖魚の衛生管理マニュアルを作成・普及することにより、水産物の生産から流通段階における自主衛生管理体制を強化します。

⑧ 水産物のより高度な衛生管理に配慮した漁業生産関連共同利用施設の整備を進めます。

⑨ 食品産業界自らが行うHACCP手法等の食品衛生管理に関する技術力向上、人材育成への支援を行います。

⑩　三重県産の農畜林水産物および県内で製造・加工された食品を対象にした「みえの安心食材」表示制度を創設し、その定着を進めます。
⑪　環境にやさしい生産活動を実践することで、食の安全・安心に貢献するエコファーマーの育成・支援等を行います。
⑫　食の安全・安心を確保する先進的、先導的なビジネスプランをコンペ形式で選定し、その実践支援や情報発信を行うことで、事業者の経営ベースでの取組を活性化します。

年　度			*2003（現状）*	2004（H16）	2005（H17）	2006（H18）
事業目標		**HACCP方式自主管理導入品目数　（累計）**	***5品目***	**23品目**	**29品目**	**36品目**
事業内容（項目）		①農産物品質衛生管理マニュアルの作成・普及（作成品目）	*4品目*	6品目	8品目	－
		②三重県農業技術情報システムホームページにおける安全対策情報の提供（アクセス数）	*85,000件*	100,000件	100,000件	100,000件
		③農産物の組織単位での品質衛生管理の促進（か所数）	*13か所*	19か所	35か所	35か所
		④畜産物品質管理基準マニュアルの作成・普及（作成品目）	－	1品目	3品目	4品目
		⑤畜産物HACCP方式実証モデル農場の設置（か所数）	*5か所*	11か所	11か所	11か所
		⑥安全・安心なきのこ栽培マニュアルの作成・普及（作成品目）	－	9品目	9品目	－
		⑦天然魚・養殖魚衛生管理マニュアルの作成・普及（作成品目）	－	4品目	8品目	15品目
		⑧漁業生産関連衛生管理型共同利用施設の整備（か所数）	－	2か所	4か所	6か所
		⑨食品関係事業者のHACCP等研修の実施（受講者数）	*60人*	60人	60人	60人
		⑩「みえの安心食材」表示制度の推進　（登録件数）	*150件*	250件	350件	500件
		⑪エコファーマーの育成（新規認定人数）	*200人*	200人	200人	200人
		⑫ビジネスプラン事業化事例の情報発信（情報発信件数）	*6件*	7件	7件	－
事業費（千円）		3か年の概算　900,000	*58,095*	197,846	363,000	339,000
内訳	県費	275,000	*47,041*	91,207	106,000	78,000
	国費	625,000	*11,054*	106,639	257,000	261,000

（４）農畜水産物の安全安心確保に関する研究開発事業（基本事業　32406，22401，22402，22404）

〈総合企画局科学技術振興センター〉

消費者に信頼される食の安全を確保していくため、監視・指導を支える検査・分析技術の向上や、自主管理を進める総合的な生産管理技術の確立など、安全性を科学的に裏付けていく研究開発を集中的に行います。

① 生産物に含まれる有害物質を低減させる技術や表示監視の精度を上げるDNA鑑定・品種判別技法の開発を進めます。
② 農産物の総合防除・総合生産管理をめざし、茶・トマトにおける農薬などを多く使用しない減農薬栽培技術を確立します。
③ 食品中の残留農薬分析について、対象項目数を拡大し、分析時間を短縮します。
④ 抗菌性物質を多く使用しない鶏肉・豚肉の生産技術を確立します。
⑤ 下痢性貝毒による食中毒の未然発生防止のための予察技術を開発します。
⑥ 消費者との交流の場を設け、食の安全に関する科学技術への理解増進をはかります。

年　度			*2003（現状）*	2004（H16）	2005（H17）	2006（H18）
事業目標		**技術開発等件数　（累計）**	***1 件***	**3 件**	**6 件**	**13 件**
事業内容（項目）		①農産物の安全安心確保に関する研究実施　（件数）	*1 件*	1 件	3 件	－
		②食の安全安心確保のための作物管理技術の開発　（件数）	－	0 件	0 件	4 件
		③食品中残留農薬分析の迅速化に関する研究実施（件数）	－	0 件	0 件	1 件
		④抗菌性物質無添加飼料給与による鶏肉・豚肉生産技術の確立　（件数）	*0 件*	1 件	0 件	1 件
		⑤下痢性貝毒の予察技術の開発　（件数）	－	0 件	0 件	1 件
		⑥食の安全理解増進意見聴取フォーラムの開催　（参加者数）	－	200名	250名	300名
事業費（千円）		3 か年の概算　42,000	*10,903*	18,751	13,000	10,000
内訳	県費	42,000	*8,877*	18,751	13,000	10,000
	国費	－	*1,516*	－	－	－
	その他	－	*510*	－	－	－

くらし 6 高齢者の安心確保緊急支援プログラム

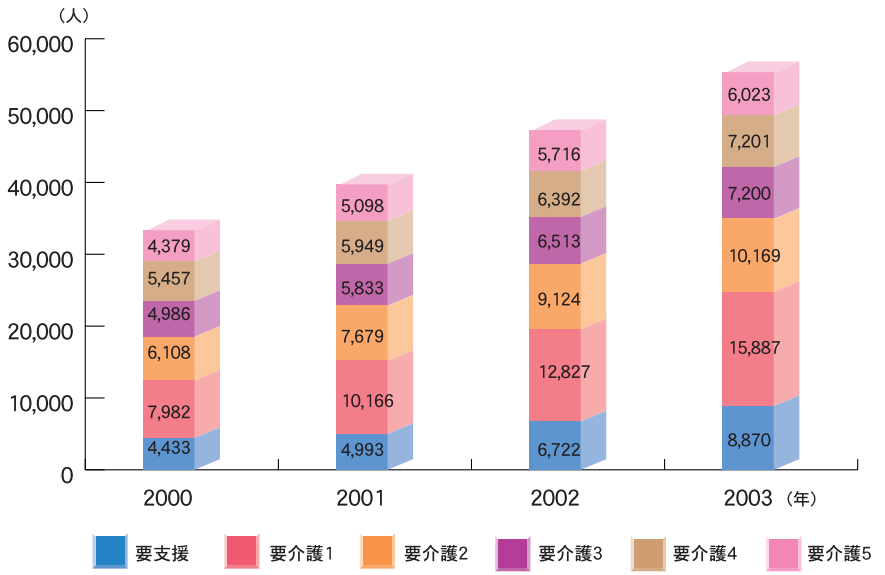
主担当部局：健康福祉部

現状とプログラムのねらい

高齢社会の進展とともに、介護が必要な高齢者も増加し続けていますが、一方、こうした高齢者の多くは住み慣れた地域でできる限り長く暮らし続けることを願っています。しかしながら、こうした願いを実現するための地域での福祉サービスを提供するしくみは十分ではありません。そのためには、まず、高齢者が要介護状態とならないよう、また、要介護状態が重度化しないように、地域における効果的な介護予防のための取組を支援するとともに、元気なときから介護が必要となったときでも利用できる、地域でのサービス拠点となる小規模多機能型施設の設置を推進します。

また、入所施設でのサービスを希望している要介護高齢者に対し、特別養護老人ホームを中心とした施設数は不足しています。そのため、特別養護老人ホームの整備を促進することにより、高齢者の安心を確保します。さらに、介護サービスの質の向上をめざし、自己評価を重視した第三者評価の導入を進めます。

要支援・要介護認定者数（毎年４月末現在）



（資料）三重県健康福祉部

プログラムの目標

すべての高齢者が、地域で安心して暮らせるように、効果的な介護予防サービスの提供や特別養護老人ホーム、小規模多機能施設など介護基盤の整備を支援します。

プログラムの取組

●**元気に地域で暮らし続けるための支援とネットワークづくり**
（１）介護予防・地域支え合い事業
（２）地域高齢者のための協働支援事業

●**地域で安心して暮らせる基盤整備**
（３）高齢者小規模多機能施設設置推進事業
（４）特別養護老人ホーム整備事業

●**「誰もが利用したい」介護サービスの増加**
（５）安心して利用できる介護サービスづくり事業

プログラムの事業費

（千円）

3　か　年	2004(H16)年度	2005(H17)年度	2006(H18)年度
7,760,000　程度	2,272,321	2,741,000	2,747,000

具体的な取組内容

取組方向　元気に地域で暮らし続けるための支援とネットワークづくり

（１）介護予防・地域支え合い事業（基本事業　34403）　〈健康福祉部〉

高齢者が要介護状態になったり、要介護度が悪化したりすることがないようにする介護予防策や自立した生活を確保するために必要な支援を行います。

①　高齢者が要介護状態に陥ったり、要介護度が悪化することがないようにするため、介護予防プランを作成し、自立した生活を確保するための介護予防事業や地域で支え合う事業を実施している市町村を支援します。

年　度			*2003(現状)*	2004(H16)	2005(H17)	2006(H18)
事業目標		**「介護予防プラン作成事業注)1」実施市町村割合**	***45%***	**65%**	**83%**	**100%**
事業内容（項目）		①介護予防プラン作成事業に基づき介護予防事業等を実施している市町村への補助（補助市町村数）	*31市町村*	43市町村	55市町村	66市町村
事業費(千円)		3か年の概算　1,945,000	*989,006*	634,533	647,000	663,000
内訳	県費	647,000	*329,668*	211,511	215,000	220,000
	国費	1,298,000	*659,338*	423,022	432,000	443,000

注)1　介護予防プラン作成事業：要介護状態になる可能性の高い者に対して、できる限り寝たきり等の要介護状態にならないための適切な介護予防サービス等を利用できるように支援する事業

（２）地域高齢者のための協働支援事業（基本事業　34403）　〈健康福祉部〉

県が、市町村等と協働し、保健・医療・福祉の広範なネットワークづくりと、地域で暮らす高齢者に係る各種情報の収集・分析を行うことにより、介護予防事業をより効果的に実施するしくみづくりを進めます。

① 県内４つの高齢者保健福祉圏域ごとに、保健・医療・福祉関係者の横断的なネットワークを構築し、地域における高齢者の各種情報の収集を行い、要介護にいたる要因分析や効果的な介護予防事業の事例集づくり、市町村が実施する介護予防事業の評価などを行います。

② 志摩地域をモデルとして、地域リハビリテーション[注)2]広域支援センターを活用した、支援システムのしくみづくりを行います。

年　度			*2003(現状)*	2004(H16)	2005(H17)	2006(H18)
事業目標		**地域（４圏域）における保健・医療・福祉のネットワーク（会議）の開催（回数）**	**－**	**12回**	**12回**	**12回**
事業内容（項目）		①介護予防の効果的実施支援	－	ネットワーク構築・現状調査	介護予防事業の評価検証	効果的な事業の提案・普及啓発
		②地域リハビリテーション活動の効果的なしくみづくり	－	実態調査	新しいしくみでの効果的な事業実施	事業実施による検証
事業費(千円)		3か年の概算　52,000	－	18,394	19,000	15,000
内訳	県費	33,000	－	12,746	11,000	9,000
	国費	20,000	－	5,648	8,000	6,000

注)2　地域リハビリテーション：高齢者等が住み慣れたところで、そこに住む人びとと共に、いきいきとした生活がおくれるように「疾病や障害にならないような予防対策」、「医療ケア」、「機能回復訓練」、「在宅復帰をめざした介護サービスの活用」および「在宅生活の支援」などを、保健・医療および福祉等の生活に関わる関係者や地域に住む人びとが協働により行うすべての活動

（３）高齢者小規模多機能施設設置推進事業（基本事業　34402）　〈健康福祉部〉

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、24時間・365日対応できる小規模多機能施設[注)3]設置を行います。

①　社会福祉法人等が、市町村や地域資源と連携して行う、小規模多機能施設設置を支援します。

年　度			2003（現状）	2004（H16）	2005（H17）	2006（H18）
事業目標		**小規模多機能施設設置市町村割合**	***6％***	**21％**	**36％**	**47％**
事業内容（項目）		①小規模多機能施設の設置（改修）に対する補助数（設置箇所数）	*4か所*	10か所	10か所	7か所
事業費（千円）		3か年の概算　70,000	*20,700*	25,700	26,000	18,000
内訳	県費	70,000	*20,700*	25,700	26,000	18,000

（４）特別養護老人ホーム整備事業（基本事業　34402）　〈健康福祉部〉

真に施設サービスを必要とする高齢者が安心して暮らせる基盤整備として、重点的に特別養護老人ホームの整備を行います。

①　真に施設サービスを必要とする高齢者のため、社会福祉法人等が行う個室・ユニットケア[注)4]型の特別養護老人ホーム[注)5]整備を重点的に支援します。

年　度			2003（現状）	2004（H16）	2005（H17）	2006（H18）
事業目標		**特別養護老人ホーム確保床数（累計）**	***5,448床***	**5,738床**	**6,078床**	**6,421床**
事業内容（項目）		①個室ユニットケア型の特別養護老人ホーム整備（補助対象床数）	*130床*	290床	340床	343床
事業費（千円）		3か年の概算　5,616,000	*769,202*	1,563,827 ※(1,186,500)	2,026,000	2,026,000
内訳	県費	1,738,000	*238,738*	482,117 ※(366,170)	628,000	628,000
内訳	国費	3,878,000	*530,464*	1,081,710 ※(820,330)	1,398,000	1,398,000

※（　）内は、2003（H15）年度最終補正対応分を内数で表示しています。

注)3　小規模多機能施設：147ページをご覧ください。
注)4　ユニットケア：147ページをご覧ください。
注)5　特別養護老人ホーム：145ページをご覧ください。

（５）安心して利用できる介護サービスづくり事業（基本事業　33401）　〈健康福祉部〉

質の高い介護サービスを増やすために、介護サービスを提供する事業者の自己評価や第三者評価制度を導入します。

① 2005年度（平成17年度）の介護サービス第三者評価制度導入のため、全国一律のモデル評価実施や痴呆性高齢者グループホーム[注)6]外部評価機関の立上げ支援を行うほか、より質の高い介護サービスの提供のために、三重県独自の「みえ福祉第三者評価」の実施および自己評価リーダー研修を行います。

② 質の高い痴呆性高齢者グループホーム開設に必須の「開設予定者等研修」および「痴呆介護実務者研修」を開催します。

年　度			*2003（現状）*	2004（H16）	2005（H17）	2006（H18）
事業目標		**みえ福祉第三者評価を受けている施設（特別養護老人ホーム）割合**	***23%***	**34%**	**66%**	**100%**
事業内容（項目）		①全国基準によりモデル的に実施する介護サービス第三者評価の実施　（実施分野数）	－	7 分野	3 分野	4 分野
		②「グループホーム開設予定者等研修」および「痴呆介護実務者研修」の開催　（開催回数）	*3 回*	7 回	7 回	7 回
事業費（千円）		3 か年の概算　78,000	*12,528*	29,867	23,000	25,000
内訳	県費	56,000	*10,021*	20,969	17,000	18,000
	国費	22,000	*2,507*	8,898	6,000	7,000

注)6　痴呆性高齢者グループホーム：普通の民家を改修するなどして、地域で少人数（５～９人程度）の痴呆高齢者が、介護職員の生活上の指導・援助を受けながら共同で生活をおくる施設

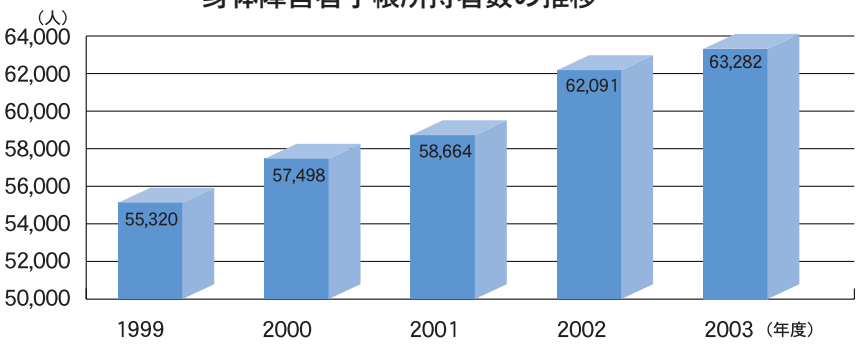
くらし 7 障害者の地域生活支援プログラム

主担当部局：健康福祉部

現状とプログラムのねらい

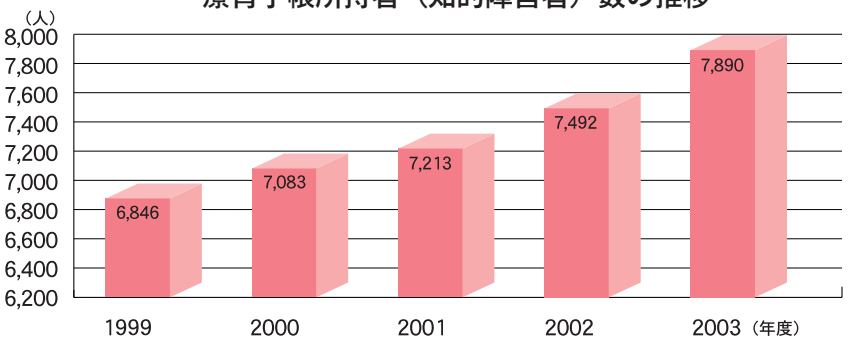
施設に入所している障害者の多くが、「住み慣れた地域で暮らしたい」と考えています。
また、精神病院に入院している障害者の約 2割が社会的入院と言われています。
さらに、障害者の多くが一般就労を望んでいますが、雇用が非常に厳しい状況にあり、授産施設に通う障害者が増えています。
このため、グループホーム[注)1]の整備などによって生活の場を確保することや、新たな職場の開拓に取り組むなど働く場の確保を進めます。
また、多様な相談に対応するため、各種の生活支援センターの整備を進めるとともに、精神科救急医療体制の充実をめざします。

身体障害者手帳所持者数の推移



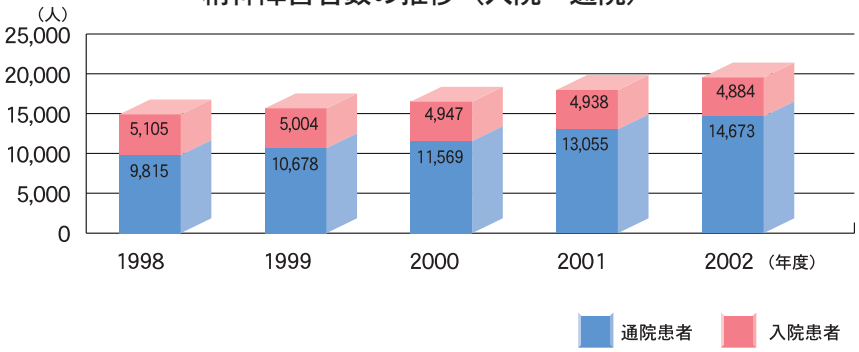
（資料）
三重県健康福祉部

療育手帳所持者（知的障害者）数の推移



（資料）
三重県健康福祉部

精神障害者数の推移（入院・通院）



（出典）
厚生労働省「精神保健福祉関係資料」をもとに作成
（入院患者）
（資料）
三重県健康福祉部
（通院患者）

注)1　グループホーム：149ページをご覧ください。

プログラムの目標

住み慣れた地域で暮らしたいと願う障害者が、地域で生活できるようにします。

プログラムの取組

●**生活の場の確保に向けて**

（1）障害者の多様な暮らしの場づくり支援事業

●**就労の場の確保に向けて**

（2）障害者のチャレンジ支援事業

（3）障害児者地域連携・自立支援事業

●**相談支援体制の確保に向けて**

（4）障害者地域生活支援センター運営事業

（5）高次脳機能障害者生活支援事業

（6）自閉症・発達障害支援センター運営事業

（7）精神障害者地域生活支援センター運営事業

（8）精神科救急医療システム運用事業

（9）新たな精神保健分野に対応する相談支援事業

プログラムの事業費

（千円）

3　か　年	2004（H16）年度	2005（H17）年度	2006（H18）年度
1,597,000　程度	436,572	557,000	603,000

具体的な取組内容

取組方向 **生活の場の確保に向けて**

（１）障害者の多様な暮らしの場づくり支援事業（基本事業　34502）　〈健康福祉部〉

施設で暮らしている障害者が、地域での生活を選択できるようにするため、グループホーム[注)1]の設置を促進します。

① 多機能型知的障害者グループホーム（従来のグループホームの機能に加えて、体験入居の場や地域交流スペースをあわせもった新しいグループホーム）の整備を行う社会福祉法人等を支援します。
② グループホームでの生活を希望する在宅の知的障害者が、多機能型知的障害者グループホームでの体験入居を通じて行う自立生活訓練に対して支援します。
③ グループホームへの円滑な移行と定着化をはかるため、新設知的障害者グループホームに対して、最初の１年間、地域生活援助に係る居宅生活支援費加算を行います。

年　度		*2003（現状）*	2004（H16）	2005（H17）	2006（H18）
事業目標	**知的障害者グループホーム等入居者数　（累計）**	***272人***	**350人**	**427人**	**505人**
事業内容（項目）	①多機能型知的障害者グループホーム整備費の補助（整備箇所数）	*1か所*	4か所	4か所	4か所
	②在宅知的障害者のグループホーム体験入居に係る経費の補助（標準体験入居人数）	－	4人	8人	12人
	③新設知的障害者グループホームの運営費に対する初期加算　（か所数）	*4か所*	14か所	14か所	14か所
事業費（千円）	3か年の概算　149,000	*39,384*	48,098	50,000	51,000
内訳　県費	149,000	*39,384*	48,098	50,000	51,000

注)1　グループホーム：149ページをご覧ください。

（２）障害者のチャレンジ支援事業（基本事業　34503）　〈健康福祉部〉

授産施設[注)2]等に通っている障害者が、一般就労できるよう支援します。

① 身体・知的・精神障害者授産施設に通所する障害者を対象に、企業等の事業所の中で授産活動を行う就職促進事業を実施する社会福祉法人等を支援します。
② 知的障害者の新たな職場開拓を行うため、知的障害者を対象とした訪問介護員（ホームヘルパー）養成研修（３級課程）および老人ホーム等の高齢者施設における介護の職場実習を行います。
③ 知的障害者の新たな職域開拓を行うため、県庁舎内における知的障害者の職場実習を行います。

年　度			*2003（現状）*	2004（H16）	2005（H17）	2006（H18）
事業目標		**授産施設から一般就労へ移行する新規障害者数**	***約15人***	**20人**	**25人**	**30人**
事業内容（項目）		①授産施設利用者の一般企業での職場実習実施（実習箇所数）	*2か所*	5か所	5か所	5か所
		②知的障害者の介護分野における職場実習実施（実習人数）	－	4人	4人	4人
		③県庁舎における知的障害者の職場実習実施（実習人数）	－	1人	1人	1人
事業費（千円）		3か年の概算　36,000	*6,966*	11,908	12,000	12,000
内訳	県費	33,000	*3,483*	11,114	11,000	11,000
	国費	3,000	*3,483*	794	1,000	1,000

注)2　授産施設：149ページをご覧ください。

（３）障害児者地域連携・自立支援事業（基本事業　12204）　〈教育委員会〉

障害児者が地域住民とともに自立した地域生活をおくるため、関係機関との連携を強化し、地域での就労や地域社会への参加を支援する体制を構築します。

① 盲・聾・養護学校の生徒が、一般就労ができるように、一人ひとりの特性やライフプランに応じた職場実習の拡充に取り組みます。また、地域の事業者、労働・福祉・教育の各関係機関のネットワークにより、円滑に就労できるよう支援します。

② 障害のある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な学習指導や自立支援を行うため、地域の福祉・医療等の関係機関との連携や保護者への窓口の役割を担う特別支援教育コーディネーターを育成します。

年　度		*2003(現状)*	2004(H16)	2005(H17)	2006(H18)
事業目標	**盲・聾・養護学校生徒の一般就労達成の割合**	***90%***	**93%**	**93%**	**95%**
事業内容（項目）	①盲・聾・養護学校の生徒への職場実習実施（事業所数）	*11か所*	15か所	17か所	20か所
	②障害児特別支援教育コーディネーターの育成（人数：１校１人）	－	300人	200人	200人
事業費(千円)	３か年の概算　38,000	－	14,422	12,000	12,000
内訳　県費	38,000	－	14,422	12,000	12,000

（４）障害者地域生活支援センター運営事業（基本事業　34503）　〈健康福祉部〉

障害者やその家族が、地域で安心して暮らせるための相談支援体制を整備します。

①　地域の知的障害者・障害児を対象に、療育相談・生活支援等を行う社会福祉法人等を支援します。
②　一般就労している障害者を対象に、就業およびそれに伴う生活の支援を行う社会福祉法人等を支援します。

年　度			*2003（現状）*	2004（H16）	2005（H17）	2006（H18）
事業目標		**地域生活支援センターがサポートする障害者数**	***1,660人***	**1,690人**	**1,700人**	**1,730人**
事業内容（項目）		①知的障害者・障害児の地域生活支援事業委託（か所数）	*10か所*	10か所	10か所	10か所
		②障害者就業・生活支援センター運営の委託　（か所数）	*4 か所*	4 か所	4 か所	5 か所
事業費（千円）		3 か年の概算　354,000	*117,374*	116,588	116,000	121,000
内訳	県費	320,000	*106,647*	106,098	106,000	108,000
	国費	33,000	*10,727*	10,490	10,000	13,000

（５）高次脳機能障害者生活支援事業（基本事業　34503）　〈健康福祉部〉

高次脳機能障害[注)3]者やその家族が、地域で安心して暮らせるための相談支援体制を整備します。

①　脳外傷等の後遺症で、記憶、言語、集中力など脳の高次機能に障害が発生し、職業復帰や社会復帰に支障が生じた高次脳機能障害者に対し、県身体障害者総合福祉センターと関係医療機関が一体となって、総合的なリハビリテーションや相談支援を行います。

年　度			*2003（現状）*	2004（H16）	2005（H17）	2006（H18）
事業目標		**高次脳機能障害者生活支援事業でサポートする障害者数**	***60人（対象者120人中）***	**70人**	**80人**	**90人**
事業内容（項目）		①高次脳機能障害者に対する生活支援　（実施箇所数）	*1 か所*	1 か所	1 か所	1 か所
事業費（千円）		3 か年の概算　121,000	*37,680*	40,709	40,000	40,000
内訳	県費	30,000	*8,724*	10,332	10,000	10,000
	国費	30,000	*8,724*	10,332	10,000	10,000
	その他	60,000	*20,232*	20,045	20,000	20,000

注)3　高次脳機能障害：151ページをご覧ください。

（６）自閉症・発達障害支援センター運営事業（基本事業　34503）　〈健康福祉部〉

自閉症[注)4]・発達障害児（者）やその家族が、地域で安心して暮らせるための相談支援体制を整備します。

①　県立あすなろ学園を中心にあさけ学園、れんげの里と連携して、地域で生活する自閉症・発達障害児（者）や家族に対する相談支援を行うとともに、日常的に関わる福祉関係職員等の人材育成を行います。

年　度			*2003（現状）*	2004（H16）	2005（H17）	2006（H18）
事業目標		**自閉症・発達障害支援センターがサポートする障害者数**	***約140人***	**210人**	**280人**	**350人**
事業内容（項目）		①自閉症・発達障害児（者）に対する相談支援（実施箇所数）	*1か所*	1か所	1か所	1か所
事業費（千円）		3か年の概算　71,000	*22,470*	23,332	24,000	24,000
内訳	県費	36,000	*11,235*	11,666	12,000	12,000
	国費	36,000	*11,235*	11,666	12,000	12,000

（７）精神障害者地域生活支援センター運営事業（基本事業　34504）　〈健康福祉部〉

精神障害者やその家族が、地域で安心して暮らせるための相談支援体制を整備します。

①　地域で生活する精神障害者が出会うさまざまな悩みに対し、電話相談や面接相談を行う精神障害者地域生活支援センターを運営する社会福祉法人等を支援します。
②　自立支援員を精神病院に派遣し、関係施設の協力を得ながら、精神障害者の地域生活力を高める訓練を行うことで退院を促進する事業を実施する社会福祉法人等を支援します。

年　度			*2003（現状）*	2004（H16）	2005（H17）	2006（H18）
事業目標		**精神障害者地域生活支援センター登録者数**	***約650人***	**910人**	**1,040人**	**1,300人**
事業内容（項目）		①精神障害者地域生活支援センター運営費の補助（か所数）	*5か所*	7か所	8か所	10か所
		②精神障害者の社会的入院解消のための退院促進支援事業委託（か所数）	*1か所*	1か所	2か所	2か所
事業費（千円）		3か年の概算　576,000	*118,426*	150,019	190,000	236,000
内訳	県費	288,000	*59,213*	75,010	95,000	118,000
	国費	288,000	*59,213*	75,009	95,000	118,000

注)4　自閉症：151ページをご覧ください。

（８）精神科救急医療システム運用事業（基本事業　34504）　〈健康福祉部〉

精神障害者やその家族が、地域で安心して暮らせるための救急医療体制を整備します。

①　精神科医療機関の救急医療システムとして、従来から行っている救急病床の確保を強化するとともに、救急情報センター（24時間精神医療相談窓口）や精神科初期救急（外来）を新たに導入します。

年　度			*2003（現状）*	2004（H16）	2005（H17）	2006（H18）
事業目標	**相談・外来・入院件数**		***850件***	**1,000件**	**1,700件**	**1,800件**
事業内容（項目）	①精神科救急医療システムの運用		*現行システム*	システム一部改善	24時間医療相談支援システム追加	新システム運用
事業費（千円）	3か年の概算	158,000	*27,952*	30,113	64,000	64,000
内訳	県費	79,000	*13,977*	15,057	32,000	32,000
	国費	79,000	*13,975*	15,056	32,000	32,000

（９）新たな精神保健分野に対応する相談支援事業（基本事業　34504）　〈健康福祉部〉

新たな精神保健分野（人格障害・境界例[注)5]・ひきこもり等）に対応する相談支援体制を整備します。

①　人格障害・境界例・ひきこもりなど、既存の制度の中で適切な対応が困難な事例への相談に迅速に対応するため、保健所や市町村等を支援する専門的かつ機動力を備えた地域サポートセンターをモデル的に設置します。

年　度			*2003（現状）*	2004（H16）	2005（H17）	2006（H18）
事業目標	**地域サポートセンターが支援する相談事例件数**		**－**	**－**	**190件**	**250件**
事業内容（項目）	①新たな精神保健分野に対応する相談支援体制の整備		*検討会議*	センター設置準備	センター設置1か所〈北勢〉	センター設置1か所（北勢）センター設置準備（中南勢）
事業費（千円）	3か年の概算	93,000	*1,453*	1,383	49,000	43,000
内訳	県費	93,000	－	1,383	49,000	43,000
	国費	－	*1,453*	－	－	－

注)5　境界例：神経症と精神病の境界領域の症状をさして境界例と呼んでいましたが、現在では、境界性人格障害の一つの臨床単位となっています。症状は非常に多彩ですが、全体的には心の不安定さや急激に変化しやすい感情などが特徴です。一般に人口の約２％が境界例と言われています。

くらし 8 医療体制緊急整備プログラム

主担当部局：健康福祉部

現状とプログラムのねらい

少子高齢化の進展、疾病構造の変化、医療の質を求める住民の声の高まりなどに応え、良質で効率的な医療提供体制を整備することは、住民が安心して暮らすためには必要不可欠なものであり、 また、「三重のくにづくり一万人アンケート（2003年度実施）」においても「患者本位の医療体制」は、分野別重要度、不満度のいずれの結果も上位（全47分野中９位および３位）に位置付けられています。

県内の医師数は全国に比べて不足しており、特に、地域的には東紀州・志摩地域、診療科では小児・産婦人科医師の慢性的な不足が見られるため、これらの医師確保対策を進めます。（対人口10万人：全国201.5人、三重県178.7人、東紀州154.1人　対面積10㎢：全国6.8人、三重県5.7人、東紀州1.4人）

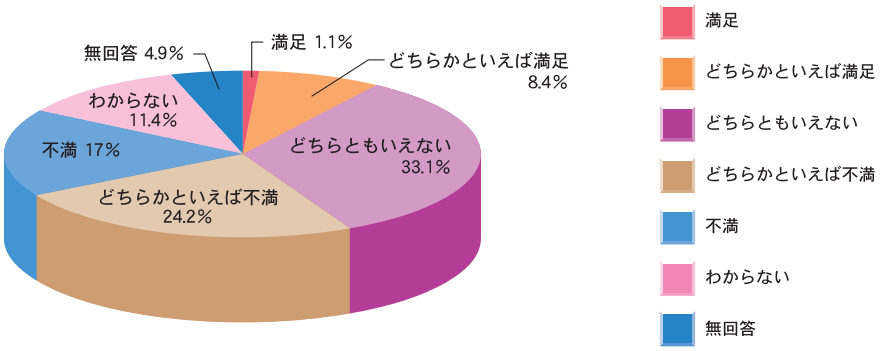
救急医療体制においては初期・二次救急の区分が浸透せず、輪番病院へ患者が集中しているため、救急医療機能の分担を進めるとともに、一部地域を除いて未整備となっている小児救急体制の整備を行います。

死因の第１位（三重県の悪性新生物による死亡者数：1998年　4,101人、1999年　4,254人、2000年　4,409人）となっているがん対策について予防、治療、術後ケアといった総合的ながん対策を推進します。

インターネットを利用した医療機関情報の提供を推進することにより、県民の医療ニーズに応えることができる情報提供システムを構築します。

「患者本位の医療体制に係る県民満足度」

三重のくにづくり一万人アンケート（2003 年度実施）



（資料）三重県総合企画局

プログラムの目標

県内で不足する医師の確保、休日や夜間における救急医療の整備、がんの総合対策、医療機関情報の提供により医療体制を充実します。

プログラムの取組

●医師の確保に向けて
（１）医師確保対策事業

●救急医療体制の整備に向けて
（２）救急医療機能分担促進事業
（３）こどもの救急医療整備充実事業

●がん対策の推進
（４）質の高いがん医療の推進事業
（５）乳がん対策推進事業

●医療情報システムの構築
（６）医療情報提供システム整備事業

プログラムの事業費

（千円）

3　か　年	2004（H16）年度	2005（H17）年度	2006（H18）年度
436,000　程度	71,053	151,000	214,000

具体的な取組内容

取組方向　医師の確保に向けて

（１）医師確保対策事業（基本事業　34104）　〈健康福祉部〉

不足するへき地勤務医、小児科医、産婦人科医の確保を進めます。

①　医学生等を対象に、県内での就業義務を課した医師修学資金等貸与制度を創設します。

年　度			2003(現状)	2004(H16)	2005(H17)	2006(H18)
事業目標		**医師確保支援を実施しているへき地等機関数**	**—**	**1か所**	**2か所**	**3か所**
事業内容（項目）		①医師修学資金貸与等による支援　（支援人数）	—	12人	18人	24人
事業費(千円)		3か年の概算　95,000	—	23,201	32,000	40,000
内訳	県費	95,000	—	23,201	32,000	40,000

取組方向　救急医療体制の整備に向けて

（２）救急医療機能分担促進事業（基本事業　34103）　〈健康福祉部〉

軽症患者は初期救急医療機関で、入院治療や高度な検査等が必要な重症患者は二次救急医療機関で対応することで、医療機関ごとの機能分担を明確化し、患者の状態に応じた医療提供体制を整備します。

①　必要な救急医療を適切に提供する救急医療体制を構築するため、二次救急医療機関に併設する休日夜間応急診療所の整備を支援します。

年　度			2003(現状)	2004(H16)	2005(H17)	2006(H18)
事業目標		**モデル地区における二次救急医療機関受診患者に占める重症患者（入院患者）の割合**	***12%***	**12%**	**15%**	**18%**
事業内容（項目）		①初期・二次救急医療併設型医療機関に対する支援　（か所数）	—	—	1か所	2か所
事業費(千円)		3か年の概算　17,000	—	724	2,000	14,000
内訳	県費	9,000	—	724	1,000	7,000
	国費	8,000	—	—	1,000	7,000

（３）こどもの救急医療整備充実事業（基本事業　34103）　〈健康福祉部〉

地域内での小児救急輪番を可能にするなど、小児救急医療体制を充実します。

①　小児救急医療について、地域内での小児救急輪番を実施する医療機関を支援します。また、小児初期救急医療体制の充実をはかるため、医師会が行う小児科医以外の医師への研修事業を支援します。

年　度			2003（現状）	2004（H16）	2005（H17）	2006（H18）
事業目標		**小児救急輪番実施率**	***9％***	**18％**	**27％**	**36％**
事業内容（項目）		①小児救急医療支援事業実施（新規実施地区数）	*参考：1地区*	1地区	1地区	1地区
事業費（千円）		3か年の概算　89,000	—	5,309	36,000	48,000
内訳	県費	69,000	—	4,799	28,000	36,000
	国費	21,000	—	510	8,000	12,000

取組方向　がん対策の推進

（４）質の高いがん医療の推進事業（基本事業　34201）　〈健康福祉部〉

総合的ながん対策について検討する協議会を開催し、一次予防から検診、治療まで一貫した対応と質の高いがん医療を提供できるよう体制強化と整備を進めます。

①　三重県において、各種疾病の中でも死因の第１位でありながら、明確な「がん」対策が確立されていないため、「がん」対策に関する戦略推進プランを策定し、プランに基づいて事業を実施します。
②　がん診療および緩和ケア[注)1]に携わる医師等の人材育成を進めます。

年　度			2003（現状）	2004（H16）	2005（H17）	2006（H18）
事業目標		**地域がん診療拠点病院数（累計）**	***3病院***	**5病院**	**6病院**	**6病院**
事業内容（項目）		①がん戦略推進プランの策定	—	がん戦略推進プランの策定	臓器別アクションプログラムの策定	—
		②がん診療・緩和ケアに携わる医師等人材育成（人数）	—	6人	6人	6人
事業費（千円）		3か年の概算　119,000	—	33,770	48,000	37,000
内訳	県費	52,000	—	10,770	25,000	16,000
	国費	67,000	—	23,000	23,000	21,000

注)1　緩和ケア：140ページをご覧ください。

（５）乳がん対策推進事業（基本事業　33105，34201）　〈健康福祉部〉

本県の乳がん年齢調整死亡率は全国９位であり、検診受診率は全国46位であることから、乳がんの予防から治療、術後ケアまでの一貫した体制を構築し、乳がんの予防、治療、術後ケアに取り組みます。

①　有効な早期治療につなげるため、乳がんを的確に診断できる人材を育成します。
②　検診受診者の登録・追跡・実態調査を一連の流れとして管理する検診精度管理システムを構築します。

年　度			*2003（現状）*	2004（H16）	2005（H17）	2006（H18）
事業目標		**乳がん検診受診率**	***8.1%***	**9.0%**	**11.0%**	**12.3%**
事業内容（項目）		①指針に添った認定医師・診療放射線技師養成のための研修開催　（参加者数）	*80人*	40人	30人	30人
		②検診精度管理システムの構築	*システム構築・運用*	→	→	→
事業費（千円）		3か年の概算　19,000	—	7,484	6,000	6,000
内訳	県費	17,000	—	6,884	5,000	5,000
	国費	3,000	—	600	1,000	1,000

取組方向　医療情報システムの構築

（６）医療情報提供システム整備事業（基本事業　34101）　〈健康福祉部〉

県民が、医療機関の所在地、診療科目などから希望する条件にあった医療機関を探すことができるようにするため、医療情報を提供するシステムを構築します。

①　県民がより必要とする情報を提供するため、医療情報として、各医療機関の診療科目だけでなく、診療時間、専門外来の有無、医療相談窓口の設置状況等を加えるなど、現在の広域災害、救急医療情報システムをバージョンアップします。

年　度			*2003（現状）*	2004（H16）	2005（H17）	2006（H18）
事業目標		**システム参加医療機関数（累計）**	***341か所***	**400か所**	**800か所**	**1,200か所**
事業内容（項目）		①医療情報システムの構築	*基礎システム*	提供情報の検討	新システムの開発	新システムの稼動
事業費（千円）		3か年の概算　97,000	—	565	27,000	69,000
内訳	県費	69,000	—	565	19,000	49,000
	国費	28,000	—	—	8,000	20,000

くらし 9 少子化対策のための子育て家庭応援プログラム

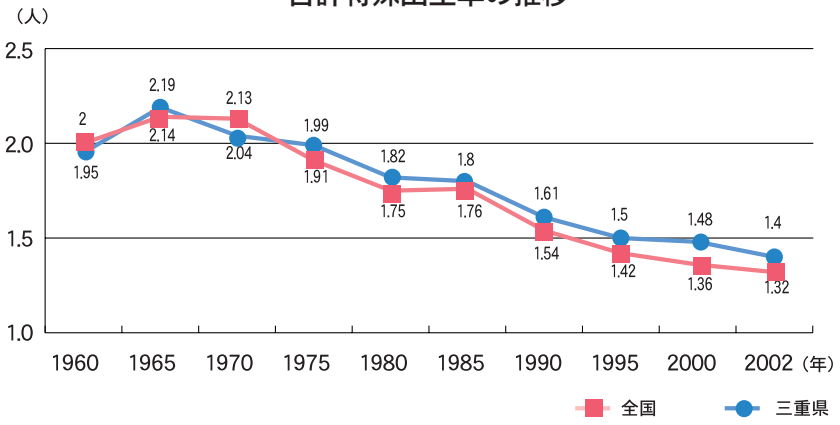
主担当部局：健康福祉部

現状とプログラムのねらい

出生率の低下による少子化が進行する中で、核家族化や共働き家庭の増加、地域社会における子育て機能の低下などの社会状況の変化とともに、子育て不安の増大や負担感への対応が重要な課題となっています。

県民が、安心して子どもを生み育てられると実感できる子育て環境づくりを進めるため、家庭や地域における子育て機能の回復をめざし、多機能保育所や放課後児童クラブ等の子育て支援サービスの充実や地域子育て支援センター等の活動拠点の整備など、それぞれの地域における取組を支援し、子育ての不安や負担感の軽減・解消につなげます。

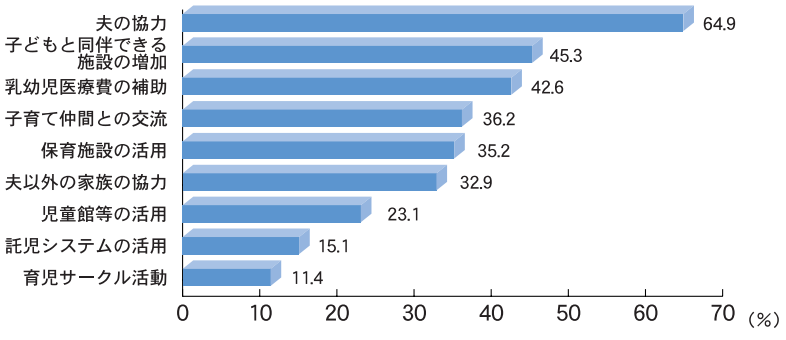
合計特殊出生率の推移



（出典）厚生労働省「人口動態調査」をもとに作成

子育てを充実させるためにはどのような支援が必要だと考えますか

３歳児健診時にその養育者を対象に実施したアンケート結果（2002 年度実施）



（資料）三重県健康福祉部

プログラムの目標

少子化対策の一環として、多機能保育所・放課後児童クラブの設置促進など、地域における多様な子育て支援サービスを充実し、子育て家庭が安心して子どもを生み育てられると実感できる環境づくりを進めます。

プログラムの取組

●仕事と子育ての両立支援に向けて

（1）保育所整備事業
（2）放課後児童対策事業
（3）ファミリー・サポート・センター設置促進事業

●育児不安等の軽減・解消に向けて

（4）地域子育て支援センター事業
（5）いきいき親子サポートプラン事業
（6）障害児就学前支援事業
（7）子育て情報交流センター事業

プログラムの事業費

（千円）

3　か　年	2004（H16）年度	2005（H17）年度	2006（H18）年度
4,554,000　程度	1,406,295	1,806,000	1,342,000

具体的な取組内容

取組方向　仕事と子育ての両立支援に向けて

（１）保育所整備事業（基本事業　33201）　〈健康福祉部〉

仕事と子育ての両立支援をより一層推進するため、乳児保育や一時保育などの特別保育の拡充に向けて、多様な保育ニーズに対応できる多機能保育所[注)1]を整備し、待機児童の解消や特別保育等の充実に取り組む市町村を支援します。

①　保育の実施主体である市町村に対して、特別保育を行うために必要な多機能保育所の整備を支援します。

年　度			*2003（現状）*	2004（H16）	2005（H17）	2006（H18）
事業目標		**多機能保育所整備数**	***4か所***	**19か所**	**24か所**	**17か所**
事業内容（項目）		①多機能保育所整備費補助（か所数）	*4か所*	19か所	24か所	17か所
事業費（千円）		3か年の概算　2,578,000	*340,131*	820,877 ※(55,514)	1,156,000	601,000
内訳	県費	1,480,000	*170,690*	487,174 ※(50,729)	593,000	400,000
	国費	1,098,000	*169,441*	333,703 ※(4,785)	563,000	201,000

※（　　）内は、2003（H15）年度最終補正対応分を内数で表示しています。

（２）　放課後児童対策事業（基本事業　33201）　〈健康福祉部〉

就労等により、昼間、保護者がいない小学校低学年児童等に対し、放課後における生活の場を提供する放課後児童クラブ（学童保育）の設置や運営を支援します。

①　就労等により、昼間、保護者がいない小学校低学年等に対して、放課後における生活の場を提供する放課後児童クラブ（学童保育）の運営を支援します。
②　放課後児童クラブの施設整備に取り組む市町村を支援します。

年　度			*2003（現状）*	2004（H16）	2005（H17）	2006（H18）
事業目標		**県内放課後児童クラブ登録児童数**	***4,536人***	**4,700人**	**4,850人**	**5,000人**
事業内容（項目）		①放課後児童クラブ運営費補助（か所数）	*130か所*	142か所	154か所	166か所
		②放課後児童クラブ整備費補助（か所数）	*6か所*	7か所	7か所	7か所
事業費（千円）		3か年の概算　911,000	*166,930*	302,833	294,000	314,000
内訳	県費	451,000	*91,275*	144,738	148,000	158,000
	国費	460,000	*75,655*	158,095	146,000	156,000

注)1　多機能保育所：124ページをご覧ください。

（３）ファミリー・サポート・センター設置促進事業（基本事業　21202，33202，11203）

〈生活部〉

子育て中の勤労者等の育児不安や育児負担感を軽減し、安心して子育てのできる充実した職業生活がおくれるよう、地域における子育て相互援助活動を支援します。

①　育児等の援助を受けたい人と援助を行える人を会員とする相互援助組織である「ファミリー・サポート・センター」[注)2]の設置・運営を行う市町村を支援します。
②　センター設置済み地域におけるサービス向上のため、ニーズ調査を実施し、未設置地域も含めた情報提供を行うとともに、センター機能のレベルアップのため、センター運営担当者等を対象とした研修・情報交換会を開催します。
③　センターの会員などに対して、育児等に係る適切なアドバイスを行う相談員を確保します。

年　度			*2003（現状）*	2004（H16）	2005（H17）	2006（H18）
事業目標		**ファミリー・サポート・センター設置数　（累計）**	***6か所***	**12か所**	**15か所**	**18か所**
事業内容（項目）		①ファミリー・サポート・センターの設置・運営の補助（市町村数）	*5市町村*	11市町村	13市町村	16市町村
		②ファミリー・サポート・センターのサービス向上のためのニーズ調査の実施・研修会・情報交換会の開催（開催回数）	－	・調査実施 ・調査結果を各センター等へ情報提供 1回	→ 1回	1回
		③育児等に係る適切なアドバイスを行う相談員の確保（相談員数）	－	－	1名	1名
事業費（千円）		3か年の概算　42,000	*5,813*	13,345	14,000	15,000
内訳	県費	39,000	*5,643*	11,629	13,000	14,000
	国費	4,000	*170*	1,716	1,000	1,000

注)2　ファミリー・サポート・センター：18ページをご覧ください。

（４）地域子育て支援センター事業（基本事業　33202）　〈健康福祉部〉

子育て不安の解消に向けて、相談事業や交流事業、情報提供を行う地域子育て支援センターの活動を支援します。

① 地域における子育て支援の中核となる地域子育て支援センターを設置し、子育て家庭の交流、相談事業活動を行う市町村を支援します。
② 多様な子育て支援サービス情報を一元的に把握し、インターネット等を活用してサービス利用者へ情報を提供する事業を行う市町村を支援します。

年　度			*2003（現状）*	2004（H16）	2005（H17）	2006（H18）
事業目標		**地域子育て支援センター市町村設置割合**	***61%***	**74%**	**88%**	**100%**
事業内容（項目）		①地域子育て支援センター運営費補助　（か所数）	*68か所*	77か所	86か所	95か所
		②市町村による子育て支援総合コーディネート事業実施に対する支援（実施箇所数）	—	4 か所	5 か所	6 か所
事業費（千円）		3 か年の概算　941,000	*198,541*	237,011	317,000	387,000
内訳	県費	479,000	*99,271*	116,056	162,000	201,000
	国費	462,000	*99,270*	120,955	155,000	186,000

（５）いきいき親子サポートプラン事業（基本事業　12102，33202）　〈教育委員会〉

地域子育て支援センター等を活用し、子育て中の親が学べる機会を提供します。

① 親が自信を持って子育てができるように、子どもとのコミュニケーション方法や子どもの能力の伸ばし方などを学習するためのプログラムを作成するとともに、地域子育て支援センター等でプログラムを活用して学習するための支援を行います。

年　度			*2003（現状）*	2004（H16）	2005（H17）	2006（H18）
事業目標		**プログラムを活用した学習活動参加者数**	**—**	**1,000人**	**11,000人**	**25,000人**
事業内容（項目）		①プログラムを活用した子育てサポート人材の養成（人数）	—	90人	90人	90人
事業費（千円）		3 か年の概算　28,000	*1,675*	14,363	7,000	7,000
内訳	県費	28,000	*1,675*	14,352	7,000	7,000
	その他	0	—	11	0	0

（６）障害児就学前支援事業（基本事業　12204，33202）　〈教育委員会〉

障害のある乳幼児・児童・生徒および保護者に対して早期からの一貫した支援を行えるよう、地域の関係機関、関係者によるネットワークづくりを推進します。

①　盲・聾・養護学校を中心に関係機関等で構成する協議会を設置し、障害のある乳幼児、児童、生徒および保護者への一貫した支援を行います。

年　度			*2003（現状）*	2004（H16）	2005（H17）	2006（H18）
事業目標		**県めばえネットワークへの参加協議会数　（累計）**	**－**	**3か所**	**6か所**	**10か所**
事業内容（項目）		①地域協議会の設置　（か所数）	－	3か所	3か所	4か所
事業費（千円）		3か年の概算　30,000	－	10,040	10,000	10,000
内訳	県費	27,000	－	9,164	9,000	9,000
	国費	3,000	－	876	1,000	1,000

（７）子育て情報交流センター事業（基本事業　33202）　〈健康福祉部〉

子どもの健やかな成長と保護者の育児不安等の解消をめざして、人材の育成、情報発信等を行う、子育て情報交流センターの活動を通じて、子育て家庭を支援します。

①　地域子育て支援センターの機能が十分発揮できるよう、人材の育成、情報収集・発信、地域子育て支援センター間の知識や技術の交流促進などを行う、子育て情報交流センターの活動を充実します。

年　度			*2003（現状）*	2004（H16）	2005（H17）	2006（H18）
事業目標		**子育て支援人材育成講座の受講修了者数　（累計）**	**―**	**75人**	**150人**	**225人**
事業内容		①研修会・交流会の開催　（開催回数）	*参考：子育て情報交流センターの開設*	5回	7回	10回
事業費（千円）		3か年の概算　24,000	*10,635*	7,826	8,000	8,000
内訳	県費	24,000	*10,635*	7,826	8,000	8,000

くらし10 児童虐待緊急対応プログラム

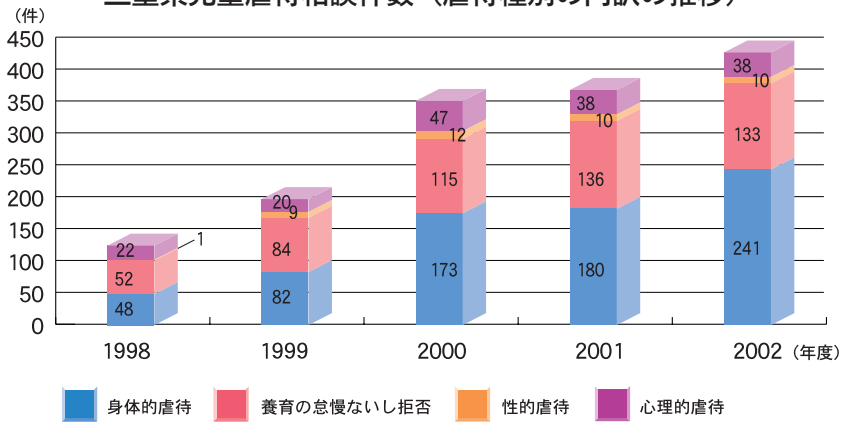
主担当部局：健康福祉部

現状とプログラムのねらい

これまでの児童虐待防止対策は、早期発見・早期対応を最重要視してきましたが、今後は、これらに加えて、発生予防対策や保護した児童のフォローアップまで含めた総合的な施策の実施が求められています。本プログラムの目的は、児童の権利を守ることであり、発見した事例に対応するだけでなく、発生そのものを予防し、また、保護児童の支援を行うことで児童の権利を擁護していくことをめざします。

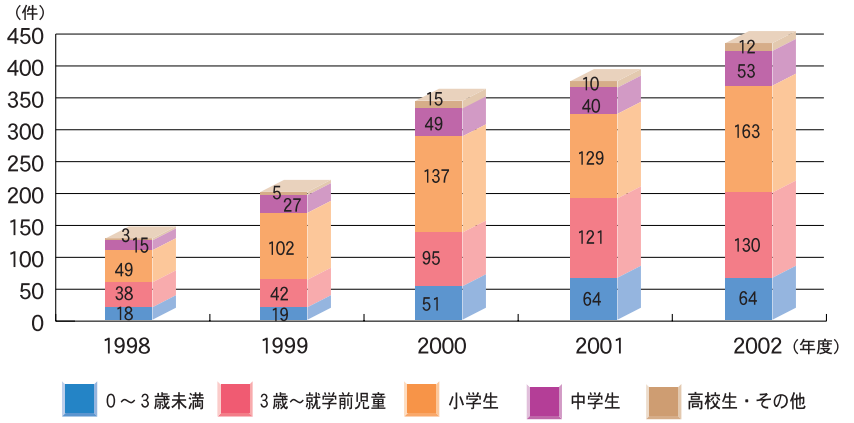
このため、児童虐待にいたる前に、家庭への早期積極支援を行うことで、発生予防をはかり、不幸にして虐待が発生し児童を保護した場合でも、その児童が家庭復帰や地域社会での自立した生活が可能となるように支援を行います。

三重県児童虐待相談件数（虐待種別の内訳の推移）



（資料）三重県健康福祉部

三重県児童虐待相談件数（年齢内訳の推移）



（資料）三重県健康福祉部

プログラムの目標

児童虐待の発生予防をめざすとともに、保護された被虐待児の家庭への復帰や地域での安心した生活に向けた支援を行います。

プログラムの取組

●児童虐待の発生予防に向けて

（1）育児不安の早期解消・軽減援助事業

（2）児童虐待防止地域体制推進事業

●被虐待児の自立支援に向けて

（3）家族再生支援推進事業

●総合的な拠点整備に向けて

（4）児童虐待防止拠点整備事業

プログラムの事業費

（千円）

3　か　年	2004（H16）年度	2005（H17）年度	2006（H18）年度
526,000　程度	279,791	174,000	72,000

具体的な取組内容

取組方向　児童虐待の発生予防に向けて

（１）育児不安の早期解消・軽減援助事業（基本事業　33205）　〈健康福祉部〉

児童虐待へとつながる育児不安・負担感の解消、軽減をはかるため、出産前後など子育ての初期段階から、産婦人科、小児科など医療機関との連携を強化するとともに、支援を要する家庭への訪問など市町村の母子保健活動を支援し、児童虐待へとつながる育児不安・負担感の解消、軽減に向けて取り組みます。

①　出産前後など子育ての初期段階からの支援を行うために、産婦人科、小児科など医療機関との連携を強化するとともに、支援を要する家庭への訪問など市町村の母子保健活動を支援します。

年　度			*2003(現状)*	2004(H16)	2005(H17)	2006(H18)
事業目標		**育児支援家庭訪問事業実施市町村数　（累計）**	**―**	**3市町村**	**6市町村**	**10市町村**
事業内容（項目）		①育児支援家庭訪問事業による市町村補助（市町村数）	―	3市町村	3市町村	4市町村
事業費(千円)		3か年の概算　81,000	―	16,338	25,000	40,000
内訳	県費	31,000	―	8,418	9,000	14,000
	国費	50,000	―	7,920	16,000	26,000

（２）児童虐待防止地域体制推進事業（基本事業　33205）　〈健康福祉部〉

関係者が協働して虐待の予防・早期発見等に取り組む児童虐待防止ネットワークの設置を行う市町村を支援するとともに、24時間体制で相談業務等を行う児童家庭支援センターの活動を支援します。

①　児童虐待防止ネットワークの設置支援および児童家庭支援センターの地域活動を支援します。

年　度			*2003(現状)*	2004(H16)	2005(H17)	2006(H18)
事業目標		**市町村児童虐待防止ネットワーク設置率**	***33%***	**50%**	**73%**	**100%**
事業内容（項目）		①児童虐待防止ネットワーク設置　（市町村数）	*参考：23市町村（累計）*	10市町村	15市町村	18市町村
事業費(千円)		3か年の概算　44,000	*10,756*	15,505	14,000	14,000
内訳	県費	27,000	*6,594*	9,146	9,000	9,000
	国費	16,000	*4,162*	6,359	5,000	5,000

取組方向 被虐待児の自立支援に向けて

（３）家族再生支援推進事業（基本事業　33205）　〈健康福祉部〉

児童養護施設等に保護された被虐待児の家庭復帰や、家庭復帰が困難な児童を預かり家庭的環境で養育する里親を支援するため、被虐待児のフォローアップ、家族再生支援、里親家庭相談を行います。

①　被虐待児の家庭復帰に向けて専門里親[注)1]等の養成を行います。

年　度			2003（現状）	2004（H16）	2005（H17）	2006（H18）
事業目標	**専門里親登録数　（累計）**		**―**	**3組**	**6組**	**9組**
事業内容（項目）	①専門里親の養成（養成数）		―	3組	3組	3組
事業費（千円）	3か年の概算	10,000	―	1,204	4,000	5,000
内訳 県費		10,000	―	1,106	4,000	5,000
内訳 国費		0	―	98	0	0

取組方向 総合的な拠点整備に向けて

（４）児童虐待防止拠点整備事業（基本事業　33205）　〈健康福祉部〉

県内で児童虐待の発生割合が最も高くなっている北勢地域において、虐待防止機能等を備えた拠点施設の整備を支援します。

①　現行の老朽化した児童養護施設・乳児院の改築時に、被虐待児の保護に必要な入所定員の拡充および親子訓練室ならびに地域交流スペースの整備を支援します。

年　度			2003（現状）	2004（H16）	2005（H17）	2006（H18）
事業目標	**入所定員数**		***70名***	**70名**	**80名**	**80名**
事業内容（項目）	①拠点施設整備		―	施設の増改築、親子訓練室、地域交流スペースの整備等	→	→
事業費（千円）	3か年の概算	391,000	―	246,744	131,000	13,000
内訳 県費		123,000	―	77,699	41,000	4,000
内訳 国費		268,000	―	169,045	90,000	9,000

注)1　専門里親：127ページをご覧ください。

くらし 11 子どもたちが安心できる学習プログラム

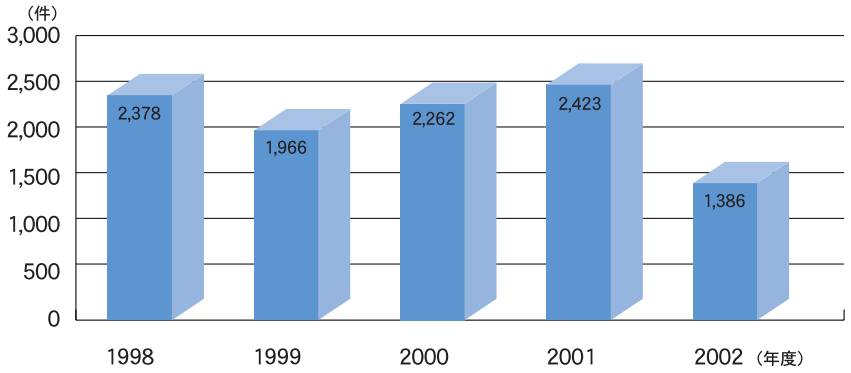
主担当部局：教育委員会

現状とプログラムのねらい

学校では、近年、暴力行為やいじめ、不登校等が後を絶たない状況にあります。

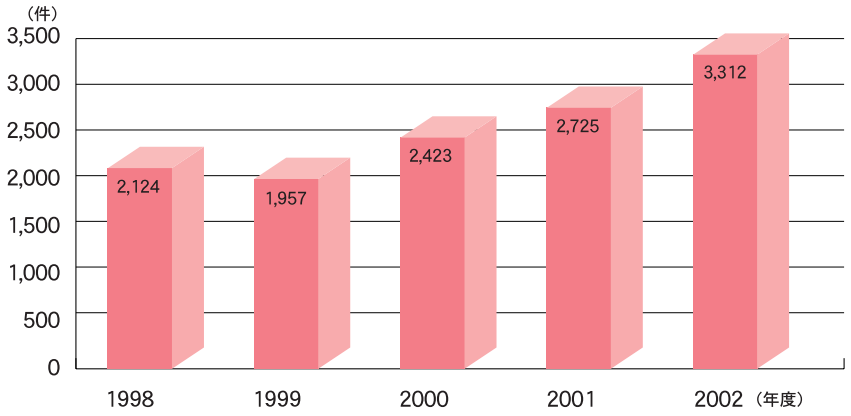
子どもたちが安心して学べる学習環境をつくるため、学校、家庭、地域が連携して、子どもたちが規範意識や社会性を身につけたり、心の悩みや不安を解消する等の取組を進めます。

県内公立小中高等学校における暴力行為件数の推移



（資料）三重県教育委員会

三重県総合教育センターにおける教育相談件数の推移



（資料）三重県教育委員会

プログラムの目標

校内暴力やいじめ、不登校を減らし、子どもたちが安心して学べる学習環境をつくります。

プログラムの取組

●子どもたちの規範意識や社会性の向上に向けて
（１）生徒指導対策事業
（２）総合型地域スポーツクラブ育成事業

●子どもたちの心の安定に向けて
（３）心の相談体制整備事業
（４）不登校対策事業

●学校、家庭、地域が連携した取組に向けて
（５）非行防止地域ネットワーク推進事業

プログラムの事業費

（千円）

3　か　年	2004（H16）年度	2005（H17）年度	2006（H18）年度
1,140,000　程度	340,440	387,000	413,000

具体的な取組内容

取組方向　子どもたちの規範意識や社会性の向上に向けて

（１）生徒指導対策事業（基本事業　12205）　〈教育委員会〉

校内暴力・いじめ等の防止、解決に向け、学校、家庭、地域が一体となった活動や生徒指導の中心となる教員の指導力の向上等に取り組みます。

①　子どもたちの規範意識や社会性を高めるため、学校を拠点に、保護者や地域の方々が、子どもたちと一緒に取り組む地域活動を支援します。
②　各学校の生徒指導担当教員の指導力を向上させる研修を行います。
③　児童生徒の重大な問題行動や校内暴力に緊急に対応できるよう、学校と警察の連携を充実します。

年　度			*2003（現状）*	2004（H16）	2005（H17）	2006（H18）
事業目標	**校内暴力発生件数**		***1,386件***	**1,150件**	**1,000件**	**850件**
事業内容（項目）	①子どもたちと保護者・地域住民との交流活動への支援（学校数）		*40校*	45校	45校	45校
	②生徒指導リーダー教員養成研修（開催回数）		*8回*	8回	8回	8回
	③学校と警察との連携推進（連携地域数）		—	50地域	50地域	50地域
事業費（千円）	3か年の概算	56,000	*16,200*	22,035	17,000	17,000
内訳	県費	56,000	*16,200*	22,035	17,000	17,000

（２）総合型地域スポーツクラブ育成事業（基本事業　12205，13201）　〈教育委員会〉

子どもたちが、スポーツを通じて規範意識や社会性を身につけることができ、いつでも気軽に地域の人たちと一緒にスポーツに親しむ総合型地域スポーツクラブ[注)1]の育成を支援します。

①　総合型地域スポーツクラブのクラブマネージャー[注)2]やスポーツ指導者等の養成研修を行います。
②　総合型地域スポーツクラブの育成をめざす全国的にトップレベルの競技力を有するクラブチームが行うスポーツ教室等の活動を支援します。
③　競技種目ごとに、子どもたちの発育・発達段階に応じた適切なスポーツ指導を、計画的、継続的に一貫して実施します。
④　運動部活動の指導者が不足している中・高等学校へ、地域の指導者を派遣するなど、学校と地域との連携を進めます。

年　度			*2003（現状）*	2004（H16）	2005（H17）	2006（H18）
事業目標		**総合型地域スポーツクラブ数（累計）**	***9クラブ***	**20クラブ**	**30クラブ**	**40クラブ**
事業内容（項目）		①クラブマネージャー、スポーツ指導者等の養成研修（回数）	*2回*	4回	4回	4回
		②トップクラブチームへの活動支援　（支援チーム数）	*2チーム*	2チーム	2チーム	—
		③子どもたちの発達段階に応じた計画的・継続的な一貫指導　（実施競技団体数）	*37団体*	39団体	39団体	39団体
		④外部指導者の学校運動部活動への派遣　（人数）	*149人*	160人	160人	160人
事業費（千円）		3か年の概算　379,000	*120,407*	130,004	130,000	119,000
内訳	県費	260,000	*20,089*	26,918	122,000	111,000
	国費	24,000	*6,669*	7,866	8,000	8,000
	その他	95,000	*93,649*	95,220	0	0

注)1　総合型地域スポーツクラブ：39ページをご覧ください。
注)2　クラブマネージャー：39ページをご覧ください。

（３）心の相談体制整備事業（基本事業　12205，12207）　〈教育委員会〉

子どもたちが、ひとりで悩みを抱えることなく、安心して学校生活が送れるよう、子どもや保護者が気軽に相談できる体制を整備します。

①　中学校を中心に、臨床心理に関する専門的な知識や技能を有するスクールカウンセラー注)3の配置を進め、児童生徒の心の相談にあたります。
②　教育相談の専門性を有する教職員等を養成するための研修を行います。
③　総合教育センターにおける総合的な教育相談体制を充実します。

年　度			*2003（現状）*	2004（H16）	2005（H17）	2006（H18）
事業目標		**スクールカウンセラー配置学校数**	***66校***	**90校**	**100校**	**120校**
事業内容（項目）		①スクールカウンセラーの配置（学校数）	*66校*	90校	100校	120校
		②教職員へのカウンセリング研修（受講人数）	―	310名	220名	220名
		③総合的な教育相談体制の充実（臨床心理士の教育相談員数）	―	2人	4人	6人
事業費（千円）		3か年の概算　665,000	*134,452*	178,341	223,000	264,000
内訳	県費	362,000	*52,116*	99,428	122,000	141,000
	国費	303,000	*82,336*	78,913	101,000	123,000

（４）不登校対策事業（基本事業　12205）　〈教育委員会〉

不登校の子どもたちの社会的な自立をめざし、市町村教育委員会等と連携し、心理的なケアも含め学習の支援を行います。

①　適応指導教室における不登校児童生徒の学校復帰に向けた取組を支援します。
②　適応指導教室による家庭への訪問指導等を支援するとともに、訪問指導員のスキルアップ研修を行います。

年　度			*2003（現状）*	2004（H16）	2005（H17）	2006（H18）
事業目標		**指導により登校できるようになった児童生徒数**	***532人***	**570人**	**610人**	**650人**
事業内容（項目）		①適応指導教室への支援（教室数）	*17教室*	19教室	19教室	19教室
		②適応指導教室の訪問指導等への支援　（指導生徒数）	―	50人	50人	50人
事業費（千円）		3か年の概算　15,000	―	3,060	5,000	7,000
内訳	県費	15,000	―	3,060	5,000	7,000

注)3　スクールカウンセラー：26ページをご覧ください。

（５）非行防止地域ネットワーク推進事業（基本事業　12303）　〈生活部〉

青少年が犯罪・非行に走らず、犯罪に巻き込まれない環境づくりのため、日常的に、地域住民や関係機関が連携して、多様な非行防止活動を推進する「非行防止地域ネットワーク」のモデルをつくり、その成果の情報発信などにより、各地域での非行防止の取組につなげていきます。

①　青少年に身近な地域住民や地域の関係者が、非行防止や青少年育成に取り組む地域の関係機関・団体と連携し、犯罪や非行に走らない対策として、さらには、犯罪に巻き込まれない環境づくりに効果のある活動を行う地域ネットワークのモデルをつくり、その中での活動成果やノウハウなどを情報発信します。

年　度			*2003（現状）*	2004（H16）	2005（H17）	2006（H18）
事業目標	**住民や関係機関等の主体的・先駆的な非行防止活動が展開している地域数　（累計）**		**―**	**6 地域**	**11地域**	**11地域**
事業内容（項目）	①「非行防止地域ネットワーク」モデルの構築　（組織数）		―	6 組織	11組織	5 組織
事業費（千円）	3 か年の概算	25,000	―	7,000	12,000	6,000
内訳	県費	25,000	―	7,000	12,000	6,000

くらし12 ごみゼロ社会実現プログラム

主担当部局：環境森林部

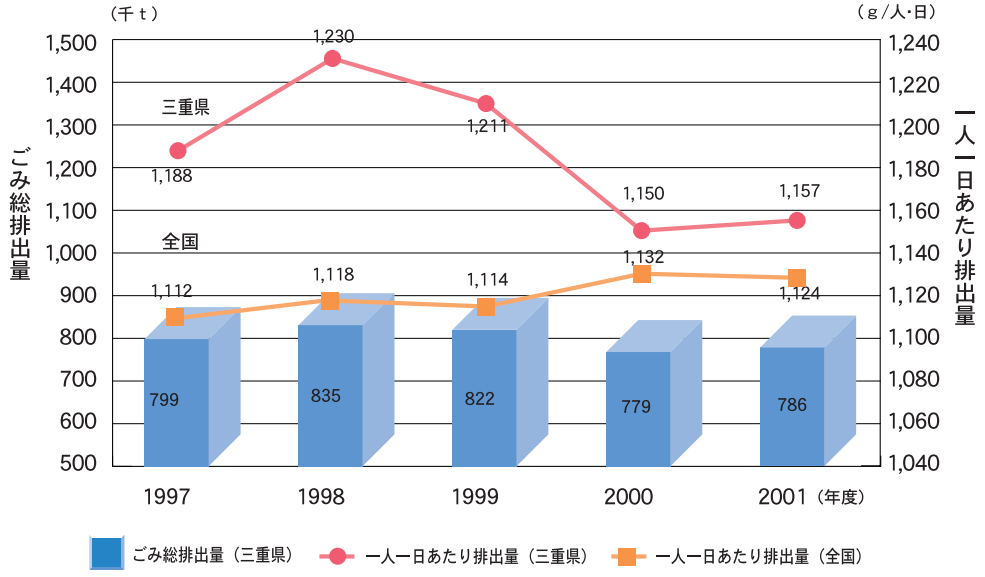
現状とプログラムのねらい

県では、これまで「最適生産・最適消費・廃棄ゼロ」を基調とした持続可能な資源循環型社会の構築をめざし、ごみの排出抑制、再使用、再生利用や広域処理システムの構築などに対処してきたところですが、今後はごみゼロ社会[注)1]の実現に向け、「ごみをどう処理するか」よりも「ごみを出さない」、「ごみをなくす」ことに重点を置き、ごみの処理体系を持続可能な循環型のものへと転換していく必要があります。

しかし、ごみゼロ社会は一朝一夕に実現できるものではなく、住民、事業者、行政などのあらゆる主体が一体となって相互に協力しながら、じっくりと進める必要があります。

そのため、ごみの発生から処分されるまで、再資源化も含めて、実態と問題点を把握する中で、住民、事業者、市町村等との協働のもとに、ごみの減量化に向けた具体的な将来像と道筋を明らかにし、ごみゼロ社会実現のための取組を進めます。

ごみ総排出量および一人一日あたり排出量の推移（1997～2001年度）



（資料）三重県環境森林部

注)1　ごみゼロ社会：「ごみを出さない生活様式」や「ごみが出にくい事業活動」が定着し、ごみの発生・排出が極力抑制され、排出された不用物は最大限資源として有効利用される社会をいいます。

プログラムの目標

住民、事業者、市町村等との協働のもとに、ごみの減量化に向けた具体的な将来像と道筋を明らかにし、ごみゼロ社会実現のための取組を進めます。

プログラムの取組

●協働の素地づくり

（1）「ごみゼロ社会」実現プラン策定事業

●県全域での展開に向けて

（2）モデル事業の実施

プログラムの事業費

（千円）

3　か　年	2004（H16）年度	2005（H17）年度	2006（H18）年度
107,000　程度	57,139	25,000	25,000

具体的な取組内容

取組方向　協働の素地づくり

（1）「ごみゼロ社会」実現プラン策定事業（基本事業　41101）　〈環境森林部〉

「ごみゼロ社会」実現プランを策定し、ごみの減量化に向けた具体的な将来像と道筋を明らかにします。

① プラン策定委員会の設置・開催
ごみゼロ社会実現に向けてのプランを策定するため、住民、事業者、市町村等の代表者からなるプラン策定委員会を設置します。

② アドバイザー会議の設置・開催
ごみゼロ社会実現に向けての基本的な方向や具体的な施策等を検討するため、住民、事業者、市町村等の関係者からなるアドバイザー会議を設置します。

③ 先進事例調査の実施
具体的な施策の検討にあたり、先進的なごみゼロに関する施策の調査を行います。

④ ごみに関する実態調査の実施
ごみ処理に係る県民意識調査等の実態調査を行い、ごみ処理に係る実態と問題点の把握を行います。

年　度		2003（現状）	2004（H16）	2005（H17）	2006（H18）
事業目標	**「ごみゼロ社会」実現プラン数**	**－**	**1件**	→	→
事業内容（項目）	①プラン策定委員会の設置・開催　（回数）	－	4回	3回	3回
	②アドバイザー会議の設置・開催　（回数）	－	6回	－	－
	③先進事例調査の実施　（回数）	－	1回	－	－
	④実態調査の実施　（件数）	－	5件	1件	1件
事業費（千円）	3か年の概算　71,000	－	57,139	7,000	7,000
内訳　県費	71,000	－	57,139	7,000	7,000

（２）モデル事業の実施（基本事業　41101）　〈環境森林部〉

具体的施策を効果的なものとするため、ごみの減量化に関するモデル事業をとおして、事前に課題を整理、解決します。

①　モデル事業を実施し、アドバイザー会議等での検討結果を検証するとともに、2007年度（平成19年度）からの具体的施策の実施にあたっての課題を整理し、解決します。

年　度			2003（現状）	2004（H16）	2005（H17）	2006（H18）
事業目標	**モデル事業実施数**		**－**	**－**	**3件**	**3件**
事業内容（項目）	①ごみの減量化に関するモデル事業の実施	（件数）	－	－	3件	3件
事業費（千円）	3か年の概算	36,000	－	－	18,000	18,000
内訳	県費	36,000	－	－	18,000	18,000

くらし13 不法投棄のない安全な循環型社会実現プログラム

主担当部局：環境森林部

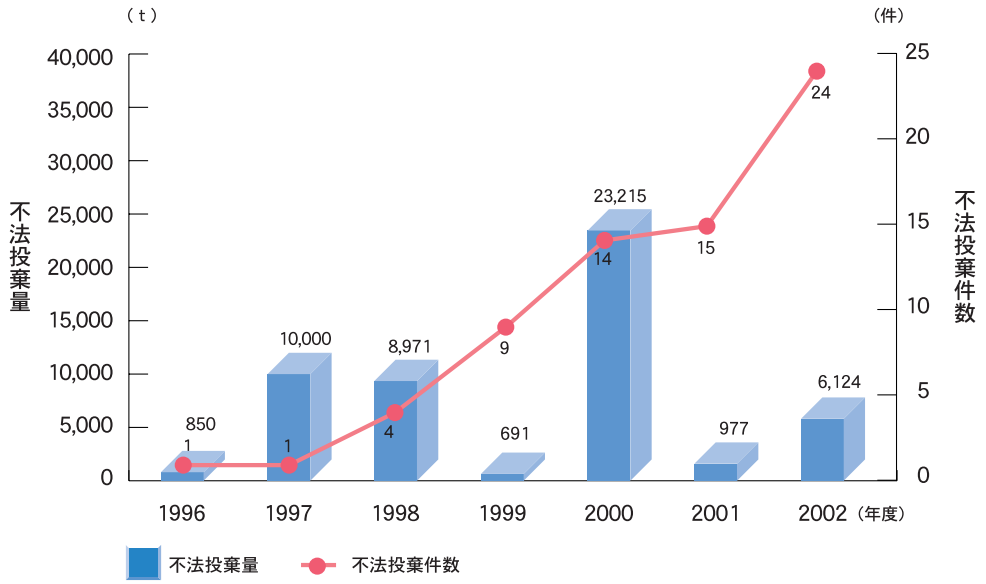
現状とプログラムのねらい

産業廃棄物の不法投棄等による生活環境保全上の支障等を除去するため、県では桑名市と亀山市の不適正処理事案について、代執行により支障等の除去を行ってきました。

一方、国においては、2003年（平成15年）６月に新たな法律を制定し、都道府県等が行う生活環境保全上の支障等の除去を従来よりも支援するしくみを整備しました。

このような国の動きもふまえながら、将来、生活環境保全上の支障等が懸念されている不適正処理事案に対して、従来よりも幅を広げた調査を実施して安全性を確認するとともに、不法投棄等の未然防止に向けて、市町村等と協働で監視体制を強化することにより、県民の不安を払拭します。

産業廃棄物の不法投棄件数および投棄量（1996～2002年度）



（注）各年度に新たに確認された１件あたりの不法投棄量が10トン以上または有害廃棄物等を含む不法投棄事案

（資料）三重県環境森林部

プログラムの目標

過去の不法投棄等に対する安全性の確認を行い、県民の不安を払拭するとともに、市町村等と協働で不法投棄等に対する監視体制を強化することにより、不法投棄等の未然防止対策を進めます。

プログラムの取組

●県民の不安の払拭に向けて

（1）不法投棄等の是正推進事業

●不法投棄等の未然防止に向けて

（2）産業廃棄物監視指導重点事業

プログラムの事業費

（千円）

3　か　年	2004(H16)年度	2005(H17)年度	2006(H18)年度
528,000　程度	147,890	190,000	190,000

具体的な取組内容

取組方向　県民の不安の払拭に向けて

（１）不法投棄等の是正推進事業（基本事業　41103）　〈環境森林部〉

生活環境保全上の支障等が懸念されている不適正処理事案の安全性の確認と是正を進めます。

①　過去の不適正処理事案の中で、生活環境保全上の支障等が懸念されている県内11か所の事案について、３年間で安全性確認調査を行い、生命・健康被害など生活環境保全上の支障等があると判断されたところについては、国の財政的支援を受けて支障等の除去を進めます。

②　国の支援を得られない事案についても、県が必要と認めるものについては、新たなルールを定めた上で、市町村と協働して支障等の除去に取り組みます。

年　度		*2003（現状）*	2004（H16）	2005（H17）	2006（H18）
事業目標	**安全性確認調査未実施件数**	***11件***	**6 件**	**3 件**	**0 件**
事業内容（項目）	①安全性確認調査の実施（か所数）	－	5 か所	3 か所	3 か所
	②市町村との協働による支障等の除去（か所数）	－	－	2 か所	2 か所
事業費（千円）	3 か年の概算　515,000	－	143,045	186,000	186,000
内訳　県費	515,000	－	143,045	186,000	186,000

※　事業費には①による支障等の除去の費用は含んでいません。

（２）産業廃棄物監視指導重点事業（基本事業　41103）　〈環境森林部〉

不法投棄等の未然防止に向けて、市町村等と協働で監視体制を強化します。

①　県と市町村、森林組合との間で産業廃棄物の不法投棄等の監視、通報に関する協働協定を締結し、市町村等に対して監視に必要な器材を提供します。
②　警察が設置する車両監視システムを活用し、監視パトロールを強化します。

年　度			*2003（現状）*	2004（H16）	2005（H17）	2006（H18）
事業目標	**監視連携している市町村等数（累計）**		**―**	**33市町村等**	**56市町村等**	**76市町村等**
事業内容（項目）	①市町村等への監視用器材の提供　（市町村等数）		―	23市町村 10組合	23市町村	20市町村
	②警察の車両監視システムを活用したパトロール　（回数）		―	120回	120回	120回
事業費（千円）	3か年の概算	13,000	―	4,845	4,000	4,000
内訳	県費	13,000	―	4,845	4,000	4,000

くらし14 海・山・川身近な自然の保全プログラム（生活排水処理緊急対策）

主担当部局：環境森林部

現状とプログラムのねらい

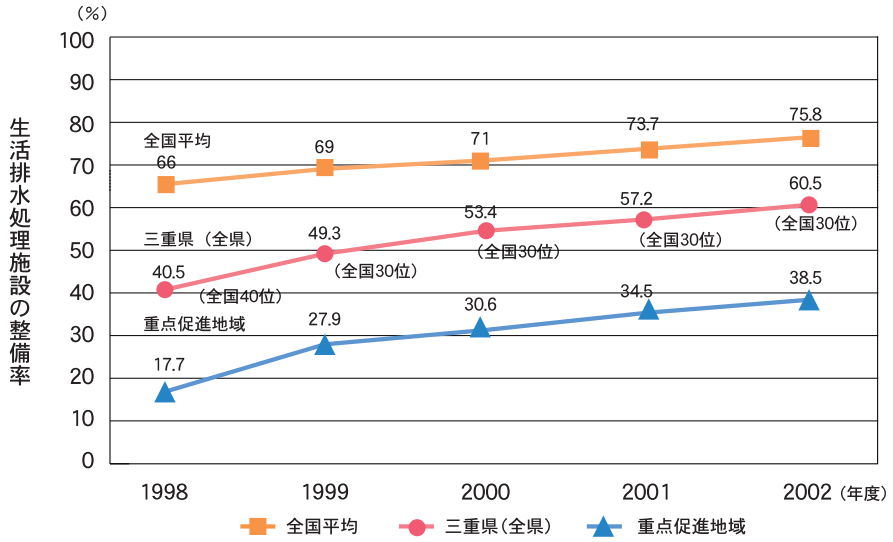
河川や海は、県民にとって身近な自然とのふれあいの場であり、良好な水環境を保全していく必要があります。

しかし、現状は河川の中・下流域における汚濁物質の流入により水質が低下し、環境基準の達成が遅れている河川や海域が見られます。

この水質汚濁の最大の要因は生活排水であり、これまでは、人口が集中している地域において下水道による整備を重点的に進めてきましたが、下水道整備計画がない地域では、生活排水の処理の遅れが見られます。

このため、特に生活排水処理施設[注)1]の整備率が低く、下水道処理施設での整備が見込まれない地域において、合併処理浄化槽や農業集落排水処理施設による整備を短期間に重点的に支援することにより、生活排水処理施設の集中的な整備を促進し、水質の改善を進めます。

生活排水処理施設の整備率の推移（1998～2002年度）



※重点促進地域：水質改善が特に必要な地域であり、かつ生活排水処理施設の整備が遅れている地域

※生活排水処理施設の整備率：下水道、農・漁業集落排水処理施設、合併処理浄化槽などの生活排水処理施設による処理が可能な地域の居住人口（各家庭で宅内配管を行えば利用できる人口）を住民基本台帳人口で除して求めた数値です。

生活排水処理施設の整備率（%）

	1998年度	1999年度	2000年度	2001年度	2002年度
重点促進地域	17.7	27.9	30.6	34.5	38.5
三重県（全県）	40.5	49.3	53.4	57.2	60.5
全国平均	66	69	71	73.7	75.8

（資料）全国データは環境省「汚水処理人口普及状況について」、三重県データは三重県環境森林部

プログラムの目標

水質改善が特に必要な地域であり、かつ生活排水処理施設の整備が遅れている地域において、合併処理浄化槽や農業集落排水処理施設を集中的に整備することにより、水質の改善を進めます。

プログラムの取組

●**合併処理浄化槽の設置の促進に向けて**

（１）合併処理浄化槽整備重点促進事業

●**農業集落排水処理施設の整備の促進に向けて**

（２）農業集落排水整備重点促進事業

プログラムの事業費

（千円）

3　か　年	2004（H16）年度	2005（H17）年度	2006（H18）年度
3,150,000　程度	1,128,877	1,221,000	800,000

注）1　生活排水処理施設：164ページをご覧ください。

具体的な取組内容

取組方向 **合併処理浄化槽の設置の促進に向けて**

（１）合併処理浄化槽整備重点促進事業（基本事業　41302）　〈環境森林部〉

水質改善が特に必要な地域であり、かつ生活排水処理施設の整備が遅れている地域において、短期間に設置が可能である等の特性を有する合併処理浄化槽の整備を重点的に進めます。

① 合併処理浄化槽の適正な管理が徹底される市町村整備への移行を促進するため、市町村が事業主体となって行う合併処理浄化槽の整備を支援します。
② 単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への付け替えなど、個人が行う合併処理浄化槽の設置を支援します。

年　度		*2003（現状）*	2004（H16）	2005（H17）	2006（H18）
事業目標	**水質改善が特に必要な地域であり、かつ生活排水処理施設の整備が遅れている地域における合併処理浄化槽による生活排水処理施設整備率（累計）**	***27.5%***	**29.0%**	**30.5%**	**32.1%**
事業内容（項目）	①市町村が行う合併処理浄化槽整備への補助　（基数）	－	500基	900基	1,300基
	②個人が設置する合併処理浄化槽の設置費の補助（基数）	－	2,500基	2,100基	1,700基
	計　①＋②	－	3,000基	3,000基	3,000基
事業費（千円）	3か年の概算　1,314,000	－	423,453	438,000	453,000
内訳　県費	1,314,000	－	423,453	438,000	453,000

（２）農業集落排水整備重点促進事業（基本事業　41302，53201）　〈農水商工部〉

水質改善が特に必要な地域であり、かつ生活排水処理施設の整備が遅れている地域において、農業集落排水処理施設の整備を重点的に進めます。

①　農業集落排水処理施設の整備を行う市町村を支援します。

年　度			*2003（現状）*	2004（H16）	2005（H17）	2006（H18）
事業目標		**水質改善が特に必要な地域であり、かつ生活排水処理施設の整備が遅れている地域における農業集落排水処理施設による生活排水処理施設整備率（累計）**	***3.3%***	**3.7%**	**4.0%**	**4.2%**
事業内容（項目）		①農業集落排水処理施設の整備費の補助　（地区数）	*6 地区*	6 地区	4 地区	1 地区
事業費（千円）		3 か年の概算　1,836,000	*245,479*	705,424	783,000	347,000
内訳	県費	354,000	*58,662*	132,552	108,000	113,000
	国費	1,482,000	*186,817*	572,872	675,000	234,000

くらし15 みんなで取り組む CO_2 排出削減プログラム

主担当部局：環境森林部

現状とプログラムのねらい

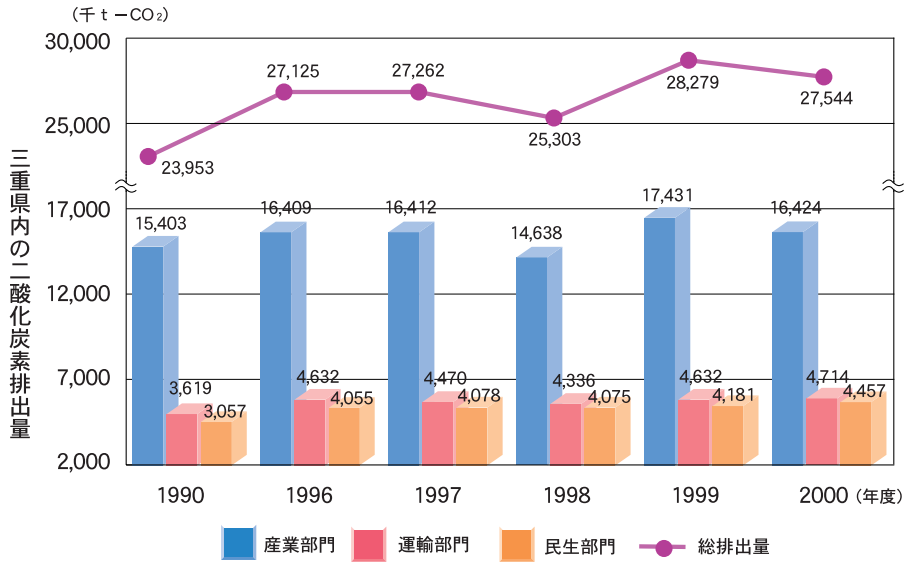
地球温暖化[注)1]の防止のため、県では「チャレンジ６－三重県地球温暖化対策推進計画－」[注)2]を策定し、二酸化炭素（CO_2）等の温室効果ガス[注)3]の排出量を、2010年までに1990年比で６％削減することとしています。

しかし、実際の排出量は増加傾向にあり、2000年度の排出量は1990年比で15％の増加となっています。

京都議定書が発効すれば、国は産業、民生、運輸の各主体に対し、規制や経済的措置を含め抜本的な対策を進めなければ達成できない状況にあります。

このため、京都議定書の第一約束期間（2008年～2012年）に予想される国内の削減対策に、県内で混乱を来たすことなくスムーズに対応できる体制づくりを行い、地球温暖化防止対策を進めます。

二酸化炭素（CO_2）総排出量および各部門別排出量の推移（1990～2000年度）



三重県内の二酸化炭素排出量　（単位：千ｔ－CO_2）

	1990年	1996 年	1997年度	1998年度	1999年度	2000年度	1990年比(%)
産業部門	15,403	16,409	16,412	14,638	17,431	16,424	6.6
運輸部門	3,619	4,632	4,470	4,336	4,632	4,714	30.3
民生部門	3,057	4,055	4,078	4,075	4,181	4,457	45.8
合計	23,953	27,125	27,262	25,303	28,279	27,544	15.0

（資料）三重県環境森林部

注)1　地球温暖化：160ページをご覧ください。
注)2　チャレンジ６－三重県地球温暖化対策推進計画－：160ページをご覧ください。
注)3　温室効果ガス：160ページをご覧ください。

プログラムの目標

地球温暖化の原因物質である二酸化炭素（CO_2）の削減に向けて、実効性のある県内体制を整備し、地球温暖化防止対策を進めます。

プログラムの取組

●**取組体制の整備に向けて**
（1）地球温暖化防止活動推進センター事業

●**地域での取組の充実に向けて**
（2）地球温暖化対策地域協議会支援事業

●**すべての県民の参加に向けて**
（3）県民総参加によるエコポイント推進事業

●**二酸化炭素排出削減制度の検討**
（4）地球温暖化防止手法検討事業

●**新エネルギーの導入促進に向けて**
（5）地球にやさしい新エネルギー導入推進事業

プログラムの事業費

（千円）

3　か　年	2004（H16）年度	2005（H17）年度	2006（H18）年度
670,000　程度	193,816	232,000	244,000

具体的な取組内容

取組方向 取組体制の整備に向けて

（１）地球温暖化防止活動推進センター事業（基本事業　41202）　〈環境森林部〉

三重県における地球温暖化防止の活動拠点を整備し、温暖化防止対策を進めます。

①　「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく「三重県地球温暖化防止活動推進センター」を指定します。
②　地球温暖化防止活動推進センターを活用して、温暖化防止に関する県内の体制づくり、地球温暖化防止活動推進員の養成、調査研究、普及啓発、情報提供等を行います。

年　度			*2003（現状）*	2004（H16）	2005（H17）	2006（H18）
事業目標		**三重県地球温暖化防止活動推進センター事業数**	**－**	**3件**	**4件**	**4件**
事業内容（項目）		①三重県地球温暖化防止活動推進センターの指定	－	指定	→	→
		②地球温暖化防止活動推進員の養成　（人数）	－	30人	30人	30人
事業費（千円）		3か年の概算　39,000	－	10,292	14,000	15,000
内訳	県費	32,000	－	8,792	11,000	12,000
	国費	8,000	－	1,500	3,000	3,000

取組方向 地域での取組の充実に向けて

（２）地球温暖化対策地域協議会支援事業（基本事業　41202）　〈環境森林部〉

地域における地球温暖化防止の活動体制を整え、二酸化炭素排出削減に向けた取組を促進します。

①　地域で二酸化炭素排出削減の取組を推進するため、「地球温暖化対策地域協議会」の設立を促進します。
②　「地球温暖化対策地域協議会」が実施する二酸化炭素排出削減対策のための事業を支援します。

年　度			*2003（現状）*	2004（H16）	2005（H17）	2006（H18）
事業目標		**地球温暖化対策地域協議会数（累計）**	**－**	**3団体**	**6団体**	**9団体**
事業内容（項目）		①地球温暖化対策地域協議会設立数　（団体数）	－	3団体	3団体	3団体
		②地域協議会が実施する事業に対する補助　（件数）	－	3件	3件	3件
事業費（千円）		3か年の概算　111,000	－	12,958	49,000	49,000
内訳	県費	111,000	－	12,958	49,000	49,000

（３）県民総参加によるエコポイント推進事業（基本事業　43201）　〈環境森林部〉

業界団体、市町村、NPO等との協働により、県民の自主的な二酸化炭素排出削減活動を促進します。

① 二酸化炭素排出削減活動を推進するため、業界団体、市町村、NPO等で構成する協議会を設置します。
② 協議会に活動促進のための部会を設け、県民が行う電気使用量等の削減活動、植樹活動、レジ袋削減活動、パーク・アンド・ライド[注)4]活動などの自主的な取組を支援します。

年　度		2003（現状）	2004（H16）	2005（H17）	2006（H18）
事業目標	**エコポイント推進事業参加者数**	**―**	**140,000人**	**180,000人**	**230,000人**
事業内容（項目）	①活動を推進する協議会および活動部会の設置	―	4部会	→	→
	②県民が行う二酸化炭素排出削減活動に対し、自主的な取組を促進するための支援（活動分野数）	―	4分野	4分野	4分野
事業費（千円）	3か年の概算　71,000	―	19,147	24,000	28,000
内訳　県費	71,000	―	19,147	24,000	28,000

注)4　パーク・アンド・ライド：郊外の駐車場に自動車を停め、そこから市街地へ公共交通機関（バスや電車）に乗り換えることにより、通勤時間帯等の交通量を減らし、渋滞を緩和し、エネルギー消費を抑えるとともに、大気汚染物質の排出削減をめざす方式のことをいいます。

（４）地球温暖化防止手法検討事業（基本事業　41202）　〈環境森林部〉

事業者等の二酸化炭素排出削減の実効性を確保するため、住民や事業者との協働のもとで、条例の改正も視野に入れた新たな制度の検討を行います。

① 二酸化炭素排出の削減を促進するための具体的で実効性のある制度についての検討を行います。
② 新たな制度検討の基礎資料とするため、県民等の意識や事業者の二酸化炭素排出削減対策の取組実態を調査します。
③ 二酸化炭素排出削減のための新たな制度導入に関するセミナーや説明会を開催します。

年　度		*2003（現状）*	2004（H16）	2005（H17）	2006（H18）
事業目標	**新たな二酸化炭素排出削減制度数　（累計）**	***1件***	**1件**	**3件**	**3件**
事業内容（項目）	①二酸化炭素排出削減のための制度検討会の開催（回数）	－	6回	0	0
	②県民等意識調査・事業者の取組状況の実態調査の実施（回数）	－	1回	0	0
	③セミナー・説明会の開催（回数）	－	1回	5回	20回
事業費（千円）	3か年の概要　16,000	－	11,769	1,000	3,000
内訳　県費	16,000	－	11,769	1,000	3,000

（５）地球にやさしい新エネルギー導入推進事業（基本事業　44301）　〈総合企画局〉

直接的な二酸化炭素排出削減と県民への地球温暖化対策の普及啓発のため、新エネルギーの導入を促進します。

① 県民への新エネルギーの普及啓発を行うため、県立高校や県立病院などの県施設へ太陽光発電システムを率先導入します。
② 住宅用太陽光発電システムの普及事業を実施する市町村を支援します。
③ 小中学校等の学校施設へ太陽光発電システムの導入を行う市町村等を支援します。

年　度			*2003（現 状）*	2004（H16）	2005（H17）	2006（H18）
事業目標		**太陽光発電導入量（発電能力）（累計）**	***1,192kW***	**3,522kW**	**6,092kW**	**8,902kW**
事業内容（項目）		①県施設への太陽光発電システムの率先導入（か所数）	―	5 か所（50kW）	5 か所（50kW）	5 か所（50kW）
		②住宅用太陽光発電システムの普及に対する市町村への補助（件数）	*268件（1,072kW）*	540件（2,160kW）	600件（2,400kW）	660件（2,640kW）
		③学校施設への太陽光発電システムの設置に対する補助（か所数）	*7 か所（120kW）*	6 か所（120kW）	6 か所（120kW）	6 か所（120kW）
事業費（千円）		3 か年の概算　433,000	*69,876*	139,650	144,000	149,000
内訳	県費	225,000	―	3,779	108,000	113,000
	国費	108,000	―	36,225	36,000	36,000
	その他	100,000	*69,876*	99,646	―	―



みえの絆づくり

交通網の発達やＩＴ（情報技術）の急速な進歩は、私たちに生活の便利さや社会・経済の国際化をもたらしました。しかし一方で激しい競争社会を助長し、とかく効率性・経済性の追求が重視されるようにもなりました。このため、私たち一人ひとりの家族や地域でのささえあいや助け合いを大切にする心が少し薄れつつあると感じる人も増えています。

人や地域のささえあいや助け合い、いわゆる“絆”を大切にする心は、“みえけん愛を育む　しあわせ創造県”を実現するためには必要不可欠なものであり、この“絆”を重んじる心は、まず私たち一人ひとりが、人を愛し、地域を愛する気持ちを持つことが大切です。

こうした気持ちは、人や地域の積極的な交流・連携をとおして、県民一人ひとりが互いの個性を認め合うことや、私たちの住む地域の良さを再確認することなどにより育まれるものと考えています。

私たちは、こうした人や地域の交流・連携を積極的に進めていくために、地域の魅力を活用した集客や交流、誰もが参画できる地域社会づくり、交流・連携の基礎となる社会基盤整備などを重点的に取り組んでいきます。また、これらの取組は地域の枠組みを超え、国際社会の一員として世界の人びととの交流にまで広げていきます。

これら積極的な“みえの絆づくり”は、私たちのめざす“しあわせ創造県”の実現や、前述の「みえの元気づくり」、「みえのくらしづくり」へとつながる大切な土台づくりとなるものです。

「絆」社会の実現のために、人や地域の個性を生かした交流・連携を進めます。

- **絆1** 観光みえの魅力増進プログラム
- **絆2** 歴史的・文化的遺産等を活かした三重の魅力づくりプログラム
- **絆3** 熊野古道の保全と活用による地域活性化プログラム
- **絆4** 高速道路と市町村合併を支援する道路整備プログラム
- **絆5** 県民との協働でつくる一人ひとりが尊重され、誰もが参画できる社会づくりプログラム
- **絆6** 国際貢献・外国人との共生社会推進プログラム
- **絆7** 分権・自治推進プログラム

絆1 観光みえの魅力増進プログラム

主担当部局：農水商工部

現状とプログラムのねらい

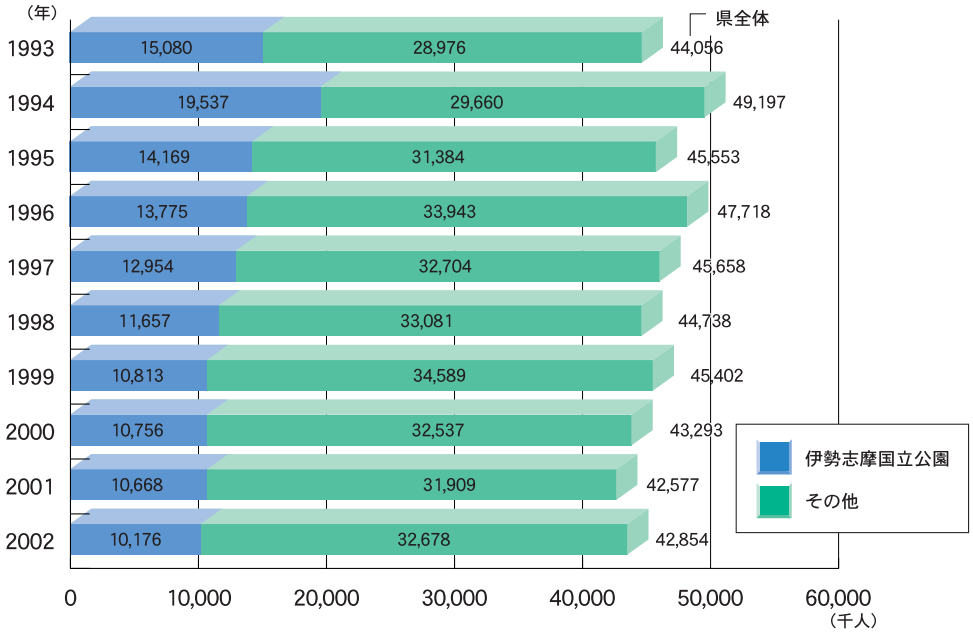
本県の観光レクリエーション入込客数は減少傾向にあり、2002年(平成14年)の入込客数は、1994年(平成６年)のピーク時と比較すると、約87％に落ち込んでおり（1994年:49,197千人・2002年:42,854千人）、特に伊勢志摩地域での落ち込みが著しくなっています（1994年:19,537千人・2002年:10,176千人）。

2004年(平成16年)には、熊野古道の世界遺産登録や芭蕉生誕360年イベントが予定され、また2005年(平成17年)には、中部国際空港の開港や愛・地球博の開催など、本県への誘客の起爆剤となる行事が予定されています。さらには、国が「グローバル観光戦略」を策定し、積極的に外客誘致に打って出るなど、本県の観光をとりまく状況は新たなチャンスを迎えています。

これらの機会を的確にとらえ、県内各地域が持っている地域の魅力をさらに向上させていくことが、県内外の人や地域との活発な交流・連携を促進することとなり、ひいては県内への観光客の増加、県内観光産業の活性化にまでつながっていくものと考えています。

このため、県内各地の地域の魅力を生かした観光商品づくりや、快適で魅力的な観光交流空間づくりなどの取組を積極的に行い、県民自らが誇れ、また観光客にとっても魅力のある地域づくりを進めていきます。

三重県の観光レクリエーション入込客数の推移



（出典）三重県農水商工部「観光リクリエーション入込客推計書」

プログラムの目標

地域が持つ資源を十分に生かし、観光みえの魅力の向上に努めます。

プログラムの取組

●地域の魅力を発揮させ、観光客の誘客に向けて

（１）観光商品づくり推進事業
（２）観光客誘客推進事業
（３）外客誘致推進事業

●地域の魅力に磨きをかけ、観光客の誘客に向けて

（４）伊勢志摩快適空間創造事業
（５）松阪・東紀州地域交流空間創造事業
（６）まちづくりプロジェクト事業

プログラムの事業費

（千円）

3　か　年	2004（H16）年度	2005（H17）年度	2006（H18）年度
1,576,000　程度	486,537	490,000	599,000

具体的な取組内容

取組方向 **地域の魅力を発揮させ、観光客の誘客に向けて**

（１）観光商品づくり推進事業（基本事業　23301）　〈農水商工部〉

多くの観光客が本県を訪れるようにするため、観光資源の発掘から観光商品の販売まで一貫したシステムを構築し、地域の観光資源を活用した多様な観光商品づくりを行います。

① 三重の観光プロデューサーを配置し、プロデューサーが市町村などと連携を取りながら地域の観光資源を観光商品へと仕上げる取組を行います。
② 観光資源の発掘や開発など市町村等が広域的に行う取組を支援します。
③ プロデューサーが仕上げた観光商品の販売を促進する体制を整備します。

年　度		*2003（現状）*	2004（H16）	2005（H17）	2006（H18）
事業目標	**観光商品の提供件数　（累計）**	**－**	**15件**	**30件**	**50件**
事業内容（項目）	①三重の観光プロデューサーの配置　（配置人数）	－	１名	１名	１名
	②観光商品づくりに係る広域的な取組への支援（件数）	－	５件	５件	５件
	③観光商品の販売促進体制の整備	－	体制整備	→	→
事業費（千円）	３か年の概算　114,000	－	38,492	38,000	38,000
内訳　県費	114,000	－	38,492	38,000	38,000

（２）観光客誘客推進事業（基本事業　23301）　〈農水商工部〉

熊野古道の世界遺産登録や芭蕉生誕360年イベントなどの旬の行事を契機に、多くの観光客を本県へ誘客します。

① 旬の行事を活用し、誘客キャンペーンを行います。
② 熊野古道において利便性の高い交通アクセスを整備するため、駅などの基点や名古屋・伊勢志摩と熊野古道とを結ぶバスを運行させます。
③ 観光客に快適な旅行環境をつくるため、旅先を歩きながら観光や防災などの情報を、携帯電話を使用して得ることができるシステムを構築します。
④ 地域のさまざまな体験プログラムなどを活用し、修学旅行の誘致に取り組むため、誘致ＰＲの手法を整備します。

年　度			2003(現状)	2004(H16)	2005(H17)	2006(H18)
事業目標	**観光ルートの提供件数（累計）**		**－**	**10件**	**20件**	**20件**
事業内容（項目）	①旬の行事に合わせた誘客キャンペーンの実施（行事数）		－	2行事	1行事	1行事
	②熊野古道循環シャトルバスの運行（台数）		－	4台	4台	－
	③携帯電話活用観光関連情報提供システムの構築		－	1式	－	－
	④修学旅行誘致ＰＲ用ビデオ・ＣＤ・ホームページの製作		－	1式	－	－
事業費(千円)	3か年の概算	205,000	－	110,120	80,000	15,000
内訳 県費		205,000	－	110,120	80,000	15,000

（３）外客誘致推進事業（基本事業　23303）　〈農水商工部〉

多くの外国人観光客が本県を訪れるようにするため、海外向けのプロモーション活動を展開します。

外国人観光客を本県に呼び込むためには、まず本県の魅力を知ってもらうことが必要であるため、次のさまざまな手段を用いて、東南アジア地域の観光客を主なターゲットに本県の魅力を発信していきます。

① 外国語版のガイドマップの作成
② 外国語版のホームページの作成
③ 国内外での観光展への出展
④ 海外の新聞・雑誌への広告掲載
⑤ 海外エージェント（旅行業者）への商品造成の働きかけ
⑥ 東海３県１市が共同で設置する中部国際空港観光案内所での観光案内

年　度			2003(現状)	2004(H16)	2005(H17)	2006(H18)
事業目標	**外客誘致プロモーション件数**		**－**	**5件**	**5件**	**5件**
事業内容（項目）	①外国語版観光ガイドマップの作成（外国語数）		－	4か国語	－	－
	②外国語版ホームページの作成（外国語数）		－	3か国語	－	－
	③観光展への出展（回数）		－	2回	2回	1回
	④海外の新聞・雑誌への広告記事掲載（国数）		－	1か国	1か国	2か国
	⑤海外エージェントへの商品造成の働きかけ（国数）		－	1か国	1か国	1か国
	⑥中部国際空港内共同観光案内所の設置・運営		－	設置・運営	運営	→
事業費(千円)	3か年の概算	149,000	－	64,542	42,000	42,000
内訳 県費		149,000	－	64,542	42,000	42,000

（４）伊勢志摩快適空間創造事業（基本事業　23302，52302）　〈県土整備部〉

伊勢志摩地域において、景観や街並みに代表される空間快適性を向上させることにより、観光客が訪れたくなるまちづくり、住民が誇れるまちづくりを推進します。

①　モデル地区ごとに地域住民・市町村が参画する検討部会を開催します。
②　「伊勢志摩空間快適性向上整備計画」をもとに、「伊勢二見地域の観光交流空間づくり事業」とも連携をはかりながら、地域住民・市町村との協働により、空間快適性向上のための具体的な取組内容について検討し、実践します。
（モデル地区：伊勢市駅前・外宮地区、伊勢市河崎問屋街地区、鳥羽駅周辺地区、二見町旅館街地区、大王町波切地区）

年　度			*2003（現状）*	2004（H16）	2005（H17）	2006（H18）
事業目標	**整備計画に基づく取組内容着手率**		***45%***	**55%**	**70%**	**70%**
事業内容（項目）	①地区別検討部会の開催（地区数）		*5地区*	5地区	5地区	－
	②地区別実践活動の実施（地区数）		*5地区*	5地区	5地区	－
事業費（千円）	3か年の概算	9,000	*6,788*	4,925	4,000	－
内訳　県費		9,000	*6,788*	4,925	4,000	－

（５）松阪・東紀州地域交流空間創造事業（基本事業　23302，52302）　〈県土整備部〉

歴史と文化を生かしたまちづくりをめざしている松阪市や熊野古道の世界遺産登録が予定されている東紀州地域において、それぞれの地域資源を利活用した景観や街並みを創造することで、個性豊かで魅力あるまちづくりを推進します。

①　松阪市および東紀州地域において、地域住民・市町村が参画する地区別検討部会を開催します。
②　地区別検討部会において、交流空間整備計画を策定し、計画的な整備推進をはかります。
③　交流空間整備計画をもとに、地域住民・市町村との協働により、交流空間創造のための具体的な取組内容について検討し、実践します。

年　度			*2003（現状）*	2004（H16）	2005（H17）	2006（H18）
事業目標	**整備着手地区数**		**－**	**－**	**2地区**	**4地区**
事業内容（項目）	①地区別検討部会の開催（地区数）		－	4地区	4地区	4地区
	②交流空間整備計画の策定		－	松阪市 東紀州地域	－	－
	③地区別実践活動の実施（地区数）		－	－	松阪1地区 東紀州 1地区	東紀州 3地区
事業費（千円）	3か年の概算	22,000	－	16,458	2,000	4,000
内訳　県費		22,000	－	16,458	2,000	4,000

（6）まちづくりプロジェクト事業（基本事業　52301，52302）　〈県土整備部〉

景観づくりや街並みづくりに寄与する社会資本の整備について、構想・計画段階から住民参画を進め、さらにハード整備を進めていくことで、個性豊かで魅力あるまちづくりを推進します。

① 伊勢志摩地域において、「伊勢志摩快適空間創造事業」と連携をはかりながら、空間快適性向上のためのハード整備を実施します。
② 松阪市や東紀州地域において、「松阪・東紀州地域交流空間創造事業」と連携をはかりながら、交流空間創造のためのハード整備を実施します。

年　度			*2003（現 状）*	2004（H16）	2005（H17）	2006（H18）
事業目標		**整備地区数**	***2地区***	**2地区**	**3地区**	**3地区**
事業内容（項目）		①伊勢志摩快適空間創造事業関連ハード整備の実施（地区数）	*2地区（鳥羽駅前国道42号沿い、大王町波切海岸）*	2地区（鳥羽駅前国道42号沿い、伊勢市外宮参道）	1地区（伊勢市外宮参道）	－
		②松阪・東紀州地域交流空間創造事業関連ハード整備の実施（地区数）	－	－	2地区（松阪市旧参宮街道、東紀州地域1地区）	3地区（東紀州地域3地区）
事業費（千円）		3か年の概算　1,076,000	*252,000*	252,000	324,000	500,000
内訳	県費	951,000	*177,000*	127,000	324,000	500,000
	県債	125,000	*75,000*	125,000	－	－

絆2 歴史的・文化的遺産等を活かした三重の魅力づくりプログラム

主担当部局：生活部

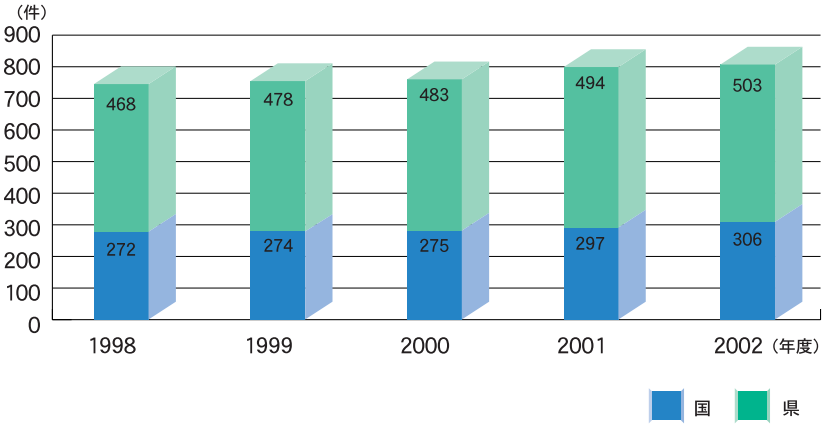
現状とプログラムのねらい

三重県には、個性と魅力ある歴史的・文化的遺産等が数多く存在していますが、それらが、持続的・発展的な地域づくりに十分活用されているとは言えない状況にあります。

このため、これらの遺産を地域の誇りにできるものとして、さらには、貴重な三重の魅力の一つとしてとらえ、適切な価値認識を前提とした、地域住民との協働による保護・保全活動および地域づくりへの活用に結びつける取組を展開します。

さらに、県内のさまざまな文化的な資産を活用した、心豊かな三重県づくりのためのグランドデザインを描き、総合的な戦略のもとに、その実現に向けた取組を推進します。

県内の国・県指定文化財等の件数



（出典）三重県教育委員会「三重県の文化財保護」



プログラムの目標

地域の歴史的・文化的遺産等を、地域住民が積極的に保全・活用するなど、三重の魅力につなげるための環境をつくります。

プログラムの取組

●地域の中での環境づくり

（1）歴史的・文化的遺産を活かした風情あるまちづくり推進事業

（2）文化戦略推進事業

●行政の事業推進の中での環境づくり

（3）歴史的・文化的遺産を活かした県事業等の推進環境づくり事業

（4）歴史資料の保存活用環境づくり事業

プログラムの事業費

（千円）

3　か　年	2004（H16）年度	2005（H17）年度	2006（H18）年度
86,000　程度	26,898	29,000	30,000

具体的な取組内容

取組方向 地域の中での環境づくり

（１）歴史的・文化的遺産を活かした風情あるまちづくり推進事業（基本事業　13104）〈生活部〉

各地域における、歴史的・文化的遺産を保全・活用したまちづくり活動が、活発に展開される環境づくりを地域住民等との協働で進めます。

① 県民が地域の歴史的・文化的遺産の価値に気づく仕掛（活動）やそれらの遺産を活用したまちづくりの取組を、各地域において住民等との協働で推進します。
② 築50年以上の道標、常夜燈、野仏など文化財指定はないが、その価値が認められる遺産の現状調査を行い、社寺・近代化遺産・伝統行事・祭りなどの既存の調査情報、指定文化財データも含めて「歴史的・文化的遺産レッドデータブック」として編集します。
③ 「歴史的・文化的遺産 保全活用アドバイザー」として、有形・無形の文化財の歴史的・文化的価値を判別し、保全・管理できる「文化財まもりすと（仮称）」と、価値のある古民家等の建築物を掘り起こし、修復活動をコーディネートできる「古民家まもりすと（仮称）」を養成します。

年　度		*2003（現状）*	2004（H16）	2005（H17）	2006（H18）
事業目標	**歴史的・文化的遺産保全活用アドバイザー養成数　（累計）**	**－**	**－**	**140人**	**280人**
事業内容（項目）	①歴史的・文化的遺産の価値の気づきを生む仕掛（活動）やそれらの遺産を活用したまちづくりの取組の推進（実施地域数）	*6地域*	6地域	6地域	6地域
	②「歴史的・文化的遺産レッドデータブック」の作成（作成地域数）	－	2地域	3地域	4地域
	③歴史的・文化的遺産保全活用アドバイザーの養成講座の開催　（講座開催数）※1講座15回	－	－	2講座	2講座
事業費（千円）	3か年の概算　36,000	*2,093*	14,898	10,000	11,000
内訳　県費	36,000	*2,093*	14,898	10,000	11,000

（２）文化戦略推進事業（基本事業　13101）　〈生活部〉

県民の心の豊かさを高めていく文化の振興については、長期的な取組方向のもとに展開することが重要であることから、各地域における文化、歴史、景観、風情などの面で価値のある資産等を活用した、個性と魅力のある、50年後の三重県のすがたを見据えたグランドデザインを策定します。

さらに、その実現に向けて、時代の動きに対応しつつ、県民の思いを受け止める戦略のもとに、効果的で広がりのある具体的アクションを推進していきます。

① 平成16年度に本県で開催する「日本文化デザインフォーラム」の議論等をもとに、50年後の三重県のすがたを見据えたグランドデザインを学識者や地域の活動家等を交えて策定します。

② グランドデザインの実現をめざして、推進体制をつくり、その中で基本的な推進方向となる戦略を構築した上で、県民やさまざまな活動主体と連携して戦略に沿った具体的アクションを展開します。

年　度		*2003（現状）*	2004（H16）	2005（H17）	2006（H18）
事業目標	**グランドデザインを実現するアクション（展開事業）数**	**－**	**－**	**1事業**	**3事業**
事業内容（項目）	①学識者や地域の活動家等との連携によるグランドデザインの策定	－	・グランドデザインの策定	－	－
	②グランドデザインの推進体制の整備と戦略の策定、具体的アクションの構築・推進	－	・推進体制整備 ・戦略策定 ・具体的アクションの構築	・具体的アクションの構築・推進	→
事業費（千円）	3か年の概算　40,000	－	8,939	15,000	16,000
内訳　県費	40,000	－	8,939	15,000	16,000

（３）歴史的・文化的遺産を活かした県事業等の推進環境づくり事業（基本事業　13104）

〈生活部〉

県事業や市町村事業を実施する中で、総合的な観点から歴史的・文化的遺産を活かした事業が展開できる県・市町村職員を育成するとともに、地域の活動者との交流機会づくりに取り組みます。

また、歴史的・文化的遺産の保全・活用における法令等を含めたさまざまな制度を活用したしくみを構築・運用することで地域の活動を支援・促進します。

① 県職員・市町村職員を対象に、歴史的・文化的遺産を活かした事業展開をコーディネートできる人材育成のための講座を開催します。
② 地域活動と行政の事業との連携・協働を促進するため、地域の活動者と行政の交流会、意見交換会を開催します。
③ 歴史的・文化的遺産の保全・活用に関連する法令等を含めたさまざまな制度の特性や効果等を整理し、それらの制度を活用して保全・活用に取り組めるしくみを学識者や地域の活動者等とともに構築して運用することにより、行政の効果的な事業を展開していく環境づくりを進めます。

年　度		*2003（現状）*	2004（H16）	2005（H17）	2006（H18）
事業目標	**歴史的・文化的遺産の保全・活用講座受講者数（累計）**	**－**	**－**	**100人**	**200人**
事業内容（項目）	①行政職員を対象とした保全・活用講座の開催（講座開催数）※１講座３回	－	－	2講座	2講座
	②地域の活動者と行政との交流会・意見交換会の開催（開催回数）	－	2回	2回	2回
	③歴史的・文化的遺産の保全・活用に関連した制度等を活用するためのしくみの構築・運用	*制度特性や効果等の整理*	→	しくみの構築・運用	→
事業費（千円）	3か年の概算　4,000	*1,695*	1,985	1,000	1,000
内訳　県費	4,000	*1,695*	1,985	1,000	1,000

（４）歴史資料の保存活用環境づくり事業（基本事業　13104）　〈生活部〉

明治期以来の県の公文書や、県史編さん事業に伴って収集した資料など、歴史的・文化的価値を有する資料を県民が気軽に活用できる環境を整備するとともに、これらの魅力をPRする取組を進め、県民が本県の歴史・文化に興味をもち、地域活動等につなげていくための条件整備をはかります。

①　県の既存施設を活用した、資料の保管・閲覧のための環境整備や資料整備を実施します。
②　県民の気軽な閲覧利用に資する「利用の手引」の作成、配布およびホームページでの公開を行います。
③　資料の魅力等をPRするためのブックレットの作成、配布およびホームページでの公開を行います。
④　小・中学生を対象に、歴史的・文化的価値を有する資料を活用した体験学習講座「調べてみよう！三重の歴史」を開催します。

年　度			*2003（現状）*	2004（H16）	2005（H17）	2006（H18）
事業目標	**県の資料の閲覧可能資料率**		***20%***	**30%**	**50%**	**60%**
事業内容（項目）	①資料の整備（整備資料数）		－	300冊	300冊	300冊
	②利用の手引きの作成（作成部数）		－	2,000部	－	－
	③ブックレットの作成（作成部数）		－	－	1,000部	1,000部
	④体験講座の開催（開催回数）		－	2回	2回	2回
事業費（千円）	3か年の概算	6,000	－	1,076	3,000	2,000
内訳	県費	6,000	－	1,076	3,000	2,000

絆3 熊野古道の保全と活用による地域活性化プログラム

主担当部局：地域振興部

現状とプログラムのねらい

熊野古道は、東紀州地域のかけがえのない歴史的・文化的資産として、2004年度（平成16年度）の世界遺産登録をめざしています。

これまでも、「熊野古道アクションプログラム」を策定および実施をはかるなど、その保全と活用に積極的に取り組んできました。

世界遺産登録時には、県内外から大変な脚光を浴びることが予想され、この機会を逃すことなく、熊野古道を中心とした地域資源の有効活用策の展開や地域での受入体制の整備に重点を置き、これを実施することで集客交流の推進をはかり、東紀州地域の活性化につなげていきます。



●熊野古道とは

熊野古道は、熊野の地と伊勢や大阪・和歌山、高野および吉野とを結ぶ古い街道の総称で、「熊野街道」「熊野参詣道」とも呼ばれており、この地域の雄大な海・山・川と、そこに精神性を求めた人びとの心が独特の文化的景観を生み出し、特徴ある文化遺産として異彩を放っています。

熊野古道の保全と活用における基本的な考え方とめざすべき姿、そして具体的な事業について住民と協働でまとめた「熊野古道アクションプログラム」を2002年度（平成14年度）に策定しています。

三重県地域振興部作成

プログラムの目標

熊野古道の保全と活用を中心に、地域の活性化につながる集客交流に必要な基盤整備と体制づくりを進めます。

プログラムの取組

●熊野古道への集客交流に向けて
（１）世界遺産（熊野古道）対策推進事業

●東紀州への集客交流に向けて
（２）熊野古道集客交流推進事業
（３）熊野古道中学生等交流事業

プログラムの事業費

（千円）

3　か　年	2004(H16)年度	2005(H17)年度	2006(H18)年度
3,178,000　程度	825,792	1,809,000	543,000

具体的な取組内容

取組方向　熊野古道への集客交流に向けて

（１）世界遺産（熊野古道）対策推進事業（基本事業　53403）　〈地域振興部〉

熊野古道の世界遺産登録を契機として東紀州地域の活性化に取り組みます。

①　熊野古道の保全・活用に関する考え方、めざすべき姿、具体的な事業の実施についてまとめた「熊野古道アクションプログラム」に基づき、地域住民、事業者、行政が協働して実施していきます。
②　世界遺産登録に併せて、世界遺産登録記念事業を和歌山県・奈良県と共同して実施するとともに、市町村のイベント開催支援等を行います。
③　トイレ、サインなど来訪者の増加に対する受入体制の整備を促進します。
④　道の駅等を活用して情報提供などの地域内ネットワークを構築します。

年　度			*2003（現状）*	2004（H16）	2005（H17）	2006（H18）
事業目標	**熊野古道の来訪者数**		***9万人***	**15万人**	**17万人**	**18万人**
事業内容（項目）	①熊野古道アクションプログラムの推進（協働プロジェクト推進テーマ数）		*4テーマ*	3テーマ	3テーマ	3テーマ
	②世界遺産登録記念事業の実施（わらび座の全国公演を含む）		― ―	記念事業実施（わらび座公演）	― →	― ―
	③来訪者に対応する受入基盤の整備	（整備数）	*トイレ等整備*	トイレ（3） サイン（120） 町石（350） 仮設トイレの整備対策	トイレ（2） サイン（100） の整備対策	トイレ（1） サイン（100） の整備対策
	④地域内ネットワーク構築		―	地域内ネットワーク構築	―	―
事業費（千円）	3か年の概算	177,000	*55,527*	128,032	34,000	15,000
内訳 県費		157,000	*55,527*	108,032	34,000	15,000
内訳 その他		20,000	―	20,000	―	―

取組方向　東紀州地域への集客交流に向けて

（２）熊野古道集客交流推進事業（基本事業　53403）　〈地域振興部〉

熊野古道を中心とした地域資源を有効活用し、集客交流の基盤づくりや体制づくりを実施していくことにより、集客交流につなげ、地域の活性化をはかります。

①　紀南振興プロデューサーを配置するとともに、集客交流に向けて戦略的に推進するための地域プロデュースの体制整備をはかります。
②　「紀南地域の振興策」（紀南地域活性化検討委員会策定）ならびに「紀南地域振興策の推進に向けての基本方針」（2004年（平成16年）３月県策定）に基づき、中核的交流施設の

整備など、集客交流の取組を進めます。

③　熊野古道への来訪者等への情報提供や展示機能等を有する東紀州地域全体の集客交流施設として、熊野古道センター（仮称）を整備します。

年　度			*2003(現 状)*	2004(H16)	2005(H17)	2006(H18)
事業目標	**東紀州地域の宿泊者数**		***24万人***	**25万人**	**27万人**	**29万人**
事業内容（項目）	①紀南集客交流プロデュース事業		*紀南振興プロデューサーの設置*	プロデュースセンター設置方針等決定	プロデュース協議会設置・展開	プロデュースセンター設置準備完了
	②中核的交流施設整備事業		*全体基本計画*	基本構想 用地取得→	施設設計・整備着工	コア施設整備
	③熊野古道センター（仮称）整備事業		*用地取得 基本構想策定 基本設計*	実施設計 造成工事 センター施設建設	→	センターオープン
事業費(千円)	3か年の概算	2,995,000	*91,086*	696,183	1,773,000	526,000
内訳	県費	591,000	*31,086*	80,220	335,000	176,000
	県債	910,000	—	—	560,000	350,000
	その他	1,494,000	*60,000*	615,963	878,000	—

（３）熊野古道中学生等交流事業（基本事業　12202）　〈教育委員会〉

子どもたちが、熊野古道の魅力についての理解を深め、次代につなげていくため、熊野古道をテーマとした特色ある教育活動を実施します。

①　和歌山、奈良、三重の３県の中学生が熊野古道の恵まれた自然や歴史・文化等についての理解を深めるため、体験活動等の交流会を開催します。

②　熊野古道をテーマとした特色ある教育活動を実施し、その取組成果についての発表会を開催します。

年　度			*2003(現 状)*	2004(H16)	2005(H17)	2006(H18)
事業目標	**中学生交流会・発表会への参加学校数**		***3校***	**5校**	**7校**	**9校**
事業内容（項目）	①紀伊半島３県の中学生交流会の開催（開催回数：下段は開催場所）		*1回 (和歌山県)*	1回 (奈良県)	1回 (三重県)	1回 (和歌山県)
	②熊野古道をテーマとした発表会の開催　（開催回数）		—	1回	2回	2回
事業費(千円)	3か年の概算	6,000	*851*	1,577	2,000	2,000
内訳	県費	6,000	*851*	1,577	2,000	2,000

絆4 高速道路と市町村合併を支援する道路整備プログラム

主担当部局：県土整備部

現状とプログラムのねらい

道路は県民の日常生活を支える大切な社会基盤であり、これまでも順次整備を進めてきました。

しかし、幹線道路の渋滞や大雨による度重なる通行止めなど県民の不満や不安は解消されておらず、市町村合併をはじめとした新たな地域動向など、県民の道路整備に対する期待も大きなものがあります。

また、財政状況が厳しい中、道路整備を進めていくためには、より効率的な事業執行と透明性の確保が求められています。

道路は、さまざまな役割を担った道路が相互につながり、ネットワークを形成することにより効果的に機能するものであり、その根幹をなす高速道路の整備や市町村合併を支援する道路の整備を重点的に進めることにより、人や地域の活発な交流・連携が進み、より強い“絆づくり”がはかられます。

このことは、私たちのめざす「みえの元気づくり」の基本となる産業の活性化や「みえのくらしづくり」における県民の安全・安心の確保にもつながっていくものと考えています。

重点プログラム期間（2004年度～2006年度）には、高速道路や合併支援道路に重点的に投資します！



三重県県土整備部作成

プログラムの目標

人や地域の活発な交流につながる、高速道路・市町村合併を支援する道路を積極的に整備、促進します。

プログラムの取組

●**市町村合併を支援する道路整備に向けて**

（１）市町村合併支援道路整備事業（県管理道路）
（２）市町村合併を支援する直轄道路事業

●**高速道路網の整備促進に向けて**

（３）高速道路に関連する用地取得対策事業
（４）高速道路に関連する施設整備事業
（５）高速道路に関連する市町村補助事業
（６）高速道路網に関連する直轄道路事業

プログラムの事業費

（千円）

3　か　年	2004（H16）年度	2005（H17）年度	2006（H18）年度
38,794,000　程度	12,839,231	12,903,000	13,052,000

具体的な取組内容

取組方向　市町村合併を支援する道路整備に向けて

市町村合併に伴う新市の地域づくりを積極的に支援するため、新市の中心部と周辺部を連絡する道路や公共施設等の共同利用を促進させるための道路の整備に取り組みます。

（１）市町村合併支援道路整備事業（県管理道路）（基本事業　55201）〈県土整備部〉

県管理道路では、国道365号員弁バイパスや県道久居美杉線など28か所（予定）の整備に取り組み、2006年度（平成18年度）までにこのうちの一部16.2kmの供用をはかり、地域間の交流、連携がはかれるよう道路整備を進めます。

（２）市町村合併を支援する直轄道路事業（基本事業　55201）〈県土整備部〉

市町村合併を中心とした道路整備を進めることにより、合併市町村および隣接都市の道路利用者の利便性の向上を促進します。具体的には、国道１号北勢バイパス・関バイパス、国道23号中勢バイパス、国道25号名阪国道、国道42号松阪多気バイパス・紀宝バイパスの整備を促進します。

年　度			*2003（現状）*	2004（H16）	2005（H17）	2006（H18）
事業目標		**市町村合併を支援する道路の供用延長（累計）**	***0km***	**4.4km**	**12.0km**	**24.1km**
事業内容（項目）		（１）の事業 県管理道路の整備 ・供用延長（累計） ・完成箇所（累計）	*0km* ―	4.4km 1か所	8.9km 4か所	16.2km 13か所
		（２）の事業 直轄国道の整備 ・供用延長（累計） ・供用箇所（累計）	*0km* ―	0km ―	3.1km 3か所	7.9km 4か所
事業費（千円）		3か年概算　31,369,000	*9,322,000*	10,340,885	10,439,000	10,589,000
内訳	県費	4,872,000	*3,061,950*	712,885	2,063,000	2,096,000
	国費	10,834,000	*3,516,050*	3,577,000	3,591,000	3,666,000
	県債	15,363,000	*2,719,000*	5,751,000	4,785,000	4,827,000
	その他	300,000	*25,000*	300,000	―	―

取組方向　高速道路網の整備促進に向けて

県民が安全、安心を実感できるよう道路ネットワークの根幹となる高速道路の整備を着実に進め、地域をつくる基盤となる高速道路網の整備に取り組みます。

（３）高速道路に関連する用地取得対策事業（基本事業　55102）　〈県土整備部〉

日本道路公団および国土交通省との連携をはかりながら、地権者に対して高規格幹線道路等の整備の必要性の理解を得るための交渉を行います。

（４）高速道路に関連する施設整備事業（基本事業　55102）　〈県土整備部〉

高速道路整備の進捗に合わせ、関連して必要となる河川および砂防施設等を整備します。

（５）高速道路に関連する市町村補助事業（基本事業　55102）　〈県土整備部〉

高速道路沿線市町村が行う高速道路に関連する公共施設整備に対して、財政的支援を行います。

（６）高速道路網に関連する直轄道路事業（基本事業　55102）　〈県土整備部〉

近畿自動車道紀勢線の整備と合わせ、大宮大台ICに関連する500ｍを供用します。また、国道42号熊野尾鷲道路でトンネル部分の概成および国道475号東海環状自動車道の四日市北JCTから北勢ICまでの用地買収を完了します。

年　度			*2003（現状）*	2004（H16）	2005（H17）	2006（H18）
事業目標		**県内の高速道路等の新規供用延長　（累計）**	***0km***	**4.0km**	**17.5km**	**17.5km**
事業内容（項目）		（３）、（４）、（５）の事業 東名阪自動車道の整備 （亀山直結線） ［東名阪自動車道 ～伊勢自動車道］ 供用延長（累計）	*0km*	4.0km	4.0km	4.0km
		（３）、（４）、（５）の事業 近畿自動車道紀勢線の整備 ［大宮大台IC ～勢和多気IC］ 供用延長（累計）	*0km*	0km	13.0km	13.0km
		（６）の事業 高速道路網を形成する直轄国道の整備 供用延長（累計）	*0km*	0km	0.5km	0.5km
事業費（千円）		3か年概算　7,425,000	*1,993,580*	2,498,346	2,464,000	2,463,000
内訳	県費	3,525,000	*1,309,880*	358,009	1,581,000	1,586,000
	県債	3,610,000	*657,000*	1,870,000	870,000	870,000
	その他	290,000	*26,700*	270,337	13,000	7,000

絆5 県民との協働でつくる一人ひとりが尊重され、誰もが参画できる社会づくりプログラム

主担当部局：生活部

現状とプログラムのねらい

県民の誰もがしあわせな社会生活を営むためには、一人ひとりが尊重され、すべての人びとが自らの可能性を生かした自己実現をはかることができる社会づくりが大切です。

しかし、同和問題や、いじめ・虐待をはじめとするさまざまな人権侵害などが、現在も大きな社会問題となっています。

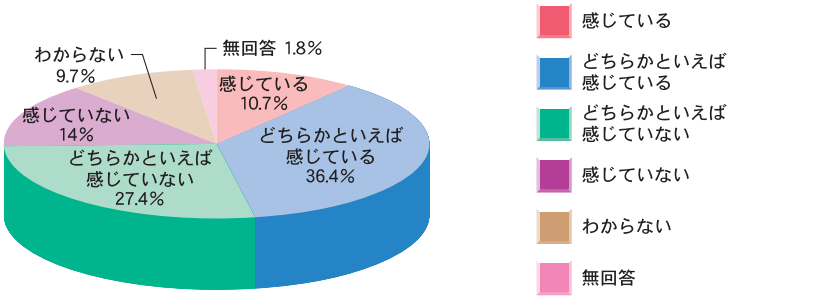
また、社会のあらゆる場面で、性別や年齢などにとらわれず共同参画が一層進んでいくことが求められています。

こうしたことから、行政による事業展開だけでなく、地域住民の主体的な活動をとおして人びとの意識の醸成をはかっていくことが重要であり、その推進が課題となっています。

このため、各地域の住民による主体的な活動の一層の活発化に向け、効果的な支援策を積極的に推進します。

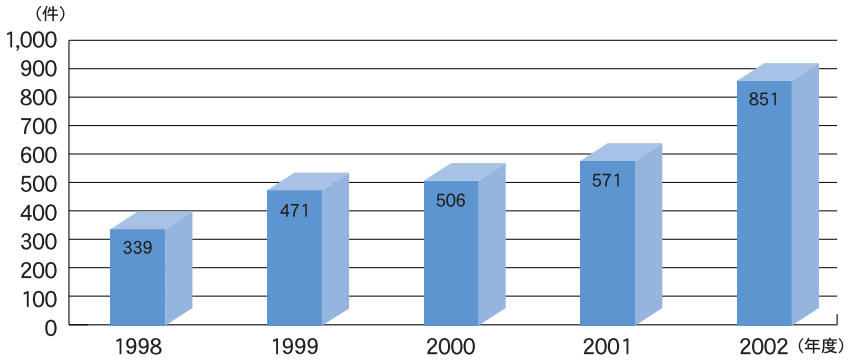
「現在は、人権が尊重されている社会であると感じている県民の割合」

県民意識基礎調査（2003年度実施）



（資料）三重県総合企画局

県人権センターにおける人権相談の件数



（資料）三重県人権センター

プログラムの目標

一人ひとりが尊重され、誰もが参画できる社会の実現のため、県民による地域活動への支援をとおして、県民意識を醸成します。

プログラムの取組

●地域住民等の主体的な活動展開への支援

（1）ひとにやさしいまちづくり支援事業
（2）子ども一人ひとりが尊重される学校づくり事業
（3）人権相談体制充実支援事業
（4）男女共同参画の視点で進める地域づくり事業
（5）男女共同参画地域エンパワメント支援事業
（6）ユニバーサルデザインアドバイザー地域展開支援事業
（7）地域住民や市町村によるDV防止取組支援事業

プログラムの事業費

（千円）

3　か　年	2004（H16）年度	2005（H17）年度	2006（H18）年度
155,000　程度	61,203	46,000	48,000

具体的な取組内容

取組方向　地域住民等の主体的な活動展開への支援

（1）ひとにやさしいまちづくり支援事業（基本事業　11102）　〈生活部〉

一人ひとりが尊重されるまちづくりの視点からの身近な課題の解決に向け、地域住民が主体的に取り組む活動を支援します。

① 地域住民が自ら参画し、一人ひとりが尊重されるまちづくりの視点に立った地域課題を解消するための、NPO、自治会、住民などで構成する活動組織による取組を支援します。（取組例：一人暮らしの高齢者への生活支援策、在住外国人との共生を進める取組、子どもの安全の確保など）

② 推進上の課題や取組方針の作成にあたり、NPO、自治会、住民などで構成する活動組織がコンサルタントなど専門家の参加を得られるよう支援します。

年　度			*2003（現状）*	2004（H16）	2005（H17）	2006（H18）
事業目標	**ひとにやさしいまちづくりの活動組織数　（累計）**		***9組織***	**9組織**	**18組織**	**18組織**
事業内容（項目）	①住民活動費の助成（助成件数）		*8件*	8件	16件	16件
	②専門家参加委託費の助成（助成件数）		*1件*	2件	4件	5件
事業費（千円）	3か年の概算	23,000	*4,500*	4,500	9,000	9,000
内訳	県費	23,000	*4,500*	4,500	9,000	9,000

（2）子ども一人ひとりが尊重される学校づくり事業（基本事業　11103）　〈教育委員会〉

一人ひとりが尊重される社会をめざし、子ども・保護者や地域住民などが参加するネットワーク活動を通じ、学校や地域における人権意識の高揚をはかります。

① 学校や地域において、子ども・保護者・地域住民が参加し、人権に関する活動等に取り組むネットワークづくりを進めます。

年　度			*2003（現状）*	2004（H16）	2005（H17）	2006（H18）
事業目標	**「子ども人権ネットワーク」の設置数**		**－**	**23**	**46**	**69**
事業内容（項目）	①「子ども人権ネットワーク」活動の支援　（学校数）		－	23校	23校	23校
事業費（千円）	3か年の概算	66,000	－	33,709	16,000	16,000
内訳	県費	66,000	－	33,709	16,000	16,000

（３）人権相談体制充実支援事業（基本事業　11102）　〈生活部〉

地域住民の身近な人権相談に応じるとともに、行政の相談窓口へ適切に導くことができる民間の人権相談員（兼行政の相談窓口へのコーディネーター）を養成することにより、人権相談体制の充実をはかります。

①　人権に関わるさまざまな課題や悩みを抱える県民が、地域のNPO等による相談窓口へ気軽に相談ができる体制を構築するための調査・研究を行いながら、教材を作成して、民間相談員の養成講座を開催します。
②　活動している民間相談員のスキルアップ[注)1]のため、教材を作成し、知識・技術・感性が一層向上できる研修会を実施します。

年　度		2003（現状）	2004（H16）	2005（H17）	2006（H18）
事業目標	**民間人権相談員の養成数（累計）**	**－**	**20人**	**40人**	**60人**
事業内容（項目）	①民間人権相談員の養成講座等の実施　（講座数）※1講座12回	－	1講座	1講座	1講座
	②民間人権相談員のスキルアップ研修の実施（研修会数）※1研修12回	－	－	1研修会	2研修会
事業費（千円）	3か年の概算　10,000	－	4,987	2,000	3,000
内訳　県費	10,000	－	4,987	2,000	3,000

（４）男女共同参画の視点で進める地域づくり事業（基本事業　11202）〈生活部〉

住民、市町村、県等で構成する男女共同参画の具体的な地域づくりを進める組織を地域ごとに設置し、地域特性を生かした取組への支援を行うことで、誰もが主役となって参画・協働できる地域社会づくりを進めます。

①　専門家等のアドバイスを得ながら、具体的な地域づくり事業を協働で進め、その中で、それぞれの有している力が発揮できるよう、研修・実践の機会を提供します。
②　地域づくりの取組の成果を確認し、ワークショップの開催など、今後の活動等に生かすための交流機会をつくります。
③　企業等による積極的な男女共同参画の地域づくりへの参画を確保するため、そのきっかけとしてDV[注)2]防止に係る共同行動などへの参加を呼びかけます。

注)1　スキルアップ：技能の向上
注)2　DV（ドメスティック・バイオレンス）：15ページをご覧ください。

年　度		2003(現状)	2004(H16)	2005(H17)	2006(H18)
事業目標	**男女共同参画の地域づくり活動への参画者数**	**2,000人**	**2,800人**	**2,900人**	**3,000人**
事業内容（項目）	①男女共同参画の地域づくり活動の協働による推進（推進地域数）	9地域	9地域	9地域	9地域
	②全県域、地域間の交流機会づくり（交流回数）	全県域1回	全県域2回 地域間でも別途開催	全県域2回	全県域2回
	③企業等との共同行動の企画と実施（参加企業数）	－	10社	20社	30社
事業費(千円)	3か年の概算　24,000	4,975	7,575	8,000	8,000
内訳　県費	24,000	4,975	7,575	8,000	8,000

（5）男女共同参画地域エンパワメント支援事業（基本事業　11201）〈生活部〉

地域において男女共同参画を推進する人材の育成・確保、市町村の円滑な事業展開に向けた支援を行い、地域住民が市町村と効果的に連携しながら男女共同参画を推進していくための環境づくり、条件整備を進めます。

① 住民等による講座・研修会開催のためのマニュアル・教材等を開発・提供し、住民の取組に関する相談・アドバイス等を実施することにより、住民の主体的な取組への支援を行います。
② 市町村による住民等を対象とした講座・研修会開催のためのマニュアル・教材等を開発・提供することにより、市町村の積極的な取組への支援を行います。
③ 市町村長インタビューを実施し、当該市町村内外にその内容を発表することにより、市町村情報の発信を支援します。
④ 男女共同参画推進員を配置して、地域情報を収集し、市町村、県、地域の活動団体、各種マスメディア等へ、それらの情報を提供することにより、情報収集力、発信力を強化します。

年　度		2003(現状)	2004(H16)	2005(H17)	2006(H18)
事業目標	**男女共同参画推進員による市町村等への地域情報の提供数**	**50件**	**300件**	**400件**	**500件**
事業内容（項目）	①住民支援のための教材等の開発・提供（開発・提供数）	1種類	1種類	1種類	1種類
	②市町村による講座・研修会のための教材等の開発・提供（開発・提供数）	1種類	1種類	1種類	1種類
	③市町村長インタビューの実施（回数）	1回	12回	12回	12回
	④男女共同参画推進員による情報の収集・発信（推進員配置数）	44人	100人	100人	100人
事業費(千円)	3か年の概算　13,000	5,782	5,095	4,000	4,000
内訳　県費	13,000	5,782	5,095	4,000	4,000

（６）ユニバーサルデザインアドバイザー地域展開支援事業（基本事業　33303）

〈健康福祉部〉

2000年度（平成12年度）から2002年度（平成14年度）にかけて養成した558名のユニバーサルデザインアドバイザーによる市民団体が、事業や協働のノウハウ[注)3]を蓄積し、今後、継続してユニバーサルデザイン[注)4]のまちづくりを地域展開できるように支援します。

① 講師の選定や依頼、案内の方法、視覚や聴覚に障害のある人への対応など、県が持っている講演会開催のノウハウを市民団体が得ることができるよう、団体と協働して講演会を開催します。
② 市民団体が、市町村および市町村社会福祉協議会と協働して地域で事業展開ができるよう、普及啓発キャンペーンを団体と協働して行います。

年　度			*2003（現状）*	2004（H16）	2005（H17）	2006（H18）
事業目標		**ユニバーサルデザイン活動団体所属会員数　（累計）**	***269人***	**400人**	**530人**	**680人**
事業内容（項目）		①ユニバーサルデザイン講演会開催委託　（団体数）	－	4団体	7団体	7団体
		②ユニバーサルデザインのまちづくりキャンペーン委託　（団体数）	－	11団体	13団体	15団体
事業費（千円）		3か年の概算　15,000	－	3,727	5,000	6,000
内訳	県費	15,000	－	3,727	5,000	6,000

（７）地域住民や市町村によるDV防止取組支援事業（基本事業　11204）

〈健康福祉部〉

地域や市町村で初期相談や周知・啓発等の取組が主体的に行われ、DV被害を受ける多くの女性の人権が尊重されるよう、DV防止の取組促進に向けた支援を行います。

① 地域で身近な支援者を養成するため、DV対応指導者養成セミナーを開催します。
② セミナー修了者の取組充実に向けた活動を支援します。
③ 地域における関係者の資質向上に向けた事例検討等を行います。

年　度			*2003（現状）*	2004（H16）	2005（H17）	2006（H18）
事業目標		**セミナー（基礎コース）修了者数　（累計）**	**－**	**40人**	**80人**	**120人**
事業内容（項目）		①DV対応指導者養成セミナーの開催　（受講者数） 基礎コース 専門コース	 － －	 40人 －	 40人 20人	 40人 20人
		②DVセミナー修了者への活動支援　（回数）	－	－	2回	2回
		③地域の関係者スキルアップ事例検討　（実施回数）	－	27回	27回	27回
事業費（千円）		3か年の概算　6,000	－	1,610	2,000	2,000
内訳	県費	5,000	－	1,351	2,000	2,000
	国費	0	－	259	0	0

注)3　ノウハウ：31ページをご覧ください。
注)4　ユニバーサルデザイン：128ページをご覧ください。

絆6 国際貢献・外国人との共生社会推進プログラム

主担当部局：生活部

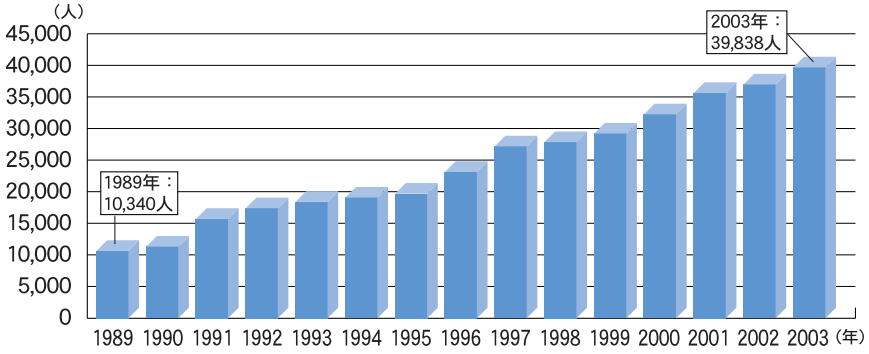
現状とプログラムのねらい

県内の外国人登録者数は、県人口の約2.1%（2003年末）を占めるまでに増加してきており、在住外国人との共生社会の実現が緊急の課題となっています。

また、一方で、青年海外協力隊など全国レベルの組織による国際貢献活動への参加者数の都道府県別人口比（2002年度：全国第38位）を見ると、県民の国際貢献意識は高いとは言えない状況にある中、国際貢献に対する県民の意識が高まり、県民主体の国際貢献活動が活発化し、国際社会の一員としての役割を果たしていくことが必要と考えられます。

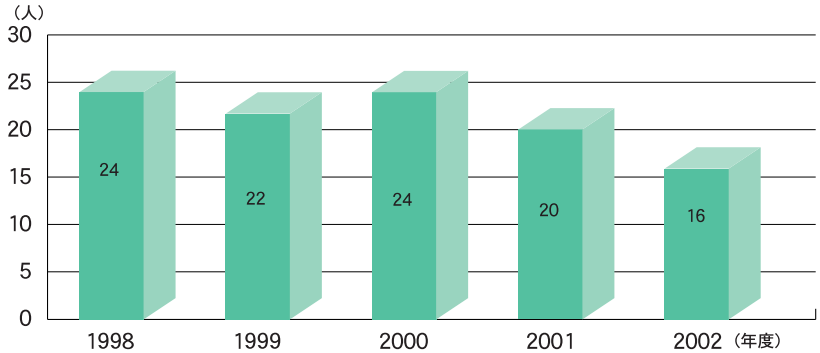
こうしたことから、外国人と日本人が、異なる文化や習慣を理解・尊重し、互いに協力しあって共生社会づくりを行う取組を進め、その中で異文化への理解や国際社会の一員としての意識を培いながら、活発な国際貢献活動が展開される環境づくりを進めます。

県内の外国人登録者数



（資料）三重県生活部

青年海外協力隊等への県内参加者数



都道府県別の青年海外協力隊等派遣実績（人口比）の三重県順位

1998年度	1999年度	2000年度	2001年度	2002年度
6位	22位	22位	29位	38位

（資料）三重県生活部

プログラムの目標

在住外国人が安心して暮らせる地域社会をつくるとともに、県民が国際社会の一員としての意識を高め国際貢献活動に取り組んでいける環境づくりを進めます。

プログラムの取組

●**在住外国人との共生社会づくりの推進**
（1）共生社会推進緊急プロジェクト事業
（2）外国人児童生徒教育支援事業

●**県民の国際貢献意識の醸成と人材育成の推進**
（3）やってみよう国際貢献事業

●**県民による国際貢献活動への支援の推進**
（4）国際協力支援事業

プログラムの事業費

（千円）

3　か　年	2004（H16）年度	2005（H17）年度	2006（H18）年度
191,000　程度	53,541	67,000	70,000

具体的な取組内容

取組方向　在住外国人との共生社会づくりの推進

（1）共生社会推進緊急プロジェクト事業（基本事業　51101）　〈生活部〉

在住外国人が抱える課題のうち緊急性の高いものを中心に、その解決に向けた取組を地域住民、NPO、企業、市町村等との連携・協働により推進します。

① 新たに地域社会の一員となった外国人に、日本の文化・習慣・医療・教育・労働面や役場での諸手続、各種相談窓口の所在や役割など、生活に必要な基礎的情報を提供するオリエンテーションを市町村、関係機関、NPO、地域住民等との連携・協働により県内各地域で開催するとともに、生活相談の実施、支援ネットワークの構築、行政文書の多言語化などを進めます。
② 在住外国人への対応・支援ができる防災ボランティアの養成研修、外国人向けの防災啓発を実施し、在住外国人が災害時に適切な行動がとれるよう条件整備を進めます。
③ 在住外国人が医療機関を利用する上での利便性を高め、不安解消をはかるため、医療通訳の派遣体制の整備を進めます。
④ 外国人児童の学習・教育環境の改善に向けた検討委員会を開催するとともに、不就学児童を主な対象とする学習・教育・交流機能を備えた居場所を、地域社会の構成員が協力して運営するモデルづくりに取り組みます。
⑤ 在住外国人が抱えるさまざまな課題について、継続性、採算性のあるコミュニティビジネス[注)1]の手法により解決をめざす取組を、セミナーや事業プランのコンペ、資金面での支援等を通じて推進し、外国人支援に関わる主体の裾野の拡大をはかります。

年　度		*2003(現状)*	2004(H16)	2005(H17)	2006(H18)
事業目標	**在住外国人への情報提供等を行う説明会等開催数（開催回数）**	**－**	**30回**	**40回**	**50回**
事業内容（項目）	①新たに居住することとなった外国人へ生活情報を提供するオリエンテーションの実施促進（実施市町村区域数）	－	4区域	6区域	8区域
	②外国人向けの防災啓発の実施（実施地域数）	－	3地域	7地域	7地域
	③医療通訳派遣制度の運用（派遣受入れ医療機関数）	*医療通訳の養成等*	7機関	11機関	15機関
	④外国人不就学児童の居場所づくり（か所数）	*課題検討等*	1か所	2か所	2か所
	⑤コミュニティビジネスの手法による在住外国人支援のモデルとなるしくみの構築支援（セミナー開催数、モデルの公募件数）	－	セミナー：3回	セミナー：3回 モデルの公募：2件	モデルの公募：2件
事業費(千円)	3か年の概算　52,000	*4,458*	9,558	21,000	21,000
内訳　県費	52,000	*4,458*	9,558	21,000	21,000

注)1　コミュニティビジネス：192ページをご覧ください。

（２）外国人児童生徒教育支援事業（基本事業　12205，51101）　〈教育委員会〉

外国人児童生徒が、日本語や文化・生活習慣を身につけるため、日本語指導や日常生活への適応指導に取り組みます。

①　巡回相談員等を学校へ派遣し、日本語指導や教育相談を実施します。
②　来日間もない外国人の子どもたちを対象とした「ことばの教室」による日本語指導や適応指導に取り組むとともに、不就学の外国人の子どもたちの実態把握を行います。
③　就学・入試等に関する資料（ポルトガル語等）を作成し、外国人児童生徒や保護者に対する就学や高校入試の制度および生活等についてのガイダンスを実施します。

年　度		*2003（現状）*	2004（H16）	2005（H17）	2006（H18）
事業目標	**定期的に日本語指導を受けている外国人児童生徒の割合**	***75%***	**76%**	**78%**	**80%**
事業内容（項目）	①学校における日本語指導・教育相談体制の充実（巡回相談員の学校への派遣回数）	*1,750回*	1,760回	1,780回	1,800回
	②外国人の子どもたちの就学に向けた取組の実施（ことばの教室の設置市町村数）	*6市町村*	6市町村	8市町村	10市町村
	③外国人児童生徒および保護者に対するガイダンス等の実施　（実施市町村数）	*6市町村*	6市町村	8市町村	10市町村
事業費（千円）	3か年の概算　46,000	*8,727*	13,530	15,000	17,000
内訳　県費	46,000	*8,727*	13,530	15,000	17,000

（3）やってみよう国際貢献事業（基本事業　51103）　〈生活部〉

国際貢献活動に携わる県民の裾野を拡大するため、県民の国際貢献意識の醸成と人材育成に取り組みます。

① 小・中・高校の授業等において、国際貢献に関する学習が推進できるよう、教員を対象とした研修会等を実施します。
② 大学等において、実践者による体験談等を交え、国際貢献の機会や方法を紹介するセミナー等を行います。
③ 県民を対象に、海外での貢献活動に係る県民講座と体験ツアー（スタディ・ツアー）を行い、国際貢献の気運の醸成と新たな活動家の掘り起こしを行います。
④ 県職員等を対象とした、国際貢献研修会の開催、国際貢献事業の提案募集を行うことなどにより、県職員等が国際貢献に参加しやすいしくみづくりを進めます。

年　度			*2003(現状)*	2004(H16)	2005(H17)	2006(H18)
事業目標	**セミナー・講座等参加者数**		**－**	**120人**	**140人**	**160人**
事業内容（項目）	①教員を対象とした研修会等の実施（研修会開催回数）		－	4回	4回	4回
	②大学等における海外体験セミナー等の実施　（実施回数）		－	3回	4回	4回
	③県民を対象とした国際貢献活動に関する講座と体験ツアーの実施　（実施回数）		－	講座1回 体験ツアー1回	講座1回 体験ツアー1回	講座1回 体験ツアー1回
	④県職員等を対象とした国際貢献研修会等の実施（研修会開催回数）		－	2回	2回	2回
事業費(千円)	3か年の概算	20,000	－	5,286	7,000	8,000
内訳	県費	20,000	－	5,286	7,000	8,000

（４）国際協力支援事業（基本事業　51103）　〈生活部〉

県民が行う国際貢献活動の底上げをはかり、活動を促進するため、県民主体の積極的な国際貢献活動をサポートします。

① 国際貢献フェスタの開催等を通じ、県民に対してNPO等による国際貢献活動を紹介するとともに、国際貢献活動への県民参加を呼びかけることにより、NPO等の活動を支援します。
② シニア世代の有する教育、農林水産業、環境などの知識・技術を活かした、海外における貢献活動の機会をつくります。
③ 県内企業等に外国人技術研修員を受け入れる機会を提供し、企業等による国際貢献活動を促進します。

年　度			*2003（現状）*	2004（H16）	2005（H17）	2006（H18）
事業目標		**県が支援した国際貢献活動を行う団体、個人数**	**－**	**20 団体・人**	**25 団体・人**	**30 団体・人**
事業内容（項目）		①国際貢献フェスタの開催（開催回数）	－	1回	1回	1回
		②シニア世代の有する知識・技術を活かした、海外での貢献活動の機会づくり（シニア活動者数）	－	5人	5人	5人
		③県内企業等が外国人技術研修員を受け入れる機会の提供（受入れ企業数）	*8社*	8社	8社	8社
事業費（千円）		3か年の概算　73,000	*26,791*	25,167	24,000	24,000
内訳	県費	73,000	*16,781*	25,167	24,000	24,000
	国費	－	*10,010*	－	－	－

絆7 分権・自治推進プログラム

主担当部局：地域振興部

現状とプログラムのねらい

住民、市町村、県などさまざまな主体が、対等・協力の関係のもとに、それぞれの役割分担で地域の課題に取り組む社会を実現することが、地方分権推進の重要な課題となっています。

これまで行政が主体で取り組んできた公共的な課題や問題の中で、身近なまちづくりなどについては、行政に頼らず、住民やコミュニティ組織、NPOその他民間セクターが協働して、自ら取り組むことのできるしくみづくりを促進します。

行政面では、「補完性の原理」の考え方に基づき、市町村が可能な限り住民に身近な行政事務を処理することができる、自立性の高い行政主体となるよう、市町村の規模や能力のさらなる充実強化をはかります。

県は、「基礎自治体優先の原則」をこれまで以上に実現していくため、市町村に対する補完的役割を縮減するとともに、広域自治体としての機能強化をはかります。

分権型社会の実現に向けて県として取り組むべき方向

三重県地方分権推進方針（2003年（平成15年）3月策定）

基本戦略

住民自治基盤の拡充

住民が互いに助け合いながら、進んで地域の問題解決に取り組んだり、行政に参加したりすること。

市町村の内発力向上

県と市町村が役割を分担し、市町村に対する県の関与を減らすことで、住民とともに魅力的な地域づくりをできるようにすること。

県の機能の見直しと複線型地方自治への転換

県を広域自治体にふさわしい機能に再編し、国－県－市町村の行政構造にとらわれず、他府県や市町村と柔軟な広域行政に取り組むこと。

プログラムの目標

住民の自発的なまちづくり活動や行政への参画を進めるとともに、市町村の自主性、自立性を高めるため、市町村合併を進め、権限移譲や県の関与を縮減する方向で県単市町村補助金などの見直しを行います。

プログラムの取組

●**地方分権の推進に向けて**

（１）地方分権推進事業

（２）市町村合併推進事業

プログラムの事業費

（千円）

3　か　年	2004(H16)年度	2005(H17)年度	2006(H18)年度
3,618,000　程度	953,652	1,179,000	1,485,000

具体的な取組内容

取組方向　地方分権の推進に向けて

（１）地方分権推進事業（基本事業　52201）　〈地域振興部〉

分権型社会を実現していくためには、住民、市町村、県が、その実現に向けて協働し、それぞれの役割を適切に果たしていくことが求められています。

この具体化に向けて、

・地域内分権に向けた気運の醸成
・県と市町村の役割分担の明確化や適正化と、県から市町村に対する関与の縮減
・県の機能見直しと複線型地方自治への転換

に取り組みます。

① 住民自治基盤の拡充

地域内分権システム研究会で市町村区域よりも小さい地域（合併前の旧市町村、小学校区、中学校区など）における行政組織内分権、住民と市町村との協働システムなどを研究し、地域内分権に関する認識を深め人材を育成するとともに、地域内分権の実現に向けた各地域における取組を支援することとしています。

② 県事業の市町村における一体的実施

住民サービスの向上等の観点から市町村で実施した方がより望ましい事業については、その執行を全面的に市町村に委ねるしくみを導入します。

③ 包括的権限移譲の推進

県と市町村との役割分担をふまえ、市町村がより自立的に行政運営を行うことができるよう、特定行政分野ごとに関連する事務権限をパッケージ化し、市町村の規模や能力に応じて移譲する方式を導入します。

④ 県単独市町村補助金の抜本的見直し

事業実施に係る県からの強い関与をなくし、市町村の自主性の向上をはかるため、現行の個々の県単独市町村補助金を見直し、個別メニューを包括化する「補助金の総合化」などを視野に抜本的な見直しを行います。

⑤ 県機能の見直しと複線型地方自治への転換

道州制や府県合併など市町村合併進展後の県のあり方に関するさまざまな提言について、検討を深めます。

また、住民サービスの向上や行政の効率性などの観点から、県本庁と県民局の事務事業の再配分を行い、その上で、県民局のあり方について、市町村合併による市町村の数や規模・能力の変化に応じて、所管区域も含め抜本的に見直します。

年　度			2003(現状)	2004(H16)	2005(H17)	2006(H18)
事業目標	**市町村への権限移譲度※**		***1850***	**1870**	**1900**	**1970**
事業内容（項目）	①地域へのアドバイザー派遣（派遣箇所数）		―	10か所	15か所	15か所
	②県事業の市町村における一体的実施		―	制度設計	事業実施	→
	③権限移譲の推進		―	包括的権限移譲計画案作成	→	包括的権限移譲実施
	④県単独市町村補助金、市町村負担金の見直し		―	補助金の見直しと総合化実施計画案作成	補助金の見直しと補助金総合化モデル実施	→
	⑤中部圏知事会、中経連・関経連、関西協議会での検討（検討回数）		*10回*	10回	15回	15回
事業費(千円)	3か年の概算	25,000	*8,110*	11,092	7,000	7,000
内訳 県費		25,000	*8,110*	11,092	7,000	7,000

※　権限移譲項目数に権限移譲市町村数を乗じた値

（2）市町村合併推進事業（基本事業　52202）　〈地域振興部〉

分権型社会の実現に向けて、地域の総合的な行政主体としての市町村には、自治能力を高め、自らの責任と判断で住民ニーズを反映した行政運営を行うことができるよう、その行財政基盤を確立することが求められており、そのために市町村合併は避けて通ることのできない課題であることから、それぞれの地域の主体的な取組を積極的に支援することにより、自主的な市町村合併を推進します。

①　住民や民間団体など多様な主体への市町村合併に関する各種の情報提供等を行うとともに、合併協議会における自主的な取組に対して、職員の派遣や合併協議会支援補助金等による人的・財政的支援を行います。
②　合併市町村に対しては、ハード・ソフト両面から一体的・自立的なまちづくりが進められるよう、合併支援交付金制度に基づく財政支援を行います。

年　度			2003(現状)	2004(H16)	2005(H17)	2006(H18)
事業目標	**新市町村まちづくり進捗度※**		***0%***	**5%**	**15%**	**25%**
事業内容（項目）	①合併協議会に対する人的・財政的支援（地域数）		*14地域*	13地域	―	―
	②合併支援交付金による財政支援（団体数）		*1団体*	14団体	14団体	14団体
事業費(千円)	3か年の概算	3,593,000	*230,524*	942,560	1,172,000	1,478,000
内訳 県費		3,593,000	*215,524*	942,560	1,172,000	1,478,000
内訳 国費		―	*15,000*	―	―	―

※　新市町村建設計画の財政計画に対する実績累計額の割合

三重県総合計画

「県民しあわせプラン・戦略計画」

2004年（平成16年） 4 月

三　重　県

〒514-8570 津市広明町13番地
TEL 059-224-2062（総合企画局政策推進室）
FAX 059-224-2075
Email seisaku@pref.mie.jp
URL http://www.pref.mie.jp/shiawase/hp/

R100